

児童相談所関連データ

- 1 児童相談所及び一時保護所設置状況
- 2 全国児童相談所一覧(令和4年7月1日現在)
- 3 児童福祉司、児童心理司の配置状況について(令和4年4月1日現在)
- 4 児童福祉司の任用区分一覧について(令和4年4月1日現在)
- 5 児童相談所長の資格区分一覧について(令和4年4月1日現在)
- 6 児童福祉司、児童心理司の勤務年数について(令和4年4月1日現在)
- 7 スーパーバイザー(指導教育担当児童福祉司)の配置状況について(令和4年4月1日現在)
- 8 里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置状況について(令和4年4月1日現在)
- 9 医師又は保健師の配置状況について(令和4年4月1日現在)
- 10 弁護士配置状況について(令和4年4月1日現在)
- 11 所長の採用区分構成割合(令和4年4月1日現在)
- 12 児童福祉司の採用区分構成割合(令和4年4月1日現在)
- 13 児童心理司の採用区分構成割合(令和4年4月1日現在)
- 14 児童相談所における警察官、教員等の配置状況(令和4年4月1日現在)
- 15 児童相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について(令和4年4月1日現在)
- 16 児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況(令和4年4月1日現在)
- 17 一時保護所の現状について
- 18 個別対応のための環境改善(令和4年4月1日現在)
- 19 児童相談所業務の民間団体等への委託状況(令和4年4月1日現在)
- 20 児童福祉司等の処遇改善について

児童相談所及び一時保護所設置状況

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	3年度 (R4.4.1現在)				4年度 (R4.4.1現在)				増減数			
	児童相談所	支所を有する児童相談所数	支所の数	一時保護所	児童相談所	支所を有する児童相談所数	支所の数	一時保護所	児童相談所	支所を有する児童相談所数	支所の数	一時保護所
北海道	8	2	2	8	8	2	2	8	0	0	0	0
青森県	6	0	0	1	6	0	0	1	0	0	0	0
岩手県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
宮城県	3	1	1	1	3	1	1	1	0	0	0	0
秋田県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
山形県	2	1	1	2	2	1	2	2	0	0	1	0
福島県	4	3	3	4	4	3	3	4	0	0	0	0
茨城県	5	0	0	1	5	0	0	1	0	0	0	0
栃木県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
群馬県	3	1	1	2	3	1	1	2	0	0	0	0
埼玉県	7	0	0	4	7	0	0	4	0	0	0	0
千葉県	6	1	1	6	6	1	1	6	0	0	0	0
東京都	10	0	0	6	10	0	0	8	0	0	0	2
神奈川県	6	0	0	3	6	0	0	3	0	0	0	0
新潟県	5	1	1	3	5	1	1	3	0	0	0	0
富山県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
石川県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
福井県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
山梨県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
長野県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
岐阜県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
静岡県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
愛知県	10	0	0	2	10	0	0	2	0	0	0	0
三重県	6	0	0	2	6	0	0	2	0	0	0	0
滋賀県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
京都府	3	1	1	3	3	1	1	3	0	0	0	0
大阪府	6	0	0	2	6	0	0	2	0	0	0	0
兵庫県	7	2	2	1	7	2	2	1	0	0	0	0
奈良県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
和歌山県	2	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0
鳥取県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
島根県	4	1	1	4	4	1	1	4	0	0	0	0
岡山県	3	1	3	2	3	1	3	2	0	0	0	0
広島県	3	0	0	2	3	0	0	2	0	0	0	0
山口県	6	0	0	1	6	0	0	1	0	0	0	0
徳島県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
香川県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
愛媛県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
高知県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
福岡県	6	0	0	5	6	0	0	5	0	0	0	0
佐賀県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
長崎県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
熊本県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
大分県	2	0	0	1	2	1	1	1	0	1	1	0
宮崎県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
鹿児島県	3	0	0	2	3	0	0	2	0	0	0	0
沖縄県	2	1	2	2	2	1	2	2	0	0	0	0
札幌市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
仙台市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
さいたま市	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
千葉市	1	0	0	1	2	0	0	1	1	0	0	0
横浜市	4	0	0	4	4	0	0	4	0	0	0	0
川崎市	3	0	0	2	3	0	0	2	0	0	0	0
相模原市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
新潟市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
静岡市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
浜松市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
名古屋市	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
京都市	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
大阪市	3	0	0	3	3	3	0	3	0	3	0	0
堺市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
神戸市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
岡山市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
広島市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
北九州市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
福岡市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
熊本市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
港区	1	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0
世田谷区	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
荒川区	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
中野区	-	-	-	-	1	0	0	1	1	0	0	1
江戸川区	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
横須賀市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
金沢市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
明石市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
奈良市	-	-	-	-	1	0	0	1	1	0	0	1
合計	225	17	20	145	228	22	22	149	3	5	2	4

※中野区及び奈良市は令和4年4月1日児童相談所開所。

全国児童相談所一覧（令和4年7月1日現在）

児童相談所虐待対応ダイヤル
 24時間365日お近くの児童相談所に電話をおつなぎします。
189
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/>

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所	〒	住所	電話番号
1 北海道	中央児童相談所	064-8564	札幌市中央区円山西町2-1-1	011-631-0301
	旭川児童相談所	070-0040	旭川市10条通11	0166-23-8195
	稚内分室	097-0002	稚内市潮見1-11	0162-32-6171
	帯広児童相談所	080-0801	帯広市東1条南1-1-2	0155-22-5100
	釧路児童相談所	085-0805	釧路市桜ヶ岡1-4-32	0154-92-3717
	函館児童相談所	040-8552	函館市中島町37-8	0138-54-4152
	北見児童相談所	090-0061	北見市東陵町36-3	0157-24-3498
	岩見沢児童相談所	068-0828	岩見沢市鳩が丘1-9-16	0126-22-1119
	室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市寿町1-6-12	0143-44-4152
	苫小牧分室	053-0045	苫小牧双葉町3-7-2	0144-61-1882
2 青森	中央児童相談所	038-0003	青森市石江字江渡5-1	017-781-9744
	弘前児童相談所	036-8356	弘前市下銀町14-2	0172-36-7474
	八戸児童相談所	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-2271
	五所川原児童相談所	037-0046	五所川原市栄町10	0173-38-1555
	七戸児童相談所	039-2574	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176-60-8086
	むつ児童相談所	035-0073	むつ市中央1-1-8	0175-23-5975
3 岩手	福祉総合相談センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9600
	宮古児童相談所	027-0075	宮古市和見町9-29	0193-62-4059
	一関児童相談所	021-0027	一関市竹山町5-28	0191-21-0560
4 宮城	中央児童相談所	981-1217	名取市美田園2-1-4	022-784-3583
	東部児童相談所	986-0850	石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1121
	気仙沼支所	988-0066	気仙沼市東新城3-3-3	0226-21-1020
	北部児童相談所	989-6161	大崎市古川駅南2-4-3	0229-22-0030
5 秋田	中央児童相談所	010-1602	秋田市新屋下川原町1-1	018-862-7311
	北児童相談所	018-5601	大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956
	南児童相談所	013-8503	横手市旭川1-3-46	0182-32-0500
6 山形	福祉相談センター	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1195
	庄内児童相談所	997-0013	鶴岡市道形町49-6	0235-22-0790
7 福島	中央児童相談所	960-8002	福島市森合町10-9	024-534-5101
	県中児童相談所	963-8540	郡山市麓山1-1-1	024-935-0611
	白河相談室	961-0074	白河市字郭内127	0248-22-5648
	会津児童相談所	965-0003	会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	0242-23-1400
	南会津相談室	967-0004	南会津町田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0309
	浜児童相談所	970-8033	いわき市自由が丘38-15	0246-28-3346
8 茨城	南相馬相談室	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1135
	中央児童相談所	310-0005	水戸市水府町864-16	029-221-4150
	日立児童相談所	317-0072	日立市弁天町3-4-7	0294-22-0294
	鉾田児童相談所	311-1517	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-4119
	土浦児童相談所	300-0812	土浦市下高津3-14-5	029-821-4595
	筑西児童相談所	308-0841	筑西市二木成615	0296-24-1614
9 栃木	中央児童相談所	320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
	県南児童相談所	328-0042	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
	県北児童相談所	329-2723	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
10 群馬	中央児童相談所	379-2166	前橋市野中町360-1	027-261-1000
	北部支所	377-0027	渋川市金井394	0279-20-1010
	西部児童相談所	370-0829	高崎市高松町6	027-322-2498
	東部児童相談所	370-0321	太田市新田木崎町369-5	0276-57-6111
11 埼玉	中央児童相談所	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
	南児童相談所	333-0848	川口市芝下1-1-56	048-262-4152
	川越児童相談所	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
	所沢児童相談所	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
	熊谷児童相談所	360-0014	熊谷市箱田5-12-1	048-521-4152
	越谷児童相談所	343-0033	越谷市恩間402-1	048-975-4152
	草加児童相談所	340-0035	草加市西町425-2	048-920-4152

12 千葉	中央児童相談所	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-2	043-253-4101
	市川児童相談所	272-0026	市川市東大和田2-8-6	047-370-1077
	船橋支所	273-0014	船橋市高瀬町66-18 (千葉県消費者センター3階)	047-420-1600
	柏児童相談所	277-0831	柏市根戸445-12	04-7131-7175
	銚子児童相談所	288-0813	銚子市台町2183	0479-23-0076
	東上総児童相談所	297-0029	茂原市高師3007-6	0475-27-1733
	君津児童相談所	299-1151	君津市中野4-18-9	0439-55-3100
13 東京	児童相談センター	169-0074	新宿区北新宿4-6-1	03-5937-2302
	北児童相談所	114-0002	北区王子6-1-12	03-3913-5421
	品川児童相談所	140-0001	品川区北品川3-7-21	03-3474-5442
	立川児童相談所	190-0023	立川市柴崎町2-21-19	042-523-1321
	江東児童相談所	135-0051	江東区枝川3-6-9	03-3640-5432
	杉並児童相談所	167-0052	杉並区南荻窪4-23-6	03-5370-6001
	小平児童相談所	187-0002	小平市花小金井1-31-24	042-467-3711
	八王子児童相談所	193-0931	八王子市台町3-17-30	042-624-1141
	足立児童相談所	123-0872	足立区江北3-8-12	03-3854-1181
	多摩児童相談所	206-0024	多摩市諏訪2-6	042-372-5600
14 神奈川	中央児童相談所	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-1600
	平塚児童相談所	254-0075	平塚市中原3-1-6	0463-73-6888
	鎌倉三浦地域児童相談所	238-0006	横須賀市日の出町1-4-7	046-828-7050
	小田原児童相談所	250-0042	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
	厚木児童相談所	243-0004	厚木市水引2-11-7	046-240-6430
	大和綾瀬地域児童相談所	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-81-8066
15 新潟	中央児童相談所	950-0121	新潟市江南区亀田向陽4-2-1	025-381-1111
	長岡児童相談所	940-0857	長岡市沖田1-237	0258-35-8500
	上越児童相談所	943-0807	上越市春日山町3-4-17	025-524-3355
	新発田児童相談所	957-8511	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9131
	南魚沼児童相談所	949-6680	南魚沼市六日町620-2	025-770-2400
16 富山	富山児童相談所	930-0964	富山市東石金町4-52	076-423-4000
	高岡児童相談所	933-0806	高岡市赤祖父172-1	0766-21-2124
17 石川	中央児童相談所	920-8557	金沢市本多町3-1-10	076-223-9553
	七尾児童相談所	926-0031	七尾市古府町そ部8番1	0767-53-0811
18 福井	総合福祉相談所	910-0026	福井市光陽2-3-36	0776-24-5138
	敦賀児童相談所	914-0074	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858
19 山梨	中央児童相談所	400-0851	甲府市住吉2-1-17	055-288-1780
	都留児童相談所	402-0054	都留市田原3-5-24	0554-45-7838
20 長野	中央児童相談所	380-0872	長野市大字南長野妻科282-7	026-238-8010
	松本児童相談所	390-1401	松本市波田9986	0263-91-3370
	飯田児童相談所	395-0157	飯田市大瀬木1107-54	0265-25-8300
	諏訪児童相談所	392-0131	諏訪市湖南3248-3	0266-52-0056
	佐久児童相談所	385-0022	佐久市岩村田3152-1	0267-67-3437
21 岐阜	中央子ども相談センター	502-0854	岐阜市鷺山向井2563-79	058-273-2111
	西濃子ども相談センター	503-0852	大垣市禾森町5-1458-10	0584-78-4838
	中濃子ども相談センター	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
	東濃子ども相談センター	507-8708	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
	飛騨子ども相談センター	506-0032	高山市千島町35-2	0577-32-0594
22 静岡	中央児童相談所	426-0075	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-646-3570
	賀茂児童相談所	415-0016	下田市中531-1	0558-24-2038
	東部児童相談所	410-8543	沼津市高島本町1-3	055-920-2085
	富士児童相談所	416-0906	富士市本市場441-1	0545-65-2141
	西部児童相談所	438-8622	磐田市見付3599-4	0538-37-2810
23 愛知	中央児童・障害者相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7250
	海部児童・障害者相談センター	496-8535	津島市西柳原町1-14	0567-25-8118
	知多児童・障害者相談センター	475-0902	半田市宮路町1-1	0569-22-3939
	西三河児童・障害者相談センター	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2779
	豊田加茂児童・障害者相談センター	471-0024	豊田市元城町2-68	0565-33-2211
	新城設楽児童・障害者相談センター	441-1326	新城市字中野6-1	0536-23-7366
	東三河児童・障害者相談センター	440-0806	豊橋市八町通5-4	0532-54-6465
	一宮児童相談センター	491-0917	一宮市昭和1-11-11	0586-45-1558
	春日井児童相談センター	480-0304	春日井市神屋町713-8	0568-88-7501
	刈谷児童相談センター	448-0851	刈谷市神田町1-3-4	0566-22-7111

24 三重	北勢児童相談所	510-0894	四日市市大字泊村977-1	059-347-2030
	鈴鹿児童相談所	513-0809	鈴鹿市西条5-117	059-382-9794
	中勢児童相談所	514-0113	津市一身田大古曾694-1	059-231-5666
	南勢志摩児童相談所	516-8566	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5143
	伊賀児童相談所	518-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-8060
	紀州児童相談所	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3435
25 滋賀	中央子ども家庭相談センター	525-0072	草津市笠山7-4-45	077-562-1121
	彦根子ども家庭相談センター	522-0043	彦根市小泉町932-1	0749-24-3741
	大津・高島子ども家庭相談センター	520-0801	大津市におの浜4-4-5	077-548-7768
26 京都	家庭支援総合センター	605-0862	京都市東山区清水4-185-1	075-531-9600
	宇治児童相談所	611-0033	宇治市大久保町井ノ尻13-1	0774-44-3340
	京田辺支所	610-0332	京田辺市興戸小モ詰18-1	0774-68-5520
	福知山児童相談所	620-0881	福知山市字堀小字内田1939-1	0773-22-3623
27 大阪	中央子ども家庭センター	572-0838	寝屋川市八坂町28-5	072-828-0161
	池田子ども家庭センター	563-0041	池田市満寿美町9-17	072-751-2858
	吹田子ども家庭センター	564-0072	吹田市出口町19-3	06-6389-3526
	東大阪子ども家庭センター	577-0809	東大阪市永和1-7-4	06-6721-1966
	富田林子ども家庭センター	584-0031	富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内	0721-25-1131
	岸和田子ども家庭センター	596-0043	岸和田市宮前町7-30	072-445-3977
28 兵庫	中央こども家庭センター	673-0021	明石市北王子町13-5	078-923-9966
	洲本分室	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2075
	尼崎こども家庭センター	661-0974	尼崎市若王寺2-18-3	06-4950-5001
	西宮こども家庭センター	662-0862	西宮市青木町3-23	0798-71-4670
	川西こども家庭センター	666-0017	川西市火打1-12-16	072-756-6633
	丹波分室	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3866
	加東こども家庭センター	679-0212	加東市下滝野1269-2	0795-27-8250
	姫路こども家庭センター	670-0092	姫路市新在家本町1-1-58	079-297-1261
	豊岡こども家庭センター	668-0063	豊岡市正法寺446	0796-22-4314
29 奈良	中央こども家庭相談センター	630-8306	奈良市紀寺町833	0742-26-3788
	高田こども家庭相談センター	635-0095	大和高田市大中17-6	0745-22-6079
30 和歌山	子ども・女性・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見1437-218	073-445-5312
	紀南児童相談所	646-0011	田辺市新庄町3353-9	0739-22-1588
	新宮分室	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9634
31 鳥取	中央児童相談所	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-23-6080
	米子児童相談所	683-0052	米子市博労町4-50	0859-33-1471
	倉吉児童相談所	682-0021	倉吉市宮川町2-36	0858-23-1141
32 島根	中央児童相談所	690-0823	松江市西川津町3090-1	0852-21-3168
	隠岐相談室	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9810
	出雲児童相談所	693-0051	出雲市小山町70	0853-21-0007
	浜田児童相談所	697-0005	浜田市上府町イ2591	0855-28-3560
	益田児童相談所	698-0041	益田市高津4-7-47	0856-22-0083
33 岡山	中央児童相談所	700-0807	岡山市北区南方2-13-1	086-235-4152
	倉敷児童相談所	710-0052	倉敷市美和1-14-31	086-421-0991
	井笠相談室	714-8502	笠岡市六番町2-5	0865-69-1680
	高梁分室	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2833
	高梁分室新見相談室	718-8550	新見市高尾2400	0866-21-2833
	津山児童相談所	708-0004	津山市山北288-1	0868-23-5131
34 広島	西部こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東4-1-26	082-254-0381
	東部こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2340
	北部こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181
35 山口	中央児童相談所	753-0814	山口市吉敷下東4-17-1	083-902-2189
	岩国児童相談所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1513
	周南児童相談所	745-0836	周南市慶万町2-13	0834-21-0554
	宇部児童相談所	755-0033	宇部市琴芝町1-1-50	0836-39-7514
	下関児童相談所	751-0823	下関市貴船町3-2-2	083-223-3191
	萩児童相談所	758-0041	萩市江向531-1	0838-22-1150
36 徳島	中央こども女性相談センター	770-0942	徳島市昭和町5-5-1	088-622-2205
	南部こども女性相談センター	774-0011	阿南市領家町野神319	0884-22-7130
	西部こども女性相談センター	777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-53-3110
37 香川	子ども女性相談センター	760-0004	高松市西宝町2丁目6-32	087-862-8861
	西部子ども相談センター	763-0082	丸亀市土器町東8丁目526	0877-24-3173

38 愛媛	福祉総合支援センター	790-0811	松山市本町7-2	089-922-5040
	東予子ども・女性支援センター	792-0825	新居浜市星原町14-38	0897-43-3000
	南予子ども・女性支援センター	798-0060	宇和島市丸之内3-1-19	0895-22-1245
39 高知	中央児童相談所	780-8081	高知市若草町10-5	088-821-6700
	幡多児童相談所	787-0050	四万十市渡川1-6-21	0880-37-3159
40 福岡	福岡児童相談所	816-0804	春日市原町3-1-7	092-586-0023
	久留米児童相談所	830-0047	久留米市津福本町281	0942-32-4458
	田川児童相談所	826-0041	田川市大字弓削田188	0947-42-0499
	大牟田児童相談所	836-0027	大牟田市西浜田町4-1	0944-54-2344
	宗像児童相談所	811-3436	宗像市東郷5-5-3	0940-37-3255
41 佐賀	京築児童相談所	828-0021	豊前市大字八屋2007-1	0979-84-0407
	中央児童相談所	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-26-1212
42 長崎	北部児童相談所	847-0012	唐津市大名小路3-1	0955-73-1141
	長崎こども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-6166
43 熊本	佐世保こども・女性・障害者支援センター	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080
	中央児童相談所	861-8039	熊本市東区長嶺南2-3-3	096-381-4451
44 大分	八代児童相談所	866-8555	八代市西片町1660	0965-32-4426
	中央児童相談所	870-0891	大分市荏隈2丁目3番1号	097-544-2016
	城崎分室	870-0045	大分市城崎町2丁目3番4号	097-579-6650
45 宮崎	中津児童相談所	871-0024	中津市中央町1-10-22	0979-22-2025
	中央児童相談所	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551
	都城児童相談所	885-0017	都城市年見町14-1-1	0986-22-4294
46 鹿児島	延岡児童相談所	882-0803	延岡市大貫町1-2845	0982-35-1700
	中央児童相談所	891-0175	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003
	大島児童相談所	894-0012	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070
47 沖縄	大隅児童相談所	893-0011	鹿屋市打馬2-16-6	0994-43-7011
	中央児童相談所	903-0804	那覇市首里石嶺町4-404-2	098-886-2900
	八重山分室	907-0002	石垣市真栄里438-1 (八重山福祉保健所内)	0980-88-7801
	宮古分室	906-0007	宮古島市平良東仲宗根476	0980-75-6505
48 札幌市	コザ児童相談所	904-2143	沖縄市知花6-34-6	098-937-0859
	札幌市児童相談所	060-0007	札幌市中央区北7条西26	011-622-8630
49 仙台市	仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022-219-5111
50 さいたま市	北部児童相談所	330-0071	さいたま市浦和区上木崎4-4-10	048-711-3917
	南部児童相談所	330-0071	さいたま市浦和区上木崎4-4-10	048-711-2489
51 千葉市	千葉市東部児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-277-8820
	千葉市西部児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-277-8821
52 港区	港区児童相談所	107-0062	港区南青山5-7-11	03-5962-6500
53 世田谷区	世田谷区児童相談所	156-0043	世田谷区松原6-41-7	03-6379-0697
54 中野区	中野区児童相談所	164-0011	中野区中央1-41-2	03-5937-3289
55 荒川区	荒川区子ども家庭総合センター	116-0002	荒川区荒川1-50-17	03-3802-3765
56 板橋区	板橋区子ども家庭総合支援センター	173-0001	板橋区本町24-17	03-5944-2373
57 江戸川区	江戸川区児童相談所	132-0021	江戸川区中央3-4-18	03-5678-1810
58 横浜市	中央児童相談所	232-0024	横浜市南区浦舟町3-44-2	045-260-6510
	西部児童相談所	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	045-331-5471
	南部児童相談所	235-0045	横浜市磯子区洋光台3-18-29	045-831-4735
	北部児童相談所	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2441
59 川崎市	こども家庭センター	212-0058	川崎市幸区鹿島田1-21-9	044-542-1234
	中部児童相談所	213-0013	川崎市高津区末長1-3-9	044-877-8111
	北部児童相談所	214-0038	川崎市多摩区生田7-16-2	044-931-4300
60 相模原市	相模原市児童相談所	252-0206	相模原市中央区淵野辺2-7-2	042-730-3500
61 横須賀市	横須賀市児童相談所	238-8525	横須賀市小川町16	046-820-2323
62 新潟市	新潟市児童相談所	951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-230-7777
63 金沢市	金沢市児童相談所	921-8171	金沢市富樫3-10-1	076-243-4158
64 静岡市	静岡市児童相談所	420-0947	静岡市葵区堤町914-417	054-275-2871
65 浜松市	浜松市児童相談所	430-0929	浜松市中区中央1-12-1	053-457-2703
66 名古屋市	中央児童相談所	466-0858	名古屋市昭和区折戸町4-16	052-757-6111
	西部児童相談所	454-0875	名古屋市中川区小坂町1-1-20	052-365-3231
	東部児童相談所	458-0801	名古屋市緑区鳴海町字小森48-5	052-899-4630
67 京都市	京都市児童相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	075-801-2929
	京都市第二児童相談所	612-8434	京都市伏見区深草加賀屋敷町24-26	075-612-2727
68 大阪市	中央こども相談センター	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5	06-4301-3100
	北部こども相談センター	533-0032	大阪市東淀川区淡路3-13-36	06-6195-4114

	南部こども相談センター	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6718-5050
69 堺市	堺市子ども相談所	590-0808	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 (堺市立健康福祉プラザ3階)	072-245-9197
70 神戸市	こども家庭センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-1	078-382-2525
71 明石市	明石こどもセンター	674-0068	明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	078-918-5097
72 奈良市	奈良市子どもセンター	630-8031	奈良市柏木町263-2	0742-34-4804
73 岡山市	岡山市こども総合相談所	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-2525
74 広島市	広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-0694
75 北九州市	子ども総合センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6	093-881-4556
76 福岡市	こども総合相談センター	810-0065	福岡市中央区地行浜2-1-28	092-833-3000
77 熊本市	熊本市児童相談所	862-0971	熊本市中央区大江5-1-50	096-366-8181

- ※1 一時保護所を設置する児童相談所
 ※2 一時保護所を2か所以上設置する児童相談所
 → 児童相談所数=229か所 (令和4年7月1日現在)
 → 一時保護所数=150か所 (令和4年7月1日現在)

児童福祉司、児童心理司の配置状況について(令和4年4月1日現在)

	児童福祉司の配置員数 (R4.4.1 現在)		児童福祉司 の配置員数 (R3実績) B	対前年増減人員		児童心理司 の配置員数 (R4.4.1) C	児童心理司 の配置員数 (R3.4.1) D	対前年 増減人員 (C-D)
	配置員数 A	任用予定者 含むA'		(A-B)	(A'-B)			
北海道	136	146	141	▲ 5	5	68	63	5
青森県	61	63	51	10	12	25	22	3
岩手県	50	54	51	▲ 1	3	24	22	2
宮城県	52	55	48	4	7	24	23	1
秋田県	34	36	38	▲ 4	▲ 2	18	15	3
山形県	38	43	37	1	6	16	11	5
福島県	60	69	61	▲ 1	8	24	23	1
茨城県	110	122	96	14	26	46	46	0
栃木県	48	70	71	▲ 23	▲ 1	30	24	6
群馬県	67	70	64	3	6	34	32	2
埼玉県	277	288	253	24	35	86	74	12
千葉県	296	296	248	48	48	151	138	13
東京都	333	333	304	29	29	189	165	24
神奈川県	188	188	168	20	20	61	55	6
新潟県	75	75	62	13	13	24	21	3
富山県	37	39	36	1	3	17	16	1
石川県	32	32	28	4	4	15	13	2
福井県	39	39	38	1	1	13	14	▲ 1
山梨県	36	36	30	6	6	20	15	5
長野県	78	81	77	1	4	34	33	1
岐阜県	85	85	79	6	6	20	21	▲ 1
静岡県	69	83	71	▲ 2	12	30	28	2
愛知県	184	207	186	▲ 2	21	98	92	6
三重県	74	74	66	8	8	30	23	7
滋賀県	63	64	55	8	9	33	29	4
京都府	53	58	54	▲ 1	4	30	28	2
大阪府	265	265	245	20	20	81	69	12
兵庫県	118	126	124	▲ 6	2	53	49	4
奈良県	35	35	30	5	5	11	11	0
和歌山県	45	45	43	2	2	19	15	4
鳥取県	26	26	23	3	3	11	12	▲ 1
島根県	35	36	38	▲ 3	▲ 2	17	17	0
岡山県	45	45	45	0	0	24	20	4
広島県	64	65	64	0	1	20	18	2
山口県	56	56	53	3	3	27	25	2
徳島県	36	40	34	2	6	14	12	2
香川県	45	45	45	0	0	20	19	1
愛媛県	41	48	46	▲ 5	2	22	19	3
高知県	34	34	34	0	0	14	14	0
福岡県	138	138	113	25	25	50	39	11
佐賀県	34	34	27	7	7	16	16	0
長崎県	40	48	42	▲ 2	6	15	16	▲ 1
熊本県	43	45	43	0	2	21	18	3
大分県	47	59	59	▲ 12	0	25	23	2
宮崎県	46	63	55	▲ 9	8	24	20	4
鹿児島県	73	75	64	9	11	29	24	5
沖縄県	50	52	53	▲ 3	▲ 1	13	12	1
札幌市	58	62	55	3	7	23	22	1
仙台市	43	43	39	4	4	21	18	3
さいたま市	73	81	76	▲ 3	5	34	31	3
千葉市	58	58	48	10	10	27	19	8
横浜市	186	250	192	▲ 6	58	59	54	5
川崎市	91	93	81	10	12	35	35	0
相模原市	50	50	40	10	10	23	18	5
新潟市	34	34	27	7	7	14	14	0
静岡市	19	23	23	▲ 4	0	9	9	0
浜松市	26	29	28	▲ 2	1	13	12	1
名古屋市	97	123	116	▲ 19	7	35	28	7
京都市	72	72	72	0	0	23	22	1
大阪市	139	163	151	▲ 12	12	52	41	11
堺市	60	60	48	12	12	30	20	10
神戸市	61	61	57	4	4	26	26	0
岡山市	27	27	26	1	1	15	12	3
広島市	55	57	50	5	7	22	17	5
北九州市	55	67	52	3	15	24	23	1
福岡市	64	66	62	2	4	39	33	6
熊本市	31	31	29	2	2	18	13	5
港区	23	23	18	5	5	14	11	3
世田谷区	44	44	42	2	2	21	21	0
荒川区	26	26	25	1	1	15	16	▲ 1
江戸川区	43	44	47	▲ 4	▲ 3	19	20	▲ 1
中野区	25	25	25	25	25	13	13	0
横須賀市	23	23	26	▲ 3	▲ 3	11	10	1
金沢市	14	16	15	▲ 1	1	6	5	1
明石市	23	27	30	▲ 7	▲ 3	10	7	3
奈良市	19	19	19	19	19	10	10	0
合計	5,430	5,783	5,168	243	596	2,337	2,071	266

※中野区及び奈良市は令和4年4月1日児童相談所開所。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉司の各任用区分の説明

児童福祉法第13条第3項	児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設(※1)において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3号	医師
4号	社会福祉士
5号	公認心理師
6号	精神保健福祉士
7号	社会福祉主事として、2年以上相談援助業務に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
8号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令(※2)で定めるもの

※1 保健所、児童相談所、児童養護施設、病院、身体障害者更生相談所、救護施設 等

※2 児童福祉法施行規則第6条

第六条 法第十三条第三項第八号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下この条において「相談援助業務」という。)に従事したもの
- 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者(法第十三条第三項第四号に規定する者を除く。)
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者(法第十三条第三項第五号に規定するものを除く。)
- 六 公認心理師となる資格を有する者(法第十三条第三項第六号に規定する者を除く。)
- 七 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会(次号から第十号まで及び第十三号において「指定講習会」という。)の課程を修了したもの
- 八 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 九 看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上(同法に規定する二種免許状を有する者にあつては一年以上)相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十二 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が一年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - イ 社会福祉主事として相談援助業務に従事した期間
 - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 十三 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上相談援助業務に従事した者(前号に規定する者を除く。)であつて、前号に規定する講習会の課程を修了したもの
- 十四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第18条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

児童相談所長の資格区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分							
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	計
北海道		1				5	2	8
青森県						2	4	6
岩手県						2	1	3
宮城県							3	3
秋田県							3	3
山形県		2				1		2
福島県			1		3			4
茨城県				1		4		5
栃木県		1				1	1	3
群馬県						3		3
埼玉県			2			2	3	7
千葉県		4	1	1				6
東京都	1	2	6				1	10
神奈川県						6		6
新潟県		1	1	1		2		5
富山県		2						2
石川県			1			1		2
福井県			1		1			2
山梨県						1	1	2
長野県		2	1	1		1		5
岐阜県		2	3					5
静岡県					1	4		5
愛知県	1	3	1		2	2	1	10
三重県		1	1			4		6
滋賀県		1		1		1		3
京都府				1		1	1	3
大阪府		5	1					6
兵庫県		1		1		5		7
奈良県			1			1		2
和歌山県						2		2
鳥取県			2			1		3
島根県		2				2		4
岡山県						3		3
広島県			1		1		1	3
山口県		2		2		1	1	6
徳島県						3		3
香川県			2					2
愛媛県						3		3

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分							
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	計
高知県						1	1	2
福岡県		1	1			4		6
佐賀県						2		2
長崎県	1			1				2
熊本県			1			1		2
大分県			2					2
宮崎県						3		3
鹿児島県						3		3
沖縄県		1				1		2
札幌市						1		1
仙台市			1					1
さいたま市				1			1	2
千葉市		1				1		2
横浜市			1			3		4
川崎市			3					3
相模原市						1		1
新潟市						1		1
静岡市						1		1
浜松市	1							1
名古屋市						1	2	3
京都市							2	2
大阪市		1	2					3
堺市						1		1
神戸市			1					1
岡山市						1		1
広島市						1		1
北九州市							1	1
福岡市			1					1
熊本市						1		1
港区	1							1
世田谷区				1				1
荒川区						1		1
江戸川区			1					1
中野区			1					1
横須賀市						1		1
金沢市			1					1
明石市							1	1
奈良市							1	1
合計	5	35	42	42	8	96	30	228

児童福祉法第12条の3第2項	内容
1号	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
3号	社会福祉士
4号	精神保健福祉士
5号	公認心理師
6号	児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
7号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定める者

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童相談所長の各資格区分の人数(児童福祉法第12条の3第2項第7号に該当する者の区分)

児福法規則 第2条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	0
2号	学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
3号	外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	1
4号	社会福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。)	0
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第四号に規定する者を除く。)	0
6号	公認心理師となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第五号に規定する者を除く。)	0
7号	児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者	11
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	5
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	5
ハ	児童福祉司として勤務した期間	1
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	0
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	0
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
8号	社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからへまでに掲げる期間の合計が四年以上である者	18
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	11
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	3
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	1
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	3
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
計	1866	28

※令和4年4月1日時点の人数

児童福祉司・児童心理司の勤務年数

児童福祉司の勤務年数について

	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
1年未満	約15%	約17%	約13%	約15%	約17%	約14%	約18%	約20%	約23%	約20%	約20%
1～3年	約29%	約28%	約28%	約26%	約26%	約26%	約23%	約29%	約28%	約31%	約31%
3～5年	約19%	約17%	約18%	約18%	約18%	約17%	約16%	約16%	約16%	約17%	約17%
5～10年	約24%	約24%	約24%	約25%	約23%	約25%	約26%	約21%	約20%	約19%	約19%
10年以上	約14%	約14%	約16%	約17%	約17%	約17%	約14%	約15%	約13%	約13%	約13%

児童心理司の勤務年数について

	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
1年未満	約11%	約13%	約11%	約13%	約11%	約12%	約16%	約17%	約20%	約20%	約18%
1～3年	約19%	約19%	約22%	約20%	約20%	約20%	約21%	約24%	約25%	約27%	約30%
3～5年	約16%	約16%	約17%	約16%	約16%	約16%	約14%	約15%	約16%	約16%	約16%
5～10年	約29%	約28%	約26%	約27%	約25%	約26%	約24%	約21%	約20%	約19%	約18%
10年以上	約25%	約24%	約24%	約25%	約28%	約26%	約25%	約22%	約19%	約19%	約18%

※端数の関係で、合計が100%にならない場合がある。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

※児童福祉司のH24～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定者、非常勤を除く。

※児童福祉司のH29は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定者、非常勤を除く。

※児童福祉司のH30は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む。

※児童福祉司のH31は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む。

※児童福祉司のR2～は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、会計年度任用職員を含む。

スーパーバイザー(指導教育担当児童福祉司)の配置状況について
(令和4年4月1日現在)

	スーパーバイザーの配置員数 (R4.4.1) A	スーパーバイザーの配置員数 (R3.4.1) B	対前年 増減人員 (A-B)
北海道	28	27	1
青森県	11	9	2
岩手県	3	3	0
宮城県	8	10	▲2
秋田県	4	4	0
山形県	4	5	▲1
福島県	13	12	1
茨城県	16	14	2
栃木県	11	10	1
群馬県	7	6	1
埼玉県	53	47	6
千葉県	33	43	▲10
東京都	53	55	▲2
神奈川県	18	16	2
新潟県	13	11	2
富山県	5	7	▲2
石川県	5	5	0
福井県	7	7	0
山梨県	4	3	1
長野県	15	14	1
岐阜県	10	15	▲5
静岡県	15	14	1
愛知県	39	34	5
三重県	7	5	2
滋賀県	13	9	4
京都府	9	9	0
大阪府	54	58	▲4
兵庫県	26	21	5
奈良県	5	7	▲2
和歌山県	9	5	4
鳥取県	4	5	▲1
島根県	5	11	▲6
岡山県	8	8	0
広島県	15	15	0
山口県	11	11	0
徳島県	3	4	▲1
香川県	8	8	0
愛媛県	8	8	0
高知県	7	8	▲1
福岡県	43	39	4
佐賀県	5	4	1
長崎県	13	12	1
熊本県	11	3	8
大分県	10	10	0
宮崎県	9	8	1
鹿児島県	9	8	1
沖縄県	14	13	1
札幌市	7	5	2
仙台市	6	3	3
さいたま市	10	8	2
千葉市	11	8	3
横浜市	20	36	▲16
川崎市	14	12	2
相模原市	12	11	1
新潟市	5	5	0
静岡市	1	1	0
浜松市	6	6	0
名古屋市	37	34	3
京都市	17	17	0
大阪市	27	25	2
堺市	14	10	4
神戸市	11	10	1
岡山市	6	4	2
広島市	10	8	2
北九州市	9	10	▲1
福岡市	11	11	0
熊本市	5	6	▲1
港区	4	4	0
世田谷区	6	6	0
荒川区	3	3	0
江戸川区	6	5	1
中野区	5		5
横須賀市	3	4	▲1
金沢市	3	0	3
明石市	6	7	▲1
奈良市	5		5
合計	961	919	42

※中野区及び奈良市は令和4年4月1日。
※所長・次長等が兼務している場合を除く。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置状況（令和4年4月1日現在）

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

令和4年4月1日現在の配置状況

里親養育支援児童福祉司		市町村支援児童福祉司	
箇所数	人数	箇所数	人数
188箇所	243人	72箇所	76人

（※）配置標準

- ・ 里親養育支援児童福祉司…当該地方自治体内の児童相談所の数
- ・ 市町村支援児童福祉司…①都道府県 当該都道府県の管内の市町村数÷30
（特別区を含み、政令指定都市及び児童相談所設置市を除く。）
②政令指定都市 1人
③児童相談所設置市 0人

<参考>これまでの配置状況

調査時期	里親養育支援児童福祉司		市町村支援児童福祉司	
	箇所数	人数	箇所数	人数
令和3年4月1日	151箇所	191人	58箇所	61人

里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置状況について(令和4年4月1日現在)

	里親養育支援児童福祉司の配置員数			市町村支援児童福祉司の配置員数		
	(R4.4.1) A	(R3.4.1) B	増減 (A-B)	(R4.4.1) A	(R3.4.1) B	増減 (A-B)
北海道	8	8	0	8	8	0
青森県	6	1	5	2	0	2
岩手県	3	3	0	0	0	0
宮城県	4	3	1	0	0	0
秋田県	4	3	1	3	1	2
山形県	2	2	0	2	2	0
福島県	4	0	4	2	0	2
茨城県	5	1	4	2	4	▲2
栃木県	2	3	▲1	1	1	0
群馬県	3	5	▲2	2	3	▲1
埼玉県	2	3	▲1	0	1	▲1
千葉県	9	11	▲2	3	3	0
東京都	13	13	0	0	0	0
神奈川県	6	6	0	1	1	0
新潟県	5	0	5	1	0	1
富山県	2	0	2	1	0	1
石川県	2	0	2	1	0	1
福井県	2	2	0	1	1	0
山梨県	1	1	0	0	0	0
長野県	8	5	3	1	1	0
岐阜県	5	5	0	2	0	2
静岡県	5	3	2	0	0	0
愛知県	10	10	0	2	2	0
三重県	1	0	1	0	0	0
滋賀県	4	0	4	0	0	0
京都府	3	1	2	0	0	0
大阪府	12	12	0	6	6	0
兵庫県	1	1	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	3	3	0	0	0	0
鳥取県	1	1	0	1	1	0
島根県	2	4	▲2	0	0	0
岡山県	3	3	0	1	1	0
広島県	3	3	0	1	1	0
山口県	6	6	0	1	1	0
徳島県	2	2	0	2	2	0
香川県	2	2	0	1	1	0
愛媛県	2	2	0	0	0	0
高知県	2	2	0	2	2	0
福岡県	6	6	0	2	2	0
佐賀県	2	2	0	1	1	0
長崎県	2	2	0	1	0	1
熊本県	2	2	0	2	2	0
大分県	4	3	1	1	1	0
宮崎県	2	0	2	1	0	1
鹿児島県	3	3	0	2	2	0
沖縄県	2	3	▲1	1	1	0
札幌市	1	2	▲1	0	1	▲1
仙台市	1	1	0	1	1	0
さいたま市	6	1	5	2	1	1
千葉市	5	1	4	1	1	0
横浜市	4	0	4	1	0	1
川崎市	3	3	0	0	0	0
相模原市	1	0	1	1	0	1
新潟市	2	1	1	1	0	1
静岡市	0	0	0	0	0	0
浜松市	2	2	0	1	0	1
名古屋市	6	6	0	0	0	0
京都市	2	2	0	1	1	0
大阪市	6	5	1	0	0	0
堺市	3	3	0	1	1	0
神戸市	1	1	0	1	0	1
岡山市	1	1	0	0	1	▲1
広島市	1	0	1	1	0	1
北九州市	1	1	0	1	1	0
福岡市	3	0	3	1	0	1
熊本市	1	2	▲1	1	1	0
港区	2	1	1	0	0	0
世田谷区	2	1	1	0	0	0
荒川区	1	1	0	0	0	0
江戸川区	1	1	0	0	0	0
中野区	1		1	0		0
横須賀市	1	1	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	0
明石市	3	3	0	0	0	0
奈良市	1		1	0		0
合計	243	191	52	76	61	15

※中野区及び奈良市は令和4年4月1日児童相談所開所。

児童相談所における弁護士の活用状況等（令和4年4月1日現在）

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

令和4年4月1日現在における弁護士の活用状況

児童相談所数	常勤職員 ※ （配置割合（÷児童相談所数））		非常勤職員 （配置割合（÷児童相談所数））		弁護士事務所との契約等箇所数 （配置割合（÷児童相談所数））
	箇所数	人数	箇所数	人数	
228箇所	17箇所 (7.5%)	18人	105箇所 (50.4%)	181人	96箇所 (42.1%)

（※）常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県（1箇所、1人）、札幌市（1箇所、1人）、横浜市（1箇所、1人）、川崎市（1箇所、1人）、新潟市（1箇所、2人（他所属と兼任））、名古屋市（3箇所、3人）、大阪市（3箇所、2人（中央児相で一括））、神戸市（1箇所、1人）、福岡市（1箇所、1人）、熊本市（1箇所、1人）、江戸川区（1箇所、1人）、明石市（1箇所、2人（うち1人は児童福祉司として任用））、奈良市（1箇所、1人）

<参考>これまでの配置状況

調査時点	児童相談所数	常勤職員 （配置割合（÷児童相談所数））		非常勤職員 （配置割合（÷児童相談所数））		弁護士事務所との契約等箇所数 （配置割合（÷児童相談所数））
		箇所数	人数	箇所数	人数	
令和3年4月1日	225箇所	14箇所 (6.2%)	15人	115箇所 (51.1%)	181人	96箇所 (42.7%)
令和2年4月1日	219箇所	13箇所 (5.9%)	16人	110箇所 (50.2%)	157人	96箇所 (53.8%)
平成31年4月1日	215箇所	11箇所 (5.1%)	14人	94箇所 (43.7%)	156人	110箇所 (51.2%)
平成30年4月1日	211箇所※	7箇所 (3.3%)	9人	85箇所 (40.3%)	136人	119箇所 (56.4%)
平成29年4月1日	210箇所	6箇所 (2.9%)	6人	82箇所 (39.0%)	105人	122箇所 (58.1%)

（※）名古屋市が5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より211箇所

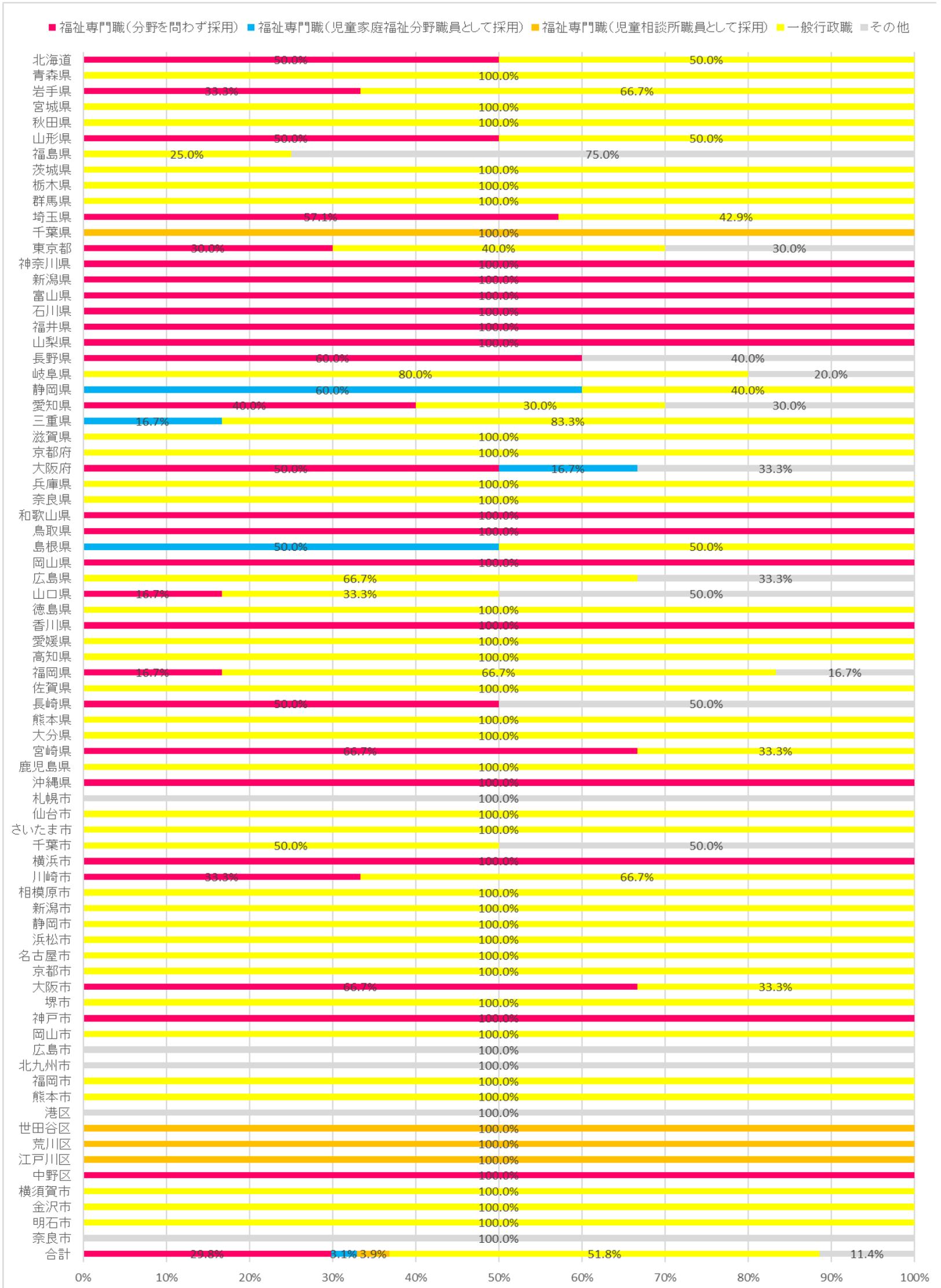
弁護士の配置状況について(令和4年4月1日現在)

	弁護士の配置数 (R4.4.1)	配置状況	
		常勤	非常勤
北海道	10	0	10
青森県	2	0	2
岩手県	4	0	4
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	2	0	2
福島県	4	0	4
茨城県	12	0	12
栃木県	1	0	1
群馬県	4	0	4
埼玉県	7	0	7
千葉県	9	0	9
東京都	21	0	21
神奈川県	6	0	6
新潟県	5	0	5
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	0	0	0
山梨県	0	0	0
長野県	1	0	1
岐阜県	0	0	0
静岡県	4	0	4
愛知県	0	0	0
三重県	1	0	1
滋賀県	0	0	0
京都府	0	0	0
大阪府	0	0	0
兵庫県	12	0	12
奈良県	5	0	5
和歌山県	1	1	0
鳥取県	0	0	0
島根県	4	0	4
岡山県	5	0	5
広島県	2	0	2
山口県	0	0	0
徳島県	4	0	4
香川県	4	0	4
愛媛県	0	0	0
高知県	3	0	3
福岡県	2	0	2
佐賀県	4	0	4
長崎県	0	0	0
熊本県	0	0	0
大分県	20	0	20
宮崎県	2	0	2
鹿児島県	2	0	2
沖縄県	0	0	0
札幌市	1	1	0
仙台市	0	0	0
さいたま市	1	0	1
千葉市	0	0	0
横浜市	1	1	0
川崎市	3	1	2
相模原市	1	0	1
新潟市	2	2	0
静岡市	0	0	0
浜松市	2	0	2
名古屋市	3	3	0
京都市	0	0	0
大阪市	2	2	0
堺市	0	0	0
神戸市	1	1	0
岡山市	6	0	6
広島市	0	0	0
北九州市	1	0	1
福岡市	1	1	0
熊本市	1	1	0
港区	0	0	0
世田谷区	0	0	0
荒川区	0	0	0
江戸川区	1	1	0
中野区	2	0	2
横須賀市	1	0	1
金沢市	0	0	0
明石市	2	2	0
奈良市	1	1	0
合計	196	18	178

※配置がない自治体は、弁護士配置に準ずる措置をしている。
 ※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

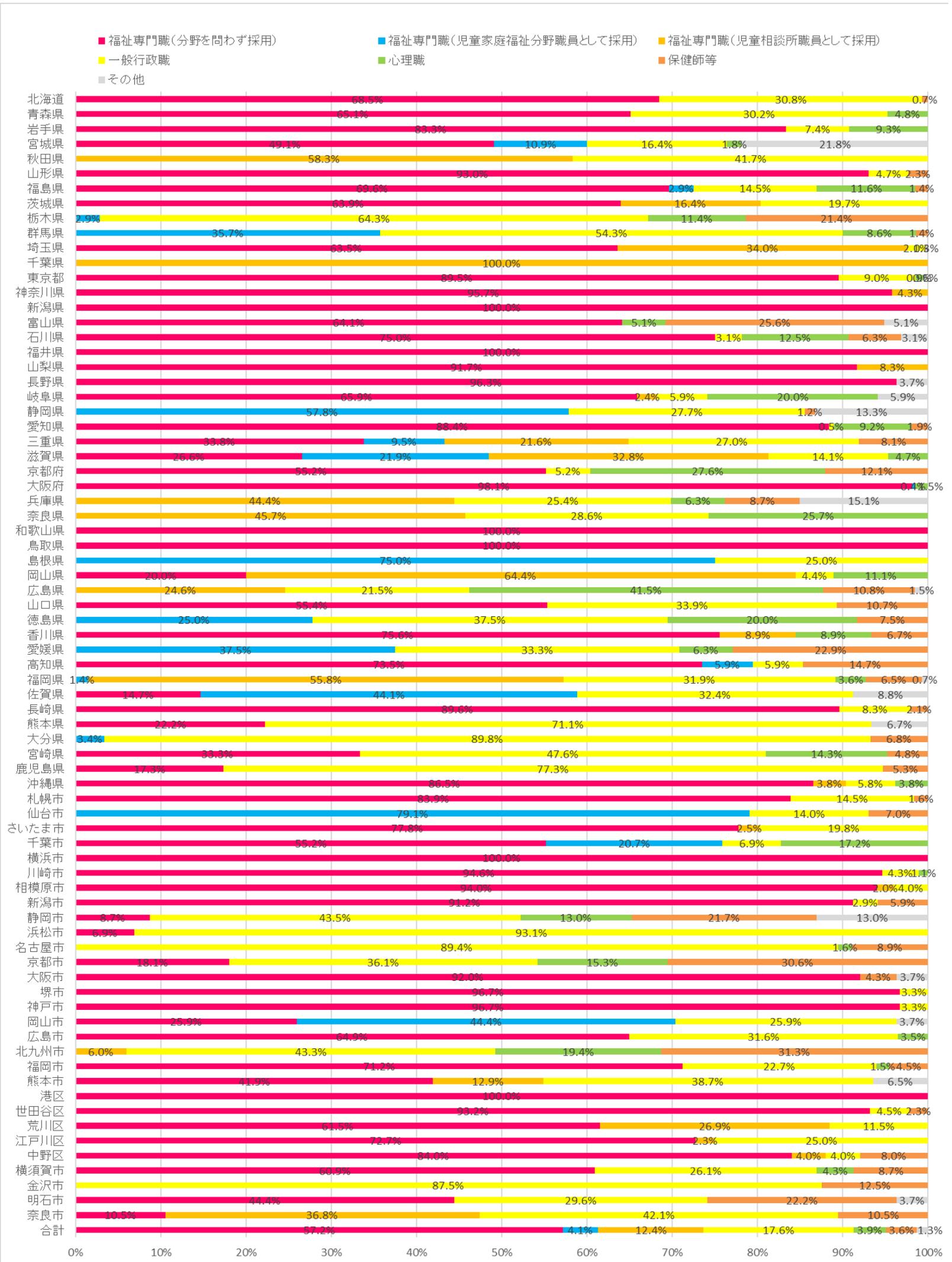
所長の採用区分構成割合(令和4年4月1日現在)

○所長については、全国平均で福祉専門職による採用が約37%となっている。



児童福祉司の採用区分構成割合(令和4年4月1日現在)

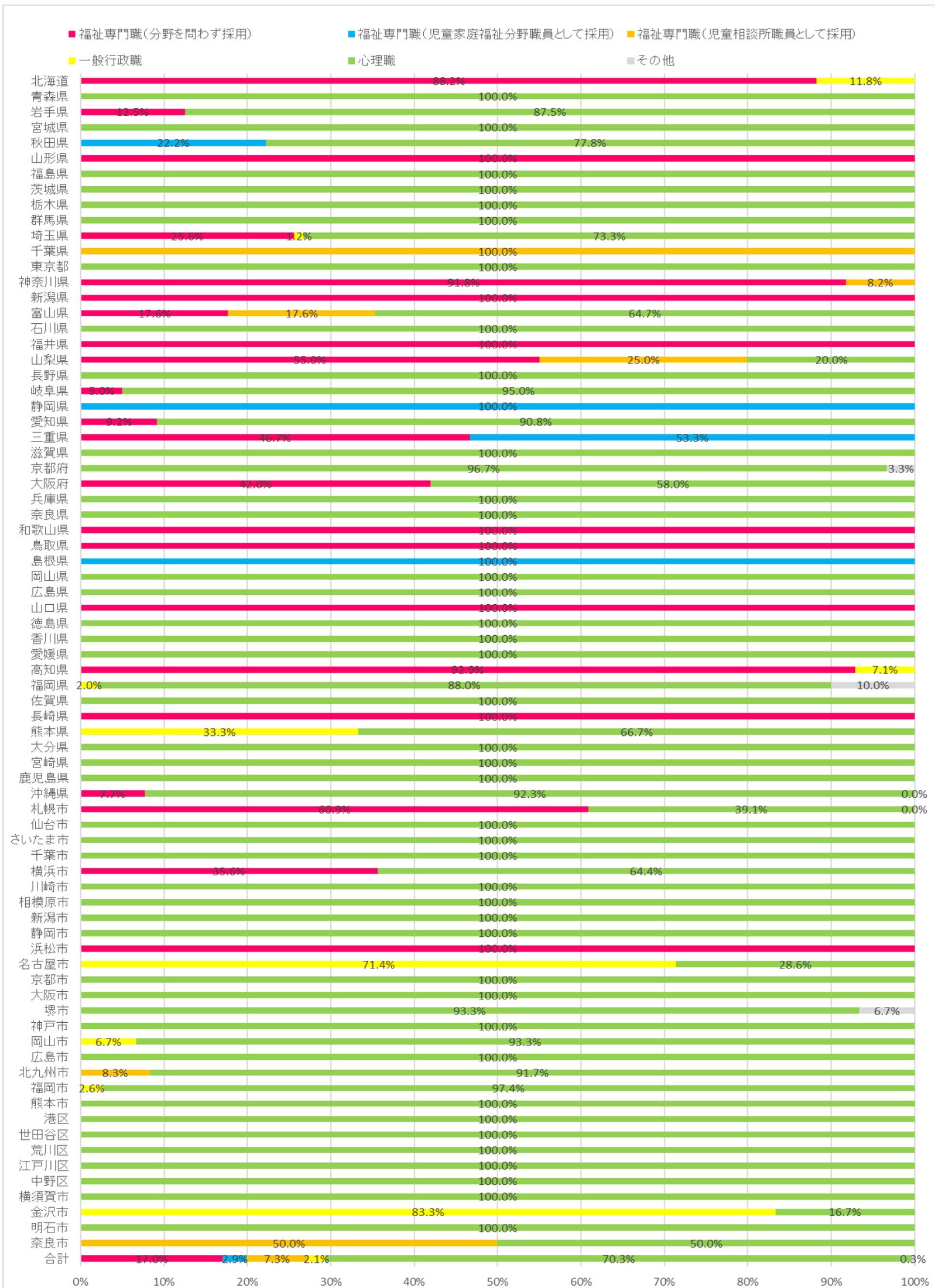
○児童福祉司については、全国平均で福祉専門職による採用が約74%となっている。



※ 保健師等には、保健師、看護師、保育士、教員、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士が含まれる。
 ※ その他には、児童自立支援専門員、施設処遇担当職員、精神保健相談員、社会教育主事等が含まれる。

児童心理司の採用区分構成割合(令和4年4月1日現在)

○児童心理司については、全国平均で福祉等専門職(福祉職+心理職)による採用が約98%となっている。



※ その他には、精神保健相談員、児童指導員、障害児保育専門指導員等が含まれる。

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司				児童指導員				その他				合計			
	警察官	警察官 OB	教員	教員OB	警察官	警察官 OB	教員	教員OB	警察官	警察官 OB	教員	教員OB	警察官	警察官 OB	教員	教員OB
高知県			1				1		2	2			2	2	2	0
福岡県									4			9	4	0	0	9
佐賀県	1		2								1	2	1	0	3	2
長崎県							2		1	1	3		1	1	5	0
熊本県						2			1	3		2	1	5	0	2
大分県	1		2			3				3			1	6	2	0
宮崎県			4			1			1				1	1	4	0
鹿児島県									1			6	1	0	0	6
沖縄県	1								2	4			3	4	0	0
札幌市						2			1	6	1	6	1	8	1	6
仙台市			3				2		2				2	0	5	0
さいたま市									2				2	0	0	0
千葉市							9			2	1	4	0	2	10	4
横浜市										1			0	1	0	0
川崎市									1				1	0	0	0
相模原市									1	2		4	1	2	0	4
新潟市												4	0	0	0	4
静岡市			3							2		2	0	2	3	2
浜松市			2							1		1	0	1	2	1
名古屋市			1						1	3		2	1	3	1	2
京都市									2		4	2	2	0	4	2
大阪市										11		7	0	11	0	7
堺市										7	1	5	0	7	1	5
神戸市									1	2		2	1	2	0	2
岡山市										1		3	0	1	0	3
広島市						2				2			0	2	2	0
北九州市	1		4				1		1	4	2	1	2	4	7	1
福岡市							3			1			0	1	3	0
熊本市			2			4			2		1		2	4	3	0
港区										1			0	1	0	0
世田谷区										2			0	2	0	0
荒川区										2		2	0	2	0	2
江戸川区									1	2		1	1	2	0	1
中野区										3		3	0	3	0	3
横須賀市													0	0	0	0
金沢市										1		1	0	1	0	1
明石市				1						2	1	2	0	2	1	3
奈良市										1			0	1	0	0
合計	10	1	74	1	0	38	42	21	82	208	23	162	92	247	139	184

児童相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について

(令和4年4月1日現在)

趣旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

(参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

- 令和4年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 76自治体(設定率100%)

【設定時間】 48時間以内:71自治体

24時間以内: 5自治体(群馬県、福井県、鳥取県、長崎県、堺市)

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況（R4.4.1 228か所）

① 緊急介入とその後の支援で同一部署で担当を分けている。	38%
② 緊急介入とその後の支援で部署を分けている。	27%
③ 事例によっては、緊急介入とその後の支援で担当を分けている。	19%
④ 同一の地区担当が緊急介入からその後の支援まで継続して対応している。	13%

介入と支援を分離している児童相談所の対応例

- ①の例
- ・ローテーションにより介入担当者を定め、交代で介入業務に当たり、支援は、介入を行った職員と別の職員が行うこととしている。
 - ・初動対応児童福祉司と地区担当児童福祉司を配置し、原則として新規ケースは初動対応児童福祉司が対応するが、通告内容等によっては地区担当児童福祉司が緊急対応を行っている。
- ②の例
- ・緊急介入を担当する部署、在宅での児童の支援を担当する部署、里親委託・施設入所による児童の支援を担当する部署の3課体制となっている。
- ③の例
- ・保護者の指導を効果的に行うために分離する必要があると認められる場合には、受理・判定・援助方針会議において決定する。

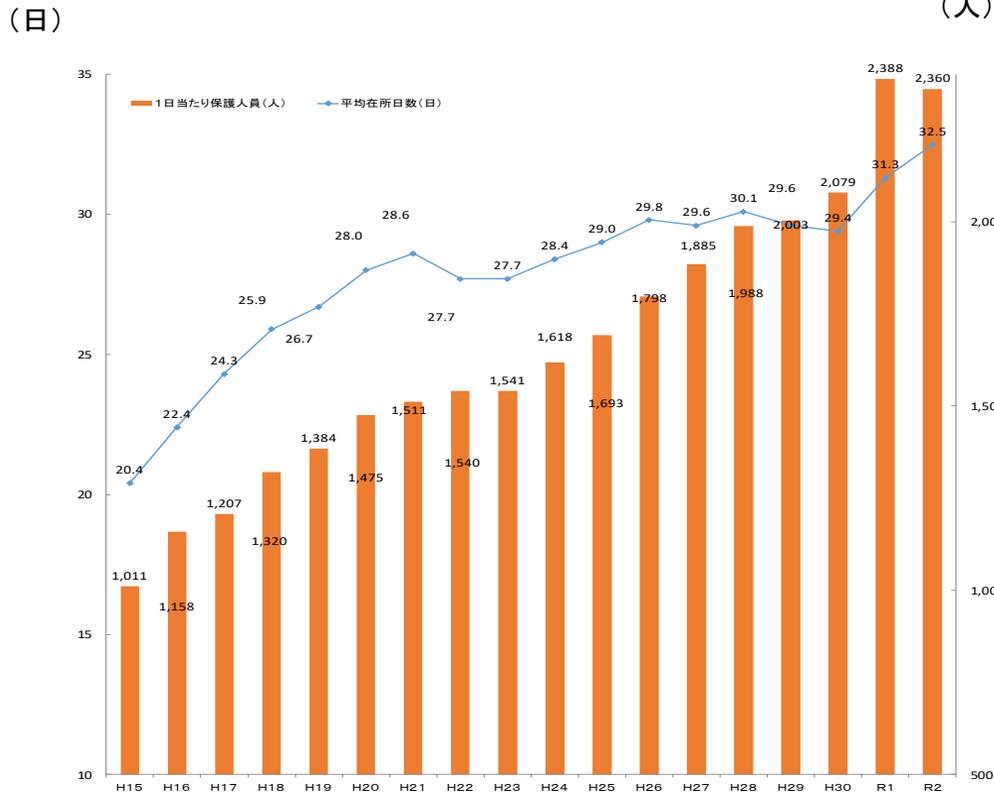
実施自治体が考える分離の効果

- ・家族再統合が可能な場合は、地域との繋がりのある担当者の方が関係機関とスムーズに対応できる。
- ・保護者の同意なく、緊急一時保護が必要な時には、担当職員以外が関与するなど、あらかじめ体制を決めているため、躊躇なく実施できる。
- ・支援担当と介入に分けることで、担当の立ち位置がはっきりし、それぞれの業務に集中できる。
- ・特に継続中のケースで新たな通告があった場合、普段から支援している担当ではなく初動対応係が対応することで保護者に明確に不適切性を伝えることができる。

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員は、平均在所日数ともに増加傾向

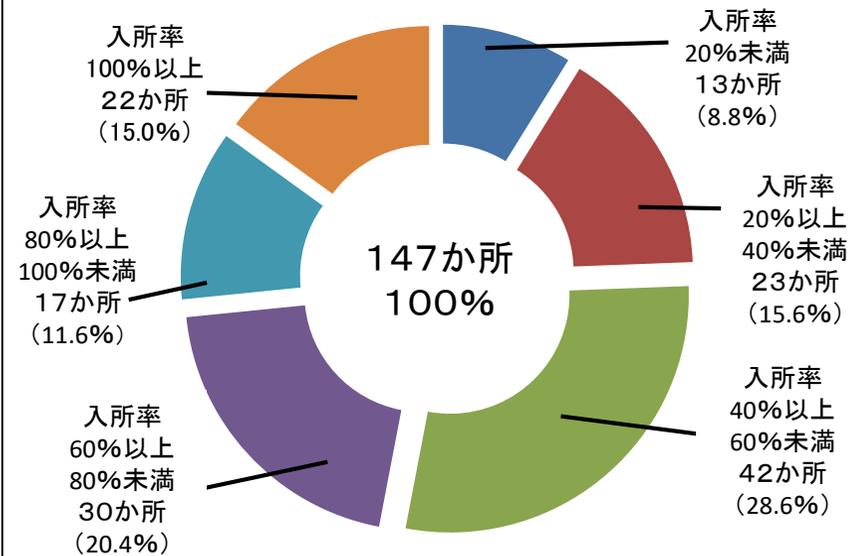


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々

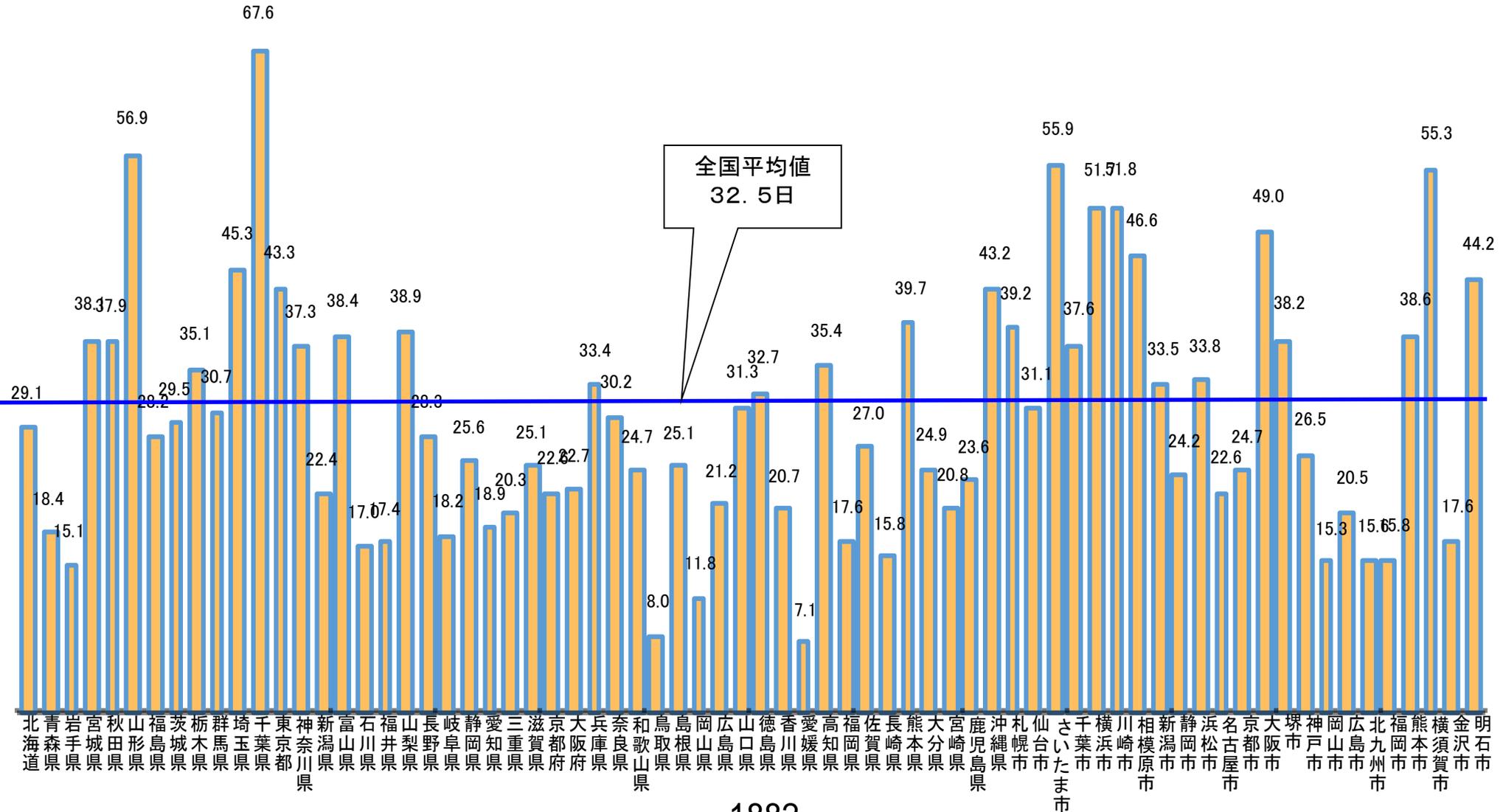


※令和3年度における一時保護所(147カ所)の平均入所率
(年度途中に開設された2箇所含む。)

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

(参考) 一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

- 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
- 全国平均値 : 32.5日 (前年度平均値 : 31.3日)
- (参考) 一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



一時保護所の平均入所率等の状況①

自治体名	定員数 (R3.4.1現在 ※)	平均入所率 (令和3年度)	一時保護所の職員数 (R4.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
北海道	164	37.1%	195	27	0	168
中央児童相談所	30	22.2%	27	3	0	24
旭川児童相談所	20	57.4%	30	4	0	26
帯広児童相談所	20	44.8%	16	3	0	13
釧路児童相談所	20	48.3%	29	3	0	26
函館児童相談所	20	44.5%	25	3	0	22
北見児童相談所	14	27.5%	24	3	0	21
岩見沢児童相談所	20	27.0%	20	3	0	17
室蘭児童相談所	20	29.7%	24	5	0	19
青森県	15	44.5%	14	6	2	6
中央児童相談所	15	44.5%	14	6	2	6
岩手県	40	24.1%	36	4	0	32
福祉総合相談センター	20	31.6%	19	3	0	16
一関児童相談所	10	17.9%	9	0	0	9
宮古児童相談所	10	15.5%	8	1	0	7
宮城県	30	61.0%	20	18	0	2
中央児童相談所	30	61.0%	20	18	0	2
秋田県	23	49.1%	12	0	1	11
中央児童相談所	23	49.1%	12	0	1	11
山形県	26	56.5%	51	8	13	30
福祉相談センター	18	69.6%	35	0	9	26
庄内児童相談所	8	27.0%	16	8	4	4
福島県	48	51.8%	74	31	3	40
中央児童相談所	12	47.4%	19	7	1	11
県中児童相談所	12	44.9%	21	10	0	11
会津児童相談所	12	58.7%	16	7	1	8
浜児童相談所	12	56.3%	18	7	1	10
茨城県	30	73.6%	40	20	0	20
中央児童相談所	30	73.6%	40	20	0	20
栃木県	25	69.2%	17	12	0	5
中央児童相談所	25	69.2%	17	12	0	5
群馬県	66	77.6%	56	27	0	29
中央児童相談所	36	96.7%	31	15	0	16
東部児童相談所	30	54.8%	25	12	0	13
埼玉県	120	83.0%	96	79	3	14
中央児童相談所	30	98.4%	27	20	1	6
南児童相談所	30	75.5%	23	21	0	2
所沢児童相談所	30	107.7%	25	20	1	4
越谷児童相談所	30	50.2%	21	18	1	2

自治体名	定員数 (R3.4.1現在 ※)	平均入所率 (令和3年度)	一時保護所の職員数 (R4.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
千葉県	171	117.9%	227	137	0	90
中央児童相談所	55	109.4%	67	42	0	25
市川児童相談所	28	140.9%	32	25	0	7
柏児童相談所	31	144.0%	38	26	0	12
銚子児童相談所	15	96.4%	32	12	0	20
東上総児童相談所	15	106.7%	26	12	0	14
君津児童相談所	27	99.9%	32	20	0	12
東京都	250	111.7%	310	209	0	101
児童相談センター（保護一課）	56	116.9%	76	56	0	20
児童相談センター（保護二課）	40	112.8%	21	12	0	9
児童相談センター（新宿）※1	12	71.9%	21	11	0	10
児童相談センター（保護一課2階）※1	16	55.6%	44	28	0	16
江東児童相談所	32	120.8%	34	26	0	8
立川児童相談所（南分室）	22	119.0%	35	19	0	16
足立児童相談所	32	126.0%	33	26	0	7
八王子児童相談所	40	114.9%	46	31	0	15
神奈川県	80	96.7%	103	53	0	50
平塚児童相談所	25	94.8%	35	19	0	16
厚木児童相談所	25	83.6%	34	18	0	16
大和綾瀬地域児童相談所	30	109.1%	34	16	0	18
新潟県	50	37.5%	52	0	14	38
中央児童相談所	30	28.0%	16	0	7	9
長岡児童相談所	8	67.3%	18	0	4	14
上越児童相談所	12	41.4%	18	0	3	15
富山県	20	32.9%	20	7	2	11
富山児童相談所	12	36.7%	9	3	1	5
高岡児童相談所	8	27.1%	11	4	1	6
石川県	28	27.6%	20	5	1	14
中央児童相談所	18	32.7%	11	4	1	6
七尾児童相談所	10	18.5%	9	1	0	8
福井県	31	30.8%	29	7	0	22
総合福祉相談所	16	45.1%	15	4	0	11
敦賀児童相談所	15	15.6%	14	3	0	11
山梨県	28	72.4%	49	11	11	27
中央児童相談所	16	97.5%	28	5	7	16
都留児童相談所	12	38.9%	21	6	4	11
長野県	30	54.6%	37	18	0	19
中央児童相談所	15	47.7%	19	9	0	10
松本児童相談所	15	61.6%	18	9	0	9

一時保護所の平均入所率等の状況②

自治体名	定員数 (R3.4.1現在 ※)	平均入所率 (令和3年度)	一時保護所の職員数 (R4.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
岐阜県	36	40.6%	24	14	4	6
中央子ども相談センター	30	48.5%	20	14	0	6
飛騨子ども相談センター	6	0.6%	4	0	4	0
静岡県	40	56.5%	27	16	0	11
中央児童相談所	20	59.1%	14	8	0	6
東部児童相談所	20	53.9%	13	8	0	5
愛知県	78	68.4%	64	52	0	12
西三河児童・障害者相談センター	48	64.0%	38	30	0	8
春日井児童相談センター	30	75.5%	26	22	0	4
三重県	35	58.1%	69	21	0	48
北勢児童相談所	20	51.6%	33	13	0	20
中勢児童相談所	15	66.9%	36	8	0	28
滋賀県	49	51.5%	65	28	0	37
中央子ども家庭相談センター	21	50.8%	21	8	0	13
彦根子ども家庭相談センター	13	48.9%	20	10	0	10
大津・高島子ども家庭相談センター	15	54.7%	24	10	0	14
京都府	44	41.2%	95	10	6	79
家庭支援総合センター	20	32.7%	43	7	2	34
宇治児童相談所	13	58.0%	29	2	2	25
福知山児童相談所	11	36.9%	23	1	2	20
大阪府	86	75.2%	88	62	0	26
中央子ども家庭センター保護第一課	50	77.5%	50	33	0	17
中央子ども家庭センター保護第二課	36	72.0%	38	29	0	9
兵庫県	54	67.4%	50	24	1	25
中央こども家庭センター	54	67.4%	50	24	1	25
奈良県	20	52.2%	11	11	0	0
中央こども家庭相談センター	20	52.2%	11	11	0	0
和歌山県	25	49.3%	25	13	2	10
子ども・女性・障害者相談センター	25	49.3%	25	13	2	10
鳥取県	26	22.9%	27	5	3	19
中央児童相談所	12	14.8%	12	0	3	9
倉吉児童相談所	6	16.5%	6	1	0	5
米子児童相談所	8	39.9%	9	4	0	5
島根県	57	15.4%	72	9	0	63
中央児童相談所	20	10.1%	24	3	0	21
出雲児童相談所	15	13.6%	17	2	0	15
浜田児童相談所	12	21.3%	16	2	0	14
益田児童相談所	10	21.5%	15	2	0	13
岡山県	24	43.5%	63	9	0	54
中央児童相談所	20	52.0%	62	9	0	54
津山児童相談所	4	1.1%	1	0	0	1

自治体名	定員数 (R3.4.1現在 ※)	平均入所率 (令和3年度)	一時保護所の職員数 (R4.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
広島県	36	56.4%	49	17	0	32
西部こども家庭センター	20	51.1%	14	8	0	6
東部こども家庭センター	16	63.0%	35	9	0	26
山口県	27	41.5%	44	15	0	29
中央児童相談所	27	41.5%	44	15	0	29
徳島県	12	52.5%	25	6	2	17
中央こども女性相談センター	12	52.5%	25	6	2	17
香川県	20	70.6%	17	7	1	9
子ども女性相談センター	20	70.6%	17	7	1	9
愛媛県	36	15.1%	19	8	2	9
福祉総合支援センター	16	28.9%	14	7	0	7
東予子ども・女性支援センター	10	5.9%	2	0	2	0
南予子ども・女性支援センター	10	2.3%	3	1	0	2
高知県	35	49.7%	26	9	0	17
中央児童相談所	35	49.7%	26	9	0	17
福岡県	76	57.6%	110	42	0	68
福岡児童相談所	18	51.3%	22	9	0	13
久留米児童相談所	16	46.8%	22	8	0	14
田川児童相談所	18	60.7%	23	9	0	14
大牟田児童相談所	10	68.2%	21	8	0	13
宗像児童相談所	14	66.9%	22	8	0	14
佐賀県	28	42.0%	19	11	0	8
中央児童相談所	28	42.0%	19	11	0	8
長崎県	32	56.5%	38	17	0	21
長崎こども・女性・障害者支援センター	22	53.8%	21	10	0	11
佐世保こども・女性・障害者支援センター	10	62.3%	17	7	0	10
熊本県	26	49.3%	17	9	1	7
中央児童相談所	26	49.3%	17	9	1	7
大分県	22	46.8%	34	12	0	22
中央児童相談所	22	46.8%	34	12	0	22
宮崎県	60	22.2%	44	0	11	33
中央児童相談所	30	26.0%	16	0	5	11
都城児童相談所	15	14.0%	14	0	3	11
延岡児童相談所	15	22.6%	14	0	3	11
鹿児島県	31	31.8%	29	14	0	15
中央児童相談所	25	32.7%	21	10	0	11
大島児童相談所	6	28.0%	8	4	0	4
沖縄県	44	76.5%	47	21	0	26
中央児童相談所	24	82.4%	25	12	0	13
ザ児童相談所	20	69.5%	22	9	0	13

一時保護所の平均入所率等の状況③

自治体名	定員数 (R3.4.1現在 ※)	平均入所率 (令和3年度)	一時保護所の職員数 (R4.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
札幌市	50	94.7%	124	30	0	94
札幌市児童相談所	50	94.7%	124	30	0	94
仙台市	20	93.7%	79	18	0	61
仙台市児童相談所	20	93.7%	79	18	0	61
さいたま市	44	110.4%	66	47	0	19
南部児童相談所	44	110.4%	66	47	0	19
千葉市	42	114.3%	62	27	0	35
千葉市児童相談所	42	114.3%	62	27	0	35
横浜市	161	102.5%	202	124	0	78
中央児童相談所	56	98.3%	53	34	0	19
西部児童相談所	30	118.5%	59	35	0	24
南部児童相談所	45	101.7%	48	32	0	16
北部児童相談所	30	95.5%	42	23	0	19
川崎市	60	126.2%	119	62	0	57
こども家庭センター	40	117.4%	68	34	0	34
中部児童相談所	20	143.8%	51	28	0	23
相模原市	25	93.2%	61	30	0	31
相模原市児童相談所	25	93.2%	61	30	0	31
新潟市	23	97.5%	22	7	0	15
新潟市児童相談所	23	97.5%	22	7	0	15
静岡市	20	53.5%	19	9	0	10
静岡市児童相談所	20	53.5%	19	9	0	10
浜松市	20	64.5%	14	14	0	0
浜松市児童相談所	20	64.5%	14	14	0	0
名古屋市	75	88.9%	69	42	4	23
中央児童相談所	25	101.2%	23	14	2	7
西部児童相談所	25	88.5%	23	14	1	8
東部児童相談所	25	77.0%	23	14	1	8
京都市	30	82.6%	41	33	1	7
京都市児童相談所	30	82.6%	41	33	1	7
大阪市	110	97.3%	155	134	1	20
中央こども相談センター	26	129.4%	52	39	1	12
北部こども相談センター	54	57.1%	52	46	0	6
南部こども相談センター	30	141.9%	51	49	0	2
堺市	24	86.1%	49	23	0	26
堺市子ども相談所	24	86.1%	49	23	0	26
神戸市	50	64.6%	44	30	0	14
こども家庭センター	50	64.6%	44	30	0	14
岡山市	25	45.3%	42	11	0	31
岡山市こども総合相談所	25	45.3%	42	11	0	31

自治体名	定員数 (R3.4.1現在 ※)	平均入所率 (令和3年度)	一時保護所の職員数 (R4.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
広島市	20	60.3%	16	9	0	7
広島市児童相談所	20	60.3%	16	9	0	7
北九州市	40	38.0%	33	10	0	23
子ども総合センター	40	38.0%	33	10	0	23
福岡市	10	145.4%	33	9	0	24
こども総合相談センター	10	145.4%	33	9	0	24
熊本市	20	66.1%	19	13	0	6
熊本市児童相談所	20	66.1%	19	13	0	6
港区	12	72.3%	33	21	0	12
港区児童相談所	12	72.3%	33	21	0	12
世田谷区	26	62.6%	75	43	0	32
世田谷区児童相談所	26	62.6%	75	43	0	32
荒川区	10	79.6%	30	26	0	4
荒川区子ども家庭総合センター	10	79.6%	30	26	0	4
江戸川区	35	73.4%	72	35	9	28
江戸川区児童相談所	35	73.4%	72	35	9	28
中野区 ※2	0	-	34	22	1	11
中野区児童相談所	-	-	34	22	1	11
横須賀市	25	55.9%	20	11	0	9
横須賀市児童相談所	25	55.9%	20	11	0	9
金沢市	12	53.0%	21	8	0	13
金沢市児童相談所	12	53.0%	21	8	0	13
明石市	25	28.6%	22	10	0	12
明石こどもセンター	25	28.6%	22	10	0	12
奈良市 ※2	-	-	29	9	0	20
奈良市子どもセンター	-	-	29	9	0	20

※1 令和3年度中の開設のため、定員数は開設時点

※2 中野区及び奈良市は令和4年4月1日開設。

※3 職員数は別紙にてとりまとめている医師等は除いている。

個別対応のための環境改善

【趣旨】

- 「児童虐待防止対策の抜本的強化に向けて」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進することとされている。

【現状】

- 個別対応のための環境改善が図られている一時保護所の数:134か所(89.9%)
(昨年度(130か所/145か所(89.7%)))

※一時保護所数:149か所(令和4年4月1日現在)

自治体名	図られている	図られていない	自治体名	図られている	図られていない
北海道	8	0	岐阜県	0	2
青森県	1	0	静岡県	2	0
岩手県	1	2	愛知県	2	0
宮城県	1	0	三重県	2	0
秋田県	1	0	滋賀県	3	0
山形県	2	0	京都府	3	0
福島県	2	2	大阪府	2	0
茨城県	1	0	兵庫県	1	0
栃木県	1	0	奈良県	1	0
群馬県	2	0	和歌山県	1	0
埼玉県	4	0	鳥取県	3	0
千葉県	4	2	島根県	4	0
東京都	8	0	岡山県	2	0
神奈川県	3	0	広島県	0	2
新潟県	3	0	山口県	1	0
富山県	2	0	徳島県	1	0
石川県	2	0	香川県	1	0
福井県	1	1	愛媛県	3	0
山梨県	2	0	高知県	1	0
長野県	2	1886	福岡県	3	2

【現状】

自治体名	図られている	図られていない	自治体名	図られている	図られていない
佐賀県	1	0	京都市	1	0
長崎県	2	0	大阪市	3	0
熊本県	1	0	堺市	1	0
大分県	1	0	神戸市	1	0
宮崎県	3	0	岡山市	1	0
鹿児島県	1	1	広島市	1	0
沖縄県	2	0	北九州市	1	0
札幌市	1	0	福岡市	1	0
仙台市	1	0	熊本市	1	0
さいたま市	1	0	港区	1	0
千葉市	1	0	世田谷区	1	0
横浜市	4	0	荒川区	1	0
川崎市	2	0	江戸川区	1	0
相模原市	1	0	中野区	1	0
新潟市	1	0	横須賀市	1	0
静岡市	1	0	金沢市	1	0
浜松市	1	0	明石市	1	0
名古屋市	3	0	奈良市	1	0
			合計	134	15

※「図られている」場合の内容は以下のとおり。【複数回答可としている。】

- ① 行動様式が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保：67件
- ② 夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置：85件
- ③ 入所している個々の子どもの状況に応じた対応ができる等、必要な設備等を整備：96件
 ≪整備されている設備等≫居室(個室)：102件 個別対応可能な学習室：38件 1人用の浴室：87件
 配慮が必要な子どものための備品、生活必需品の準備：74件 など
- ④ 緊急の対応が必要になった場合に対応ができる必要な設備等を整備：88件
 ≪整備されている設備等≫居室(個室)：95件 1人用の浴室：76件 配慮が必要な子どものための備品、生活必需品の準備：73件 など
- ⑤ 行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう自治体内の他の一時保護所と入所児童の受け入れについての役割分担の実施：17件
- ⑥ 配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に委託一時保護できるよう、施設等と取り決めの実施：27件
- ⑦ 入所している子どもの学校等への通学を補助する職員体制を確保：10件
- ⑧ その他(例：保護所心理職員による個別ケアの実施、当日の勤務者で調整 等)：9件

※「図られていない」一時保護所の改善予定は、個別対応が行いやすいスペースの確保等について一時保護所増改築予定、個別対応にあたる職員の確保 など

児童相談所業務の民間団体等への委託状況(令和4年4月1日現在)

令和4年4月1日現在の児童相談所業務の民間団体等への委託状況は以下のとおり。
(児童相談所設置自治体:76自治体)

- 児童相談所業務の一部を民間団体等へ委託している都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、67自治体(88.2%)であった。
- 最も多く委託している業務は、「里親委託に関する業務」で、約 25 %であった。
- 委託している業務内容は、以下のとおり【全 215 件:複数回答可】

- ① 虐待通告を受けたあとの安全確認 : 8 件 4 %
- ② 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施 : 18 件 9 %
- ③ 入所措置等解除時の必要な助言 : 2 件 1 %
- ④ 入所措置等解除後の児童の安全確認 : 1 件 1 %
- ⑤ 施設入所措置等解除後の相談・支援 : 19 件 9 %
- ⑥ 受付業務(「189」等電話受付、窓口受付) : 29 件 14 %
- ⑦ 受付業務(夜間等の窓口対応) : 7 件 3 %
- ⑧ 相談対応業務 : 11 件 5 %
- ⑨ 里親委託に関する業務 : 53 件 25 %
- ⑩ 養子縁組に関する業務 : 10 件 5 %
- ⑪ 研修業務 : 31 件 14 %
- ⑫ 一時保護に関する業務 : 10 件 5 %
- ⑬ その他 : 16 件 7 %

【児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業
児童措置費負担金の本人負担分の未収金回収 等】

※割合は四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

児童福祉司等の処遇改善について①

背景

- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、各自治体が児童福祉司等の処遇改善に取り組むことができるよう、令和2年度から普通交付税措置等を拡充

※1 【道府県の標準団体（人口170万人）当たり】

児童福祉司・児童心理司・保健師について、一時保護所職員と同様、月額2万円で積算（令和2年度）

※2 一時保護所職員に対する処遇改善（令和2年度予算）

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所一時保護所職員について、児童入所施設措置費を拡充（月額2万円）し、処遇改善を図る。

概況

- 令和4年度に子ども家庭局家庭福祉課が実施した調査を元に、各自治体における児童福祉司等の処遇改善の状況を以下にまとめた。
 - ※3 処遇改善の方法としては、「日額手当」、「月額手当」、「給与等の調整率」、「その他」に分けており、「その他」の主なものとしては、階級毎に定められている調整基本額に職種毎に定められている調整数を乗じた額を加算する方法などがあつた。
 - ※4 児童相談所を設置する自治体は、76自治体（令和4年4月1日現在）

<児童福祉司>

- 令和4年4月1日時点で処遇改善を実施していたのは、常勤職員が**73自治体**（昨年度：56自治体）、会計年度任用職員が**29自治体**だった。

- 処遇改善の方法は

常勤職員は、日額手当が**46自治体**、月額手当が**13自治体**、給与等の調整率が**4自治体**、その他が**10自治体**

会計年度任用職員は、日額手当が**20自治体**、月額手当が**4自治体**、給与等の調整率が**1自治体**、その他が**4自治体**

①日額手当

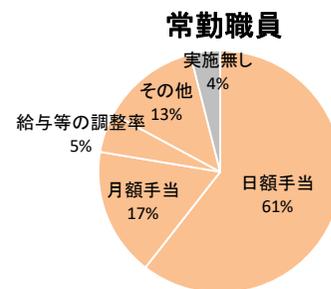
- 平均手当額は、常勤職員が907円（月換算で約18,140円）、会計年度任用職員は812円（月換算で約16,240円）
- 1,000円（月換算で約20,000円）以上としている自治体は、常勤職員が46自治体のうち24自治体、会計年度任用職員は20自治体のうち7自治体

②月額手当

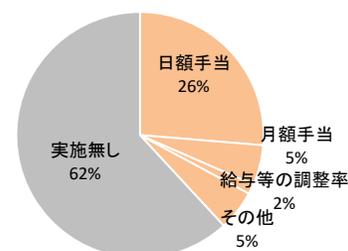
- 平均手当額は、常勤職員が17,657円、会計年度任用職員が9,015円
- 20,000円以上としている自治体は、常勤職員が13自治体のうち7自治体、会計年度任用職員が4自治体のうち0自治体

③給与等の調整率

- 平均調整率は、常勤職員が1.633%、会計年度任用職員が1.0%



会計年度任用職員



児童福祉司等の処遇改善について②

<児童心理司>

- 令和4年4月1日時点で処遇改善を実施していたのは、常勤職員が**69自治体**（昨年度：53自治体）、会計年度任用職員が**29自治体**だった。

処遇改善の方法は

常勤職員は、日額手当が**42自治体**、月額手当が**10自治体**、給与等の調整率が**5自治体**、その他が**12自治体**

会計年度任用職員は、日額手当が**21自治体**、月額手当が**3自治体**、給与等の調整率が**2自治体**、その他が**4自治体**

自治体

①日額手当

▶平均手当額は、常勤職員が891円（月換算で約17,820円）、会計年度任用職員は835円（月換算で約16,700円）

▶1,000円（月換算で約20,000円）以上としている自治体は、常勤職員が42自治体のうち20自治体、会計年度任用職員は21自治体のうち7自治体

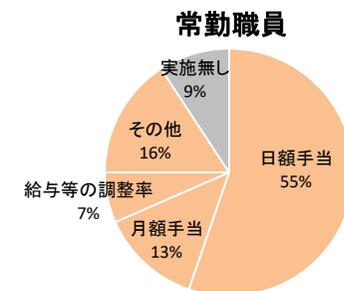
②月額手当

▶平均手当額は、常勤職員が18,236円、会計年度任用職員が12,565円

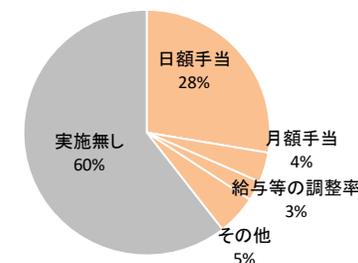
▶20,000円以上としている自治体は、常勤職員が10自治体のうち8自治体、会計年度任用職員が3自治体のうち0自治体

③給与等の調整率

▶平均調整率は、常勤職員が2.35%、会計年度任用職員が1.40%



会計年度任用職員



<一時保護所職員>

- 令和4年4月1日時点で処遇改善を実施していたのは、常勤職員が**63自治体**（昨年度：51自治体）、会計年度任用職員が**31自治体**だった。

処遇改善の方法は

常勤職員は、日額手当が**30自治体**、月額手当が**14自治体**、給与等の調整率が**7自治体**、その他が**14自治体**

会計年度任用職員は、日額手当が**15自治体**、月額手当が**7自治体**、給与等の調整率が**5自治体**、その他が**8自治体**

①日額手当

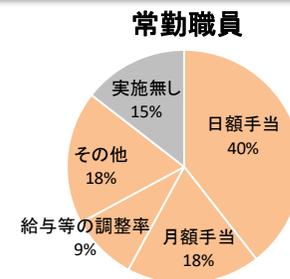
▶平均手当額は、常勤職員が1,049円（月換算で約20,980円）、会計年度任用職員は995円（月換算で約19,900円）

②月額手当

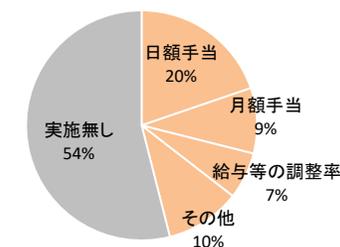
▶平均手当額は、常勤職員が18,074円、会計年度任用職員が12,262円

③給与等の調整率

▶平均調整率は、常勤職員が3.13%、会計年度任用職員が1.93%



会計年度任用職員



児童相談所及び一時保護所の第三者評価について

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

①実施状況 (平成29年度～令和3年度)

児童相談所			一時保護所		
実施箇所数	箇所数 (令和3年4月1日現在)	実施割合	実施箇所数	箇所数 (令和3年4月1日現在)	実施割合
13箇所	225箇所	6%	64箇所	145箇所	42%

●児童相談所の第三者評価を実施済の自治体

・千葉県(2箇所) ・東京都(2箇所) ・大阪府(6箇所) ・京都市(2箇所) ・堺市(1箇所)

●一時保護所の第三者評価を実施済の自治体

・宮城県(1箇所) ・福島県(4箇所) ・茨城県(1箇所) ・栃木県(1箇所) ・群馬県(2箇所) ・埼玉県(5箇所) ・千葉県(3箇所) ・東京都(5箇所)
・神奈川県(2箇所) ・山梨県(1箇所) ・長野県(1箇所) ・静岡県(2箇所) ・大阪府(2箇所) ・兵庫県(1箇所) ・和歌山県(1箇所) ・鳥取県(3箇所)
・島根県(4箇所) ・広島県(2箇所) ・徳島県(1箇所) ・高知県(1箇所) ・長崎県(1箇所) ・熊本県(1箇所) ・さいたま市(1箇所) ・横浜市(4箇所)
・川崎市(2箇所) ・相模原市(1箇所) ・新潟市(1箇所) ・静岡市(1箇所) ・京都市(1箇所) ・大阪市(2箇所) ・堺市(1箇所) ・神戸市(1箇所)
・北九州市(1箇所) ・港区(1箇所) ・世田谷区(1箇所) ・江戸川区(1箇所)

※主な評価機関

・社会福祉審議会専門部会 ・民間コンサルティング会社 ・社会福祉協議会 ・NPO法人 ・大学等研究者 など

②受審に係る財政支援

●児童相談所:児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(評価・検証委員会設置促進事業)

【補助基準額】1都道府県等当たり 934千円 + 民間評価者に第三者評価を依頼する場合 934千円<<R4～>>

●一時保護所:児童入所施設措置費等国庫負担金(第三者評価受審費加算費)

【加算単価】一時保護所1か所あたり 314,000円<<H29～>>

参考条文等

(※)児童相談所の第三者評価(児童福祉法)

第十二条

6 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

(※)一時保護所の第三者評価

・平成29年7月10日付雇児発0710第9号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の第三者評価に関する研究報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

中核市等児童相談所の設置について（令和4年4月時点）

1 中核市（対象：62市）

- ・「設置済」（4ヶ所）：横須賀市、金沢市、明石市、奈良市
- ・「設置予定」（6ヶ所）：高崎市、船橋市、柏市、豊中市、東大阪市、尼崎市
- ・「設置の方向で検討中」（3ヶ所）：豊橋市、姫路市、鹿児島市
- ・「設置の有無を含めて検討中」（26ヶ所）：旭川市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川越市、川口市、甲府市、岐阜市、岡崎市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、和歌山市、松江市、呉市、福山市、下関市、松山市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市

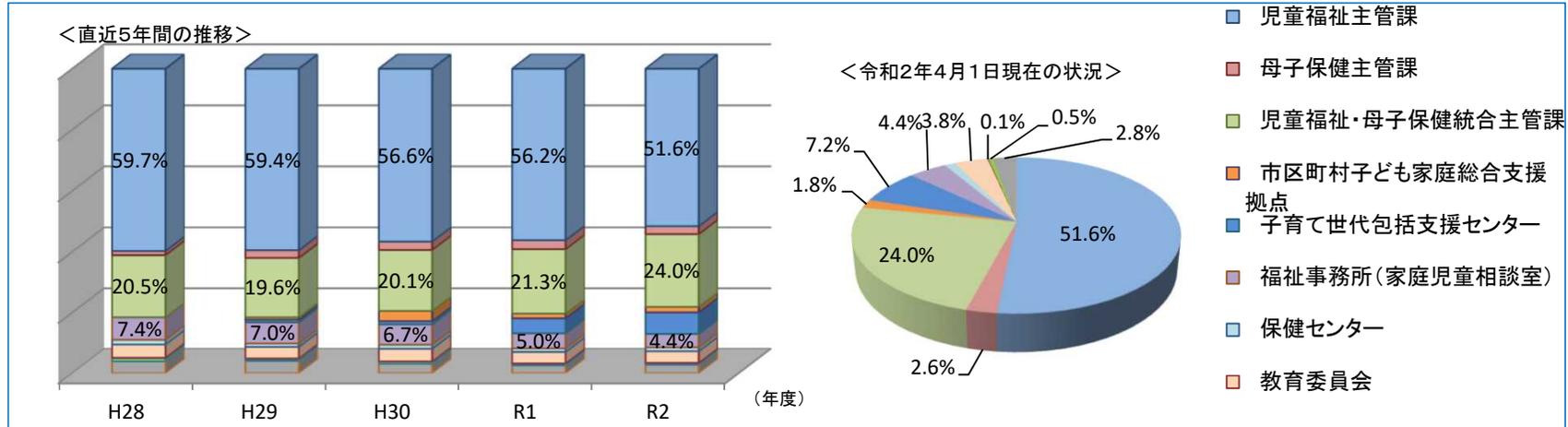
2 特別区（対象：23区）

- ・「設置済」（5ヶ所）：港区、世田谷区、荒川区、江戸川区、港区
- ・「設置予定」（9ヶ所）：新宿区、文京区、北区、品川区、大田区、杉並区、豊島区、板橋区、葛飾区
- ・「設置の方向で検討中」（7ヶ所）：千代田区、台東区、目黒区、墨田区、江東区、足立区、中央区
- ・「設置の有無を含めて検討」（1ヶ所）：渋谷区

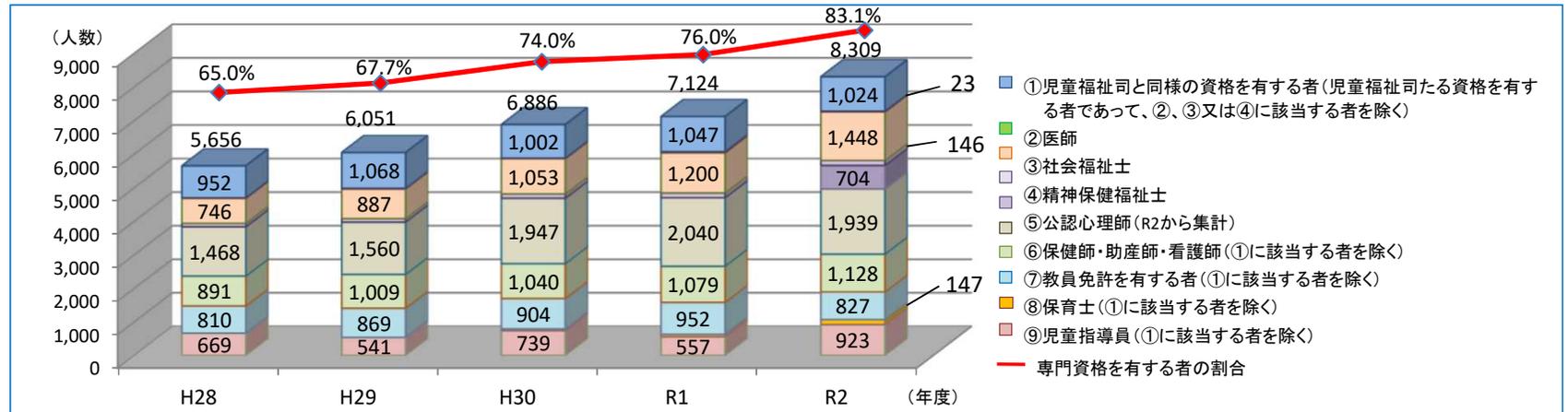
※ 上記に記載のない市区については、調査時点において「設置しない」と回答。

1. 虐待対応担当窓口の運営状況調査結果の概要

1. 虐待対応担当窓口の設置状況(各年度4月1日現在)



2. 専門資格を有する者の配置状況(各年度4月1日現在)



※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室調べ

表1 市町村における虐待対応担当窓口の設置状況(令和2年4月1日)

<単位:市町村>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市区町村数	25	61	201	528	743	183	1,741
要保護児童対策地域協議会を担っているもの	22 88.0%	60 98.4%	201 100.0%	526 99.6%	732 98.5%	176 96.2%	1,717 98.6%
家庭児童相談室を担っているもの	18 72.0%	43 70.5%	162 80.6%	462 87.5%	127 17.1%	49 26.8%	861 49.5%
子育て世代包括支援センターを担っているもの	13 52.0%	9 14.8%	56 27.9%	107 20.3%	230 31.0%	67 36.6%	482 27.7%
市区町村子ども家庭総合支援拠点を担っているもの	10 40.0%	48 78.7%	120 59.7%	175 33.1%	89 12.0%	23 12.6%	465 26.7%
児童福祉主管課	5 20.0%	35 57.4%	119 59.2%	321 60.8%	369 49.7%	49 26.8%	898 51.6%
母子保健主管課	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 1.3%	28 3.8%	10 5.5%	45 2.6%
児童福祉・母子保健統合主管課	3 12.0%	5 8.2%	16 8.0%	63 11.9%	241 32.4%	89 48.6%	417 24.0%
子育て世代包括支援センター	0 0.0%	0 0.0%	2 1.0%	7 1.3%	17 2.3%	5 2.7%	31 1.8%
市区町村子ども家庭総合支援拠点	3 12.0%	17 27.9%	39 19.4%	50 9.5%	15 2.0%	1 0.5%	125 7.2%
福祉事務所(家庭児童相談室)	7 28.0%	3 4.9%	14 7.0%	51 9.7%	2 0.3%	0 0.0%	77 4.4%
保健センター	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	14 1.9%	7 3.8%	22 1.3%
教育委員会	0 0.0%	0 0.0%	2 1.0%	19 3.6%	33 4.4%	13 7.1%	67 3.8%
保健所	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童相談所	2 8.0%						2 0.1%
障害福祉主管課	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	2 0.4%	5 0.7%	1 0.5%	9 0.5%
その他	5 20.0%	1 1.6%	7 3.5%	8 1.5%	19 2.6%	8 4.4%	48 2.8%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表2 虐待対応担当窓口職員の配置状況(令和2年4月1日)

<単位:人>

区 分		指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計	
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者	① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者であって、 ②、③又は④に該当する者を除く)	197 11.0%	159 13.2%	251 13.3%	271 10.9%	128 5.9%	18 4.1%	1,024 10.2%
		② 医師	2 0.1%	1 0.1%	2 0.1%	9 0.4%	9 0.4%	0 0.0%	23 0.2%
		③ 社会福祉士	272 15.2%	304 25.1%	373 19.7%	307 12.3%	161 7.4%	31 7.1%	1,448 14.5%
		④ 精神保健福祉士	21 1.2%	25 2.1%	43 2.3%	31 1.2%	24 1.1%	2 0.5%	146 1.5%
		⑤ 公認心理師	81 4.5%	144 11.9%	126 6.7%	107 4.3%	191 8.8%	55 12.6%	704 7.0%
		小 計	573 32.0%	633 52.4%	795 42.1%	725 29.0%	513 23.6%	106 24.4%	3,345 33.5%
	その他専門資格を有する者	⑥ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	609 34.0%	120 9.9%	260 13.8%	370 14.8%	457 21.0%	123 28.3%	1,939 19.4%
		⑦ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	123 6.9%	123 10.2%	240 12.7%	453 18.1%	168 7.7%	21 4.8%	1,128 11.3%
		⑧ 保育士(①に該当する者を除く)	171 9.5%	108 8.9%	152 8.0%	250 10.0%	127 5.8%	19 4.4%	827 8.3%
		⑨ 児童指導員(①に該当する者を除く)	15 0.8%	33 2.7%	32 1.7%	41 1.6%	21 1.0%	5 1.1%	147 1.5%
		小 計	918 51.2%	384 31.8%	684 36.2%	1,114 44.6%	773 35.6%	168 38.6%	4,041 40.4%
	⑩ ①～⑨に記載の資格を有しない社会福祉主事	131 7.3%	71 5.9%	155 8.2%	204 8.2%	304 14.0%	58 13.3%	923 9.2%	
	小 計	1,622 90.5%	1,088 90.0%	1,634 86.5%	2,043 81.9%	1,590 73.2%	332 76.3%	8,309 83.1%	
	有しない資格を有する者	⑪ ①～⑩に記載の資格を有しない一般事務職員	103 5.7%	59 4.9%	180 9.5%	362 14.5%	553 25.5%	97 22.3%	1,354 13.5%
⑫ その他		67 3.7%	62 5.1%	75 4.0%	91 3.6%	29 1.3%	6 1.4%	330 3.3%	
小 計		170 9.5%	121 10.0%	255 13.5%	453 18.1%	582 26.8%	103 23.7%	1,684 16.9%	
合 計		1,792 100.0%	1,209 100.0%	1,889 100.0%	2,496 100.0%	2,172 100.0%	435 100.0%	9,993 100.0%	
1市区町村あたりの平均配置人数		71.7	19.8	9.4	4.7	2.9	2.4	5.7	

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表3 都道府県別管内市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況(令和2年4月1日)

<単位:人>

都道府県名	市町村数	一定の専門資格を有する者														専門資格を有しない者				合計		
		児童福祉司と同様の資格を有する者						その他専門資格を有する者						⑩ ①~⑨に記載の資格を有しない社会福祉主事	⑪ ①~⑩に記載の資格を有しない一般事務職員		⑫ その他					
		① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者であつて、②、③又は④に該当する者を除く)	② 医師	③ 社会福祉士	④ 精神保健福祉士	⑤ 公認心理師	小 計	⑥ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	⑦ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	⑧ 保育士 (①に該当する者を除く)	⑨ 児童指導員 (①に該当する者を除く)	小 計	小 計		小 計							
1 北海道	178	17	0	42	4	56	119	18.9%	120	43	34	9	206	32.8%	96	421	66.9%	193	15	208	33.1%	629
2 青森県	40	4	1	10	0	7	22	21.4%	25	10	9	3	47	45.6%	10	79	76.7%	22	2	24	23.3%	103
3 岩手県	33	9	0	15	0	4	28	20.0%	27	24	8	2	61	43.6%	12	101	72.1%	30	9	39	27.9%	140
4 宮城県	34	2	0	15	1	4	22	16.1%	29	22	16	1	68	49.6%	9	99	72.3%	25	13	38	27.7%	137
5 秋田県	25	7	0	9	2	5	23	21.1%	17	25	3	0	45	41.3%	7	75	68.8%	32	2	34	31.2%	109
6 山形県	35	8	2	4	1	2	17	15.6%	22	17	8	1	48	44.0%	17	82	75.2%	27	0	27	24.8%	109
7 福島県	59	15	0	13	1	58	87	35.8%	46	22	7	16	91	37.4%	31	209	86.0%	31	3	34	14.0%	243
8 茨城県	44	13	1	22	5	7	48	25.9%	30	37	17	3	87	47.0%	10	145	78.4%	36	4	40	21.6%	185
9 栃木県	25	33	0	8	1	7	49	30.6%	28	24	11	4	67	41.9%	10	126	78.8%	26	8	34	21.3%	160
10 群馬県	35	8	0	11	1	5	25	17.1%	31	32	20	0	83	56.8%	17	125	85.6%	18	3	21	14.4%	146
11 埼玉県	62	35	1	74	6	25	141	38.1%	43	33	27	16	119	32.2%	65	325	87.8%	36	9	45	12.2%	370
12 千葉県	53	28	2	74	7	29	140	35.1%	62	69	23	4	158	39.6%	31	329	82.5%	47	23	70	17.5%	399
13 東京都	60	213	2	239	18	77	549	64.6%	57	44	42	8	151	17.8%	45	745	87.6%	60	45	105	12.4%	850
14 神奈川県	29	4	0	25	1	17	47	26.6%	34	30	22	3	89	50.3%	16	152	85.9%	21	4	25	14.1%	177
15 新潟県	29	7	0	8	0	15	30	19.7%	52	31	10	0	93	61.2%	9	132	86.8%	15	5	20	13.2%	152
16 富山県	15	21	0	8	0	1	30	43.5%	11	4	2	1	18	26.1%	4	52	75.4%	16	1	17	24.6%	69
17 石川県	18	13	0	8	0	2	23	41.8%	10	1	11	0	22	40.0%	1	46	83.6%	8	1	9	16.4%	55
18 福井県	17	0	0	10	0	2	12	22.6%	15	7	9	0	31	58.5%	3	46	86.8%	4	3	7	13.2%	53
19 山梨県	27	2	0	10	2	6	20	21.1%	27	9	8	2	46	48.4%	9	75	78.9%	19	1	20	21.1%	95
20 長野県	77	5	1	39	3	22	70	25.8%	64	42	18	3	127	46.9%	36	233	86.0%	31	7	38	14.0%	271
21 岐阜県	42	8	3	15	4	2	32	24.1%	15	30	12	2	59	44.4%	21	112	84.2%	20	1	21	15.8%	133
22 静岡県	33	15	0	21	2	5	43	27.2%	23	24	14	3	64	40.5%	25	132	83.5%	19	7	26	16.5%	158
23 愛知県	53	11	0	34	4	17	66	23.7%	40	57	43	1	141	50.7%	21	228	82.0%	42	8	50	18.0%	278
24 三重県	29	35	3	15	3	14	70	34.8%	29	30	20	1	80	39.8%	16	166	82.6%	31	4	35	17.4%	201
25 滋賀県	19	36	0	24	1	4	65	47.1%	8	17	17	2	44	31.9%	18	127	92.0%	10	1	11	8.0%	138
26 京都府	25	9	0	15	3	12	39	35.8%	22	14	13	1	50	45.9%	4	93	85.3%	16	0	16	14.7%	109
27 大阪府	41	46	0	88	16	42	192	55.3%	33	15	30	11	89	25.6%	23	304	87.6%	25	18	43	12.4%	347
28 兵庫県	39	49	0	50	7	9	115	51.6%	12	29	16	9	66	29.6%	19	200	89.7%	19	4	23	10.3%	223
29 奈良県	39	9	0	15	0	11	35	22.7%	24	19	27	1	71	46.1%	18	124	80.5%	25	5	30	19.5%	154
30 和歌山県	30	8	0	15	2	13	38	40.4%	19	12	9	0	40	42.6%	4	82	87.2%	8	4	12	12.8%	94
31 鳥取県	19	9	0	6	2	2	19	32.8%	13	4	3	5	25	43.1%	3	47	81.0%	10	1	11	19.0%	58
32 島根県	19	2	0	9	1	10	22	33.3%	13	4	5	4	26	39.4%	10	58	87.9%	7	1	8	12.1%	66
33 岡山県	26	8	0	14	2	12	36	34.6%	36	13	4	1	54	51.9%	5	95	91.3%	6	3	9	8.7%	104
34 広島県	22	25	0	12	0	0	37	30.3%	19	18	19	0	56	45.9%	11	104	85.2%	13	5	18	14.8%	122
35 山口県	19	16	0	9	2	8	35	38.0%	17	10	8	0	35	38.0%	5	75	81.5%	17	0	17	18.5%	92

都道府県名	市町村数	一定の専門資格を有する者																		専門資格を有しない者				合計
		児童福祉司と同様の資格を有する者						その他専門資格を有する者						⑩ ①～⑨に記載の資格を有しない社会福祉主事		⑪ ①～⑩に記載の資格を有しない一般事務職員		⑫ その他						
		① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者であって、②、③又は④に該当する者を除く)	② 医師	③ 社会福祉士	④ 精神保健福祉士	⑤ 公認心理師	小計	⑥ 保健師・助産師・看護師 (③に該当する者を除く)	⑦ 教員免許を有する者 (③に該当する者を除く)	⑧ 保育士 (③に該当する者を除く)	⑨ 児童指導員 (③に該当する者を除く)	小計	小計	小計	小計									
36 徳島県	24	8	0	3	0	4	15	23.1%	9	7	10	1	27	41.5%	2	44	67.7%	19	2	21	32.3%	65		
37 香川県	17	9	2	10	2	7	30	42.9%	13	9	4	1	27	38.6%	6	63	90.0%	7	0	7	10.0%	70		
38 愛媛県	20	13	0	6	2	8	29	26.1%	23	14	14	0	51	45.9%	7	87	78.4%	21	3	24	21.6%	111		
39 高知県	34	13	3	7	0	19	42	26.9%	25	18	9	0	52	33.3%	25	119	76.3%	31	6	37	23.7%	156		
40 福岡県	58	18	0	32	3	17	70	24.4%	47	46	33	0	126	43.9%	23	219	76.3%	63	5	68	23.7%	287		
41 佐賀県	20	1	0	10	2	4	17	24.6%	14	16	1	0	31	44.9%	6	54	78.3%	10	5	15	21.7%	69		
42 長崎県	21	14	0	16	1	8	39	40.6%	14	13	3	2	32	33.3%	10	81	84.4%	15	0	15	15.6%	96		
43 熊本県	44	1	0	19	8	6	34	30.6%	22	9	10	1	42	37.8%	14	90	81.1%	17	4	21	18.9%	111		
44 大分県	18	6	0	19	1	18	44	37.9%	16	18	3	0	37	31.9%	12	93	80.2%	19	4	23	19.8%	116		
45 宮崎県	26	4	0	7	2	5	18	23.1%	20	11	2	3	36	46.2%	10	64	82.1%	12	2	14	17.9%	78		
46 鹿児島県	43	5	0	9	0	9	23	14.7%	42	6	7	6	61	39.1%	19	103	66.0%	47	6	53	34.0%	156		
47 沖縄県	41	5	0	52	2	6	65	41.4%	12	16	15	1	44	28.0%	17	126	80.3%	25	6	31	19.7%	157		
48 札幌市	1	11	0	0	0	0	11	36.7%	10	9	0	0	19	63.3%	0	30	100.0%	0	0	0	0.0%	30		
49 仙台市	1	4	0	6	4	19	33	30.0%	45	9	6	1	61	55.5%	9	103	93.6%	4	3	7	6.4%	110		
50 さいたま市	1	1	0	7	1	0	9	69.2%	0	1	1	0	2	15.4%	2	13	100.0%	0	0	0	0.0%	13		
51 千葉市	1	5	0	3	0	1	9	31.0%	0	0	0	0	0	0.0%	12	21	72.4%	4	4	8	27.6%	29		
52 横浜市	1	0	0	70	0	0	70	26.5%	160	0	0	0	160	60.6%	33	263	99.6%	1	0	1	0.4%	264		
53 川崎市	1	7	0	23	1	3	34	15.7%	145	10	4	0	159	73.3%	5	198	91.2%	0	19	19	8.8%	217		
54 相模原市	1	0	0	6	0	2	8	38.1%	4	3	6	0	13	61.9%	0	21	100.0%	0	0	0	0.0%	21		
55 新潟市	1	3	0	3	0	0	6	22.2%	1	8	3	0	12	44.4%	8	26	96.3%	1	0	1	3.7%	27		
56 静岡市	1	2	0	3	1	4	10	62.5%	1	0	2	0	3	18.8%	1	14	87.5%	0	2	2	12.5%	16		
57 浜松市	1	9	0	3	1	0	13	48.1%	6	5	0	2	13	48.1%	0	26	96.3%	0	1	1	3.7%	27		
58 名古屋市	1	13	0	23	2	1	39	38.6%	1	5	3	6	15	14.9%	18	72	71.3%	29	0	29	28.7%	101		
59 京都市	1	0	0	4	0	14	18	10.7%	93	4	38	0	135	79.9%	3	156	92.3%	4	9	13	7.7%	169		
60 大阪市	1	20	2	17	8	10	57	32.9%	8	18	43	5	74	42.8%	13	144	83.2%	25	4	29	16.8%	173		
61 堺市	1	14	0	18	0	0	32	60.4%	1	5	1	0	7	13.2%	4	43	81.1%	10	0	10	18.9%	53		
62 神戸市	1	3	0	14	1	0	18	19.6%	69	0	0	0	69	75.0%	1	88	95.7%	4	0	4	4.3%	92		
63 岡山市	1	11	0	1	0	0	12	25.5%	0	26	5	0	31	66.0%	3	46	97.9%	1	0	1	2.1%	47		
64 広島市	1	7	0	2	0	0	9	37.5%	0	4	7	0	11	45.8%	2	22	91.7%	2	0	2	8.3%	24		
65 北九州市	1	0	0	8	1	0	9	16.7%	0	12	18	0	30	55.6%	0	39	72.2%	15	0	15	27.8%	54		
66 福岡市	1	4	0	10	1	4	19	43.2%	5	0	14	0	19	43.2%	5	43	97.7%	1	0	1	2.3%	44		
67 熊本市	1	1	0	2	0	1	4	17.4%	10	2	4	0	16	69.6%	3	23	100.0%	0	0	0	0.0%	23		
68 横須賀市	1	0	0	5	0	5	10	22.2%	33	0	0	0	33	73.3%	2	45	100.0%	0	0	0	0.0%	45		
69 金沢市	1	16	0	11	0	0	27	96.4%	0	0	0	1	1	3.6%	0	28	100.0%	0	0	0	0.0%	28		
70 明石市	1	15	0	4	0	9	28	68.3%	3	2	1	0	6	14.6%	3	37	90.2%	0	4	4	9.8%	41		
71 世田谷区	1	26	0	11	0	0	37	52.9%	14	0	12	0	26	37.1%	3	66	94.3%	1	3	4	5.7%	70		
72 江戸川区	1	25	0	18	0	8	51	68.9%	0	0	3	0	3	4.1%	1	55	74.3%	1	18	19	25.7%	74		
合計	1,741	1,024	23	1,448	146	704	3,345	33.5%	1,939	1,128	827	147	4,041	40.4%	923	8,309	83.1%	1,354	330	1,684	16.9%	9,993		

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
※東京都荒川区は令和2年7月に児童相談所を設置したため、東京都分に計上している。

表4 虐待対応担当窓口職員の正規・非正規別業務経験年数(令和2年4月1日)

<単位:人>

区 分		6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合 計
正規職員	指定都市・児童相談所設置市	312 23.1%	11 0.8%	268 19.8%	218 16.1%	247 18.3%	200 14.8%	95 7.0%	1,351 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	221 28.6%	5 0.6%	173 22.4%	115 14.9%	126 16.3%	104 13.4%	30 3.9%	774 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	307 27.7%	30 2.7%	244 22.0%	175 15.8%	201 18.1%	122 11.0%	30 2.7%	1,109 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	348 27.0%	29 2.2%	302 23.4%	223 17.3%	219 17.0%	142 11.0%	26 2.0%	1,289 100.0%
	町	404 21.2%	62 3.2%	428 22.4%	286 15.0%	348 18.2%	222 11.6%	158 8.3%	1,908 100.0%
	村	67 17.4%	26 6.8%	63 16.4%	51 13.2%	78 20.3%	52 13.5%	48 12.5%	385 100.0%
	小 計	1,659 24.3%	163 2.4%	1,478 21.7%	1,068 15.7%	1,219 17.9%	842 12.4%	387 5.7%	6,816 100.0%
非正規職員	指定都市・児童相談所設置市	111 25.2%	12 2.7%	51 11.6%	47 10.7%	63 14.3%	85 19.3%	72 16.3%	441 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	83 19.1%	18 4.1%	86 19.8%	58 13.3%	85 19.5%	75 17.2%	30 6.9%	435 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	166 21.3%	42 5.4%	120 15.4%	119 15.3%	114 14.6%	142 18.2%	77 9.9%	780 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	240 19.9%	39 3.2%	176 14.6%	145 12.0%	217 18.0%	248 20.5%	142 11.8%	1,207 100.0%
	町	49 18.6%	17 6.4%	47 17.8%	33 12.5%	47 17.8%	55 20.8%	16 6.1%	264 100.0%
	村	4 8.0%	5 10.0%	11 22.0%	8 16.0%	12 24.0%	5 10.0%	5 10.0%	50 100.0%
	小 計	653 20.6%	133 4.2%	491 15.5%	410 12.9%	538 16.9%	610 19.2%	342 10.8%	3,177 100.0%
合 計	2,312 23.1%	296 3.0%	1,969 19.7%	1,478 14.8%	1,757 17.6%	1,452 14.5%	729 7.3%	9,993 100.0%	

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表5 虐待対応担当窓口職員の常勤・非常勤別業務経験年数(令和2年4月1日)

<単位:人>

区 分		6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合 計
常勤職員	指定都市・児童相談所設置市	324 23.3%	13 0.9%	273 19.6%	222 15.9%	252 18.1%	207 14.9%	102 7.3%	1,393 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	235 28.3%	7 0.8%	184 22.1%	126 15.2%	142 17.1%	107 12.9%	30 3.6%	831 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	338 28.3%	37 3.1%	249 20.8%	181 15.1%	213 17.8%	138 11.5%	39 3.3%	1,195 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	378 26.3%	34 2.4%	321 22.3%	241 16.8%	241 16.8%	180 12.5%	42 2.9%	1,437 100.0%
	町	416 20.9%	70 3.5%	441 22.2%	296 14.9%	366 18.4%	239 12.0%	159 8.0%	1,987 100.0%
	村	69 17.0%	30 7.4%	65 16.0%	54 13.3%	83 20.5%	56 13.8%	48 11.9%	405 100.0%
	小 計	1,760 24.3%	191 2.6%	1,533 21.2%	1,120 15.5%	1,297 17.9%	927 12.8%	420 5.8%	7,248 100.0%
非常勤職員	指定都市・児童相談所設置市	99 24.8%	10 2.5%	46 11.5%	43 10.8%	58 14.5%	78 19.5%	65 16.3%	399 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	69 18.3%	16 4.2%	75 19.8%	47 12.4%	69 18.3%	72 19.0%	30 7.9%	378 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	135 19.5%	35 5.0%	115 16.6%	113 16.3%	102 14.7%	126 18.2%	68 9.8%	694 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	210 19.8%	34 3.2%	157 14.8%	127 12.0%	195 18.4%	210 19.8%	126 11.9%	1,059 100.0%
	町	37 20.0%	9 4.9%	34 18.4%	23 12.4%	29 15.7%	38 20.5%	15 8.1%	185 100.0%
	村	2 6.7%	1 3.3%	9 30.0%	5 16.7%	7 23.3%	1 3.3%	5 16.7%	30 100.0%
	小 計	552 20.1%	105 3.8%	436 15.9%	358 13.0%	460 16.8%	525 19.1%	309 11.3%	2,745 100.0%
合 計	2,312 23.1%	296 3.0%	1,969 19.7%	1,478 14.8%	1,757 17.6%	1,452 14.5%	729 7.3%	9,993 100.0%	

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表6 虐待対応担当窓口職員の専任・兼任の状況(令和2年4月1日)

<単位:人>

区 分	配置人数	専 任	兼 任				
				うち要保護児童対策地域協議会	うち家庭児童相談室	うち子育て世代包括支援センター	うち市区町村子ども家庭総合支援拠点
指定都市・ 児童相談所設置市	1,792	117	1,675	1,430	1,065	889	893
	100.0%	6.5%	93.5%	79.8%	59.4%	49.6%	49.8%
市・区 (人口30万人以上)	1,209	74	1,135	862	544	107	965
	100.0%	6.1%	93.9%	71.3%	45.0%	8.9%	79.8%
市・区 (人口10万人から30万人未 満)	1,889	64	1,825	1,495	1,060	340	1,162
	100.0%	3.4%	96.6%	79.1%	56.1%	18.0%	61.5%
市・区 (人口10万人未満)	2,496	91	2,405	1,946	1,645	361	828
	100.0%	3.6%	96.4%	78.0%	65.9%	14.5%	33.2%
町	2,172	52	2,120	1,664	326	490	276
	100.0%	2.4%	97.6%	76.6%	15.0%	22.6%	12.7%
村	435	9	426	316	99	140	64
	100.0%	2.1%	97.9%	72.6%	22.8%	32.2%	14.7%
合 計	9,993	407	9,586	7,713	4,739	2,327	4,188
	100.0%	4.1%	95.9%	77.2%	47.4%	23.3%	41.9%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
 ※兼任の状況の内訳は、複数回答可となっている。

表7 都道府県別管内市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況(正規・非正規、常勤・非常勤、専任・兼任別)(令和2年4月1日)

都道府県名		正規職員・非正規職員の配置状況				常勤職員・非常勤職員の配置状況				専任職員・兼任職員の配置状況			
		正規職員		非正規職員		常勤職員		非常勤職員		専任職員		兼任職員	
		職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合
		＜単位：人＞											
1	北海道	552	87.8%	77	12.2%	557	88.6%	72	11.4%	4	0.6%	625	99.4%
2	青森県	80	77.7%	23	22.3%	88	85.4%	15	14.6%	2	1.9%	101	98.1%
3	岩手県	106	75.7%	34	24.3%	101	72.1%	39	27.9%	20	14.3%	120	85.7%
4	宮城県	94	68.6%	43	31.4%	88	64.2%	49	35.8%	14	10.2%	123	89.8%
5	秋田県	71	65.1%	38	34.9%	72	66.1%	37	33.9%	0	0.0%	109	100.0%
6	山形県	83	76.1%	26	23.9%	84	77.1%	25	22.9%	1	0.9%	108	99.1%
7	福島県	181	74.5%	62	25.5%	199	81.9%	44	18.1%	49	20.2%	194	79.8%
8	茨城県	115	62.2%	70	37.8%	117	63.2%	68	36.8%	24	13.0%	161	87.0%
9	栃木県	90	56.3%	70	43.8%	99	61.9%	61	38.1%	3	1.9%	157	98.1%
10	群馬県	112	76.7%	34	23.3%	116	79.5%	30	20.5%	5	3.4%	141	96.6%
11	埼玉県	270	73.0%	100	27.0%	273	73.8%	97	26.2%	4	1.1%	366	98.9%
12	千葉県	230	57.6%	169	42.4%	241	60.4%	158	39.6%	11	2.8%	388	97.2%
13	東京都	580	68.2%	270	31.8%	597	70.2%	253	29.8%	18	2.1%	832	97.9%
14	神奈川県	100	56.5%	77	43.5%	103	58.2%	74	41.8%	3	1.7%	174	98.3%
15	新潟県	93	61.2%	59	38.8%	102	67.1%	50	32.9%	3	2.0%	149	98.0%
16	富山県	48	69.6%	21	30.4%	49	71.0%	20	29.0%	0	0.0%	69	100.0%
17	石川県	45	81.8%	10	18.2%	48	87.3%	7	12.7%	0	0.0%	55	100.0%
18	福井県	39	73.6%	14	26.4%	44	83.0%	9	17.0%	4	7.5%	49	92.5%
19	山梨県	65	68.4%	30	31.6%	68	71.6%	27	28.4%	4	4.2%	91	95.8%
20	長野県	182	67.2%	89	32.8%	228	84.1%	43	15.9%	7	2.6%	264	97.4%
21	岐阜県	83	62.4%	50	37.6%	93	69.9%	40	30.1%	11	8.3%	122	91.7%
22	静岡県	91	57.6%	67	42.4%	121	76.6%	37	23.4%	0	0.0%	158	100.0%
23	愛知県	174	62.6%	104	37.4%	172	61.9%	106	38.1%	6	2.2%	272	97.8%
24	三重県	131	65.2%	70	34.8%	168	83.6%	33	16.4%	8	4.0%	193	96.0%
25	滋賀県	64	46.4%	74	53.6%	77	55.8%	61	44.2%	0	0.0%	138	100.0%
26	京都府	54	49.5%	55	50.5%	63	57.8%	46	42.2%	6	5.5%	103	94.5%
27	大阪府	217	62.5%	130	37.5%	225	64.8%	122	35.2%	0	0.0%	347	100.0%
28	兵庫県	125	56.1%	98	43.9%	138	61.9%	85	38.1%	23	10.3%	200	89.7%
29	奈良県	98	63.6%	56	36.4%	115	74.7%	39	25.3%	4	2.6%	150	97.4%
30	和歌山県	71	75.5%	23	24.5%	72	76.6%	22	23.4%	2	2.1%	92	97.9%
31	鳥取県	42	72.4%	16	27.6%	44	75.9%	14	24.1%	0	0.0%	58	100.0%
32	島根県	54	81.8%	12	18.2%	53	80.3%	13	19.7%	1	1.5%	65	98.5%
33	岡山県	73	70.2%	31	29.8%	74	71.2%	30	28.8%	0	0.0%	104	100.0%
34	広島県	61	50.0%	61	50.0%	68	55.7%	54	44.3%	1	0.8%	121	99.2%
35	山口県	62	67.4%	30	32.6%	71	77.2%	21	22.8%	0	0.0%	92	100.0%
36	徳島県	43	66.2%	22	33.8%	42	64.6%	23	35.4%	3	4.6%	62	95.4%
37	香川県	37	52.9%	33	47.1%	55	78.6%	15	21.4%	4	5.7%	66	94.3%
38	愛媛県	77	69.4%	34	30.6%	94	84.7%	17	15.3%	2	1.8%	109	98.2%
39	高知県	126	80.8%	30	19.2%	122	78.2%	34	21.8%	2	1.3%	154	98.7%
40	福岡県	164	57.1%	123	42.9%	199	69.3%	88	30.7%	7	2.4%	280	97.6%
41	佐賀県	38	55.1%	31	44.9%	39	56.5%	30	43.5%	4	5.8%	65	94.2%
42	長崎県	55	57.3%	41	42.7%	60	62.5%	36	37.5%	0	0.0%	96	100.0%
43	熊本県	75	67.6%	36	32.4%	76	68.5%	35	31.5%	7	6.3%	104	93.7%
44	大分県	70	60.3%	46	39.7%	82	70.7%	34	29.3%	4	3.4%	112	96.6%
45	宮崎県	54	69.2%	24	30.8%	59	75.6%	19	24.4%	1	1.3%	77	98.7%
46	鹿児島県	109	69.9%	47	30.1%	116	74.4%	40	25.6%	12	7.7%	144	92.3%
47	沖縄県	81	51.6%	76	48.4%	83	52.9%	74	47.1%	6	3.8%	151	96.2%
48	札幌市	21	70.0%	9	30.0%	21	70.0%	9	30.0%	0	0.0%	30	100.0%
49	仙台市	64	58.2%	46	41.8%	74	67.3%	36	32.7%	6	5.5%	104	94.5%
50	さいたま市	13	100.0%	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	13	100.0%
51	千葉市	23	79.3%	6	20.7%	23	79.3%	6	20.7%	0	0.0%	29	100.0%
52	横浜市	264	100.0%	0	0.0%	264	100.0%	0	0.0%	28	10.6%	236	89.4%
53	川崎市	182	83.9%	35	16.1%	182	83.9%	35	16.1%	0	0.0%	217	100.0%
54	相模原市	21	100.0%	0	0.0%	21	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	21	100.0%
55	新潟市	15	55.6%	12	44.4%	14	51.9%	13	48.1%	0	0.0%	27	100.0%
56	静岡市	9	56.3%	7	43.8%	9	56.3%	7	43.8%	0	0.0%	16	100.0%
57	浜松市	19	70.4%	8	29.6%	19	70.4%	8	29.6%	0	0.0%	27	100.0%
58	名古屋市	71	70.3%	30	29.7%	71	70.3%	30	29.7%	0	0.0%	101	100.0%
59	京都市	122	72.2%	47	27.8%	122	72.2%	47	27.8%	0	0.0%	169	100.0%
60	大阪市	115	66.5%	58	33.5%	122	70.5%	51	29.5%	0	0.0%	173	100.0%
61	堺市	29	54.7%	24	45.3%	29	54.7%	24	45.3%	0	0.0%	53	100.0%
62	神戸市	88	95.7%	4	4.3%	90	97.8%	2	2.2%	0	0.0%	92	100.0%
63	岡山市	14	29.8%	33	70.2%	14	29.8%	33	70.2%	0	0.0%	47	100.0%
64	広島市	8	33.3%	16	66.7%	8	33.3%	16	66.7%	0	0.0%	24	100.0%
65	北九州市	14	25.9%	40	74.1%	14	25.9%	40	74.1%	0	0.0%	54	100.0%
66	福岡市	44	100.0%	0	0.0%	44	100.0%	0	0.0%	9	20.5%	35	79.5%
67	熊本市	15	65.2%	8	34.8%	15	65.2%	8	34.8%	0	0.0%	23	100.0%
68	横須賀市	39	86.7%	6	13.3%	41	91.1%	4	8.9%	0	0.0%	45	100.0%
69	金沢市	20	71.4%	8	28.6%	20	71.4%	8	28.6%	0	0.0%	28	100.0%
70	明石市	21	51.2%	20	48.8%	27	65.9%	14	34.1%	0	0.0%	41	100.0%
71	世田谷区	51	72.9%	19	27.1%	67	95.7%	3	4.3%	0	0.0%	70	100.0%
72	江戸川区	69	93.2%	5	6.8%	69	93.2%	5	6.8%	74	100.0%	0	0.0%
合計		6,816	68.2%	3,177	31.8%	7,248	72.5%	2,745	27.5%	407	4.1%	9,586	95.9%

※東京都荒川区は令和2年7月に児童相談所を設置したため、東京都分に計上している。

表8 虐待対応担当窓口の夜間・休日の対応状況(令和2年4月1日)

<単位:市町村>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
対応している	16	47	159	465	634	132	1,453
	64.0%	77.0%	79.1%	88.1%	85.3%	72.1%	83.5%
職員の宿日直により対応	0	0	0	6	10	3	19
	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	1.3%	1.6%	1.1%
夜間・休日対応用の携帯電話を所持 するなどして職員が対応	0	4	14	50	40	8	116
	0.0%	6.6%	7.0%	9.5%	5.4%	4.4%	6.7%
虐待対応担当窓口の職員以外の職員 が受け、その後、職員が対応	1	17	83	301	480	107	989
	4.0%	27.9%	41.3%	57.0%	64.6%	58.5%	56.8%
民間の相談機関に対応を委託	3	1	4	4	0	0	12
	12.0%	1.6%	2.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.7%
児童相談所へ転送	1	3	7	7	9	0	27
	4.0%	4.9%	3.5%	1.3%	1.2%	0.0%	1.6%
その他	11	22	51	97	95	14	290
	44.0%	36.1%	25.4%	18.4%	12.8%	7.7%	16.7%
対応していない	9	14	42	63	109	51	288
	36.0%	23.0%	20.9%	11.9%	14.7%	27.9%	16.5%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

<その他の例>

・警備員が受け、虐待対応担当職員に連絡し対応 ・留守番電話対応で連絡窓口を案内

表9 児童虐待対応のマニュアルの整備状況(令和2年4月1日)

<単位:市町村>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市区町村数	25	61	201	528	743	183	1,741
マニュアルを作成している	24	55	140	286	270	64	839
	96.0%	90.2%	69.7%	54.2%	36.3%	35.0%	48.2%
マニュアルを作成していない	1	6	61	242	473	119	902
	4.0%	9.8%	30.3%	45.8%	63.7%	65.0%	51.8%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表10 市区町村と児童相談所における役割分担の取り決め状況(令和2年4月1日)

<単位:市町村>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市区町村数	25	61	201	528	743	183	1,741
取り決めがある	20	31	77	140	144	28	440
	80.0%	50.8%	38.3%	26.5%	19.4%	15.3%	25.3%
取り決めがない	5	30	124	388	599	155	1,301
	20.0%	49.2%	61.7%	73.5%	80.6%	84.7%	74.7%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

<取り決めの例>

- ・関係機関からの通告受理については市町村が対応
- ・リスク評価を行い、緊急性や要保護性が高いと判断した場合は児童相談所が対応
- ・児童相談所は一時保護や施設への措置への対応を行う
- ・リスクの低い虐待ケースについては市が対応

表11 虐待対応担当窓口職員に対する研修の実施状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:市町村>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計	
市区町村数	25	61	201	528	743	183	1,741	
研修は実施している	25	61	197	508	654	145	1,590	
	100.0%	100.0%	98.0%	96.2%	88.0%	79.2%	91.3%	
	自ら研修を実施した	23	45	97	138	86	9	398
		92.0%	73.8%	48.3%	26.1%	11.6%	4.9%	22.9%
	委託して研修を実施した	4	7	10	14	18	3	56
	16.0%	11.5%	5.0%	2.7%	2.4%	1.6%	3.2%	
他機関が実施している研修に参加させた	13	52	159	445	607	138	1,414	
	52.0%	85.2%	79.1%	84.3%	81.7%	75.4%	81.2%	
研修は実施していない	0	0	4	20	89	38	151	
	0.0%	0.0%	2.0%	3.8%	12.0%	20.8%	8.7%	

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※複数回答あり

表12 虐待対応担当窓口の質の向上のための取組の工夫状況(令和2年4月1日)

<単位:市町村>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市区町村数	25	61	201	528	743	183	1,741
児童相談の経験者等の採用	10 40.0%	30 49.2%	45 22.4%	136 25.8%	65 8.7%	11 6.0%	297 17.1%
他の福祉に関する相談窓口業務の経験職員との 人事異動の実施	11 44.0%	17 27.9%	43 21.4%	44 8.3%	33 4.4%	4 2.2%	152 8.7%
人事異動を固定化	4 16.0%	8 13.1%	12 6.0%	65 12.3%	61 8.2%	24 13.1%	174 10.0%
児相職員による助言	23 92.0%	43 70.5%	166 82.6%	427 80.9%	527 70.9%	102 55.7%	1,288 74.0%
児童相談の経験者等(児相職員除く)による助言・ 指導	18 72.0%	38 62.3%	88 43.8%	146 27.7%	195 26.2%	36 19.7%	521 29.9%
研修受講	24 96.0%	59 96.7%	193 96.0%	485 91.9%	567 76.3%	126 68.9%	1,454 83.5%
その他	4 16.0%	8 13.1%	21 10.4%	19 3.6%	17 2.3%	2 1.1%	71 4.1%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※複数回答あり

<その他の例>

- ・スーパーバイザー(弁護士)の配置、教職経験者の採用
- ・研修の一環として新規配属職員を児童相談所に短期派遣
- ・定期的に母子保健担当との情報交換を実施
- ・弁護士資格を有する常勤職員を配置し法的対応の強化

表13 虐待対応担当窓口の人事交流の状況(令和2年4月1日)

<単位:市町村、人>

区 分		指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計	
市区町村数		25	61	201	528	743	183	1,741	
受入	実施している	6 24.0%	18 29.5%	14 7.0%	24 4.5%	7 0.9%	1 0.5%	70 4.0%	
	他の市町村	1 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 27.3%	0 0.0%	4 2.7%	
	児童相談所職員(現職)	4 13.8%	6 20.0%	2 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 16.7%	14 9.5%	
	児童相談所OB	1 3.4%	4 13.3%	3 12.5%	4 9.5%	0 0.0%	0 0.0%	12 8.1%	
	警察官(現職)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 25.0%	3 2.0%	
	警察官OB	4 13.8%	10 33.3%	7 29.2%	13 31.0%	2 18.2%	0 0.0%	36 24.3%	
	教員(現職)	5 17.2%	3 10.0%	5 20.8%	1 2.4%	1 9.1%	2 16.7%	17 11.5%	
	教員OB	8 27.6%	6 20.0%	7 29.2%	21 50.0%	3 27.3%	0 0.0%	45 30.4%	
	その他の民間団体職員	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	2 16.7%	4 2.7%	
	その他	6 20.7%	1 3.3%	0 0.0%	3 7.1%	0 0.0%	3 25.0%	13 8.8%	
	合計	29 100.0%	30 100.0%	24 100.0%	42 100.0%	11 100.0%	12 100.0%	148 100.0%	
	実施していない		19 76.0%	43 70.5%	187 93.0%	504 95.5%	736 99.1%	182 99.5%	1,671 96.0%
	出向	実施している	1 4.0%	22 36.1%	11 5.5%	4 0.8%	1 0.1%	2 1.1%	41 2.4%
		他の市町村	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%
児童相談所		0 0.0%	71 95.9%	42 100.0%	3 60.0%	0 0.0%	2 20.0%	118 87.4%	
警察		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 30.0%	3 2.2%	
学校		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 20.0%	2 1.5%	
その他の民間団体		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	3 30.0%	4 3.0%	
その他		3 100.0%	2 2.7%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 5.2%	
合計		3 100.0%	74 100.0%	42 100.0%	5 100.0%	1 100.0%	10 100.0%	135 100.0%	
実施していない		24 96.0%	38 62.3%	190 94.5%	524 99.2%	742 99.9%	181 98.9%	1,699 97.6%	

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

<その他の例>
 受入:都道府県職員、社会福祉協議会職員 出向:都道府県

表14 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置自治体数(令和2年4月現在)

<単位:市町村、か所>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市区町村数	25	61	201	528	743	183	1,741
市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置した市町村数	10	48	116	167	78	12	431
市区町村子ども家庭総合支援拠るか所数	68	53	116	167	78	12	494

表15 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況(箇所数)(令和2年4月現在)

<単位:市町村、か所>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市町村数	25	61	201	528	743	183	1,741
設置市区町村数	10	48	116	167	78	12	431
	40.0%	78.7%	57.7%	31.6%	10.5%	6.6%	24.8%
設置している	68	53	116	167	78	12	494
小規模A型	6	0	0	91	78	12	187
小規模B型	32	0	18	75	0	0	125
小規模C型	14	6	51	1	0	0	72
中規模型	15	33	47	0	0	0	95
大規模型	1	14	0	0	0	0	15
うち共同設置	0	0	4	1	3	1	9
うち設置根拠あり	31	26	74	110	39	6	286
うち一部委託	0	4	11	3	2	0	20
うち要保護児童対策地域協議会調整機 関を担っているもの	61	53	115	164	75	11	479
うち家庭児童相談室を担っているもの	53	34	87	150	24	6	354
うち子育て世代包括支援センターと一 体的な実施をしているもの	52	6	38	43	39	10	188

※重複回答あり

※小規模A型:児童人口概ね0.9万人未満(人口約5.6万人未満)

※小規模B型:児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満(人口約5.6万人以上約11.3万人未満)

※小規模C型:児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満(人口約11.3万人以上約17万人未満)

※中規模型【中規模市部】:児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満(人口約17万人以上約45万人未満)

※大規模型【大規模市部】:児童人口概ね7.2万人以上(人口約45万人以上)

表16 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況(2020年4月現在)

自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名
北海道	旭川市 千歳市 石狩市 恵庭市 名寄市 帯広市 滝川市 室蘭市 苫小牧市 伊達市 上富良野町 中富良野町 中頓別町 今金町 安平町 東神楽町	山形県 上山市 高畠町 白鷹町 飯豊町 庄内町 福島市 郡山市 会津若松市 相馬市 田村市 小野町 天栄村 水戸市 筑西市 つくばみらい市 龍ヶ崎町 取手市 守谷市 神栖市 境町	群馬県 嬉恋村 片品村 狭山市 加須市 ふじみ野市 和光市 坂戸市 桐川市 北本市 入間市 飯能市 嵐山町 寄居町 船橋市 柏市 鎌山市 木更津市 松戸市 鴨川市 浦安市 南房総市 千代田市 我孫子市 香取市 山武市 いすみ市 野田市 市原市 流山市 鎌ヶ谷市 市川市 習志野市 成田市 八王子市	東京都 千代田区 中央区 港区 新宿区(5) 文京区 台東区 墨田区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区(5) 渋谷区 中野区 杉並区(2) 豊島区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 江東区 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	東京都 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 福城市 羽村市 あきる野市 西東州市 奥多摩町 瑞穂町 日の出町 大島町 三宅村 相模原市(3) 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 葉山町 寒川町 二宮町 大井町 箱根町 湯河原町 三条市 長岡市	新潟県 柏崎市 新発田市 見附市 十日町市 糸魚川市 妙高市 上越市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 聖籠町 出雲崎町 富山市 滑川市 砺波市 七尾市 小松市 輪島市 加賀市 能美市 かほく市 福井市 南越前町 高浜町 甲府市 甲州市 鳴沢村 松本市 上田市 飯田市 諏訪市	長野県 伊那市 駒ヶ根市 中野市 茅野市 塩尻市 千曲市 富士見町 辰野町 箕輪町 高森町 木曾町 池田町 阿智村 生坂村 白馬村 野沢温泉村 岐阜市 高山市 多治見市 関市 恵那市 下呂市 岐阜町 笠松町 北方町 白川町 白川村 熱海市 焼津市 藤枝市 袋井市 富士市 伊東市 伊豆市	静岡県 島田市 磐田市 富士宮市 沼津市 菊川市 豊田市 豊橋市 北名古屋市 一宮市 津島市 蒲郡市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 大府市 知立市 高浜市 豊明市 日進市 田原市 東郷町 大治町 設楽町 四日市市 松阪市 鈴鹿市 亀山市 鳥羽市 志摩市 大津市 彦根市 長浜市 守山市	滋賀県 甲賀市 野洲市 東近江市 京都市(14) 福知山市 舞鶴市 亀岡市 八幡市 綾部市 大阪市(24) 堺市(2) 枚方市 寝屋川市 豊中市 吹田市 高槻市 八尾市 東大阪市 大東市 門真市 池田市 箕面市 能勢町 摂津市 藤井寺市 河南町 熊取町 河内長野市 交野市 柏原市 貝塚市 岸和田市 千早赤阪村 大津市 彦根市 長浜市 守山市	兵庫県 尼崎市 明石市 芦屋市 西脇市 三木市 川西市 小野市 三田市 加西市 養父市 朝来市 宍粟市 加東市 たつの市 福崎町 奈良市 桜井市 葛城市 生駒市 香芝市 五條市 三宅町 田原本町 明日香村 和歌山市 新宮市 湯浅町 有田川町 鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 若桜町 智頭町	鳥取県 三朝町 琴浦町 北栄町 大山町 江府町 松江市 出雲市 益田市 美郷町 邑南町 津和野町 倉敷市 津山市 総社市 備前市 呉市 東広島市 安芸太田町 三原市 海田町 下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松市 岩国市 光市 周南市 山陽小野田市 美馬市 高松市 丸亀市	徳島県 善通寺市 さぬき市 綾川町 松山市 伊予市 高知市 安芸市 宿毛市 香南市 いの町 北九州市(7) 久留米市 小郡市 宗像市 古賀市 朝倉市 糸島市 岡垣町 佐賀市 嬉野市 長崎市 佐世保市 諫早市 大村市 長与町 時津町 熊本市(5) 宇城市 合志市 玉東町 多良木町 荒尾市 玉名市 天草市	宮崎県 熊本市 宇土市 大分市 中津市 杵築市 国東市 別府市 竹田市 豊後高田市 宇佐市 豊後大野市 津久見市 都城市 串間市 高鍋町 新富町 給良市 霧島市 那覇市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 糸満市 うるま市 金武町	設置自治体数	432
														設置小所数	495

※ 1つの自治体で複数箇所設置している場合、括弧内に箇所数を記載している。

表17 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況(都道府県別)(令和2年4月現在)

<単位:か所数>

	設置市区町村数	小規模A型	小規模B型	小規模C型	中規模型	大規模型	
1	北海道	16	9	4	2	1	0
2	青森県	5	4	0	0	1	0
3	岩手県	5	4	0	0	1	0
4	宮城県	5	2	1	3	4	0
5	秋田県	3	1	1	0	1	0
6	山形県	5	5	0	0	0	0
7	福島県	8	5	0	1	2	0
8	茨城県	8	2	5	0	1	0
9	栃木県	6	3	1	1	0	1
10	群馬県	9	5	2	0	2	0
11	埼玉県	11	2	7	2	0	0
12	千葉県	20	5	2	4	8	1
13	東京都	52	7	12	14	21	7
14	神奈川県	15	6	2	3	6	0
15	新潟県	14	9	3	0	2	0
16	富山県	3	2	0	0	1	0
17	石川県	6	4	2	0	0	0
18	福井県	5	3	1	0	1	0
19	山梨県	3	2	0	0	1	0
20	長野県	21	14	4	0	3	0
21	岐阜県	11	7	3	0	1	0
22	静岡県	12	4	2	5	1	0
23	愛知県	19	3	11	2	2	1
24	三重県	6	3	0	1	2	0
25	滋賀県	7	1	2	3	1	0
26	京都府	6	5	11	2	1	0
27	大阪府	24	5	24	10	8	1
28	兵庫県	16	8	3	2	2	1
29	奈良県	9	6	1	1	1	0
30	和歌山県	4	3	0	0	1	0
31	鳥取県	11	9	0	1	1	0
32	島根県	6	4	0	0	2	0
33	岡山県	4	1	2	0	0	1
34	広島県	5	2	1	0	2	0
35	山口県	11	3	2	4	2	0
36	徳島県	1	1	0	0	0	0
37	香川県	5	3	0	1	1	0
38	愛媛県	2	1	0	0	0	1
39	高知県	5	4	0	0	1	0
40	福岡県	8	3	7	1	3	0
41	佐賀県	2	1	0	0	1	0
42	長崎県	6	2	0	2	2	0
43	熊本県	9	4	5	3	1	0
44	大分県	9	6	2	0	0	1
45	宮崎県	4	3	0	0	1	0
46	鹿児島県	2	0	1	1	0	0
47	沖縄県	7	1	1	3	2	0
	合 計	431	187	125	72	95	15

表18 市区町村子ども家庭総合支援拠点職員の配置状況(令和2年4月現在)

<単位:人数>

区 分		子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	安全確認対応職員	事務処理対応職員	その他	合 計	
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者であって、 ②、③又は④に該当する者を除く)	① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者であって、 ②、③又は④に該当する者を除く)	199	29	242	6	11	27	514
			10.8%	10.4%	17.5%	6.2%	4.9%	5.2%	11.8%
		② 医師	1	1	3	0	0	2	7
			0.1%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.4%	0.2%
		③ 社会福祉士	334	10	375	9	6	38	772
			18.0%	3.6%	27.1%	9.3%	2.7%	7.3%	17.7%
	児童福祉司と同様の資格を有する者	④ 精神保健福祉士	26	3	47	2	1	4	83
			1.4%	1.1%	3.4%	2.1%	0.4%	0.8%	1.9%
		⑤ 公認心理師	77	144	64	6	2	21	314
			4.2%	51.8%	4.6%	6.2%	0.9%	4.0%	7.2%
		小 計	637	187	731	23	20	92	1,690
			34.4%	67.3%	52.9%	23.7%	8.9%	17.6%	38.8%
	その他有する専門資格を有する者	⑥ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	356	4	278	13	4	71	726
			19.2%	1.4%	20.1%	13.4%	1.8%	13.5%	16.7%
		⑦ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	296	11	171	10	10	52	550
		16.0%	4.0%	12.4%	10.3%	4.4%	9.9%	12.6%	
⑧ 保育士(①に該当する者を除く)		381	7	82	9	10	61	550	
	20.6%	2.5%	5.9%	9.3%	4.4%	11.6%	12.6%		
その他有する専門資格を有する者	⑨ 児童指導員(①に該当する者を除く)	16	1	12	1	5	21	56	
		0.9%	0.4%	0.9%	1.0%	2.2%	4.0%	1.3%	
	小 計	1,049	23	543	33	29	205	1,882	
		56.7%	8.3%	39.3%	34.0%	12.9%	39.1%	43.2%	
	⑩ ①～⑨に記載の資格を有しない社会福祉主事	81	6	37	7	31	36	198	
	4.4%	2.2%	2.7%	7.2%	13.8%	6.9%	4.5%		
小 計	1,767	216	1,311	63	80	333	3,770		
	95.5%	77.7%	94.9%	64.9%	35.6%	63.5%	86.5%		
一定の専門資格を有しない者	⑪ ①～⑩に記載の資格を有しない子ども家庭支援員	65	4	3	2	4	17	95	
		3.5%	10.4%	17.5%	6.2%	4.9%	5.2%	11.8%	
	⑫ ①～⑩に記載の資格を有しない虐待対応専門員	1	6	33	2	4	6	52	
		0.1%	2.2%	2.4%	2.1%	1.8%	1.1%	1.2%	
一定の専門資格を有しない者	⑬ その他	18	52	35	30	137	168	440	
		1.0%	18.7%	2.5%	30.9%	60.9%	32.1%	10.1%	
	小 計	84	62	71	34	145	191	587	
	0.0%	0.2%	0.1%	0.4%	0.6%	0.4%	0.1%		
合 計	1,851	278	1,382	97	225	524	4,357		
	42.5%	6.4%	31.7%	2.2%	5.2%	12.0%	100.0%		

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表19 市区町村子ども家庭総合支援拠点職員の配置状況(正規・非正規別職員数)(令和2年4月現在)

<単位:人数>

区 分		子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	安全確認対応職員	事務処理対応職員	その他	合 計
正規職員	指定都市・ 児童相談所設置市	158 39.4%	11 2.7%	168 41.9%	2 0.5%	8 2.0%	54 13.5%	401 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	249 38.0%	63 9.6%	246 37.5%	4 0.6%	51 7.8%	43 6.6%	656 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	284 33.5%	60 7.1%	331 39.0%	8 0.9%	52 6.1%	113 13.3%	848 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	247 54.3%	10 2.2%	84 18.5%	7 1.5%	35 7.7%	72 15.8%	455 100.0%
	町	136 76.4%	0 0.0%	5 2.8%	11 6.2%	16 9.0%	10 5.6%	178 100.0%
	村	16 59.3%	0 0.0%	1 3.7%	4 14.8%	4 14.8%	2 7.4%	27 100.0%
	小 計	1,090 42.5%	144 5.6%	835 32.6%	36 1.4%	166 6.5%	294 11.5%	2,565 100.0%
非正規職員	指定都市・ 児童相談所設置市	85 37.9%	16 7.1%	30 13.4%	0 0.0%	0 0.0%	93 41.5%	224 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	109 29.8%	32 8.7%	171 46.7%	23 6.3%	14 3.8%	17 4.6%	366 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	210 33.2%	66 10.4%	247 39.1%	20 3.2%	30 4.7%	59 9.3%	632 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	286 60.3%	11 2.3%	89 18.8%	17 3.6%	14 3.0%	57 12.0%	474 100.0%
	町	61 73.5%	8 9.6%	9 10.8%	1 1.2%	1 1.2%	3 3.6%	83 100.0%
	村	10 76.9%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	13 100.0%
	小 計	761 42.5%	134 7.5%	547 30.5%	61 3.4%	59 3.3%	230 12.8%	1,792 100.0%
合 計	1,851 42.5%	278 6.4%	1,382 31.7%	97 2.2%	225 5.2%	524 12.0%	4,357 100.0%	

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表20 市区町村子ども家庭総合支援拠点職員の配置状況(常勤・非常勤別職員数)(令和2年4月現在)

<単位:人数>

区 分		子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	安全確認対応職員	事務処理対応職員	その他	合 計
常勤職員	指定都市・ 児童相談所設置市	165 38.4%	16 3.7%	182 42.3%	2 0.5%	8 1.9%	57 13.3%	430 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	271 38.9%	70 10.0%	251 36.0%	7 1.0%	53 7.6%	45 6.5%	697 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	321 36.4%	44 5.0%	339 38.5%	13 1.5%	59 6.7%	105 11.9%	881 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	304 57.5%	12 2.3%	95 18.0%	6 1.1%	35 6.6%	77 14.6%	529 100.0%
	町	154 77.0%	0 0.0%	6 3.0%	12 6.0%	17 8.5%	11 5.5%	200 100.0%
	村	22 62.9%	0 0.0%	2 5.7%	4 11.4%	4 11.4%	3 8.6%	35 100.0%
	小 計	1,237 44.6%	142 5.1%	875 31.6%	44 1.6%	176 6.3%	298 10.8%	2,772 100.0%
非常勤職員	指定都市・ 児童相談所設置市	78 40.0%	11 5.6%	16 8.2%	0 0.0%	0 0.0%	90 46.2%	195 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	87 26.8%	25 7.7%	166 51.1%	20 6.2%	12 3.7%	15 4.6%	325 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	173 28.9%	82 13.7%	239 39.9%	15 2.5%	23 3.8%	67 11.2%	599 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	229 57.3%	9 2.3%	78 19.5%	18 4.5%	14 3.5%	52 13.0%	400 100.0%
	町	43 70.5%	8 13.1%	8 13.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.3%	61 100.0%
	村	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
	小 計	614 38.7%	136 8.6%	507 32.0%	53 3.3%	49 3.1%	226 14.3%	1,585 100.0%
合 計		1,851 42.5%	278 6.4%	1,382 31.7%	97 2.2%	225 5.2%	524 12.0%	4,357 100.0%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表21 市区町村子ども家庭総合支援拠点職員の配置状況(専任・兼任別職員数)(令和2年4月現在)

<単位:人>

区 分	配置人数	専 任	兼 任	配置状況		
				うち要保護児童対策調整機関	うち家庭児童相談室	うち子育て世代包括支援センター
指定都市・ 児童相談所設置市	625	21	604	401	304	470
	100.0%	3.4%	96.6%	64.2%	48.6%	75.2%
市・区 (人口30万人以上)	1,022	95	927	772	479	96
	100.0%	9.3%	90.7%	75.5%	46.9%	9.4%
市・区 (人口10万人から30万人未 満)	1,480	134	1,346	1,054	717	378
	100.0%	9.1%	90.9%	71.2%	48.4%	25.5%
市・区 (人口10万人未満)	929	78	851	703	584	199
	100.0%	8.4%	91.6%	75.7%	62.9%	21.4%
町	261	31	230	189	58	92
	100.0%	11.9%	88.1%	72.4%	22.2%	35.2%
村	40	1	39	28	19	32
	100.0%	2.5%	97.5%	70.0%	47.5%	80.0%
合 計	4,357	360	3,997	3,147	2,161	1,267
	100.0%	8.3%	91.7%	72.2%	49.6%	29.1%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
※重複回答あり

2. 要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査結果の概要

1. 要保護児童対策地域協議会の設置状況 (各年度4月1日現在)

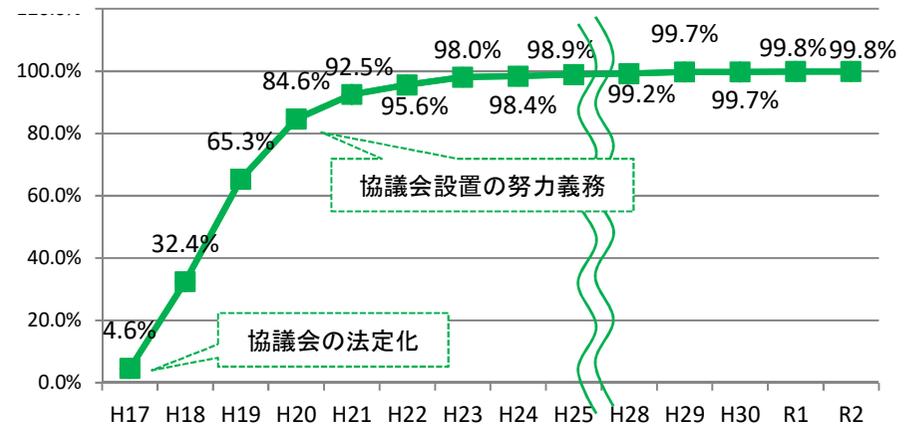
<設置か所数>

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673
割 合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%

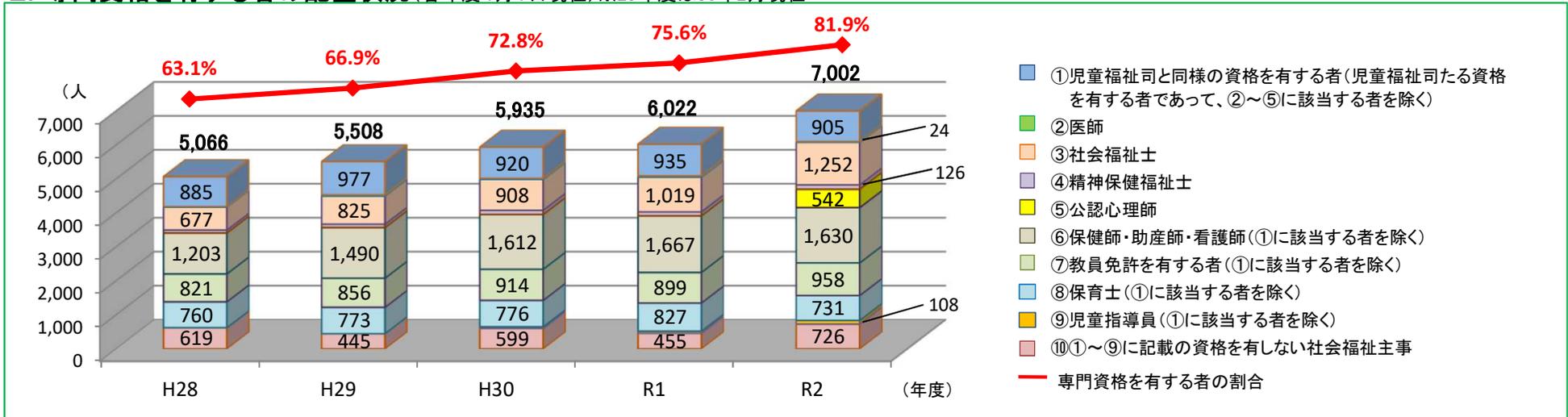
年 度	H23	H24	H25	H27	H28	H29
市町村数	1,587	1,714	1,722	1,726	1,727	1,735
割 合	98.0%	98.4%	98.9%	99.1%	99.2%	99.7%

年 度	H30	R1	R2
市町村数	1,736	1,738	1,738
割 合	99.7%	99.8%	99.8%

<設置率の推移>



2. 専門資格を有する者の配置状況 (各年度4月1日現在) ※29年度は30年2月現在



※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室調べ

2. 要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査

表1 要保護児童対策地域協議会の設置状況(令和2年4月1日現在)

<単位:か所>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市区町村数	25	61	201	528	743	183	1,741
設置している	25 100.0%	61 100.0%	201 100.0%	528 100.0%	741 99.7%	182 99.5%	1,738 99.8%
うち一部事務組合	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%
うち広域連合	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.6%	9 1.2%	3 1.6%	15 0.9%
設置していない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.3%	1 0.5%	3 0.2%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表2 都道府県別管内市町村における要保護児童対策地域協議会の設置状況(令和2年4月1日現在)

<単位:市町村>

都道府県	管内市町村数	協議会設置市町村	
1 北海道	179	179	(100.0%)
2 青森県	40	40	(100.0%)
3 岩手県	33	33	(100.0%)
4 宮城県	35	35	(100.0%)
5 秋田県	25	25	(100.0%)
6 山形県	35	35	(100.0%)
7 福島県	59	58	(98.3%)
8 茨城県	44	44	(100.0%)
9 栃木県	25	25	(100.0%)
10 群馬県	35	35	(100.0%)
11 埼玉県	63	63	(100.0%)
12 千葉県	54	54	(100.0%)
13 東京都	62	61	(98.4%)
14 神奈川県	33	33	(100.0%)
15 新潟県	30	30	(100.0%)
16 富山県	15	15	(100.0%)
17 石川県	19	19	(100.0%)
18 福井県	17	17	(100.0%)
19 山梨県	27	27	(100.0%)
20 長野県	77	77	(100.0%)
21 岐阜県	42	42	(100.0%)
22 静岡県	35	35	(100.0%)
23 愛知県	54	54	(100.0%)
24 三重県	29	29	(100.0%)

都道府県	管内市町村数	協議会設置市町村	
25 滋賀県	19	19	(100.0%)
26 京都府	26	26	(100.0%)
27 大阪府	43	43	(100.0%)
28 兵庫県	41	41	(100.0%)
29 奈良県	39	39	(100.0%)
30 和歌山県	30	30	(100.0%)
31 鳥取県	19	19	(100.0%)
32 島根県	19	19	(100.0%)
33 岡山県	27	27	(100.0%)
34 広島県	23	23	(100.0%)
35 山口県	19	19	(100.0%)
36 徳島県	24	24	(100.0%)
37 香川県	17	16	(94.1%)
38 愛媛県	20	20	(100.0%)
39 高知県	34	34	(100.0%)
40 福岡県	60	60	(100.0%)
41 佐賀県	20	20	(100.0%)
42 長崎県	21	21	(100.0%)
43 熊本県	45	45	(100.0%)
44 大分県	18	18	(100.0%)
45 宮崎県	26	26	(100.0%)
46 鹿児島県	43	43	(100.0%)
47 沖縄県	41	41	(100.0%)
合計	1,741	1,738	(99.8%)

表3 要保護児童対策地域協議会の構成機関(令和2年4月1日現在)

<単位:か所>

区分	指定都市・ 児童相談所設 置市	市・区 (人口30万人以 上)	市・区 (人口10万人から 30万人未満)	市・区 (人口10万人未 満)	町	村	合 計	比 率	
要保護児童対策地域協議会数	25	61	201	528	741	182	1,738	100.0%	
行政機関	児童福祉主管課	13	51	180	443	437	56	1,180	67.9%
	母子保健主管課	10	46	162	391	346	43	998	57.4%
	児童福祉・母子保健統合主管課	12	10	21	85	304	126	558	32.1%
	子育て世代包括支援センター	16	41	139	323	321	62	902	51.9%
	子ども家庭総合支援拠点	7	44	98	152	77	15	393	22.6%
	福祉事務所(家庭児童相談室)	15	37	132	403	157	42	786	45.2%
	保健センター	17	42	135	299	323	66	882	50.7%
	教育委員会	25	61	201	528	738	182	1,735	99.8%
	保健所	16	55	184	465	535	107	1,362	78.4%
	児童相談所	25	61	201	528	741	182	1,738	100.0%
	障害福祉主管課	18	49	186	390	452	116	1,211	69.7%
	生活困窮者自立支援施策・生活保護施策主管課	19	52	179	377	424	110	1,161	66.8%
	警察署	25	61	201	528	741	182	1,738	100.0%
	法務局	18	43	130	294	214	24	723	41.6%
	家庭裁判所	9	8	25	20	11	3	76	4.4%
	その他	20	36	98	170	157	25	506	29.1%
	関係機関	病院・診療所	21	46	147	299	377	104	994
小児科		19	44	121	245	211	30	670	38.6%
産科・産婦人科		14	34	86	133	81	9	357	20.5%
精神科		14	32	73	123	70	7	319	18.4%
歯科		16	32	79	96	80	20	323	18.6%
その他診療科		5	14	48	71	194	84	416	23.9%
保育所		24	53	176	460	585	153	1,451	83.5%
幼保連携型認定子ども園		18	51	144	355	309	24	901	51.8%
幼稚園		23	53	175	393	333	39	1,016	58.5%
小学校		22	53	177	462	686	176	1,576	90.7%
中学校		22	53	176	455	680	174	1,560	89.8%
特別支援学校		14	34	106	215	150	26	545	31.4%
児童館		9	32	68	129	112	18	368	21.2%
放課後児童クラブ		11	37	86	159	186	29	508	29.2%
利用者支援事業所		5	27	51	105	90	18	296	17.0%
地域子育て支援拠点		9	27	77	155	180	29	477	27.4%
乳児院		17	29	45	62	29	2	184	10.6%
児童養護施設		23	46	97	164	85	7	422	24.3%
児童心理治療施設		6	4	19	22	11	2	64	3.7%
児童自立支援施設		3	8	16	17	18	3	65	3.7%
児童家庭支援センター		12	21	65	100	68	14	280	16.1%
障害児施設		9	21	40	65	61	8	204	11.7%
配偶者暴力相談支援センター		18	39	77	127	65	7	333	19.2%
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	2	5	2	10	10	2	31	1.8%	
その他	10	14	31	82	90	17	244	14.0%	
関係団体	医師会(産科医会及び小児科医会を除く)	22	58	190	444	305	21	1,040	59.8%
	産婦人科医会	10	10	18	29	17	4	88	5.1%
	小児科医会	8	8	24	41	29	2	112	6.4%
	歯科医師会	23	48	130	175	76	2	454	26.1%
	看護協会	2	4	6	8	3	0	23	1.3%
	助産師会	8	10	12	9	4	0	43	2.5%
	PTA協議会	4	10	30	72	65	8	189	10.9%
	弁護士会	20	29	49	54	20	3	175	10.1%
	社会福祉協議会(子ども食堂を除く)	14	41	146	323	396	101	1,021	58.7%
	民生児童委員協議会	25	59	199	498	666	155	1,602	92.2%
	人権擁護委員	18	52	151	367	425	83	1,096	63.1%
	NPO法人(子ども食堂を除く)	15	21	50	73	48	6	213	12.3%
	子ども食堂	3	3	3	5	8	1	23	1.3%
	里親会	15	9	14	27	12	1	78	4.5%
	学識経験者	5	10	39	46	40	6	146	8.4%
その他	18	32	63	128	129	19	389	22.4%	

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
※複数回答あり

表4 要保護児童対策調整機関の指定状況(令和2年4月1日現在)

<単位:市町村>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置 市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30 万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計	比 率
要保護児童対策地域協議会数	25	61	201	528	741	182	1,738	100.0%
うち家庭児童相談室を担っているもの	14	43	157	453	111	41	819	47.1%
うち子育て世代包括支援センターを担っているもの	11	8	47	104	198	55	423	24.3%
児童福祉主管課	9	35	128	337	357	43	909	52.3%
母子保健主管課	0	0	0	6	40	6	52	3.0%
児童福祉・母子保健統合主管課	4	6	19	64	248	100	441	25.4%
子育て世代包括支援センター	0	0	0	7	16	2	25	1.4%
市区町村子ども家庭総合支援拠点	2	15	29	36	10	2	94	5.4%
福祉事務所(児童家庭相談室)	1	4	13	50	3	0	71	4.1%
保健センター	0	0	0	0	10	5	15	0.9%
教育委員会	0	0	2	17	33	15	67	3.9%
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
児童相談所	3	0	1	0	0	0	4	0.2%
障害福祉主管課	0	0	1	2	4	2	9	0.5%
生活困窮者自立支援施策・生活保護施策主管課	0	0	0	0	1	0	1	0.1%
その他	6	1	8	9	19	7	50	2.9%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表5 要保護児童対策調整機関の担当職員の配置状況(令和2年4月1日現在)

<単位:人>

区 分		指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万 人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計	
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者	① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者であつて、②～⑤に該当する者を除く)	161 12.1%	132 13.1%	247 14.3%	234 10.7%	111 5.8%	20 5.1%	905 10.6%
		② 医師	0 0.0%	1 0.1%	3 0.2%	6 0.3%	7 0.4%	7 1.8%	24 0.3%
		③ 社会福祉士	177 13.3%	276 27.5%	338 19.6%	281 12.9%	153 7.9%	27 6.9%	1,252 14.6%
		④ 精神保健福祉士	12 0.9%	27 2.7%	44 2.6%	24 1.1%	18 0.9%	1 0.3%	126 1.5%
		⑤ 公認心理師	47 3.5%	85 8.5%	128 7.4%	97 4.4%	143 7.4%	42 10.7%	542 6.3%
		小 計	397 29.9%	521 51.8%	760 44.1%	642 29.4%	432 22.4%	97 24.8%	2,849 33.3%
	その他専門資格を有する者	⑥ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	422 31.8%	106 10.5%	215 12.5%	334 15.3%	438 22.7%	115 29.4%	1,630 19.1%
		⑦ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	101 7.6%	101 10.0%	207 12.0%	371 17.0%	161 8.4%	17 4.3%	958 11.2%
		⑧ 保育士(①に該当する者を除く)	144 10.9%	94 9.4%	144 8.4%	208 9.5%	123 6.4%	18 4.6%	731 8.5%
		⑨ 児童指導員(①に該当する者を除く)	12 0.9%	12 1.2%	29 1.7%	38 1.7%	12 0.6%	5 1.3%	108 1.3%
小 計		679 51.2%	313 31.1%	595 34.5%	951 43.6%	734 38.1%	155 39.6%	3,427 40.1%	
⑩ ①～⑨に記載の資格を有しない社会福祉主事	101 7.6%	75 7.5%	137 8.0%	181 8.3%	197 10.2%	35 9.0%	726 8.5%		
小 計	1,177 88.8%	909 90.4%	1,492 86.6%	1,774 81.4%	1,363 70.7%	287 73.4%	7,002 81.9%		
有しない資格を有する者	⑪ ①～⑩に記載の資格を有しない一般事務職員	109 8.2%	53 5.3%	163 9.5%	320 14.7%	545 28.3%	100 25.6%	1,290 15.1%	
	⑫ その他	40 3.0%	43 4.3%	68 3.9%	86 3.9%	20 1.0%	4 1.0%	261 3.1%	
	小 計	149 11.2%	96 9.6%	231 13.4%	406 18.6%	565 29.3%	104 26.6%	1,551 18.1%	
合 計		1,326 100.0%	1,005 100.0%	1,723 100.0%	2,180 100.0%	1,928 100.0%	391 100.0%	8,553 100.0%	

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表6 都道府県別管内市町村における要保護児童対策調整機関の担当職員の配置状況(令和2年4月1日現在)

<単位:人>

都道府県名	協議会数	児童福祉司と同様の資格を有する者					一定の専門資格を有する者					⑩ ①～⑨に記載の資格を有しない社会福祉主事	小 計	専門資格を有しない者			合計					
		① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者であつて、②、③又は④に該当する者を除く)	② 医師	③ 社会福祉士	④ 精神保健福祉士	⑤ 公認心理師	小 計	⑥ 保健師・助産師・看護師 (③に該当する者を除く)	⑦ 教員免許を有する者 (③に該当する者を除く)	⑧ 保育士 (③に該当する者を除く)	⑨ 児童指導員 (③に該当する者を除く)			小 計	⑪ ①～⑩に記載の資格を有しない一般事務職員	⑫ その他		小 計				
																			⑪	⑫	小 計	
1 北海道	179	27	2	37	3	44	113	19.9%	113	43	27	7	190	33.4%	62	365	64.1%	191	13	204	35.9%	569
2 青森県	40	6	0	11	0	9	26	25.7%	31	8	9	3	51	50.5%	8	85	84.2%	15	1	16	15.8%	101
3 岩手県	33	10	0	14	0	4	28	20.7%	26	22	7	1	56	41.5%	10	94	69.6%	32	9	41	30.4%	135
4 宮城県	35	12	1	21	3	8	45	23.2%	42	28	21	1	92	47.4%	23	160	82.5%	22	12	34	17.5%	194
5 秋田県	25	4	0	9	2	2	17	16.3%	19	20	4	0	43	41.3%	6	66	63.5%	35	3	38	36.5%	104
6 山形県	35	6	0	3	0	2	11	11.3%	24	18	8	0	50	51.5%	12	73	75.3%	23	1	24	24.7%	97
7 福島県	58	13	0	9	1	13	36	23.8%	37	17	4	3	61	40.4%	21	118	78.1%	30	3	33	21.9%	151
8 茨城県	44	11	0	26	5	6	48	27.4%	32	30	15	3	80	45.7%	14	142	81.1%	28	5	33	18.9%	175
9 栃木県	25	27	0	8	1	12	48	33.6%	25	16	13	1	55	38.5%	11	114	79.7%	21	8	29	20.3%	143
10 群馬県	35	5	0	10	1	7	23	16.3%	37	30	17	0	84	59.6%	13	120	85.1%	18	3	21	14.9%	141
11 埼玉県	63	33	3	69	7	19	131	41.7%	41	23	16	20	100	31.8%	47	278	88.5%	33	3	36	11.5%	314
12 千葉県	54	28	0	71	8	29	136	36.1%	56	70	27	1	154	40.8%	31	321	85.1%	42	14	56	14.9%	377
13 東京都	61	218	6	225	18	70	537	62.8%	67	35	62	9	173	20.2%	43	753	88.1%	62	40	102	11.9%	855
14 神奈川県	33	6	0	70	2	18	96	21.8%	204	39	25	2	270	61.2%	28	394	89.3%	24	23	47	10.7%	441
15 新潟県	30	12	0	11	0	14	37	21.8%	35	34	15	0	84	49.4%	25	146	85.9%	19	5	24	14.1%	170
16 富山県	15	17	0	8	0	1	26	40.6%	8	4	2	1	15	23.4%	9	50	78.1%	14	0	14	21.9%	64
17 石川県	19	29	0	19	0	2	50	63.3%	9	0	8	1	18	22.8%	1	69	87.3%	9	1	10	12.7%	79
18 福井県	17	0	0	10	0	5	15	28.8%	14	6	9	0	29	55.8%	0	44	84.6%	5	3	8	15.4%	52
19 山梨県	27	2	4	10	2	7	25	26.6%	23	9	6	2	40	42.6%	6	71	75.5%	22	1	23	24.5%	94
20 長野県	77	3	0	37	0	16	56	24.1%	53	39	18	4	114	49.1%	29	199	85.8%	29	4	33	14.2%	232
21 岐阜県	42	6	1	13	4	5	29	24.6%	13	28	11	0	52	44.1%	16	97	82.2%	20	1	21	17.8%	118
22 静岡県	35	22	0	21	1	3	47	32.4%	29	11	11	2	53	36.6%	23	123	84.8%	16	6	22	15.2%	145
23 愛知県	54	21	0	52	7	16	96	28.0%	34	58	34	8	134	39.1%	34	264	77.0%	72	7	79	23.0%	343
24 三重県	29	30	0	9	1	9	49	35.3%	23	22	13	1	59	42.4%	9	117	84.2%	19	3	22	15.8%	139
25 滋賀県	19	34	0	23	1	3	61	45.9%	7	16	18	1	61	42.3%	18	121	91.0%	8	4	12	9.0%	133
26 京都府	26	8	1	15	3	20	47	17.3%	116	20	51	1	188	69.1%	7	242	89.0%	19	11	30	11.0%	272
27 大阪府	43	78	0	125	19	41	263	48.4%	43	37	70	12	162	29.8%	33	458	84.3%	64	21	85	15.7%	543
28 兵庫県	41	56	0	64	7	16	143	44.8%	90	26	12	3	131	41.1%	18	292	91.5%	23	4	27	8.5%	319
29 奈良県	39	12	1	13	0	11	37	24.3%	26	15	29	1	71	46.7%	15	123	80.9%	25	4	29	19.1%	152
30 和歌山県	30	4	0	18	2	11	35	38.9%	18	13	8	0	39	43.3%	7	81	90.0%	5	4	9	10.0%	90
31 鳥取県	19	8	0	6	2	2	18	36.0%	10	3	2	4	19	38.0%	7	44	88.0%	6	0	6	12.0%	50
32 島根県	19	2	0	9	1	10	22	36.1%	11	4	5	2	22	36.1%	9	53	86.9%	7	1	8	13.1%	61
33 岡山県	27	19	0	14	2	5	40	28.8%	29	38	9	0	76	54.7%	5	121	87.1%	14	4	18	12.9%	139
34 広島県	23	26	0	12	0	1	39	31.2%	21	18	19	0	58	46.4%	13	110	88.0%	10	5	15	12.0%	125
35 山口県	19	18	0	6	2	9	35	40.7%	13	10	9	0	32	37.2%	2	69	80.2%	17	0	17	19.8%	86
36 徳島県	24	8	0	3	0	4	15	26.3%	9	5	8	0	22	38.6%	1	38	66.7%	16	3	19	33.3%	57
37 香川県	16	7	1	10	2	9	29	42.0%	11	9	5	1	26	37.7%	8	63	91.3%	6	0	6	8.7%	69
38 愛媛県	20	13	0	6	2	8	29	29.0%	15	12	14	0	41	41.0%	6	76	76.0%	21	3	24	24.0%	100
39 高知県	34	16	2	7	0	11	36	26.9%	24	19	5	1	49	36.6%	16	101	75.4%	27	6	33	24.6%	134
40 福岡県	60	18	0	31	3	18	70	23.9%	53	35	42	1	131	44.7%	23	224	76.5%	64	5	69	23.5%	293
41 佐賀県	20	1	0	10	2	3	16	26.2%	8	15	1	0	24	39.3%	4	44	72.1%	12	5	17	27.9%	61
42 長崎県	21	15	1	15	1	5	37	46.8%	11	8	1	2	37	27.8%	7	66	83.5%	13	0	13	16.5%	79
43 熊本県	45	2	0	22	5	4	33	26.0%	34	11	13	1	59	46.5%	10	102	80.3%	22	3	25	19.7%	127
44 大分県	18	3	0	18	2	19	42	38.5%	16	15	5	1	37	33.9%	6	85	78.0%	22	2	24	22.0%	109
45 宮崎県	26	2	0	8	2	5	17	21.8%	21	10	6	3	40	51.3%	7	64	82.1%	13	1	14	17.9%	78
46 鹿児島県	43	3	0	5	0	2	10	7.8%	38	5	7	3	53	41.1%	13	76	58.9%	50	3	53	41.1%	129
47 沖縄県	41	4	1	39	2	4	50	43.9%	11	4	10	1	26	22.8%	10	86	75.4%	25	3	28	24.6%	114
合計	1,738	905	24	1,252	126	542	2,849	33.3%	1,630	958	731	108	3,427	40.1%	726	7,002	81.9%	1,290	261	1,551	18.1%	8,553

*割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表7 要保護児童対策調整機関の担当職員の正規・非正規別業務経験年数(令和2年4月1日現在)

<単位:人>

区 分		6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合 計
正規職員	指定都市・児童相談所設置市	223 22.7%	13 1.3%	206 21.0%	171 17.4%	178 18.1%	140 14.2%	52 5.3%	983 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	203 30.2%	5 0.7%	146 21.7%	101 15.0%	110 16.3%	89 13.2%	19 2.8%	673 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	294 27.8%	32 3.0%	236 22.3%	163 15.4%	190 18.0%	116 11.0%	27 2.6%	1,058 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	319 26.3%	25 2.1%	303 25.0%	207 17.1%	213 17.5%	123 10.1%	24 2.0%	1,214 100.0%
	町	362 21.2%	55 3.2%	384 22.5%	270 15.8%	315 18.5%	200 11.7%	118 6.9%	1,704 100.0%
	村	56 16.0%	24 6.9%	60 17.2%	51 14.6%	70 20.1%	46 13.2%	42 12.0%	349 100.0%
	小 計	1,457 24.4%	154 2.6%	1,335 22.3%	963 16.1%	1,076 18.0%	714 11.9%	282 4.7%	5,981 100.0%
非正規職員	指定都市・児童相談所設置市	89 25.9%	11 3.2%	43 12.5%	31 9.0%	50 14.6%	65 19.0%	54 15.7%	343 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	67 20.2%	15 4.5%	60 18.1%	46 13.9%	58 17.5%	60 18.1%	26 7.8%	332 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	139 20.9%	41 6.2%	107 16.1%	97 14.6%	92 13.8%	121 18.2%	68 10.2%	665 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	198 20.5%	31 3.2%	153 15.8%	116 12.0%	167 17.3%	191 19.8%	110 11.4%	966 100.0%
	町	42 18.8%	13 5.8%	43 19.2%	27 12.1%	39 17.4%	47 21.0%	13 5.8%	224 100.0%
	村	5 11.9%	3 7.1%	10 23.8%	6 14.3%	12 28.6%	3 7.1%	3 7.1%	42 100.0%
	小 計	540 21.0%	114 4.4%	416 16.2%	323 12.6%	418 16.3%	487 18.9%	274 10.7%	2,572 100.0%
合 計	1,997 23.3%	268 3.1%	1,751 20.5%	1,286 15.0%	1,494 17.5%	1,201 14.0%	556 6.5%	8,553 100.0%	

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表8 要保護児童対策調整機関の担当職員の常勤・非常勤別業務経験年数(令和2年4月1日現在)

<単位:人>

区 分		6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合 計
常勤職員	指定都市・児童相談所設置市	232 22.9%	14 1.4%	211 20.8%	171 16.9%	182 18.0%	146 14.4%	57 5.6%	1,013 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	214 30.3%	7 1.0%	151 21.4%	111 15.7%	114 16.1%	91 12.9%	18 2.5%	706 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	316 28.4%	39 3.5%	235 21.1%	167 15.0%	194 17.4%	127 11.4%	34 3.1%	1,112 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	347 25.9%	29 2.2%	320 23.9%	227 16.9%	228 17.0%	155 11.6%	35 2.6%	1,341 100.0%
	町	373 21.1%	61 3.4%	396 22.4%	279 15.8%	329 18.6%	214 12.1%	119 6.7%	1,771 100.0%
	村	59 16.1%	27 7.4%	60 16.4%	57 15.6%	74 20.2%	47 12.8%	42 11.5%	366 100.0%
	小 計	1,541 24.4%	177 2.8%	1,373 21.8%	1,012 16.0%	1,121 17.8%	780 12.4%	305 4.8%	6,309 100.0%
非常勤職員	指定都市・児童相談所設置市	80 25.6%	10 3.2%	38 12.1%	31 9.9%	46 14.7%	59 18.8%	49 15.7%	313 100.0%
	市・区 (人口30万人以上)	56 18.7%	13 4.3%	55 18.4%	36 12.0%	54 18.1%	58 19.4%	27 9.0%	299 100.0%
	市・区 (人口10万人から30万人未満)	117 19.1%	34 5.6%	108 17.7%	93 15.2%	88 14.4%	110 18.0%	61 10.0%	611 100.0%
	市・区 (人口10万人未満)	170 20.3%	27 3.2%	136 16.2%	96 11.4%	152 18.1%	159 19.0%	99 11.8%	839 100.0%
	町	31 19.7%	7 4.5%	31 19.7%	18 11.5%	25 15.9%	33 21.0%	12 7.6%	157 100.0%
	村	2 8.0%	0 0.0%	10 40.0%	0 0.0%	8 32.0%	2 8.0%	3 12.0%	25 100.0%
	小 計	456 20.3%	91 4.1%	378 16.8%	274 12.2%	373 16.6%	421 18.8%	251 11.2%	2,244 100.0%
合 計	1,997 23.3%	268 3.1%	1,751 20.5%	1,286 15.0%	1,494 17.5%	1,201 14.0%	556 6.5%	8,553 100.0%	

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表9 要保護児童対策調整機関の担当職員の専任・兼任の状況(令和2年4月1日現在)

<単位:人>

区 分	配置人数	専 任	兼 任	うち	
				家庭児童相談室	子育て世代包括支援センター
指定都市・ 児童相談所設置市	1,326	42	1,284	957	808
	100.0%	3.2%	96.8%	72.2%	60.9%
市・区 (人口30万人以上)	1,005	95	910	434	90
	100.0%	9.5%	90.5%	43.2%	9.0%
市・区 (人口10万人から30万人未満)	1,723	119	1,604	954	360
	100.0%	6.9%	93.1%	55.4%	20.9%
市・区 (人口10万人未満)	2,180	155	2,025	1,402	370
	100.0%	7.1%	92.9%	64.3%	17.0%
町	1,928	155	1,773	294	462
	100.0%	8.0%	92.0%	15.2%	24.0%
村	391	26	365	93	127
	100.0%	6.6%	93.4%	23.8%	32.5%
合 計	8,553	592	7,961	4,134	2,217
	100.0%	6.9%	93.1%	48.3%	25.9%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表10 要保護児童対策調整機関の担当職員の配置状況(正規・非正規、常勤・非常勤、専任・兼任別)(令和2年4月1日現在)

<単位:人>

都道府県名	正規職員・非正規職員の配置状況				常勤職員・非常勤職員の配置状況				専任職員・兼任職員の配置状況			
	正規職員		非正規職員		常勤職員		非常勤職員		専任職員		兼任職員	
	職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合
1 北海道	517	90.9%	52	9.1%	525	92.3%	44	7.7%	44	7.7%	525	92.3%
2 青森県	80	79.2%	21	20.8%	87	86.1%	14	13.9%	9	8.9%	92	91.1%
3 岩手県	108	80.0%	27	20.0%	103	76.3%	32	23.7%	23	17.0%	112	83.0%
4 宮城県	127	65.5%	67	34.5%	121	62.4%	73	37.6%	21	10.8%	173	89.2%
5 秋田県	74	71.2%	30	28.8%	74	71.2%	30	28.8%	1	1.0%	103	99.0%
6 山形県	74	76.3%	23	23.7%	76	78.4%	21	21.6%	1	1.0%	96	99.0%
7 福島県	117	77.5%	34	22.5%	120	79.5%	31	20.5%	1	0.7%	150	99.3%
8 茨城県	109	62.3%	66	37.7%	116	66.3%	59	33.7%	19	10.9%	156	89.1%
9 栃木県	86	60.1%	57	39.9%	97	67.8%	46	32.2%	6	4.2%	137	95.8%
10 群馬県	112	79.4%	29	20.6%	118	83.7%	23	16.3%	6	4.3%	135	95.7%
11 埼玉県	256	81.5%	58	18.5%	255	81.2%	59	18.8%	36	11.5%	278	88.5%
12 千葉県	227	60.2%	150	39.8%	238	63.1%	139	36.9%	16	4.2%	361	95.8%
13 東京都	587	68.7%	268	31.3%	613	71.7%	242	28.3%	57	6.7%	798	93.3%
14 神奈川県	332	75.3%	109	24.7%	332	75.3%	109	24.7%	45	10.2%	396	89.8%
15 新潟県	108	63.5%	62	36.5%	111	65.3%	59	34.7%	7	4.1%	163	95.9%
16 富山県	44	68.8%	20	31.3%	45	70.3%	19	29.7%	1	1.6%	63	98.4%
17 石川県	65	82.3%	14	17.7%	65	82.3%	14	17.7%	1	1.3%	78	98.7%
18 福井県	41	78.8%	11	21.2%	45	86.5%	7	13.5%	1	1.9%	51	98.1%
19 山梨県	67	71.3%	27	28.7%	69	73.4%	25	26.6%	6	6.4%	88	93.6%
20 長野県	161	69.4%	71	30.6%	195	84.1%	37	15.9%	8	3.4%	224	96.6%
21 岐阜県	78	66.1%	40	33.9%	82	69.5%	36	30.5%	14	11.9%	104	88.1%
22 静岡県	104	71.7%	41	28.3%	129	89.0%	16	11.0%	8	5.5%	137	94.5%
23 愛知県	232	67.6%	111	32.4%	229	66.8%	114	33.2%	30	8.7%	313	91.3%
24 三重県	95	68.3%	44	31.7%	121	87.1%	18	12.9%	8	5.8%	131	94.2%
25 滋賀県	62	46.6%	71	53.4%	72	54.1%	61	45.9%	5	3.8%	128	96.2%
26 京都府	177	65.1%	95	34.9%	186	68.4%	86	31.6%	16	5.9%	256	94.1%
27 大阪府	350	64.5%	193	35.5%	364	67.0%	179	33.0%	8	1.5%	535	98.5%
28 兵庫県	226	70.8%	93	29.2%	237	74.3%	82	25.7%	26	8.2%	293	91.8%
29 奈良県	98	64.5%	54	35.5%	114	75.0%	38	25.0%	15	9.9%	137	90.1%
30 和歌山県	66	73.3%	24	26.7%	68	75.6%	22	24.4%	5	5.6%	85	94.4%
31 鳥取県	42	84.0%	8	16.0%	43	86.0%	7	14.0%	0	0.0%	50	100.0%
32 島根県	50	82.0%	11	18.0%	49	80.3%	12	19.7%	2	3.3%	59	96.7%
33 岡山県	73	52.5%	66	47.5%	76	54.7%	63	45.3%	5	3.6%	134	96.4%
34 広島県	65	52.0%	60	48.0%	73	58.4%	52	41.6%	13	10.4%	112	89.6%
35 山口県	56	65.1%	30	34.9%	65	75.6%	21	24.4%	0	0.0%	86	100.0%
36 徳島県	43	75.4%	14	24.6%	40	70.2%	17	29.8%	4	7.0%	53	93.0%
37 香川県	36	52.2%	33	47.8%	54	78.3%	15	21.7%	4	5.8%	65	94.2%
38 愛媛県	69	69.0%	31	31.0%	86	86.0%	14	14.0%	5	5.0%	95	95.0%
39 高知県	111	82.8%	23	17.2%	105	78.4%	29	21.6%	15	11.2%	119	88.8%
40 福岡県	198	67.6%	95	32.4%	222	75.8%	71	24.2%	18	6.1%	275	93.9%
41 佐賀県	34	55.7%	27	44.3%	35	57.4%	26	42.6%	7	11.5%	54	88.5%
42 長崎県	50	63.3%	29	36.7%	51	64.6%	28	35.4%	10	12.7%	69	87.3%
43 熊本県	87	68.5%	40	31.5%	88	69.3%	39	30.7%	14	11.0%	113	89.0%
44 大分県	63	57.8%	46	42.2%	78	71.6%	31	28.4%	7	6.4%	102	93.6%
45 宮崎県	55	70.5%	23	29.5%	59	75.6%	19	24.4%	15	19.2%	63	80.8%
46 鹿児島県	99	76.7%	30	23.3%	100	77.5%	29	22.5%	14	10.9%	115	89.1%
47 沖縄県	70	61.4%	44	38.6%	78	68.4%	36	31.6%	15	13.2%	99	86.8%
合計	5,981	69.9%	2,572	30.1%	6,309	73.8%	2,244	26.2%	592	6.9%	7,961	93.1%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表11 要保護児童対策調整担当者研修の受講状況(令和2年4月1日現在)

<単位:市町村>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市区町村数	25	61	201	528	741	182	1,738
受講済み(一部受講を含む)	22 88.0%	57 93.4%	189 94.0%	441 83.5%	527 71.1%	122 67.0%	1,358 78.1%
今後受講予定	2 8.0%	2 3.3%	7 3.5%	52 9.8%	136 18.4%	40 22.0%	239 13.8%
受講予定なし	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	5 0.9%	44 5.9%	12 6.6%	62 3.6%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

表12 要保護児童対策地域協議会の開催実績(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

区 分	設置協議会数	開催回数	平均開催回数	設置率
代表者会議(単独設置)	1,550	1,543	1.00	89.0%
実務者会議(単独設置)	1,449	10,888	7.51	83.2%
個別ケース検討会議(単独設置)	1,597	61,572	38.55	91.7%
代表者会議と実務者会議	100	89	0.89	5.7%
代表者会議と個別ケース検討会議	31	123	3.97	1.8%
実務者会議と個別ケース検討会議	180	1,224	6.80	10.3%
代表者会議、実務者会議及びケース検討会議	61	96	1.57	3.5%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※複数回答あり

表13 要保護児童対策地域協議会に登録されているケース数(令和2年4月1日現在)

<単位:人>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
設置市町村数	25	61	201	528	741	182	1,738
登録されている要保護児童数	34,307 73.2%	39,454 73.1%	47,323 59.0%	41,273 61.8%	15,462 56.4%	1,006 53.1%	178,825 64.5%
うち養護相談(児童虐待)	30,060 87.6%	28,921 73.3%	37,058 78.3%	26,490 64.2%	11,123 71.9%	577 57.4%	134,229 75.1%
うち養護相談(その他)	2,685 7.8%	8,353 21.2%	7,567 16.0%	8,536 20.7%	2,034 13.2%	115 11.4%	29,290 16.4%
うち保健相談	15 0.0%	14 0.0%	107 0.2%	322 0.8%	127 0.8%	28 2.8%	613 0.3%
うち障害相談	552 1.6%	134 0.3%	427 0.9%	891 2.2%	336 2.2%	62 6.2%	2,402 1.3%
うち非行相談	293 0.9%	144 0.4%	204 0.4%	297 0.7%	115 0.7%	16 1.6%	1,069 0.6%
うち育成相談(不登校・いじめ)	81 0.2%	154 0.4%	307 0.6%	905 2.2%	394 2.5%	59 5.9%	1,900 1.1%
うち育成相談(育児・しつけ)	37 0.1%	250 0.6%	563 1.2%	1,416 3.4%	683 4.4%	74 7.4%	3,023 1.7%
うち育成相談(その他)	271 0.8%	257 0.7%	254 0.5%	1,184 2.9%	195 1.3%	20 2.0%	2,181 1.2%
うち生活困窮	0 0.0%	3 0.0%	232 0.5%	245 0.6%	271 1.8%	42 4.2%	793 0.4%
その他	313 0.9%	1,224 3.1%	604 1.3%	987 2.4%	184 1.2%	13 1.3%	3,325 1.9%
登録されている要支援児童数	10,644 22.7%	13,323 24.7%	30,372 37.8%	23,676 35.4%	11,222 41.0%	845 44.6%	90,082 32.5%
登録されている特定妊婦数	1,932 4.1%	1,219 2.3%	2,563 3.2%	1,856 2.8%	715 2.6%	42 2.2%	8,327 3.0%
合 計	46,883 100.0%	53,996 100.0%	80,258 100.0%	66,805 100.0%	27,399 100.0%	1,893 100.0%	277,234 100.0%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

<その他の例>
・乳幼児健診未受診、施設入所、居所不明、児童の発達障害、若年出産、保護者の精神疾患

表14 令和元年度中に要保護児童対策地域協議会に登録されたケース数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:人>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
設置市町村数	25	61	201	528	741	182	1,738
登録されている要保護児童数	28,206	38,880	37,385	24,084	6,255	439	135,249
	76.8%	73.1%	61.7%	60.8%	52.3%	50.1%	66.6%
うち養護相談(児童虐待)	20,754	25,264	27,314	15,749	4,752	264	94,097
	73.6%	65.0%	73.1%	65.4%	76.0%	60.1%	69.6%
うち養護相談(その他)	1,282	9,116	6,857	4,836	797	49	22,937
	4.5%	23.4%	18.3%	20.1%	12.7%	11.2%	17.0%
うち保健相談	0	18	117	222	43	17	417
	0.0%	0.0%	0.3%	0.9%	0.7%	3.9%	0.3%
うち障害相談	372	184	362	403	53	31	1,405
	1.3%	0.5%	1.0%	1.7%	0.8%	7.1%	1.0%
うち非行相談	87	147	152	198	41	4	629
	0.3%	0.4%	0.4%	0.8%	0.7%	0.9%	0.5%
うち育成相談(不登校・いじめ)	53	313	294	439	115	33	1,247
	0.2%	0.8%	0.8%	1.8%	1.8%	7.5%	0.9%
うち育成相談(育児・しつけ)	23	1,601	477	717	214	19	3,051
	0.1%	4.1%	1.3%	3.0%	3.4%	4.3%	2.3%
うち育児相談(その他)	100	723	422	669	101	9	2,024
	0.4%	1.9%	1.1%	2.8%	1.6%	2.1%	1.5%
うち生活困窮	8	2	141	107	79	5	342
	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	1.3%	1.1%	0.3%
その他	5,527	1,512	1,249	744	60	8	9,100
	19.6%	3.9%	3.3%	3.1%	1.0%	1.8%	6.7%
登録されている要支援児童数	5,941	12,184	19,480	12,769	4,796	393	55,563
	16.2%	22.9%	32.1%	32.2%	40.1%	44.8%	27.4%
登録されている特定妊婦数	2,572	2,151	3,727	2,763	916	45	12,174
	7.0%	4.0%	6.2%	7.0%	7.7%	5.1%	6.0%
合 計	36,719	53,215	60,592	39,616	11,967	877	202,986
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

<その他の例>
・乳幼児健診未受診、施設入所、居所不明、児童の発達障害、若年出産、保護者の精神疾患

表15 要保護児童対策地域協議会におけるケース進行管理台帳の作成及び見直し(令和2年4月1日現在)

<単位:市町村>

区 分		指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市区町村数		25	61	201	528	741	182	1,738
ケース進行管理台帳を作成している		25	59	189	472	541	108	1,394
		100.0%	96.7%	94.0%	89.4%	73.0%	59.3%	80.2%
見直し頻度	3か月以内に1回	20	45	141	294	227	43	770
		80.0%	76.3%	74.6%	62.3%	42.0%	39.8%	55.2%
	4～6か月以内に1回	5	9	31	128	182	30	385
		20.0%	15.3%	16.4%	27.1%	33.6%	27.8%	27.6%
	6か月以上で1回	0	3	12	20	47	7	89
		-	5.1%	6.3%	4.2%	8.7%	6.5%	6.4%
	定期的な見直し無し	0	2	5	30	85	28	150
		-	3.4%	2.6%	6.4%	15.7%	25.9%	10.8%
ケース進行管理台帳を作成していない		0	2	12	56	200	74	344
		-	3.3%	6.0%	10.6%	27.0%	40.7%	19.8%
理由	ケース管理すべきケースがない	0	0	0	2	20	29	51
		-	-	-	3.6%	10.0%	39.2%	14.8%
	個別ケース記録で代替	0	1	10	54	174	44	283
		-	50.0%	83.3%	96.4%	87.0%	59.5%	82.3%
	その他	0	1	2	0	6	1	10
		-	50.0%	16.7%	-	3.0%	1.4%	2.9%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

<その他の例>
・ケース対応記録と兼ねている

表16 要保護児童対策地域協議会の運営上の課題(令和2年4月1日現在)

<単位:市町村>

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市区町村数	25	61	201	528	741	182	1,738
会議運営のノウハウが十分でない	5 20.0%	18 29.5%	78 38.8%	259 49.1%	452 61.0%	127 69.8%	939 54.0%
調整機関において専門資格を有する職員が十分に配置できていない	10 40.0%	21 34.4%	84 41.8%	253 47.9%	455 61.4%	109 59.9%	932 53.6%
調整機関の業務量に対して職員数が不足している	20 80.0%	48 78.7%	142 70.6%	319 60.4%	402 54.3%	84 46.2%	1,015 58.4%
ケースの進行管理が十分できていない	6 24.0%	29 47.5%	87 43.3%	210 39.8%	299 40.4%	61 33.5%	692 39.8%
ケースの危険度や緊急度の判断(アセスメント)の方法がわからない	1 4.0%	5 8.2%	27 13.4%	119 22.5%	255 34.4%	70 38.5%	477 27.4%
構成機関に地域協議会の意義が浸透していない	11 44.0%	25 41.0%	71 35.3%	163 30.9%	181 24.4%	44 24.2%	495 28.5%
構成機関の参加率が低い	1 4.0%	1 1.6%	5 2.5%	11 2.1%	15 2.0%	7 3.8%	40 2.3%
構成機関との情報交換・情報共有が十分できていない	4 16.0%	10 16.4%	41 20.4%	68 12.9%	94 12.7%	24 13.2%	241 13.9%
地域協議会運営のための予算が足りない	2 8.0%	3 4.9%	21 10.4%	24 4.5%	31 4.2%	11 6.0%	92 5.3%
構成機関職員への研修機会が十分ではない	13 52.0%	29 47.5%	98 48.8%	250 47.3%	358 48.3%	86 47.3%	834 48.0%
その他	5 20.0%	6 9.8%	13 6.5%	20 3.8%	23 3.1%	7 3.8%	74 4.3%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

<その他の例>

- ・人員不足により、専門職への負担が大きい
- ・人事異動等により職員の定着が困難である
- ・スーパーバイザーの人材不足
- ・業務の引き継ぎが難しい
- ・兼務の職員が多いため、専門性を向上させることや経験を積むことが難しい

3. 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況調査

表1 都道府県別管内市町村における乳児家庭全戸訪問事業の実施状況(令和2年4月1日現在)

<単位:市町村>

都道府県名	市町村数	実施市町村数	実施率
1 北海道	179	178	99.4%
2 青森県	40	37	92.5%
3 岩手県	33	33	100.0%
4 宮城県	35	35	100.0%
5 秋田県	25	25	100.0%
6 山形県	35	35	100.0%
7 福島県	59	59	100.0%
8 茨城県	44	44	100.0%
9 栃木県	25	25	100.0%
10 群馬県	35	35	100.0%
11 埼玉県	63	63	100.0%
12 千葉県	54	54	100.0%
13 東京都	62	58	93.5%
14 神奈川県	33	33	100.0%
15 新潟県	30	30	100.0%
16 富山県	15	15	100.0%
17 石川県	19	19	100.0%
18 福井県	17	17	100.0%
19 山梨県	27	27	100.0%
20 長野県	77	75	97.4%
21 岐阜県	42	42	100.0%
22 静岡県	35	35	100.0%
23 愛知県	54	53	98.1%
24 三重県	29	29	100.0%

都道府県名	市町村数	実施市町村数	実施率
25 滋賀県	19	19	100.0%
26 京都府	26	26	100.0%
27 大阪府	43	43	100.0%
28 兵庫県	41	41	100.0%
29 奈良県	39	39	100.0%
30 和歌山県	30	30	100.0%
31 鳥取県	19	19	100.0%
32 島根県	19	19	100.0%
33 岡山県	27	27	100.0%
34 広島県	23	23	100.0%
35 山口県	19	19	100.0%
36 徳島県	24	24	100.0%
37 香川県	17	17	100.0%
38 愛媛県	20	20	100.0%
39 高知県	34	34	100.0%
40 福岡県	60	60	100.0%
41 佐賀県	20	20	100.0%
42 長崎県	21	21	100.0%
43 熊本県	45	45	100.0%
44 大分県	18	18	100.0%
45 宮崎県	26	24	92.3%
46 鹿児島県	43	40	93.0%
47 沖縄県	41	41	100.0%
合 計	1,741	1,725	99.1%

(参 考)

	市町村数	実施市町村数	実施率
乳児家庭全戸訪問事業と同様の効果のある別事業等を実施している場合を含めた実施率	1,741	1,739	99.9%

表2 乳児家庭全戸訪問事業の委託状況(令和2年4月1日現在)

<単位:市町村>

実施の有無	市町村数
委託している	379 22.0%
うちすべて外部委託	47 12.4%
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	6 12.8%
社会福祉協議会	1 2.1%
ボランティア団体	3 6.4%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	0 0.0%
その他	40 85.1%
うち一部外部委託	332 87.6%
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	18 5.4%
社会福祉協議会	9 2.7%
ボランティア団体	13 3.9%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	3 0.9%
その他	301 90.7%
委託していない	1,346 78.0%

※複数回答あり

<その他の例>

- ・助産師会 ・助産師(委託) ・母子保健推進員 ・民生・児童委員
- ・産科等医療機関 ・ファミリーサポートセンターの協力会員

表3 乳児家庭全戸訪問事業の訪問対象家庭数及び訪問家庭数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:世帯>

区 分	家庭数
訪問対象家庭	849,350
訪問した家庭	804,702
訪問率	94.7%

表4 都道府県別管内市町村における乳児家庭全戸訪問事業の対象家庭数及び訪問家庭数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:世帯>

都道府県名	訪問対象家庭数	訪問した家庭数	実施率
1 北海道	30,589	29,273	95.7%
2 青森県	7,004	6,832	97.5%
3 岩手県	6,905	6,633	96.1%
4 宮城県	15,032	14,745	98.1%
5 秋田県	4,632	4,510	97.4%
6 山形県	5,665	5,552	98.0%
7 福島県	11,431	10,948	95.8%
8 茨城県	18,087	17,514	96.8%
9 栃木県	12,457	12,169	97.7%
10 群馬県	12,410	11,579	93.3%
11 埼玉県	47,641	45,432	95.4%
12 千葉県	41,905	40,076	95.6%
13 東京都	100,339	94,867	94.5%
14 神奈川県	63,199	57,696	91.3%
15 新潟県	13,623	13,477	98.9%
16 富山県	6,508	6,005	92.3%
17 石川県	7,918	7,867	99.4%
18 福井県	5,292	5,264	99.5%
19 山梨県	4,745	4,579	96.5%
20 長野県	13,383	12,656	94.6%
21 岐阜県	13,014	12,532	96.3%
22 静岡県	23,799	23,144	97.2%
23 愛知県	56,380	54,707	97.0%
24 三重県	12,125	11,776	97.1%

都道府県名	訪問対象家庭数	訪問した家庭数	実施率
25 滋賀県	8,349	8,075	96.7%
26 京都府	16,454	15,014	91.2%
27 大阪府	60,237	57,176	94.9%
28 兵庫県	38,221	35,918	94.0%
29 奈良県	7,335	6,913	94.2%
30 和歌山県	5,200	4,847	93.2%
31 鳥取県	3,979	3,882	97.6%
32 島根県	4,602	4,488	97.5%
33 岡山県	14,023	12,648	90.2%
34 広島県	20,212	16,283	80.6%
35 山口県	8,549	8,271	96.7%
36 徳島県	3,916	3,531	90.2%
37 香川県	6,374	6,229	97.7%
38 愛媛県	8,169	7,812	95.6%
39 高知県	4,099	4,035	98.4%
40 福岡県	36,787	35,361	96.1%
41 佐賀県	6,017	5,843	97.1%
42 長崎県	9,007	8,194	91.0%
43 熊本県	13,115	12,208	93.1%
44 大分県	7,451	7,347	98.6%
45 宮崎県	7,498	6,859	91.5%
46 鹿児島県	11,127	10,362	93.1%
47 沖縄県	14,546	13,573	93.3%
合計	849,350	804,702	94.7%

表5 乳児家庭全戸訪問事業の対象(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:市町村>

区 分		市町村数	割 合
実施市町村数		1,725	100.0%
生後4カ月を迎えるまでの乳児がいる家庭すべてを対象としている		1,705	98.8%
生後4カ月を迎えるまでの乳児がいる家庭すべては対象としていない		15	0.9%
対象 の 範 囲	生後4か月までの乳児が第1子である家庭	2	13.3%
	生後4か月までの乳児がいる家庭のうち訪問を希望する家庭	3	20.0%
	その他	10	66.7%
理 由	訪問できる人材が足りない	1	6.7%
	予算が足りない	0	0.0%
	母子保健法の事業でカバーできている	9	60.0%
	予防接種等の他の手段で生後4か月までに確認できている	3	20.0%
	その他	2	13.3%
対象家庭がない		5	0.3%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

対象範囲:母子保健法に基づく新生児訪問の対象以外の家庭

表6 乳児家庭全戸訪問事業における訪問できなかった理由及び状況把握の方法(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

〈単位:市町村〉

区 分		市町村数	割 合
実施市町村数		1,725	100.0%
対象家庭全てを訪問		909	52.7%
一部訪問できなかった。		811	47.0%
理 由	日程の調整ができなかった	435	53.6%
	訪問したが不在だった	303	37.4%
	転居していた	316	39.0%
	訪問者の数が足らなかった	21	2.6%
	その他	481	59.3%
	把握している。		802
状 況 把 握	電話	650	81.0%
	乳幼児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時	620	77.3%
	医療機関からの情報提供	304	37.9%
	近隣住民からの情報提供	42	5.2%
	転居先の自治体等からの情報提供	129	16.1%
	その他	254	31.7%
	把握していない	9	1.1%
対象家庭がない		5	0.3%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

※複数回答あり

〈その他の例〉

理 由: 同意が得られない、入院中、乳児死亡等

状況把握: 関係機関からの情報提供等

表7 乳児家庭全戸訪問事業の実施時期(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,725	100.0%
生後1か月まで	363	21.0%
生後1か月過ぎ～生後2か月まで	912	52.9%
生後2か月過ぎ～生後3か月まで	337	19.5%
生後3か月過ぎ～生後4か月まで	108	6.3%
対象家庭がない	5	0.3%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表8 乳児家庭全戸訪問事業と新生児訪問の合同実施(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,725	100.0%
新生児訪問指導と併せて実施していない	397	23.0%
新生児訪問指導と併せて実施した	1,323	76.7%
対象家庭がない	5	0.3%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表9 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,725	100.0%
保健師	1,618	93.8%
助産師	853	49.4%
看護師	252	14.6%
母子保健推進員	218	12.6%
保育士	153	8.9%
児童委員・民生委員	132	7.7%
子育て経験者	41	2.4%
愛育班員	18	1.0%
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	16	0.9%
その他	88	5.1%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

・家庭児童相談員

・栄養士

・ファミリーサポートセンター協力者

・母子・父子自立支援員

表10 乳児家庭全戸訪問事業の結果、支援が必要とされた家庭(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:世帯、市町村>

区 分		世帯数・市町村数	割 合
訪問した家庭数		804,702	100.0%
何らかの支援が必要とされた家庭数		129,390	16.1%
何らかの支援が必要とされた家庭があった市町村数		1,450	84.1%
家 庭 へ の 対 応	養育支援訪問事業	915	63.1%
	家庭的保育事業	53	3.7%
	地域子育て支援拠点事業	443	30.6%
	ファミリー・サポート・センター事業	425	29.3%
	障害者総合支援法に基づく事業	151	10.4%
	自治体独自の子育て支援事業	282	19.4%
	要保護児童対策地域協議会にケース登録し、支援方針等を協議	694	47.9%
	保健師の訪問	1,313	90.6%
	その他	402	27.7%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

- ・ホームスタート事業の実施
- ・保育士や助産師による訪問
- ・医療機関への紹介

表11 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者に対する研修の実施状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

〈単位:市町村〉

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,725	100.0%
訪問者への研修を実施した	1,411	81.8%
訪問者への研修を自ら実施した	659	38.2%
訪問者への研修を委託して実施した	26	1.5%
他機関が実施している研修に参加させた	844	48.9%
訪問者への研修を実施しなかった。	328	19.0%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表12 乳児家庭全戸訪問事業における運営上の課題(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,725	100.0%
訪問者の人材確保	928	53.8%
訪問者の資質の確保	969	56.2%
対象家庭の把握が困難	104	6.0%
事業実施のための予算が不足している	87	5.0%
事業を委託したいが適切な委託先がない	83	4.8%
訪問拒否家庭への対応	872	50.6%
その他	56	3.2%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

- ・個人情報の取り扱いについて
- ・連絡がとれない家庭や里帰り出産家庭への対応
- ・外国人への対応

4. 養育支援訪問事業の実施状況調査

表1 都道府県別管内市町村における管内市町村における養育支援訪問事業の実施状況(令和2年4月1日現在)

〈単位:市町村〉

都道府県名	市町村数	実施市町村数	実施率
1 北海道	179	145	81.0%
2 青森県	40	26	65.0%
3 岩手県	33	29	87.9%
4 宮城県	35	35	100.0%
5 秋田県	25	11	44.0%
6 山形県	35	32	91.4%
7 福島県	59	52	88.1%
8 茨城県	44	39	88.6%
9 栃木県	25	24	96.0%
10 群馬県	35	24	68.6%
11 埼玉県	63	49	77.8%
12 千葉県	54	35	64.8%
13 東京都	62	55	88.7%
14 神奈川県	33	29	87.9%
15 新潟県	30	25	83.3%
16 富山県	15	15	100.0%
17 石川県	19	19	100.0%
18 福井県	17	13	76.5%
19 山梨県	27	21	77.8%
20 長野県	77	60	77.9%
21 岐阜県	42	32	76.2%
22 静岡県	35	29	82.9%
23 愛知県	54	49	90.7%
24 三重県	29	29	100.0%

都道府県名	市町村数	実施市町村数	実施率
25 滋賀県	19	18	94.7%
26 京都府	26	22	84.6%
27 大阪府	43	43	100.0%
28 兵庫県	41	37	90.2%
29 奈良県	39	30	76.9%
30 和歌山県	30	26	86.7%
31 鳥取県	19	18	94.7%
32 島根県	19	18	94.7%
33 岡山県	27	26	96.3%
34 広島県	23	17	73.9%
35 山口県	19	19	100.0%
36 徳島県	24	23	95.8%
37 香川県	17	14	82.4%
38 愛媛県	20	14	70.0%
39 高知県	34	34	100.0%
40 福岡県	60	56	93.3%
41 佐賀県	20	16	80.0%
42 長崎県	21	21	100.0%
43 熊本県	45	32	71.1%
44 大分県	18	17	94.4%
45 宮崎県	26	18	69.2%
46 鹿児島県	43	22	51.2%
47 沖縄県	41	30	73.2%
合計	1,741	1,448	83.2%

(参 考)

	市町村数	実施市町村数	実施率
養育支援訪問事業と同様の効果のある別事業等を実施している場合を含めた実施率	1,741	1,544	88.7%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表2 養育支援訪問事業における専門的相談及び育児・家事援助の実施状況(令和2年4月1日現在)

<単位:市町村>

区 分		市町村数	割 合
①専門的相談と育児家事援助の両方を実施		599	41.4%
②専門的相談支援のみ実施		780	53.9%
育児・家事援助未実施理由	必要がなかったため	341	43.7%
	訪問者の確保ができなかったため	215	27.6%
	予算が足りないため	38	4.9%
	その他	186	23.8%
③育児・家事援助のみ実施		69	4.8%
専門的相談支援未実施理由	必要がなかったため	43	62.3%
	訪問者の確保ができなかったため	9	13.0%
	予算が足りないため	2	2.9%
	その他	15	21.7%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

育児家事援助 :ファミリーサポート事業で対応、専門的相談支援の中で実施
 専門的相談支援:保健センターの保健師による個別の支援

表3 都道府県別管内市町村における養育支援訪問事業の訪問家庭数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:世帯、件>

都道府県名	全体数		育児家事援助		専門的相談支援	
	訪問実施家庭数	訪問延べ件数	訪問実施家庭数	訪問延べ件数	訪問実施家庭数	訪問延べ件数
1 北海道	8,333	14,231	282	2,854	8,051	11,377
2 青森県	1,027	1,462	8	53	1,019	1,409
3 岩手県	1,491	3,200	20	74	1,471	3,126
4 宮城県	2,275	6,987	443	3,134	1,832	3,853
5 秋田県	101	567	35	415	66	152
6 山形県	1,553	2,670	37	170	1,516	2,500
7 福島県	896	2,601	184	1,116	712	1,485
8 茨城県	1,668	3,217	61	170	1,607	3,047
9 栃木県	2,425	7,325	277	2,025	2,148	5,300
10 群馬県	1,451	3,330	148	914	1,303	2,416
11 埼玉県	1,680	6,037	116	2,121	1,564	3,916
12 千葉県	2,598	8,045	123	1,352	2,475	6,693
13 東京都	9,501	43,760	2,339	21,310	7,162	22,450
14 神奈川県	3,470	31,303	1,348	20,328	2,122	10,975
15 新潟県	2,153	5,100	282	1,404	1,871	3,696
16 富山県	1,606	2,951	15	117	1,591	2,834
17 石川県	674	2,544	84	1,256	590	1,288
18 福井県	429	1,083	37	230	392	853
19 山梨県	1,300	2,874	15	185	1,285	2,689
20 長野県	1,611	12,880	250	2,175	1,361	10,705
21 岐阜県	1,207	2,367	602	818	605	1,549
22 静岡県	2,298	7,023	152	1,472	2,146	5,551
23 愛知県	6,381	18,530	259	5,732	6,122	12,798
24 三重県	1,498	4,196	151	1,627	1,347	2,569

都道府県名	全体数		育児家事援助		専門的相談支援	
	訪問実施家庭数	訪問延べ件数	訪問実施家庭数	訪問延べ件数	訪問実施家庭数	訪問延べ件数
25 滋賀県	2,378	6,088	238	1,594	2,140	4,494
26 京都府	5,437	11,862	251	2,732	5,186	9,130
27 大阪府	3,560	14,568	602	6,279	2,958	8,289
28 兵庫県	4,996	18,717	983	11,674	4,013	7,043
29 奈良県	601	2,258	71	800	530	1,458
30 和歌山県	1,558	4,779	91	736	1,467	4,043
31 鳥取県	250	1,348	31	671	219	677
32 島根県	375	934	17	264	358	670
33 岡山県	1,744	4,585	72	314	1,672	4,271
34 広島県	1,406	4,259	79	1,575	1,327	2,684
35 山口県	787	3,120	41	502	746	2,618
36 徳島県	1,023	1,590	3	3	1,020	1,587
37 香川県	255	1,170	40	315	215	855
38 愛媛県	1,414	4,249	26	369	1,388	3,880
39 高知県	905	2,835	79	742	826	2,093
40 福岡県	5,752	15,580	1,090	5,441	4,662	10,139
41 佐賀県	577	1,133	14	91	563	1,042
42 長崎県	864	1,880	84	548	780	1,332
43 熊本県	1,036	2,732	24	968	1,012	1,764
44 大分県	865	2,139	350	785	515	1,354
45 宮崎県	603	997	3	15	600	982
46 鹿児島県	2,185	4,463	24	838	2,161	3,625
47 沖縄県	674	8,264	276	5,320	398	2,944
合計	96,871	313,833	11,757	113,628	85,114	200,205

表4 養育支援訪問事業の委託状況(令和2年4月1日現在)

<専門的相談支援>

実施の有無	市町村数
専門的相談支援	1,379
委託している	173 12.5%
うちすべて外部委託	52 30.1%
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	6 11.5%
社会福祉協議会	5 9.6%
ボランティア団体	2 3.8%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	6 11.5%
その他	35 67.3%
うち一部外部委託	121 69.9%
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	14 11.6%
社会福祉協議会	14 11.6%
ボランティア団体	3 2.5%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	4 3.3%
その他	92 76.0%
委託していない	1,206 87.5%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<育児家事援助>

<単位:市町村>

実施の有無	市町村数
育児・家事援助	668
委託している	431 64.5%
うちすべて外部委託	336 78.0%
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	35 25.3%
社会福祉協議会	133 39.6%
ボランティア団体	4 1.2%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	131 39.0%
その他	44 13.1%
うち一部外部委託	95 22.0%
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	34 35.8%
社会福祉協議会	41 43.2%
ボランティア団体	2 2.1%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	25 26.3%
その他	17 17.9%
委託していない	237 35.5%

表5 養育支援訪問事業における対象家庭の把握経路(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
乳児家庭全戸訪問事業による把握	1,009	69.7%
要保護児童対策地域協議会の支援ケース	928	64.1%
母子保健所管課からの情報提供	780	53.9%
児童相談所からの情報提供	426	29.4%
発達障害者支援センターからの情報提供	87	6.0%
子育て世代包括支援センターからの情報提供	448	30.9%
医療機関からの情報提供	751	51.9%
警察からの情報提供	166	11.5%
保育所・幼稚園・学校からの情報提供	435	30.0%
民生委員・児童委員からの情報提供	154	10.6%
地域住民からの情報提供	172	11.9%
他の自治体からの情報提供	424	29.3%
保健師の活動	803	55.5%
妊娠届出・母子健康手帳交付時	825	57.0%
本人からの申し出	536	37.0%
家族からの相談	375	25.9%
その他	77	5.3%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

・生活保護担当部署からの情報提供 ・地域子育て支援拠点事業からの情報提供

表6 養育支援訪問事業における対象家庭の特徴(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
育児不安がある	1,249	86.3%
妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の未受診	558	38.5%
養育者の育児技術がない又は未熟である	1,170	80.8%
養育者が精神疾患を抱えている又は精神的問題がある	1,109	76.6%
ひとり親である	860	59.4%
要保護児童対策地域協議会の対象ケースである	1,031	71.2%
子どもが発達障害を抱えている又は発達障害の疑いがある	760	52.5%
子どもが身体的疾患を抱えている	534	36.9%
養育者が知的障害を抱えている	606	41.9%
養育者が10代である	540	37.3%
養育する子どもの人数が多い	621	42.9%
DVを受けている又はDVを受けている可能性がある	531	36.7%
養育者が身体的疾患を抱えている	375	25.9%
養育者が外国籍である又は日本語でのコミュニケーションが難しい	408	28.2%
入所措置解除後である	250	17.3%
経済的に困窮している	786	54.3%
その他	87	6.0%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表7 養育支援訪問事業における要保護児童対策地域協議会へのケース登録(令和2年4月1日現在)

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
訪問実施市町村	1,448	100.0%
すべて登録ケースとしている	267	18.4%
一部を登録ケースとしている	726	50.1%
登録ケースとはしていない	455	31.4%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表8 養育支援訪問事業における訪問できなかった理由(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
対象家庭全てを訪問	920	63.5%
一部訪問できなかった。	138	9.5%
理由		
日程の調整ができなかった	61	44.2%
訪問の同意が得られなかった	116	84.1%
訪問したが不在だった	83	60.1%
転居していた	31	22.5%
訪問者の数が足らなかった	12	8.7%
その他	30	21.7%
対象家庭がなかった	196	13.5%
未回答	194	13.4%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

- ・電話や面接による対応
- ・住民票と居住地がことなっていた
- ・関係機関からの情報提供を受けて状況が把握できた

表9 養育支援訪問事業の訪問者(令和2年4月1日現在)

〈単位:市町村〉

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,448	100.0%
専門的相談支援		
保健師	1,249	86.3%
助産師	481	33.2%
看護師	172	11.9%
母子保健推進員	21	1.5%
保育士	322	22.2%
児童委員・民生委員	40	2.8%
子育て経験者	52	3.6%
愛育班員	6	0.4%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ	20	1.4%
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	24	1.7%
その他	273	18.9%
育児家事援助		
保健師	199	13.7%
助産師	73	5.0%
看護師	49	3.4%
母子保健推進員	20	1.4%
保育士	134	9.3%
児童委員・民生委員	16	1.1%
子育て経験者	107	7.4%
愛育班員	4	0.3%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ	263	18.2%
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	102	7.0%
その他	162	11.2%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

〈その他の例〉

専門的相談支援: 家庭児童相談員、児童福祉司、管理栄養士

育児家事援助 : ファミリーサポートセンター協力会員、シルバー人材センター

表10 養育支援訪問事業の訪問後の家庭への対応(令和2年4月1日現在)

〈単位:市町村〉

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,448	100.0%
保健師が訪問している	1,073	74.1%
他の子育て支援事業へつないでいる	1,001	69.1%
障害者総合支援法に基づく支援をしている	374	25.8%
その他	341	23.5%
特に支援はしていない	113	7.8%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

〈その他の例〉

・母子保健事業の活用

・要保護児童対策地域協議会の管理ケースとして対応を継続

・保育所等子どもの所属する機関において見守り支援

表11 養育支援訪問事業の訪問者に対する研修の実施状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,448	100.0%
訪問者への研修を実施した。	1,152	79.6%
自ら研修を実施した	379	32.9%
委託して研修を実施した	55	4.8%
他機関が実施している研修会に参加させた	814	70.7%
訪問者への研修を実施しなかった。	296	20.4%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表12 養育支援訪問事業における運営上の課題(令和2年4月1日現在)

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,448	100.0%
訪問者の人材確保	1,011	69.8%
訪問者の資質の確保	965	66.6%
事業実施のための予算が不足している	167	11.5%
事業を委託したいが適切な委託先がない	272	18.8%
訪問拒否家庭への対応	763	52.7%
支援目標の設定が困難	411	28.4%
効果的な支援方法がわからない	426	29.4%
支援終了の判断が困難	599	41.4%
その他	55	3.8%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

- ・支援を必要とする家庭の把握が困難
- ・訪問日の確保

児童虐待への対応における警察との連携

児童虐待防止対策の強化のに向けた緊急総合対策

(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)(抜粋)

- **以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底**する。
 - ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 - ② 通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報
 - ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

(参考)上記①～③の情報は、全ての児童相談所設置自治体(76自治体)において警察と共有(令和4年6月時点)

- **警察職員や警察OBの職員配置を進める**ことにより、児童虐待への対応力の向上を図る。

(参考)全国の児童相談所(228箇所)のうち、178箇所(78.1%)に警察官92名、警察OB247名配置(令和4年4月時点)

- **児童相談所と警察が、ケース検討や訓練などの合同研修等を実施**して、連携を強化する。

(参考)令和3年中、全ての都道府県において児童相談所と警察との合同研修(延べ209回)を実施 ※警察庁生活安全局調べ

児童虐待防止対策の抜本的強化について

(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)(抜粋)

- 児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するために、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、**児童相談所への警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等**を進める。
- 児童相談所と警察との連携を強化するため、**情報共有や連携に関する協定等の締結を促す**とともに、ケース検討や訓練等の合同研修を実施する。

(参考1)全ての自治体において、警察との間で情報共有に係る協定等を締結(令和4年6月時点)。

(参考2)児童虐待相談として受理した案件全てを警察と共有しているのは、32自治体(42.1%)(令和4年6月時点)。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第18次報告

令和4年9月

目次

はじめに	1
1 凡例・検証方法等	2
(1) 用語の定義	2
(2) 対象事例	2
① 死亡事例について	2
② 重症事例について（死亡に至らなかった事例）	3
③ 疑義事例について	3
(3) 検証方法	4
① 調査票による調査	4
② ヒアリングによる調査（死亡事例）	4
③ 分析	5
(4) 本調査における限界	5
(5) 報告書の構成	5
2 課題と提言	6
(1) 地方公共団体への提言	6
① 虐待の発生予防及び早期発見	6
② 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援	13
③ 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施	17
④ 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理	18
⑤ 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上	19
⑥ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用	22
(2) 国への提言	24
① 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応	24
② 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進	27
③ 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上	29
④ 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備	29
⑤ 一時保護解除後の支援体制の整備	30
⑥ 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進	31
⑦ 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進	31
⑧ 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討	32

3	現地調査（ヒアリング調査）の結果について	34
(1)	事例の概要と対応策.....	34
①	知的障害のある実母が、障害福祉サービス事業所内のトイレで児を出産し、出産直後に死亡させた事例.....	34
②	外国籍で仮放免許可を得ていた実母の自宅で、児が遺体で発見された事例 ...	39
③	児ときょうだいへの実父からの暴力が続いていた家庭で、児が実父の暴力により死亡した事例	47
④	虐待の通告歴があった家庭で、実母が長男、長女、次女を殺害し、自身も死亡した事例	59
4	特集「虐待死に至ってしまった事例の関係機関の関与状況」にかかる集計とまとめ 70	
(1)	5次から17次報告死亡事例における関係機関の関与状況にかかる概況.....	70
①	死亡した子どもの死亡時の年齢.....	71
②	加害の動機（背景）	72
③	死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無	73
④	死亡時の虐待以前に確認された虐待の頻度と児童相談所の関与.....	74
⑤	本事例について要対協での検討.....	75
⑥	乳幼児健康診査の受診状況.....	76
⑦	本児の成長・発達の問題.....	77
⑧	実母の心身の状況.....	77
(2)	児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況.....	79
①	心中以外について.....	79
②	心中について.....	81
(3)	第5次から第17次報告における主たる虐待者（実母、実父）の状況.....	91
(4)	考察	95
5	個別調査票による死亡事例の調査結果	122
(1)	虐待による死亡の状況	122
(2)	死亡した子どもの特性	123
①	子どもの年齢.....	123
(3)	虐待の種類と加害の状況.....	127
①	死因となった主な虐待の種類	127
②	直接の死因	128
③	主たる加害者.....	131
④	加害の動機	136
(4)	死亡した子どもの生育歴.....	138
①	妊娠期・周産期における問題	138
②	乳幼児健康診査及び予防接種	142

③	子どもの疾患・障害等	144
④	子どもの情緒・行動上の問題	147
⑤	養育機関・教育機関の所属	148
(5)	養育環境	149
①	養育者（実母）の心理的・精神的問題等	149
(6)	関係機関の関与・対応状況	155
①	虐待通告の状況	155
②	児童相談所の関与	157
③	市区町村（虐待対応担当部署）の関与	162
④	児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の関与の状況	165
⑤	その他の関係機関の関与の状況	166
⑥	児童相談所及び関係機関の関与状況	170
⑦	関係機関間の連携状況	172
⑧	関係機関間の情報提供（通告を除く）	173
(7)	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）	175
①	死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況	175
②	要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況	177
(8)	子どもの死亡後の対応状況	178
①	本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況	178
②	第三者による本事例についての検証の実施状況	178
(9)	0日・0か月児の死亡事例について（心中以外の虐待死）	179
①	0歳児及び0日・0か月児事例の発生状況	179
②	0日・0か月児事例の概要	181
③	0日・0か月児事例における養育者の状況	186
④	0日・0か月児事例における関係機関の関与状況	192
(10)	精神疾患のある養育者における事例について	193
①	精神疾患のある実母における事例の発生状況	193
②	実母の状況	194
③	精神疾患のある実母における事例の概要	198
④	関係機関の関与状況	212
6	地方公共団体における検証等に関する調査結果	216
(1)	地方公共団体における検証組織の設置状況	216
①	検証組織の設置の有無	216
②	検証組織の設置形態	217
③	検証組織の設置要綱の有無	217
④	検証対象の範囲	218

⑤ 事務局の設置場所.....	218
⑥ 検証組織の構成員.....	219
(2) 地方公共団体が行う検証の実施状況	221
① 令和元年度に地方公共団体が把握した子ども虐待による死亡事例	221
② 地方公共団体による検証の実施状況	222
③ 地方公共団体における検証報告書数	224
④ 地方公共団体による検証にかかった期間	224
⑤ 地方公共団体による検証における支障の有無.....	225
⑥ 地方公共団体の検証報告書の周知方法.....	226
⑦ 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無.....	227
⑧ 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無.....	227
⑨ 検証していない事例について	228
(3) 国の検証報告の活用状況.....	229
① 第16次報告の周知.....	229
② 第16次報告の提言を踏まえての取組状況	230
7 これまでの課題と提言（第3～第18次報告）	234
おわりに.....	248
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会	250
○委員名簿	
○委員会開催経過	
○現地調査経過	
集計表一覧.....	251

はじめに

平成 12 年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）の施行から約 20 年が経過した。この間、児童福祉法と合わせて 9 回の大きな改正が行われ、直近では、令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、「こども家庭センター」の設置、実務経験者向けの研修等を経て取得する認定資格制度の導入、児童の意見聴取等の仕組みの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入等が行われることとされた。また、同年 9 月、児童虐待防止対策として、今後、特に重点的に実施する取組を示した「児童虐待防止対策の更なる推進について」が児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された。このように、児童虐待については発生予防、早期発見・早期の適切な対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など、切れ目のない支援やその充実のための対策が推進されている。

しかしながら、児童相談所及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けるとともに、虐待による死亡事例は後を絶たない。

子ども虐待による子どもの死を、決して無駄にすることなく、今後の再発を防止するため事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成 16 年 10 月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下「本委員会」という。）が設置され、これまで 17 次にわたって報告を取りまとめてきた。

本報告では、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の死亡事例について分析・検証を行うとともに、地方公共団体で行われた検証について分析し、具体的な改善策を提言している。

なお、本報告は、児童虐待の再発防止策を検討したものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを申し添えたい。

1 凡例・検証方法等

(1) 用語の定義

虐待により死亡した子どもの事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例（未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。）に区別している。「心中」事例については、保護者が子どもを殺害するという態様に照らせば、虐待による死亡であり、委員会の分析・検証の対象とすることとしている。

第7次報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「心中」事例は従来どおり「心中」としたがこれにより、「心中」事例が虐待による死亡でないとの誤解が生じるおそれがあるため、第8次報告以降、「虐待死」とした事例を「心中以外の虐待死」に、「心中」とした事例を「心中による虐待死」にそれぞれ呼称を改めることとした。

また、市町村の所管課に関しては、これまで「児童福祉担当部署」として、児童手当や保育所入所等の申請窓口と児童虐待対応を担当する部署の総称として標記していたが、第10次報告からは、児童虐待の通告受理や対応を行う部署については「虐待対応担当部署」として、児童手当や保育所入所などの申請窓口の部署である児童福祉担当部署とは分けて表記することとしている。

さらに、「望まない妊娠／計画していない妊娠」については、「様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。」と定義した上で生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉であったが、より客観的、中立的に事例をとらえ、検討を行うため、第13次報告より、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」と改めた。

(2) 対象事例

① 死亡事例について

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの12か月間に発生、又は表面化した子ども虐待による死亡事例を、厚生労働省が新聞報道等から抽出し、地方公共団体が把握した死亡事例と合わせて地方公共団体に詳細を調査した。調査に当たっては、今後の再発防止策を検討するために、事件化されているかどうかに関わらず、広く虐待による死亡事例と考えられる事例すべてについて調査している。

調査の結果、対象とする事例について、児童虐待防止法の児童虐待の定義を踏まえ、個々の事例について検討して確定した。例えば、転落事故と思われる事例でも、事故の発生状況や経緯等から保護者としての監護を著しく怠ることもネグレクトに該当することを踏まえ、対象事例として詳細を検証している。なお、第 18 次報告の調査の実施にあたり、調査項目の妥当性の精査及び回答負担軽減を図る観点で、調査項目について見直しを行った。

② 重症事例について（死亡に至らなかった事例）

令和 2 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年 9 月 1 日時点までに、子どもの死亡には至らなかったものの「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があった事例としている。

なお、地方公共団体から報告のあった重症事例を精査したところ、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷があった事例の中には、「受傷の程度そのものが重篤であり生命への危険性があった」と判断される事例と、「受傷の程度としては重篤ではなかったが、直接的な虐待行為（例えば力の加減）や受傷した部位と受傷の程度、子どもの年齢等を総合的に勘案すると生命への危険性が危惧される」という 2 つの類型の事例が含まれており、本報告では両類型を検証の対象とした。なお、第 18 次報告の調査の実施にあたり、調査項目の妥当性の精査及び回答負担軽減を図る観点で、調査項目について見直しを行った。

③ 疑義事例について

平成 28 年 3 月 10 日の社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」では、『防げる死』としての子ども虐待、事故、自殺による死亡から子どもを守ることは子どもの権利保障として重要であり、亡くなった子どもの死を検証し、それを子どもの福祉に活かすことは、子どもの権利保障を行う大人の義務でもある。そのため死亡事例や重大事例の検証は欠かせない。現に、これまでの死亡事例検証により多くのことが明らかになり、施策に繋がってきた。しかし、これまでの死亡事例検証は子ども虐待による死亡を見逃している可能性を否定できない」と提言があった。

地方公共団体が虐待による死亡であると断定ができないと判断した事例は、例えば以下のような、

- ・死産ではない可能性が少しでもある事例
 - ・事故以外（虐待）の可能性が少しでもある事例
 - ・死因が不明である事例
 - ・公判中の事例
- 等が考えられる。

このような死亡事例についても同様に検証し、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の改善策を講じるため、第13次報告より疑義事例として取り上げることとした。ただし、本委員会の検討にあたっては、適宜、対象事例に関する情報を追加で収集する等により、できる限り疑義事例という整理とならないように努めている。

(3) 検証方法

① 調査票による調査

ア 対象事例についての調査（死亡事例及び重症事例）

厚生労働省が都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の児童福祉主管課及び母子保健主管課に対し、事例の概要、子どもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応、検証組織の設置状況等の詳細について、調査票を送付し、回答を求めた。

イ 地方公共団体の検証等についての調査（死亡事例）

厚生労働省が都道府県等の児童福祉主管課に対し、検証組織の設置状況、対象事例の検証状況、国の検証報告の活用状況や、提言を受けての対応状況等について、調査票を送付し、回答を求めた。

② ヒアリングによる調査（死亡事例）

ア 対象事例についての調査

調査票により調査した死亡事例のうち、都道府県等において検証を実施されている、または実施されたものの中で、特徴的な事例や特に重大と考えた事例について、さらに詳細な事実確認により改善策を検討するために、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

イ 地方公共団体の検証等についての調査

アの調査の際に、都道府県等の検証報告書等を基に、検証方法及び検証を実施するに当たっての課題、検証報告の提言の実施状況等について、当該検証組織の代表者、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

③ 分析

①及び②と合わせて、都道府県等の検証報告書、新聞記事等を基に、事例の総体的な分析を行うとともに、個別事例から明らかとなった課題等について分析した。

なお、本報告では、個別事例について検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮した。

(4) 本調査における限界

本調査は、各地方公共団体に対し、児童相談所が把握する情報のみでなく、市町村（虐待対応担当部署、母子保健担当部署、福祉事務所等）や保健所、警察、養育・教育機関（保育所、学校等）等、対象事例の関係機関や部署に照会するなど、可能な限り情報収集をした上で回答いただくよう依頼している。しかし、当該事例に対して事前に把握し、支援等で関与していない場合については新たに情報収集することが難しく、「不明」とされる事例が一定程度あること、また、母子保健施策を通じて母の状況については父やその他の家族員に比べて把握がしやすいなど、同一世帯であっても支援等を通して把握している情報やその量に偏りがある可能性があること等により、調査結果の解釈にあたっては留意が必要である。

(5) 報告書の構成

これまで、地方公共団体に実施した個別調査票による死亡事例等の調査結果については、各種分析と併せて掲載していたが、17回に渡る調査の集積により集計結果の頁数が増加していたため、課題と提言や現地調査の結果及び特集事例の分析、主な集計結果については報告書に掲載し、その他の集計結果については資料編として別冊に掲載する構成に変更した。

2 課題と提言

(1) 地方公共団体への提言

① 虐待の発生予防及び早期発見

ア 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化

第 18 次報告における死亡時点の子どもの年齢は、心中以外の虐待死では 0 歳児が 65.3%と最も多く、0 歳児の月齢では 0 か月児が 50.0%と最も多い。

心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題は、「妊婦健康診査未受診」が 38.8%で最も多く、次いで「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が 28.6%、「母子健康手帳の未発行」「出生時の退院の遅れによる母子分離」が 26.5%、「遺棄」が 24.5%であった。従前と同様の傾向であるが、妊娠期に適切な支援を受けることなく出産し、子どもを死亡に至らせている事例が多いと考えられる。

対象事例をみると、10 代の実母が妊娠について周囲に妊娠した事実を告げず、相談することもできずに実母が一人で出産し遺棄に至った事例、技能実習生として来日していた外国籍の実母が、妊娠や出産の発覚により帰国を強いられる可能性をおそれ、妊娠した事実を隠し、自ら適切な支援を求めることができず、その実母の妊娠に周囲も気がつかないままに出産し、子どもを死亡に至らせた事例など、妊娠の届出が未提出で妊娠自体が他者に気づかれていないという事例が依然として多くある。公的機関や医療機関に把握されず、周囲からの支援を得られない中で出産することは、女性にとって大きな健康リスクに直面することでもあり、重大な事案といえる。こうした事案については、妊婦本人やそのパートナーである男性に対して、妊娠や出産、避妊に関する正しい情報を届ける取組が重要である。

地方公共団体では、自ら発信することが苦手だったり、SOS を発信する手立てが思いつかなかったりする当事者や、支援を受けることに拒否的または迷いを感じる当事者に対し、支援が届けられる工夫として SNS 等を活用した相談体制の整備や、公的機関や医療機関のみでなく、積極的に民間団体等との連携についても検討し、妊娠した実母の生活圏において適時適切な情報提供ができるようなアウトリーチ型の支援等の展開に努めていただきたい。例えば、身近なドラッグストア等において妊娠・出産に関する情報を記載したチラシの設置などといった取組や、相談時の心理的障壁を踏まえ、妊娠 SOS 等の相談の際には匿名性を維持しつつ信頼関係の構築に注力し、その後サービス提

供等の支援をする段階になってから氏名や居住地について聴取するなど、段階的な対応をすることによって支援を途絶えさせない工夫も有効であると考えられる。加えて、特に、障害者や外国籍の者などは、性教育を十分に受けていない場合や性被害の危険性や対応方法等について十分に教わっていない状況にある場合があると考えられる。地方公共団体はそのような状況にあることが想定される女性に対し、それぞれの特性を踏まえ、どのような対応が可能かを関係者間において検討しておくことが必要である。例えば、障害者の場合は、その障害の程度等に合わせて、妊娠に関する理解度や意向を踏まえつつ、適切な性に関する情報提供のあり方について検討することが必要である。また、特に障害を有する女性が利用している障害福祉サービス事業所や地方公共団体の障害福祉担当部署の担当者が妊娠に気付くことができるよう、妊娠・出産に関する身体の変化やリスクなどについて正しく理解し、妊娠を覚知した際の対応方法に関する研修を障害福祉担当部署と母子保健担当部署が協働して企画して実施するなど、支援体制の整備が必要である。ただし、今回の調査対象に、出産前から支援を行うことが特に必要な特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に管理されていながらも、児童相談所や市町村が特定妊婦の支援に積極的に関与しなかった事例がみられた。出産後にスムーズな養育支援を実施するためには、困難を抱える妊婦について、要保護児童対策地域協議会においてそれぞれ関係機関の役割を明確にするとともにその役割を相互に確認し、妊娠期から出産後の支援について、市町村の虐待対応担当部署や母子保健担当部署、児童相談所等が協力し、リスク判断やその判断が必要なタイミング、支援策を事前に協議しておき、継続的な支援を確実に行うことが大切である。

また、妊娠・出産やそれに関連する経済的支援等の情報を発信する際には、若年者や、日本語が堪能でない者などにも届きやすいよう、対象者が情報に触れやすい機会・場やインターネットの活用、多言語や平易な説明内容での情報発信、女性や若年者への相談を行っている民間団体との協働など、有効なアプローチ法を多角的に検討することが必要である。アプローチにより支援開始の端緒を得た場合には、適切な頻度を検討の上で粘り強く連絡や訪問等を行い、母が市町村の担当者等に支援を求めやすいような信頼関係の構築を図ることも大切である。その際、適宜、令和4年児童福祉法等改正法（以下「改正法」という。）において創設されることとされた、家庭生活に支障が生じた妊産婦に安心して生活することができる居住の場を提供し、日常生活

の支援や養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整を行う妊産婦等生活援助事業（令和6年4月施行）の着実な実施に向けて準備を進め、その活用についても検討すべきである。特に、様々な理由により公的サービスに支援を求めにくい状況にあるなど、確実な居所を把握しづらい妊産婦を把握した場合には、事実確認が通常よりも困難なことが多いため、その養育環境の整備やリスクのアセスメントをより慎重に行うべきである。その後の養育状況をより丁寧に把握の上、支援の必要性を判断するとともに、支援を継続させるためにも信頼関係の構築にも注力し、居所不明とならないよう、適切な支援策を講じることとすべきである。なお、このように居所確認等が難しく、児童虐待のリスクが除外しきれない事例の場合は、早期から市町村児童虐待対応担当部署と児童相談所間で積極的に方針について協議を行い、子どもの安全確保を優先して総合的に判断することが求められる。

更に、改正法において、既存の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一元化し、市区町村において児童福祉と母子保健の相談支援の機能を一体的に担う「こども家庭センター」の設置を進めることとしている（令和6年4月施行）。「こども家庭センター」においては、児童福祉部門と母子保健部門が一体的かつ適切に情報を共有し、またサポートプランの作成等を通じて妊産婦支援や子育て支援へつなぐマネジメントを確実に行うこととされており、児童福祉と母子保健の情報連携を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うとともに、行政から地域の民間事業者に働きかけ、民間資源・地域資源と一体となった支援体制を構築することが期待されている。

また、性被害、配偶者からの暴力等の家庭の状況、貧困など様々な困難を抱える女性への支援を強化するため、「困難な問題を抱える女性を支援するための法律」が議員立法により制定された。本法律施行（令和6年4月）に向けて、都道府県が設置する婦人保護に関する事業を行う施設について、本法律の趣旨を踏まえた名称変更及び機能強化が行われるほか、民間団体と協働の上、行政側から支援に向くアウトリーチの体制を整備すること等により、自ら支援を求められない女性等、既存の支援の枠組みでは対応が難しかった女性に対する支援体制の構築を進めることとされた。

地方公共団体においては、要保護児童対策地域協議会等既存の制度のしくみの確実な運用や、現行の母子保健事業等の一層の活用促進が期待される。

【参考となる通知】

- 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成28年12月16日付け雇児総発1216第2号、雇児母発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）
- 厚生労働省「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」（令和4年4月18日付け子家発第0418第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）
- 「子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等について」（令和3年4月16日付け3文科教第96号文部科学省総合教育局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）

イ 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

今回の対象事例においても、乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という）未受診の対応中に発生した事例がみられた。

乳幼児健診や予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等は、母子の心身の健康のみならず家庭の状況を把握したり、保護者が育児の悩みを相談したりする機会でもある。市町村の母子保健担当部署は、子どもに会えないことがリスクであるという認識をもち、受診の勧奨に応じない乳幼児健診未受診等の家庭に対しては、期間や方法を具体的に決めたアプローチを行うとともに、その過程で、子どもを含めた家庭の居所や生活の実態が把握できない場合は、市町村の虐待対応担当部署や児童相談所等と積極的に連携し、子どもの安全を確実に把握し、対応する必要がある。特に、所属機関のない未就学児等については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の調査等を通じて、安否及び養育環境の確認を確実に実施することが重要である。

また、児童虐待防止法等において、児童相談所長等は、地方公共団体の機関のほか、医療機関、福祉又は教育に関係する機関や従事する者に対して、児童虐待に係る児童や保護者の状況に関する資料、又は情報の提供や意見等必要な協力を求めることができるものとされている。必要がある場合には、躊躇なく資料又は情報の提供を依頼するなど、できる限りの協力を求め、児童虐待への対応方針の判断に当たり活用することも重要である。改正法においては、保育所等を活用し、

相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある身近な相談機関を整備し、各家庭への相談支援を通じた状況の把握等を行うこととしており、当該相談機関からの情報をより一層活用していくことが求められる（令和6年4月）。加えて、本改正法で、児童相談所による一時保護等の必要性の判断においては、事実の裏付けを得た適正な判断を担保する必要があることから、調査権限を法律上明確化し、関係機関等に対して児童相談所長から資料の提供等を求められた場合は応じることを努力義務とした（令和6年4月）。これらの正確かつ適切な情報を踏まえ、「こども家庭センター」と連携の上で支援することが求められる。

【参考となる通知】

- 「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（平成28年12月16日付け雇児総発第1216第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成25年6月11日付け雇児総発0611第1号、雇児母発0611第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）
- 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成30年7月20日付け子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
- 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（令和2年1月31日付け子発0131第7号厚生労働省子ども家庭局長通知）

ウ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

今回の対象事例において、子どもの出生前にきょうだい原因不明で死亡していた事実を把握し、妊娠期間中から特定妊婦として支援されており、出生後も実親によるネグレクトが発生しないように、関係機関が対応していたが、死亡に至った事例があった。

「子ども虐待対応手引きの改正について」（平成25年8月23日付け雇児総発第0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）で周知されている子ども虐待対応の手引きの「第13章 特別な視点が必要な事例への対応」や、本報告書の「第1次から第18次報告を踏まえた子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」にも示しているが、子どもへの虐待を疑って対応した際、その家庭にきょうだいがいた場合には、きょうだいについても虐待のリスクに留意して対応する必要がある。

具体的には、要保護児童対策地域協議会において児童相談所等関係

機関と連携の上で慎重に支援の方針を検討するほか、そのきょうだいや家庭の状況によっては、保健的な側面から家庭に関わることでできる母子保健担当部署や保育所や学校等と連携した関わりを行うことも有用と考えられる。特に、要保護児童対策地域協議会を活用する場合、市町村の虐待対応担当部署は、具体的に児童相談所からの専門的助言を求めること等も必要である。

【参考となる通知】

- 「子ども虐待対応手引きの改正について」（平成 25 年 8 月 23 日付け雇児総発第 0823 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
 - ・子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月 改正版）（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）

エ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応

今回の対象事例において、精神疾患等により養育支援が必要と判断されていた保護者が少なくない。

「養育支援訪問事業ガイドライン」（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 0316002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、養育支援訪問事業の対象として、若年妊婦等のほか、「出産後間もない時期（おおむね 1 年程度）の保護者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭」、「食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭」などが例示されている。

これらの事例に対しては、各種事業の活用による育児支援を行うとともに、精神疾患等への理解を深めて適切なアセスメント及び支援を行うため、主治医との連携に加え、必要に応じてセカンドオピニオンの取得、精神保健福祉士や精神保健福祉担当の保健師などの専門職の活用が求められる。特に、特定妊婦である場合については、要保護児童対策地域協議会において管理及び支援が進められることとなるが、妊娠期より精神保健担当部署の担当者に加え、子育て支援の視点と精神保健の視点から出産・育児期まで継続した支援を行うこと、その後、対応を終結した場合でも、乳幼児健診等の母子保健事業による関与の際に、支援歴の有無等が把握できるような仕組みを検討することが必要である。

また、障害を有する妊婦が、障害福祉サービス事業所の職員など日

常的に接する人々にも妊娠に気付かれず、出産直後に子どもを殺害した事例があった。障害福祉サービス事業所の職員等は、障害者の生活の実態について可能な範囲で把握するとともに、本人の意向についても聴取し、必要時、妊娠の可能性や自身のからだを守ることの重要性について説明しておくなど、障害の程度に合わせた本人への注意喚起が必要である。地方公共団体の障害福祉担当部署の職員や障害者に関与する事業所員や施設職員等は、常に妊娠の可能性について認識するとともに、妊娠を覚知した際の女性の選択肢等に合わせた具体的な支援策を事前に検討しておく、各部署や事業所、施設と共有しておくことが期待される。なお、これらの連携については、障害福祉担当部署や母子保健部局、虐待対応担当部署・児童相談所等と連携しながら、相談・支援体制の構築を進めていくことが求められる。また、こうした対応を行うに当たっては、本人の意向やプライバシーにも十分配慮することが重要である。

地方公共団体においては、引き続き、医療機関等の情報に基づき、関係機関との適切な役割分担のもとで協働して家庭を支援することが必要である。併せて、このような関わりの中で、注意すべき兆候や、その対応等について、あらかじめ関係機関間で具体的な対応を共有しておくことが大切である。

【参考となる通知】

- 「養育支援訪問事業ガイドライン」（平成21年3月16日付け雇児発第0316002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- 「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日付け雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）

オ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

対象事例には、車中放置による熱中症により死亡に至った事例や、保護者が見ていない時に、浴室で溺水やマンションから転落死した事例等がみられた。これに関して、「子どもの世話・養育方法がわからない」が4.1%という結果が得られた。

このような子どもの死亡事例を防ぐためには、保護者に対しては、自分で危険を判断し対処することのできない年齢の子どもを短時間でも自宅等に子どもだけで放置することや、乳幼児を対象とした用具の

不適切な使用や不適切な遊ばせ方、などが、乳幼児の命に直結する可能性があること、乳幼児は元来転倒しやすいが、転倒して重大なけがを負う可能性があるといった情報について、母子健康手帳の活用等も検討の上、一層の周知・啓発を図ることが重要である。

また、児童虐待防止法により、児童虐待を発見しやすい立場にあり、早期発見に努めなければならないとされている学校、児童福祉施設、医療機関等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる責務について、引き続き、周知・啓発していくことも重要である。

さらに、今回の報告においては、心中以外の虐待死事例について「加害の動機」は「不明」が 55.1%と最多であったが、「しつけのつもり」が 1 例報告された。第 18 次報告では少なかったが、引き続き、体罰等が子どもに与える影響や、子どもの発達段階を考慮した体罰等によらない子育ての方法について、両親（母親）学級や乳幼児健診等の機会を通じて保護者に対して普及・啓発するなど、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることができようすることが必要である。

【参考となる通知】

○厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」によるとりまとめ「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」
(令和 2 年 2 月 21 日付け子発第 0221 第 6 号・障発 0221 第 1 号号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)

② 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

ア 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

第 18 次報告における心中以外の虐待死では、76.6%の事例において関係機関のいずれかが関わっていた。また、対象事例においても、関係機関が保護者に対する訪問による助言や指導、祖父母の協力を得て養育環境の調整を行うなど関与していたが関係機関間の情報共有やお互いの役割分担の確認などの連携が不足し、子どもが死亡に至った事例があった。児童虐待事例については、虐待対応担当部署のみでなく、家族に関わる地域の関係者が協働して支援に取り組むことが重要だが、その効果的な連携のためには、誰が・何を・どのように見守るのか、注意が必要な状況の変化、状況変化があった際の各関係機関の役割分担や共有方法など具体的な方針を確認し、認識の統一を徹底しておく必要がある。

そのためにも、要保護児童対策地域協議会等において、各機関が把握している情報を確実に共有し、子どもの安全確保に十分活用するとともに、関係機関間のネットワークを密にしておくことが重要である。また、虐待対応担当部署は、虐待が起きている家庭では配偶者への暴力も同時に起きている場合があることを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターなど配偶者の暴力について対応する部署や家庭内の暴力を把握する可能性のある警察等との連携を強化することも必要である。また、保護者や家庭の状況に応じて、フードバンクや子ども食堂といった様々な民間の支援事業をより活用した支援も考えていく必要がある。それらの民間の支援事業者の活用の機会の拡大に向けて、民間の支援事業者への普及・啓発を図ることも重要である。加えて、改正法において創設する「こども家庭センター」においては、保育所等の子育て世帯に身近な相談機関との密な連携も期待されており、地方公共団体は「こども家庭センター」の設置とともに身近な相談機関と連携した支援体制の構築を着実に進めるべきである。

また、第 18 次報告には報告されなかったが、これまでの報告において実母の交際相手が主な加害者となっている事例が 4.3%あった。交際相手等が加害者となっている場合、保護者としての実態が確認しづらいが、必要な調査ができるように名前等の確認と併せて、親子への関与の実態把握に向けて積極的なコミュニケーションに努める必要があり、場合により生活保護部門や警察など関係機関との連携により対応することが必要である。そして、保護者としての実態が不明な場合、実親など保護者によるネグレクト事例として取り扱われることがあるが、加害行為の実態に即して身体的虐待に準じて取扱う等、適切なリスク評価を行うべきである。交際相手等が関与した事例への対応については、「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について（令和 4 年 4 月 18 日付け子家発第 0418 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）」において、交際相手等が児童虐待防止法の「保護者」に該当する場合について整理し、その場合の調査・指導を徹底すること、交際相手等の事案についてのリスクアセスメントを適切に行うこと、交際相手等の実情に応じて警察等と連携して対応することについて、都道府県及び市区町村に対し、対応の徹底が求められている。地方公共団体は、本通知に則り、交際相手等が調査等に協力しない場合はアセスメントにおけるリスクを引き上げる等、関係機関が密に連携して対応するなど、各事例の状況に合わせて慎重な判断及び適切な支援方針を検討することが求められる。

【参考となる通知】

○厚生労働省「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」（令和4年4月18日付け子家発第0418第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

イ 一時保護開始・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

心中以外の虐待死事例について「子どもの施設等への入所経験」が「あり」となった割合は、近年ほぼ横ばいで、今回の対象例においても、一時保護と解除を繰り返し実施された経験のある子どもが死亡した事例が確認されている。

児童相談所は、市町村からの連絡等により一時保護の必要性について検討する場合がある。

一時保護開始・解除の決定は児童相談所の権限行使であることから、その判断について児童相談所は、子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの意見や意向を勘案してアセスメントし、援助の必要性や支援方針等について適切に判断すべきである。子どもの意見聴取等については、改正法により、児童相談所等が一時保護等の措置を行う場合には、児童の最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見や意向を勘案して措置を行うため、子どもへの意見聴取等を行わなければならないこととされており、地方公共団体は実効性のある意見聴取等を行う体制の整備に向けて取り組むことが求められる（令和6年4月）。

また、一時保護解除や施設退所に当たっては、一時保護中や施設入所中から要保護児童対策地域協議会等を活用して、児童相談所と当該家庭に支援を行っている関係機関・部局間で幅広く情報共有し、また、一時保護解除・施設退所・里親委託または解除を行う際は慎重にアセスメントを実施し、状況に応じて親子の面会の試みや保護者支援プログラム等の活用を検討すべきである。加えて、保護者支援プログラムは多様なレベルの取組があるため、適宜、民間団体などと連携しながら、事例に合わせた取組が実施できるよう体制を整備することも必要である。

なお、家庭復帰後、一定の期間（少なくとも6か月間程度）は児童福祉司指導措置等を受けるなどの条件を保護者が履行しない場合等には、改めて施設入所等の措置を検討する必要があるほか、要保護児童

対策地域協議会の関係機関で情報共有する必要がある。特に、家庭復帰後に保護者が児童相談所職員等と子どもとの面会を拒否するのは、虐待を疑わせる非常に重要な要素であることを踏まえ、面会拒否には毅然とした対応が必要である。

アセスメントに関しては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインの中で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」が示されているので参考にされたい。こうしたチェックリストも活用しつつ、総合的に判断することが重要である。

また、改正法において、親子再統合支援事業を都道府県等が行う事業として制度に位置づけ、親子関係の再構築に資する保護者支援プログラム等を実施することとしており（令和 6 年 4 月施行）、地方公共団体は、親子再統合支援事業の着実な実施に向けて準備を進める必要がある。

【参考となる通知等】

- 児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会 とりまとめ（令和 3 年 4 月 22 日）
- 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ（令和 3 年 5 月 27 日）
- 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日雇児総発 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成 24 年 11 月 1 日孤児総発 1101 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

③ 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報に係る関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

今回の対象事例において、子どもが虐待の加害者であった保護者と別居となった際、転居元の地方公共団体は、転居先の地方公共団体に対し、過去の支援歴を踏まえたリスクの評価等について強調して引き継ぎをしていない事例があった。子どもと加害者が別居後も、加害者が子どもの居所を把握し、容易に連れ帰ることができてしまう状況にある等、引き続き虐待を受けるおそれがある場合は、転居後も想定されるリスクやその際の対応や役割分担等について転居前に共有し、転居前及び転居後の地方公共団体間でリスク評価や支援の方針について協議の上で対応するなどの工夫が必要である。転居時の当該家庭に関する情報の共有及びその評価や支援策についても同等にアセスメントを行いながら、引き続き、家庭・家族に対して適切に対応すべきである。

これまでの検証報告でも述べてきたとおり、転居は、家庭の実態を理解していた支援者による社会的支援が途絶えるため、虐待のリスクが高まる一因と認識し、リスクに合わせた支援を慎重に検討する必要がある。なお、配偶者からの暴力の被害者と子どもが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護等の後に転居する場合も同様に考えることが求められる。そのため、転居する際には、転居元の地方公共団体においては、転居先の地方公共団体の初動に活かされるよう、適切なリスクアセスメントやその根拠となる情報、これまでに必要な支援と転居により見込まれる変化やその変化により必要となる支援等も含めて、具体的に転居先の地方公共団体に引き継ぐ必要がある。なお、正式に転居をしていなくとも、居住実態のある地方公共団体に対して積極的に同様の情報提供を行うことも必要である。

また、家庭環境の変化により子どもの所属機関が変わった際、家庭の情報が所属機関間や関係する地方公共団体から転園先へ十分に共有されず、転居や転園・転校の情報を、関係する地方公共団体が把握できず、リスク判断に影響することとなりかねない。したがって、地方公共団体においては、少なくとも要保護児童対策地域協議会の対象としている事例など、一定のリスクを有すると評価していた事例については、転居や転園・転校を確実に把握し、確実に支援が継続できる仕組みづくりを行う必要がある。

④ 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

ア 多角的・客観的なアセスメントの実施

今回の対象事例において、繰り返される身体的虐待に対し、加害者である実親が、児童相談所や市町村虐待対応担当部署による指導を一見すると受け入れているように見えること等を踏まえ、関係者による見守りを継続している間に死亡に至った事例があった。

関係機関による在宅指導等において保護者が一见すると抵抗なく受け入れている様子の場合、指導内容を理解したことによるものなのか等を慎重に判断する必要がある。一见、関係機関による指導等の受け入れが良いと認識できても、子どもへの加害の状況が改善せず、結果として中長期的に虐待が継続している状況を認める場合は、リスクが高まっている兆候として捉え、一時保護実施の必要性を検討するなど、適切なアセスメントにつなげることが重要である。それらの対応にあたっては、児童相談所及び市町村の虐待対応担当部署が、正しい知識に基づいて家族全体をアセスメントする力の向上を図ることはもちろん、継続するリスクについてアセスメントする時期及び実施者を明確にしておく必要がある。加えて、各関係機関の立場からアセスメントをした結果については、速やかに互いに共有し、統一した方針に基づいて支援が行われるようにすべきである。

なお、特集において、児童相談所が関与している場合や市区町村の虐待担当部署が関与している場合であっても、リスクアセスメントを実施していない事例が認められた。このことは、連携している関係機関にアセスメントを一任している可能性等も考えられるが、児童相談所や市区町村の虐待担当部署は、リスクやその対応方針について、関係機関と共にアセスメントを実施、もしくはそれぞれでアセスメントを実施しその結果を共有するという、地方公共団体における虐待予防及び早期発見に向けた基本的な対応を徹底すべきである。

また、アセスメントを実施する際、複数の関係機関が関わっている事例について、各機関で意見を出し合って認識を共有することは、事例の多角的・客観的なアセスメントにつながり、その後の適切な評価・支援方策の立案につながる。したがって、公的機関や医療機関、その他、子育て世帯の身近な相談先となり得る民間事業者等とも、要保護児童対策地域協議会を活用し、アセスメント結果を適時共有することが重要である。特に、保護者が障害や精神疾患等を有する場合は、その障害の程度に合わせた対応を必要とするため、その障害の状態に

ついて詳しい医療関係者や障害福祉担当部署の担当者等に意見や助言を得ながら、必要な支援を検討していくことが重要である。ただし、リスクアセスメントを適切に行うための情報収集について、拒否的または攻撃的な保護者やその他家族員等から収集する必要がある場合は、聴取が困難であり担当者の心理的負担が大きいことから、一定程度関与が見込まれる関係機関による情報収集と共有を期待し、自らは積極的に情報収集しない可能性がある。このような場合は、結果として情報不足となり、適切なアセスメントにつながらないおそれがあるため、情報収集についても関係機関間で明確に役割分担をしておくことが重要である。また、地方公共団体は、それら対応の過程において子ども本人の訴えを適切な方法で聴取し、その訴えと保護者の訴えが異なる場合には、子どもの意見を尊重しリスクの再評価を行う等の対応が求められる。

【参考となる通知等】

- 「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

イ 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

第 18 次報告においても、心中以外の虐待死事例で児童相談所の関与があった 11 例のうち、定期的なリスクの見直しが行われていない事例が 10 例にもものぼっていた。

継続事例においては、関係機関等から収集した情報をもとに、常にそれが児童虐待へのリスクにつながっていないかを慎重に判断すべきである。例えば、家族関係や家族構造、家族の健康状態等の変化に関する情報が得られた場合や、加害の状況や親子の関係等に変化が見られない場合等は、適宜、事例を再評価し、その結果に基づいたケース管理を組織的に行うことが極めて重要である。

⑤ 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上

ア 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

児童相談所及び市町村における虐待相談対応件数は、統計をとり始めて以降、毎年増加の一途にある。

第 18 次報告においては、死亡事例（心中以外）が発生した地域における児童相談所の当該事例担当職員の 1 年間（令和 2 年度）の受け持

ち事例数を調査したところ、一人当たり平均約 125 件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均約 83 件で依然として多い。

今回の対象事例においても、保護者や子どもの対応について、弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを行うことが必要であったと考えられる事例もみられた。リスクとなる兆候や要因に関する見落としを防ぐため、児童相談所の会議等での検討にあたって、弁護士や医師や保健師などの専門家から意見を得られるような体制の整備を図ることが求められ、児童相談所においては令和 4 年 4 月より医師及び保健師が必置とされ、弁護士についても、常時助言・指導の下で円滑に措置決定等を行うため、配置又はそれに準ずる措置がとられている。今後は、これらの専門職の一層の活用により、児童相談所における対応の充実を図るべきである。

また、児童相談所及び市町村の体制強化については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定、以下「総合強化プラン」という。）に基づき、2022 年度までに児童相談所における児童福祉司等の専門職の増員や、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置等を行うこととされた。児童福祉司に関する目標については、令和 4 年度までに約 5,260 人の体制とする目標について 1 年前倒しを行い、これを令和 3 年度で既に概ね達成し、その上で、令和 4 年度には、総合強化プラン当初の目標から更に 505 人を増員し、約 5,765 人の体制とすることを目標とされている。子ども家庭総合支援拠点については、改正法において、妊娠期から子育て期における妊産婦・子育て世帯のより一層の支援に向けて、「子育て世代包括支援センター」と併せて見直し、母子保健と児童福祉の一体的な相談機関たる「こども家庭センター」の創設を行うこととされ、全国的な設置を推進していくこととしている。支援が必要な児童や家庭等に関する情報連携及び支援につなぐため、サポートプランの作成等を通じた一体的なマネジメント体制の構築が求められる。

各地方公共団体の母子保健対応担当部署及び児童福祉担当部署においては、引き続き、必要な人材の計画的な増員や、令和 6 年 4 月からの「こども家庭センター」の設置に向けての準備を進められたい。

【参考となる通知】

- 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について」（令和 2 年 3 月 31 日付け内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）

イ 適切な対応につなげるための相談技術の向上

今回の対象事例においても、支援を行ううちに家族や子どもへの面会自体が主な目的となり、家庭の状況を正しく把握及びアセスメントができておらず死亡に至るなど、「家族の構造的問題の把握」「十分な情報収集と正確なアセスメント」「多機関連携による支援」といった、児童虐待への基本的な対応が不十分と思われる事例があった。

市町村においては、住民の身近な窓口として、虐待の予防的視点をもった関わりや継続支援が求められ、児童相談所においては、専門的な知識・技術を要する支援や広域的な対応が求められる。

適切なアセスメントを行うためには、例えば養育能力の低さや経済状態、保護者（保護者間の関係も含む）やその他の家族員との関係性といった虐待の発生に影響しうる要因など、児童虐待対応で留意すべき点を念頭において正しく家族全体の状況を把握する等、子どもの安全を守るため、正確な周辺情報を収集する必要がある、その精度は対応する職員の資質に影響されるところもある。そのため、子どもや保護者との面接機会が多い児童相談所や市町村の児童虐待対応担当部署の職員は、子ども虐待で対応すべき基本的事項の実施や長期にわたって支援している場合にアセスメントが適切であるかについて改めて点検を行うとともに、各児童相談所における死亡事例等の分析結果等の共有や研修の実施及び受講の推進により、その相談技術の向上に努めていただきたい。加えて、保護者の状況により、児童相談所や児童虐待対応担当部署よりも、母子保健担当部署や精神保健担当部署、その他生活保護などの福祉部門の職員が、保護者と定期的に面会などを行っている場合がある。このような場合は、児童虐待対応を専門としていない部署の職員が有する情報を必要な支援につなげられるよう、家族の変化が虐待のリスクを高める要因となり得ること等について、関係部署の職員による理解の促進を図ることも必要である。

また、支援を受けることに拒否的な母・父等に対しても、粘り強く働きかけを行い、信頼関係を築くことも重要である。

【参考となる通知】

- 「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発第 0331 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

⑥ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

ア 検証の積極的な実施

第 18 次報告における地方公共団体が行う検証の実施状況については、検証対象を定めている地方公共団体の場合、死亡事例のみに限らず「死亡事例を含む重大事例を対象」としている割合が 72.1%を占めている。

一方、実際の検証の実施状況をみると、児童虐待による死亡事例が発生していたが検証していないと答えた地方公共団体は 40.0%で、前回よりも微減であった。地方公共団体で検証していない事例について、その理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」が 41.7%であった。複数の機関が関与しつづなげ死亡に至ったのか、0日での死亡事例や行政機関の関与がなかった事例についても積極的に実態を把握して、その課題を明らかにすることは、今後、二度と同様の事例を起こさないために、非常に重要なことである。

その中でも、子どもに虐待を行った者の思いを聴くことは、事例の背景を知り、支援者の支援の在り方を見直すきっかけや、有用な対応策の検討につながると考えられる。各地方公共団体による検証においては、積極的に加害者である保護者等の思いの聴取を心がけていただきたい。

また、検証については地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、その基本的な考え方及び検証の進め方等について通知されており、虐待による死亡であると断定できない事例についての検証や、転居を繰り返す事例について複数の地方公共団体で相互の協力の下で進めること等についても周知されている。加えて、平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「地方公共団体が行う子ども虐待事例の効果的な検証に関する研究（研究代表者：奥山眞紀子）」においてまとめられた「子ども虐待重大事例検証の手引き」も公表されている。検証の実施にあたっては、地方公共団体は、適切な検証作業に向けてこれらを参照されたい。

【参考となる通知】

- 『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の一部改正について（平成 30 年 6 月 13 日付け子家発 0613 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

イ 検証結果の虐待対応への活用

第 16 次検証報告書については、都道府県・市町村の関係部署に対する周知は 9 割以上の地方公共団体が行い、「関係者への研修で使用」は 31.9%と前回とほぼ同様の状況であった。また、検証報告での提言に対する対応については「一部対応している」「全て対応している」で 96.5%となっていた。引き続き、地方公共団体及び国の検証報告について、関係部署間で共有するとともに関係職員の研修等の場で活用するなどにより、検証結果からの学びを引き継いでいくことが求められる。

地方公共団体においては、検証の結果は、不幸にして亡くなった子どもたちからのメッセージとして真摯に受け止め、二度と繰り返さないという気持ちをもって、虐待に対する対応に活かしてほしい。

なお、本委員会の報告については、厚生労働省のホームページに、また各地方公共団体による検証報告は、子どもの虹情報研修センターのウェブサイト (<http://www.crc-japan.net/>) に掲載されているので、虐待による死亡事例が発生していない地方公共団体においても、我がこととして事例をとらえ学ぶ資料として活用されたい。

(2) 国への提言

① 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

ア 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

第 18 次報告においても心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、0 歳児の占める割合が 65.3%と前回より増加して最も高く、その中でも生後 3 か月までの間に死亡している事例は 0 歳児のうち 75.0%を占めている。これらの死亡は、予期しない妊娠／計画していない妊娠の結果として、児童虐待を予防していく上で看過できない。

このため、妊娠期からの切れ目のない支援は、これまでの報告書においても提言がなされてきたところであり、妊娠期からの相談支援体制の充実強化は、虐待の発生予防には特に重要である。

妊娠期から支援が必要な特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭については、医療機関や市町村が確実に支援の必要性を把握し、「子育て世代包括支援センター」や市町村の母子保健担当部署等により切れ目なく支援を行う必要がある。それとともに、要保護児童対策地域協議会や、今後、「こども家庭センター」に見直される子ども家庭総合支援拠点等にも情報提供を行うなど密な連携を図るのみならず民間団体との連携に向けた検討を行うなど、妊娠期から幅広い関係機関による一体的な支援体制の構築が求められている。

国においては、引き続き、妊娠期からの支援に先駆的に取り組む市町村の好事例等、市町村にとって参考となる情報を発信するとともに、要保護児童対策地域協議会等の関係機関や民間の支援事業等とも連携し、予期しない妊娠／計画していない妊娠等の困難を抱えた妊婦に対する相談支援の一層の充実や若年層の生活圏を意識した多角的なアウトリーチ型支援等の体制構築を推進することが必要である。

法改正により、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、全国的に展開することとしている。加えて、家庭生活に支障が生じた妊産婦に安心して生活できる居住の場を提供し、日常生活の支援や養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整を行う妊産婦等生活援助事業も創設された（令和 6 年 4 月施行）。「こども家庭センター」においては、母子保健及び児童福祉に関する相談支援を一体的に行うとともに、支援を要する妊産婦等へのサポートプランを作成した上で、家庭支援事業や母子保健に関する支援の提供を一体的にマネジメントしていく。また、「こども家庭センター」は要保護児童対策地域協議会の事務局となるとともに、改正法により創設する地域子育て

て相談機関等とも連携し、支援が必要な子どもや家庭の状況把握の機会を増やすことが求められる。施行に向けて、国においては、地方公共団体が実効性のある相談機能を発揮できる機関となるよう制度詳細についての検討が求められるが、まずは、現行の制度において、若年妊婦等支援事業や産前・産後母子支援事業の実施を促進し、妊娠中から出産後まで、母子の状況に合わせて連続性のある適切な支援が行われるよう推進することが重要である。

また、支援を必要とする妊婦で、子どもを養育することが困難な場合には、里親や乳児院等の活用、養子縁組制度など、社会的な養育についての相談の機会があることも周知する必要がある。国においてはこのような制度があることや、妊娠に困難さを抱えた際の相談先、妊娠や避妊といった性に関する正しい知識等について、障害児を含むすべての子どもに対し学校における発達段階に応じた性に関する指導を行うとともに、女性のみでなく男性も含めたあらゆる世代や関係者に対して妊娠や出産等の性に関する医学的・科学的に正しい知識の情報提供等が多角的になされるよう、一層取組を推進していくことが重要である。特に、障害者など性や妊娠・出産等について知る機会がなかった可能性のある場合について、その障害の程度や、妊娠に関する理解度や意向等に合わせて、適切な情報提供のあり方や支援の方法を検討し、支援を進めていく必要がある。しかし、現在、これらに関する具体的な指針などもなく、地方公共団体の担当者や障害福祉サービス事業者などが状況に応じて対応していると推測される。国においては、障害者の妊娠・出産において、妊産婦及びその子どもの両方が生命の危険に脅かされることのないよう、事前の性や妊娠・出産などに関する適切な情報提供のあり方等について、厚生労働省や文部科学省、内閣府などの関係省庁間に加え、母子保健担当部署や障害福祉担当部署、虐待対応担当部署等の関係部局間で連携し、母子保健担当部署や虐待対応担当部署職員による障害福祉担当部署担当者への研修実施を促進するなど、障害者を含めた予期しない妊娠の予防及び相談の体制の構築を図り、関係省庁や関係部局が一体となり具体的な対応策を検討していくことが求められる。

このように、国は、これまでと同様に妊娠期から児童相談所等も含む関係機関間で連携を図り、効果的な支援につながる体制構築に向けた施策を検討するとともに、「こども家庭センター」の全国的な設置を推進し、その機能が十分に活用されるよう周知・広報等に努め、市町村やその他関係機関の理解促進を図ることも必要である。

イ 精神疾患等のある保護者等への相談・支援体制の強化

虐待死事例の中には、保護者に精神疾患のある事例が例年一定数含まれており、保護者（実母）の心理的・精神的問題等の精神疾患（医師の診断によるもの）について、第3次報告から第18次の累計をみると、心中以外の虐待死事例では10.1%、心中による虐待死事例では23.9%となっている。

子どもの最善の利益を保障するために、精神疾患等のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、国は、地方公共団体に対して、精神保健の観点から精神保健福祉士等の専門職を活用しつつ、保健・医療・福祉のより一層の連携強化を推進することが必要である。

また、保護者の支援者の有無について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例・心中による虐待死事例ともに、精神疾患ありの実母の9割以上（不明を除く）が、支援者ありとなっている（精神疾患なしでは心中以外の虐待死事例は77.7%、心中による虐待死事例は96.6%（いずれも不明を除く））。国は、地方公共団体が、精神疾患に対する知識（保護者の精神疾患は虐待のリスク因子の一つであること等）や精神疾患のある保護者への支援のあり方とともに、支援者となりうる配偶者等をどう支援するかについても、理解を深めるよう取り組むことも重要である。なお、保護者に精神疾患等が疑われる場合については、精神疾患の診断の有無やその診断名でなく、生活や育児における実態や周囲からの状況を含めて、精神症状の影響を評価し、必要な支援策を検討すべきであることについて、改めて地方公共団体に向け、周知の徹底が必要である。

ウ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、相談対応件数は令和元年度（193,780件）から令和2年度（205,044件）にかけて11,264件増加している。その内訳として、心理的虐待の増加が12,216件と最も大きい。令和2年度の経路別件数をみると、警察等からの相談件数が103,625件で51%を占めており、次いで近隣・知人が27,641件で13%と続いている*。

また、第18次報告における心中以外の虐待死事例では、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったものは、47例中40例（85.1%）であった。身近にある地域での気づきが、子どもやその親を救うきっかけとなることや、民間の支援事業等も活用した地域としての声かけや見守りが充実し、早期に必要な専門的支援につなぐことが虐待の重

*出典：令和2年度厚生労働省福祉行政報告例

篤化を防ぐことに繋がることを周知する必要がある。国は、引き続き、児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備に取り組むことが重要である。

また、今回の対象事例においても、乳幼児健康診査等が未受診であったり、訪問等をして子どもに直接会えなかったりといった状況のまま、結果として子どもが死亡に至った事例があった。国は、地方公共団体における乳幼児健康診査等の未受診者はもちろん、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど関係機関において状況を確認できていない子どもについてはよりリスクの高い事例として速やかに目視による状況確認等適切な対応が行われるよう、参考となる取組等を周知していくことも大切である。

併せて、第 18 次報告における心中以外の虐待死事例の加害の動機では「しつけのつもり」が 1 例であったが、引き続き、国は、子どもに対する体罰は、子どもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼし、いかなる理由でも認められないことについて周知を図るとともに、子どもの発達段階に応じた体罰等によらない子育ての推進に取り組むことが重要である。

② 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進

平成 16 年の児童虐待防止法等の改正により、地域における児童虐待対応は基本的に児童相談所と市町村の二層構造で行うこととなり、平成 28 年の児童福祉法等の改正で、市町村は基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を行うこととされた。その業務を行うにあたり、市町村は子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置に努めることとされ、それらの設置が推進されてきたところであるが、改正法において、妊娠期から子育て期における母子のより一層の支援に向けて、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を見直し「こども家庭センター」の創設を行うこととされた。「こども家庭センター」においては、サポートプランの作成等により一体的なマネジメント体制の構築が求められる。国は、「こども家庭センター」が十分な機能を果たし、支援が必要な子どもや家庭等に確実に支援をつなぐことができるよう、必要な市町村に対する財政的及び技術的支援を行うとともに、適切な人員配置の例を示すこと等により全国的な設置を推進して

いくことが求められる。

一方、都道府県は、引き続き、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこととされている。

児童相談所と市町村が相互の役割や機能を理解した上で、切れ目なく援助又は支援を行うこと等を目的として、国においては、児童相談所と市町村の共通のリスクアセスメントツールを作成し、活用を図っている。

国は、都道府県による市町村等の支援状況や都道府県と市町村等の連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら、同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進することが求められる。

また、今回特集で取り上げたように、関係機関間の関与状況については、当該家庭に支援等の関与がある場合、設置主体が異なる関係機関では、連携のしやすさが異なることが考えられる。国は、地方公共団体間や設置主体によらず関係機関間における密な情報共有による連携体制の構築を図り、児童虐待対応が多様な関係機関によって包括的に行われるよう推進することが求められる。特に、障害福祉担当部署や生活保護関連部署等が障害を有する妊婦の存在を把握した際などは、市町村の母子保健担当部署及び児童虐待対応担当部署への情報提供の必要性が高い。加えて、情報提供を受けた関係部署においては、適切な対応に向け、まずは経験値のある児童相談所に事例の共有及び対応方針に関する相談について検討し、妊婦への説明内容等必要な対応についても事前に協議しておくなど、迅速な対応を可能とする体制の整備が求められる。国は、障害者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供のあり方をはじめ、障害者本人の意向等に沿った支援のあり方やそのための体制構築について、厚生労働省における児童福祉分野及び障害福祉分野の連携にとどまらず、文部科学省や内閣府等とも連携して具体的に検討していくべきである。

③ 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

虐待相談対応件数は毎年増加している一方で、児童虐待への相談対応は、リスクや緊急性等の総合的な判断かつ迅速さが必要とされるため、その職員には高度な専門性が求められる。

児童相談所においては、平成 28 年度の児童福祉法等の改正や「総合強化プラン」で示された専門職等の人員配置が求められ、児童福祉司については、令和 4 年度までの配置人数の目標を 1 年前倒し、令和 3 年度で既に概ね達成しており、令和 4 年度には、新プラン当初の目標から更に増員する体制とすることを目標としている。また、令和元年度改正法により、児童相談所において常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に措置決定等を行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、医師及び保健師を配置するものとされ、令和 4 年 4 月に施行されている。したがって、国は、引き続き、地方公共団体において職員やその専門性が確保されるよう、それら専門職の一層の活用促進に向けて、児童相談所職員による活用状況やよりよい活用例について情報を収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進に一層努める必要がある。

④ 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会を設置するよう努めることとなっている。しかし、今回の対象事例が発生した地方公共団体では、死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会については、心中以外の虐待死事例で「ほとんど活用していない」「あまり活用していない」は 8.5%という結果であった。

加えて、対象事例の約 7 割が要保護児童対策地域協議会において検討がされておらず、関係機関の役割分担や支援方針等について、関係機関間で十分な議論がなされていたとは言えない状況であった。

これまでも要保護児童対策地域協議会の効果的な運用について指摘してきたが、今回の対象事例において、関与後早期に虐待のリスクを認識していながらも要保護児童対策地域協議会の対象事例として登録されず、適切な検討の機会を設けられなかった事例があった。まずは、虐待のリスクを把握した際は、速やかに要保護児童対策地域協議会の対象事例とすることを徹底し、早期から支援を要する個々の事案が確

実に関係者間で議論され、児童相談所も含めた関係機関で情報共有と支援・介入の見立てを行える体制の整備が必要である。国は、地方公共団体において、要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行えるよう、より一層の取組の充実に向けて支援することが求められる。

また、これまで、子ども家庭総合支援拠点は、要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるよう、調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められてきた。同時に、子ども家庭総合支援拠点は、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っていたが、改正法により「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能と設立の意義を維持しつつ、一体的な「こども家庭センター」の設置が進められることとなった。したがって、「こども家庭センター」が、子ども家庭総合支援拠点にかわり、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、その他の関係機関等との連絡調整を担うことが求められる。国においては、「こども家庭センター」の設置促進策を検討し、要保護児童対策地域協議会を含めた市町村における支援体制の一層の充実を図ることが求められる。

⑤ 一時保護解除後の支援体制の整備

今回の対象事例において、一時保護と解除を繰り返し実施された経験のある子どもが死亡し、子どもが家庭復帰する際の情報収集やアセスメント・評価が不十分と思われる事例があった。

このような事例の再発を防ぐためには、子どもが一時保護されている間も、家庭復帰に向けては要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議等を活用し、その適否を児童相談所が関係機関とともに検討することや、家庭復帰後の支援体制について関係機関と協議し、役割分担や緊急時の対応等の確認を行い、各機関がそれらの決定事項を確実に遂行すること、加えて、当該家庭に対する地方公共団体や民間団体など様々な支援者が情報を共有し、家族全体を総合的にアセスメントすることが必要である。

国においては、家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストの活用等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を支援するため具体的な計画を作成すること、一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促す必要がある。改正法においても、都道

府県は親子再統合支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととされており、施行に向けてより一層の親子関係の再構築支援の体制を整備することが求められる。

⑥ 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

今回の対象事例において、子どもの転居により加害者と別居となるということを根拠とし、転居前の地方公共団体から転居先の地方公共団体に対して、過去の家族への支援状況の詳細について情報提供されていなかった事例があった。国は、地方公共団体に対して、転居は家族に変化が生じるきっかけとなり、その変化について転居前や転居直後は適切に把握しづらいと考えられるため、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、改めて周知すべきである。加えて、転居前後の居住地の関係機関間において、過去の支援履歴等の情報について適切かつ円滑に共有するなどの密な連携が不可欠であることから、引き続き、切れ目ない支援を行う必要性について周知徹底を図るべきである。

転居前の地方公共団体は、これまでのアセスメント等に関する情報を転居後の地方公共団体へ確実に引き継ぐことが必要である。国においては、転居等における事例移管時の情報共有がスムーズに行われるよう、地方公共団体が活用する要保護児童等に関する情報共有システムを構築し、令和3年度より地方公共団体において各運用が開始されたところであるが、引き続き、市町村による運用開始に向けた支援を行うとともに、地方公共団体間における情報共有システムの一層の活用に向けた取組が求められる。

また、居住実態が把握できない場合にあっては、子どもの安全確認が確実に実施されるよう、安全確認のための方策を児童相談所や市町村へ引き続き周知し、安全確認が実施できない場合は、立入調査などを検討する等、安全確認の徹底を図るとともに、把握した情報については移動先の地方公共団体などに積極的に情報提供と継続支援の依頼を行うべきである。

⑦ 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

児童虐待防止法第4条第5項には、国及び地方公共団体の責務等として重大な虐待事例に関する検証の実施が定められている。国が行う検証は、虐待死事例の背景や関係機関の関与状況等に関する地方公共団体からの報告を基に実施されることになっている。国においては、この各地方公共団体からの報告がより一層積極的かつ円滑に行われるよう「地方

公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」を通知しているところであるが、当事者である地方公共団体による有効な検証の実施に向けて、本通知の更なる周知を図るべきである。

本委員会では虐待死事例等の検証から抽出された対応等の留意点について「第1次から第18次報告を踏まえて子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」を示すとともに、本報告書において、参考データとして第3次報告から第18次報告の「課題と提言」の一覧も掲載している。

過去の検証結果からの学びを活かすことが類似の事例の再発防止に資することであり、地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法等の知見を収集し、それらの周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際、検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討すべきである。

また、第13次報告から、疑義事例について地方公共団体に報告を求めることとしており、同通知において疑義事例についても検証を行うよう言及している。疑義事例は、第14次報告以降約20例程度で、第17次報告では38例と大きく増加したものの、第18次報告では15例と減少している。疑義事例の報告件数の増減については、本専門委員会においてより細やかな情報収集によって対象事例が確定できたこと、また、各地方公共団体において対象事例に該当するかを適切に判断されたこと等が影響した可能性も考えられるが、引き続き、その動向に注視し、適宜、動向の要因の分析なども行っていくことが必要である。

⑧ 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

今回の対象事例においても、子どもから得られた情報が、アセスメントや支援方針に十分に活かされていないと考えられる事例があった。子どもから得られる情報が支援の契機になることもあり、子どもからの情報や意見等は重視すべきであるが、子どもの年齢、発達の状況等に応じて、子どもは一人では意見・意向を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられる。改正法において、児童相談所等が入所措置や一時保護等の決定の際に子どもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、意見聴取等を行うことを義務付けるとともに、意見表明等支援員が、上記の措置等や処遇について子どもの意見や意向を把握し、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行う旨の規定を設けている（令和6年4月施行）。国においては、今後、より子どもの意見や意向を踏まえた対応が

可能となるよう、これまでいくつかの自治体で実施してきている子どもの権利擁護に関するモデル事業の取組も踏まえながら、地方公共団体における体制の整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する技術的な助言をしていくことが必要である。

過去の報告において言及された課題と提言については、引き続き対応する必要があり、特に、第 18 次報告でも改めて言及がある内容については、今までの対応状況を振り返り、一層積極的な取組が望まれる。

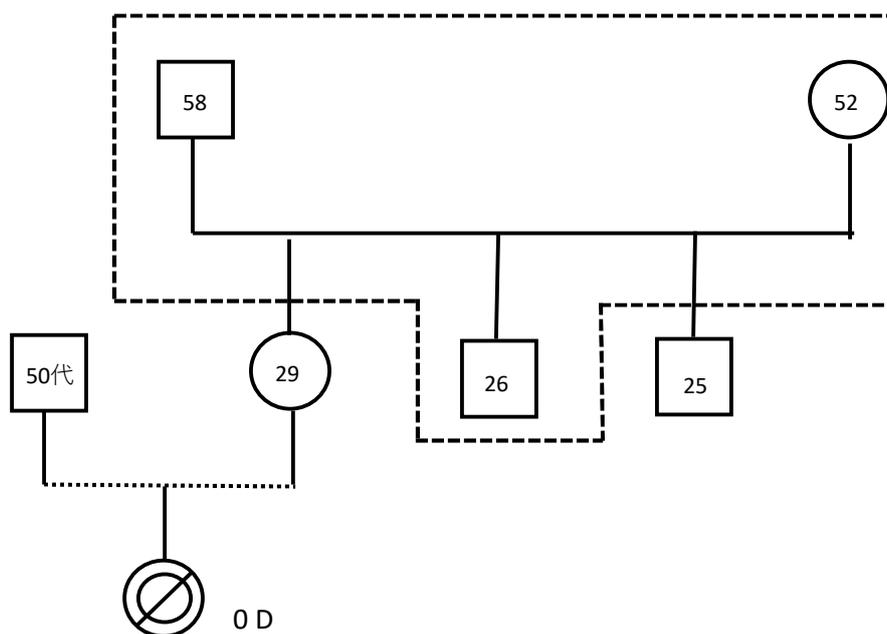
3 現地調査（ヒアリング調査）の結果について

本委員会では、全検証対象事例の中でも特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例について、都道府県・市町村及びその関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を行った。

各事例を通して把握された問題点やそれぞれの対応策について、本委員会においてとりまとめた。なお、第18次報告では、各事例について関係機関ごとに問題点や対応策をまとめているが、各関係機関の課題や対応策を参照し、互いの役割等の理解を深めることで、関係機関間の連携の質の向上に役立てていただきたい。

(1) 事例の概要と対応策

① 知的障害のある実母が、障害福祉サービス事業所内のトイレで児を出産し、出産直後に死亡させた事例



- ・ 実母は、妊娠届が未提出で妊婦健康診査も未受診であった。
- ・ 実母は障害があり、障害福祉サービス事業所に通所し、グループホームに入居していた。
- ・ 実母はグループホームと障害福祉サービス事務所の職員から生活全般の支援を受けていた。
- ・ 事業所の職員や家族は実母の妊娠に気づいていなかった。

- ・実母からの体調変化の訴えはなく、外形的な変化も特段なかった。
- ・管理者は健康診断で実母の体重増加を認識していたが、偏食が改善したことによる体重増加と認識していた。
- ・母方祖父母は、実母の自宅での養育が困難であるとして児童相談所に相談しており、知的障害児施設に入所していた。当初は措置入所であったが、途中から契約入所に切り替わっていた。養護学校高等部を卒業するまで入所を継続し、卒業後に現施設へ移行となり、児童相談所の関与は終結した。

ア 行政

(ア) 事実

- ・障害福祉サービスの支給決定を行っている自治体と、実母が実際に生活をしている自治体が異なっていた。
- ・障害者に対する性教育や妊娠・出産時の適切な支援について、行政による事業者への情報提供や助言等の支援がされていなかった。
- ・妊娠届が提出されず、行政は実母の妊娠を把握することができなかった。

(イ) 問題点

- ・障害福祉サービスの支給決定を行っている自治体と、実母が生活をしている自治体との間で情報の共有が行われていなかった。
- ・妊娠届が提出されていれば特定妊婦への支援がなされるが、妊娠届が提出されていない場合は、行政は妊娠の事実を把握できず、対策を講じることができない。

(ウ) 対応策

〈児童相談所〉

関与の終結時等の適切で確実な引き継ぎの実施

児童相談所は、対象家族に関わる学校、施設等の関係機関から家族員の発達特性について情報収集し、適宜、その結果を関係機関に共有することで、各関係機関において適切な対応がなされるようにする必要がある。また、継続指導を終結する際は、その指導の効果についてチームで協議するとともに、援助方針会議で十分な検討を行うべきであり、その後も支援等を継続する関係機関に対し、これまでの経緯や最新の情報を速やかに提供し、確実な引き継ぎを行う必要がある。

また、母は契約による施設入所に変更となり児童相談所による支援が終了とされたが、引き続き、児童相談所による支援の継続が可能で

あることを認識すべきである。児童相談所が支援を終了とする場合においては、障害福祉サービスの支給決定をした自治体や母の居住実態のある自治体、グループホームに対し、積極的に情報提供することが求められる。

加えて、母の特性に対する家族の理解と受容の程度によって生じた母の孤立感などに対する支援が不十分であったことが、母の人格形成に影響を与え、支援者との信頼関係の構築を困難にし、母が周囲の支援者に妊娠や出産について相談しなかったことに繋がった可能性がある。長期にわたって障害福祉サービス等の支援を受けていた場合は、家族関係や支援のあり方も重要な視点として考慮すべきであり、その支援歴などの情報は適切に引き継ぐことが必要である。

〈市町村母子保健担当部署〉

予期せぬ妊娠の相談窓口の充実と妊娠届未発行の場合の対策の検討

市町村母子保健担当部署は、予期せぬ妊娠が発覚した際の相談窓口に関する広報先として、地域の障害福祉サービス事業所を含めることを検討するとともに、障害福祉担当部署に対しても、予期せぬ妊娠事例を把握した際には、速やかに母子保健担当部署に情報提供するという対応の徹底を依頼することが必要である。また、母子保健担当部署は、妊娠SOSや医療機関など地域で性や妊娠・出産等の相談先となり得る民間事業者について情報収集に努める等、民間事業者に相談があった際は、母子保健担当部署に情報提供してもらえよう支援体制の構築に努めるべきである。

また、母子保健担当部署は、利用中の障害福祉サービス事業所や地方公共団体の障害者福祉担当部署の担当者が妊娠に気付くことができるよう、妊娠・出産に関する身体の変化やリスクなどについて正しく理解し、妊娠を覚知した際の対応方法に関する研修を行うこと、障害者が予期せぬ妊娠をした場合に、障害の程度等や障害者自身の妊娠に関する理解度、意向を踏まえつつ、適切な情報提供のあり方を検討すること等、障害福祉担当部署や児童虐待対応担当部署と連携の上、母子保健を中心とした積極的な支援体制の構築を図ることが望ましい。

加えて、障害児・者に対する性に関する情報提供のあり方や身体の管理、性被害に遭わないようにするための注意喚起などについて、母子保健担当部署と障害福祉担当部署が連携し、学校や障害福祉サービス事業所なども含めて具体的な検討を進めることが必要と考える。

〈都道府県（政令市・中核市を含む）障害福祉担当部署〉

予期せぬ妊娠の予防・早期発見に向けた事業者との連携

都道府県（政令市・中核市を含む）障害福祉担当部署は、管内の障害福祉サービス事業所が利用者の身体の異変を認めた場合に速やかに覚知できるよう、利用者の妊娠の可能性について意識して観察を行う必要性や、異変を把握した場合に母子保健担当部署に相談する必要性について周知を図ることが重要である。併せて、障害者の予期せぬ妊娠及び支援者なしでの出産によって子どもが死亡に至った事案があることについて、関係者に周知を図ることも重要である。

加えて、障害児・者に対する性に関する情報提供のあり方や、性被害に遭わないようにするための注意喚起などについて、母子保健担当部署と連携して、具体的な方策を主体的に検討し、適宜、障害福祉サービス事業所に対し具体的方策を提示することも有用である。

〈市町村障害福祉担当部署〉

予期せぬ妊娠の予防・早期発見に向けた事業者との連携

障害福祉サービスの支給決定を行っている市町村と障害者本人の居住地である市町村が異なる場合は、障害の程度や家族の状況等について把握している情報について、本人の同意の上、個人情報の適切な取扱いに留意し、適宜、居住地である自治体と共有し、事業者との連携等において活用いただくことも考えられる。

イ 障害福祉サービス事業所

（ア）事実

- ・事業所やグループホームの職員は実母の妊娠に気づいていなかった。
- ・グループホームでは、月経の有無や時期を本人からの自己申告で確認しており、実母は虚偽の申告をしていた。
- ・グループホームでは、毎月、健康管理目的に体重測定をしていたが、実母は自分で体重計の数値を確認して虚偽の申告をしていた。
- ・出産当日、実母は長時間トイレに籠もっていたが、事業所の管理者が外出から戻るまで、職員は実母の意向を尊重して個室外からの声掛けを繰り返り、目視での確認をしていなかった。
- ・事業者として利用者の性教育や性に対する管理について、ガイドライン等を作成するなど対応の統一方針が決まっていなかった。

(イ) 問題点

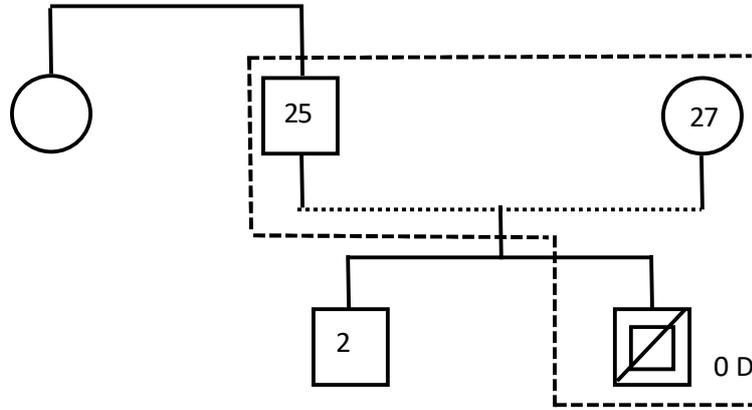
- ・ 体重測定が行われていたが、実母の自己申告による数値で管理されており、体重測定の結果を職員が正しく確認できていなかった。
- ・ 出産当日に長時間トイレに籠もった実母に対し、その事情を積極的に確認する適切な手立てを講じておらず、組織として、事態の異常性を十分に認識していなかった。

(ウ) 対応策

障害福祉サービス事業所は、利用者の適切な健康管理の方法について検討し、本人の同意を得ながら確実に健康管理を行うことにより、本人の妊娠に気づくことができ、適切な支援により、出産後の遺棄などによる子どもの死亡の予防に繋がると考える。特に、障害福祉サービス事業所が利用者の身体の異変を覚知した際は、速やかに身体の状況を本人に確認するなどし、医療機関の受診や行政の相談機関への相談を行うことが重要である。

また、障害福祉サービス事業所は、利用者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供のあり方について検討するとともに、妊娠や出産等を望む場合に必要な対応や行政の相談先等について事前に検討しておき、事業者内で共有しておくことも有用である。

② 外国籍で仮放免許可を得ていた実母の自宅で、児が遺体で発見された事例



- ・実母は外国籍で住民登録がなく、仮放免許可を受けていた。
- ・実母は妊娠届未提出及び、妊婦健康診査未受診であり、医療機関で本児を飛び込み出産した。
- ・本児に、分娩時の異常や身体的な既往はなかった。
- ・実母が出産した医療機関は、市町村と児童相談所に実母の情報提供を行っていた。
- ・市町村は、実母の居住地や家族構成等を把握するため、仮放免許可書に記載の住所の自治体へ照会を行った。仮放免許可書の住所地には実母のパートナーと思われる男性の住民登録がされており、実母と兄弟の存在は把握されていなかった。
- ・養育環境が整うまで本児のみ入院を継続させ、先に実母が医療機関を退院した。
- ・本児の入院中、市町村は家庭訪問を行っていたほか、実母と電話で連絡を取るなど養育環境の確認を行っていたが、実母は約束の上で家庭訪問をしても不在であったり、市町村からの電話に出ないこともあった。
- ・市町村と児童相談所は適宜電話で情報共有を行っていた。
- ・本児の退院日、市町村は実母と家庭訪問の約束をしていたが実母は不在であった。その後、実母と電話で連絡がついたが、約束の時間に実母が医療機関に現れなかったため、市町村は児童相談所に通告した。児童相談所は医療機関の退院可能時間に照らして15時までに実母が現れなければ一時保護の方針としたが、15時前に市町村が実母と連絡がつき、夕方までに実母が医療機関に現れたことから、本児は退院となった。

- ・実母の発言には真偽が不明なところがあった。
- ・本事案の発覚後、司法解剖の結果、本児の死亡推定日時は退院日当日頃であることが確認された。
- ・本事案の発覚後、本児の実父ときょうだいは日本に在留しており、きょうだいは別の自治体の措置により乳児院に入所していたことが判明した。

ア 児童相談所

(ア) 事実

- ・実母が子どもを医療機関に預けたまま放置しているというネグレクトと捉えていた。
- ・市町村は一時保護を要請しており、児童相談所は一時保護の検討は行ったが、市町村の指導に基づいて養育環境の改善が図られ、退院日に実母が迎えに来たことから子どもの引き取りの意思があるとして、一時保護の必要はないと判断した。
- ・退院後の養育環境について、児童相談所は家庭訪問を行わず、市町村からの伝聞による情報から養育可能と判断していた。
- ・児童相談所は本事案について市町村からの電話連絡のみで情報を共有しており、実母や市町村担当者と対面による丁寧な情報共有はしていなかった。
- ・本児の退院日、市町村担当部署との情報共有や調整を医療機関を通じて行っていた。
- ・出入国在留管理庁や前居住地の自治体への照会を市町村が単独で行っていた。
- ・児童相談所は市町村とは情報共有は行っていたが、ケース検討会議等の対面での協議が行われなかった。

(イ) 問題点

- ・飛び込み出産、妊婦健診未受診、母子健康手帳未発行、転居、外国籍という多くのリスク要因が存在していたが、本事案の危険度を正確に把握できていなかった。
- ・児童相談所は実母の生活歴や退院後の生活をアセスメントできていなかった。
- ・実母及び本家庭の在留状況について、児童相談所は出入国在留管理庁への照会を行わずに、市町村からの伝聞情報を信じていた。また、実母の前居住地を管轄する児童相談所への照会も行っていない。

- ・市町村が主担当機関である場合、児童相談所が助言者の役割に徹してしまい、積極的な援助活動を控えていた。
- ・市町村とのリスク評価の共有ができていなかった。
- ・なぜ実母は妊婦健康診査を受けなかったのか、なぜ出産直前の時期に転居したのか等について、合理的な理由を考察しながら実母の背景を理解しようとする姿勢がみられず、保護者及び子どもの背景に目を向けないソーシャルワークが行われていた。

(ウ) 対応策

関与の終結時や転居による移管時の適切で確実な引き継ぎの実施

きょうだい乳児院に措置されていた情報が速やかに入手できていれば、児童相談所や市町村のリスクアセスメントの結果も大きく変わったと推測される。本事例のように転居歴のある家庭の場合は、養育環境が変化することに伴うリスクがあることを踏まえ、転居後の適切なリスクマネジメントのため、必要時、きょうだいの有無を含め、転居前の情報の速やかな把握が必須であり、要保護児童等に関する情報共有システムを積極的に活用するなどし、措置中及び一時保護中のきょうだいの情報を確実に把握することが求められる。

児童相談所と市町村虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一（複数の自治体に関与する事例の自治体間のリスク評価の共有も含む）

児童相談所と市町村虐待対応担当部署は、本事例のように情報の認識や評価の結果に乖離が生じないように、リスク評価の結果と支援方針の共有、統一が必要である。児童相談所は、市町村虐待対応担当部署からの一時保護の要請に対しては、その意見や根拠となる事実に十分耳を傾けるとともに、市町村虐待対応担当部署と共に面会や家庭に訪問する機会を持つなどし、一時保護要否決定の内容や根拠について、市町村虐待対応担当部署と十分協議することが求められる。同時に、児童相談所は、市町村の情報やその判断に疑問があれば、児童相談所から積極的に協議を持ちかけ、危機意識を共有し、状況の変化に応じたアセスメントの実施と適切かつ明確な役割分担をしておくことが必要である。

また、要保護児童対策地域協議会の登録事例であることのみをもって、関係機関間の連携が自動的に進むわけではない。したがって、様々な事例の状況に合わせて各関係機関が果たすべき役割について互

いに共有し、それぞれが役割を確実に実行することによって、関係機関間の連携は有効に機能することを意識すべきである。特に見守り支援を行おうとする場合、その方法や内容について具体的に共有しておくことが必要である。各関係機関が明確に役割分担できている場合も、自らの役割を固定せず、一部、その役割を重複させて補完し合う支援を心がけることが大切である。そして、互いの役割を踏まえて、他の関係機関のアセスメントやその根拠を把握し、関係機関間で協議しながらチームとして支援方針を統一していくことが求められる。そのため、同行訪問やケース検討会議などを通して、児童相談所と市担当者間でリスク評価の共有と支援方針を統一するための協議をできる限り対面で行うよう努める必要がある。なお、各関係機関のいずれかが支援を終了すると判断する場合は、その支援の効果についてチームで協議し、その適切性について援助方針会議で十分検討することが必要である。特に、家族の状況に変化がある場合、再アセスメントの上で支援終了と判断し、終結している関係機関も含む支援チームを再構築することが求められる。

児童相談所の専門性の発揮と活用

児童福祉にかかる高い専門性を有する児童相談所の介入は、対象家族や関係機関にとって、専門的な観点で助言を得られる機会ともなる。したがって、積極的に対象事例を要保護児童対策地域協議会に登録して助言可能な体制を確保し、支援の中心となる担当機関が市町村虐待対応担当部署の場合であっても、児童相談所は、適時、積極的にその支援状況を把握し、必要な対応をとることが求められる。特に、児童相談所は、措置に関して強い権限を持っていることから、市町村虐待対応担当部署が主な担当機関の場合であっても、事態が悪化する可能性を意識し、必要な場合、自らが行うべき一時保護の必要性の判断を回避することがないように留意すべきである。

また、児童相談所においては、母子生活支援施設の活用経験に加え、外国籍の居住者が多い場合には入国管理局への照会等の経験も市町村虐待対応担当部署に比べると豊富であることが想定され、市町村虐待対応担当部署よりも適切に情報収集や適切な支援につなげられる可能性があるため、児童相談所が積極的に対応することも求められる。

家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

児童相談所は、児童福祉の立場であっても、家族システムを捉える視点、家族危機を捉える視点をもったケースワークが求められる。特に、本事例のように様々なリスク要因が含まれている虐待通告事例の場合は、家族の生活実態の正確な把握と家族機能の構造的なアセスメントに向け、子どもや保護者に直接会うことが非常に重要である。

アセスメントについては、本事例では一時保護の判断にアセスメントツールを使用していたが、出生直後など子ども側の情報が少ない場合にはリスクが低く評価されるような設計となっていた。アセスメントの実施にあたっては、ツール等に頼りすぎず、リスクに関する情報を適切に評価し、子どもの安全確保策を検討することを徹底すべきであり、アセスメントツールについても、適宜見直す機会を確保することが必要である。

また、虐待行動に陥った背景を考察し、その原因となる保護者の思い等も踏まえることで、対象家庭がどのような支援を求めているのか把握することができる可能性もある。したがって、家族の関係性や思いについて考察し、対象家庭の状況について適切に整理できるよう、児童福祉分野の担当者に対する研修等を通じた質の向上が求められる。

なお、保護者との関係構築が難しく、家庭訪問ができない等、対象家族の生活や養育の状況について情報を確認できない場合においては、各家族員から聴取の機会を持つことも有用である。

児童相談所の体制強化

本事例は、支援主体であった市町村は一時保護が必要と考えていた一方で、児童相談所は一時保護不要と判断した経緯があった。児童相談所の判断については、保護者との面会等でなく市町村虐待対応担当部署からの情報に基づいて行われており、両者の危機意識に乖離が生じた可能性が考えられる。虐待防止に向けた適切な対応を行うためには、児童相談所と市町村虐待対応担当部署との判断が異なる場合、市町村虐待対応担当部署の判断やその根拠について十分聴取する必要がある。なお、その判断にあたっては、児童相談所の抱える対応事例数の多さ及び重症度等が影響している可能性も考えられるため、児童相談所が直接に情報収集する範囲や必要性について、適宜、関係機関とも協議の上で組織として判断していく体制が求められる。

イ 市町村虐待対応担当部署

(ア) 事実

- ・実母は市町村による聞き取りや説明に対し、素直に応じていた。
- ・実母の家族状況には不明な点が多かった。
- ・市町村は本児の自宅退院に不安を感じており、一時保護の必要性を認識していたが、児童相談所の判断が変わることはないと考えて再協議をせず、本児は自宅退院となった。
- ・本児の退院前に、児童相談所と対面での協議を行わなかった。
- ・本児の退院日、児童相談所との情報共有や調整を医療機関を通じて行っていた。
- ・要保護児童対策協議会への登録は、本児の出生から約3か月後であった。

(イ) 問題点

- ・実母の前居住地の自治体に本家庭についての照会を行ったが、きょうだいの情報は把握できなかった。
- ・実母からの情報の信憑性について疑問を持つ事例であり、実母の生活実態や経済状況の十分な把握が困難であった。
- ・児童相談所とリスク評価の共有ができていなかった。
- ・実母は特定妊婦に該当したと考えられるが、医療機関から通告を受けた時点で、要保護児童対策地域協議会に速やかに登録されなかった。

(ウ) 対応策

児童相談所とのリスク評価の共有と介入の協働

市町村虐待対応担当部署は、身近な相談窓口として、保護者の言動や生活実態から、その背景等を整理し、児童相談所に適切に実態を説明することが求められる。本事例については、市町村虐待対応担当部署は実母から聴取した情報を裏付けるための対応はしていたが、本児への虐待リスクの程度について児童相談所と適切に共有ができず、一時保護に至らなかった。実母からの情報が疑わしい場合、また母子健康手帳未発行、妊婦健診未受診であること、外国籍であること等、多数の課題を有する保護者の場合は、虐待のリスクが高い事例として、関与開始後早期から要保護児童対策地域協議会に登録し、実務者会議などを通じ、児童相談所を含めた関係機関間の協議を実施する必要がある。

また、要保護児童対策地域協議会に登録した場合であっても、関係機関間の連携を確実に進めるため、各関係機関が果たすべき役割を明

確化し、役割を確実に実行するよう努めるべきである。なお、そのような連携を進めるにあたっては、各関係機関の役割を固定せず、一部重複させながら、隙間のない支援を心がけるとともに、他の関係機関のアセスメント結果やその根拠を聴取し、適宜、協議しながら支援方針を統一していくことが重要である。

したがって、市町村虐待対応担当部署は、児童相談所との同行訪問やケース検討会議などを通して、リスク評価の共有や支援方針の統一に向けて、できる限り、対面での協議の機会を確保すべきである。特に、一時保護の実施に関する情報共有や調整の際は、他の関係機関が関与している場合も、市町村虐待担当部署と児童相談所の職員間で確実に実施することを徹底する必要がある。

家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

市町村虐待対応担当部署は、家族全体の生活実態の把握をする際、母を子どもの養育者であるという視点のみでなく、様々な問題を併せ持つ脆弱性の高い女性への支援であるという視点が必要である。児童福祉や母子保健からのアプローチのみでなく、母と子どもの養育環境をとりまく問題として経済的な視点や在留資格の問題など、多様な観点からアセスメントすることが求められる。なお、その際、各分野の専門家や担当部署に速やかに相談するなどし、適切な助言を得ることが必要である。

より連携しやすい体制構築に向けて児童相談所設置市への移行の検討

本事例は、支援主体であった市町村は一時保護を必要と考えていた一方で、児童相談所は一時保護不要と判断した経緯があった。児童相談所の判断については、保護者との面会等でなく市町村虐待対応担当部署からの情報に基づいて行われており、両者の危機意識に乖離が生じた可能性が考えられる。

児童相談所設置市への移行が可能な自治体である場合は、児童相談所の設置の検討により、同一自治体における速やかな意思決定及び関係機関（部署）間がより連携しやすい体制の構築を目指すことも考えられる。

ウ 医療機関

(ア) 事実

- ・入院中の実母は従順で、育児や経済状況についての心配はないと答えていた。
- ・医療機関の担当者は母子の退院後の状況を心配していたが、市町村の家庭訪問で養育環境を確認し、母からも保護希望がなかったため退院させることとなった。

(イ) 問題点

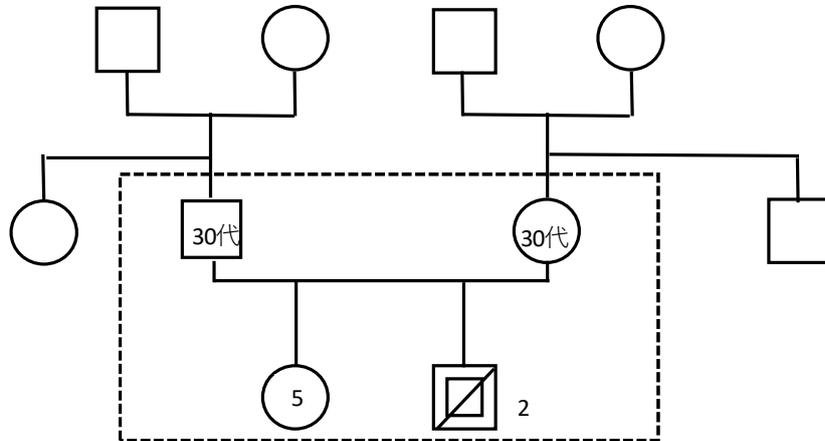
- ・医療機関の懸念が児童相談所とは共有されなかった。

(ウ) 対応策

関係機関間におけるリスクに関連する事実の確実な共有

本事例では、医療機関は市町村虐待対応担当部署との情報提供や協議が中心で、一時保護などの対応方針に関する協議は、市町村虐待対応担当部署と児童相談所の二者間で協議がされていた。医療機関は、関係機関として共に協議の場に参画する機会を提案するなどし、自ら得た家庭に関する事実やその事実を踏まえた危機意識について、積極的に児童相談所等に直接説明することも重要である。

③ 見ときょうだいへの実父からの暴力が続いていた家庭で、児が実父の暴力により死亡した事例



- 本児には先天的な障害があった。
- 実母には障害があり、療育手帳を所持していた。
- 本家庭では、母方祖父が実父に対して暴力をやめるよう伝えていた。また、母方祖父は実父の暴力の状況を把握し、行政とのやりとりを行っていた。
- 本児の出生前に、実母より乳幼児健診で本児のきょうだいに対する実父の暴力の相談があった。市町村虐待担当部署が虐待相談として受理し、虐待対応担当部署と母子保健担当部署がともに本家庭に家庭訪問や電話連絡を行っていた。
- 本児の妊娠時、母子保健担当部署は実母を要支援妊婦として産後に早期支援を行う対象としていたが、特定妊婦ではなかった。
- 本児が4か月のとき、実父の暴力が落ち着いたため、姉の通う保育園と母子保健担当部署の保健師の見守りを継続とし、虐待対応担当部署の関与は一旦終結した。
- 虐待対応担当部署の関与終結後も、母子保健担当部署に対して実母や母方祖父からの実父の暴力の訴えや、実父の暴力を疑う医療機関からの情報提供が続いていた。
- 虐待対応担当部署が関与を終結した1年4か月後、実母が母子保健担当部署に対し、実父が本児を投げるようになったとの訴えがあった。これについて保健師から虐待対応担当部署に情報提供があり、虐待対応担当部署は虐待通告として受理し、要保護児童地域対策協議会に登録するとともに、児童相談所にも虐待通告した。

- ・行政に相談したことに実父が腹を立て、その怒りの矛先が子どもに向かうことを恐れた家族より、本児の発達支援や子育て相談を理由に関わってほしいという要望があり、家族の要望に添った形で、実父の在宅時に家庭訪問して実父と話をする方針となった。
- ・本児が死亡する直前の4か月間に、児童相談所への虐待通告が3回あった。
- ・本児が死亡する3週間前に、実父は児童相談所に対して虐待を認めた。児童相談所は実父に対し、アンガーマネジメントの受講を勧め、実父の了承を得た。また、このとき、児童相談所は、次に子どもに怪我が認められた場合には一時保護する旨を実父に伝えていた。
- ・本児の死亡2週間前にも児童相談所は実父と面談し、アンガーマネジメントの受講に向けて具体的な日時を決定していた。
- ・実父がアンガーマネジメントを受講する前に、本事案は発生した。

ア 児童相談所

(ア) 事実

- ・本児が死亡する直前4か月間に、本児への暴力行為が疑われる家族の話や情報提供があった。
- ・児童相談所が実父に面会したのは、児童相談所に最初の虐待通告がされた2か月半後であった。
- ・実母は日常的に実家と交流をしていた。また、母方祖父が実父の暴力を把握し、児童相談所からの指導などを踏まえて、実父に子どもたちへの暴力を注意していた。
- ・本児の出生前、長女の乳幼児健康診査のときから、実母は実父の子どもへの暴力を母子保健担当部署等に訴えていた。
- ・母方祖父は実父の暴力については精神科への受診が必要だと考えていた。

(イ) 問題点

- ・本児への暴力を疑う複数回の情報に対し、迅速な職権による一時保護等の危機介入が考慮されていなかった。
- ・児童相談所は、虐待通告後速やかに暴力の行為者であった実父と面会することができていなかった。
- ・母方祖父母までを含めて家族と捉えて、家族システムをアセスメントすることが不十分であった。
- ・実父の衝動的な暴力に対し、早期に治療的介入につなぐことができなかった。

(ウ) 対応策

児童相談所と市町村虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一（複数の自治体に関与する事例の自治体間のリスク評価の共有も含む）

本事例のように、児童相談所が関与する前から、長期にわたり支援をしていた市町村の虐待対応担当部署や母子保健担当部署がある場合は、それら関係機関からの情報を踏まえつつ、できる限り早期に加害者である保護者と面会するなどにより直接養育状況や思いを把握し、保護者による加害が継続される可能性について検討することが必要である。

また、児童相談所は、市町村虐待対応担当部署等が捉えた危機意識とその根拠となる事実を適時把握し、家族の状況に変化がある場合あるいは家族の状況に改善がみられない場合などは、再アセスメントを実施の上で関係機関と役割分担を共有することが重要である。なお、各関係機関のいずれかが支援を終了すると判断する場合は、その支援の効果についてチームで協議し、その適切性について援助方針会議で十分検討することが必要である。特に、家族の状況に変化がある場合、再アセスメントの上で支援終了と判断し、終結している関係機関も含む支援チームを再構築することが求められる。

児童相談所の専門性の発揮と活用

児童相談所は児童福祉に関する高い専門性を有することから、支援の中心となる担当機関が市町村虐待対応担当部署等の場合も、その支援状況を把握し、適宜、助言などの対応をとることが重要である。したがって、要保護児童対策地域協議会の実務者会議などにおいて、助言者としての役割と要保護児童対策地域協議会の一構成員としての役割の両方を担っていることを自覚し、いずれの役割も適切に果たすよう留意しなければならない。

例えば、本事例のような実父の衝動性については、自らのコントロールが困難で、その事実自ら苦悩を抱いている場合も少なくないため、支援を要する対象者として認識し、精神保健のスーパーバイズを得ることを含め支援のあり方を検討し、そのような支援体制の構築について具体的な助言を行うことなどが考えられる。

また、一見すると協力的な保護者への対応については、関係機関間においてリスクを低く評価してしまう場合があるため、保護者のその後の養育状況や態度等について情報収集に努め、状況に改善が見られない場合は、再度アセスメントを行うなどすべきである。

家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

本事例のように状況に改善が見られない場合は、家族全体のアセスメントにあたり、適宜、児童相談所が主体となり、支援チーム全体で検討する組織として協議を行うことが必要であり、その際、家族機能について構造的にアセスメントを行う視点や技術を職員が有し、そのような職員が得たアセスメント結果に基づいた支援を展開していく技術を高めていくことが必要である。なお、保護者自身やその養育環境について把握するためには、できる限り早期に保護者への面会等により情報を収集する。また、子どもから十分な情報が得られない場合は、その他の家族員等から情報収集を行い、家族に関する情報を多角的に把握する。

特に、本事例のように暴力が認められた場合は、暴力がふるわれた際の他の家族員の対処、加害者である保護者の加害後のふるまい、保護者から暴力が引き起こされる状況等について具体的に聞き取り、暴力の性質や誘因となる事象の特定、家族の対処力など、アセスメント時の重要な判断材料となる事実を把握することが重要である。

また、本事例はリスクアセスメントを適切に行うための情報収集にあたって、家庭の状況を把握している可能性のある祖父母等から積極的に情報収集及びその内容を踏まえたアセスメントができていなかった。保護者やその他の家族員等から、関係機関間で役割分担をした上で積極的に情報収集を行うことが重要である。なお、その保護者やその他家族員が拒否的または攻撃的な場合、聴取が困難かつ担当者の心理的負担の大きさ等により、自ら積極的に情報収集をすることなく、一定程度関与が見込まれるような関係機関等による情報収集及びその共有を期待する可能性がある。このような場合は、結果として十分な情報を把握できておらず、適切なアセスメントにつながらないおそれがあるため、情報収集についても関係機関間で明確に役割分担をしておくことが重要である。

精神的な不安定さがある保護者のケースへの精神保健のスーパーバイズ

本事例のように保護者が衝動性を有する場合、保護者自身が自らコントロールが困難であることに苦悩していることが少なくない。そのような保護者に対しては、必要に応じて精神科医に相談等しながらアセスメントを行うことが重要で、保護者自身に精神的な不安定さや衝動性について自覚している時などが精神科受診を促すタイミングとしては良いと考える。精神的な不安定さがあるにもかかわらず、精神科

受診を拒否するような場合は、精神科受診の必要性を繰り返し保護者に説明することと併せて、子どもの安全が確保できるよう留意が必要である。

また、精神的に不安定な保護者等のアセスメントを行う際には、関係機関が支援等している期間のみでなく、対象家族のこれまでの生活状況を踏まえ、生活や養育能力、他者との関わりのあり方、支援者への反応等の変化について把握することが重要である。そのため、子どもや加害者である保護者自身、他の家族員から過去も含む生活の状況を聴取し、現在発生している問題がいつから起こっているかなど、精神保健の視点をもったアセスメントと支援を行う必要がある。関係機関や要保護児童対策地域協議会が精神保健分野からの助言を得られるよう精神保健担当部署等との連携等体制の構築が必要である。

イ 市町村虐待対応担当部署

(ア) 事実

- ・受理会議は開催されていたが、マニュアル通りに支援方針会議が開催されていなかった。
- ・長女への実父の暴力についての相談がされてから、また虐待との判断がなされてから、いずれも要保護児童対策地域協議会に登録されるまで3年以上かかっていた。
- ・長女への実父の暴力についての相談がされてから2か月以上経過した後に、母子保健担当部署と虐待対応担当部署が本家庭についての情報共有がされた。
- ・本児出生前の長女への暴力行為について、電話での確認と保育園のモニターによる確認にとどまり、家庭訪問による目視確認をしていなかった。
- ・本児出生前に、長女への実父の暴力について、家族から、額や頬に噛みつく等の具体的な暴力行為が語られていたが、児童相談所への通告は行わなかった。
- ・本児出生前の長女への暴力のエピソードでは、本家庭への関与が一旦終結となるまで、虐待対応担当部署は実父に一度も会うことが出来なかった。
- ・虐待対応担当部署は本児の出生後4か月で関与を終結した。その後は母子保健担当部署が支援を継続し、虐待対応担当部署への情報提供はされていたものの、虐待対応担当部署では母子保健担当部署からの情報提供の記録がなされていなかった。
- ・実母は日常的に実家で過ごしていた。また、母方祖父が実父の暴力を把握し、実父に子どもたちへの暴力を注意していた。

(イ) 問題点

- ・受理会議は事案を引き受けるかどうかの決定する会議にすぎず、受理後に得た情報に基づく総合的な判断がされていなかった。
- ・要保護児童地域対策協議会に登録する基準が曖昧であった。
- ・母子保健担当部署と虐待対応担当部署の情報共有関係が曖昧だった。
- ・本児出生前の長女への暴力行為について、幼児への暴力、頭部への暴力であったが、リスクの再評価等の判断がされておらず、児童相談所への送致が検討されていなかった。
- ・障害のある子どもが生まれ、子どもが2人となったことによる養育力動の変化へのアセスメントが十分でなかった可能性がある。
- ・虐待対応担当部署と母子保健担当部署間で、対象家庭の支援ニーズと支援方法のアセスメントが共有されず、母子保健担当部署が単独で対応していた時期があった。
- ・母方祖父母までを含めて家族と捉えて、家族システムをアセスメントすることが不十分であった。

(ウ) 対応策

児童相談所とのリスク評価の共有と介入の協働

本事例は、市町村虐待対応担当部署や母子保健担当部署が中心となり虐待通告事例として対応されていたが、要保護児童対策地域協議会に登録されていない期間が長くあった。本事例のように虐待事例として対応していた場合は、市町村の虐待対応担当部署は、児童相談所と密に連携した上で支援を行うためにも、要保護児童対策地域協議会に早期に登録して、実務者会議等で児童相談所を含む関係機関間で協議しながら方針を決定していくこととすべきである。また、要保護児童対策地域協議会に登録している場合も、各関係機関が果たすべき具体的な役割を互いに共有し、統一した支援方針に即した取組を確実に行うことを意識すべきである。なお、要保護児童対策地域協議会に登録しない場合であっても、市町村虐待対応担当部署内、市町村虐待対応担当部署と児童相談所間で協議し、リスクの評価及び支援方針の統一を図る必要がある。

そして、市町村虐待対応担当部署は、把握した情報に関するアセスメントやそこから得られた危機意識を児童相談所と共有できるよう、状況の変化がある場合、あるいは状況の改善がみられない場合、再アセスメントの実施と役割分担の共有が重要である。

また、児童相談所と市町村虐待対応担当部署などいずれかの関係機

関が支援を終了する際は、関係機関による支援チームでその支援の効果を確認し、終了の適切性について援助方針会議で十分検討することが必要である。特に、家族の状況に変化がある場合、再アセスメントの上で支援終了と判断し、終結している関係機関も含む支援チームを再構築することが求められる。

母子保健等の市町村内の関係部署との確実な情報共有と連携の強化

虐待防止において妊娠期からの切れ目ない支援は重要であることに加え、母子保健担当部署は、妊娠の情報を早期に把握し、特定妊婦や発達の課題がある子どもの場合は情報を収集しやすい立場にあることから、市町村虐待対応担当部署と母子保健担当部署との連携は重要となる。そのため、両部署は早期からアセスメントを共有し、状況の変化に応じて再アセスメントし、妊娠期からの支援における役割分担の明確化をし、継続的な支援体制を構築していくことが求められる。

役割分担の明確化にあたっては、市町村虐待対応担当部署が直接支援をする必要性の判断が必要であり、本事例と同様、母子保健担当部署からの報告のみとせず、対象家族と対面で情報を得る機会を作るなども重要である。なお、母子保健担当部署と児童福祉担当部署はそれぞれの立場で家族に関与しており、異なる情報を収集できる可能性もあることから、両部署が把握した情報を統合したアセスメントは有効である。

また、過去にきょうだいへの虐待事例として支援歴がある家庭の場合については、新たな妊娠が発覚した際も、過去に把握した家族の情報や関与状況等の事実がアセスメントや支援に活かされるよう、両部署は過去の虐待事例についても留意すべきである。

リスク評価と対応方針についての明確な組織的判断の実施

本事例は、市町村虐待対応担当部署や母子保健担当部署が中心となり虐待通告事例として対応されていたが、要保護児童対策地域協議会に登録されていない期間が長くあった。市町村の虐待対応担当部署は、児童相談所と密に連携した上で支援を行うため、要保護児童対策地域協議会に早期に登録し、適宜、児童相談所を含む関係機関と協議し、組織としてリスクの評価や支援方針の検討を行うことが必要である。

また、本事例においては、虐待事例としての受理、リスクアセスメント、介入、児童相談所への送致等の判断が組織的に行われておらず、支援方針の決定が受理会議の結果を踏まえて行われていた。受理

会議は当該事例を引き受けるか否かを決定する会議であり、対象家庭のリスク等について総合的な判断をする場としては不十分であることに留意が必要である。また、虐待事例を受理した際は、組織的な判断・対応を必須とし、受理会議や支援方針会議で共有された事実や検討結果については、記録に残すことを徹底すべきである。

加えて、市町村虐待対応担当部署や母子保健担当部署だけでなく、学校、保育所、医療機関など、家族に関わる機関全体の担当者が参加する参加する会議が定期的開催され、その都度、家族全体のアセスメントを行い、各機関の具体的な支援方針を検討することが重要である。特に、関係構築が難しい家族の場合、支援方針が、情報の共有と見守りという支援方針になりやすいが、各関係機関がどのように信頼関係を構築し、対象家族の何を確認するかについて、具体的に検討することが重要である。

家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

虐待は家族全体の構造的問題であることを踏まえ、児童福祉及び母子保健の観点とを統合し、家族全体を捉える視点が重要であり、家族機能を構造的にアセスメントする視点を持ち、アセスメントに基づく支援を展開させられるようにすることが重要である。情報収集にあたっては、保護者が精神症状等により状況を的確に伝えることが困難な場合もあるため、より正確に状況を捉えるためには、支援チームによりアプローチ先として適切と判断した家族員からヒアリングを行うことが必要である。

また、その過程においては、保護者の精神状況が子どもの養育に影響する点に留意し、親子関係、夫婦関係などのプロセス評価を行いながら、保護者への対応について検討することが求められる。なお、その評価は、子どもの養育者としての視点だけでなく、様々な脆弱性を抱えた保護者への支援に向けた視点も必要となる。

支援を終結する際は、直近で子どもに危害が加えられていないという事実だけで判断すべきでなく、直接家族と面談等した上で、これまでの虐待の状態、家族の状況の変化、周囲のネットワーク等に基づいて判断すべきである。

精神的な不安定さがある保護者のケースへの精神保健のスーパーバイズ

本事例のように保護者が衝動性を有する場合、保護者自身が自らコントロールが困難であることに苦悩していることが少なくない。その

ような保護者に対しては、適宜、市町村虐待対応担当部署からも精神科医に相談等しながらアセスメントを行うことが重要である。保護者自身に精神的な不安定さや衝動性について自覚している時などが精神科受診を促すタイミングとしては良いと考える。精神的な不安定さがあるにもかかわらず、精神科受診を拒否するような場合は、精神科受診の必要性を繰り返し保護者に説明することと併せて、子どもの安全が確保できるよう留意が必要である。

また、精神的に不安定な保護者等のアセスメントを行う際には、関係機関が支援等している期間のみでなく、対象家族のこれまでの生活状況を踏まえ、生活や養育能力、他者との関わりのあり方、支援者への反応等の変化について把握することが重要である。そのため、子どもや加害者である保護者自身、他の家族員から過去も含む生活の状況を聴取し、現在発生している問題がいつから起こっているかなど、精神保健の視点をもったアセスメントと支援を行う必要があり、関係機関や要保護児童対策地域協議会が精神保健分野からの助言を得られるよう精神保健担当部署等との連携等体制の構築が必要である。

ウ 市町村母子保健担当部署

(ア) 事実

- ・本児の妊娠時、母子保健担当部署は実母を要支援妊婦として産後に早期支援を行う対象としていたが、特定妊婦ではなく、実母は産前からの支援対象となっていなかった。
- ・特定妊婦にかかる判断は、母子保健担当部署から虐待リスクがある場合に虐待対応担当部署へ連絡を入れ、虐待対応担当部署が判断をする仕組みとなっていた。
- ・長女への実父の暴力についての相談がされてから2か月以上経過した後、母子保健担当部署と虐待対応担当部署が本家庭についての情報共有がされた。
- ・本児出生前の長女への暴力のエピソードについて、母子保健担当部署が実父に会うことができたのは最初に相談があってから2年後であった。
- ・長女の3歳児健康診査に実父母が来た際、質問票の「叩く、怒鳴る」の項目にチェックがされていた。
- ・本児出生前の長女への実父の暴力について、家族から、額や頬に噛みつく等の具体的な暴力行為が語られていたが、母子保健担当部署による電話での確認と保育園の確認のみにとどまり、家庭訪問による目視確認はしていなかった。

- ・実父の暴力行為について、複数のエピソードが家族や医療機関から報告されていたが、リスクの再評価等の組織判断がされておらず、母子保健担当部署のみの関与となっていた時期があった。
- ・母子保健担当部署のみが関与していた時期にも、子どもたちへの実父の暴力を疑う複数回の報告があったが、虐待対応担当部署や児童相談所への通告がされなかった。
- ・実母は日常的に実家で過ごしていた。また、母方祖父が実父の暴力を把握し、児童相談所の指導を踏まえて実父に子どもたちへの暴力を注意していた。
- ・母方祖父は実父の暴力については精神科の受診が必要だと考えていた。

(イ) 問題点

- ・母子保健担当部署と虐待対応担当部署間で、虐待リスクが高い事例としてのアセスメントが共有されていなかった。
- ・母子保健担当部署と虐待対応担当部署の情報共有関係が曖昧であった。
- ・虐待対応担当部署と母子保健担当部署とで、対象家庭の支援ニーズと支援方法のアセスメントが共有されていなかった。
- ・本児出生前の第一子への暴力行為について、幼児の頭部への暴力であったにもかかわらず組織としてのリスクアセスメントがなされていなかった。
- ・第一子の3歳児健康診査での質問票の「叩く、怒鳴る」の項目にチェックがあったが、母子保健担当部署と虐待対応担当部署との協議がされず、その後虐待対応担当部署の関与は終結し、この時点で実父へのアプローチが開始されなかった。
- ・母方祖父母までを含めて家族と捉えて、家族システムをアセスメントすることが不十分であった。
- ・実父の衝動的な暴力に対し、早期に治療的介入につなぐことができなかった。

(ウ) 対応策

虐待対応担当部署との確実な情報共有と連携の強化

虐待防止において妊娠期からの切れ目ない支援は重要であることに加え、母子保健担当部署は、妊娠の情報を早期に把握し、特定妊婦や発達の課題がある子どもの場合は情報を収集しやすい立場にあることから、市町村虐待対応担当部署と母子保健担当部署との連携は重要となる。そのため、両部署は早期からアセスメントを共有し、状況の変

化に応じて再アセスメントし、妊娠期からの支援における役割分担の明確化をし、継続的な支援体制を構築していくことが求められる。

市町村母子保健担当部署においては、虐待を認知、あるいは疑った場合は、例外なく市町村虐待対応担当部署への通告が徹底されるよう、組織内で通告にかかる対応として明示され、職員間で共有されることが望まれる。

また、過去にきょうだいへの虐待事例として支援歴がある家庭の場合については、新たな妊娠が発覚した際も、過去に把握した家族の情報や関与状況等の事実がアセスメントや支援に活かされるよう、両部署は過去の虐待事例についても留意すべきである。

家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

母子保健担当部署は親子を支援対象として焦点化するが、虐待対応担当部署は子どもを支援対象とするため、それらを統合して家族全体を捉えてアセスメントを行うことが重要である。また、その際、家族機能を構造的にアセスメントする視点を持ち、アセスメントに基づく支援を展開させられるようにすることが重要である。情報収集にあたっては、保護者が精神症状等により状況を的確に伝えることが困難な場合もあるため、より正確に状況を捉えるためには、支援チームによりアプローチ先として適切と判断した家族員からヒアリングを行うことが必要である。また、こうした家族の全体像を捉えるアプローチは、保健師が中心となり、母子保健担当部署の重要な役割であることを認識すべきである。

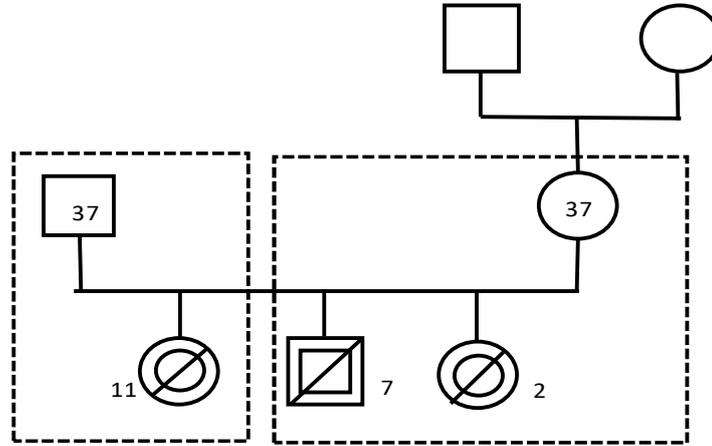
精神的な不安定さがある保護者のケースへの精神保健のスーパーバイズ

本事例のように保護者が衝動性を有する場合、保護者自身によるコントロールが困難であることに苦悩していることが少なくない。そのような保護者に対しては、精神保健担当部署の保健師や精神科医に相談等しながらアセスメントを行うことが重要である。精神的な不安定さがあるにもかかわらず、精神科受診を拒否するような場合は、精神科受診の必要性を繰り返し保護者に説明することと併せて、市町村虐待対応担当部署と子どもの安全が確保できるような支援策を確実に伝えるよう留意が必要である。

また、精神的に不安定な保護者等のアセスメントを行う際には、対象家族のこれまでの生活状況を踏まえ、生活や養育能力、他者との関わりのある方、支援者への反応等の変化について把握することが重要

である。そのため、子どもや加害者である保護者自身、他の家族員から過去も含む生活の状況を聴取し、現在発生している問題がいつから起こっているかなど、精神保健の視点をもったアセスメントと支援を行う事が必須であることを意識すべきである。

④ 虐待の通告歴があった家庭で、実母が長男、長女、次女を殺害し、自身も死亡した事例



- ・当初は実母と長女、長男、次女、母方祖母とでA市で同居しており、実父は単身赴任でB市に住んでいた。事案発生 の 1 年前から長女は実母と離れ、B市で実父と同居していた。
- ・実母と母方祖母の関係は良好ではなかったが、実母の育児をサポートする存在として実父は母方祖母の存在を認識していた。
- ・実父母の関係は良好ではなく、離婚話が何度も話題にあがっていた。
- ・長女は療育手帳を所持しており、特別支援学級に在籍していた。長男も特別支援学級に在籍していた。
- ・実母はいつもイライラしていると話していた。
- ・本事案が発生する約2年半前に、長男の通う幼稚園から、実母による長男への暴力について市町村の虐待対応担当部署に通告があった。以降、約半年間に、幼稚園から実母による長男への暴力に関して3回の通告と複数回の情報提供があった。
- ・長男への暴力についての最初の通告から3か月後に本家庭を要保護児童地域対策協議会に登録し、A市虐待対応担当部署を主担当とした。
- ・児童相談所は、長女の療育手帳の判定を中心に関与していた。
- ・A市虐待対応担当部署は子どもたちの所属先を通じて本家庭の見守りを行っていた。また、児童相談所や母子保健担当部署との情報共有を適宜行っていた。A市虐待対応担当部署が、心理相談や事務手続きを除いて、本家庭に面会したのは約2年半の間に2回であった。
- ・A市母子保健担当部署は子どもたちへの発達支援の側面から心理相談を通じて実母に関わっていた。

- ・長女と長男の所属先である学校は、子どもの家庭の状況等に関する発言を聞き、得られた情報を速やかに虐待対応担当部署に提供していた。実母との面接や実父への状況確認等も行っていた。
- ・事案発生4か月前に警察より、実母から長男、次女に対する面前DVの通告があった。
- ・事案発生2週間前に実母が実父のもとで生活していた長女を迎えに行っており、事案発生時、長女はA市に滞在していた。

ア 児童相談所

(ア) 事実

- ・長男への暴力についての3回目の通告後、児童相談所は実母に対し、次に同様のことがあった場合には職権保護を行う可能性を伝えていた。その後、長男の怪我が2回確認されたが、一時保護はされなかった。
- ・長女と長男と面接を行わなかった。
- ・母方祖母との面接を行わなかった。
- ・実母は自身の精神状況を担当者に対して語っており、実父も実母の精神科による加療の必要性を感じていた。
- ・実母の精神的な状況について、嘱託の精神科医等の専門職に見立てを相談していなかった。
- ・実父母の離婚について情報を得ていた。
- ・長女の転居時、長女は児童相談所の虐待の対象児童とされていなかったため、転居先の児童相談所に対して療育ケースとして情報提供を行ったのみであり、本家庭の状況について情報提供しなかった。
- ・事案発生4か月前に、警察から実母の長男、次女に対する面前DVの通告があったが、児童相談所は実母と電話で1回話したのみで、実母との面接は行わなかった。また、具体的な内容を確認していない。
- ・長男、次女への実母による面前DVをアセスメントできていなかった。
- ・実母がA市に長女を連れてきたことについて、関係機関から情報提供を受けていなかった。

(イ) 問題点

- ・長男への身体的虐待が繰り返されていたが、職権保護の検討がなされなかった。
- ・実母の精神的な不安定さや衝動性、攻撃性の高さをうかがわせる情報を入手していながら、踏み込んだ情報収集を行っていない。
- ・実母の精神状況について、精神科治療の必要性の認識が不足していた。

- ・家族の構造的な問題という視点からのアセスメントができていなかった。
- ・離婚によるストレスが子に対する実母の態度に与える影響について、十分に検討していなかった。
- ・実母の育児疲れや育児ストレスに対する具体的な対応が不足していた。
- ・本家庭の虐待リスクに関して各関係機関が積み重ねてきた家族アセスメント内容が転出先に伝えられていなかった。
- ・面前DVの通告を受理したが、児童相談所が自ら実母に面接して調査を行わず、通告内容のアセスメントを行っていない。
- ・実母の行動の背景にある実母の精神状況のアセスメントが不十分であった。

(ウ) 対応策

児童相談所と市町村虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一（複数の自治体が関与する事例の自治体間のリスク評価の共有も含む）

児童相談所と市町村虐待対応担当部署は情報のニュアンスの違いにより、リスク評価の乖離が生じないように、リスク評価と支援方針の共有、統一が必要である。児童相談所は、市町村虐待対応担当部署から報告を受けている場合、その対応状況や判断に疑問があれば、積極的に協議を持ち掛け、互いの危機意識を共有し、状況の変化に応じて再アセスメントの実施を促し、その結果に基づく役割分担が求められる。

また、転居は、家族の状況が変化するため虐待のリスクが高まる一因と認識し、家族の分離やその変化を踏まえたリスクアセスメントは、家族の不安定さを加味して十分慎重に実施する必要がある。

加えて、本事例では、児童相談所は、他の関係機関とともに対象家族を見守り、情報収集や情報共有を行うこととされていたが、それぞれの関係機関がその役割及び具体的な支援内容等について協議できていなかった。適宜、児童相談所が中心となり、関係機関による見守りを行う場合のそれぞれの役割及び求められる支援内容や共有すべきタイミング等について明確にしておく必要がある。加えて、本事例のように、家族の分離により複数の自治体が関与する場合は、転居元及び転居先の児童相談所や市町村虐待対応担当部署が中心となり、明確な役割分担や共有すべき事項の確認、対応方針について統一しておく必要がある。

児童相談所の専門性の発揮と活用

児童相談所は児童福祉に関する高い専門性を有しており、そのような児童相談所の介入は、対象家族や関係機関にとって、専門家からの助言を得られる機会となる。支援の中心となる担当機関が市町村虐待対応担当部署の場合であっても、児童相談所はその支援状況を把握し、適宜、助言や直接の介入など必要な対応をとる必要がある。そして、対象家族のリスクアセスメントの際は、現在の虐待の状況のみでなく、これまでの虐待歴も踏まえ、適宜、児童相談所自ら対象家族の情報収集やアセスメントを実施することも必要である。

また、保護者の虐待行動に特異な行動がある場合は、生育歴等を含む背景についてもアセスメントし、対応における留意点等について関係機関間で共有していくことが必要となるが、その際、児童相談所は、関係機関の対応等について先導する役割を発揮することが求められる。例えば、本事例であれば、離婚などの家族の変化やストレスによって親子関係にも影響する可能性があることや、保護者の精神的な不安定さや衝動性がある場合は、心中のリスクについても検討しておく必要があることなどについて、児童相談所が関係機関に対し助言をすることなどがある。

家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

虐待は家族全体の構造的問題であることを踏まえ、児童福祉及び母子保健の観点とを統合し、家族全体を捉える視点が重要であり、家族機能を構造的にアセスメントする視点を持ち、アセスメントに基づく支援を展開させられるようにすることが重要である。本事例のように保護者との関係構築が難しく、家庭訪問ができず、生活状況や養育状況に関する情報を得ることが難しい場合は、拒否的な保護者以外の家族員からの相談があった場合などを契機に、他の家族員からその実態について情報収集を行うことが必要である。

また、その過程においては、保護者の精神状況等が子どもの養育に影響する点に留意し、親子関係、夫婦関係などのプロセス評価を行いながら、保護者への対応について検討することが求められる。なお、その評価にあたっては、子どもの養育者としての視点だけでなく、様々な脆弱性を抱えた保護者への支援という視点も必要となる。

精神的な不安定さがある保護者のケースへの精神保健のスーパーバイズ

本事例のように保護者が衝動性を有する場合、必要に応じて精神科医に相談等しながらアセスメントを行うことが重要である。精神的な不安定さがあるにもかかわらず、精神科受診を拒否するような場合は、精神科受診の必要性を繰り返し保護者に説明することと併せて、子どもの安全が確保できるよう留意が必要である。

また、精神的に不安定な保護者等のアセスメントを行う際には、関係機関が支援等している期間のみでなく、対象家族のこれまでの生活状況を踏まえ、生活や養育能力、他者との関わりのあり方、支援者への反応等の変化について把握することが重要である。そのため、子どもや加害者である保護者自身、他の家族員から過去も含む生活の状況を聴取し、現在発生している問題がいつから起こっているかなど、精神保健の視点をもったアセスメントと支援を行う必要があり、関係機関や要保護児童対策地域協議会が精神保健分野からの助言を得られるよう、適宜、児童相談所が主体となり精神保健担当部署等との連携等体制の構築が必要である。

児童相談所の体制強化と役割分担の明確化

児童福祉司1人あたりの担当件数が多い児童相談所では、重症度の高い事例への対応が優先されることとなるため、虐待防止に向けた充実した対応の実現に向けては、体制上の課題を解決することも重要とされる。一方で、児童相談所が関係機関間における役割分担の明確化を行うとともに、自ら情報収集を行うべき事例やその範囲等について、組織として検討・決定していくことを徹底しておくことにより、充実した対応につなげることも重要である。

イ 市町村虐待対応担当部署

(ア) 事実

- ・長男への暴力による最初の通告後、本事案発生までの約2年半の間に、虐待対応担当部署が本家庭と面会したのは全部で7回であった。そのうち、事務手続きや心理相談以外に虐待対応担当部署が実母と家族と面会したのは2回であった。
- ・支援に拒否的な実母との関係性を重視し、実母への精神科への受診勧奨や母方祖母への積極的な介入が十分にできなかった。
- ・「イライラしておかしい」という発言が実母からあり、また、実父も実母に精神科の受診を勧めていた。

- ・実母は子どもの養育の困難性を抱えており、A市の相談事業を依頼している臨床心理士に相談し、助言を得ていたが、子どもや養育に対する効果が得られない状況から援助を断っていた。
- ・実父母の関係、祖母の協力関係、子どもたちの状況等、家族としての養育能力の状況の変化に対し、情報共有や情報確認のみの「見守り」が中心で、アセスメントに基づく支援方針の検討や各関係機関の役割の明確化など、主体的な対応が十分にされていなかった。
- ・警察や児童相談所から面前DVの情報を得た後も、リスクの再評価を行っておらず、虐待対応担当部署として自ら調査を行っていなかった。
- ・実母が突然長女をA市に連れてきたこと、当初1週間程度の滞在予定が延びたことについて小学校から情報を得ていたが、それらの事実を前提としたアセスメントや対応を行っていなかった。
- ・要保護児童対策地域協議会ケース会議には、子どもに直接接している学校や幼稚園の担当者が参加していなかった。また、会議は開催されていたが、情報共有と今後の方針の状況確認が中心となっていた。

(イ) 問題点

- ・実母との面談や家庭訪問を積極的に行わず、関係機関からの情報収集と情報提供に徹し、実母や本家庭への具体的な支援を行っていなかった。
- ・実母のメンタルヘルスの問題とその変化を捉え、その困難さに対して支援を展開するという視点が欠けていた。
- ・実母との関係性を重視した結果、積極的な介入ができなかった。
- ・家族状況が変化していく中で、家族機能や養育機能の再アセスメントとアセスメントに基づく介入の検討がされなかった。また、これらの家族変化を家族システムの視点で捉えられていない。
- ・離婚によるストレスが実母の子に対する態度に与える影響について十分な検討がされていなかった。
- ・実母の育児疲れや育児ストレスに対する具体的な対応が不足していた。
- ・本家庭に対し、何が危険であるかという視点を欠いており、長女の帰省についても危機意識を持っておらず、長女が転居後に帰省した際の対応方針について関係機関と検討していなかった。
- ・要保護児童対策地域協議会が、家族全体のアセスメントとアセスメントに基づく支援方針の検討、支援チーム内での役割の明確化を行うネットワークとして十分に機能していない。

(ウ) 対応策

母子保健等の市町村内の関係部署との確実な情報共有と連携の強化

本事例のように、市町村虐待対応担当部署は、母子保健事業を通して対象家族の状況を把握することも可能であり、対象家族にとって身近な母子保健担当部署と対象家族との良好な関係を構築することで虐待防止に向けた支援の充実につながると考える。ただし、本事例のように、育児疲れや養育困難感に対する支援に対して母が効果を得られていない場合などは、母子保健担当部署の対応のみでなく、市町村虐待対応担当部署も含めた新たな支援策の検討も必要である。

市町村の虐待対応担当部署は、積極的に母子保健担当部署と連携し、対象家庭の母子保健上の関与状況を把握するとともに、母子保健担当部署からの情報提供の重要性について説明しておくことが重要である。

リスク評価と対応方針についての明確な組織的判断の実施

要対協では重層的構造をもって会議が持たれているが、対象家族に関わっている機関と担当者が参加した場が定期的に持たれることが望まれる。参加者については、児童福祉担当部署や母子保健担当部署にとどまらず、学校、幼稚園、保育所、医療機関など、家族に関わっている機関全体の担当者が参加することに、意義がある。そして、家族全体のアセスメントを行い、各機関の具体的な支援方針を検討することが期待される。特に関係構築が難しい事例の場合は、情報の共有と見守りの方針になりやすいが、支援の展開を目指して、どの機関がどのように信頼関係を構築していくかを具体的に検討していくことが重要である。

また、本事例では、対象家庭が有していたリスクとそのための支援について引き継がれていたが、加害者である保護者との別居によりリスクが減少すると捉えられ、対象家庭の対応の困難さやそのリスクについて強調して引き継がれていなかった。家族の関係性が不安定な状況での家族の分離で、加害者であった保護者が分離後も子どもの居所を把握していて接触可能であるなど、引き続き虐待を受ける可能性が考えられる場合は、転居後も想定されるリスクやその際の対応や役割分担等について、転居前に共有しておくべきである。なお、転居による家族の分離による影響も不明な状況においては、転居後の生活状況や家族の関係性が把握できるまでの間、転居前及び転居後の市町村虐待対応担当部署間等において、リスクの評価や支援方針について協議の上で対応するなどの工夫が必要である。転居時の当該家庭に関する

情報共有の必要性及びその評価や支援策についても同等にアセスメントを行いながら、引き続き、家庭・家族に対して適切に対応すべきである。そのため、転居前の支援内容を参考に情報収集に努め、転居前の組織としてのリスクアセスメントや支援内容、その根拠となっていた家族関係等の情報、転居により見込まれる変化やその変化により必要となる支援等も含めて、転居先の虐待対応担当部署の初動に活かされるよう、具体的に転居先に引き継ぐ必要がある。

加えて、転居は、家庭の実態を理解していた支援者による社会的支援が途絶えることにより、虐待のリスクが高まる一因と認識し、家族の分離や変化を踏まえたリスクアセスメントは、家族の不安定さを加味して十分慎重に実施するとともに、適宜、転居元及び転居先の市町村担当部署が協働して行う必要がある。

家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

市町村虐待対応担当部署が主担当の機関となった場合は、関係機関からの情報収集と情報共有を行い、個別ケース検討会議を定期的で開催するだけでなく、自ら情報収集などによる実態把握を行うことが重要である。それらの情報を踏まえて、適宜、家庭訪問や面会を実施し、更に関係機関間とともに再アセスメントを行い、リスクの評価を共有することが求められる。また、情報収集等の過程において、対象家族と信頼関係を構築することにより、家族が不安定な状態になる要因を考察することも重要であり、その要因を排除するための社会資源の活用を具体的に提案し、導入できるよう努めるべきである。

精神的な不安定さがある保護者のケースへの精神保健のスーパーバイズ

本事例のように保護者が衝動性を有するなど精神的に不安定な保護者等のアセスメントを行う際には、関係機関が支援等している期間のみでなく、対象家族のこれまでの生活状況を踏まえ、生活や養育能力、他者との関わりのあり方、支援者への反応等の変化について把握することが重要である。そのため、子どもや加害者である保護者自身、他の家族員から過去も含む生活の状況を聴取し、現在発生している問題がいつから起きているかなど、精神保健の視点をもったアセスメントと支援を行う必要があり、関係機関や要保護児童対策地域協議会が精神保健分野からの助言を得られるよう精神保健担当部署等との連携等体制を構築したり、精神科医への相談をしたりすることが必要である。

ウ 母子保健担当部署

(ア) 事実

- ・「イライラしておかしい」という発言が実母からあり、また、実父も実母に精神科の受診を勧めていた。
- ・心理相談において、実母の精神不調のサインを認識していたが、虐待対応担当部署への報告のみの対応であった。
- ・実母は、子どもの養育の困難性を抱えており、A市の心理担当職員に相談して助言を得ていたが、子どもや養育に対する効果が得られない状況から自ら援助を断っていた。

(イ) 問題点

- ・子どもの発達のみをアセスメントと支援を行っており、実母や本家庭の養育環境のアセスメントを行っていなかった。
- ・実母の精神状況についてのアセスメントを行わず、メンタルヘルスに対する支援が検討されなかった。
- ・実母のメンタルヘルスの問題とその変化を捉え、その困難さに対して支援を展開するという視点が欠けていた。

(ウ) 対応策

虐待対応担当部署との確実な情報共有と連携の強化

虐待防止において妊娠期からの切れ目ない支援は重要であることに加え、母子保健担当部署は、妊娠の情報を早期に把握し、特定妊婦や発達の課題がある子どもの場合は情報を収集しやすい立場にあることから、市町村虐待対応担当部署との連携が重要となる。そのため、両部署は早期からアセスメントを共有し、状況の変化に応じて再アセスメントし、妊娠期からの支援における役割分担の明確化をし、継続的な支援体制を構築していくことが求められる。

母子保健担当部署においては、虐待を認知、あるいは疑った場合は、例外なく市町村虐待対応担当部署への通告が徹底されるよう、組織内で通告にかかる対応として明示し、職員間で共有すること、判断に迷う場合なども積極的に虐待対応担当部署への相談を行うことが望まれる。

また、過去にきょうだいへの虐待事例として支援歴がある家庭の場合については、新たな妊娠が発覚した際も、過去に把握した家族の情報や関与状況等の事実がアセスメントや支援に活かされるよう、両部署は過去の虐待事例についても留意すべきである。

母子保健担当部署としての虐待対応能力の向上

市町村母子保健担当部署は虐待防止に向けた対応も求められているため、対象家族への主な担当機関が市町村虐待対応担当部署であっても、母子保健の観点から養育環境をアセスメントした上で、母子保健及び虐待防止の観点から介入の必要性を検討することが重要である。市町村母子保健担当部署による虐待対応の充実に向けては、市町村虐待対応担当部署との協議や連携により、虐待防止を目的とした対応の視点や支援方法等について把握する機会ともなるため、本事例のように積極的に情報共有や協議の機会を持つことは重要である。

また、様々な母子保健事業やその他の母子保健による取組を通じて、対象家族から身近な相談機関として信頼関係を構築することで、虐待防止に向けた体制の充実につながると考える。

家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

本事例のように、母子保健担当部署と市町村虐待対応担当部署が情報収集や介入などの支援において協働することにより、両視点からの支援が提供され、充実した対応につながることを理解し、情報共有や対応方針の統一に努めるべきである。また、こうした家族の全体像を捉えるアプローチは、母子保健担当部署の重要な役割であることを認識すべきである。ただし、本事例のように、育児疲れや養育困難感に対する支援に対して母が効果を得られていない場合などは、母子保健担当部署は自らの支援や介入のみに頼らず、他の家族員から家族の生活状況や養育状況について聴取して再アセスメントするほか、市町村虐待対応担当部署に相談しながら、地域の支援者を活用すること等も含む支援策を再検討することも必要である。

精神的な不安定さがある保護者のケースへの精神保健のスーパーバイズ

本事例のように、保護者が衝動性を有するなど精神的に不安定な保護者等のアセスメントを行う際には、対象家族のこれまでの生活状況を踏まえ、生活や養育能力、他者との関わりのあり方、支援者への反応等の変化について把握することが重要である。そのため、子どもや加害者である保護者自身、他の家族員から過去も含む生活の状況を聴取し、現在発生している問題がいつから起こっているかなど、精神保健の視点をもったアセスメントと支援を行うことが必須であることを意識すべきである。

したがって、そのような保護者に対しては、精神保健担当部署の保健師や精神科医に相談等しながらアセスメントを行うことを検討していくことが必要である。

4 特集「虐待死に至ってしまった事例の関係機関の関与状況」にかかる集計とまとめ

第5次から第17次報告までの虐待事例を確認したところ、虐待により子どもが死亡する事例は、心中以外の約3割、心中の約2割が、児童相談所及び市区町村（虐待対応担当部署）のいずれかもしくはどちらも関与している一方で、心中以外、心中のいずれについても約6割が児童相談所及び市区町村（虐待対応担当部署）とも関わっていないという結果がみられた。そこで特集では、これらの関係機関が関わっているにもかかわらず、虐待死に至ってしまった事例について着目し、適宜、関係機関による関与がない事例を比較するなどし、その傾向を確認することとした。

なお、本調査は、各地方公共団体に対し、児童相談所が把握する情報のみでなく、市区町村（虐待対応担当部署、母子保健担当部署、福祉事務所等）や保健所、警察、養育・教育機関（保育所、学校等）等、対象事例の関係機関や部署に照会するなど、可能な限り情報収集をした上で回答いただくよう依頼している。

しかし、関係機関が当該事例について事前に把握し、支援等で関与していない場合は新たに情報収集することが難しく、「不明」とされる事例が一定程度あること、また、母子保健施策を通じて母の状況については父やその他の家族員に比べて把握がしやすいなど、同一世帯であっても支援等を通して把握している情報やその量に偏りがある可能性があること等により、調査結果の解釈にあたっては留意が必要である。

加えて、本調査の結果は、上述のとおり、地方公共団体が事例の詳細を把握できず、「未記入」「不明」の項目も多数含まれているため、各項目の回答件数にばらつきがある。したがって、割合等の解釈の際は留意いただきたい。

なお、各表の分析軸を入れ替えた集計表を、特集における参考資料として提示しているので、適宜、ご参照いただきたい。

(1) 5次から17次報告死亡事例における関係機関の関与状況にかかる概況

第5次から第17次報告までの虐待死事例のうち、児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況について、心中以外 698 人、心中（未遂含む）464 人の傾向を確認した^{注1)}。

児童相談所及び市区町村（虐待対応担当部署）の「いずれも関与なし」が心中以外は 461 人（66.0%）、心中は 298 人（64.2%）で共に最多であつ

注1) 関係機関の関与状況については未記入を除いて表示しているため、総数は関与状況別件数の合計値と同一にならないことに留意いただきたい。

た。次いで、「どちらも関与」が、心中以外は 107 人（15.3%）、心中は 36 人（7.8%）であった。^{注2)}

(特集) 表 1 児童相談所、市区町村の関与状況

	総数	どちらも関与	児童相談所のみ関与	市区町村のみ関与	いずれも関与なし	不明
心中以外	698	107	49	57	461	11
	100.0%	15.3%	7.0%	8.2%	66.0%	1.6%
心中 (未遂を含む)	464	36	28	26	298	9
	100.0%	7.8%	6.0%	5.6%	64.2%	1.9%

① 死亡した子どもの死亡時の年齢

死亡時の子どもの年齢構成は、心中以外は約半数が 0 歳（0 日含む）、心中は半数が 6 歳以上であった。

(特集) 表 2 死亡時の子どもの年齢

		総数	どちらも関与	児童相談所のみ関与	市区町村のみ関与	いずれも関与なし	不明
心中以外	総数	698	107	49	57	461	11
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0日	119	2	0	1	114	2
		17.0%	1.9%	0.0%	1.8%	24.7%	18.2%
	0歳	219	34	10	31	137	5
		31.4%	31.8%	20.4%	54.4%	29.7%	45.5%
	1～2歳	127	24	17	14	68	1
		18.2%	22.4%	34.7%	24.6%	14.8%	9.1%
	3～5歳	111	28	11	8	59	0
		15.9%	26.2%	22.4%	14.0%	12.8%	0.0%
6歳以上	71	18	9	1	40	0	
	10.2%	16.8%	18.4%	1.8%	8.7%	0.0%	
不明	51	1	2	2	43	3	
	7.3%	0.9%	4.1%	3.5%	9.3%	27.3%	
心中 (未遂を含む)	総数	464	36	28	26	298	9
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0日	1	0	0	0	1	0
		0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
	0歳	56	1	0	4	46	0
		12.1%	2.8%	0.0%	15.4%	15.4%	0.0%
	1～2歳	56	4	2	4	37	0
		12.1%	11.1%	7.1%	15.4%	12.4%	0.0%
	3～5歳	106	7	6	10	64	0
		22.8%	19.4%	21.4%	38.5%	21.5%	0.0%
6歳以上	240	24	20	8	148	6	
	51.7%	66.7%	71.4%	30.8%	49.7%	66.7%	
不明	5	0	0	0	2	3	
	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	33.3%	

^{注2)} 本章においては「児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）のどちらも関与（以下「どちらも関与」と表記）」、「児童相談所のみ関与」、「市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与（以下「市区町村のみ関与」と表記）」、「児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）のいずれも関与なし（以下「いずれも関与なし」と表記）」と整理し、記載する。

② 加害の動機（背景）

加害の動機（背景）は、心中以外では、「保護を怠ったことによる死亡」「しつけのつもり」「泣きやまないことにいらだったため」「子どもの存在の拒否・否定」が高くなっている。また、「児童相談所」が関わっている場合、「しつけのつもり」が他に比べてやや高くなっている。

心中の場合、具体的な動機として考えられるものとして、「保護者自身の精神疾患、精神不安」「保護者自身の病気（精神疾患を除く）・障害等」「育児不安や育児負担感」が高く、特に、児童相談所のみ関与や市区町村のみ関与、児童相談所・市区町村両方の関与がある場合、これらの割合が高い。

（特集）表 3 加害の動機（背景）

	心中以外					
	総数	どちらも関与	児童相談所のみ関与	市区町村のみ関与	いずれも関与なし	不明
総数	698	107	49	57	461	11
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
しつけのつもり	68	23	11	4	30	0
	9.7%	21.5%	22.4%	7.0%	6.5%	0.0%
子どもがなつかない	8	4	2	0	2	0
	1.1%	3.7%	4.1%	0.0%	0.4%	0.0%
パートナーへの愛情を独占されたなど、子どもに対する嫉妬心	5	1	0	1	3	0
	0.7%	0.9%	0.0%	1.8%	0.7%	0.0%
パートナーへの怒りを子どもに向ける	7	0	0	0	7	0
	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%
慢性の疾患等の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	3	0	1	0	2	0
	0.4%	0.0%	2.0%	0.0%	0.4%	0.0%
子どもの暴力などから身を守るため	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MSBP(代理ミュンヒハウゼン症候群)	4	1	0	0	3	0
	0.6%	0.9%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%
子どもの世話・養育方法がわからない	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子どもの世話・養育をする余裕がない	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子どもの存在の拒否・否定	63	2	3	7	50	1
	9.0%	1.9%	6.1%	12.3%	10.8%	9.1%
泣きやまないことにいらだったため	67	11	3	7	46	0
	9.6%	10.3%	6.1%	12.3%	10.0%	0.0%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	3	1	0	0	2	0
	0.4%	0.9%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%
アルコール又は薬物依存以外に起因した精神症状による行為(妄想などによる)	31	3	1	4	22	0
	4.4%	2.8%	2.0%	7.0%	4.8%	0.0%
その他	94	15	3	9	60	1
	13.5%	14.0%	6.1%	15.8%	13.0%	9.1%
保護を怠ったことによる死亡	104	15	10	10	63	1
	14.9%	14.0%	20.4%	17.5%	13.7%	9.1%
不明	241	31	15	15	171	8
	34.5%	29.0%	30.6%	26.3%	37.1%	72.7%

(特集) 表 4 加害の動機(背景) 心中の場合の具体的な動機として考えられるもの(複数回答)

	心中による虐待死(未遂を含む)					
	総数	どちらも 関与	児童相談所 のみ関与	市区町村 のみ関与	いずれも 関与なし	不明
総数	328	35	25	24	214	0
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
子どもの病気・障害	36	8	6	2	19	0
	11.0%	22.9%	24.0%	8.3%	8.9%	0.0%
保護者自身の精神疾患、精神不安	86	11	7	10	50	0
	26.2%	31.4%	28.0%	41.7%	23.4%	0.0%
保護者自身の病気(精神疾患を除く)・ 障害等	68	10	7	7	36	0
	20.7%	28.6%	28.0%	29.2%	16.8%	0.0%
経済的困窮(多額の借金など)	56	6	4	4	40	0
	17.1%	17.1%	16.0%	16.7%	18.7%	0.0%
育児不安や育児負担感	67	14	6	10	31	0
	20.4%	40.0%	24.0%	41.7%	14.5%	0.0%
夫婦間のトラブルなど家庭に不和	52	6	0	4	39	0
	15.9%	17.1%	0.0%	16.7%	18.2%	0.0%
その他	44	6	2	5	29	0
	13.4%	17.1%	8.0%	20.8%	13.6%	0.0%
不明	79	5	3	6	57	0
	24.1%	14.3%	12.0%	25.0%	26.6%	0.0%

※第7次報告から第17次報告の累計

③ 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無

死亡時の虐待以前に確認された虐待は、心中以外、心中とも「どちらも関与」では半数以上が「あり」としている。また、「いずれも関与なし」であっても、死亡時の虐待以前に確認された虐待は「あり」が、心中以外で7.1%、心中で1.0%であった。

(特集) 表 5 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無

		総数	どちらも 関与	児童相談所 のみ関与	市区町村 のみ関与	いずれも 関与なし	不明
心中以外	総数	504	88	34	46	326	6
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	327	28	18	24	251	2
		64.9%	31.8%	52.9%	52.2%	77.0%	33.3%
	あり	111	55	15	18	23	0
	22.0%	62.5%	44.1%	39.1%	7.1%	0.0%	
不明	66	5	1	4	52	4	
	13.1%	5.7%	2.9%	8.7%	16.0%	66.7%	
心中 (未遂を含 む)	総数	300	34	21	22	200	1
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	226	16	18	13	163	0
		75.3%	47.1%	85.7%	59.1%	81.5%	0.0%
	あり	37	18	3	8	2	0
	12.3%	52.9%	14.3%	36.4%	1.0%	0.0%	
不明	37	0	0	1	35	1	
	12.3%	0.0%	0.0%	4.5%	17.5%	100.0%	

※第8次報告から第17次報告の累計

④ 死亡時の虐待以前に確認された虐待の頻度と児童相談所の関与

虐待の頻度は、心中以外では「どちらも関与」の 58.9%、「児童相談所のみ関与」の 46.9%、「いずれも関与なし」の 13.4%が「断続的・継続的」であった。

子どもの死亡時の「児童相談所の関与 相談継続中」であったのは、心中以外では「どちらも関与」で 73.8%、「児童相談所のみ関与」で 69.4%、「市区町村の関与 相談継続中」であったのは、心中以外では「どちらも関与」で 91.6%、「市区町村のみ関与」で 82.5%であった。

(特集) 表 6 虐待の頻度

		総数	どちらも関与	児童相談所のみ関与	市区町村のみ関与	いずれも関与なし	不明
心中以外	総数	698	107	49	57	461	11
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	今回初めて	316	21	14	24	251	1
		45.3%	19.6%	28.6%	42.1%	54.4%	9.1%
	断続的・継続的	170	63	23	20	62	0
		24.4%	58.9%	46.9%	35.1%	13.4%	0.0%
不明	212	23	12	13	148	10	
	30.4%	21.5%	24.5%	22.8%	32.1%	90.9%	
心中 (未遂を含む)	総数	464	36	28	26	298	9
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	今回初めて	267	17	22	16	182	2
		57.5%	47.2%	78.6%	61.5%	61.1%	22.2%
	断続的・継続的	31	15	4	6	1	0
		6.7%	41.7%	14.3%	23.1%	0.3%	0.0%
不明	166	4	2	4	115	7	
	35.8%	11.1%	7.1%	15.4%	38.6%	77.8%	

(特集) 表 7 子どもの死亡時の <児童相談所の関与>

		総数	どちらも関与	児童相談所のみ関与	市区町村のみ関与	いずれも関与なし	不明
心中以外	総数	156	107	49	0	0	0
		100.0%	100.0%	100.0%	—	—	0.0%
	相談終結	43	28	15	0	0	0
		27.6%	26.2%	30.6%	—	—	0.0%
相談継続中	113	79	34	0	0	0	
	72.4%	73.8%	69.4%	—	—	0.0%	
心中 (未遂を含む)	総数	65	36	28	0	0	1
		100.0%	100.0%	100.0%	—	—	100.0%
	相談終結	42	20	21	0	0	1
		64.6%	55.6%	75.0%	—	—	100.0%
相談継続中	23	16	7	0	0	0	
	35.4%	44.4%	25.0%	—	—	0.0%	

(特集) 表 8 子どもの死亡時の <市区町村の関与>

		総数	どちらも 関与	児童相談所 のみ関与	市区町村 のみ関与	いずれも 関与なし	不明
心中以外	総数	164	107	0	57	0	0
		100.0%	100.0%	—	100.0%	—	0.0%
	相談 終結	19	9	0	10	0	0
		11.6%	8.4%	—	17.5%	—	0.0%
相談 継続中	145	98	0	47	0	0	
	88.4%	91.6%	—	82.5%	—	0.0%	
心中 (未遂を含 む)	総数	62	36	0	26	0	0
		100.0%	100.0%	—	100.0%	—	0.0%
	相談 終結	24	12	0	12	0	0
		38.7%	33.3%	—	46.2%	—	0.0%
相談 継続中	38	24	0	14	0	0	
	61.3%	66.7%	—	53.8%	—	0.0%	

⑤ 本事例について要対協での検討

本事例について要対協での検討があるのは、心中以外では「どちらも関与」で62.3%、「市区町村のみ関与」で42.6%、「児童相談所のみ関与」で17.8%であった。

(特集) 表 9 本事例について要対協での検討

		総数	どちらも 関与	児童相談所 のみ関与	市区町村 のみ関与	いずれも 関与なし	不明
心中以外	総数	632	106	45	54	420	7
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	527	40	37	31	412	7
		83.4%	37.7%	82.2%	57.4%	98.1%	100.0%
あり	105	66	8	23	8	0	
	16.6%	62.3%	17.8%	42.6%	1.9%	0.0%	
心中 (未遂を含 む)	総数	373	36	27	25	278	5
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	336	16	25	16	275	4
		90.1%	44.4%	92.6%	64.0%	98.9%	80.0%
あり	33	20	2	9	2	0	
	8.8%	55.6%	7.4%	36.0%	0.7%	0.0%	

⑥ 乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児健康診査の3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査ともに、当該年齢に達していない場合を除いた未受診率は、心中以外では「どちらにも関与」「児童相談所のみ関与」「市区町村のみ関与」「いずれも関与なし」のいずれの場合も全国平均※1に比べてやや高い。

※1 令和2年度地域保健・健康増進事業報告より 乳幼児健康診査の受診状況
3～5か月:94.0%/1歳6か月:95.2%

(特集) 表 10 乳幼児健康診査 <3～4か月児健康診査> (該当年齢に到達していないを除く)

		総数	どちらにも 関与	児童相談所 のみ関与	市区町村 のみ関与	いずれも 関与なし	不明
心中以外	総数	442	92	44	38	252	3
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	未受診	77	21	6	10	38	0
		17.4%	22.8%	13.6%	26.3%	15.1%	0.0%
	受診済み	258	55	25	28	146	0
	58.4%	59.8%	56.8%	73.7%	57.9%	0.0%	
不明	106	16	13	0	67	3	
	24.0%	17.4%	29.5%	0.0%	26.6%	100.0%	
心中 (未遂を 含む)	総数	444	35	28	26	280	9
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	未受診	19	1	2	2	11	0
		4.3%	2.9%	7.1%	7.7%	3.9%	0.0%
	受診済み	239	20	13	21	158	0
	53.8%	57.1%	46.4%	80.8%	56.4%	0.0%	
不明	186	14	13	3	111	9	
	41.9%	40.0%	46.4%	11.5%	39.6%	100.0%	

(特集) 表 11 乳幼児健康診査 <1歳6か月児健康診査> (該当年齢に到達していないを除く)

		総数	どちらにも 関与	児童相談所 のみ関与	市区町村 のみ関与	いずれも 関与なし	不明
心中以外	総数	283	62	35	16	157	3
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	未受診	57	13	9	5	28	0
		20.1%	21.0%	25.7%	31.3%	17.8%	0.0%
	受診済み	147	35	18	11	81	0
	51.9%	56.5%	51.4%	68.8%	51.6%	0.0%	
不明	78	14	8	0	47	3	
	27.6%	22.6%	22.9%	0.0%	29.9%	100.0%	
心中 (未遂を 含む)	総数	388	35	27	20	238	9
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	未受診	20	4	2	0	8	0
		5.2%	11.4%	7.4%	0.0%	3.4%	0.0%
	受診済み	205	21	13	18	130	1
	52.8%	60.0%	48.1%	90.0%	54.6%	11.1%	
不明	163	10	12	2	100	8	
	42.0%	28.6%	44.4%	10.0%	42.0%	88.9%	

⑦ 本児の成長・発達の問題

本児の成長・発達の問題では、心中において、「どちらも関与」「児童相談所のみ関与」「市区町村のみ関与」「いずれも関与なし」で「発達の問題 あり」は、いずれも40%前後であった。

(特集) 表 12 本児の成長・発達の問題

		総数	どちらも関与	児童相談所のみ関与	市区町村のみ関与	いずれも関与なし	不明
心中以外	総数	698	107	49	57	461	11
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	352	73	37	32	205	0
		50.4%	68.2%	75.5%	56.1%	44.5%	0.0%
	あり	24	9	3	2	10	0
		3.4%	8.4%	6.1%	3.5%	2.2%	0.0%
	疑い	29	6	3	2	16	1
	4.2%	5.6%	6.1%	3.5%	3.5%	9.1%	
不明	292	19	6	21	229	10	
	41.8%	17.8%	12.2%	36.8%	49.7%	90.9%	
心中 (未遂を含む)	総数	464	36	28	26	298	9
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	274	18	13	18	184	2
		59.1%	50.0%	46.4%	69.2%	61.7%	22.2%
	あり	42	14	12	3	13	0
		9.1%	38.9%	42.9%	11.5%	4.4%	0.0%
	疑い	20	4	1	3	9	1
	4.3%	11.1%	3.6%	11.5%	3.0%	11.1%	
不明	128	0	2	2	92	6	
	27.6%	0.0%	7.1%	7.7%	30.9%	66.7%	

⑧ 実母の心身の状況

実母の心身の状況では、心中以外、心中ともに「精神障害（医師の診断によるもの）あり」「うつ状態あり」「自殺未遂の既往あり」「養育能力の低さあり^{注3)}」について、何らかの関与がある場合は「いずれも関与なし」に比べて高くなっている。

(特集) 表 13 実母の心身の状況 <精神障害（医師の診断によるもの）>

		総数	どちらも関与	児童相談所のみ関与	市区町村のみ関与	いずれも関与なし	不明
心中以外	総数	678	106	49	57	455	10
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	328	64	31	35	198	0
		48.4%	60.4%	63.3%	61.4%	43.5%	0.0%
	あり	67	22	4	11	30	0
	9.9%	20.8%	8.2%	19.3%	6.6%	0.0%	
不明	283	20	14	11	227	10	
	41.7%	18.9%	28.6%	19.3%	49.9%	100.0%	
心中 (未遂を含む)	総数	388	33	27	26	291	8
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	122	5	12	9	93	1
		31.4%	15.2%	44.4%	34.6%	32.0%	12.5%
	あり	93	21	8	11	52	0
	24.0%	63.6%	29.6%	42.3%	17.9%	0.0%	
不明	173	7	7	6	146	7	
	44.6%	21.2%	25.9%	23.1%	50.2%	87.5%	

注3)「養育能力の低さ」とは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできないことをいう。

(特集) 表 14 実母の心身の状況 <うつ状態>

		総数	どちらも 関与	児童相談所 のみ関与	市区町村 のみ関与	いずれも 関与なし	不明
心中以外	総数	678	106	49	57	455	10
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	221	50	25	22	124	0
		32.6%	47.2%	51.0%	38.6%	27.3%	0.0%
	あり	73	18	6	11	37	0
10.8%		17.0%	12.2%	19.3%	8.1%	0.0%	
不明	384	38	18	24	294	10	
	56.6%	35.8%	36.7%	42.1%	64.6%	100.0%	
心中 (未遂を含む)	総数	388	33	27	26	291	8
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	47	3	5	5	34	0
		12.1%	9.1%	18.5%	19.2%	11.7%	0.0%
	あり	96	24	7	10	54	0
24.7%		72.7%	25.9%	38.5%	18.6%	0.0%	
不明	245	6	15	11	203	8	
	63.1%	18.2%	55.6%	42.3%	69.8%	100.0%	

(特集) 表 15 実母の心身の状況 <自殺未遂の既往>

		総数	どちらも 関与	児童相談所 のみ関与	市区町村 のみ関与	いずれも 関与なし	不明
心中以外	総数	678	106	49	57	455	10
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	260	62	26	36	136	0
		38.3%	58.5%	53.1%	63.2%	29.9%	0.0%
	あり	30	11	2	4	13	0
4.4%		10.4%	4.1%	7.0%	2.9%	0.0%	
不明	388	33	21	17	306	10	
	57.2%	31.1%	42.9%	29.8%	67.3%	100.0%	
心中 (未遂を含む)	総数	388	33	27	26	291	8
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	72	15	6	8	43	0
		18.6%	45.5%	22.2%	30.8%	14.8%	0.0%
	あり	31	8	5	4	13	0
8.0%		24.2%	18.5%	15.4%	4.5%	0.0%	
不明	285	10	16	14	235	8	
	73.5%	30.3%	59.3%	53.8%	80.8%	100.0%	

(特集) 表 16 実母の心身の状況 <養育能力の低さ>

		総数	どちらも 関与	児童相談所 のみ関与	市区町村 のみ関与	いずれも 関与なし	不明
心中以外	総数	678	106	49	57	455	10
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	182	27	17	17	121	0
		26.8%	25.5%	34.7%	29.8%	26.6%	0.0%
	あり	184	61	19	24	79	1
27.1%		57.5%	38.8%	42.1%	17.4%	10.0%	
不明	312	18	13	16	255	9	
	46.0%	17.0%	26.5%	28.1%	56.0%	90.0%	
心中 (未遂を含む)	総数	388	33	27	26	291	8
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	139	14	11	15	96	1
		35.8%	42.4%	40.7%	57.7%	33.0%	12.5%
	あり	30	15	4	4	6	0
7.7%		45.5%	14.8%	15.4%	2.1%	0.0%	
不明	219	4	12	7	189	7	
	56.4%	12.1%	44.4%	26.9%	64.9%	87.5%	

(2) 児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況

心中、心中以外の事例を、児童相談所および市区町村（虐待対応担当部署）との関わりについて、「どちらも関与」、「児童相談所のみ関与」、「市区町村のみ関与」、「いずれも関与なし」に分けてみると、「いずれも関与なし」では、心中事例が 64.2%、心中以外の事例が 66.0%、児童相談所や市区町村など何らかの関与がある場合は、心中事例が 19.4%、心中以外の事例が 30.5%であった。

① 心中以外について

- ・「死亡した子どもの死亡時の年齢」は、「いずれも関与なし」では「0日」が 24.7%、「0歳」が 29.7%であるのに対し、「市区町村のみ関与」、「どちらも関与」では「0歳」が最も多く、それぞれ 54.4%、31.8%、「児童相談所のみ関与」では「1～2歳」が最も多く 34.7%であった。
- ・「所属している養育・教育機関」は、何らかの関与がある場合、「保育所」が多くなっていた。
- ・「死亡時の虐待以前に確認された虐待」について、「あり」は、「どちらも関与」の 62.5%、「児童相談所のみ関与」の 44.1%、「市区町村のみ関与」の 39.1%であるのに対し、「いずれも関与なし」の場合は大半が「なし」であった。また、「虐待の頻度」は、「どちらも関与」「児童相談所のみ関与」では半数前後が「断続的・継続的」であった。しかし、「児童相談所のみ関与」の 30.6%、「どちらも関与」の 26.2%は、子どもの死亡時での「児童相談所の関与」は「相談終結」であった。
- ・「本事例について要対協での検討」について「あり」は、「どちらも関与」の 62.3%、「市区町村のみ関与」の 42.6%であった。
- ・乳幼児健康診査については、3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査とも、関わり状況によらず、未受診率は全国平均に比べてやや高くなっていた。
- ・「子育て支援事業の利用」が「あり」については、「どちらも関与」で半数以上と最も高いが、「いずれも関与なし」でも約2割は利用していた。
- ・母体側の問題では、「予期しない妊娠/計画していない妊娠 あり」は「児童相談所のみ関与」で低かった。また、「若年（10代）妊娠」は「児童相談所のみ関与」で、「母子健康手帳未発行」や「遺棄あり」は「いずれも関与なし」で高かった。
- ・「地域社会との接触」で、「ほとんどない」「乏しい」は、何らかの関与がある場合は半数以上と「いずれも関与なし」に比べて高い。また、「転居を繰り返す傾向」が「あり」も、何らかの関与がある場合は「いずれも関与なし」に比べて高い。

●心中以外 児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）の関与別

		どちらも関与 (総数 107)	児童相談所 のみ関与 (総数 49)	市区町村 のみ関与 (総数 57)	いずれも 関与なし (総数 461)
子どもの年齢(平均)		3.5 歳	4.0 歳	1.3 歳	1.9 歳
子どもの年齢	うち 0日の割合	2 1.9%	0 0.0%	1 1.8%	114 24.7%
	うち 0歳の割合	34 31.8%	10 20.4%	31 54.4%	137 29.7%
	うち 1～2歳の割合	24 22.4%	17 34.7%	14 24.6%	68 14.8%
所属している養育・教育機関 ありの割合		42 39.3%	18 36.7%	9 15.8%	78 16.9%
教育機関 所属している 養育・	所属している養育・教育 機関「あり」のうち 保育所の割合	21 (総数 42) 50.0%	8 (総数 18) 44.4%	6 (総数 9) 66.7%	24 (総数 78) 30.8%
	所属している養育・教育 機関「あり」のうち 小学校の割合	8 (総数 42) 19.0%	2 (総数 18) 11.1%	1 (総数 9) 11.1%	24 (総数 78) 30.8%
死亡時の虐待以前に確認 された虐待 ※1 ありの割合		55 (総数 88) 62.5%	15 (総数 34) 44.1%	18 (総数 46) 39.1%	23 (総数 326) 7.1%
虐待の頻度 断続的・継続的の割合		63 58.9%	23 46.9%	20 35.1%	62 13.4%
児童相談所の関与 子どもの 死亡時点での関与状況 相談終結の割合		28 26.2%	15 30.6%	— —	— —
市区町村の関与 子どもの死 亡時点での関与状況 相談終結の割合		9 8.4%	— —	10 17.5%	— —
本事例について 要対協での 検討 ありの割合 ※2		66 (総数 106) 62.3%	8 (総数 45) 17.8%	23 (総数 54) 42.6%	8 (総数 420) 1.9%
乳幼児健康診査 未受診(当該年齢に達していないを除く)					
	3～4か月児健康診査 未受診の割合 ※3	21 (総数 92) 22.8%	6 (総数 44) 13.6%	10 (総数 38) 26.3%	38 (総数 252) 15.1%
	1歳6か月児健康診査 未受診の割合 ※3	13 (総数 62) 21.0%	9 (総数 35) 25.7%	5 (総数 16) 31.3%	28 (総数 157) 17.8%
子育て支援事業の利用 ありの割合		57 53.3%	17 34.7%	26 45.6%	100 21.7%
母体側の問題					
	予期しない妊娠/計画し ていない妊娠 ありの割合	35 32.7%	10 20.4%	23 40.4%	139 30.2%
	若年(10代)妊娠 ありの割合	23 21.5%	14 28.6%	12 21.1%	75 16.3%
	母子健康手帳未発行 ありの割合	8 7.5%	1 2.0%	2 3.5%	139 30.2%

		どちらも関与 (総数 107)	児童相談所 のみ関与 (総数 49)	市区町村 のみ関与 (総数 57)	いずれも 関与なし (総数 461)
	遺棄 ※4 ありの割合	1 (総数 59)	0 (総数 22)	5 (総数 34)	91 (総数 220)
		1.7%	0.0%	14.7%	41.4%
経済状況 収入等 生活保護世帯の割合		25	6	9	18
		23.4%	12.2%	15.8%	3.9%
地域社会との接触 ほとんどない、乏しいの割合		75	32	30	127
		70.1%	65.3%	52.6%	27.5%
転居を繰り返す傾向 ありの割合		26	18	17	74
		24.3%	36.7%	29.8%	16.1%

※1 総数は、第8次報告から第17次報告の累計

※2 総数は、要対協設置「あり」の回答の累計

※3 「当該年齢に達していない」を除いた総数

※4 総数は、第11次報告から第17次報告の累計

② 心中について

- ・「死亡した子どもの死亡時の年齢」は、「市区町村のみ関与」を除き、いずれも6歳以上が半数より多かった。「所属している養育・教育機関」は、「市区町村のみ関与」を除き、いずれも「小学校」が42.9～51.5%と高くなっていた。
- ・「死亡時の虐待以前に確認された虐待」については、「どちらも関与あり」では約半数が「あり」であるのに対し、「いずれも関与なし」では大半が「なし」であった。また、「虐待の頻度」は、「どちらも関与」では「断続的・継続的」が41.7%であったが、子どもの死亡時点での「児童相談所の関与状況」について「相談終結」は55.6%、「市区町村の関与状況」について「相談終結」が33.3%であった。また、「児童相談所のみ関与」でも「児童相談所の関与状況」について「相談終結」は75.0%であった。
- ・「本事例について要対協での検討」が「あり」は、「どちらも関与」の55.6%、「市区町村のみ関与」の36.0%であった。
- ・「乳幼児健康診査」については、3～4か月児健康診査では「児童相談所のみ関与」「市区町村のみ関与」、1歳6か月児健康診査では「どちらも関与」「児童相談所のみ関与」の未受診率が全国平均※1に比べてやや高かった。 ※1 令和2年度地域保健・健康増進事業報告より 乳幼児健康診査の受診状況
3～5か月:94.0%/1歳6か月:95.2%
- ・「本児の成長・発達の問題」では、「どちらも関与」「児童相談所のみ関与」で「あり」の事例は40%前後であった。
- ・また、「実母の心身の状況」では、「精神障害（医師の診断によるもの）」が「あり」「うつ状態」が「あり」「自殺未遂の既往」が「あり」「養育能力の低さ」が「あり」の場合、何らかの関与がある場合は「いずれも関与なし」に比べて高い割合となっていた。

●心中 児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）の関与別

		どちらも関与 (総数 36)	児童相談所 のみ関与 (総数 28)	市区町村 のみ関与 (総数 26)	いずれも 関与なし (総数 298)
子どもの年齢(平均)		8.4 歳	8.6 歳	5.0 歳	6.1 歳
年齢 子どもの	うち3～5歳の割合	7	6	10	64
		19.4%	21.4%	38.5%	21.5%
	うち6歳以上の割合	24	20	8	148
		66.7%	71.4%	30.8%	49.7%
所属している養育・教育機関 ありの割合		33	28	15	202
		91.7%	100.0%	57.7%	67.8%
教育 機関 所属 している 養育・ 教育 機関	所属している養育・教育 機関「あり」のうち 保育所の割合	8 (総数 33)	7 (総数 28)	5 (総数 15)	46 (総数 202)
		24.2%	25.0%	33.3%	22.8%
	所属している養育・教育 機関「あり」の うち小学校の割合	16 (総数 33)	12 (総数 28)	5 (総数 15)	104 (総数 202)
		48.5%	42.9%	33.3%	51.5%
死亡時の虐待以前に確認され た虐待 ※1 ありの割合		18 (総数 34)	3 (総数 21)	8 (総数 22)	2 (総数 200)
		52.9%	14.3%	36.4%	1.0%
虐待の頻度 断続的・継続的の割合		15	4	6	1
		41.7%	14.3%	23.1%	0.3%
児童相談所の関与 子どもの死 亡時点での関与状況 相談終結の割合		20	21	-	-
		55.6%	75.0%	-	-
市区町村の関与 子どもの死 亡時点での関与状況 相談終結の割合		12	-	12	-
		33.3%	-	46.2%	-
子育て支援事業の利用 ありの割合		20	9	20	113
		55.6%	32.1%	76.9%	37.9%
本事例について要対協での 検討 ※2 ありの割合		20 (総数 36)	2 (総数 27)	9 (総数 25)	2 (総数 278)
		55.6%	7.4%	36.0%	0.7%
乳幼児健康診査 未受診(当該年齢に達していないを除く)					
	3～4か月児健康診査 未受診の割合 ※3	1 (総数 35)	2 (総数 28)	2 (総数 26)	11 (総数 280)
		2.9%	7.1%	7.7%	3.9%
	1歳6か月児健康診査 未受診の割合 ※3	4 (総数 35)	2 (総数 27)	0 (総数 20)	8 (総数 238)
		11.4%	7.4%	0.0%	3.4%
本児の成長・発達の問題 ありの割合		14	12	3	13
		38.9%	42.9%	11.5%	4.4%
実母の心身状況					
	精神障害(医師の診断 によるもの) ※4 ありの割合	21 (総数 33)	8 (総数 27)	11 (総数 26)	52 (総数 291)
		63.6%	29.6%	42.3%	17.9%
	うつ状態 ※4 ありの割合	24 (総数 33)	7 (総数 27)	10 (総数 26)	54 (総数 291)
		72.7%	25.9%	38.5%	18.6%

		どちらも関与 (総数 36)	児童相談所 のみ関与 (総数 28)	市区町村 のみ関与 (総数 26)	いずれも 関与なし (総数 298)
	自殺未遂の既往 ありの割合 ※4	8 (総数 33) 24.2%	5 (総数 27) 18.5%	4 (総数 26) 15.4%	13 (総数 291) 4.5%
	養育能力の低さ ありの割合 ※4	15 (総数 33) 45.5%	4 (総数 27) 14.8%	4 (総数 26) 15.4%	6 (総数 291) 2.1%
経済状態収入等 生活保護世帯の割合		5 13.9%	5 17.9%	1 3.8%	10 3.4%
地域社会との接触 ほとんどない、乏しいの割合		14 38.9%	6 21.4%	12 46.2%	28 9.4%

※1 第8次から第17次の総数

※3 「当該年齢に達していない」を除いた総数

※2 総数は、要対協設置「あり」の累計

※4 総数は、実母が「いる」の累計

1) 児童相談所の関与（どちらも関与、児童相談所のみ）（心中以外）

- ・「子どもの死亡時点での児童相談所の関与状況」は「相談終結」が、「どちらも関与」で26.2%、「児童相談所のみ関与」で30.6%であった。
- ・「虐待の認識」として、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が「どちらも関与」で37.4%、「児童相談所のみ関与」で26.5%、「虐待の認識はなかった」が、「どちらも関与」で24.3%、「児童相談所のみ関与」で32.7%と、虐待の可能性は認識しながら確定していない、または認識がないといった事例が半数を超えていた。また、「最後に行ったリスクアセスメントの結果」について、いずれも4割以上が「リスクはそれほど高くない」としている他、「リスクアセスメントを行わなかった」も「どちらも関与」が18.7%、「児童相談所のみ関与」が26.5%あり、リスクを感じていないケースがいずれも6～7割であった。
- ・「主な安全確認の方法」については、「定期もしくは不定期に訪問し安全確認」が「どちらも関与」で38.3%、「児童相談所のみ」で32.7%にとどまっていた。
- ・「最後に行ったリスクアセスメントの結果」と「子どもの死亡時点での関与状況」については、「リスクアセスメントを行わなかった」事例のうち「相談継続中」が66.7%であった。「相談継続中」という方向からみると、「リスクアセスメントを行わなかった」は19.5%であった。
- ・「最後に行ったリスクアセスメントの結果」と「虐待の認識」については、「リスクアセスメントを行わなかった」事例のうち、「虐待の認識があり、対応していた」が9.1%、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が36.4%と、「リスクアセスメントを行わなかった」事例のうち約4.5割は虐待の認識や虐待の可能性の認識があった。また、「虐待の認識があり対応していた」事例のうち、「リスクはそれほど高くない」が42.6%と半数近くはリスクの認識が低く、「リスクアセスメントを行

わなかった」は 4.9%であった。さらには「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」事例のうち「リスクアセスメントを行わなかった」事例が 22.6%であった。

児童相談所が関与(心中以外)		どちらも関与 (総数 107)	児童相談所 のみ関与 (総数 49)	児童相談所の 関与あり総数 (総数 156)
子どもの死亡時点での関与状況		28	15	43
相談終結の割合		26.2%	30.6%	27.6%
虐待の認識	虐待の可能性は認識していたが、確定していなかったの割合	40	13	53
	虐待の認識はなかったの割合	37.4%	26.5%	34.0%
最後に行ったリスクアセスメントの結果	リスクはそれほど高くないの割合	26	16	42
	リスクアセスメントを行わなかったの割合	24.3%	32.7%	26.9%
主に安全確認の方法 定期もしくは不定期的に訪問し安全確認の割合	リスクはそれほど高くないの割合	44	22	66
	リスクアセスメントを行わなかったの割合	41.1%	44.9%	42.3%
主に安全確認の方法 定期もしくは不定期的に訪問し安全確認の割合	リスクアセスメントを行わなかったの割合	20	13	33
	リスクアセスメントを行わなかったの割合	18.7%	26.5%	21.2%
主に安全確認の方法 定期もしくは不定期的に訪問し安全確認の割合		41	16	57
主に安全確認の方法 定期もしくは不定期的に訪問し安全確認の割合		38.3%	32.7%	36.5%

児童相談所が 関与 (心中以外)	(児童相談所の関与あり)最後に行ったリスクアセスメントの結果				
	総数	リスクが非常に高く緊急性がある	リスクがある	リスクはそれほど高くない	リスクアセスメントを行わなかった
子どもの死亡 時点での関与 状況 総数	156	17	39	66	33
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
相談終結	42	2	5	24	11
	26.9%	11.8%	12.8%	36.4%	33.3%
相談継続中	113	15	34	42	22
	72.4%	88.2%	87.2%	63.6%	66.7%

児童相談所が 関与(心中以外)	(児童相談所の関与あり)子どもの死亡時点での関与状況		
	総数	相談終結	相談継続中
最後に行ったリスクアセスメントの結果 総数	156	42	113
	100.0%	100.0%	100.0%
リスクが非常に高く緊急性がある	17	2	15
	10.9%	4.8%	13.3%
リスクがある	39	5	34
	25.0%	11.9%	30.1%
リスクはそれほど高くない	66	24	42
	42.3%	57.1%	37.2%
リスクアセスメントを行わなかった	33	11	22
	21.2%	26.2%	19.5%

児童相談所が 関与(心中以外)	(児童相談所の関与あり)最後に行ったリスクアセスメントの結果				
	総数	リスクが非 常に高く緊 急性がある	リスクがある	リスクはそ れほど高く ない	リスクアセス メントを行わ なかった
虐待の認識 総数	156	17	39	66	33
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
虐待の認識があり、 対応していた	61	13	19	26	3
	39.1%	76.5%	48.7%	39.4%	9.1%
虐待の可能性は認識 していたが、確定して いなかった	53	3	17	21	12
	34.0%	17.6%	43.6%	31.8%	36.4%
虐待の認識はなかった	41	1	3	19	18
	26.3%	5.9%	7.7%	28.8%	54.5%

児童相談所が 関与(心中以外)	(児童相談所の関与あり)虐待の認識			
	総数	虐待の認識があり、 対応していた	虐待の可能性は 認識していたが、 確定していなかった	虐待の認識は なかった
最後に行ったリス クアセスメントの 結果 総数	156	61	53	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
リスクが非常に高 く緊急性がある	17	13	3	1
	10.9%	21.3%	5.7%	2.4%
リスクがある	39	19	17	3
	25.0%	31.1%	32.1%	7.3%
リスクはそれほど 高くない	66	26	21	19
	42.3%	42.6%	39.6%	46.3%
リスクアセスメン トを行わなかった	33	3	12	18
	21.2%	4.9%	22.6%	43.9%

2) 市区町村（虐待対応担当部署）の関与（どちらも関与、市区町村（虐待対応担当部署）のみ）（心中以外）

- ・「相談受付経路」について、「市区町村のみ関与」では半数以上が「保健所または保健センター」であった。
- ・「子どもの死亡時点での関与状況」は、「相談継続中」が「どちらも関与」で91.6%、「市区町村のみ関与」で82.5%であったが、「市区町村から児童相談所への送致」が「あり」は「市区町村のみ関与」では8.8%にとどまっていた。
- ・「虐待の認識」として「虐待の認識はなかった」が、「市区町村のみ関与」で54.4%と半数を超えていた。また、「最後に行ったリスクアセスメント」の結果については、いずれも3割前後が「リスクはそれほど高くない」としている他、「リスクアセスメントを行わなかった」も「どちらも関与」で32.7%、「市区町村のみ関与」で40.4%であり、リスクを感じていないケースが6～7割であった。

- ・「主な安全確認の方法」として、「定期もしくは不定期に訪問し安全確認」が「どちらも関与」で 44.9%、「市区町村のみ関与」で 43.9%にとどまっていた。
- ・「最後に行ったリスクアセスメントの結果」と「子どもの死亡時点での関与状況」については、リスクアセスメントの結果に関わらず「相談継続中」の割合が高く、「リスクアセスメントを行わなかった」事例でも「相談継続中」が 86.2%であった。「相談継続中」の方向からみると、「リスクアセスメントを行わなかった」が 35.0%であった。
- ・「最後に行ったリスクアセスメントの結果」と「虐待の認識」については、「リスクアセスメントを行わなかった」事例のうち、「虐待の認識があり、対応していた」が 17.2%、「虐待の可能性は認識していたが、確定はしていなかった」が 34.5%と、「虐待の認識」または「虐待の可能性の認識」があった事例は半数以上となっている。

市区町村が関与(心中以外)		どちらも関与 (総数 107)	市区町村のみ関与 (総数 57)	市区町村関与あり 総数 (総数 164)
相談受付経路		30	31	61
保健所または保健センターの割合		28.0%	54.4%	37.2%
子どもの死亡時点での関与状況		98	47	145
相談継続中の割合		91.6%	82.5%	88.4%
児童相談所への送致		24	5	29
ありの割合		22.4%	8.8%	17.7%
虐待の認識		26	31	57
虐待の認識はなかったの割合		24.3%	54.4%	34.8%
最後に行った リスクアセ メントの結果	リスクはそれほど高 くない の割合	28	19	47
	リスクアセスメントを 行わなかったの割合	26.2%	33.3%	28.7%
主な安全確認の方法		48	25	73
定期もしくは不定期的に訪問し安 全確認の割合		44.9%	43.9%	44.5%

市区町村が 関与(心中以外)	(市区町村の関与あり)最後に行ったリスクアセスメントの結果				
	総数	リスクが非常 に高く緊急性 がある	リスクがある	リスクはそれ ほど高くない	リスクアセ メントを行わ なかった
子どもの死亡時点で の関与状況 総数	164	12	45	47	58
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
相談終結	19	3	1	7	8
	11.6%	25.0%	2.2%	14.9%	13.8%
相談継続中	143	9	44	40	50
	87.2%	75.0%	97.8%	85.1%	86.2%

市区町村が 関与(心中以外)	(市区町村の関与あり)子どもの死亡時点での 関与状況		
	総数	相談終結	相談継続中
最後に行ったリスクアセスメントの結果 総数	164	19	143
	100.0%	100.0%	100.0%
リスクが非常に高く緊急性がある	12	3	9
	7.3%	15.8%	6.3%
リスクがある	45	1	44
	27.4%	5.3%	30.8%
リスクはそれほど高くない	47	7	40
	28.7%	36.8%	28.0%
リスクアセスメントを行わなかった	58	8	50
	35.4%	42.1%	35.0%

市区町村が 関与(心中以外)	(市区町村の関与あり)最後に行ったリスクアセスメントの結果				
	総数	リスクが非常に高く緊急性がある	リスクがある	リスクはそれほど高くない	リスクアセスメントを行わなかった
虐待の認識 総数	164	12	45	47	58
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
虐待の認識があり、対応していた	58	9	25	14	10
	35.4%	75.0%	55.6%	29.8%	17.2%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	48	3	10	15	20
	29.3%	25.0%	22.2%	31.9%	34.5%
虐待の認識はなかった	56	0	10	18	28
	34.1%	0.0%	22.2%	38.3%	48.3%

市区町村が 関与(心中以外)	(市区町村の関与あり)虐待の認識			
	総数	虐待の認識があり、対応していた	虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	虐待の認識はなかった
最後に行ったリスクアセスメントの結果 総数	164	58	48	56
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
リスクが非常に高く緊急性がある	12	9	3	0
	7.3%	15.5%	6.3%	0.0%
リスクがある	45	25	10	10
	27.4%	43.1%	20.8%	17.9%
リスクはそれほど高くない	47	14	15	18
	28.7%	24.1%	31.3%	32.1%
リスクアセスメントを行わなかった	58	10	20	28
	35.4%	17.2%	41.7%	50.0%

3) 児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況において、「いずれも関与なし」のケース

【その他の関係機関の関与状況】

児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）のいずれも関与のないケースに関して、他の関係機関の関与の有無をみると、「関与あり」の割合が高いのは、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」（心中以外 39.0%、心中 50.0%）、「養育機関・教育機関」（心中 40.3%）、「医療機関」（心中以外 27.1%、心中 26.8%）であった。

児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）のいずれも関与のないケースに関して、「関与あり虐待の認識もあり」であった関係機関（「医療機関」は「いずれも関与なし全体」で 1.3%、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」は「いずれも関与なし全体」で 0.4% 等）が複数あった。

		いずれも関与なし全体 (総数 759)	心中以外 (総数 461)	心中 (未遂含む) (総数 298)	
福祉事務所	関与ありの割合		91	44	47
			12.0%	9.5%	15.8%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	91	44	47
		関与あり虐待の認識もあり	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	
家庭児童相談室	関与ありの割合		15	7	8
			2.0%	1.5%	2.7%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	15	7	8
		関与あり虐待の認識もあり	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	
民生児童委員	関与ありの割合		21	13	8
			2.8%	2.8%	2.7%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	20	12	8
		関与あり虐待の認識もあり	1	1	0
		0.1%	0.2%	0.0%	
保健所	関与ありの割合		48	30	18
			6.3%	6.5%	6.0%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	48	30	18
		関与あり虐待の認識もあり	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	
市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	関与ありの割合		329	180	149
			43.3%	39.0%	50.0%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	326	177	149
		関与あり虐待の認識もあり	3	3	0
		0.4%	0.7%	0.0%	
養育機関・教育機関	関与ありの割合		193	73	120
			25.4%	15.8%	40.3%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	190	70	120
		関与あり虐待の認識もあり	3	3	0
		0.4%	0.7%	0.0%	

		いずれも関 与なし全体 (総数 759)	心中以外 (総数 461)	心中 (未遂含む) (総数 298)	
医療機関	関与ありの割合	205 27.0%	125 27.1%	80 26.8%	
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	195 25.7%	115 24.9%	80 26.8%
		関与あり虐待の認識もあり	10 1.3%	10 2.2%	0 0.0%
	助産師(医療 機関に勤務す る者を除く)	関与ありの割合	33 4.3%	19 4.1%	14 4.7%
内訳	関与はあったが虐待の認識なし	32 4.2%	18 3.9%	14 4.7%	
	関与あり虐待の認識もあり	1 0.1%	1 0.2%	0 0.0%	
警察	関与ありの割合	21 2.8%	13 2.8%	8 2.7%	
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	21 2.8%	13 2.8%	8 2.7%
		関与あり虐待の認識もあり	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

		いずれも関 与なし全体 (総数 759)	心中以外 (総数 461)	心中 (未遂含む) (総数 298)	
婦人相談所	関与ありの割合	2 0.3%	1 0.2%	1 0.3%	
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	2 0.3%	1 0.2%	1 0.3%
		関与あり虐待の認識もあり	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

		いずれも関 与なし全体 (総数 95)	心中以外 (総数 69)	心中 (未遂含む) (総数 26)	
配偶者暴力 相談支援セン ター	関与ありの割合	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
		関与あり虐待の認識もあり	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

【母子健康手帳が未発行の場合】

児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）と関わりがない場合においても、市区町村の母子保健担当部署との関わりがあるケースが多い。母子保健の関わりの契機として母子健康手帳の発行があるが、この母子健康手帳を発行しているのは、児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）とも関与のない事例の中で、心中以外で47.7%、心中で54.4%にとどまり、母子健康手帳未発行は、心中以外で30.2%、心中で1.7%であった。

なお、心中は母子健康手帳未発行がほとんどいないため、心中以外の事例における母子健康手帳が未発行の場合の傾向を確認する。

児童相談所や市区町村 (虐待対応担当部署)の 関与なし	総数	母子健康手帳 発行	母子健康手帳 未発行	不明
心中以外	461	220	139	101
	100.0%	47.7%	30.2%	21.9%
心中(未遂を含む)	298	162	5	131
	100.0%	54.4%	1.7%	44.0%

- ・「母子健康手帳未発行」の場合、「死亡した子どもの死亡時の年齢」の平均は0.2歳、年齢構成は「0日」が71.2%であり、「母子健康手帳発行」の場合の死亡した子どもの死亡時の年齢の平均 2.1 歳、年齢構成は「0日」は2.3%で、「0歳」が45.9%が多かった。
- ・「母子健康手帳未発行」の場合、死因となった虐待の種類は、「ネグレクト」が42.4%であり、そのうち「遺棄」が81.4%と、大半を占めていた。
- ・「母子健康手帳未発行」の場合、「加害の動機(背景)」は、「子どもの存在の拒否・否定」が27.3%と多いものの、「不明」が43.2%であった。
- ・「母子健康手帳未発行」の場合、母体側の問題として、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が「あり」が62.6%、「若年(10代)妊娠」が「あり」が28.1%、「妊婦健康診査未受診」が89.2%であった。
- ・「母子健康手帳未発行」の場合、サービスの利用状況については、「死亡時点での養育機関等の所属」が「なし」が97.8%、「子育て支援事業の利用」が「あり」が1.4%にとどまっていた。
- ・「母子健康手帳未発行」の場合、「地域社会との接触」で「ほとんどない」「乏しい」が31.7%、「不明」が47.5%であった。

		心中以外			
		全体 (総数 461)	母子健康手帳 発行 (総数 220)	母子健康手帳 未発行 (総数 139)	不明 (総数 101)
死亡した子どもの死亡時の年齢(平均値)		1.9	2.1	0.2	4.3
死亡した子どもの 死亡時の年齢 (年齢区分)	0日の割合	114 24.7%	5 2.3%	99 71.2%	9 8.9%
	0歳の割合	137 29.7%	101 45.9%	19 13.7%	17 16.8%
死因となった虐待 の種類	ネグレクトの割合	137 29.7%	51 23.2%	59 42.4%	26 25.7%
	うち、遺棄割合	64 46.7%	4 7.8%	48 81.4%	11 42.3%
加害の動機(背景)	子どもの存在の拒否・ 否定の割合	50 10.8%	8 3.6%	38 27.3%	4 4.0%
	不明の割合	171 37.1%	56 25.5%	60 43.2%	54 53.5%
予期しない妊娠／計画していない妊娠 ありの割合		139 30.2%	45 20.5%	87 62.6%	7 6.9%

		心中以外			
		全体 (総数 461)	母子健康手帳 発行 (総数 220)	母子健康手帳 未発行 (総数 139)	不明 (総数 101)
若年(10代)妊娠 あり の割合		75	26	39	10
		16.3%	11.8%	28.1%	9.9%
妊婦健康診査未受診 あり の割合		152	24	124	4
		33.0%	10.9%	89.2%	4.0%
死亡時点での養育機関等の所属 なし の割合		356	168	136	52
		77.4%	76.4%	97.8%	51.5%
子育て支援事業の利用 あり の割合		100	88	2	10
		21.7%	40.0%	1.4%	9.9%
地域社会との 接触	ほとんど無い の割合	82	46	31	5
		17.8%	20.9%	22.3%	5.0%
	乏しい の割合	45	27	13	5
		9.8%	12.3%	9.4%	5.0%
	不明 の割合	224	82	66	76
		48.6%	37.3%	47.5%	75.2%

(3) 第5次から第17次報告における主たる虐待者(実母、実父)の状況

主たる虐待者は実母の場合が多く、母体の状況を含めて実母に焦点があてられることが多いが、実父が主たる虐待者の場合の対策を検討する際の一助とするため、第5次から第17次報告における全事例について、主たる虐待者が実父の場合の実父の状況について傾向を確認する。

	総数	実母	実父
心中以外	698	485	175
	100.0%	69.5%	25.1%
心中(未遂を含む)	464	340	101
	100.0%	73.3%	21.8%

※1 主たる虐待者に実母、実父が含まれる事例をそれぞれ抜粋。なお主たる虐待者は複数の場合もある。

【心中以外の主たる虐待者が実父の場合の状況】

- ・主たる虐待者が「実父」の場合、実父と共に「実母」が主たる虐待者となっていた割合は 38.9%であった。（主たる虐待者が「実母」の場合、実母と共に「実父」が主たる虐待者となっていた割合は 14.0%）
- ・主たる虐待者が「実父」の場合、死亡した子どもの死亡時の年齢は、「0歳」が 44.0%（主たる虐待者が「実母」の場合は 30.7%）、「直接死因」は「頭部外傷」が 26.3%（主たる虐待者が「実母」の場合は 13.4%）、「加害の動機（背景）」は「泣きやまないことにいらだったため」が 18.3%（主たる虐待者が「実母」の場合は 6.0%）で、「保護を怠ったことによる死亡」（18.9%）に次いで高かった。
- ・主たる虐待者が「実父」の場合、「子育て支援事業の利用」が「あり」は 29.1%（主たる虐待者が「実母」の場合は 27.4%）、うち「乳児家庭全戸訪問事業 利用あり」は 81.3%（主たる虐待者が「実母」の場合は 66.9%）が「利用あり」であるが、「保育所入所」は 27.1%（主たる虐待者が「実母」の場合は 33.9%）にとどまっていた。
- ・主たる虐待者が「実父」の場合、「死亡時の虐待以前に確認された虐待」が「あり」が 29.5%（主たる虐待者が「実母」の場合は 20.9%）、「通告」が「あり」は 23.4%（主たる虐待者が「実母」の場合は 18.8%）、「通告の時期」は「死亡の1年以上前」41.5%（主たる虐待者が「実母」の場合は 22.0%）で、「通告者」が「医療機関」26.8%（主たる虐待者が「実母」の場合は 16.5%）、「警察」22.0%（主たる虐待者が「実母」の場合は 11.0%）と、主たる虐待者が「実母」の場合より高かった。一方、「児童相談所の関与」は「あり」が 22.3%（主たる虐待者が「実母」の場合は 20.0%）と「実母」の場合とほぼ同じであるものの、そのうち「子どもの死亡時点での関与状況」は「相談終結」が 38.5%（主たる虐待者が「実母」の場合は 25.5%）と「実母」の場合より高かった。

		全体 (総数 698 人)	主たる虐待者が 実母 (総数 485 人)	主たる虐待者が 実父 (総数 175 人)
主たる虐待者 (複数回答)	実母の割合	485	485	68
		69.5%	100.0%	38.9%
	実父の割合	175	68	175
		25.1%	14.0%	100.0%
死亡した子どもの 死亡時の年齢 (年齢区分)	0歳の割合	219	149	77
		31.4%	30.7%	44.0%
直接死因	頭部外傷の割合	141	65	46
		20.2%	13.4%	26.3%
加害の動機 (背景)	保護を怠ったことによる 死亡の割合	104	93	33
		14.9%	19.2%	18.9%

		全体 (総数 698 人)	主たる虐待者が 実母 (総数 485 人)	主たる虐待者が 実父 (総数 175 人)
泣きやまないことにはらだ ったため の割合		67 9.6%	29 6.0%	32 18.3%
子育て 支援 事業 の 利用	あり の割合	200 28.7%	133 27.4%	51 29.1%
	うち 乳児家庭全戸訪問事業 利用あり の割合 ※1	125 (総数 181) 69.1%	79 (総数 118) 66.9%	39 (総数 48) 81.3%
	うち 保育所入所 利用あり の割合 ※2	72 (総数 187) 38.5%	42 (総数 124) 33.9%	13 (総数 48) 27.1%
	死亡時の虐待以前に 確認された虐待の 有無 ※3	111 (総数 504) 22.0%	74 (総数 354) 20.9%	36 (総数 122) 29.5%
通告の有無	あり 割合	146 20.9%	91 18.8%	41 23.4%
通告時期	死亡前の1年以上前 の割合	33 (総数 146) 22.6%	20 (総数 91) 22.0%	17 (総数 41) 41.5%
通告者	医療機関 の割合	35 (総数 146) 24.0%	15 (総数 91) 16.5%	11 (総数 41) 26.8%
	警察 の割合	22 (総数 146) 15.1%	10 (総数 91) 11.0%	9 (総数 41) 22.0%
児童相談所の関与	あり の割合	156 22.3%	97 20.0%	39 22.3%
子どもの死亡時点で の関与状況	相談終結 の割合	43 (総数 157) 27.4%	25 (総数 98) 25.5%	15 (総数 39) 38.5%

※1 第7次報告から第17次報告の累計

※2 第6次報告から第17次報告の累計

※3 第8次報告から第17次報告の累計

【心中以外の「実母」「実父」の生育歴】

	実母の状況		実父の状況	
	虐待者が実母の 場合 (総数 485 人)	(参考)虐待者が 実父の場合 ※1 (総数 169 人)	虐待者が実父の 場合 (総数 175 人)	(参考)虐待者が 実母の場合 ※1 (総数 314 人)
無職の割合	250 51.5%	(85) (50.3%)	36 20.6%	(31) (9.9%)
実母、実父の成育歴				
一人親家庭の割合	108 22.3%	(35) (20.7%)	33 18.9%	(36) (11.5%)
	両親間にDV ありの割合	19 3.9%	(12) (7.1%)	12 6.9%

		実母の状況		実父の状況	
		虐待者が実母の場合 (総数 485 人)	(参考)虐待者が 実父の場合 ※1 (総数 169 人)	虐待者が実父の場合 (総数 175 人)	(参考)虐待者が 実母の場合 ※1 (総数 314 人)
最終学歴 ※2	中学卒	29 (総数 237)	(16) (総数 87)	14 (総数 87)	(15) (総数 159)
		12.2%	(18.4%)	16.1%	(9.4%)
	高校卒	41 (総数 237)	(15) (総数 87)	14 (総数 87)	(14) (総数 159)
		17.3%	(17.2%)	16.1%	(8.8%)
非行歴 ありの割合		43 8.9%	(21) (12.4%)	23 13.1%	(16) (5.1%)
虐待を受けた体験 ありの割合		55 11.3%	(16) (9.5%)	16 9.1%	(13) (4.1%)
実母、実父の心身の状況					
育児不安 ありの割合		135 27.8%	(24) (14.2%)	13 7.4%	(7) (2.2%)
衝動性 ありの割合		72 14.8%	(12) (7.1%)	40 22.9%	(18) (5.7%)
攻撃性 ありの割合		56 11.5%	(11) (6.5%)	37 21.1%	(22) (7.0%)
怒りのコントロール 不全 ありの割合		54 11.1%	(10) (5.9%)	37 21.1%	(17) (5.4%)
うつ状態 ありの割合		65 13.4%	(8) (4.7%)	5 2.9%	(1) (0.3%)
感情の起伏が激しい ありの割合		52 10.7%	(13) (7.7%)	32 18.3%	(21) (6.7%)
DVを行っている ありの割合		5 1.0%	(2) (1.2%)	24 13.7%	(23) (7.3%)
養育能力の低さ ありの割合		142 29.3%	(44) (26.0%)	44 25.1%	(46) (14.6%)

※1 実母、実父がそれぞれ「いる(同居)」「いる(別居)」場合

※2 総数は、第11次報告から第17次報告の累計

(4) 考察

今回の特集では、虐待死に至ってしまった事例の関係機関の関与状況として、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が関与していたが、虐待死に至ってしまった事例を中心に、関与がなかった事例の傾向について確認した。

児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が関与しているのは、心中では約2割、心中以外では約3割であり、心中においても死亡前に児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が対応しているケースがあった。ただし、本調査の対象が子ども虐待により死亡した（疑いを含む）事例であるという特性があり、また各関係機関の関与状況にかかる詳細については本調査では把握できていないため、その傾向等について考察するにあたっては留意が必要である。

市区町村の虐待対応担当部署のみが関わっている心中以外の事例では、死亡した子どもの年齢は「0歳（0日除く）」が半数を超えていた。一方で、死亡時の虐待以前にも確認されている虐待があるとする事例が約4割あるものの、児童相談所に送致をしているのは1割にも満たず、市区町村の虐待対応担当部署による支援が対応の中心であることがわかった。特に、市区町村の虐待対応担当部署のみの関与の場合、死亡時点において大半が相談継続中であるが、虐待への認識が低く、リスクアセスメントも行っていないケースが多いという結果が得られた。これは、市区町村の虐待対応担当部署による相談対応の過程において、そのリスクアセスメントに必要な情報を収集するための調査等が十分でない可能性や他の関係機関との情報共有等についても不十分であった可能性があり、当該家庭の課題を適切に把握できず、市区町村虐待対応担当部署の職員は危機意識を持つに至らず、適切にリスクアセスメントをすることができなかったことが推測される。相談対応の過程においては、家庭への先入観を持たないことはもとより、個々の職員の経験・知識に頼りすぎることなく、組織として対応方針を協議するしくみの徹底やそれらの協議を行うべき事例やそのタイミング・方法等を事前に明確化しておくことが重要である。

また、市区町村の虐待対応担当部署のみが関わっている事例において、母体側の問題では予期しない妊娠事例が多かった。これらの事例については、妊娠届が提出された場合は母子健康手帳発行時に実施される母子保健担当部署による妊婦との面談において、その妊娠の経緯についても聴取されていることが多いと考えられる。その他、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、子どもの予防接種などを、予期しない妊娠事例か否かや母の妊娠・出産への思い等を把握するとともに支援の契機として重要な機会として捉え

るべきである。したがって、予期しない妊娠事例を母子保健担当部署や医療機関が把握した場合は、早期から市区町村の虐待対応担当部署に情報提供と密な連携を依頼しておき、積極的に一体的な支援体制の構築に努めることが必要である。

一方で、市区町村の虐待対応担当部署のみの関与の場合、医療機関が関与している事例が多いにもかかわらず、医療機関においても半数以上の事例が虐待の認識がなかった。市区町村の虐待対応担当部署は、母や子どもに関わる機会の多い関係部署・関係機関からの情報を基に、母の状況やその家庭にかかるアセスメントを適切に行い、出産後の母及びその家庭の状況を見据えた支援のあり方、その支援における役割分担や連携方法について、母子保健担当部署や医療機関、場合により精神保健対応担当部署や生活保護等の対応部署とも調整し、保護者や子どもに対応し得る多様な関係機関が密に連携した一体的な支援が求められる。例えば、死亡事例では乳幼児健康診査の未受診者が多いことを踏まえ、要保護児童対策地域協議会への登録事例や児童相談所対応中の事例だけでなく、このような乳幼児健康診査の未受診者について、虐待リスクの高い事例として母子保健担当部署のみでなく早期から児童相談所等虐待対応担当部署やその他関係機関が関わり、各関係機関が見守りや直接的な対応をする際の役割を明確にし、情報共有すべき内容についても各関係機関で統一していくこと等が重要である。また、市区町村の虐待対応担当部署の職員の資質の向上を図るとともに、市区町村の虐待対応担当部署が各関係機関に対して求めたい役割及び対応について具体的に説明し、タイムリーに各関係機関が情報共有及び方針の検討・統一等を行える体制の再構築を図ることなども有効と考える。加えて、主たる虐待者が実父である事例に関する結果を抽出したところ、実父の生育歴の影響が一定程度あることが推測されたが、これは主たる虐待者が実父でない場合においても同様に実父の生育歴が影響する可能性が考えられる。したがって、妊娠期における母子保健での関わりにおいては、母だけでなく、父の生育歴などの状況や養育能力の把握にも努め、早期から家族全員を対象として対応していくことも重要である。

児童相談所が関わっている心中以外の事例では、「0歳（0日除く）」が約3割、「1～2歳」が約3割と半数以上が低年齢であった。また、児童相談所が関与を終結した後に、子ども虐待による死亡に至ってしまった事例（心中以外）が約3割で、相談終結をしていない場合でも「リスクはそれほど高くないと認識していた」ケースが約4割あり、更にはリスクアセスメントを行っていないケースも約2割であった。しかし、リスクアセスメントの判断や関与を終結の判断をする際の根拠となった各事例の事実関係

の詳細や、児童相談所による関与終了後どの程度の期間が経過した後に子ども虐待による死亡に至ったか等については本調査では把握できないため、それらの判断の適切性等は不明である。ただし、児童相談所の主な安全確認の方法として、訪問して安全確認を行っているのは約4割にとどまっていたことから、児童相談所が関与しているケースにおけるアセスメントや安全確認という基本的な対応について十分でないなどの課題がある可能性も考えられる。児童相談所が扱う相談件数等が年々増加していることに加え、家族の多様化や複雑性を有する家庭もあり、容易に家庭の実態を把握することは困難で児童相談所は多大な業務を担っている状況といえるが、子ども虐待から子どもの生命や安全を守るために迅速かつ適切な対応が求められる立場である児童相談所には、そのアセスメント力の一層の向上が期待される。特に児童相談所が関与を終結するという判断を行う際は、児童相談所自らの調査や関係機関に対する積極的な情報収集を行い、当該家庭のアセスメントをより慎重に行い、それらの方針の妥当性について関係機関間で十分に検討した上で実施すべきであるとともに、事例によっては、市区町村虐待対応担当部署等に適切に引き継ぐなどにより市区町村による支援につなげることが必要であると考えられる。

また、児童相談所については、市区町村の虐待対応担当部署と同様、個々の資質の向上だけでなく、リスク等を適切に判断し、組織全体で対応できる体制の強化が重要である。体制の強化に向けては、リスクの共有・分析にも活用可能な丁寧な経過記録等を作成し、近隣自治体とそれらの記録に基づく事例検討の機会を設定するなどにより、その適切性に関する振り返りの機会を確保するとともに、各児童相談所の知見を共有することなどを積極的に進めていくことが期待される。

そして、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署は、地域社会との接触が少ない事例や転居を繰り返す傾向のある事例など、社会との繋がりが希薄と考えられる事例に対しては、比較的関与ができていたという結果が得られた。このように一定のリスクを有する可能性が高い事例については、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署による対応やその資質の向上を図ることにとどめず、民生委員・児童委員等を含め、当該家庭に関与し得る地域の多様な関係機関・者の協力を積極的に得て、支援や見守りを多角的に行えるように地域の支援体制の充実を図ることも重要である。しかし、児童相談所が関与している場合や市区町村の虐待対応担当部署が関与している場合においても、リスクアセスメントを実施していない事例が認められた。このような事例では、連携している関係機関にアセスメントを一任している可能性等も考えられるが、児童相談所や市区町村の虐待対応担当

部署は、関係機関と共にアセスメントを実施、もしくはそれぞれでアセスメントを実施しその結果を共有するという対応を徹底すべきである。

本特集においては、今回は児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署の関与状況を中心に傾向を確認したが、虐待死事例については、今回は児童相談所や市区町村虐待対応担当部署のどちらも関与していない事例が最も多いことは憂慮すべきことである。どちらも関与していない場合であっても、保健センター等母子保健や医療機関の他、きょうだいや子どもの養育・教育機関との関わりは一定数あるとの結果がみられた。したがって、母子保健の担当部署や子どもの所属機関などを含む多様な関係機関による情報も重視し、見守りや相談体制の強化を図り、適切かつ円滑な情報共有及び方針の検討・統一等によりリスクを減少させることが期待される。ただし、どちらも関与していない場合は、母子健康手帳が未発行であり、遺棄を伴うケースも多く、非常にリスクが高い事例も多いことに留意が必要である。これらの事例については、医療機関による関与以外は関係機関の関与はほとんどなかった。これらの事例に対しては、様々な関係者から得られた情報を基に速やかに妊娠期の支援の開始に努めるとともに、あらゆる世代に対して妊娠・出産や避妊に関する知識を獲得できる機会の充実を図ることも必要である。一方で、その他の関係機関が関与しており、虐待の認識を有しているにもかかわらず、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署のいずれも関与していない事例が認められた。

このことから、虐待の認識をしている場合であっても、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署に対して通告を躊躇していた可能性が示唆され、支援を要する家庭や児童の発見に資する現行の制度が十分に活用されていないことが推測される。虐待の可能性を認識した関係機関は速やかに児童相談所等に通告する必要があることについて、一層の周知を図るべきである。

なお、本調査は、各地方公共団体に対し、児童相談所が把握する情報のみでなく、市区町村（虐待対応担当部署、母子保健担当部署等）やその他の対象事例の関係機関等に照会するなど、可能な限り情報収集をした上で回答いただくよう依頼している。しかし、関係機関が当該事例について事前に把握し、支援等で関与していない場合は、新たな情報収集が難しく、子ども自身や虐待の加害者、家庭の状況等について把握できず、「不明」と報告される事例が多い。また、母子保健施策によって母の状況については父やその他の家族員に比べて把握がしやすいなど、同一世帯であっても支援等を通して把握している情報やその量に偏りが生じている可能性もある。虐待による死亡事例の効果的な再発予防策の検討に向けては、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署を中心に、検証の際に必要な情報を関係機

関から適切に把握することが重要であり、その重要性についての理解が求められる。

(参考資料1)

※以降の表は、上記までの表の横軸で分析

(特集 参考資料) 死亡した子どもの死亡時の年齢(年齢区分)

	総数		0日		0歳		1～2歳		3～5歳		6歳以上		不明	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	119	100.0%	219	100.0%	127	100.0%	111	100.0%	71	100.0%	51	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	2	1.7%	34	15.5%	24	18.9%	28	25.2%	18	25.4%	1	2.0%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	0	0.0%	10	4.6%	17	13.4%	11	9.9%	9	12.7%	2	3.9%
市区町村のみ関与	57	8.2%	1	0.8%	31	14.2%	14	11.0%	8	7.2%	1	1.4%	2	3.9%
いずれも関与なし	461	66.0%	114	95.8%	137	62.6%	68	53.5%	59	53.2%	40	56.3%	43	84.3%
不明	11	1.6%	2	1.7%	5	2.3%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	5.9%
心中による虐待死(未遂を含む)	464	100.0%	1	100.0%	56	100.0%	56	100.0%	106	100.0%	240	100.0%	5	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	0	0.0%	1	1.8%	4	7.1%	7	6.6%	24	10.0%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.6%	6	5.7%	20	8.3%	0	0.0%
市区町村のみ関与	26	5.6%	0	0.0%	4	7.1%	4	7.1%	10	9.4%	8	3.3%	0	0.0%
いずれも関与なし	298	64.2%	1	100.0%	46	82.1%	37	66.1%	64	60.4%	148	61.7%	2	40.0%
不明	9	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	2.5%	3	60.0%

(特集 参考資料) 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無

	総数		なし		あり		不明	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	504	100.0%	327	100.0%	111	100.0%	66	100.0%
どちらも関与	88	17.5%	28	8.6%	55	49.5%	5	7.6%
児童相談所のみ関与	34	6.7%	18	5.5%	15	13.5%	1	1.5%
市区町村のみ関与	46	9.1%	24	7.3%	18	16.2%	4	6.1%
いずれも関与なし	326	64.7%	251	76.8%	23	20.7%	52	78.8%
不明	6	1.2%	2	0.6%	0	0.0%	4	6.1%
心中による虐待死(未遂を含む)	300	100.0%	226	100.0%	37	100.0%	37	100.0%
どちらも関与	34	11.3%	16	7.1%	18	48.6%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	21	7.0%	18	8.0%	3	8.1%	0	0.0%
市区町村のみ関与	22	7.3%	13	5.8%	8	21.6%	1	2.7%
いずれも関与なし	200	66.7%	163	72.1%	2	5.4%	35	94.6%
不明	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.7%

(特集 参考資料) 虐待の頻度

	総数		今回初めて		2回目以上(断続的・継続的)		不明	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	316	100.0%	170	100.0%	212	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	21	6.6%	63	37.1%	23	10.8%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	14	4.4%	23	13.5%	12	5.7%
市区町村のみ関与	57	8.2%	24	7.6%	20	11.8%	13	6.1%
いずれも関与なし	461	66.0%	251	79.4%	62	36.5%	148	69.8%
不明	11	1.6%	1	0.3%	0	0.0%	10	4.7%
心中による虐待死(未遂を含む)	464	100.0%	267	100.0%	31	100.0%	166	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	17	6.4%	15	48.4%	4	2.4%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	22	8.2%	4	12.9%	2	1.2%
市区町村のみ関与	26	5.6%	16	6.0%	6	19.4%	4	2.4%
いずれも関与なし	298	64.2%	182	68.2%	1	3.2%	115	69.3%
不明	9	1.9%	2	0.7%	0	0.0%	7	4.2%

(特集 参考資料) 加害の動機(背景)_a加害の動機(背景)

	総数		しつけのつもり		子どもがなつかない		パートナーへの愛情を独占されたなど、子どもに対する嫉妬心		パートナーへの怒りを子どもに向ける		慢性の疾患等の苦しみから子どもを救おうという主観的意図		子どもの暴力などから身を守るため	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	68	100.0%	8	100.0%	5	100.0%	7	100.0%	3	100.0%	0	—
どちらも関与	107	15.3%	23	33.8%	4	50.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	—
児童相談所のみ関与	49	7.0%	11	16.2%	2	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	0	—
市区町村のみ関与	57	8.2%	4	5.9%	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	—
いずれも関与なし	461	66.0%	30	44.1%	2	25.0%	3	60.0%	7	100.0%	2	66.7%	0	—
不明	11	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	—
心中による虐待死(未遂を含む)	464	100.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
どちらも関与	36	7.8%	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
児童相談所のみ関与	28	6.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
市区町村のみ関与	26	5.6%	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
いずれも関与なし	298	64.2%	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
不明	9	1.9%	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

(続き)

	MSBP(代理ミ ュンヒハウゼン 症候群)		子どもの世話・ 養育方法が わからない		子どもの世話・ 養育をする 余裕がない		子どもの存在 の拒否・否定		泣きやまないこ とにいらだった ため		アルコール又は 薬物依存に起 因した精神症状 による行為		12 以外に起因 した精神症状に よる行為(妄想 などによる)	
心中以外の虐待死	4	100.0%	0	—	0	—	63	100.0%	67	100.0%	3	100.0%	31	100.0%
どちらも関与	1	25.0%	0	—	0	—	2	3.2%	11	16.4%	1	33.3%	3	9.7%
児童相談所のみ関 与	0	0.0%	0	—	0	—	3	4.8%	3	4.5%	0	0.0%	1	3.2%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	—	0	—	7	11.1%	7	10.4%	0	0.0%	4	12.9%
いずれも関与なし	3	75.0%	0	—	0	—	50	79.4%	46	68.7%	2	66.7%	22	71.0%
不明	0	0.0%	0	—	0	—	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
どちらも関与	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
児童相談所のみ関 与	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
市区町村のみ関与	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
いずれも関与なし	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
不明	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

(続き)

	その他		保護を怠った ことによる死亡 (~17 次)		不明	
心中以外の虐待死	94	100.0%	104	100.0%	241	100.0%
どちらも関与	15	16.0%	15	14.4%	31	12.9%
児童相談所のみ関 与	3	3.2%	10	9.6%	15	6.2%
市区町村のみ関与	9	9.6%	10	9.6%	15	6.2%
いずれも関与なし	60	63.8%	63	60.6%	171	71.0%
不明	1	1.1%	1	1.0%	8	3.3%
心中による虐待死 (未遂を含む)	0	—	0	—	11	100.0%
どちらも関与	0	—	0	—	1	9.1%
児童相談所のみ関 与	0	—	0	—	0	0.0%
市区町村のみ関与	0	—	0	—	0	0.0%
いずれも関与なし	0	—	0	—	8	72.7%
不明	0	—	0	—	1	9.1%

(特集 参考資料) 加害の動機(背景)_b_具体的な動機として考えられるもの

	総数		子どもの病 気・障害		保護者自身の 精神疾患、 精神不安		保護者自身の 病気(精神疾 患を除く)・障害 等		経済的困窮 (多額の借金 など)		育児不安や 育児負担感		夫婦間のトラ ブルなど家庭 に不和	
心中による虐待死 (未遂を含む)	328	100.0%	36	100.0%	86	100.0%	68	100.0%	56	100.0%	67	100.0%	52	100.0%
どちらも関与	35	10.7%	8	22.2%	11	12.8%	10	14.7%	6	10.7%	14	20.9%	6	11.5%
児童相談所のみ関 与	25	7.6%	6	16.7%	7	8.1%	7	10.3%	4	7.1%	6	9.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	24	7.3%	2	5.6%	10	11.6%	7	10.3%	4	7.1%	10	14.9%	4	7.7%
いずれも関与なし	214	65.2%	19	52.8%	50	58.1%	36	52.9%	40	71.4%	31	46.3%	39	75.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(続き)

	その他		不明	
心中による虐待死 (未遂を含む)	44	100.0%	79	100.0%
どちらも関与	6	13.6%	5	6.3%
児童相談所のみ関 与	2	4.5%	3	3.8%
市区町村のみ関与	5	11.4%	6	7.6%
いずれも関与なし	29	65.9%	57	72.2%
不明	0	0.0%	0	0.0%

(特集 参考資料) 妊娠期・周産期の母体側の問題_g_予期しない妊娠/計画していない妊娠

	総数		なし		あり		不明	
心中以外の虐待死	698	100.0%	165	100.0%	208	100.0%	324	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	29	17.6%	35	16.8%	43	13.3%
児童相談所のみ関 与	49	7.0%	15	9.1%	10	4.8%	24	7.4%
市区町村のみ関与	57	8.2%	18	10.9%	23	11.1%	16	4.9%
いずれも関与なし	461	66.0%	103	62.4%	139	66.8%	218	67.3%
不明	11	1.6%	0	0.0%	1	0.5%	10	3.1%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	142	100.0%	22	100.0%	300	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	7	4.9%	4	18.2%	25	8.3%
児童相談所のみ関 与	28	6.0%	8	5.6%	2	9.1%	18	6.0%
市区町村のみ関与	26	5.6%	10	7.0%	4	18.2%	12	4.0%
いずれも関与なし	298	64.2%	97	68.3%	9	40.9%	192	64.0%
不明	9	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	9	3.0%

(特集 参考資料) 妊娠期・周産期の母体側の問題_h_若年(10代)妊娠

	総数		なし		あり		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	412	100.0%	127	100.0%	158	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	72	17.5%	23	18.1%	12	7.6%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	26	6.3%	14	11.0%	9	5.7%
市区町村のみ関与	57	8.2%	41	10.0%	12	9.4%	4	2.5%
いずれも関与なし	461	66.0%	266	64.6%	75	59.1%	119	75.3%
不明	11	1.6%	0	0.0%	2	1.6%	9	5.7%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	315	100.0%	12	100.0%	137	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	27	8.6%	2	16.7%	7	5.1%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	21	6.7%	0	0.0%	7	5.1%
市区町村のみ関与	26	5.6%	23	7.3%	2	16.7%	1	0.7%
いずれも関与なし	298	64.2%	202	64.1%	6	50.0%	90	65.7%
不明	9	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	9	6.6%

(特集 参考資料) 妊娠期・周産期の母体側の問題_l_妊娠届の未提出(母子健康手帳の未交付)

	総数		なし		あり		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	391	100.0%	150	100.0%	156	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	78	19.9%	8	5.3%	21	13.5%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	37	9.5%	1	0.7%	11	7.1%
市区町村のみ関与	57	8.2%	52	13.3%	2	1.3%	3	1.9%
いずれも関与なし	461	66.0%	220	56.3%	139	92.7%	101	64.7%
不明	11	1.6%	1	0.3%	0	0.0%	10	6.4%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	256	100.0%	7	100.0%	201	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	25	9.8%	0	0.0%	11	5.5%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	17	6.6%	0	0.0%	11	5.5%
市区町村のみ関与	26	5.6%	22	8.6%	2	28.6%	2	1.0%
いずれも関与なし	298	64.2%	162	63.3%	5	71.4%	131	65.2%
不明	9	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	9	4.5%

(特集 参考資料) 妊娠期・周産期の母体側の問題_n遺棄の有無

	総数		なし		あり		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	344	100.0%	231	100.0%	101	100.0%	12	100.0%
どちらも関与	59	17.2%	55	23.8%	1	1.0%	3	25.0%
児童相談所のみ関与	22	6.4%	22	9.5%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	34	9.9%	29	12.6%	5	5.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	220	64.0%	120	51.9%	91	90.1%	9	75.0%
不明	5	1.5%	1	0.4%	4	4.0%	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	173	100.0%	149	100.0%	1	100.0%	23	100.0%
どちらも関与	21	12.1%	21	14.1%	0	0.0%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	10	5.8%	9	6.0%	0	0.0%	1	4.3%
市区町村のみ関与	15	8.7%	15	10.1%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	114	65.9%	92	61.7%	1	100.0%	21	91.3%
不明	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%

(特集 参考資料) 成長・発達の問題_a発達の問題(発達障害、自閉症など)

	総数		なし		あり		疑い		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	352	100.0%	24	100.0%	29	100.0%	292	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	73	20.7%	9	37.5%	6	20.7%	19	6.5%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	37	10.5%	3	12.5%	3	10.3%	6	2.1%
市区町村のみ関与	57	8.2%	32	9.1%	2	8.3%	2	6.9%	21	7.2%
いずれも関与なし	461	66.0%	205	58.2%	10	41.7%	16	55.2%	229	78.4%
不明	11	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.4%	10	3.4%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	274	100.0%	42	100.0%	20	100.0%	128	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	18	6.6%	14	33.3%	4	20.0%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	13	4.7%	12	28.6%	1	5.0%	2	1.6%
市区町村のみ関与	26	5.6%	18	6.6%	3	7.1%	3	15.0%	2	1.6%
いずれも関与なし	298	64.2%	184	67.2%	13	31.0%	9	45.0%	92	71.9%
不明	9	1.9%	2	0.7%	0	0.0%	1	5.0%	6	4.7%

(特集 参考資料) 乳幼児健康診査の受診の有無_a.3~4か月児健康診査(該当年齢に到達していないを除く)

	総数		未受診		受診済み		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	442	100.0%	77	100.0%	258	100.0%	106	100.0%
どちらも関与	92	20.8%	21	27.3%	55	21.3%	16	15.1%
児童相談所のみ関与	44	10.0%	6	7.8%	25	9.7%	13	12.3%
市区町村のみ関与	38	8.6%	10	13.0%	28	10.9%	0	0.0%
いずれも関与なし	252	57.0%	38	49.4%	146	56.6%	67	63.2%
不明	3	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.8%
心中による虐待死 (未遂を含む)	444	100.0%	19	100.0%	239	100.0%	186	100.0%
どちらも関与	35	7.9%	1	5.3%	20	8.4%	14	7.5%
児童相談所のみ関与	28	6.3%	2	10.5%	13	5.4%	13	7.0%
市区町村のみ関与	26	5.9%	2	10.5%	21	8.8%	3	1.6%
いずれも関与なし	280	63.1%	11	57.9%	158	66.1%	111	59.7%
不明	9	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	4.8%

(特集 参考資料) 乳幼児健康診査の受診の有無_e.1歳6か月児健康診査(該当年齢に到達していないを除く)

	総数		未受診		受診済み		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	283	100.0%	57	100.0%	147	100.0%	78	100.0%
どちらも関与	62	21.9%	13	22.8%	35	23.8%	14	17.9%
児童相談所のみ関与	35	12.4%	9	15.8%	18	12.2%	8	10.3%
市区町村のみ関与	16	5.7%	5	8.8%	11	7.5%	0	0.0%
いずれも関与なし	157	55.5%	28	49.1%	81	55.1%	47	60.3%
不明	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.8%
心中による虐待死 (未遂を含む)	388	100.0%	20	100.0%	205	100.0%	163	100.0%
どちらも関与	35	9.0%	4	20.0%	21	10.2%	10	6.1%
児童相談所のみ関与	27	7.0%	2	10.0%	13	6.3%	12	7.4%
市区町村のみ関与	20	5.2%	0	0.0%	18	8.8%	2	1.2%
いずれも関与なし	238	61.3%	8	40.0%	130	63.4%	100	61.3%
不明	9	2.3%	0	0.0%	1	0.5%	8	4.9%

(特集 参考資料) 死亡時点での養育機関等の所属_a_養育機関・教育機関の所属の有無

	総数		なし		あり		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	511	100.0%	156	100.0%	30	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	65	12.7%	42	26.9%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	30	5.9%	18	11.5%	1	3.3%
市区町村のみ関与	57	8.2%	47	9.2%	9	5.8%	1	3.3%
いずれも関与なし	461	66.0%	356	69.7%	78	50.0%	26	86.7%
不明	11	1.6%	8	1.6%	1	0.6%	2	6.7%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	112	100.0%	334	100.0%	18	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	3	2.7%	33	9.9%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	0	0.0%	28	8.4%	0	0.0%
市区町村のみ関与	26	5.6%	11	9.8%	15	4.5%	0	0.0%
いずれも関与なし	298	64.2%	86	76.8%	202	60.5%	10	55.6%
不明	9	1.9%	1	0.9%	5	1.5%	3	16.7%

(特集 参考資料) 死亡時点での養育機関等の所属_b_所属している養育機関・教育機関の種類

	総数		認可保育所		認可外保育所		認定こども園		幼稚園		小学校	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	156	100.0%	60	100.0%	0	—	1	100.0%	20	100.0%	38	100.0%
どちらも関与	42	26.9%	21	35.0%	0	—	0	0.0%	2	10.0%	8	21.1%
児童相談所のみ関与	18	11.5%	8	13.3%	0	—	0	0.0%	0	0.0%	2	5.3%
市区町村のみ関与	9	5.8%	6	10.0%	0	—	0	0.0%	2	10.0%	1	2.6%
いずれも関与なし	78	50.0%	24	40.0%	0	—	1	100.0%	14	70.0%	24	63.2%
不明	1	0.6%	0	0.0%	0	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	334	100.0%	79	100.0%	0	—	0	—	30	100.0%	167	100.0%
どちらも関与	33	9.9%	8	10.1%	0	—	0	—	2	6.7%	16	9.6%
児童相談所のみ関与	28	8.4%	7	8.9%	0	—	0	—	2	6.7%	12	7.2%
市区町村のみ関与	15	4.5%	5	6.3%	0	—	0	—	3	10.0%	5	3.0%
いずれも関与なし	202	60.5%	46	58.2%	0	—	0	—	18	60.0%	104	62.3%
不明	5	1.5%	0	0.0%	0	—	0	—	0	0.0%	2	1.2%

(続き)

	中学校		高等学校		特別支援学校		その他	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
心中以外の虐待死	12	100.0%	6	100.0%	1	100.0%	18	100.0%
どちらも関与	6	50.0%	1	16.7%	0	0.0%	4	22.2%
児童相談所のみ関与	2	16.7%	1	16.7%	1	100.0%	4	22.2%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	4	33.3%	4	66.7%	0	0.0%	7	38.9%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%
心中による虐待死 (未遂を含む)	31	100.0%	8	100.0%	2	100.0%	17	100.0%
どちらも関与	5	16.1%	1	12.5%	0	0.0%	1	5.9%
児童相談所のみ関与	2	6.5%	1	12.5%	1	50.0%	3	17.6%
市区町村のみ関与	1	3.2%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	19	61.3%	6	75.0%	0	0.0%	9	52.9%
不明	2	6.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%

(特集 参考資料) 経済状態_b.収入等

	総数		生活保護世帯		市区町村民税 非課税世帯(所 得割、均等割 ともに非課税)		市区町村民税 課税世帯 (所得割のみ非 課税)		市区町村民税 課税世帯 (年収500万円 未満)		年収500万円 以上		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	58	100.0%	81	100.0%	14	100.0%	119	100.0%	63	100.0%	350	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	25	43.1%	19	23.5%	4	28.6%	16	13.4%	6	9.5%	37	10.6%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	6	10.3%	6	7.4%	0	0.0%	8	6.7%	6	9.5%	23	6.6%
市区町村のみ関与	57	8.2%	9	15.5%	9	11.1%	2	14.3%	13	10.9%	2	3.2%	22	6.3%
いずれも関与なし	461	66.0%	18	31.0%	47	58.0%	8	57.1%	82	68.9%	47	74.6%	258	73.7%
不明	11	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	10	2.9%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	21	100.0%	45	100.0%	10	100.0%	79	100.0%	71	100.0%	170	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	5	23.8%	6	13.3%	0	0.0%	7	8.9%	6	8.5%	12	7.1%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	5	23.8%	3	6.7%	0	0.0%	6	7.6%	5	7.0%	8	4.7%
市区町村のみ関与	26	5.6%	1	4.8%	8	17.8%	0	0.0%	3	3.8%	8	11.3%	6	3.5%
いずれも関与なし	298	64.2%	10	47.6%	28	62.2%	10	100.0%	62	78.5%	50	70.4%	135	79.4%
不明	9	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	5.3%

(特集 参考資料) 家族と他者との関係_a_地域社会との接触

	総数		ほとんど無い		乏しい		ふつう		活発		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	156	100.0%	108	100.0%	139	100.0%	14	100.0%	268	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	35	22.4%	40	37.0%	17	12.2%	3	21.4%	12	4.5%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	19	12.2%	13	12.0%	8	5.8%	1	7.1%	8	3.0%
市区町村のみ関与	57	8.2%	20	12.8%	10	9.3%	13	9.4%	0	0.0%	14	5.2%
いずれも関与なし	461	66.0%	82	52.6%	45	41.7%	99	71.2%	10	71.4%	224	83.6%
不明	11	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	10	3.7%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	34	100.0%	28	100.0%	130	100.0%	7	100.0%	197	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	6	17.6%	8	28.6%	16	12.3%	0	0.0%	6	3.0%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	5	14.7%	1	3.6%	10	7.7%	0	0.0%	11	5.6%
市区町村のみ関与	26	5.6%	6	17.6%	6	21.4%	7	5.4%	1	14.3%	6	3.0%
いずれも関与なし	298	64.2%	16	47.1%	12	42.9%	95	73.1%	6	85.7%	166	84.3%
不明	9	1.9%	0	0.0%	1	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	8	4.1%

(特集 参考資料) 子育て支援事業_a_子育て支援事業の利用

	総数		なし		あり		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	370	100.0%	200	100.0%	115	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	44	11.9%	57	28.5%	6	5.2%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	27	7.3%	17	8.5%	5	4.3%
市区町村のみ関与	57	8.2%	30	8.1%	26	13.0%	1	0.9%
いずれも関与なし	461	66.0%	264	71.4%	100	50.0%	96	83.5%
不明	11	1.6%	5	1.4%	0	0.0%	6	5.2%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	144	100.0%	165	100.0%	88	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	15	10.4%	20	12.1%	1	1.1%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	12	8.3%	9	5.5%	6	6.8%
市区町村のみ関与	26	5.6%	6	4.2%	20	12.1%	0	0.0%
いずれも関与なし	298	64.2%	109	75.7%	113	68.5%	73	83.0%
不明	9	1.9%	1	0.7%	0	0.0%	8	9.1%

(特集 参考資料) 死亡した子どもが生まれる前に確認できる複数回の転居の有無(転居を繰り返す傾向の有無)

	総数		なし		あり	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	384	100.0%	135	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	69	18.0%	26	19.3%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	25	6.5%	18	13.3%
市区町村のみ関与	57	8.2%	35	9.1%	17	12.6%
いずれも関与なし	461	66.0%	253	65.9%	74	54.8%
不明	11	1.6%	1	0.3%	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	245	100.0%	50	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	22	9.0%	10	20.0%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	22	9.0%	3	6.0%
市区町村のみ関与	26	5.6%	20	8.2%	4	8.0%
いずれも関与なし	298	64.2%	178	72.7%	33	66.0%
不明	9	1.9%	0	0.0%	0	0.0%

(特集 参考資料) 実母の心身の状況(子どもの死亡時)_e_精神障害(医師の診断によるもの)

	総数		なし		あり		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
心中以外の虐待死	678	100.0%	328	100.0%	67	100.0%	283	100.0%
どちらも関与	106	15.6%	64	19.5%	22	32.8%	20	7.1%
児童相談所のみ関与	49	7.2%	31	9.5%	4	6.0%	14	4.9%
市区町村のみ関与	57	8.4%	35	10.7%	11	16.4%	11	3.9%
いずれも関与なし	455	67.1%	198	60.4%	30	44.8%	227	80.2%
不明	10	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	10	3.5%
心中による虐待死 (未遂を含む)	388	100.0%	122	100.0%	93	100.0%	173	100.0%
どちらも関与	33	8.5%	5	4.1%	21	22.6%	7	4.0%
児童相談所のみ関与	27	7.0%	12	9.8%	8	8.6%	7	4.0%
市区町村のみ関与	26	6.7%	9	7.4%	11	11.8%	6	3.5%
いずれも関与なし	291	75.0%	93	76.2%	52	55.9%	146	84.4%
不明	8	2.1%	1	0.8%	0	0.0%	7	4.0%

(特集 参考資料) 実母の心身の状況(子どもの死亡時)_n_うつ状態

	総数		なし		あり		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	678	100.0%	221	100.0%	73	100.0%	384	100.0%
どちらも関与	106	15.6%	50	22.6%	18	24.7%	38	9.9%
児童相談所のみ関与	49	7.2%	25	11.3%	6	8.2%	18	4.7%
市区町村のみ関与	57	8.4%	22	10.0%	11	15.1%	24	6.3%
いずれも関与なし	455	67.1%	124	56.1%	37	50.7%	294	76.6%
不明	10	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	10	2.6%
心中による虐待死 (未遂を含む)	388	100.0%	47	100.0%	96	100.0%	245	100.0%
どちらも関与	33	8.5%	3	6.4%	24	25.0%	6	2.4%
児童相談所のみ関与	27	7.0%	5	10.6%	7	7.3%	15	6.1%
市区町村のみ関与	26	6.7%	5	10.6%	10	10.4%	11	4.5%
いずれも関与なし	291	75.0%	34	72.3%	54	56.3%	203	82.9%
不明	8	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	8	3.3%

(特集 参考資料) 実母の心身の状況(子どもの死亡時)_v_自殺未遂の既往

	総数		なし		あり		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	678	100.0%	260	100.0%	30	100.0%	388	100.0%
どちらも関与	106	15.6%	62	23.8%	11	36.7%	33	8.5%
児童相談所のみ関与	49	7.2%	26	10.0%	2	6.7%	21	5.4%
市区町村のみ関与	57	8.4%	36	13.8%	4	13.3%	17	4.4%
いずれも関与なし	455	67.1%	136	52.3%	13	43.3%	306	78.9%
不明	10	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	10	2.6%
心中による虐待死 (未遂を含む)	388	100.0%	72	100.0%	31	100.0%	285	100.0%
どちらも関与	33	8.5%	15	20.8%	8	25.8%	10	3.5%
児童相談所のみ関与	27	7.0%	6	8.3%	5	16.1%	16	5.6%
市区町村のみ関与	26	6.7%	8	11.1%	4	12.9%	14	4.9%
いずれも関与なし	291	75.0%	43	59.7%	13	41.9%	235	82.5%
不明	8	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	8	2.8%

(特集 参考資料) 実母の心身の状況(子どもの死亡時)_w_養育能力の低さ

	総数		なし		あり		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	678	100.0%	182	100.0%	184	100.0%	312	100.0%
どちらも関与	106	15.6%	27	14.8%	61	33.2%	18	5.8%
児童相談所のみ関与	49	7.2%	17	9.3%	19	10.3%	13	4.2%
市区町村のみ関与	57	8.4%	17	9.3%	24	13.0%	16	5.1%
いずれも関与なし	455	67.1%	121	66.5%	79	42.9%	255	81.7%
不明	10	1.5%	0	0.0%	1	0.5%	9	2.9%
心中による虐待死 (未遂を含む)	388	100.0%	139	100.0%	30	100.0%	219	100.0%
どちらも関与	33	8.5%	14	10.1%	15	50.0%	4	1.8%
児童相談所のみ関与	27	7.0%	11	7.9%	4	13.3%	12	5.5%
市区町村のみ関与	26	6.7%	15	10.8%	4	13.3%	7	3.2%
いずれも関与なし	291	75.0%	96	69.1%	6	20.0%	189	86.3%
不明	8	2.1%	1	0.7%	0	0.0%	7	3.2%

(特集 参考資料) 児童相談所_a_関与の有無

	総数		なし		あり		不明	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	524	100.0%	156	100.0%	5	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	0	0.0%	107	68.6%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	0	0.0%	49	31.4%	0	0.0%
市区町村のみ関与	57	8.2%	57	10.9%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	461	66.0%	461	88.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	11	1.6%	6	1.1%	0	0.0%	5	100.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	327	100.0%	65	100.0%	5	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	0	0.0%	36	55.4%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	0	0.0%	28	43.1%	0	0.0%
市区町村のみ関与	26	5.6%	26	8.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	298	64.2%	298	91.1%	0	0.0%	0	0.0%
不明	9	1.9%	3	0.9%	1	1.5%	5	100.0%

(特集 参考資料) 児童相談所_h_子どもの死亡時点での関与状況

	総数		相談終結		相談継続中	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	156	100.0%	43	100.0%	113	100.0%
どちらも関与	107	68.6%	28	65.1%	79	69.9%
児童相談所のみ関与	49	31.4%	15	34.9%	34	30.1%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	65	100.0%	42	100.0%	23	100.0%
どちらも関与	36	55.4%	20	47.6%	16	69.6%
児童相談所のみ関与	28	43.1%	21	50.0%	7	30.4%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	1	1.5%	1	2.4%	0	0.0%

(特集 参考資料) 児童相談所_i_虐待の認識

	総数		虐待の認識があり、対応していた		虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった		虐待の認識はなかった	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	156	100.0%	61	100.0%	53	100.0%	42	100.0%
どちらも関与	107	68.6%	41	67.2%	40	75.5%	26	61.9%
児童相談所のみ関与	49	31.4%	20	32.8%	13	24.5%	16	38.1%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	65	100.0%	18	100.0%	9	100.0%	38	100.0%
どちらも関与	36	55.4%	12	66.7%	7	77.8%	17	44.7%
児童相談所のみ関与	28	43.1%	6	33.3%	2	22.2%	20	52.6%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%

(特集 参考資料) 児童相談所_n_最後に行ったリスクアセスメントの結果

	総数		リスクが非常に高く緊急性がある		リスクがある		リスクはそれほど高くない		リスクアセスメントを行わなかった	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	156	100.0%	17	100.0%	39	100.0%	66	100.0%	33	100.0%
どちらも関与	107	68.6%	13	76.5%	29	74.4%	44	66.7%	20	60.6%
児童相談所のみ関与	49	31.4%	4	23.5%	10	25.6%	22	33.3%	13	39.4%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死(未遂を含む)	65	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	31	100.0%	32	100.0%
どちらも関与	36	55.4%	0	0.0%	1	100.0%	23	74.2%	12	37.5%
児童相談所のみ関与	28	43.1%	1	100.0%	0	0.0%	8	25.8%	19	59.4%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%

(特集 参考資料) 児童相談所_p_主な安全確認の方法

	総数		不定期に電話にて安全確認		不定期に訪問し安全確認		定期的に電話にて安全確認		定期的に訪問し安全確認		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	156	100.0%	11	100.0%	28	100.0%	3	100.0%	29	100.0%	83	100.0%
どちらも関与	107	68.6%	8	72.7%	19	67.9%	2	66.7%	22	75.9%	54	65.1%
児童相談所のみ関与	49	31.4%	3	27.3%	9	32.1%	1	33.3%	7	24.1%	29	34.9%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死(未遂を含む)	65	100.0%	6	100.0%	7	100.0%	1	100.0%	8	100.0%	41	100.0%
どちらも関与	36	55.4%	2	33.3%	5	71.4%	1	100.0%	6	75.0%	22	53.7%
児童相談所のみ関与	28	43.1%	4	66.7%	2	28.6%	0	0.0%	2	25.0%	18	43.9%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%

(特集 参考資料) 市区町村(虐待対応担当部署)の関与_a_関与の有無

	総数		なし		あり		不明	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	698	100.0%	510	100.0%	164	100.0%	11	100.0%
どちらも関与	107	15.3%	0	0.0%	107	65.2%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	49	7.0%	49	9.6%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	57	8.2%	0	0.0%	57	34.8%	0	0.0%
いずれも関与なし	461	66.0%	461	90.4%	0	0.0%	0	0.0%
不明	11	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	11	100.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	464	100.0%	327	100.0%	62	100.0%	8	100.0%
どちらも関与	36	7.8%	0	0.0%	36	58.1%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	28	6.0%	28	8.6%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	26	5.6%	0	0.0%	26	41.9%	0	0.0%
いずれも関与なし	298	64.2%	298	91.1%	0	0.0%	0	0.0%
不明	9	1.9%	1	0.3%	0	0.0%	8	100.0%

(特集 参考資料) 市区町村(虐待対応担当部署)の関与_b_相談受付経路

	総数		都道府県・市区町村		児童家庭支援センター		児童福祉施設・指定医療機関		警察		家庭裁判所		保健所または保健センター	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	164	100.0%	80	100.0%	1	100.0%	9	100.0%	10	100.0%	0	—	61	100.0%
どちらも関与	107	65.2%	65	81.3%	1	100.0%	7	77.8%	10	100.0%	0	—	30	49.2%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%
市区町村のみ関与	57	34.8%	15	18.8%	0	0.0%	2	22.2%	0	0.0%	0	—	31	50.8%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	62	100.0%	27	100.0%	2	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	0	—	14	100.0%
どちらも関与	36	58.1%	21	77.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	—	6	42.9%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%
市区町村のみ関与	26	41.9%	6	22.2%	2	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	—	8	57.1%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%

(続き)

	医療機関		学校等		里親		配偶者暴力 相談支援 センター		家族・親戚		近隣、知人		子ども本人	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	17	100.0%	22	100.0%	0	—	1	100.0%	16	100.0%	9	100.0%	2	100.0%
どちらも関与	15	88.2%	18	81.8%	0	—	1	100.0%	12	75.0%	3	33.3%	2	100.0%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	2	11.8%	4	18.2%	0	—	0	0.0%	4	25.0%	6	66.7%	0	0.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	4	100.0%	14	100.0%	0	—	0	—	14	100.0%	2	100.0%	0	—
どちらも関与	3	75.0%	9	64.3%	0	—	0	—	11	78.6%	1	50.0%	0	—
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	—	0	0.0%	0	0.0%	0	—
市区町村のみ関与	1	25.0%	5	35.7%	0	—	0	—	3	21.4%	1	50.0%	0	—
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	—	0	0.0%	0	0.0%	0	—
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	—	0	—	0	0.0%	0	0.0%	0	—

(続き)

	民間団体		その他	
	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	0	—	16	100.0%
どちらも関与	0	—	10	62.5%
児童相談所のみ関与	0	—	0	0.0%
市区町村のみ関与	0	—	6	37.5%
いずれも関与なし	0	—	0	0.0%
不明	0	—	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	0	—	4	100.0%
どちらも関与	0	—	2	50.0%
児童相談所のみ関与	0	—	0	0.0%
市区町村のみ関与	0	—	2	50.0%
いずれも関与なし	0	—	0	0.0%
不明	0	—	0	0.0%

(特集 参考資料) 市区町村(虐待対応担当部署)の関与_h_子どもの死亡時の関与状況

	総数		相談終結		相談継続中	
	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	164	100.0%	19	100.0%	145	100.0%
どちらも関与	107	65.2%	9	47.4%	98	67.6%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	57	34.8%	10	52.6%	47	32.4%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	62	100.0%	24	100.0%	38	100.0%
どちらも関与	36	58.1%	12	50.0%	24	63.2%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	26	41.9%	12	50.0%	14	36.8%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(特集 参考資料) 市区町村(虐待対応担当部署)の関与_i_児童相談所への送致の有無

	総数		なし		あり	
	数	割合	数	割合	数	割合
心中以外の虐待死	164	100.0%	135	100.0%	29	100.0%
どちらも関与	107	65.2%	83	61.5%	24	82.8%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	57	34.8%	52	38.5%	5	17.2%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死 (未遂を含む)	62	100.0%	59	100.0%	3	100.0%
どちらも関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
児童相談所のみ関与	26	41.9%	26	44.1%	0	0.0%
市区町村のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(特集 参考資料) 市区町村(虐待対応担当部署)の関与_j_虐待の認識

	総数		虐待の認識があり、対応していた		虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった		虐待の認識はなかった	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	164	100.0%	58	100.0%	49	100.0%	57	100.0%
どちらも関与	107	65.2%	48	82.8%	33	67.3%	26	45.6%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	57	34.8%	10	17.2%	16	32.7%	31	54.4%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死(未遂を含む)	62	100.0%	20	100.0%	16	100.0%	26	100.0%
どちらも関与	36	58.1%	14	70.0%	8	50.0%	14	53.8%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	26	41.9%	6	30.0%	8	50.0%	12	46.2%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(特集 参考資料) 市区町村(虐待対応担当部署)の関与_o_最後に行ったリスクアセスメントの結果

	総数		リスクが非常に高く緊急性がある		リスクがある		リスクはそれほど高くない		リスクアセスメントを行わなかった	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	164	100.0%	12	100.0%	45	100.0%	47	100.0%	58	100.0%
どちらも関与	107	65.2%	8	66.7%	34	75.6%	28	59.6%	35	60.3%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	57	34.8%	4	33.3%	11	24.4%	19	40.4%	23	39.7%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死(未遂を含む)	62	100.0%	0	—	7	100.0%	35	100.0%	20	100.0%
どちらも関与	36	58.1%	0	—	6	85.7%	18	51.4%	12	60.0%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	26	41.9%	0	—	1	14.3%	17	48.6%	8	40.0%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(特集 参考資料) 市区町村(虐待対応担当部署)の関与_q主な安全確認の方法

	総数		不定期に電話にて安全確認		不定期に訪問し安全確認		定期的に電話にて安全確認		定期的に訪問し安全確認		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	164	100.0%	20	100.0%	46	100.0%	3	100.0%	27	100.0%	66	100.0%
どちらも関与	107	65.2%	11	55.0%	26	56.5%	2	66.7%	22	81.5%	44	66.7%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	57	34.8%	9	45.0%	20	43.5%	1	33.3%	5	18.5%	22	33.3%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死(未遂を含む)	62	100.0%	7	100.0%	8	100.0%	1	100.0%	8	100.0%	38	100.0%
どちらも関与	36	58.1%	2	28.6%	5	62.5%	1	100.0%	7	87.5%	21	55.3%
児童相談所のみ関与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村のみ関与	26	41.9%	5	71.4%	3	37.5%	0	0.0%	1	12.5%	17	44.7%
いずれも関与なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(特集 参考資料) 要保護児童対策地域協議会等_i本事例についての検討の有無

	総数		なし		あり	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心中以外の虐待死	632	100.0%	527	100.0%	105	100.0%
どちらも関与	106	16.8%	40	7.6%	66	62.9%
児童相談所のみ関与	45	7.1%	37	7.0%	8	7.6%
市区町村のみ関与	54	8.5%	31	5.9%	23	21.9%
いずれも関与なし	420	66.5%	412	78.2%	8	7.6%
不明	7	1.1%	7	1.3%	0	0.0%
未記入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
心中による虐待死(未遂を含む)	373	100.0%	336	100.0%	33	100.0%
どちらも関与	36	9.7%	16	4.8%	20	60.6%
児童相談所のみ関与	27	7.2%	25	7.4%	2	6.1%
市区町村のみ関与	25	6.7%	16	4.8%	9	27.3%
いずれも関与なし	278	74.5%	275	81.8%	2	6.1%
不明	5	1.3%	4	1.2%	0	0.0%
未記入	2	0.5%	0	0.0%	0	0.0%

(参考資料2)

その他の関係機関の関与状況(心中以外)

		どちらも関与 (総数 107)	児童相談所のみ 関与 (総数 49)	市区町村のみ 関与 (総数 57)	いずれも 関与なし (総数 461)	
その他の関係機関の関与状況						
家庭児童相談室	関与ありの割合		49	3	26	7
			45.8%	6.1%	45.6%	1.5%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	18	1	16	7
		関与あり虐待の認識もあり	31	2	10	0
		29.0%	4.1%	17.5%	0.0%	
(保健センター等) 市区町村の母子 保健担当部署	関与ありの割合		86	30	55	180
			80.4%	61.2%	96.5%	39.0%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	40	20	30	177
		関与あり虐待の認識もあり	46	10	25	3
		43.0%	20.4%	43.9%	0.7%	
教育機関・ 養育機関	関与ありの割合		51	21	14	73
			47.7%	42.9%	24.6%	15.8%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	15	12	8	70
		関与あり虐待の認識もあり	36	9	6	3
		33.6%	18.4%	10.5%	0.7%	
医療機関	関与ありの割合		66	27	38	125
			61.7%	55.1%	66.7%	27.1%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	30	14	29	115
		関与あり虐待の認識もあり	36	13	9	10
		33.6%	26.5%	15.8%	2.2%	
警察	関与ありの割合		39	15	4	13
			36.4%	30.6%	7.0%	2.8%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	17	5	2	13
		関与あり虐待の認識もあり	22	10	2	0
		20.6%	20.4%	3.5%	0.0%	

その他の関係機関の関与状況(心中)

		どちらも関与 (総数 36)	児童相談所の み関与 (総数 28)	市区町村のみ 関与 (総数 26)	いずれも 関与なし (総数 298)	
他の関係機関の関与状況						
家庭児童相談室	関与ありの割合		22	2	16	8
			61.1%	7.1%	61.5%	2.7%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	14	1	11	8
			38.9%	3.6%	42.3%	2.7%
		関与あり虐待の認識もあり	8	1	5	0
		22.2%	3.6%	19.2%	0.0%	
(保健センター等) 市区町村の母子 保健担当部署	関与ありの割合		22	13	21	149
			61.1%	46.4%	80.8%	50.0%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	15	12	17	149
			41.7%	42.9%	65.4%	50.0%
		関与あり虐待の認識もあり	7	1	4	0
		19.4%	3.6%	15.4%	0.0%	
教育機関・ 養育機関	関与ありの割合		34	26	13	120
			94.4%	92.9%	50.0%	40.3%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	19	24	9	120
			52.8%	85.7%	34.6%	40.3%
		関与あり虐待の認識もあり	15	2	4	0
		41.7%	7.1%	15.4%	0.0%	
医療機関	関与ありの割合		20	13	19	80
			55.6%	46.4%	73.1%	26.8%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	16	12	15	80
			44.4%	42.9%	57.7%	26.8%
		関与あり虐待の認識もあり	4	1	4	0
		11.1%	3.6%	15.4%	0.0%	
警察	関与ありの割合		19	2	1	8
			52.8%	7.1%	3.8%	2.7%
	内訳	関与はあったが虐待の認識なし	5	0	0	8
			13.9%	0.0%	0.0%	2.7%
		関与あり虐待の認識もあり	14	2	1	0
		38.9%	7.1%	3.8%	0.0%	

5 個別調査票による死亡事例の調査結果

(1) 虐待による死亡の状況

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、令和2年4月から令和3年3月までの1年間（第18次報告の対象期間）に発生又は表面化した子ども虐待死事例は、心中以外の虐待死事例では47例（49人）、心中による虐待死事例（未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。）では19例（28人）であり、総数は66例（77人）であった。また、前回の第17次報告に引き続き、第18次報告においても、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告があった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待による死亡事例として取り扱うと判断された事例（以下「疑義事例」という。）についても合わせて計上することとした（疑義事例は、各表において（ ）で内数として示す。）。第18次報告の死亡事例数及び人数を第17次報告（平成31年4月から令和2年3月まで）と比較すると、心中以外の虐待死事例では、事例数は9例の減少、死亡した人数は8人減少した。心中による虐待死事例では事例数は3例の増加、死亡した人数は7人増加した。

また、第1次報告から第18次報告までの期間中に把握した子ども虐待による死亡事例数及び死亡人数は、心中以外の虐待死事例では889例（939人）、心中による虐待死事例では428例（595人）であった。

表1-1-1 死亡事例数及び人数（心中以外の虐待死）^{注4)} ^{注5)}

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49
人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51

区分	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
例数	36	43	48(8)	49(18)	50(23)	51(22)	56(35)	47(15)	889
人数	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	939

^{注4)} 第1次報告は、対象期間が平成15年7月1日から同年12月末日（半年間）、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで（1年3か月間）と、対象期間（月間）が他の報告と異なる。

^{注5)} () 内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告があった事例について、「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数（以下、同様の取扱いとする。）

表1-1-2 死亡事例数及び人数（心中による虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
例数	-	5	19	48	42	43	30	37	29	29
人数	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39

区分	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
例数	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	13(2)	16(3)	19(0)	428
人数	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	595

(2) 死亡した子どもの特性

① 子どもの年齢

死亡時点における子どもの年齢について、心中以外の虐待死事例では、「0歳」が32人（65.3%）で最も多く、3歳未満は35人（71.4%）と7割を超える状況であった。第1次報告から第18次報告までの推移をみると、第18次報告までの全てで「0歳」が最も多い結果となった。

表 1-2-1-1 死亡時点の子どもの年齢（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
0歳	人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	27	30(4)	32(11)	28(14)	22(10)	28(14)	32(10)	455
	構成割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	43.1%	44.4%	61.4%	57.7%	65.3%	53.8%	40.7%	49.1%	65.3%	48.5%
1歳	人数	3	6	6	7	11	4	8	9	8	7	3	4	4(2)	6(3)	7(2)	6(3)	3(3)	1(0)	103
	構成割合	12.0%	12.0%	10.7%	11.5%	14.1%	6.0%	16.3%	17.6%	13.8%	13.7%	8.3%	9.1%	7.7%	12.2%	13.5%	11.1%	5.3%	2.0%	11.0%
2歳	人数	5	7	1	5	6	4	3	7	6	3	5	1	3(1)	2(0)	2(1)	3(2)	3(1)	2(1)	68
	構成割合	20.0%	14.0%	1.8%	8.2%	7.7%	6.0%	6.1%	13.7%	10.3%	5.9%	13.9%	2.3%	5.8%	4.1%	3.8%	5.6%	5.3%	4.1%	7.2%
3歳	人数	1	4	9	13	9	3	7	4	3	2	2	7	5(0)	2(1)	4(1)	3(1)	7(5)	4(0)	89
	構成割合	4.0%	8.0%	16.1%	21.3%	11.5%	4.5%	14.3%	7.8%	5.2%	3.9%	5.6%	15.9%	9.6%	4.1%	7.7%	5.6%	12.3%	8.2%	9.5%
4歳	人数	2	1	6	7	3	8	2	2	4	1	0	0	1(0)	1(0)	2(0)	1(0)	2(2)	3(2)	46
	構成割合	8.0%	2.0%	10.7%	11.5%	3.8%	11.9%	4.1%	3.9%	6.9%	2.0%	0.0%	0.0%	1.9%	2.0%	3.8%	1.9%	3.5%	6.1%	4.9%
5歳	人数	2	1	3	2	3	2	3	3	2	3	3	1	2(0)	1(0)	1(0)	2(1)	0(0)	2(1)	36
	構成割合	8.0%	2.0%	5.4%	3.3%	3.8%	3.0%	6.1%	5.9%	3.4%	5.9%	8.3%	2.3%	3.8%	2.0%	1.9%	3.7%	0.0%	4.1%	3.8%
6歳	人数	1	2	2	1	1	1	0	0	1	1	1	2	1(0)	0(0)	2(1)	1(0)	1(1)	1(0)	19
	構成割合	4.0%	4.0%	3.6%	1.6%	1.3%	1.5%	0.0%	0.0%	1.7%	2.0%	2.8%	4.5%	1.9%	0.0%	3.8%	1.9%	1.8%	2.0%	2.0%
7歳	人数	0	2	2	2	2	0	2	0	2	0	1	0	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	16
	構成割合	0.0%	4.0%	3.6%	3.3%	2.6%	0.0%	4.1%	0.0%	3.4%	0.0%	2.8%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	1.7%
8歳	人数	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.4%
9歳	人数	0	1	0	1	0	1	1	0	2	1	0	0	1(0)	0(0)	1(0)	1(1)	1(0)	1(0)	12
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	1.6%	0.0%	1.5%	2.0%	0.0%	3.4%	2.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	1.9%	1.9%	1.8%	2.0%	1.3%
10歳	人数	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	6
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.3%	1.5%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	1.8%	0.0%	0.6%
11歳	人数	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8
	構成割合	0.0%	2.0%	1.8%	1.6%	1.3%	1.5%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
12歳	人数	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	1.7%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
13歳	人数	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	5
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.5%
14歳	人数	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	2(1)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	9	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	3.9%	0.0%	2.3%	3.8%	2.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.0%	1.0%	
15歳	人数	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3	
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
16歳	人数	0	0	1	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6	
	構成割合	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	2.6%	1.5%	0.0%	0.0%	1.7%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	
17歳	人数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.4%
不明	人数	0	0	4	0	0	1	2	0	0	3	5	1	1(0)	2(2)	5(4)	12(4)	8(7)	2(0)	46
	構成割合	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	1.5%	4.1%	0.0%	0.0%	5.9%	13.9%	2.3%	1.9%	4.1%	9.6%	22.2%	14.0%	4.1%	4.9%
計	人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	939
	構成割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

また、心中による虐待死事例では、3歳未満は6人(21.4%)であった。

表1-2-1-2 死亡時点の子どもの年齢(心中による虐待死)

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
0歳	人数	-	1	6	7	9	7	5	3	3	4	4	3	6(0)	1(0)	2(0)	6(2)	4(1)	1(0)	72
	構成割合	-	12.5%	20.0%	10.8%	14.1%	11.5%	12.8%	6.4%	7.3%	10.3%	12.1%	11.1%	18.8%	3.6%	15.4%	31.6%	19.0%	3.6%	12.1%
1歳	人数	-	1	3	4	3	4	1	5	3	2	2	4	2(0)	2(1)	1(0)	1(0)	2(0)	0(0)	40
	構成割合	-	12.5%	10.0%	6.2%	4.7%	6.6%	2.6%	10.6%	7.3%	5.1%	6.1%	14.8%	6.3%	7.1%	7.7%	5.3%	9.5%	0.0%	6.7%
2歳	人数	-	1	2	8	5	2	3	3	4	0	2	3	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	5(0)	40
	構成割合	-	12.5%	6.7%	12.3%	7.8%	3.3%	7.7%	6.4%	9.8%	0.0%	6.1%	11.1%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	4.8%	17.9%	6.7%
3歳	人数	-	2	1	5	5	5	5	3	3	1	2	2	4(0)	2(0)	2(0)	0(0)	3(0)	2(0)	47
	構成割合	-	25.0%	3.3%	7.7%	7.8%	8.2%	12.8%	6.4%	7.3%	2.6%	6.1%	7.4%	12.5%	7.1%	15.4%	0.0%	14.3%	7.1%	7.9%
4歳	人数	-	1	2	4	3	3	2	4	4	2	2	3	2(0)	1(0)	2(0)	1(0)	0(0)	4(0)	40
	構成割合	-	12.5%	6.7%	6.2%	4.7%	4.9%	5.1%	8.5%	9.8%	5.1%	6.1%	11.1%	6.3%	3.6%	15.4%	5.3%	0.0%	14.3%	6.7%
5歳	人数	-	0	1	7	8	5	6	3	3	7	2	1	2(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)	50
	構成割合	-	0.0%	3.3%	10.8%	12.5%	8.2%	15.4%	6.4%	7.3%	17.9%	6.1%	3.7%	6.3%	0.0%	7.7%	5.3%	4.8%	7.1%	8.4%
6歳	人数	-	0	2	6	6	3	2	5	2	3	1	4	1(0)	8(1)	0(0)	2(0)	1(0)	2(0)	48
	構成割合	-	0.0%	6.7%	9.2%	9.4%	4.9%	5.1%	10.6%	4.9%	7.7%	3.0%	14.8%	3.1%	28.6%	0.0%	10.5%	4.8%	7.1%	8.1%
7歳	人数	-	0	1	2	5	6	4	2	3	2	2	1	2(0)	0(0)	2(0)	0(0)	1(0)	2(0)	35
	構成割合	-	0.0%	3.3%	3.1%	7.8%	9.8%	10.3%	4.3%	7.3%	5.1%	6.1%	3.7%	6.3%	0.0%	15.4%	0.0%	4.8%	7.1%	5.9%
8歳	人数	-	1	2	4	3	5	1	6	4	3	3	1	2(0)	4(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	41
	構成割合	-	12.5%	6.7%	6.2%	4.7%	8.2%	2.6%	12.8%	9.8%	7.7%	9.1%	3.7%	6.3%	14.3%	7.7%	0.0%	0.0%	3.6%	6.9%
9歳	人数	-	1	2	6	4	3	3	3	6	5	4	1	2(0)	1(1)	0(0)	2(1)	0(0)	3(0)	46
	構成割合	-	12.5%	6.7%	9.2%	6.3%	4.9%	7.7%	6.4%	14.6%	12.8%	12.1%	3.7%	6.3%	3.6%	0.0%	10.5%	0.0%	10.7%	7.7%
10歳	人数	-	0	1	3	4	5	2	0	1	4	3	1	2(0)	3(0)	0(0)	2(0)	1(0)	1(0)	33
	構成割合	-	0.0%	3.3%	4.6%	6.3%	8.2%	5.1%	0.0%	2.4%	10.3%	9.1%	3.7%	6.3%	10.7%	0.0%	10.5%	4.8%	3.6%	5.5%
11歳	人数	-	0	3	2	2	4	0	5	0	1	0	0	2(0)	4(0)	1(0)	0(0)	1(0)	2(0)	27
	構成割合	-	0.0%	10.0%	3.1%	3.1%	6.6%	0.0%	10.6%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	6.3%	14.3%	7.7%	0.0%	4.8%	7.1%	4.5%
12歳	人数	-	0	1	4	0	2	2	2	1	3	1	1	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	21
	構成割合	-	0.0%	3.3%	6.2%	0.0%	3.3%	5.1%	4.3%	2.4%	7.7%	3.0%	3.7%	6.3%	0.0%	0.0%	5.3%	4.8%	0.0%	3.5%
13歳	人数	-	0	1	0	3	3	0	0	1	2	1	1	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	3(2)	0(0)	16
	構成割合	-	0.0%	3.3%	0.0%	4.7%	4.9%	0.0%	0.0%	2.4%	5.1%	3.0%	3.7%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	2.7%
14歳	人数	-	0	0	2	2	1	0	1	2	0	2	0	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	12
	構成割合	-	0.0%	0.0%	3.1%	3.1%	1.6%	0.0%	2.1%	4.9%	0.0%	6.1%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	2.0%
15歳	人数	-	0	2	1	0	0	2	2	0	0	1	1	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	2(0)	13
	構成割合	-	0.0%	6.7%	1.5%	0.0%	0.0%	5.1%	4.3%	0.0%	0.0%	3.0%	3.7%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	7.1%	2.2%
16歳	人数	-	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
17歳	人数	-	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	4
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	2.4%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.7%
不明	人数	-	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(1)	0(0)	5
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	4.8%	0.0%	0.8%
計	人数	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	595
	構成割合	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

さらに、死亡した0歳を月齢別にみると、心中以外の虐待死事例では、月齢「0か月」が16人（50.0%）であり、0歳児において最も高い割合を占めた。

表1-2-1-3 死亡した0歳児の月齢

区分	第5次から第17次まで						第18次					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)		
	人数	構成割合	累計 構成割合	人数	構成割合	累計 構成割合	人数	構成割合	累計 構成割合	人数	構成割合	累計 構成割合
0か月	157(17)	46.4%	46.4%	7(0)	12.3%	12.3%	16(3)	50.0%	50.0%	0(0)	0.0%	0.0%
1か月	19(6)	5.6%	52.1%	5(0)	8.8%	21.1%	3(2)	9.4%	59.4%	0(0)	0.0%	0.0%
2か月	35(9)	10.4%	62.4%	5(1)	8.8%	29.8%	1(0)	3.1%	62.5%	0(0)	0.0%	0.0%
3か月	16(4)	4.7%	67.2%	2(0)	3.5%	33.3%	4(2)	12.5%	75.0%	0(0)	0.0%	0.0%
4か月	22(3)	6.5%	73.7%	7(1)	12.3%	45.6%	0(0)	0.0%	75.0%	0(0)	0.0%	0.0%
5か月	16(2)	4.7%	78.4%	4(0)	7.0%	52.6%	0(0)	0.0%	75.0%	0(0)	0.0%	0.0%
6か月	18(3)	5.3%	83.7%	3(0)	5.3%	57.9%	1(1)	3.1%	78.1%	0(0)	0.0%	0.0%
7か月	14(3)	4.1%	87.9%	8(0)	14.0%	71.9%	3(1)	9.4%	87.5%	1(0)	100.0%	100.0%
8か月	10(2)	3.0%	90.8%	7(0)	12.3%	84.2%	0(0)	0.0%	87.5%	0(0)	0.0%	100.0%
9か月	10(0)	3.0%	93.8%	4(0)	7.0%	91.2%	1(0)	3.1%	90.6%	0(0)	0.0%	100.0%
10か月	11(3)	3.3%	97.0%	1(0)	1.8%	93.0%	0(0)	0.0%	90.6%	0(0)	0.0%	100.0%
11か月	9(1)	2.7%	99.7%	4(1)	7.0%	100.0%	3(1)	9.4%	100.0%	0(0)	0.0%	100.0%
月齢不明	1(0)	0.3%	100.0%	0(0)	0.0%	100.0%	0(0)	0.0%	100.0%	0(0)	0.0%	100.0%
計	338(53)	100.0%		57(3)	100.0%		32(10)	100.0%		1(0)	100.0%	

(3) 虐待の種類と加害の状況

① 死因となった主な虐待の種類

ア 死因となった主な虐待の種類

子どもの死因となった虐待の種類について、心中以外の虐待死事例においては、「身体的虐待」が 21 人 (42.9%)、「ネグレクト」が 22 人 (44.9%) であった。

表 1-3-1 死因となった主な虐待の種類 (心中以外の虐待死)

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
身体的虐待	人数	18	41	44	35	52	44	29	32	38	32
	構成割合	72.0%	82.0%	78.6%	57.4%	66.7%	65.7%	59.2%	62.7%	65.5%	62.7%
ネグレクト	人数	7	7	7	23	26	12	19	14	16	14
	構成割合	28.0%	14.0%	12.5%	37.7%	33.3%	17.9%	38.8%	27.5%	27.6%	27.5%
心理的虐待	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	人数	0	1	5	3	0	11	1	5	4	5
	構成割合	0.0%	2.0%	8.9%	4.9%	0.0%	16.4%	2.0%	9.8%	6.9%	9.8%
計	人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

区分		第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
身体的虐待	人数	21	24	35(3)	27(8)	22(6)	23(6)	17(6)	21(2)	555
	構成割合	58.3%	54.5%	67.3%	55.1%	42.3%	42.6%	29.8%	42.9%	59.1%
ネグレクト	人数	9	15	12(2)	19(8)	20(8)	25(13)	13(5)	22(9)	280
	構成割合	25.0%	34.1%	23.1%	38.8%	38.5%	46.3%	22.8%	44.9%	29.8%
心理的虐待	人数	0	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.2%
その他	人数	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
不明	人数	6	4	5(3)	3(2)	10(9)	6(3)	26(23)	6(4)	101
	構成割合	16.7%	9.1%	9.6%	6.1%	19.2%	11.1%	45.6%	12.2%	10.8%
計	人数	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	939
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【参考事例】

< 遺棄事例 >

○ 0 歳児 (実母が出産後遺棄)

実母が公衆トイレで出産した本児をビニール袋に入れて公園の植え込みに遺棄。

② 直接の死因

ア 直接の死因

子どもの直接の死因について、心中以外の虐待死事例では、「その他」が9人（有効割合 26.5%）^{注6}、「頭部外傷」「頸部絞扼以外による窒息」がそれぞれ7人（同 20.6%）と多く、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が10人（同 43.5%）と最も多かった。

表1-3-2-1 直接の死因

区分	第5次から第17次まで						第18次					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	141(16)	20.2%	25.4%	17(0)	3.7%	4.0%	7(1)	14.3%	20.6%	0(0)	0.0%	0.0%
胸部外傷	6(0)	0.9%	1.1%	10(0)	2.2%	2.4%	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	3.6%	4.3%
腹部外傷	18(3)	2.6%	3.2%	7(0)	1.5%	1.7%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
外傷性ショック	10(1)	1.4%	1.8%	9(0)	1.9%	2.1%	1(0)	2.0%	2.9%	0(0)	0.0%	0.0%
頸部絞扼による窒息	62(0)	8.9%	11.2%	129(2)	27.8%	30.4%	1(0)	2.0%	2.9%	10(0)	35.7%	43.5%
頸部絞扼以外による窒息	81(5)	11.6%	14.6%	7(0)	1.5%	1.7%	7(2)	14.3%	20.6%	0(0)	0.0%	0.0%
溺水	34(3)	4.9%	6.1%	47(2)	10.1%	11.1%	3(0)	6.1%	8.8%	4(0)	14.3%	17.4%
熱傷	1(0)	0.1%	0.2%	1(0)	0.2%	0.2%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	18(1)	2.6%	3.2%	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	4.1%	5.9%	0(0)	0.0%	0.0%
中毒(火災によるものを除く)	2(1)	0.3%	0.4%	77(0)	16.6%	18.2%	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	3.6%	4.3%
出血性ショック	13(2)	1.9%	2.3%	31(1)	6.7%	7.3%	1(0)	2.0%	2.9%	0(0)	0.0%	0.0%
低栄養による衰弱	28(2)	4.0%	5.0%	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	4.1%	5.9%	0(0)	0.0%	0.0%
脱水	2(0)	0.3%	0.4%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
凍死	2(0)	0.3%	0.4%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	40(1)	5.7%	7.2%	55(0)	11.9%	13.0%	0(0)	0.0%	0.0%	5(0)	17.9%	21.7%
病死	12(4)	1.7%	2.2%	0(0)	0.0%	0.0%	1(1)	2.0%	2.9%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	85(24)	12.2%	15.3%	34(2)	7.3%	8.0%	9(5)	18.4%	26.5%	2(0)	7.1%	8.7%
小計	555(63)	79.5%	100.0%	424(7)	91.4%	100.0%	34(9)	69.4%	100.0%	23(0)	82.1%	100.0%
不明	143(43)	20.5%	—	40(5)	8.6%	—	15(6)	30.6%	—	5(0)	17.9%	—
計	698(106)	100.0%	—	464(12)	100.0%	—	49(15)	100.0%	—	28(0)	100.0%	—

注6) 「有効割合」とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合をいう。(以下、同様の取扱いとする。)

【参考事例】

＜子どもへの保護・安全への配慮を怠った事例＞

○3歳女児（実母によるネグレクトで死亡）

実母が本児を1人自宅に残して数日間外出。本児は十分な食事を与えられず極度の脱水症状等で死亡。3歳児健康診査未受診。

＜虐待による頭部外傷事例＞

○2歳男児（実父による身体的虐待で死亡）

実父は泣き止まない本児を抱きかかえた状態から居室の床に放り投げた。本児は脳に激しい衝撃を受け外傷性脳腫脹により死亡。本児死亡前も実父の身体的虐待について親族等から情報提供が続いており、児童相談所が関わっていた。

イ 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）^{注7）}の有無

心中以外の虐待死事例では、頭部外傷のうち「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）」の「あり」が4人（有効割合 66.7%）であった。

表1-3-2-2 直接の死因「頭部外傷」のうち乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）の有無

（心中以外の虐待死）

区分	第5次から第17次まで			第18次		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	30(6)	21.3%	50.0%	2(0)	28.6%	33.3%
あり	30(7)	21.3%	50.0%	4(1)	57.1%	66.7%
不明	81(3)	57.4%		1(0)	14.3%	
計	141(16)	100.0%	—	7(1)	100.0%	—

表1-3-2-3 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）の具体的事例

年齢(月齢)	主たる虐待者	加害の動機	以前の虐待行為
2歳0か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	あり
0歳3か月	実母	不明	なし

注7) 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)は子どもの頭部が揺さぶられることによって生じる頭部外傷であり、虐待による乳幼児頭部外傷(AHT)に含まれる。

表1-3-2-4 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）の具体的事例（年齢順）（第11次～第17次）

年次報告	年齢(月齢)	主たる虐待者	加害の動機	以前の虐待行為
15次	1か月	実父	不明	なし
17次	1か月	実母	泣きやまないことにいらだったため	なし
11次	2か月	実父	不明	なし
11次	2か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
13次	2か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
15次	2か月	実母	泣きやまないことにいらだったため	なし
16次	2か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
15次	3か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
11次	5か月	実母	泣きやまないことにいらだったため	なし
12次	5か月	実父	その他(入浴中ぐったりしたため)	あり (身体的虐待)
14次	5か月	母の交際相手	不明	不明
15次	5か月	実父	子どもがミルクを飲まず養育にストレスあり	なし
12次	5か月	不明	不明	なし
12次	6か月	実母	その他(パートナー等の支援なく、児の体調不良等うっ積した思い)	なし
14次	6か月	母方祖母	不明	なし
16次	6か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
14次	7か月	実母	不明	なし
13次	8か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	あり (身体的虐待)
14次	9か月	実母	パートナーへの怒りを子どもに向ける	なし
16次	1歳1か月	継父	子どもがなつかない	なし
12次	1歳2か月	不明	不明	あり (身体的虐待)
11次	1歳2か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
15次	1歳5か月	実母、実父	子どもの存在の拒否・否定	あり (身体的虐待)
13次	1歳7か月	実父	不明	なし
13次	1歳11か月	母の交際相手	母の交際相手が保育所へお迎えに行った際、本児が泣くという報告あり	あり (身体的虐待)
11次	2歳3か月	実父	不明	あり (身体的虐待)
16次	2歳4か月	継父	不明	なし
11次	2歳13か月	母の交際相手	しつけのつもり	あり (身体的虐待)
14次	5歳11か月	実母、養父	しつけのつもり	あり(身体的虐待、 ネグレクト)
17次	6歳0か月	父親の知人の男性	不明	なし

③ 主たる加害者

ア 心中以外の虐待死における主たる加害者

主たる加害者について、心中以外の虐待死事例では、「実母」が29人(59.2%)と最も多く、次いで「不明」が11人(22.4%)であった。

第1次報告から第18次報告までの傾向をみると、加害者が「実母」である事例が概ね全体の半数程度を占めて最も多い。

表1-3-3-1 主たる加害者(心中以外の虐待死)

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数		
実母	人数	13	26	38	29	38	36	23	30	33	38	16	28	26(5)	30(10)	25(11)	25(9)	30(14)	29(4)	513	
	構成割合	52.0%	52.0%	67.9%	47.5%	48.7%	53.7%	46.9%	58.8%	56.9%	74.5%	44.4%	63.6%	50.0%	61.2%	48.1%	46.3%	52.6%	59.2%	54.6%	
実父	人数	7	11	11	5	16	10	6	7	11	3	8	3	12(1)	4(1)	14(2)	9(3)	3(3)	4(0)	144	
	構成割合	28.0%	22.0%	19.6%	8.2%	20.5%	14.9%	12.2%	13.7%	19.0%	5.9%	22.2%	6.8%	23.1%	8.2%	26.9%	16.7%	5.3%	8.2%	15.3%	
養母	人数	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
養父	人数	0	1	0	0	1	0	3	0	0	0	1	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	9	
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.9%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	2.0%	1.0%	
継母	人数	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6	
	構成割合	0.0%	2.0%	1.8%	1.6%	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	
継父	人数	0	0	1	1	2	0	2	1	2	0	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	2(1)	1(0)	0(0)	13	
	構成割合	0.0%	0.0%	1.8%	1.6%	2.6%	0.0%	4.1%	2.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	3.7%	1.8%	0.0%	1.4%	
実母の 交際相手	人数	1	4	2	5	8	3	2	4	2	0	2	1	2(0)	1(1)	1(1)	0(0)	2(2)	0(0)	40	
	構成割合	4.0%	8.0%	3.6%	8.2%	10.3%	4.5%	4.1%	7.8%	3.4%	0.0%	5.6%	2.3%	3.8%	2.0%	1.9%	0.0%	3.5%	0.0%	4.3%	
母方祖母	人数	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	1	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7	
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	1.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	2.3%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	
母方祖父	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	
父方祖母	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
父方祖父	人数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	
実母と	実父	人数	0	0	0	9	10	5	6	2	5	3	5	2	5(1)	8(4)	6(5)	7(3)	4(3)	2(2)	79
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	14.8%	12.8%	7.5%	12.2%	3.9%	8.6%	5.9%	13.9%	4.5%	9.6%	16.3%	11.5%	13.0%	7.0%	4.1%	8.4%	
	養父	人数	0	0	1	1	0	2	1	1	0	0	1	2(1)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	12	
	構成割合	0.0%	0.0%	1.8%	1.6%	0.0%	3.0%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	3.8%	2.0%	1.9%	0.0%	0.0%	2.0%	1.3%	
	継父	人数	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
	実母の 交際相手	人数	1	0	0	3	1	3	4	1	2	1	0	1	1(0)	1(0)	1(1)	0(0)	1(0)	0(0)	21
	構成割合	4.0%	0.0%	0.0%	4.9%	1.3%	4.5%	8.2%	2.0%	3.4%	2.0%	0.0%	2.3%	1.9%	2.0%	1.9%	0.0%	1.8%	0.0%	2.2%	
	母方 祖母	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	
	実母の 交際相手 とその他	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
	その他	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	4.5%	0.0%	2.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
実父とその他	人数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1	
構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%		
その他	人数	3	6	0	1	1	0	2	1	1	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	2(2)	4(2)	1(0)	23		
	構成割合	12.0%	12.0%	0.0%	1.6%	1.3%	0.0%	3.9%	1.7%	2.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	3.7%	7.0%	2.0%	2.4%		
不明	人数	0	0	2	4	0	6	2	0	2	2	3	1(0)	1(1)	2(2)	8(4)	12(11)	11(8)	55		
	構成割合	0.0%	0.0%	3.6%	6.6%	0.0%	9.0%	4.1%	0.0%	3.9%	5.6%	6.8%	1.9%	2.0%	3.8%	14.8%	21.1%	22.4%	5.9%		
計	人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	939	
	構成割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

イ 心中による虐待死における主たる加害者

主たる加害者について、心中による虐待死事例では、「実母」が最も多く 18 人 (64.3%) であった。第 17 次報告と比較すると、「実母」、「実父」の人数及び割合が増加した。

表 1-3-3-2 主たる加害者 (心中による虐待死)

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
実母	人数	—	5	24	46	42	40	22	33	33	24	18	23	29(0)	22(3)	6(0)	13(2)	11(0)	18(0)	409	
	構成割合	—	62.5%	80.0%	70.8%	65.6%	65.6%	56.4%	70.2%	80.5%	61.5%	54.5%	85.2%	90.6%	78.6%	46.2%	68.4%	52.4%	64.3%	68.7%	
実父	人数	—	2	5	13	12	14	14	11	2	6	9	0	3(0)	5(0)	6(0)	0(0)	2(2)	7(0)	111	
	構成割合	—	25.0%	16.7%	20.0%	18.8%	23.0%	35.9%	23.4%	4.9%	15.4%	27.3%	0.0%	9.4%	17.9%	46.2%	0.0%	9.5%	25.0%	18.7%	
養母	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
養父	人数	—	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
継母	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
継父	人数	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1	
	構成割合	—	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
実母の 交際相手	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(3)	0(0)	4	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.7%	
母方祖母	人数	—	0	0	1	1	0	1	1	0	2	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	1.5%	1.6%	0.0%	2.6%	2.1%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	
母方祖父	人数	—	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	
父方祖母	人数	—	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	2.6%	2.1%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	
父方祖父	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
実母と	実父	人数	—	0	1	3	4	0	1	0	0	5	2	0	0(0)	1(0)	0(0)	3(0)	1(0)	3(0)	24
		構成割合	—	0.0%	3.3%	4.6%	6.3%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	12.8%	6.1%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	15.8%	4.8%	10.7%	4.0%
	養父	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
		構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	継父	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
		構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	実母の 交際相手	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2
		構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	0.3%
	母方 祖母	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	4
		構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.7%
その他	人数	—	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
不明	人数	—	0	0	2	0	4	0	1	3	0	1	3	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	2(1)	0(0)	18	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	6.6%	0.0%	2.1%	7.3%	0.0%	3.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	9.5%	0.0%	3.0%	
計	人数	—	8	30	65	64	61	39	47	41	39	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	595	
	構成割合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

ウ 心中以外の虐待死事例における主たる加害者と子どもの年齢

心中以外の虐待死事例における主たる加害者と子どもの年齢について、心中以外の虐待死事例では、どの年齢においても加害者は「実母」が多いが、特に日齢「0日」児の事例では「実母」が6人（75.0%）、「1日～1か月未満」児の事例では「実母」が7人（87.5%）と多くなっている。「1か月～1歳未満」児の事例では、実母のほか、「実父」が3人（18.8%）、「不明」が4人（25.0%）となっている。

表1-3-3-3 主たる加害者と死亡した子どもの年齢（心中以外の虐待死）

区分	死亡した児童の年齢												
	0日		1日～1か月未満		1か月～1歳未満		1歳以上～3歳未満		3歳以上		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	6(0)	75.0%	7(2)	87.5%	7(1)	43.8%	2(1)	66.7%	5(0)	41.7%	2(0)	100.0%	
実父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	3(0)	18.8%	1(0)	33.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
養母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	8.3%	0(0)	0.0%	
継母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実父の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	8.3%	0(0)	0.0%	
実母と	実父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	6.3%	0(0)	0.0%	1(1)	8.3%	0(0)	0(0)
	養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	8.3%	0(0)	0(0)
	継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0(0)
	実母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0(0)
	母方祖父母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0(0)
	実母の交際相手とその他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0(0)
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0(0)
小計	6(0)	75.0%	7(2)	87.5%	11(2)	68.8%	3(1)	100.0%	9(1)	75.0%	2(0)	100.0%	
不明	2(0)	25.0%	1(1)	12.5%	4(4)	25.0%	0(0)	0.0%	3(3)	25.0%	0(0)	0.0%	
未記入	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	6.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
計	8(0)	100.0%	8(3)	100.0%	16(7)	100.0%	3(1)	100.0%	12(4)	100.0%	2(0)	100.0%	

エ 心中による虐待死事例における主たる加害者と子どもの年齢

心中による虐待死事例における主たる加害者と子どもの年齢について、該当者のいない「1か月未満」を除き、死亡した子どもの年齢すべてにおいて「実母」が加害者である事例が最も多かった。「6歳以上」では、「実母」の8人（57.1%）に次いで「実父」が5人（35.7%）と多くなっている。

表1-3-3-4 主たる加害者と死亡した子どもの年齢（心中による虐待死）

区分	死亡した児童の年齢												
	1か月未満		1か月～1歳未満		1歳以上～3歳未満		3歳以上～6歳未満		6歳以上		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	0(0)	0.0%	1(0)	100.0%	2(0)	40.0%	7(0)	87.5%	8(0)	57.1%	0(0)	0.0%	
実父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	2(0)	40.0%	0(0)	0.0%	5(0)	35.7%	0(0)	0.0%	
養母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実父の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実母と	実父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	20.0%	1(0)	12.5%	1(0)	7.1%	0(0)	0.0%
	養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母方祖父母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実母の交際相手とその他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
小計	0(0)	0.0%	1(0)	100.0%	5(0)	100.0%	8(0)	100.0%	14(0)	100.0%	0(0)	0.0%	
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
計	0(0)	0.0%	1(0)	100.0%	5(0)	100.0%	8(0)	100.0%	14(0)	100.0%	0(0)	0.0%	

オ 心中以外の虐待死事例における死因となった主な虐待の類型別にみた主たる加害者

心中以外の虐待死事例における死因となった主な虐待の類型別にみた主たる加害者について、「実母」が、「身体的虐待」では6割強、「ネグレクト」では5割強を占めた。

表1-3-3-5 死因となった主な虐待の類型と主たる加害者（心中以外の虐待死）

区分	身体的虐待		ネグレクト		心理的虐待		その他		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	14(1)	66.7%	12(2)	54.5%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	3(1)	50.0%	
実父	3(0)	14.3%	1(0)	4.5%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
養母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
養父	1(0)	4.8%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
その他	1(0)	4.8%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実母と	実父	1(0)	4.8%	2(2)	9.1%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母方祖父母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母の交際相手とその他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
小計	20(1)	95.2%	15(4)	68.2%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	3(1)	50.0%	
不明	0(0)	0.0%	7(5)	31.8%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	3(3)	50.0%	
未記入	1(1)	4.8%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
計	21(2)	100.0%	22(9)	100.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	6(4)	100.0%	

④ 加害の動機

ア 心中以外の虐待死における加害の動機

心中以外の虐待死事例における加害の動機について、動機が「不明」「その他」である場合を除き、「子どもの世話・養育をする余裕がない」が5人（10.2%）と最も多く、次いで「泣き止まないことにはらだつたため」が4人（8.2%）であった。

表1-3-4-1 加害の動機（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
しつけのつもり	人数	9	9	7	9	10	8	3	10	3	4	4	5(2)	4(0)	2(0)	3(1)	3(3)	1(0)	94
	構成割合	18.0%	16.1%	11.5%	11.5%	14.9%	16.3%	5.9%	17.2%	5.9%	11.1%	9.1%	9.6%	8.2%	3.8%	5.6%	5.3%	2.0%	10.3%
子どもがなつかない	人数	0	5	2	1	1	1	0	0	1	1	1(0)	0(0)	1(1)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15
	構成割合	0.0%	8.9%	3.3%	1.3%	1.5%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	2.3%	1.9%	0.0%	1.9%	1.9%	0.0%	0.0%	1.6%
パートナーへの愛情を独占されたなど、子どもに対する嫉妬心	人数	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	2.0%	0.0%	1.7%	2.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
パートナーへの怒りを子どもに向ける	人数	0	2	1	1	0	1	0	2	0	0	0(0)	1(0)	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	10
	構成割合	0.0%	3.6%	1.6%	1.3%	0.0%	2.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	1.9%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%
慢性の疾患や障害の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	人数	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5
	構成割合	0.0%	0.0%	3.3%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
子どもの暴力などから身を守るため	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MSBP(代理ミュンヘンバウゼン氏)	人数	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
保護を怠ったことによる死亡 ※1	人数	3	5	18	13	4	8	11	9	9	6	5	6(0)	8(4)	9(2)	8(2)	9(4)	-	131
	構成割合	6.0%	8.9%	29.5%	16.7%	6.0%	16.3%	21.6%	15.5%	17.6%	16.7%	11.4%	11.5%	16.3%	17.3%	14.8%	15.8%	-	15.1%
子どもの世話・養育方法がわからない ※2	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2(0)	2
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.1%	4.1%
子どもの世話・養育をする余裕がない ※2	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5(1)	5
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.2%	10.2%
子どもの存在の拒否・否定	人数	0	5	5	6	8	10	2	3	4	4	14	5(0)	6(0)	3(3)	1(1)	2(0)	2(0)	80
	構成割合	0.0%	8.9%	8.2%	7.7%	11.9%	20.4%	3.9%	5.2%	7.8%	11.1%	31.8%	9.6%	12.2%	5.8%	1.9%	3.5%	4.1%	8.8%
泣きやまないことにはらだつたため	人数	0	0	4	13	5	5	6	7	8	4	2	5(0)	1(0)	6(0)	2(0)	3(1)	4(0)	75
	構成割合	0.0%	0.0%	6.6%	16.7%	7.5%	10.2%	11.8%	12.1%	15.7%	11.1%	4.5%	9.6%	2.0%	11.5%	3.7%	5.3%	8.2%	8.2%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想などによる)	人数	3	5	4	7	2	1	2	2	2	3	3(0)	6(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	43
	構成割合	6.0%	8.9%	6.6%	9.0%	3.0%	2.0%	3.9%	3.4%	3.9%	5.6%	6.8%	5.8%	12.2%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	4.7%
その他	人数	23	6	1	2	10	3	7	9	2	1	9	12(3)	10(4)	6(3)	12(3)	7(2)	8(2)	128
	構成割合	46.0%	10.7%	1.6%	2.6%	14.9%	6.1%	13.7%	15.5%	3.9%	2.8%	20.5%	23.1%	20.4%	11.5%	22.2%	12.3%	16.3%	14.0%
不明	人数	12	19	17	24	23	11	20	13	22	13	6	14(2)	13(10)	22(14)	25(14)	33(25)	27(12)	314
	構成割合	24.0%	33.9%	27.9%	30.8%	34.3%	22.4%	39.2%	22.4%	43.1%	36.1%	13.6%	26.9%	26.5%	42.3%	46.3%	57.9%	55.1%	34.4%
計	人数	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	914
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 第2次報告から第17次報告までの累計母数は、865人

※2 第18次新規項目の母数は、49人

イ 心中による虐待死事例における加害の動機

心中による虐待死事例における加害の動機について、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が 11 人（39.3%）と最も多く、次いで「育児不安や育児負担感」が 9 人（32.1%）であった。

表 1-3-4-2 加害の動機（心中による虐待死）（複数回答）

区分	心中による虐待死（未遂含む）（28 人）	
	人数	構成割合
子どもの病気・障害（診断）	3(0)	10.7%
保護者自身の精神疾患、精神不安	11(0)	39.3%
保護者自身の病気（精神疾患を除く）・障害等	1(0)	3.6%
経済的困窮（多額の借金など）	3(0)	10.7%
育児不安や育児負担感	9(0)	32.1%
夫婦間のトラブルなどの家庭の不和	6(0)	21.4%
その他	2(0)	7.1%
不明	9(0)	32.1%

(4) 死亡した子どもの生育歴

① 妊娠期・周産期における問題

ア 妊娠期・周産期の母体側の問題

妊娠期・周産期の母体側の問題について、心中以外の虐待死事例では、「妊婦健康診査未受診」が 19 人 (38.8%)、次いで「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が 14 人 (28.6%)、「母子健康手帳の未発行」が 13 人 (26.5%)、「遺棄」が 12 人 (24.5%) であった。

第 3 次報告から第 18 次報告までの推移でみると、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」「妊婦健診未受診」「母子健康手帳の未発行」「若年 (10 代) 妊娠」については、継続的に高い水準で事例の発生がみられる。

特に、「若年 (10 代) 妊娠」についてみると、我が国における全出生数のうち母親の年齢が若年 (10 代) の割合は約 1%前後で推移^{注 8)}している。一方で、第 3 次報告から第 18 次報告までの心中以外の虐待死事例における「若年 (10 代) 妊娠」の割合は 16.9%であり、その割合の高さは顕著である。

また、心中による虐待死事例では、「帝王切開」、「その他の疾患・障害」「NICU入院」がそれぞれ 4 人 (14.3%) であった。

注 8) 平成 20 年から令和元年までの厚生労働省人口動態統計による。

表1-4-1-1 妊娠期・周産期の問題 (心中以外の虐待死) (複数回答)

区分		第3次 (56人)	第4次 (61人)	第5次 (78人)	第6次 (67人)	第7次 (49人)	第8次 (51人)	第9次 (58人)	第10次 (51人)	第11次 (36人)	第12次 (44人)	第13次 (52人)	第14次 (49人)	第15次 (52人)	第16次 (54人)	第17次 (57人)	第18次 (49人)	総数 (864人)
切迫流産・ 切迫早産	人数	1	6	1	4	5	4	2	2	3	4	7(2)	5(3)	8(3)	5(3)	5(3)	3(1)	65
	構成割合	1.8%	9.8%	1.3%	6.0%	10.2%	7.8%	3.4%	3.9%	8.3%	9.1%	13.5%	10.2%	15.4%	9.3%	8.8%	6.1%	7.5%
妊娠高血圧症候群	人数	2	1	2	2	0	2	1	2	3	1	0(0)	1(0)	1(1)	2(1)	2(1)	4(1)	26
	構成割合	3.6%	1.6%	2.6%	3.0%	0.0%	3.9%	1.7%	3.9%	8.3%	2.3%	0.0%	2.0%	1.9%	3.7%	3.5%	8.2%	3.0%
喫煙の常習	人数	1	1	3	7	4	7	8	6	4	4	3(1)	8(2)	5(0)	4(2)	11(7)	4(2)	80
	構成割合	1.8%	1.6%	3.8%	10.4%	8.2%	13.7%	13.8%	11.8%	11.1%	9.1%	5.8%	16.3%	9.6%	7.4%	19.3%	8.2%	9.3%
アルコールの常習	人数	2	1	2	5	1	1	2	3	1	4	2(1)	1(0)	0(0)	1(0)	2(0)	3(1)	31
	構成割合	3.6%	1.6%	2.6%	7.5%	2.0%	2.0%	3.4%	5.9%	2.8%	9.1%	3.8%	2.0%	0.0%	1.9%	3.5%	6.1%	3.6%
違法薬物の使用/ 薬物の過剰摂取等 ※1	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	3
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	1.9%	1.8%	0.0%	0.8%
マタニティブーズ	人数	1	0	0	1	0	0	0	4	1	3	2(1)	3(0)	2(1)	4(1)	2(1)	4(2)	27
	構成割合	1.8%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%	2.8%	6.8%	3.8%	6.1%	3.8%	7.4%	3.5%	8.2%	3.1%
予期しない妊娠/ 計画していない妊娠	人数	7	10	11	21	11	10	18	14	8	24	18(5)	24(10)	16(7)	13(5)	20(12)	14(4)	239
	構成割合	12.5%	16.4%	14.1%	31.3%	22.4%	19.6%	31.0%	27.5%	22.2%	54.5%	34.6%	49.0%	30.8%	24.1%	35.1%	28.6%	27.7%
若年(10代)妊娠	人数	4	8	12	15	7	14	14	4	6	9	13(2)	5(3)	14(8)	8(3)	6(5)	7(1)	146
	構成割合	7.1%	13.1%	15.4%	22.4%	14.3%	27.5%	24.1%	7.8%	16.7%	20.5%	25.0%	10.2%	26.9%	14.8%	10.5%	14.3%	16.9%
お腹をたたく等の 墮胎行為 ※1	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	1.9%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
母子健康手帳の 未発行	人数	6	9	11	20	9	9	9	11	5	13	11(2)	15(5)	15(10)	7(3)	15(7)	13(2)	178
	構成割合	10.7%	14.8%	14.1%	29.9%	18.4%	17.6%	15.5%	21.6%	13.9%	29.5%	21.2%	30.6%	28.8%	13.0%	26.3%	26.5%	20.6%
妊婦健康診査未受診	人数	4	9	10	21	7	11	21	17	10	18	17(5)	23(9)	16(11)	12(7)	20(7)	19(7)	235
	構成割合	7.1%	14.8%	12.8%	31.3%	14.3%	21.6%	36.2%	33.3%	27.8%	40.9%	32.7%	46.9%	30.8%	22.2%	35.1%	38.8%	27.2%
胎児虐待 ※2	人数	1	2	2	0	2	5	8	7	0	-	-	-	-	-	-	-	27
	構成割合	1.8%	3.3%	2.6%	0.0%	4.1%	9.8%	13.8%	13.7%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	5.3%
その他(妊娠期の 母体側の問題) ※3	人数	-	-	-	-	-	-	1	3	3	1	1(1)	5(2)	5(2)	3(3)	11(7)	8(2)	41
	構成割合	-	-	-	-	-	-	1.7%	5.9%	8.3%	2.3%	1.9%	10.2%	9.6%	5.6%	19.3%	16.3%	8.2%
自宅分娩(助産師など の立ち会いなし) ※4	人数	-	-	-	-	-	-	-	2	14	11(3)	9(3)	16(8)	11(3)	12(6)	9(2)	84	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	5.6%	31.8%	21.2%	18.4%	30.8%	20.4%	21.1%	18.4%	21.4%	
遺棄 ※4	人数	-	-	-	-	-	-	-	5	15	10(2)	15(5)	19(12)	19(6)	18(10)	12(1)	113	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	13.9%	34.1%	19.2%	30.6%	36.5%	35.2%	31.6%	24.5%	28.8%	
墜落分娩	人数	2	5	5	9	2	2	5	3	1	5	7(2)	11(2)	10(5)	6(2)	11(4)	6(1)	90
	構成割合	3.6%	8.2%	6.4%	13.4%	4.1%	3.9%	8.6%	5.9%	2.8%	11.4%	13.5%	22.4%	19.2%	11.1%	19.3%	12.2%	10.4%
飛び込み出産 ※4	人数	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	6	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	5.6%	4.5%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	1.5%		
陣痛が微弱であった ※5	人数	0	1	1	1	1	0	2	0	-	-	-	-	-	-	-	6	
	構成割合	0.0%	1.6%	1.3%	1.5%	2.0%	0.0%	3.4%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	1.3%	
帝王切開	人数	2	2	8	4	7	7	12	7	3	7	11(2)	6(2)	4(2)	7(3)	5(3)	7(4)	99
	構成割合	3.6%	3.3%	10.3%	6.0%	14.3%	13.7%	20.7%	13.7%	8.3%	15.9%	21.2%	12.2%	7.7%	13.0%	8.8%	14.3%	11.5%
救急車で来院 ※6	人数	-	-	-	-	-	-	4	3	-	-	-	-	-	-	-	7	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	6.9%	5.9%	-	-	-	-	-	-	-	6.4%	
医療機関から連絡 ※3	人数	-	-	-	-	-	-	5	3	6	1	6(3)	6(2)	9(3)	10(5)	11(6)	6(4)	63
	構成割合	-	-	-	-	-	-	8.6%	5.9%	16.7%	2.3%	11.5%	12.2%	17.3%	18.5%	19.3%	12.2%	12.5%
その他(周産期の 母体側の問題) ※3	人数	-	-	-	-	-	3	3	0	0	1(0)	3(3)	3(2)	4(2)	3(1)	3(0)	23	
	構成割合	-	-	-	-	-	5.2%	5.9%	0.0%	0.0%	1.9%	6.1%	5.8%	7.4%	5.3%	6.1%	4.6%	
本児を妊娠時の特定 妊婦としての 支援の有無 ※7	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11(7)	11
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.4%	22.4%
低体重 (2500g未満)	人数	1	4	6	9	8	7	8	11	4	8	6(3)	8(3)	6(4)	6(4)	7(5)	8(3)	107
	構成割合	1.8%	6.6%	7.7%	13.4%	16.3%	13.7%	13.8%	21.6%	11.1%	18.2%	11.5%	16.3%	11.5%	11.1%	12.3%	16.3%	12.4%
多胎	人数	2	0	1	4	1	3	0	1	0	0	2(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(1)	5(2)	23
	構成割合	3.6%	0.0%	1.3%	6.0%	2.0%	5.9%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	1.9%	1.9%	3.5%	10.2%	2.7%
新生児仮死	人数	0	4	0	0	4	0	1	0	2	2	0(0)	2(1)	0(0)	1(1)	2(1)	2(1)	20
	構成割合	0.0%	6.6%	0.0%	0.0%	8.2%	0.0%	1.7%	0.0%	5.6%	4.5%	0.0%	4.1%	0.0%	1.9%	3.5%	4.1%	2.3%
その他の疾患・障害 ※8	人数	-	4	2	0	3	0	4	6	6	2	1(1)	3(2)	3(1)	5(3)	4(3)	7(3)	50
	構成割合	-	6.6%	2.6%	0.0%	6.1%	0.0%	6.9%	11.8%	16.7%	4.5%	1.9%	6.1%	5.8%	9.3%	7.0%	14.3%	6.2%
出生時の退院の遅れ による母子分離	人数	2	4	3	6	5	3	5	3	1	3	4(3)	3(2)	6(4)	4(2)	3(1)	13(7)	68
	構成割合	3.6%	6.6%	3.8%	9.0%	10.2%	5.9%	8.6%	5.9%	2.8%	6.8%	7.7%	6.1%	11.5%	7.4%	5.3%	26.5%	7.9%
NICU入院	人数	1	5	3	2	4	1	4	6	3	2	3(1)	2(1)	7(4)	2(2)	3(1)	7(3)	55
	構成割合	1.8%	8.2%	3.8%	3.0%	8.2%	2.0%	6.9%	11.8%	8.3%	4.5%	5.8%	4.1%	13.5%	3.7%	5.3%	14.3%	6.4%

※1 第12次報告から第18次報告までの累計母数は、357人 ※2 第3次報告から第11次報告までの累計母数は、507人
 ※3 第9次報告から第18次報告までの累計母数は、502人 ※4 第11次報告から第18次報告までの累計母数は、393人
 ※5 第3次報告から第10次報告までの累計母数は、471人 ※6 第9次報告から第10次報告までの累計母数は、109人
 ※7 第18次新規項目の母数は、49人 ※8 第4次報告から第18次報告までの累計母数は、808人

表1-4-1-2 妊娠期・周産期の問題 (心中による虐待死) (複数回答)

区分		第3次 (30人)	第4次 (65人)	第5次 (64人)	第6次 (61人)	第7次 (39人)	第8次 (47人)	第9次 (41人)	第10次 (39人)	第11次 (33人)	第12次 (27人)	第13次 (32人)	第14次 (28人)	第15次 (13人)	第16次 (19人)	第17次 (21人)	第18次 (28人)	総数 (587人)
切迫流産・ 切迫早産	人数	0	2	2	3	4	2	0	4	3	1	4(0)	3(0)	1(0)	1(0)	3(0)	3(0)	36
	構成割合	0.0%	3.1%	3.1%	4.9%	10.3%	4.3%	0.0%	10.3%	9.1%	3.7%	12.5%	10.7%	7.7%	5.3%	14.3%	10.7%	6.1%
妊娠高血圧症候群	人数	0	2	0	0	3	1	2	2	0	0	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	15
	構成割合	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	7.7%	2.1%	4.9%	5.1%	0.0%	0.0%	9.4%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	2.6%
喫煙の常習	人数	0	0	1	1	3	1	0	0	1	3	4(0)	0(0)	5(0)	2(0)	1(0)	0(0)	22
	構成割合	0.0%	0.0%	1.6%	1.6%	7.7%	2.1%	0.0%	0.0%	3.0%	11.1%	12.5%	0.0%	38.5%	10.5%	4.8%	0.0%	3.7%
アルコールの常習	人数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
違法薬物の使用/ 薬物の過剰摂取等 ※1	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	3
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	4.8%	3.6%	1.8%
マタニティブルー	人数	0	3	1	1	2	0	2	2	0	1	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	17
	構成割合	0.0%	4.6%	1.6%	1.6%	5.1%	0.0%	4.9%	5.1%	0.0%	3.7%	9.4%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	2.9%
予期しない妊娠/ 計画していない妊娠	人数	1	0	0	1	4	1	1	1	2	0	5(0)	1(0)	0(0)	4(0)	2(0)	0(0)	23
	構成割合	3.3%	0.0%	0.0%	1.6%	10.3%	2.1%	2.4%	2.6%	6.1%	0.0%	15.6%	3.6%	0.0%	21.1%	9.5%	0.0%	3.9%
若年(10代)妊娠	人数	0	1	0	1	0	2	0	3	2	1	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	15
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	1.6%	0.0%	4.3%	0.0%	7.7%	6.1%	3.7%	6.3%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	2.6%
お腹をたたく等の 墮胎行為 ※1	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	3
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	1.8%
母子健康手帳の 未発行	人数	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	4(0)	1(0)	0(0)	0(0)	7
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.8%	5.3%	0.0%	0.0%	1.2%
妊婦健康診査未受 診	人数	0	0	0	0	0	0	0	4	6	0	2(0)	2(0)	1(0)	0(0)	3(1)	0(0)	18
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.3%	18.2%	0.0%	6.3%	7.1%	7.7%	0.0%	14.3%	0.0%	3.1%
胎児虐待 ※2	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
その他(妊娠期の 母体側の問題) ※3	人数	-	-	-	-	-	-	0	0	4	0	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	3(0)	3(0)	13
	構成割合	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	12.1%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	5.3%	14.3%	10.7%	4.6%
自宅分娩(助産師など の立ち会いなし) ※4	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	6
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	3.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	5.3%	4.8%	3.6%	3.0%
遺棄 ※4	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.5%
墜落分娩	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
飛び込み出産 ※4	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	3.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
陣痛が微弱であった ※5	人数	0	0	0	0	1	0	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	4.9%	2.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0%
帝王切開	人数	0	4	2	3	5	3	3	5	6	0	6(0)	6(1)	3(0)	2(0)	2(0)	4(0)	54
	構成割合	0.0%	6.2%	3.1%	4.9%	12.8%	6.4%	7.3%	12.8%	18.2%	0.0%	18.8%	21.4%	23.1%	10.5%	9.5%	14.3%	9.2%
救急車で来院 ※6	人数	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
医療機関から連絡 ※3	人数	-	-	-	-	-	-	2	2	5	2	8(0)	2(0)	1(0)	4(2)	4(1)	2(0)	32
	構成割合	-	-	-	-	-	-	4.9%	5.1%	15.2%	7.4%	25.0%	7.1%	7.7%	21.1%	19.0%	7.1%	11.4%
その他(周産期の 母体側の問題) ※3	人数	-	-	-	-	-	-	1	1	1	0	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	4(0)	2(0)	12
	構成割合	-	-	-	-	-	-	2.4%	2.6%	3.0%	0.0%	6.3%	3.6%	0.0%	0.0%	19.0%	7.1%	4.3%
本児を妊娠時の特定 妊婦としての 支援の有無 ※7	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2(0)	2
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1%	7.1%
低体重 (2500g未満)	人数	0	2	3	2	2	4	1	0	2	3	4(0)	2(0)	3(0)	1(0)	1(0)	0(0)	30
	構成割合	0.0%	3.1%	4.7%	3.3%	5.1%	8.5%	2.4%	0.0%	6.1%	11.1%	12.5%	7.1%	23.1%	5.3%	4.8%	0.0%	5.1%
多胎	人数	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	4(0)	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	12
	構成割合	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	7.1%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%
新生児仮死	人数	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	1.6%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
その他の疾患・障害 ※8	人数	-	0	0	0	2	2	2	3	2	2	3(0)	1(0)	0(0)	3(0)	1(0)	4(0)	25
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%	4.3%	4.9%	7.7%	6.1%	7.4%	9.4%	3.6%	0.0%	15.8%	4.8%	14.3%	4.5%
出生時の退院の遅れ による母子分離	人数	0	1	0	0	0	3	1	2	0	1	4(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	15
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	6.4%	2.4%	5.1%	0.0%	3.7%	12.5%	3.6%	0.0%	5.3%	0.0%	3.6%	2.6%
NICU入院	人数	0	1	0	1	2	3	2	1	1	0	5(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	4(0)	23
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	1.6%	5.1%	6.4%	4.9%	2.6%	3.0%	0.0%	15.6%	3.6%	0.0%	10.5%	0.0%	14.3%	3.9%

※1 第12次報告から第18次報告までの累計母数は、168人
※2 第3次報告から第11次報告までの累計母数は、419人
※3 第9次報告から第18次報告までの累計母数は、281人
※4 第11次報告から第18次報告までの累計母数は、201人
※5 第3次報告から第10次報告までの累計母数は、386人
※6 第9次報告から第10次報告までの累計母数は、80人
※7 第18次新規項目の母数は、28人
※8 第4次報告から第18次報告までの累計母数は、557人

【参考事例】

＜予期しない妊娠／計画していない妊娠の事例＞

○0歳女兒（実母による身体的虐待で死亡）

実母は出産後女兒の遺体を埋めて遺棄し、女兒は低体温症により死亡。母子健康手帳も未発行で母子保健担当部署等の関わりもなかった。

② 乳幼児健康診査及び予防接種

ア 乳幼児健康診査・予防接種の受診・接種の有無

乳幼児健康診査の受診状況について、心中以外の虐待死事例では、「3～4か月児健康診査」の未受診者が7人（有効割合 29.2%）、「1歳6か月児健康診査」の未受診者が2人（同 14.3%）、「3歳児健康診査」の未受診者が3人（同 27.3%）であった。予防接種の接種状況は、「3～4か月児健康診査時点」で「一部、必要な予防接種が未接種である」が4人（同 20.0%）であった。

他方、心中による虐待死事例では、乳幼児健康診査の受診状況について、「不明」が多くなっているが、「1歳6か月児健康診査」の未受診者が2人（同 10.0%）であった。予防接種の接種状況も「不明」が多いが、「不明」を除いた健康診査時点の該当者はみな「必要な予防接種は終了している（遅滞のある場合も含む）」となっている。

表1-4-2-1 乳幼児健康診査の受診の有無

区分	心中以外の虐待死(49人)						心中による虐待死(未遂含む)(28人)					
	受診済み		未受診		年齢的に 非該当	不明	受診済み		未受診		年齢的に 非該当	不明
	人数	有効割合	人数	有効割合			人数	有効割合	人数	有効割合		
3～4か月児健康診査	17(5)	70.8%	7(4)	29.2%	23(6)	2(0)	20(0)	100.0%	0(0)	0.0%	0(0)	8(0)
1歳6か月児健康診査	12(4)	85.7%	2(0)	14.3%	33(10)	2(1)	18(0)	90.0%	2(0)	10.0%	1(0)	7(0)
3歳児健康診査	8(3)	72.7%	3(0)	27.3%	36(11)	2(1)	14(0)	100.0%	0(0)	0.0%	7(0)	7(0)

表1-4-2-2 予防接種の有無

区分		心中以外の虐待死(49人)		心中による虐待死(未遂含む)(28人)	
		人数	有効割合	人数	有効割合
健康診査時点 3～4か月児	必要な予防接種は終了している(遅滞のある場合も含む)	16(5)	80.0%	20(0)	100.0%
	一部、必要な予防接種が未接種である	4(3)	20.0%	0(0)	0.0%
	年齢的に非該当	23(6)		0(0)	
	不明	6(1)		8(0)	
健康診査時点 1歳6か月児	必要な予防接種は終了している(遅滞のある場合も含む)	10(4)	83.3%	19(0)	100.0%
	一部、必要な予防接種が未接種である	2(0)	16.7%	0(0)	0.0%
	年齢的に非該当	34(10)		1(0)	
	不明	3(1)		8(0)	
健康診査時点 3歳児	必要な予防接種は終了している(遅滞のある場合も含む)	6(3)	66.7%	15(0)	100.0%
	一部、必要な予防接種が未接種である	3(0)	33.3%	0(0)	0.0%
	年齢的に非該当	37(11)		6(0)	
	不明	3(1)		7(0)	

イ 乳幼児健康診査未受診者への対応

表1-4-2-3 乳幼児健康診査の未受診者への対応（複数回答）

3～4か月児健康診査未受診の対応ありの場合		心中以外の虐待死(5人)		心中による虐待死(未遂含む)(0人)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
未受診の対応あり		5(4)		0(0)	
文書による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
電話による受診勧奨		2(1)	40.0%	0(0)	0.0%
家庭訪問による受診勧奨		1(1)	20.0%	0(0)	0.0%
その他		2(2)	40.0%	0(0)	0.0%
その後の受診の有無または確認の有無	なし	4(4)	80.0%	0(0)	0.0%
	あり	1(0)	20.0%	0(0)	0.0%
1歳6か月児健康診査未受診の対応ありの場合		心中以外の虐待死(0人)		心中による虐待死(未遂含む)(1人)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
未受診の対応あり		0(0)		1(0)	
文書による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
電話による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
家庭訪問による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他		0(0)	0.0%	1(0)	100.0%
その後の受診の有無または確認の有無	なし	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	あり	0(0)	0.0%	1(0)	100.0%
3歳児健康診査未受診の対応ありの場合		心中以外の虐待死(2人)		心中による虐待死(未遂含む)(0人)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
未受診の対応あり		2(0)		0(0)	
文書による受診勧奨		1(0)	50.0%	0(0)	0.0%
電話による受診勧奨		1(0)	50.0%	0(0)	0.0%
家庭訪問による受診勧奨		1(0)	50.0%	0(0)	0.0%
その他		1(0)	50.0%	0(0)	0.0%
その後の受診の有無または確認の有無	なし	2(0)	100.0%	0(0)	0.0%
	あり	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

③ 子どもの疾患・障害等

ア 子どもの疾患・障害等の有無等

子どもの疾患・障害等について、心中以外の虐待死事例では、「身体発育の問題（極端な痩せ、身長が低いなど）」がある事例が7人（14.3%）で最も多かった。心中による虐待死事例では、「発達の問題（発達障害、自閉症など）」がある事例6人（21.4%）と、「身体疾患」がある事例5人（17.9%）が多かった。

表1-4-3-1 子どもの疾患・障害等の有無等（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(49人)								心中による虐待死(未遂含む)(28人)							
	あり		なし		不明		疑い		あり		なし		不明		疑い	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体疾患	5(1)	10.2%	28(11)	57.1%	16(3)	32.7%	-	-	5(0)	17.9%	17(0)	60.7%	6(0)	21.4%	-	-
障害	4(3)	8.2%	24(8)	49.0%	18(4)	36.7%	-	-	3(0)	10.7%	16(0)	57.1%	7(0)	25.0%	-	-
発達の問題 (発達障害、自閉症など)	3(1)	6.1%	24(10)	49.0%	19(4)	38.8%	3(0)	6.1%	6(0)	21.4%	13(0)	46.4%	7(0)	25.0%	1(0)	3.6%
身体発育の問題(極端な 痩せ、身長が低いなど)	7(3)	14.3%	30(11)	61.2%	12(1)	24.5%	-	-	0(0)	0.0%	21(0)	75.0%	6(0)	21.4%	-	-

表1-4-3-2 障害ありの場合の手帳の有無

区分			あり	あり			なし	不明	
				うち 手帳あり	うち 手帳なし	うち 手帳不明			
心中以外の虐待死 (49人)	障害ありの内訳(4人)	身体障害	人数	3(2)	2(1)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
			構成割合	6.1%	4.1%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%
	知的障害	人数	2(2)	2(1)	0(0)	0(0)	1(1)	1(0)	
		構成割合	4.1%	4.1%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	
心中による虐待死 (未遂含む)(28人)	障害ありの内訳(3人)	身体障害	人数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)
			構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.7%	0.0%
	知的障害	人数	3(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
		構成割合	10.7%	7.1%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	

イ 疾患・障害等があった子どもと関係機関の関与状況

疾患・障害等があった子どもに関与があった関係機関について、心中以外の虐待死事例では、身体疾患のある1人を除き、何らかの機関の関与があり、関与した関係機関には、「児童相談所」、「市区町村（虐待対応担当部署）」、「福祉事務所」、「家庭児童相談室」、「保健所」、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」、「養育機関・教育機関」、「医療機関」、「警察」などの関与があった。

また、心中による虐待死事例においても、「児童相談所」、「市区町村（虐待対応担当部署）」、「福祉事務所」、「家庭児童相談室」、「民生委員・児童委員」、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」、「養育機関・教育機関」、「医療機関」、「警察」などの関与があった。

表1-4-3-3 疾患・障害等があった子どもと関係機関の関与状況（複数回答）

区分		子どもの疾患・障害等								
		心中以外の虐待死				心中による虐待死（未遂含む）				
		身体疾患 【5人】	障害 (知的障害、 身体障害) 【4人】	発達の 問題 (発達障害、 自閉症 など)遅れ 【3人】	身体発育 の問題 (極端な瘦 せ、身長が 低いなど) 【7人】	身体疾患 【5人】	障害 (知的障害、 身体障害) 【3人】	発達の 問題 (発達障害、 自閉症 など)遅れ 【6人】	身体発育 の問題 (極端な瘦 せ、身長が 低いなど) 【0人】	
※1 【】内は疾患・障害等のある子どもの人数										
何らかの機関の関与があった子どもの数(人数)		4(1)	4(3)	3(1)	7(3)	5(0)	3(0)	6(0)	0(0)	
関与した関係機関	児童相談所	3(1)	2(1)	1(0)	2(0)	1(0)	2(0)	3(0)	0(0)	
	市区町村(虐待対応担当部署)	4(1)	2(1)	2(0)	3(0)	0(0)	1(0)	2(0)	0(0)	
	その他機関	4(1)	4(3)	3(1)	7(3)	5(0)	3(0)	6(0)	0(0)	
	内訳 (複数回答)	福祉事務所	3(1)	1(1)	2(0)	2(0)	1(0)	1(0)	2(0)	0(0)
		家庭児童相談室	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)
		民生委員・児童委員	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
		保健所	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
		市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	3(0)	3(2)	3(1)	7(3)	3(0)	0(0)	1(0)	0(0)
		養育機関・教育機関	2(1)	1(1)	2(0)	4(2)	2(0)	3(0)	6(0)	0(0)
		医療機関	3(1)	4(3)	2(1)	4(2)	1(0)	2(0)	3(0)	0(0)
		助産師(医療機関に勤務する 者を除く)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
		警察	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(0)	0(0)
婦人相談所		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
配偶者暴力相談支援センター		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	

④ 子どもの情緒・行動上の問題

子どもの情緒・行動上の問題について、心中以外の事例では、問題「なし」が24人（有効割合75.0%）、「あり」が8人（同25.0%）であった。「あり」の内訳（複数回答）は、「激しい泣き」が3人（同9.4%）、「夜泣き」、「不登校」、「その他」がそれぞれ2人（同6.3%）、「ミルクの飲みムラ」、「多動」、「なつかない」、「無表情、表情が乏しい」がそれぞれ1人（同3.1%）であった。

また、心中による虐待死事例では、問題「なし」が11人（同68.8%）、「あり」が5人（同31.3%）であり、「あり」の理由は「多動」、「衝動性」、「その他」がそれぞれ2人（同12.5%）などとなっている。

表1-4-4 子どもの情緒・行動上の問題（複数回答）

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		24(10)	49.0%	75.0%	11(0)	39.3%	68.8%
あり		8(2)	16.3%	25.0%	5(0)	17.9%	31.3%
内訳 (再掲) (複数回答)	ミルクの飲みムラ	1(0)	2.0%	3.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	激しい泣き	3(1)	6.1%	9.4%	0(0)	0.0%	0.0%
	夜泣き	2(0)	4.1%	6.3%	0(0)	0.0%	0.0%
	食事の拒否	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	3.6%	6.3%
	夜尿	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	3.6%	6.3%
	多動	1(0)	2.0%	3.1%	2(0)	7.1%	12.5%
	衝動性	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	7.1%	12.5%
	かんしゃく	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	3.6%	6.3%
	自傷行為	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	性器いじり	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	指示に従わない	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	3.6%	6.3%
	なつかない	1(0)	2.0%	3.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	無表情、表情が乏しい	1(0)	2.0%	3.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	固まってしまう	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	盗癖	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	虚言癖	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
不登校	2(0)	4.1%	6.3%	1(0)	3.6%	6.3%	
その他	2(1)	4.1%	6.3%	2(0)	7.1%	12.5%	
小計		32(12)	65.3%	100.0%	16(0)	57.1%	100.0%
不明		17(3)	34.7%		12(0)	42.9%	
計		49(15)	100.0%	—	28(0)	100.0%	—

⑤ 養育機関・教育機関の所属

子どもの養育機関・教育機関の所属について、心中以外の虐待死事例では、所属「なし」が36人（有効割合76.6%）、所属「あり」が11人（同23.4%）であり、「あり」の内訳は、「認可保育所」3人（同6.4%）が最も多く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」がそれぞれ2人（同4.3%）であった。

また、心中による虐待死事例では、所属「あり」が20人（同76.9%）であり、「あり」の内訳は、「小学校」が7人（同26.9%）と最も多く、次いで「認定こども園」と「幼稚園」がそれぞれ4人（同15.4%）であった。

表1-4-5 子どもの養育機関・教育機関の所属

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
なし	36(11)	73.5%	76.6%	6(0)	21.4%	23.1%	
あり	11(4)	22.4%	23.4%	20(0)	71.4%	76.9%	
内訳 (再掲)	認可保育所	3(1)	6.1%	6.4%	1(0)	3.6%	3.8%
	認可外保育所	1(0)	2.0%	2.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	認定こども園	2(1)	4.1%	4.3%	4(0)	14.3%	15.4%
	幼稚園	2(0)	4.1%	4.3%	4(0)	14.3%	15.4%
	小学校	1(0)	2.0%	2.1%	7(0)	25.0%	26.9%
	中学校	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	3.6%	3.8%
	高等学校	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	3.6%	3.8%
	特別支援学校	1(1)	2.0%	2.1%	2(0)	7.1%	7.7%
	その他	1(1)	2.0%	2.1%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	47(15)	95.9%	100.0%	26(0)	92.9%	100.0%	
不明	2(0)	4.1%		2(0)	7.1%		
計	49(15)	100.0%	—	28(0)	100.0%	—	

(5) 養育環境

① 養育者（実母）の心理的・精神的問題等

ア 養育者（実母）の心理的・精神的問題等

養育者（実母）の心理的・精神的問題等について、心中以外の虐待死事例では、「育児不安」と「養育能力の低さ」がともに15例（31.9%）と最も多く、次いで「産後うつ」、「精神障害（医師の診断によるもの）」が5例（10.6%）であった。第3次報告から第18次報告までの推移をみると、「養育能力の低さ」、「育児不安」が継続して多い傾向にある。

心中による虐待死事例では「育児不安」と「精神障害（医師の診断によるもの）」がともに5例（26.3%）と最も多く、次いで「うつ状態」が3例（15.8%）であった。第3次報告から第18次報告までの推移をみると、「育児不安」、「精神疾患（医師の診断によるもの）」、「うつ状態」が継続して多い傾向にある。

なお、「養育能力の低さ」とは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。

表1-5-1-1 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）（複数回答） ※1

区分	第3次 (41例)	第4次 (52例)	第5次 (73例)	第6次 (63例)	第7次 (44例)	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (799例)	
育児不安	例数	12	14	19	16	11	14	11	15	8	12	12(3)	14(2)	8(3)	6(2)	8(5)	15(4)	195
	構成割合	29.3%	26.9%	26.0%	25.4%	25.0%	31.8%	19.6%	31.3%	22.2%	28.6%	25.0%	28.6%	16.0%	12.0%	14.3%	31.9%	24.4%
マタニティ ブルー	例数	2	0	4	1	0	1	1	3	0	3	1(1)	3(0)	2(1)	2(0)	1(0)	4(2)	28
	構成割合	4.9%	0.0%	5.5%	1.6%	0.0%	2.3%	1.8%	6.3%	0.0%	7.1%	2.1%	6.1%	4.0%	4.0%	1.8%	8.5%	3.5%
産後うつ ※2	例数	—	1	3	2	2	1	4	5	2	2	4(1)	8(1)	0(0)	1(0)	2(1)	5(1)	42
	構成割合	—	1.9%	4.1%	3.2%	4.5%	2.3%	7.1%	10.4%	5.6%	4.8%	8.3%	16.3%	0.0%	2.0%	3.6%	10.6%	5.5%
知的障害	例数	2	0	3	2	2	1	4	0	5	0	5(1)	2(1)	1(0)	2(1)	4(2)	4(1)	37
	構成割合	4.9%	0.0%	4.1%	3.2%	4.5%	2.3%	7.1%	0.0%	13.9%	0.0%	10.4%	4.1%	2.0%	4.0%	7.1%	8.5%	4.6%
精神障害 (医師の診断に よるもの)	例数	3	7	8	2	2	7	9	7	4	5	5(2)	6(1)	1(0)	4(1)	6(4)	5(1)	81
	構成割合	7.3%	13.5%	11.0%	3.2%	4.5%	15.9%	16.1%	14.6%	11.1%	11.9%	10.4%	12.2%	2.0%	8.0%	10.7%	10.6%	10.1%
身体障害	例数	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5
	構成割合	2.4%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
その他の障害	例数	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	2(1)	7
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	2.3%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	4.3%	0.9%
アルコール 依存	例数	0	0	1	5	1	1	0	1	0	1	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	2(0)	13
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	7.9%	2.3%	2.3%	0.0%	2.1%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	4.3%	1.6%
薬物依存	例数	0	0	0	0	0	4	1	0	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	8	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	1.0%	
ギャンブル 依存 ※3	例数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1	
	構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.4%	
衝動性	例数	5	5	8	8	6	6	10	8	5	5	4(2)	5(2)	3(0)	5(2)	4(2)	2(0)	89
	構成割合	12.2%	9.6%	11.0%	12.7%	13.6%	13.6%	17.9%	16.7%	13.9%	11.9%	8.3%	10.2%	6.0%	10.0%	7.1%	4.3%	11.1%
攻撃性	例数	2	5	7	6	6	3	9	7	3	6	5(3)	4(1)	2(0)	3(1)	2(1)	3(1)	73
	構成割合	4.9%	9.6%	9.6%	9.5%	13.6%	6.8%	16.1%	14.6%	8.3%	14.3%	10.4%	8.2%	4.0%	6.0%	3.6%	6.4%	9.1%
怒りのコント ロール不全	例数	7	4	8	7	6	5	7	6	4	3	3(2)	4(1)	3(0)	3(1)	3(2)	3(0)	76
	構成割合	17.1%	7.7%	11.0%	11.1%	13.6%	11.4%	12.5%	12.5%	11.1%	7.1%	6.3%	8.2%	6.0%	6.0%	5.4%	6.4%	9.5%
うつ状態	例数	6	9	8	3	4	6	7	4	6	6	6(0)	9(1)	2(1)	6(1)	5(3)	4(2)	91
	構成割合	14.6%	17.3%	11.0%	4.8%	9.1%	13.6%	12.5%	8.3%	16.7%	14.3%	12.5%	18.4%	4.0%	12.0%	8.9%	8.5%	11.4%
躁状態	例数	1	0	2	0	0	0	0	2	0	2(1)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	0(0)	9	
	構成割合	2.4%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	4.2%	0.0%	2.0%	0.0%	1.8%	0.0%	1.1%	
感情の起伏が 激しい	例数	4	4	9	5	4	6	8	6	4	3	6(5)	4(2)	3(0)	2(1)	4(2)	2(1)	74
	構成割合	9.8%	7.7%	12.3%	7.9%	9.1%	13.6%	14.3%	12.5%	11.1%	7.1%	12.5%	8.2%	6.0%	4.0%	7.1%	4.3%	9.3%
高い依存性	例数	6	6	3	2	3	2	8	1	6	4	5(3)	2(1)	4(0)	4(0)	1(1)	2(1)	59
	割合	14.6%	11.5%	4.1%	3.2%	6.8%	4.5%	14.3%	2.1%	16.7%	9.5%	10.4%	4.1%	8.0%	8.0%	1.8%	4.3%	7.4%
幻視、幻聴	例数	1	1	2	0	1	2	3	1	2	0	0(0)	2(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	18
	構成割合	2.4%	1.9%	2.7%	0.0%	2.3%	4.5%	5.4%	2.1%	5.6%	0.0%	0.0%	4.1%	2.0%	2.0%	1.8%	0.0%	2.3%
妄想	例数	2	1	1	1	1	2	2	2	1	0(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	19
	構成割合	4.9%	1.9%	1.4%	1.6%	2.3%	4.5%	3.6%	4.2%	5.6%	2.4%	0.0%	4.1%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.4%
DVを 受けている	例数	2	4	4	6	6	1	8	6	1	5	6(1)	3(2)	4(1)	5(2)	2(2)	4(0)	67
	構成割合	4.9%	7.7%	5.5%	9.5%	13.6%	2.3%	14.3%	12.5%	2.8%	11.9%	12.5%	6.1%	8.0%	10.0%	3.6%	8.5%	8.4%
DVを 行っている	例数	0	0	1	0	0	1	0	2	0	1	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	8
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	4.2%	0.0%	2.4%	2.1%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	1.0%
自殺未遂の 既往	例数	3	1	1	1	3	1	3	0	2	2	5(1)	5(0)	1(0)	4(2)	2(2)	3(2)	37
	構成割合	7.3%	1.9%	1.4%	1.6%	6.8%	2.3%	5.4%	0.0%	5.6%	4.8%	10.4%	10.2%	2.0%	8.0%	3.6%	6.4%	4.6%
養育能力の 低さ	例数	9	20	18	10	13	11	23	14	12	14	20(3)	10(5)	13(4)	11(5)	13(7)	15(8)	226
	構成割合	22.0%	38.5%	24.7%	15.9%	29.5%	25.0%	41.1%	29.2%	33.3%	33.3%	41.7%	20.4%	26.0%	22.0%	23.2%	31.9%	28.3%
日本語でのコミ ュケーション が難しい(日本 語を母国語とし ていない) ※4	例数	—	—	—	—	—	0	0	2	0	0	1(0)	1(0)	2(1)	1(1)	3(1)	3(2)	13
	構成割合	—	—	—	—	—	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	2.1%	2.0%	4.0%	2.0%	5.4%	6.4%	2.5%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第4次報告から第18次報告までの累計母数は、758例

※3 第14次報告から第18次報告までの累計母数は、252例

※4 第8次報告から第18次報告までの累計母数は、526例

表1-5-1-2 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）（複数回答） ※1

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数 (414例)
		(16例)	(48例)	(42例)	(42例)	(30例)	(34例)	(29例)	(28例)	(27例)	(21例)	(24例)	(18例)	(8例)	(12例)	(16例)	(19例)	
育児不安	例数	4	12	8	12	4	7	8	7	7	8	12(0)	2(1)	2(0)	6(1)	6(0)	5(0)	110
	構成割合	25.0%	25.0%	19.0%	28.6%	13.3%	20.6%	27.6%	25.0%	25.9%	38.1%	50.0%	11.1%	25.0%	50.0%	37.5%	26.3%	26.6%
マタニティ ブルー	例数	0	0	2	1	1	0	2	2	0	0	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	12
	構成割合	0.0%	0.0%	4.8%	2.4%	3.3%	0.0%	6.9%	7.1%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	2.9%
産後うつ ※2	例数	—	2	1	1	2	1	2	3	1	2	4(0)	1(1)	1(0)	3(1)	1(0)	0(0)	25
	構成割合	—	4.2%	2.4%	2.4%	6.7%	2.9%	6.9%	10.7%	3.7%	9.5%	16.7%	5.6%	12.5%	25.0%	6.3%	0.0%	6.3%
知的障害	例数	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7
	構成割合	6.3%	4.2%	2.4%	2.4%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
精神障害 (医師の診断に よるもの)	例数	0	13	5	8	3	14	8	7	8	7	11(0)	4(1)	1(0)	1(1)	4(0)	5(0)	99
	構成割合	0.0%	27.1%	11.9%	19.0%	10.0%	41.2%	27.6%	25.0%	29.6%	33.3%	45.8%	22.2%	12.5%	8.3%	25.0%	26.3%	23.9%
身体障害	例数	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	1.0%
その他の障害	例数	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	4.8%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
アルコール 依存	例数	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	7
	構成割合	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	1.7%
薬物依存	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.7%
ギャンブル 依存 ※3	例数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
衝動性	例数	0	8	1	2	3	1	3	4	1	0	8(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	2(0)	36
	構成割合	0.0%	16.7%	2.4%	4.8%	10.0%	2.9%	10.3%	14.3%	3.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%	10.5%	8.7%
攻撃性	例数	0	3	0	2	1	0	1	2	0	0	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(0)	15
	構成割合	0.0%	6.3%	0.0%	4.8%	3.3%	0.0%	3.4%	7.1%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	10.5%	3.6%
怒りのコント ロール不全	例数	0	4	0	1	1	0	2	0	0	0	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	2(0)	15
	構成割合	0.0%	8.3%	0.0%	2.4%	3.3%	0.0%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	10.5%	3.6%
うつ状態	例数	3	9	5	11	1	8	10	9	5	8	15(0)	5(1)	2(0)	3(1)	5(0)	3(0)	102
	構成割合	18.8%	18.8%	11.9%	26.2%	3.3%	23.5%	34.5%	32.1%	18.5%	38.1%	62.5%	27.8%	25.0%	25.0%	31.3%	15.8%	24.6%
躁状態	例数	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	7
	構成割合	0.0%	4.2%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	1.7%
感情の起伏が 激しい	例数	0	4	0	1	1	0	5	3	1	1	5(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	2(0)	26
	構成割合	0.0%	8.3%	0.0%	2.4%	3.3%	0.0%	17.2%	10.7%	3.7%	4.8%	20.8%	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%	10.5%	6.3%
高い依存性	例数	1	0	0	1	0	1	1	4	0	0	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	14
	構成割合	6.3%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	2.9%	3.4%	14.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	3.4%
幻視、幻聴	例数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	1.0%
妄想	例数	0	0	1	1	0	1	1	0	1	2	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	9
	構成割合	0.0%	0.0%	2.4%	2.4%	0.0%	2.9%	3.4%	0.0%	3.7%	9.5%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%
DVを 受けている	例数	0	1	0	0	1	0	3	1	1	0	1(0)	1(1)	0(0)	1(0)	2(0)	1(0)	13
	構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	10.3%	3.6%	3.7%	0.0%	4.2%	5.6%	0.0%	8.3%	12.5%	5.3%	3.1%
DVを 行っている	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	5
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	8.3%	6.3%	5.3%	1.2%
自殺未遂の 既往	例数	2	1	3	5	2	6	3	3	1	0	6(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(0)	35
	構成割合	12.5%	2.1%	7.1%	11.9%	6.7%	17.6%	10.3%	10.7%	3.7%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	10.5%	8.5%
養育能力の 低さ	例数	0	3	0	4	1	3	3	3	2	1	5(0)	1(1)	1(0)	0(0)	3(0)	0(0)	30
	構成割合	0.0%	6.3%	0.0%	9.5%	3.3%	8.8%	10.3%	10.7%	7.4%	4.8%	20.8%	5.6%	12.5%	0.0%	18.8%	0.0%	7.2%
日本語でのコ ミュニケーション が難しい(日本 語を母国語とし ていない) ※4	例数	—	—	—	—	—	0	0	0	1	0	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	5
	構成割合	—	—	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	8.3%	5.6%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	2.1%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第4次報告から第18次報告までの累計母数は、398例

※3 第14次報告から第18次報告までの累計母数は、73例

※4 第8次報告から第18次報告までの累計母数は、236例

【参考事例】

＜実母の精神的問題が関連している事例＞

○9歳女兒（実母との心中）

帰宅した実父が、仰向けに倒れている本児と首を吊った実母を発見した。本児と実母は死亡。本児の死因は窒息死。実母は精神疾患により通院中であった。

イ 養育者（実父）の心理的・精神的問題等

養育者（実父）の心理的・精神的問題等について、心中以外の虐待死事例では、「養育能力の低さ」が7例（20.0%）と最も多く、次いで「攻撃性」が5例（14.3%）、「怒りのコントロール不全」と「感情の起伏が激しい」がともに4例（11.4%）であった。第3次報告から第18次報告までの累計をみると、「養育能力の低さ」、「攻撃性」、「怒りのコントロール不全」「衝動性」「感情の起伏が激しい」の問題が多かった。

また、心中による虐待死事例では、「育児不安」、「衝動性」、「うつ状態」がそれぞれ2例（10.5%）であった。

表1-5-1-3 養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）（複数回答） ※1

区分		第3次 (21例)	第4次 (52例)	第5次 (73例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (49例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (596例)
育児不安	例数	2	2	1	2	0	2	2	3	1	0	2(0)	1(0)	2(0)	3(2)	1(1)	1(1)	25
	構成割合	9.5%	3.8%	1.4%	5.9%	0.0%	6.3%	5.1%	9.1%	3.8%	0.0%	6.1%	2.0%	6.5%	8.1%	2.6%	2.9%	4.2%
知的障害	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	2(2)	1(1)	1(0)	6
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	5.4%	2.6%	2.9%	1.0%
精神障害 (医師の診断によるもの)	例数	0	0	1	1	0	0	2	2	1	0	1(0)	1(0)	2(1)	3(2)	1(1)	0(0)	15
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	2.9%	0.0%	0.0%	5.1%	6.1%	3.8%	0.0%	3.0%	2.0%	6.5%	8.1%	2.6%	0.0%	2.5%
身体障害	例数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
その他の障害	例数	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	0.7%
アルコール 依存	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	3.2%	0.0%	2.6%	0.0%	0.7%
薬物依存	例数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	3.0%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.7%
ギャンブル 依存 ※2	例数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%
衝動性	例数	4	4	3	6	5	1	4	4	5	2	7(1)	1(0)	5(2)	2(0)	3(3)	3(1)	59
	構成割合	19.0%	7.7%	4.1%	17.6%	16.1%	3.1%	10.3%	12.1%	19.2%	6.3%	21.2%	2.0%	16.1%	5.4%	7.9%	8.6%	9.9%
攻撃性	例数	5	4	5	7	6	1	5	2	6	5	6(1)	1(0)	4(1)	2(0)	4(3)	5(2)	68
	構成割合	23.8%	7.7%	6.8%	20.6%	19.4%	3.1%	12.8%	6.1%	23.1%	15.6%	18.2%	2.0%	12.9%	5.4%	10.5%	14.3%	11.4%
怒りのコン トロール不全	例数	4	4	4	6	6	1	6	2	6	2	6(1)	1(0)	4(1)	2(0)	1(1)	4(1)	59
	構成割合	19.0%	7.7%	5.5%	17.6%	19.4%	3.1%	15.4%	6.1%	23.1%	6.3%	18.2%	2.0%	12.9%	5.4%	2.6%	11.4%	9.9%
うつ状態	例数	1	1	0	1	0	0	0	1	2	0	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	9
	構成割合	4.8%	1.9%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	7.7%	0.0%	6.1%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
躁状態	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
感情の起伏が 激しい	例数	2	3	2	5	5	1	4	2	5	4	8(2)	0(0)	5(2)	3(1)	3(2)	4(4)	56
	構成割合	9.5%	5.8%	2.7%	14.7%	16.1%	3.1%	10.3%	6.1%	19.2%	12.5%	24.2%	0.0%	16.1%	8.1%	7.9%	11.4%	9.4%
高い依存性	例数	1	1	2	0	0	1	1	3	0	0	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	0(0)	12
	構成割合	4.8%	1.9%	2.7%	0.0%	0.0%	3.1%	2.6%	9.1%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	3.2%	0.0%	2.6%	0.0%	2.0%
幻視、幻聴	例数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
妄想	例数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
DVを 受けている	例数	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	9
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	3.1%	2.6%	3.0%	3.8%	3.1%	3.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	1.5%
DVを 行っている	例数	2	1	1	3	5	1	4	4	2	5	4(1)	4(2)	4(1)	3(1)	2(2)	2(0)	47
	構成割合	9.5%	1.9%	1.4%	8.8%	16.1%	3.1%	10.3%	12.1%	7.7%	15.6%	12.1%	8.2%	12.9%	8.1%	5.3%	5.7%	7.9%
自殺未遂の 既往	例数	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0(0)	0(0)	1(0)	2(2)	0(0)	0(0)	7
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	3.0%	3.8%	3.1%	0.0%	0.0%	3.2%	5.4%	0.0%	0.0%	1.2%
養育能力の 低さ	例数	2	8	7	5	7	2	6	5	7	6	9(4)	3(2)	9(3)	7(3)	5(2)	7(5)	95
	構成割合	9.5%	15.4%	9.6%	14.7%	22.6%	6.3%	15.4%	15.2%	26.9%	18.8%	27.3%	6.1%	29.0%	18.9%	13.2%	20.0%	15.9%
日本語でのコミ ュケーション が難しい(日本 語を母国語とし ていない) ※3	例数	—	—	—	—	—	1	0	2	0	1	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(1)	3(2)	11
	構成割合	—	—	—	—	—	3.1%	0.0%	6.1%	0.0%	3.1%	0.0%	2.0%	3.2%	0.0%	5.3%	8.6%	2.9%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第14次報告から第18次報告までの累計母数は、190例

※3 第8次報告から第18次報告までの累計母数は、385例

表1-5-1-4 養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）（複数回答） ※1

区分		第3次 (14例)	第4次 (48例)	第5次 (42例)	第6次 (34例)	第7次 (26例)	第8次 (31例)	第9次 (23例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (18例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (364例)
育児不安	例数	0	1	1	2	0	0	1	1	1	1	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(0)	12
	構成割合	0.0%	2.1%	2.4%	5.9%	0.0%	0.0%	4.3%	5.3%	4.5%	4.8%	6.3%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	10.5%	3.3%
知的障害	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
精神疾患 (医師の診断によるもの)	例数	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	3.2%	4.3%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
身体障害	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.3%
その他の障害	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
アルコール 依存	例数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
薬物依存	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ギャンブル 依存 ※2	例数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
衝動性	例数	0	2	1	0	1	1	3	0	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(0)	2(0)	14
	構成割合	0.0%	4.2%	2.4%	0.0%	3.8%	3.2%	13.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	9.1%	13.3%	10.5%	3.8%
攻撃性	例数	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	3(0)	1(0)	11
	構成割合	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	3.8%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	9.1%	20.0%	5.3%	3.0%
怒りのコント ロール不全	例数	0	1	0	0	1	2	2	0	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(0)	1(0)	11
	構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	3.8%	6.5%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	9.1%	13.3%	5.3%	3.0%
うつ状態	例数	0	1	2	1	1	2	0	0	1	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	11
	構成割合	0.0%	2.1%	4.8%	2.9%	3.8%	6.5%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	3.0%
躁状態	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
感情の起伏が 激しい	例数	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	7
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	4.3%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	5.6%	20.0%	9.1%	6.7%	0.0%	1.9%
高い依存性	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
幻視、幻聴	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
妄想	例数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
DVを 受けている	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	5.3%	0.5%
DVを 行っている	例数	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(0)	1(0)	8
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	3.2%	4.3%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	13.3%	5.3%	2.2%
自殺未遂の 既往	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.3%
養育能力の 低さ	例数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	1.1%
日本語でのコミ ュニケーション が難しい(日本 語を母国語とし ていない) ※3	例数	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	—	—	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第14次報告から第18次報告までの累計母数は、68例

※3 第8次報告から第18次報告までの累計母数は、200例

(6) 関係機関の関与・対応状況

① 虐待通告の状況

ア 虐待通告の有無と通告先

死亡に至った事例の発生以前になされた虐待通告について、心中以外の虐待死事例では、通告「なし」が40例(85.1%)、「あり」が7例(14.9%)であった。死亡に至った事例の虐待通告先は、「市区町村」が3例(6.4%)、「児童相談所」が2例(4.3%)であった。

心中による虐待死事例では、通告「なし」が17例(89.5%)、「あり」が2例(10.5%)であり、死亡に至った事例の虐待通告先は、「児童相談所」と「その他」が1例(5.3%)であった。

表1-6-1-1 虐待通告の有無と通告先(心中以外の虐待死)

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
なし	例数	37	39	58	56	37	34	38	38	24	36	33(2)	37(11)	40(19)	36(16)	46(26)	40(12)	629	
	構成割合	72.5%	75.0%	79.5%	87.5%	78.7%	75.6%	67.9%	77.6%	66.7%	83.7%	68.8%	75.5%	80.0%	70.6%	82.1%	85.1%	77.0%	
あり	例数	8	10	15	7	9	7	18	10	12	7	15(6)	12(7)	9(4)	14(6)	9(8)	7(3)	169	
	構成割合	15.7%	19.2%	20.5%	10.9%	19.1%	15.6%	32.1%	20.4%	33.3%	16.3%	31.3%	24.5%	18.0%	27.5%	16.1%	14.9%	20.7%	
内訳	児童相談所	例数	6	7	7	5	7	4	14	8	9	3	12(5)	10(5)	7(3)	9(4)	8(7)	2(2)	118
		構成割合	11.8%	13.5%	9.6%	7.8%	14.9%	8.9%	25.0%	16.3%	25.0%	7.0%	25.0%	20.4%	14.0%	17.6%	14.3%	4.3%	14.4%
	市区町村	例数	2	2	7	1	2	3	3	1	3	4	3(1)	2(2)	2(1)	5(2)	1(1)	3(1)	44
		構成割合	3.9%	3.8%	9.6%	1.6%	4.3%	6.7%	5.4%	2.0%	8.3%	9.3%	6.3%	4.1%	4.0%	9.8%	1.8%	6.4%	5.4%
	福祉事務所	例数	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
		構成割合	0.0%	1.9%	1.4%	1.6%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
	その他	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	3
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.4%
不明	例数	6	3	0	1	1	4	0	1	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(1)	0(0)	19	
	構成割合	11.8%	5.8%	0.0%	1.6%	2.1%	8.9%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	2.0%	1.8%	0.0%	2.3%	
計	例数	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	48(8)	49(18)	50(23)	51(22)	56(35)	47(15)	817	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

表1-6-1-2 虐待通告の有無と通告先（心中による虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
なし	例数	14	40	40	39	26	32	25	24	26	18	16(0)	17(2)	7(0)	11(2)	11(2)	17(0)	363	
	構成割合	73.7%	83.3%	95.2%	90.7%	86.7%	86.5%	86.2%	82.8%	96.3%	85.7%	66.7%	94.4%	87.5%	84.6%	68.8%	89.5%	85.8%	
あり	例数	0	3	0	2	4	4	4	5	1	3	8(0)	1(0)	1(0)	1(0)	5(1)	2(0)	44	
	構成割合	0.0%	6.3%	0.0%	4.7%	13.3%	10.8%	13.8%	17.2%	3.7%	14.3%	33.3%	5.6%	12.5%	7.7%	31.3%	10.5%	10.4%	
内訳	児童相談所	例数	0	2	0	1	3	2	4	0	1	1	5(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)	23
		構成割合	0.0%	4.2%	0.0%	2.3%	10.0%	5.4%	13.8%	0.0%	3.7%	4.8%	20.8%	5.6%	0.0%	0.0%	12.5%	5.3%	5.4%
	市区町村	例数	0	1	0	1	1	2	0	4	0	2	2(0)	0(0)	1(0)	1(0)	3(1)	0(0)	18
		構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	2.3%	3.3%	5.4%	0.0%	13.8%	0.0%	9.5%	8.3%	0.0%	12.5%	7.7%	18.8%	0.0%	4.3%
	福祉事務所	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	その他	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.5%
不明	例数	5	5	2	2	0	1	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	16	
	構成割合	26.3%	10.4%	4.8%	4.7%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	3.8%	
計	例数	19	48	42	43	30	37	29	29	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	13(2)	16(3)	19(0)	423	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

② 児童相談所の関与

ア 児童相談所の関与の状況

児童相談所の関与の状況について、心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が11例（23.4%）、「なし」が36例（76.6%）で、関与がない事例が全体の7割以上を占めていた。

心中による虐待死事例では、関与「あり」が6例（31.6%）、「なし」が13例（68.4%）であった。

表1-6-2-1 児童相談所の関与状況（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
あり	例数	12	14	10	12	15	7	12	7	17	15	13	11	16(6)	8(4)	8(4)	15(6)	11(10)	11(5)	214
	構成割合	50.0%	29.2%	19.6%	23.1%	20.5%	10.9%	25.5%	15.6%	30.4%	30.6%	36.1%	25.6%	33.3%	16.3%	16.0%	29.4%	19.6%	23.4%	24.1%
なし	例数	12	29	37	40	58	56	35	38	39	33	23	31	32(2)	41(14)	41(19)	36(16)	44(24)	36(10)	661
	構成割合	50.0%	60.4%	72.5%	76.9%	79.5%	87.5%	74.5%	84.4%	69.6%	67.3%	63.9%	72.1%	66.7%	83.7%	82.0%	70.6%	78.6%	76.6%	74.4%
不明	例数	0	5	4	0	0	1	0	0	1	0	1	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	0(0)	14	
	構成割合	0.0%	10.4%	7.8%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.8%	0.0%	1.6%
計	例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	48(8)	49(18)	50(23)	51(22)	56(35)	47(15)	889
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表1-6-2-2 児童相談所の関与状況（心中による虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
あり	例数	—	2	1	8	2	6	5	5	10	4	3	9(0)	4(1)	0(0)	1(0)	5(0)	6(0)	73	
	構成割合	—	40.0%	5.3%	16.7%	4.8%	4.7%	20.0%	13.5%	17.2%	34.5%	14.8%	14.3%	37.5%	22.2%	0.0%	7.7%	31.3%	31.6%	17.1%
なし	例数	—	3	14	40	40	37	24	32	24	19	23	18	15(0)	14(1)	8(0)	11(2)	11(3)	13(0)	346
	構成割合	—	60.0%	73.7%	83.3%	95.2%	86.0%	80.0%	86.5%	82.8%	65.5%	85.2%	85.7%	62.5%	77.8%	100.0%	84.6%	68.8%	68.4%	80.8%
不明	例数	—	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	9	
	構成割合	—	0.0%	21.1%	0.0%	0.0%	9.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	2.1%	
計	例数	—	5	19	48	42	43	30	37	29	29	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	13(2)	16(3)	19(0)	428
	構成割合	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

イ 児童相談所等の関与の状況

児童相談所等の関与の状況について、心中以外の虐待死事例では、「児童相談所の関与あり」の11例が全て「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」、「その他の機関の関与あり」との回答であった。具体的には「医療機関」、「福祉事務所」、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」、「養育機関・教育機関」、「警察」等があった。

また、心中による虐待死事例では、「児童相談所の関与あり」6例のうち、「市区町村（虐待対応担当部署）」の関与が2例（33.3%）、「その他の機関」の関与が5例（83.3%）であった。

表1-6-2-3 児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所の関与あり	11(5)		6(0)	
市区町村(虐待対応担当部署)の関与あり	11(5)	100.0%	2(0)	33.3%
その他の機関の関与あり	11(5)	100.0%	5(0)	83.3%

ウ 児童相談所における相談種別

児童相談所で関与した事例における相談種別（複数回答）について、心中以外の虐待死事例では、「虐待相談」が6例（12.8%）と最も多く、次いで「虐待以外の養護相談」5例（10.6%）であった。

表1-6-2-4 児童相談所における相談種別（複数回答）

区分	第5次から第17次まで				第18次			
	心中以外の虐待死(154例)		心中による虐待死(未遂含む)(56例)		心中以外の虐待死(47例)		心中による虐待死(未遂含む)(6例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待相談	103(23)	66.9%	20(0)	35.7%	6(1)	12.8%	4(0)	66.7%
虐待以外の養護相談	52(10)	33.8%	21(1)	37.5%	5(4)	10.6%	0(0)	0.0%
障害相談	9(0)	5.8%	18(0)	32.1%	1(1)	2.1%	2(0)	33.3%
非行相談	0(0)	0.0%	1(0)	1.8%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
育成相談	2(0)	1.3%	3(0)	5.4%	1(0)	2.1%	1(0)	16.7%
保健相談	1(1)	0.6%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	9(1)	5.8%	2(0)	3.6%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

エ 児童相談所における虐待についての認識

児童相談所が関与した事例における児童相談所の虐待についての認識について、心中以外の虐待死事例では、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」、「虐待の認識はなかった」がともに4例（36.4%）、「虐待の認識があり、対応していた」が3例（27.3%）であった。第3次報告から第18次報告までの累計をみると、「虐待の認識があり、対応をしていた」事例が多い。

表1-6-2-5 児童相談所における虐待についての認識（心中以外の虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
虐待の認識があり、対応していた	例数	4	5	4	2	2	3	8	5	4	3	6(5)	4(2)	7(3)	7(3)	6(5)	3(0)	73
	構成割合	40.0%	41.7%	26.7%	28.6%	16.7%	42.9%	47.1%	33.3%	30.8%	27.3%	37.5%	50.0%	87.5%	46.7%	54.5%	27.3%	38.8%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	例数	2	1	5	4	5	3	7	3	7	4	7(1)	2(1)	0(0)	3(2)	2(2)	4(3)	59
	構成割合	20.0%	8.3%	33.3%	57.1%	41.7%	42.9%	41.2%	20.0%	53.8%	36.4%	43.8%	25.0%	0.0%	20.0%	18.2%	36.4%	31.4%
虐待の認識はなかった	例数	4	6	6	1	5	1	2	7	2	4	3(0)	2(1)	1(1)	5(1)	3(3)	4(2)	56
	構成割合	40.0%	50.0%	40.0%	14.3%	41.7%	14.3%	11.8%	46.7%	15.4%	36.4%	18.8%	25.0%	12.5%	33.3%	27.3%	36.4%	29.8%
計	例数	10	12	15	7	12	7	17	15	13	11	16(6)	8(4)	8(4)	15(6)	11(10)	11(5)	188
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表1-6-2-6 児童相談所における虐待についての認識（心中による虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
虐待の認識があり、対応していた	例数	0	2	0	0	2	0	0	2	0	1	4(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	3(0)	17
	構成割合	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	33.3%	44.4%	25.0%	0.0%	0.0%	40.0%	50.0%	23.9%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	例数	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	9
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	20.0%	40.0%	10.0%	25.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	12.7%
虐待の認識はなかった	例数	1	6	2	2	3	4	3	7	3	2	3(0)	3(1)	0(0)	1(0)	2(0)	3(0)	45
	構成割合	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	50.0%	80.0%	60.0%	70.0%	75.0%	66.7%	33.3%	75.0%	0.0%	100.0%	40.0%	50.0%	63.4%
計	例数	1	8	2	2	6	5	5	10	4	3	9(0)	4(1)	0(0)	1(0)	5(0)	6(0)	71
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

オ 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況

児童相談所が関与した事例におけるリスク判定の見直し状況について、心中以外の虐待死事例では、定期的な見直しを「行った」が1例（9.1%）、「行わなかった」が10例（90.9%）であった。

第5次報告から第18次報告までの心中以外の虐待死事例の累計は、定期的な見直しを「行った」が46例（27.7%）、「行わなかった」が119例（71.7%）であった。

また、心中による虐待死事例の累計は、定期的な見直しを「行った」が9例（14.5%）、「行わなかった」が53例（85.5%）であった。

表1-6-2-7 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況（心中以外の虐待死）

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
行った	例数	4	0	2	1	5	5	4	4	8(5)	3(2)	3(1)	3(1)	3(3)	1(1)	46
	構成割合	26.7%	0.0%	16.7%	14.3%	29.4%	33.3%	30.8%	36.4%	50.0%	37.5%	37.5%	20.0%	27.3%	9.1%	27.7%
行わなかった	例数	11	7	10	5	12	10	9	7	8(1)	5(2)	5(3)	12(5)	8(7)	10(4)	119
	構成割合	73.3%	100.0%	83.3%	71.4%	70.6%	66.7%	69.2%	63.6%	50.0%	62.5%	62.5%	80.0%	72.7%	90.9%	71.7%
不明	例数	0	0	0	1	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
計	例数	15	7	12	7	17	15	13	11	16(6)	8(4)	8(4)	15(6)	11(10)	11(5)	166
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表1-6-2-8 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況（心中による虐待死）

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
行った	例数	0	0	1	0	0	2	0	0	4(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	9
	構成割合	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	44.4%	25.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	14.5%
行わなかった	例数	2	2	5	5	5	8	4	3	5(0)	3(1)	0(0)	1(0)	4(0)	6(0)	53
	構成割合	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	55.6%	75.0%	0.0%	100.0%	80.0%	100.0%	85.5%
不明	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	例数	2	2	6	5	5	10	4	3	9(0)	4(1)	0(0)	1(0)	5(0)	6(0)	62
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

カ 児童相談所による最終安全確認の時期

児童相談所が関与した事例における児童相談所による最終安全確認を行っていた時期について、心中以外の虐待死事例では、安全確認を行った時期が「死亡前の1週間～1か月未満」が4例（36.4%）で最も多く、次いで「死亡前の1週間未満」と「死亡前の1か月～3か月未満」がともに3例（27.3%）であった。

表1-6-2-9 児童相談所による最終安全確認の時期

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
死亡前の1週間未満	3(3)	27.3%	0(0)	0.0%
死亡前の1週間～1か月未満	4(1)	36.4%	1(0)	16.7%
死亡前の1か月～3か月未満	3(1)	27.3%	0(0)	0.0%
死亡前の3か月～半年未満	0(0)	0.0%	1(0)	16.7%
死亡前の半年以上	0(0)	0.0%	4(0)	66.7%
小計	10(5)	90.9%	6(0)	100.0%
不明・未記入	1(0)	9.1%	0(0)	0.0%
計	11(5)	100.0%	6(0)	100.0%

キ 児童相談所による安全確認方法

児童相談所が関与した事例における児童相談所による安全確認方法について、心中以外の虐待死事例では、「不定期に訪問して安全確認」が2例（18.2%）、「その他」が8例（72.7%）等であった。「その他」には、「定期的に電話や訪問し確認」、「訪問や来所面接」、「関係機関による見守り」、「区を通して確認」等による安全確認の事例があった。

表1-6-2-10 児童相談所による安全確認方法

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
不定期に電話にて安全確認	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不定期に訪問して安全確認	2(1)	18.2%	0(0)	0.0%
定期的に電話にて安全確認	1(1)	9.1%	1(0)	16.7%
定期的に訪問し安全確認	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	8(3)	72.7%	5(0)	83.3%
計	11(5)	100.0%	6(0)	100.0%

③ 市区町村（虐待対応担当部署）の関与

ア 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況

市区町村の虐待対応担当部署の関与状況について、心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が16例（34.0%）、「なし」が31例（66.0%）であった。

また、心中による虐待死事例では、関与「あり」が3例（15.8%）、「なし」が16例（84.2%）であった。

表1-6-3-1 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	
あり	例数	19	12	11	9	15	3	12	10	16	13
	構成割合	79.2%	25.0%	21.6%	17.3%	20.5%	4.7%	25.5%	22.2%	28.6%	26.5%
なし	例数	5	29	35	38	54	60	35	35	40	35
	構成割合	20.8%	60.4%	68.6%	73.1%	74.0%	93.8%	74.5%	77.8%	71.4%	71.4%
不明	例数	0	7	5	5	4	1	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	14.6%	9.8%	9.6%	5.5%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%
計	例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

区分	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
あり	例数	10	12	19(6)	12(6)	9(3)	16(8)	15(12)	16(8)	229
	構成割合	27.8%	27.9%	39.6%	24.5%	18.0%	31.4%	26.8%	34.0%	25.8%
なし	例数	26	30	29(2)	37(12)	39(19)	34(14)	40(22)	31(7)	632
	構成割合	72.2%	69.8%	60.4%	75.5%	78.0%	66.7%	71.4%	66.0%	71.1%
不明	例数	0	1	0(0)	0(0)	2(1)	1(0)	1(1)	0(0)	28
	構成割合	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	4.0%	2.0%	1.8%	0.0%	3.1%
計	例数	36	43	48(8)	49(18)	50(23)	51(22)	56(35)	47(15)	889
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表1-6-3-2 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況（心中による虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	
あり	例数	—	2	3	4	1	1	4	5	4	8
	構成割合	—	40.0%	15.8%	8.3%	2.4%	2.3%	13.3%	13.5%	13.8%	27.6%
なし	例数	—	3	11	38	37	39	26	32	25	21
	構成割合	—	60.0%	57.9%	79.2%	88.1%	90.7%	86.7%	86.5%	86.2%	72.4%
不明	例数	—	0	5	6	4	3	0	0	0	0
	構成割合	—	0.0%	26.3%	12.5%	9.5%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	例数	—	5	19	48	42	43	30	37	29	29
	構成割合	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

区分	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
あり	例数	4	4	11(0)	0(0)	1(0)	2(0)	6(1)	3(0)	63
	構成割合	14.8%	19.0%	45.8%	0.0%	12.5%	15.4%	37.5%	15.8%	14.7%
なし	例数	23	17	13(0)	18(2)	7(0)	10(2)	10(2)	16(0)	346
	構成割合	85.2%	81.0%	54.2%	100.0%	87.5%	76.9%	62.5%	84.2%	80.8%
不明	例数	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	19
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	4.4%
計	例数	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	13(2)	16(3)	19(0)	428
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

イ 市区町村（虐待対応担当部署）における相談種別

市区町村の虐待対応担当部署が関与した事例における相談種別（複数回答）について、心中以外の虐待死事例では、「虐待以外の養護相談」が7例（43.8%）と最も多く、次いで「虐待相談」が6例（37.5%）であった。

表1-6-3-3 市区町村（虐待対応担当部署）における相談種別（複数回答）

区分	第5次から第17次まで				第18次			
	心中以外の虐待死 (162例)		心中による虐待死 (未遂含む)(50例)		心中以外の虐待死 (16例)		心中による虐待死 (未遂含む)(3例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待相談	97(23)	59.9%	18(0)	36.0%	6(2)	37.5%	2(0)	66.7%
虐待以外の養護相談	1(0)	0.6%	6(0)	12.0%	7(5)	43.8%	2(0)	66.7%
障害相談	52(11)	32.1%	24(0)	48.0%	0(0)	0.0%	1(0)	33.3%
非行相談	0(0)	0.0%	1(0)	2.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
育成相談	9(2)	5.6%	3(0)	6.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保健相談	15(1)	9.3%	4(0)	8.0%	3(1)	18.8%	0(0)	0.0%
その他	21(3)	13.0%	6(1)	12.0%	2(1)	12.5%	0(0)	0.0%

ウ 市区町村（虐待対応担当部署）の相談受付経路

市区町村の虐待対応担当部署で関与した事例における相談受付経路（複数回答）について、心中以外の虐待死事例では、「保健所・保健センター」が9例（56.3％）で最も多く、次いで「医療機関」6例（37.5％）であった。

表1-6-3-4 市区町村の相談受付経路（複数回答）

区分	心中以外の虐待死 (16例)		心中による虐待死 (未遂含む) (3例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童家庭支援センター	1(1)	6.3%	0(0)	0.0%
母子生活支援施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保育所・学校等	5(2)	31.3%	1(0)	33.3%
上記以外の児童福祉施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
児童相談所	5(4)	31.3%	1(0)	33.3%
配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
福祉事務所	3(1)	18.8%	1(0)	33.3%
保健所・保健センター	9(4)	56.3%	2(0)	66.7%
子育て世代包括支援センター	3(1)	18.8%	1(0)	33.3%
市区町村子ども家庭総合支援拠点	0(0)	0.0%	1(0)	33.3%
上記以外の都道府県の部署・機関	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
上記以外の市区町村の部署・機関	1(0)	6.3%	0(0)	0.0%
警察	2(1)	12.5%	1(0)	33.3%
家庭裁判所	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
医療機関	6(4)	37.5%	1(0)	33.3%
産婦人科	3(2)	18.8%	1(0)	33.3%
小児科	2(1)	12.5%	0(0)	0.0%
内科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
精神科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
整形外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
脳神経外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
救急外来	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
歯科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	1(1)	6.3%	0(0)	0.0%
民生委員・児童委員	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
里親	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
民間団体	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
近隣住民・知人	1(0)	6.3%	1(0)	33.3%
家族・親戚	2(1)	12.5%	1(0)	33.3%
子ども本人	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

④ 児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の関与の状況

児童相談所と市区町村の虐待対応担当部署の関与の状況について、心中以外の虐待死事例では、「児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方」の関与があった事例が 11 例（68.8%）、「市区町村（虐待対応担当部署）のみ」関与があった事例が 5 例（31.3%）であった。

また、心中による虐待死事例では、「児童相談所のみ」が 4 例（57.1%）であり、次いで「児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方」が 2 例（28.6%）であった。

表 1-6-4 児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の関与の状況

区分	第 5 次から第 17 次まで				第 18 次			
	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所のみ	48(8)	22.9%	28(1)	35.4%	0	0.0%	4(0)	57.1%
市区町村(虐待対応担当部署)のみ	56(14)	26.7%	23(1)	29.1%	5(3)	31.3%	1(0)	14.3%
児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方	106(21)	50.5%	27(0)	34.2%	11(5)	68.8%	2(0)	28.6%
未記入 ※1	0(0)	0.0%	1(0)	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
計	210(43)	100.0%	79(2)	100.0%	16(8)	100.0%	7(0)	100.0%

※1 市区町村(虐待対応担当部署)との関与はあるが、児童相談所との関与状況が未記入のため不明

⑤ その他の関係機関の関与の状況

児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）を除いた、その他の関係機関の関与の状況について、心中以外の虐待死事例では、「市区町村の母子保健担当部署」は、関与があったものの虐待の認識を持たずに対応していた「関与あり／虐待の認識なし」の事例が24例（51.1%）で、他の機関と比較して最も多く、また、虐待の認識がありながら関与していた「関与あり／虐待の認識あり」の事例についても8例（17.0%）で他の機関と比較して最も多かった。また、「医療機関」についても、「関与あり／虐待の認識なし」が21例（44.7%）、「関与あり／虐待の認識あり」は6例（12.8%）で、「市区町村の母子保健担当部署」に次いで多かった。

また、心中による虐待死事例では、「関与あり／虐待の認識なし」の事例が、「養育機関・教育機関」が12例（63.2%）で最も多く、次いで「市区町村の母子保健担当部署」が5例（26.3%）であった。「関与あり／虐待の認識あり」の事例は、「警察」が4例（21.1%）であった。

表1-6-5-1 その他の関係機関の関与状況（心中以外の虐待死）（不明を除く）

区分	第4次			第5次			第6次			第7次			第8次		
	関与なし	関与あり/虐待の認識なし	関与あり/虐待の認識あり												
	上段:例数 下段:割合 (52例)			上段:例数 下段:割合 (73例)			上段:例数 下段:割合 (64例)			上段:例数 下段:割合 (47例)			上段:例数 下段:割合 (45例)		
福祉事務所	30	8	6	48	9	4	54	4	3	38	5	3	37	6	0
	57.7%	15.4%	11.5%	65.8%	12.3%	5.5%	84.4%	6.3%	4.7%	80.9%	10.6%	6.4%	82.2%	13.3%	0.0%
家庭児童相談室	37	3	5	52	8	4	60	0	1	38	4	4	36	1	2
	71.2%	5.8%	9.6%	71.2%	11.0%	5.5%	93.8%	0.0%	1.6%	80.9%	8.5%	8.5%	80.0%	2.2%	4.4%
民生児童委員	36	1	3	50	0	4	57	0	0	41	2	3	33	1	1
	69.2%	1.9%	5.8%	68.5%	0.0%	5.5%	89.1%	0.0%	0.0%	87.2%	4.3%	6.4%	73.3%	2.2%	2.2%
保健所	36	3	2	52	5	3	54	3	3	37	7	2	36	4	1
	69.2%	5.8%	3.8%	71.2%	6.8%	4.1%	84.4%	4.7%	4.7%	78.7%	14.9%	4.3%	80.0%	8.9%	2.2%
市区町村の母子保健担当部署	22	18	5	28	25	7	43	13	2	22	17	7	22	18	2
	42.3%	34.6%	9.6%	38.4%	34.2%	9.6%	67.2%	20.3%	3.1%	46.8%	36.2%	14.9%	48.9%	40.0%	4.4%
養育機関・教育機関	-	-	-	52	9	4	49	7	4	34	7	5	32	5	4
	-	-	-	71.2%	12.3%	5.5%	76.6%	10.9%	6.3%	72.3%	14.9%	10.6%	71.1%	11.1%	8.9%
医療機関	23	13	3	32	14	6	25	17	6	28	11	2	14	15	3
	44.2%	25.0%	5.8%	43.8%	19.2%	8.2%	39.1%	26.6%	9.4%	59.6%	23.4%	4.3%	31.1%	33.3%	6.7%
助産師	38	1	1	50	1	0	47	1	0	36	3	0	29	1	0
	73.10%	1.9%	1.9%	68.5%	1.4%	0.0%	73.4%	1.6%	0.0%	76.6%	6.4%	0.0%	64.4%	2.2%	0.0%
警察	38	2	1	50	4	3	52	2	0	43	0	2	39	2	1
	73.1%	3.8%	1.9%	68.5%	5.5%	4.1%	81.3%	3.1%	0.0%	91.5%	0.0%	4.3%	86.7%	4.4%	2.2%
婦人相談所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	0	0
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71.1%	0.0%	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	第9次			第10次			第11次			第12次			第13次		
	関与なし	関与あり/虐待の認識なし	関与あり/虐待の認識あり												
	上段:例数	下段:割合		上段:例数	下段:割合		上段:例数	下段:割合		上段:例数	下段:割合		上段:例数	下段:割合	
福祉事務所	40	10	5	37	7	3	27	8	1	33	8	1	37(4)	7(2)	3(2)
	71.4%	17.9%	8.9%	75.5%	14.3%	6.1%	75.0%	22.2%	2.8%	76.7%	18.6%	2.3%	77.1%	14.6%	6.3%
家庭児童相談室	49	2	4	43	1	4	33	0	2	35	4	2	34(5)	8(1)	5(2)
	87.5%	3.6%	7.1%	87.8%	2.0%	8.2%	91.7%	0.0%	5.6%	81.4%	9.3%	4.7%	70.8%	16.7%	10.4%
民生児童委員	42	8	3	40	1	2	31	0	1	37	1	1	41(8)	4(0)	0(0)
	75.0%	14.3%	5.4%	81.6%	2.0%	4.1%	86.1%	0.0%	2.8%	86.0%	2.3%	2.3%	85.4%	8.3%	0.0%
保健所	49	6	1	40	5	2	32	3	1	39	1	1	43(7)	3(1)	0(0)
	87.5%	10.7%	1.8%	81.6%	10.2%	4.1%	88.9%	8.3%	2.8%	90.7%	2.3%	2.3%	89.6%	6.3%	0.0%
市区町村の母子保健担当部署	25	24	7	20	19	8	12	17	7	14	20	8	15(2)	23(1)	9(5)
	44.6%	42.9%	12.5%	40.8%	38.8%	16.3%	33.3%	47.2%	19.4%	32.6%	46.5%	18.6%	31.3%	47.9%	18.8%
養育機関・教育機関	37	7	11	29	13	4	30	5	1	27	10	3	33(4)	8(1)	5(3)
	66.1%	12.5%	19.6%	59.2%	26.5%	8.2%	83.3%	13.9%	2.8%	62.8%	23.3%	7.0%	68.8%	16.7%	10.4%
医療機関	31	15	7	23	10	6	12	13	7	21	12	5	22(4)	17(1)	6(3)
	55.4%	26.8%	12.5%	46.9%	20.4%	12.2%	33.3%	36.1%	19.4%	48.8%	27.9%	11.6%	45.8%	35.4%	12.5%
助産師	48	2	0	41	2	1	27	3	1	37	1	0	42(8)	1(0)	1(0)
	85.7%	3.6%	0.0%	83.7%	4.1%	2.0%	75.0%	8.3%	2.8%	86.0%	2.3%	0.0%	87.5%	2.1%	2.1%
警察	46	3	6	39	3	5	28	2	5	34	6	2	39(6)	4(1)	2(1)
	82.1%	5.4%	10.7%	79.6%	6.1%	10.2%	77.8%	5.6%	13.9%	79.1%	14.0%	4.7%	81.3%	8.3%	4.2%
婦人相談所	49	1	1	45	1	0	34	0	0	38	1	1	44(8)	0(0)	1(0)
	87.5%	1.8%	1.8%	91.8%	2.0%	0.0%	94.4%	0.0%	0.0%	88.4%	2.3%	2.3%	91.7%	0.0%	2.1%
配偶者暴力相談支援センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	第14次			第15次			第16次			第17次			第18次		
	関与なし	関与あり/虐待の認識なし	関与あり/虐待の認識あり												
	上段:例数	下段:割合		上段:例数	下段:割合		上段:例数	下段:割合		上段:例数	下段:割合		上段:例数	下段:割合	
福祉事務所	37(11)	6(3)	5(3)	43(18)	3(2)	1(1)	38(16)	5(2)	4(2)	41(24)	10(8)	3(1)	36(10)	6(3)	4(2)
	75.5%	12.2%	10.2%	86.0%	6.0%	2.0%	74.5%	9.8%	7.8%	73.2%	17.9%	5.4%	76.6%	12.8%	8.5%
家庭児童相談室	42(14)	1(0)	6(4)	45(21)	1(0)	2(1)	39(17)	7(3)	3(1)	45(27)	5(4)	3(1)	39(13)	3(1)	4(1)
	85.7%	2.0%	12.2%	90.0%	2.0%	4.0%	76.5%	13.7%	5.9%	80.4%	8.9%	5.4%	83.0%	6.4%	8.5%
民生児童委員	44(15)	1(1)	1(0)	41(18)	1(1)	1(0)	41(17)	2(2)	0(0)	41(25)	1(1)	0(0)	43(14)	1(0)	0(0)
	89.8%	2.0%	2.0%	82.0%	2.0%	2.0%	80.4%	3.9%	0.0%	73.2%	1.8%	0.0%	91.5%	2.1%	0.0%
保健所	45(17)	3(0)	1(1)	46(20)	1(1)	0(0)	40(18)	4(1)	0(0)	47(29)	1(0)	1(1)	41(13)	4(2)	0(0)
	91.8%	6.1%	2.0%	92.0%	2.0%	0.0%	78.4%	7.8%	0.0%	83.9%	1.8%	1.8%	87.2%	8.5%	0.0%
市区町村の母子保健担当部署	21(8)	20(6)	8(4)	25(16)	19(4)	5(3)	17(7)	23(8)	8(6)	25(13)	23(17)	6(3)	14(1)	24(11)	8(3)
	42.9%	40.8%	16.3%	50.0%	38.0%	10.0%	33.3%	45.1%	15.7%	44.6%	41.1%	10.7%	29.8%	51.1%	17.0%
養育機関・教育機関	40(13)	4(2)	4(2)	38(19)	8(3)	1(0)	36(17)	8(2)	4(2)	42(25)	6(3)	4(3)	31(10)	12(5)	3(0)
	81.6%	8.2%	8.2%	76.0%	16.0%	2.0%	70.6%	15.7%	7.8%	75.0%	10.7%	7.1%	66.0%	25.5%	6.4%
医療機関	20(7)	16(5)	6(2)	28(15)	13(3)	3(2)	20(9)	19(7)	5(3)	25(11)	15(10)	6(5)	14(1)	21(9)	6(4)
	40.8%	32.7%	12.2%	56.0%	26.0%	6.0%	39.2%	37.3%	9.8%	44.6%	26.8%	10.7%	29.8%	44.7%	12.8%
助産師	43(17)	3(0)	0(0)	44(20)	1(0)	0(0)	40(19)	3(0)	0(0)	42(24)	4(3)	1(0)	42(13)	2(1)	0(0)
	87.8%	6.1%	0.0%	88.0%	2.0%	0.0%	78.4%	5.9%	0.0%	75.0%	7.1%	1.8%	89.4%	4.3%	0.0%
警察	47(17)	1(0)	1(1)	39(20)	3(0)	4(2)	40(17)	1(0)	0(0)	50(29)	1(1)	3(3)	40(13)	4(2)	2(0)
	95.9%	2.0%	2.0%	78.0%	6.0%	8.0%	78.4%	2.0%	0.0%	89.3%	1.8%	5.4%	85.1%	8.5%	4.3%
婦人相談所	47(17)	1(0)	0(0)	45(20)	0(0)	1(1)	43(19)	0(0)	1(0)	46(27)	0(0)	1(1)	41(14)	0(0)	0(0)
	95.9%	2.0%	0.0%	90.0%	0.0%	2.0%	84.3%	0.0%	2.0%	82.1%	0.0%	1.8%	87.2%	0.0%	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	-	-	-	-	-	-	44(19)	0(0)	1(0)	48(29)	0(0)	1(1)	43(14)	0(0)	0(0)
	-	-	-	-	-	-	86.3%	0.0%	2.0%	85.7%	0.0%	1.8%	91.5%	0.0%	0.0%

表1-6-5-2 その他の関係機関の関与状況（心中による虐待死）（不明を除く）

区分	第4次			第5次			第6次			第7次			第8次		
	関与なし	関与あり/虐待の認識なし	関与あり/虐待の認識あり												
	上段:例数 下段:割合 (48例)			上段:例数 下段:割合 (42例)			上段:例数 下段:割合 (43例)			上段:例数 下段:割合 (30例)			上段:例数 下段:割合 (37例)		
福祉事務所	35	5	0	28	1	0	32	7	0	22	6	0	24	9	0
	72.9%	10.4%	0.0%	66.7%	2.4%	0.0%	74.4%	16.3%	0.0%	73.3%	20.0%	0.0%	64.9%	24.3%	0.0%
家庭児童相談室	36	2	0	31	1	0	37	2	0	25	3	1	27	4	1
	75.0%	4.2%	0.0%	73.8%	2.4%	0.0%	86.0%	4.7%	0.0%	83.3%	10.0%	3.3%	73.0%	10.8%	2.7%
民生児童委員	33	0	0	23	0	0	32	2	0	23	0	1	28	0	0
	68.8%	0.0%	0.0%	54.8%	0.0%	0.0%	74.4%	4.7%	0.0%	76.7%	0.0%	3.3%	75.7%	0.0%	0.0%
保健所	31	5	0	15	13	0	37	2	0	25	2	0	28	5	1
	64.6%	10.4%	0.0%	35.7%	31.0%	0.0%	86.0%	4.7%	0.0%	83.3%	6.7%	0.0%	75.7%	13.5%	2.7%
市区町村の母子保健担当部署	27	7	2	15	13	0	28	11	0	11	16	0	18	17	0
	56.3%	14.6%	4.2%	35.7%	31.0%	0.0%	65.1%	25.6%	0.0%	36.7%	53.3%	0.0%	48.6%	45.9%	0.0%
養育機関・教育機関	-	-	-	18	14	0	20	16	0	16	9	1	15	17	0
	-	-	-	42.9%	33.3%	0.0%	46.5%	37.2%	0.0%	53.3%	30.0%	3.3%	40.5%	45.9%	0.0%
医療機関	16	8	2	12	7	0	20	6	0	9	9	1	16	8	1
	33.3%	16.7%	4.2%	28.6%	16.7%	0.0%	46.5%	14.0%	0.0%	30.0%	30.0%	3.3%	43.2%	21.6%	2.7%
助産師	28	1	0	19	1	0	28	1	0	21	1	0	24	2	0
	58.3%	2.1%	0.0%	45.2%	2.4%	0.0%	65.1%	2.3%	0.0%	70.0%	3.3%	0.0%	64.9%	5.4%	0.0%
警察	26	3	0	22	0	0	35	0	0	21	0	1	33	1	0
	54.2%	6.3%	0.0%	52.4%	0.0%	0.0%	81.4%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%	3.3%	89.2%	2.7%	0.0%
婦人相談所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	0	0
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.7%	0.0%	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	第9次			第10次			第11次			第12次			第13次		
	関与なし	関与あり/虐待の認識なし	関与あり/虐待の認識あり												
	上段:例数 下段:割合 (29例)			上段:例数 下段:割合 (29例)			上段:例数 下段:割合 (27例)			上段:例数 下段:割合 (21例)			上段:例数 下段:割合 (24例)		
福祉事務所	25	4	0	18	8	3	19	8	0	16	5	2	12(0)	7(0)	5(0)
	86.2%	13.8%	0.0%	62.1%	27.6%	10.3%	70.4%	29.6%	0.0%	76.2%	23.8%	9.5%	50.0%	29.2%	20.8%
家庭児童相談室	26	3	1	24	4	1	24	3	0	16	5	4	16(0)	4(0)	4(0)
	89.7%	10.3%	3.4%	82.8%	13.8%	3.4%	88.9%	11.1%	0.0%	76.2%	23.8%	19.0%	66.7%	16.7%	16.7%
民生児童委員	24	1	0	25	1	0	21	2	0	12	4	0	20(0)	1(0)	1(0)
	82.8%	3.4%	0.0%	86.2%	3.4%	0.0%	77.8%	7.4%	0.0%	57.1%	19.0%	0.0%	83.3%	4.2%	4.2%
保健所	26	3	0	22	6	0	26	1	0	17	3	0	21(0)	1(0)	2(0)
	89.7%	10.3%	0.0%	75.9%	20.7%	0.0%	96.3%	3.7%	0.0%	81.0%	14.3%	0.0%	87.5%	4.2%	8.3%
市区町村の母子保健担当部署	15	16	2	8	19	1	12	15	0	5	16	3	5(0)	14(0)	5(0)
	51.7%	55.2%	6.9%	27.6%	65.5%	3.4%	44.4%	55.6%	0.0%	23.8%	76.2%	14.3%	20.8%	58.3%	20.8%
養育機関・教育機関	6	17	0	10	16	3	16	10	1	10	10	1	8(0)	11(0)	5(0)
	20.7%	58.6%	0.0%	34.5%	55.2%	10.3%	59.3%	37.0%	3.7%	47.6%	47.6%	4.8%	33.3%	45.8%	20.8%
医療機関	9	10	1	6	17	0	7	12	0	5	9	3	9(0)	11(0)	2(0)
	31.0%	34.5%	3.4%	20.7%	58.6%	0.0%	25.9%	44.4%	0.0%	23.8%	42.9%	14.3%	37.5%	45.8%	8.3%
助産師	19	3	0	24	0	0	17	4	0	16	1	0	21(0)	2(0)	0(0)
	65.5%	10.3%	0.0%	82.8%	0.0%	0.0%	63.0%	14.8%	0.0%	76.2%	4.8%	0.0%	87.5%	8.3%	0.0%
警察	24	4	1	28	0	1	23	1	1	16	2	4	20(0)	1(0)	3(0)
	82.8%	13.8%	3.4%	96.6%	0.0%	3.4%	85.2%	3.7%	3.7%	76.2%	9.5%	19.0%	83.3%	4.2%	12.5%
婦人相談所	24	1	0	29	0	0	25	0	0	15	0	1	23(0)	0(0)	0(0)
	82.8%	3.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	92.6%	0.0%	0.0%	71.4%	0.0%	4.8%	95.8%	0.0%	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	第14次			第15次			第16次			第17次			第18次		
	関与なし	関与あり/虐待の認識なし	関与あり/虐待の認識あり	関与なし	関与あり/虐待の認識なし	関与あり/虐待の認識あり	関与なし	関与あり/虐待の認識なし	関与あり/虐待の認識あり	関与なし	関与あり/虐待の認識なし	関与あり/虐待の認識あり	関与なし	関与あり/虐待の認識なし	関与あり/虐待の認識あり
	上段:例数 下段:割合 (18例)			上段:例数 下段:割合 (8例)			上段:例数 下段:割合 (13例)			上段:例数 下段:割合 (16例)			上段:例数 下段:割合 (19例)		
福祉事務所	11(1)	7(1)	0(0)	5(0)	2(0)	1(0)	11(3)	1(0)	0(0)	12(3)	2(0)	2(0)	15(0)	1(0)	1(0)
	61.1%	38.9%	0.0%	62.5%	25.0%	12.5%	84.6%	7.7%	0.0%	75.0%	12.5%	12.5%	78.9%	5.3%	5.3%
家庭児童相談室	18(2)	0(0)	0(0)	6(0)	1(0)	1(0)	11(3)	1(0)	0(0)	12(2)	0(0)	4(1)	16(0)	1(0)	2(0)
	100.0%	0.0%	0.0%	75.0%	12.5%	12.5%	84.6%	7.7%	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%	84.2%	5.3%	10.5%
民生児童委員	17(2)	1(0)	0(0)	7(0)	1(0)	0(0)	10(3)	1(0)	0(0)	12(3)	0(0)	0(0)	12(0)	1(0)	0(0)
	94.4%	5.6%	0.0%	87.5%	12.5%	0.0%	76.9%	7.7%	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	63.2%	5.3%	0.0%
保健所	18(2)	0(0)	0(0)	8(0)	0(0)	0(0)	9(2)	2(1)	0(0)	14(3)	0(0)	0(0)	15(0)	0(0)	0(0)
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	69.2%	15.4%	0.0%	87.5%	0.0%	0.0%	78.9%	0.0%	0.0%
市区町村の母子保健担当部署	10(1)	7(1)	0(0)	4(0)	4(0)	0(0)	4(1)	7(2)	0(0)	5(2)	8(0)	3(1)	10(0)	5(0)	1(0)
	55.6%	38.9%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	30.8%	53.8%	0.0%	31.3%	50.0%	18.8%	52.6%	26.3%	5.3%
養育機関・教育機関	4(0)	14(2)	0(0)	6(0)	1(0)	1(0)	5(2)	6(1)	1(0)	10(2)	4(1)	2(0)	4(0)	12(0)	1(0)
	22.2%	77.8%	0.0%	75.0%	12.5%	12.5%	38.5%	46.2%	7.7%	62.5%	25.0%	12.5%	21.1%	63.2%	5.3%
医療機関	8(0)	4(1)	0(0)	5(0)	2(0)	0(0)	3(1)	6(2)	0(0)	5(2)	6(0)	3(1)	10(0)	4(0)	0(0)
	44.4%	22.2%	0.0%	62.5%	25.0%	0.0%	23.1%	46.2%	0.0%	31.3%	37.5%	18.8%	52.6%	21.1%	0.0%
助産師	12(1)	1(0)	0(0)	7(0)	0(0)	0(0)	10(3)	1(0)	0(0)	12(3)	1(0)	0(0)	14(0)	0(0)	0(0)
	66.7%	5.6%	0.0%	87.5%	0.0%	0.0%	76.9%	7.7%	0.0%	75.0%	6.3%	0.0%	73.7%	0.0%	0.0%
警察	16(2)	1(0)	1(0)	7(0)	0(0)	0(0)	11(3)	0(0)	0(0)	12(3)	1(0)	3(0)	12(0)	3(0)	4(0)
	88.9%	5.6%	5.6%	87.5%	0.0%	0.0%	84.6%	0.0%	0.0%	75.0%	6.3%	18.8%	63.2%	15.8%	21.1%
婦人相談所	17(2)	0(0)	0(0)	7(0)	0(0)	0(0)	11(3)	0(0)	0(0)	11(2)	0(0)	1(0)	16(0)	0(0)	0(0)
	94.4%	0.0%	0.0%	87.5%	0.0%	0.0%	84.6%	0.0%	0.0%	68.8%	0.0%	6.3%	84.2%	0.0%	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	-	-	-	-	-	-	12(3)	0(0)	0(0)	13(2)	0(0)	0(0)	15(0)	1(0)	0(0)
	-	-	-	-	-	-	92.3%	0.0%	0.0%	81.3%	0.0%	0.0%	78.9%	5.3%	0.0%

⑥ 児童相談所及び関係機関の関与状況

児童相談所及び関係機関の関与状況について、心中以外の虐待死事例では「関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が22例（46.8%）と最も多く、次いで「児童相談所が関わっていた事例」が11例（23.4%）であった。第1次報告から第18次報告までの推移でみると、「関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が継続して多い傾向がみられた。

また、心中による虐待死事例についても、「関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が11例（57.9%）と最も多く、次いで「児童相談所が関わっていた事例」が6例（31.6%）であった。第4次報告から第18次報告までの推移でみると、心中以外の虐待死事例と同様、「関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が継続して多い傾向がみられた。

表1-6-6-1 児童相談所及び関係機関の関与状況（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
児童相談所が関わっていた事例 （虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む）	例数	12	14	10	12	15	7	12	7	17	15	13	11	16(6)	8(4)	8(4)	15(6)	11(10)	11(5)	214
	構成割合	50.0%	29.2%	19.6%	23.1%	20.5%	10.9%	25.5%	15.6%	30.4%	30.6%	36.1%	25.6%	33.3%	16.3%	16.0%	29.4%	19.6%	23.4%	24.1%
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識していたが児童相談所が関わっていなかった事例	例数	3	3	1	4	6	6	4	2	2	2	1	2	1(0)	7(3)	2(1)	3(2)	4(2)	3(2)	56
	構成割合	12.5%	6.3%	2.0%	7.7%	8.2%	9.4%	8.5%	4.4%	3.6%	4.1%	2.8%	4.7%	2.1%	14.3%	4.0%	5.9%	7.1%	6.4%	6.3%
関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例	例数	6	13	23	24	22	22	16	17	22	17	13	20	20(1)	22(6)	19(5)	17(8)	24(15)	23(8)	340
	構成割合	25.0%	27.1%	45.1%	46.2%	30.1%	34.4%	34.0%	37.8%	39.3%	34.7%	36.1%	46.5%	41.7%	44.9%	38.0%	33.3%	42.9%	48.9%	38.2%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	例数	3	18	12	6	13	14	11	6	11	9	4	7	8(1)	8(2)	12(6)	9(2)	11(3)	6(0)	168
	構成割合	12.5%	37.5%	23.5%	11.5%	17.8%	21.9%	23.4%	13.3%	19.6%	18.4%	11.1%	16.3%	16.7%	16.3%	24.0%	17.6%	19.6%	12.7%	18.9%
関係機関の関与不明	例数	0	0	5	6	17	15	4	13	4	6	5	3	3(0)	4(3)	9(7)	7(4)	6(5)	4(0)	111
	構成割合	0.0%	0.0%	9.8%	11.5%	23.3%	23.4%	8.5%	28.9%	7.1%	12.2%	13.9%	7.0%	6.3%	8.2%	18.0%	13.7%	10.7%	8.5%	12.5%
計	例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	48(8)	49(18)	50(23)	51(22)	56(35)	47(15)	889
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表1-6-6-2 児童相談所及び関係機関の関与状況（心中による虐待死）

区分	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
児童相談所が関わっていた事例 （虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む）	例数	8	2	2	6	5	5	10	4	3	9(0)	4(1)	0(0)	1(0)	5(0)	6(0)	70
	構成割合	16.7%	4.8%	4.7%	20.0%	13.5%	17.2%	34.5%	14.8%	14.3%	37.5%	22.2%	0.0%	7.7%	31.3%	31.6%	17.3%
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識していたが児童相談所が関わっていなかった事例	例数	1	0	1	0	2	0	3	0	2	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(1)	0(0)	14
	構成割合	2.1%	0.0%	2.3%	0.0%	5.4%	0.0%	10.3%	0.0%	9.5%	4.2%	0.0%	12.5%	7.7%	12.5%	0.0%	3.5%
関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例	例数	34	21	21	16	23	20	14	19	16	11(0)	11(1)	7(0)	9(2)	7(1)	11(0)	240
	構成割合	70.8%	50.0%	48.8%	53.3%	62.2%	69.0%	48.3%	70.4%	76.2%	45.8%	61.1%	87.5%	69.2%	43.8%	57.9%	59.4%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	例数	3	4	8	3	3	1	2	2	0	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	32
	構成割合	6.3%	9.5%	18.6%	10.0%	8.1%	3.4%	6.9%	7.4%	0.0%	8.3%	11.1%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	7.9%
関係機関の関与不明	例数	2	15	11	5	4	3	0	2	0	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	48
	構成割合	4.2%	35.7%	25.6%	16.7%	10.8%	10.3%	0.0%	7.4%	0.0%	4.2%	5.6%	0.0%	15.4%	0.0%	10.5%	11.9%
計	例数	48	42	43	30	37	29	29	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	13(2)	16(3)	19(0)	404
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑦ 関係機関間の連携状況

関係機関間の連携状況について、心中以外の虐待死事例で、関係機関間の連携が「なし」が26例（有効割合55.3%）、「あり」が21例（同44.7%）であった。連携があった事例における連携の状況については、「まあまあ取れていた」が11例（同23.4%）と最も多く、次いで「よく取れていた」が9例（同19.1%）であった。

また、心中による虐待死事例では、関係機関間の連携が「なし」が15例（同78.9%）、「あり」が4例（同21.1%）であった。連携があった事例における連携の状況については、「まあまあ取れていた」が3例（同15.8%）、「よく取れていた」が1例（同5.3%）であった。

表1-6-7 関係機関間の連携状況

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		26(6)	55.3%	55.3%	15(0)	78.9%	78.9%
あり		21(9)	44.7%	44.7%	4(0)	21.1%	21.1%
内訳 (再掲)	よく取れていた	9(4)	19.1%	19.1%	1(0)	5.3%	5.3%
	まあまあ取れていた	11(4)	23.4%	23.4%	3(0)	15.8%	15.8%
	あまり取れていなかった	1(1)	2.1%	2.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	ほとんど取れていなかった	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計		47(15)	100.0%	100.0%	19(0)	100.0%	100.0%
不明		0(0)	0.0%		0(0)	0.0%	
計		47(15)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—

⑧ 関係機関間の情報提供（通告を除く）

関係機関間の通告を除く情報提供について、心中以外の虐待死事例で、関係機関から児童相談所へ情報提供のあった事例は10例（21.3%）で、このうち「市区町村（虐待対応担当部署）」が7例（14.9%）で最も多かった。また、関係機関から市区町村（虐待対応担当部署）へ情報提供のあった事例は14例（29.8%）で、「保健所・保健センター」が7例（14.9%）で最も多かった。さらに、関係機関から市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）へ情報提供のあった事例は、21例（44.7%）で、このうち「医療機関」が15例（31.9%）、「市区町村（虐待対応担当部署）」が7例（14.9%）であった。

心中による虐待死事例で、関係機関から児童相談所へ情報提供のあった事例は3例（15.8%）であった。また、関係機関から市区町村（虐待対応担当部署）へ情報提供のあった事例は6例（31.6%）で、このうち「保育所・学校等」、「児童相談所」、「警察」がそれぞれ3例（15.8%）と最も多かった。関係機関から市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）へ情報提供のあった事例は3例（15.8%）で、「市区町村（虐待対応担当部署）」が3例（15.8%）と最も多かった。

表1-6-8-1 関係機関から児童相談所への情報提供（通告を除く）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		37(10)	78.7%	16(0)	84.2%
あり		10(5)	21.3%	3(0)	15.8%
内訳 (再掲) (複数回答)	児童家庭支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母子生活支援施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	保育所・学校等	3(0)	6.4%	2(0)	10.5%
	上記以外の児童福祉施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	他の児童相談所	1(0)	2.1%	1(0)	5.3%
	配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	福祉事務所	2(1)	4.3%	0(0)	0.0%
	市区町村(虐待対応担当部署)	7(3)	14.9%	2(0)	10.5%
	保健所・保健センター	4(2)	8.5%	0(0)	0.0%
	子育て世代包括支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	市区町村子ども家庭総合支援拠点	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	警察	3(2)	6.4%	1(0)	5.3%
	検察	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	医療機関	3(3)	6.4%	0(0)	0.0%
	民生委員・児童委員	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計		47(15)	100.0%	19(0)	100.0%

表 1-6-8-2 関係機関から市区町村（虐待対応担当部署）への情報提供（通告を除く）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		33(8)	70.2%	13(0)	68.4%
あり		14(7)	29.8%	6(0)	31.6%
内訳 (再掲) (複数回答)	児童家庭支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母子生活支援施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	保育所・学校等	5(1)	10.6%	3(0)	15.8%
	上記以外の児童福祉施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	児童相談所	5(1)	10.6%	3(0)	15.8%
	配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	福祉事務所	3(1)	6.4%	1(0)	5.3%
	保健所・保健センター	7(4)	14.9%	1(0)	5.3%
	子育て世代包括支援センター	1(0)	2.1%	0(0)	0.0%
	市区町村子ども家庭総合支援拠点	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
	警察	3(1)	6.4%	3(0)	15.8%
	検察	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	医療機関	4(3)	8.5%	1(0)	5.3%
	民生委員・児童委員	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
計		47(15)	100.0%	19(0)	100.0%

表 1-6-8-3 関係機関から市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）への情報提供

(通告を除く)

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		26(6)	55.3%	16(0)	84.2%
あり		21(9)	44.7%	3(0)	15.8%
内訳 (再掲) (複数回答)	児童家庭支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母子生活支援施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	保育所・学校等	1(1)	2.1%	0(0)	0.0%
	上記以外の児童福祉施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	児童相談所	3(2)	6.4%	0(0)	0.0%
	配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	福祉事務所	2(2)	4.3%	0(0)	0.0%
	市区町村(虐待対応担当部署)	7(4)	14.9%	3(0)	15.8%
	保健所・保健センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	子育て世代包括支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	市区町村子ども家庭総合支援拠点	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	警察	1(1)	2.1%	0(0)	0.0%
	検察	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	医療機関	15(5)	31.9%	1(0)	5.3%
	民生委員・児童委員	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	1(0)	2.1%	0(0)	0.0%	
計		47(15)	100.0%	19(0)	100.0%

(7) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

① 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況

死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況について、心中以外の虐待死事例では、「よく活用している」と「ある程度活用している」がともに 21 例（44.7%）であり、「よく活用している」と「ある程度活用している」を合わせると、約 9 割の事例発生地域で要保護児童対策地域協議会が活用されていた。

また、心中による虐待死事例では、「よく活用している」と「ある程度活用している」がともに 7 例（38.9%）であり、「よく活用している」と「ある程度活用している」を合わせると、約 8 割の要保護児童対策地域協議会が活用されていた。

要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機関の連携状況について、心中以外の虐待死事例では、本調査の検証対象となった事例についての「関係機関の連携状況が連携なし」であるが、一般的な要保護児童対策地域協議会の活用度については要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 15 例、「ある程度活用している」が 10 例であった。「関係機関の連携あり」では要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 6 例、「ある程度活用している」が 11 例であった。

また、心中による虐待死事例では、本調査の検証対象となった事例についての「関係機関の連携状況が連携なし」であるが、一般的に要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 6 例、「ある程度活用している」が 5 例であった。「関係機関の連携あり」で要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 1 例、「ある程度活用している」が 2 例であった。

表 1-7-1-1 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
よく活用している	21(4)	44.7%	7(0)	38.9%
ある程度活用している	21(9)	44.7%	7(0)	38.9%
あまり活用していない	4(2)	8.5%	3(0)	16.7%
ほとんど活用していない	0(0)	0.0%	1(0)	5.6%
未記入	1(0)	2.1%	0(0)	0.0%
計	47(15)	100.0%	18(0)	100.0%

※1 要保護児童対策地域協議会未設置自治体が1つあるため、心中による虐待死(未遂含む)の例数は 18

表 1-7-1-2 要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機関の連携状況

(心中以外の虐待死)

区分	連携なし	連携あり					不明	計
		よく取れていた	まあまあ取れていた	あまり取れていなかった	ほとんど取れていなかった	小計		
		例数						
よく活用している	15(2)	5(2)	1(0)	0(0)	0(0)	6(2)	0(0)	21(4)
ある程度活用している	10(4)	4(2)	6(2)	1(1)	0(0)	11(5)	0(0)	21(9)
あまり活用していない	1(0)	0(0)	3(2)	0(0)	0(0)	3(2)	0(0)	4(2)
ほとんど活用していない	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
不明・未記入	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)
計	26(6)	9(4)	11(4)	1(1)	0(0)	21(9)	0(0)	47(15)

表 1-7-1-3 要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機関の連携状況

(心中による虐待死)

区分	連携なし	連携あり					不明	計
		よく取れていた	まあまあ取れていた	あまり取れていなかった	ほとんど取れていなかった	小計		
		例数						
よく活用している	6(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	7(0)
ある程度活用している	5(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	7(0)
あまり活用していない	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3(0)
ほとんど活用していない	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
計	14(0)	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	18(0)

※1 要保護児童対策地域協議会未設置自治体が1つあるため、心中による虐待死(未遂含む)の例数は 18

② 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

死亡事例発生地域の要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況については、心中以外の虐待死事例では、検討「あり」が14例(29.8%)、「なし」が33例(70.2%)で、7割以上の事例で検討がなされていなかった。検討「あり」の事例のうち、「実務者会議」で検討されていた事例は7例(14.9%)、「個別ケース検討会議」で検討されていた事例は5例(10.6%)であった。また、「要保護児童」として扱われていた事例は9例(19.1%)であった。

心中による虐待死事例では、要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は4例(22.2%)であった。

表1-7-2-1 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討会議状況

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
あり		14(6)	29.8%	4(0)	22.2%
内訳 (再掲) (複数回答)	代表者会議	0(0)	0.0%	1(0)	5.6%
	実務者会議	7(3)	14.9%	3(0)	16.7%
	個別ケース検討会議	5(3)	10.6%	3(0)	16.7%
	その他	5(1)	10.6%	1(0)	5.6%
なし		33(9)	70.2%	14(0)	77.8%
計		47(15)	100.0%	18(0)	100.0%

※1 要保護児童対策地域協議会未設置自治体が1つあるため、心中による虐待死(未遂含む)の例数は18

表1-7-2-2 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討取扱い状況

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
あり		14(6)	29.8%	4(0)	22.2%
内訳 (再掲) (複数回答)	要保護児童	9(4)	19.1%	2(0)	11.1%
	要支援児童	1(1)	2.1%	1(0)	5.6%
	特定妊婦	3(1)	6.4%	0(0)	0.0%
	その他	1(0)	2.1%	1(0)	5.6%
なし		33(9)	70.2%	14(0)	77.8%
計		47(15)	100.0%	18(0)	100.0%

※1 要保護児童対策地域協議会未設置自治体が1つあるため、心中による虐待死(未遂含む)の例数は18

(8) 子どもの死亡後の対応状況

① 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況

各事例に関する行政機関内部における検証の実施状況について、心中以外の虐待死事例では、検証を「実施していない」が23例(48.9%)、「実施した」が11例(23.4%)、調査時点「実施中」が13例(27.7%)であり、検証を実施している事例は約半数であった。

また、心中による虐待死事例については、検証を「実施していない」が14例(73.7%)、「実施した」が4例(21.1%)であった。

表1-8-1 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
実施していない	23(7)	48.9%	14(0)	73.7%
実施した	11(5)	23.4%	4(0)	21.1%
実施中	13(3)	27.7%	1(0)	5.3%
計	47(15)	100.0%	19(0)	100.0%

② 第三者による本事例についての検証の実施状況

第三者による本事例についての検証の実施状況について、心中以外の虐待死事例では、検証を「実施していない」が30例(63.8%)、「実施した」が6例(12.8%)、調査時点「実施中」が11例(23.4%)であり、検証を実施している事例は全体の3割強であった。

また、心中による虐待死事例では、検証を「実施していない」が14例(73.7%)、「実施した」が4例(21.1%)、調査時点「実施中」が1例(5.3%)であった。

表1-8-2 第三者による本事例についての検証の実施状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
実施していない	30(12)	63.8%	14(0)	73.7%
実施した	6(1)	12.8%	4(0)	21.1%
実施中	11(2)	23.4%	1(0)	5.3%
計	47(15)	100.0%	19(0)	100.0%

(9) 0日・0か月児の死亡事例について（心中以外の虐待死）

令和2年度に把握した心中以外の虐待死事例（49人）のうち、0歳児の死亡人数は32人であり、心中以外の虐待死による死亡人数全体の約6.5割を占めた。その中でも、生後24時間に満たない死亡と考えられる日齢0日児の死亡事例（以下「0日児事例」という。）と、日齢1日以上月齢1か月未満児の死亡事例（以下「0か月児事例」という。）を合わせた0日・0か月児の心中以外の虐待死事例（以下「0日・0か月児事例」という。）が0歳児の死亡事例の中でも一定の割合を占めていることを踏まえ、経年のデータとして以下に取りまとめた。

なお、令和2年度に把握した0日・0か月児事例については、0日児、0か月児ともに8人であった。

① 0歳児及び0日・0か月児事例の発生状況

0歳児の心中以外の虐待死事例は、32人で約6.5割を占めており、第17次報告と比較すると、人数、割合ともに増加した。

また、0歳児の死亡事例のうち、0日・0か月児事例は16人であった。

表1-9-1-1 0歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	27	30(4)	32(11)	28(14)	22(10)	28(14)	32(9)	455
割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	43.1%	44.4%	61.4%	57.7%	65.3%	53.8%	40.7%	49.1%	65.3%	48.5%

※1 割合：各年次報告における心中以外の虐待死事例に占める0歳児の割合

表1-9-1-2 0日・0か月児事例の死亡人数の推移と0歳児の心中以外の虐待死事例における割合

年次	0日	0か月	総数	構成割合	0歳
第1次報告	1	1	2	18.2%	11
第2次報告	6	2	8	34.8%	23
第3次報告	8	0	8	40.0%	20
第4次報告	8	1	9	45.0%	20
第5次報告	16	1	17	45.9%	37
第6次報告	22	4	26	66.7%	39
第7次報告	6	1	7	35.0%	20
第8次報告	9	3	12	52.2%	23
第9次報告	7	4	11	44.0%	25
第10次報告	11	0	11	50.0%	22
第11次報告	4	0	4	25.0%	16
第12次報告	15	0	15	55.6%	27
第13次報告	11(2)	2(0)	13(2)	43.3%	30(4)
第14次報告	11(3)	5(0)	16(3)	50.0%	32(11)
第15次報告	14(8)	0(0)	14(8)	50.0%	28(14)
第16次報告	7(2)	0(0)	7(2)	31.8%	22(10)
第17次報告	9(2)	2(0)	11(2)	39.3%	28(14)
第18次報告	8(0)	8(3)	16(3)	50.0%	32(9)
総数	173	34	207	45.5%	455

表1-9-1-3 0日・0か月児事例の日齢別死亡人数

区分	人数
0日	8(0)
1～9日	4(1)
10日以上	4(2)
計	16(3)

② 0日・0か月児事例の概要

ア 0日・0か月児事例の加害者

0日・0か月児事例における虐待を行った加害者は、0日児、0か月児ともに「実母」が最も多かった。また、第1次報告から第18次報告までの累計でも、「実母」が加害者であった事例は181人(87.4%)であった。

表1-9-2-1 0日・0か月児事例の加害者

区分	0日児	0か月児
実母	6(0)	7(2)
実父	0(0)	0(0)
実母・実父	0(0)	0(0)
その他	0(0)	0(0)
不明	2(0)	1(1)
計	8(0)	8(3)

表1-9-2-2 0日・0か月児事例の加害者（第1次報告から第18次報告までの累計）

区分	0日児		0か月児		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母	154(12)	89.0%	27(2)	79.4%	181(14)	87.4%
実父	1(0)	0.6%	2(0)	5.9%	3(0)	1.4%
実母・実父	9(2)	5.2%	4(0)	11.8%	13(2)	6.3%
その他	4(2)	2.3%	0(0)	0.0%	4(2)	1.9%
不明	5(1)	2.9%	1(1)	2.9%	6(2)	2.9%
計	173(17)	100.0%	34(3)	100.0%	207(20)	100.0%

イ 死亡につながった虐待の種類

0日・0か月児事例における虐待の種類は、0日児は、「ネグレクト」5人（62.5%）が最も多く、0か月児は、「身体的虐待」4人（50.0%）が最も多かった。

表1-9-2-3 0日・0か月児事例の虐待の種類

区分	第7次				第8次				第9次				第10次				第11次			
	0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	3	50.0%	1	100.0%	3	33.3%	3	100.0%	4	57.1%	3	75.0%	3	27.3%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
ネグレクト	3	50.0%	0	0.0%	4	44.4%	0	0.0%	2	28.6%	1	25.0%	6	54.5%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	2	22.2%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	2	18.2%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
計	6	100.0%	1	100.0%	9	100.0%	3	100.0%	7	100.0%	4	100.0%	11	100.0%	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%

区分	第12次				第13次				第14次				第15次			
	0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	5	33.3%	0	0.0%	6(0)	54.5%	2(0)	100.0%	3(2)	27.3%	2(0)	40.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
ネグレクト	8	53.3%	0	0.0%	2(0)	18.2%	0(0)	0.0%	7(1)	63.6%	3(0)	60.0%	10(5)	71.4%	0(0)	0.0%
不明	2	13.3%	0	0.0%	3(2)	27.3%	0(0)	0.0%	1(0)	9.1%	0(0)	0.0%	4(3)	28.6%	0(0)	0.0%
計	15	100.0%	0	0.0%	11(2)	100.0%	2(0)	100.0%	11(3)	100.0%	5(0)	100.0%	14(8)	100.0%	0(0)	0.0%

区分	第16次				第17次				第18次				総数			
	0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	3(0)	42.9%	0(0)	0.0%	5(1)	55.6%	0(0)	0.0%	2(0)	25.0%	4(0)	50.0%	38	33.9%	15	60.0%
ネグレクト	4(2)	57.1%	0(0)	0.0%	1(0)	11.1%	2(0)	100.0%	5(0)	62.5%	2(1)	25.0%	54	48.2%	8	32.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	3(1)	33.3%	0(0)	0.0%	1(0)	12.5%	2(2)	25.0%	20	17.9%	2	8.0%
計	7(2)	100.0%	0(0)	0.0%	9(2)	100.0%	2(0)	100.0%	8(0)	100.0%	8(3)	100.0%	112	100.0%	25	100.0%

ウ 虐待の種類（遺棄）について

「妊娠期・周産期の問題」にて「遺棄」があった中で、ネグレクトとしての「遺棄」により死亡した0日児事例は5人であった。

表1-9-2-4 妊娠期・周産期の問題と虐待の種類（遺棄）について

区分	0日児		年齢不明		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
妊娠期・周産期の問題にて遺棄	7(0)	100.0%	0(0)	-	12(1)	100.0%
ネグレクト(遺棄)	5(0)	71.4%	0(0)	-	9(1)	75.0%
身体的虐待	1(0)	14.3%	0(0)	-	2(0)	16.7%
計	7(0)	100.0%	0(0)	-	12(1)	100.0%

エ 妊娠期・周産期の問題（遺棄）の有無と遺棄された場所

0日・0か月児事例において、「遺棄あり」は10人であり、遺棄された場所は「自宅」と「自宅外」がともに5人であった。

表1-9-2-5 0日・0か月児事例における妊娠期・周産期の問題（遺棄）の有無と遺棄された場所

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
遺棄なし	1(0)	12.5%	4(1)	50.0%
遺棄あり	7(0)	87.5%	3(1)	37.5%
自宅	4(0)	50.0%	1(0)	12.5%
自宅外	3(0)	37.5%	2(1)	25.0%
計	8(0)	100.0%	8(3)	100.0%

表1-9-2-6 0日・0か月児事例における妊娠期・周産期の問題（遺棄）の有無と遺棄された場所

(第1次報告から第18次報告までの累計)

区分	0日児		0か月児		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
遺棄なし	12(0)	6.9%	18(1)	52.9%	30(1)	14.5%
遺棄あり	158(17)	91.3%	15(1)	44.1%	173(18)	83.6%
自宅	77(8)	44.5%	7(0)	20.6%	84(8)	40.6%
自宅外	81(9)	46.8%	8(1)	23.5%	89(10)	43.0%
不明	3(0)	1.7%	1(1)	2.9%	4(1)	1.9%
計	173(17)	100.0%	34(3)	100.0%	207(20)	100.0%

オ 直接の死因

0日・0か月児事例における直接の死因について、第1次報告から第18次報告までの累計をみると、「窒息（絞殺以外）」による死亡事例が67人（有効割合46.2%）と最も多かった。

表1-9-2-7 0日・0か月児事例における直接の死因（第1次報告から第18次報告までの累計）

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
出生後、放置	29(2)	16.8%	24.4%	4(0)	11.8%	15.4%	33(2)	15.9%	22.8%
窒息（絞殺以外）	55(2)	31.8%	46.2%	12(0)	35.3%	46.2%	67(2)	32.4%	46.2%
絞殺	8(0)	4.6%	6.7%	5(0)	14.7%	19.2%	13(0)	6.3%	9.0%
その他	27(4)	15.6%	22.7%	5(0)	14.7%	19.2%	32(4)	15.5%	22.1%
不明	54(9)	31.2%		8(3)	23.5%		62(12)	30.0%	
計	173(17)	100.0%	—	34(3)	100.0%	—	207(20)	100.0%	—

カ 事例が発覚した経緯

0日・0か月児事例が発覚した経緯は、0日児事例、0か月児事例とともに、「その他」が最も多く、それぞれ5人（62.5%）、7人（87.5%）であった。「その他」としては、「実母が119番等に連絡」等があった。

表1-9-2-8 0日・0か月児事例が発覚した経緯

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
近隣住民・知人が遺体を発見	2(0)	25.0%	1(0)	12.5%
家族その他の同居者が遺体を発見	1(0)	12.5%	0(0)	0.0%
その他	5(0)	62.5%	7(3)	87.5%
計	8(0)	100.0%	8(3)	100.0%

キ 出産した場所

0日・0か月児事例における実母が本児を出産した場所について、第1次報告から第18次報告までの累計で見ると、0日・0か月児事例全体における「自宅」※1での出産が125人（有効割合65.4%）、特に、0日児事例における「自宅」での出産が115人（同73.2%）と高い割合を占めていた。また、0日児事例において、第1次報告から第18次報告までの累計で見ると、医療機関での出産はなかった。

表1-9-2-9 0日・0か月児事例における出産場所（第1次報告から第18次報告までの累計）

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	115(11)	66.5%	73.2%	10(1)	29.4%	29.4%	125(12)	60.4%	65.4%
自宅外	42(4)	24.3%	26.8%	6(0)	17.6%	17.6%	48(4)	23.2%	25.1%
医療機関	0(0)	0.0%	0.0%	18(2)	52.9%	52.9%	18(2)	8.7%	9.4%
不明	16(2)	9.2%		0(0)	0.0%		16(2)	7.7%	
計	173(17)	100.0%	—	34(3)	100.0%	—	207(20)	100.0%	—

※1 自宅とは、「専門家による介助がない自宅分娩のこと」とした。

表1-9-2-10 0日・0か月児事例における自宅内での出産場所

（第1次報告から第18次報告までの累計）

区分	0日児		0か月児		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
トイレ	44(4)	38.3%	1(0)	10.0%	45(4)	36.0%
風呂場	11(0)	9.6%	0(0)	0.0%	11(0)	8.8%
その他	20(5)	17.4%	3(0)	30.0%	23(5)	18.4%
不明	40(3)	34.8%	6(1)	60.0%	46(4)	36.8%
計	115(12)	100.0%	10(1)	100.0%	125(13)	100.0%

③ 0日・0か月児事例における養育者の状況

ア 実母の年齢

実母の年齢は、0日児事例は「20～24歳」と「30～34歳」がそれぞれ3人（37.5%）、0か月児事例は「20～24歳」と「25～29歳」がそれぞれ3人（37.5%）であった。

表1-9-3-1 0日・0か月児事例における実母の年齢

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
19歳以下	1(0)	12.5%	0(0)	0.0%
20～24歳	3(0)	37.5%	3(2)	37.5%
25～29歳	1(0)	12.5%	3(1)	37.5%
30～34歳	3(0)	37.5%	0(0)	0.0%
35～39歳	0(0)	0.0%	2(0)	25.0%
40歳以上	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	8(0)	100.0%	8(3)	100.0%

また、第1次報告から第18次報告までの累計で見ると、0日・0か月児事例の実母の年齢は、0日児事例では、「19歳以下」が47人（有効割合27.8%）と最も多く、0か月児事例では、「35～39歳」が12人（同35.3%）と最も多かった。

表1-9-3-2 0日・0か月児事例の実母の年齢（第1次報告から第18次報告までの累計）

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
19歳以下	47(6)	27.2%	27.8%	4(0)	11.8%	11.8%	51(6)	24.6%	25.1%
20～24歳	34(1)	19.7%	20.1%	6(2)	17.6%	17.6%	40(3)	19.3%	19.7%
25～29歳	27(4)	15.6%	16.0%	5(1)	14.7%	14.7%	32(5)	15.5%	15.8%
30～34歳	26(3)	15.0%	15.4%	7(0)	20.6%	20.6%	33(3)	15.9%	16.3%
35～39歳	22(2)	12.7%	13.0%	12(0)	35.3%	35.3%	34(2)	16.4%	16.7%
40歳以上	13(0)	7.5%	7.7%	0(0)	0.0%	0.0%	13(0)	6.3%	6.4%
不明	4(1)	2.3%		0(0)	0.0%		4(1)	1.9%	
計	173(17)	100.0%	—	34(3)	100.0%	—	207(20)	100.0%	—

イ 家庭の状況について

0日・0か月児事例における家庭の状況（同居の養育者の状況）について、0日児事例では、「ひとり親（未婚）」が5人（62.5%）と最も多く、0か月児事例では、「実父母」が3人（37.5%）と最も多かった。

表1-9-3-3 0日・0か月児事例における同居の養育者の状況

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
実父母	0(0)	0.0%	3(1)	37.5%
ひとり親(離婚)	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
ひとり親(未婚)	5(0)	62.5%	1(1)	12.5%
ひとり親(別居)	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
内縁関係(交際相手を含む)	0(0)	0.0%	2(0)	25.0%
実父母のいずれかとその再婚者	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
養父母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	3(0)	37.5%	2(1)	25.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	8(0)	100.0%	8(3)	100.0%

また、祖父母の同居状況については、0日児事例では「同居あり」が4人（有効割合 50.0%）で、そのうち「母方祖父母」が3人（同 37.5%）、「母方祖母」が1人（同 12.5%）であった。0か月児事例では、すべて「同居なし」であった。

表1-9-3-4 0日・0か月児事例における祖父母との同居状況

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
同居なし	4(0)	50.0%	8(3)	100.0%
同居あり	4(0)	50.0%	0(0)	0.0%
母方祖母	1(0)	12.5%	0(0)	0.0%
母方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
母方祖父母	3(0)	37.5%	0(0)	0.0%
父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
父方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
父方祖父母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	8(0)	100.0%	8(3)	100.0%

ウ 家庭の経済状態について

0日・0か月児事例における家庭の経済状況について、当該世帯の家計を支えている主たる者は、0日児事例では「実母」が4人（有効割合 57.1%）で最も多く、次いで「母方祖父」が2人（同 28.6%）であった。0か月児事例では「実父」が3人（同 50.0%）で最も多く、次いで「実母」が2人（同 33.3%）であった。

表1-9-3-5 家計を支えている主たる者

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実母	4(0)	50.0%	57.1%	2(1)	25.0%	33.3%
実父	0(0)	0.0%	0.0%	3(1)	37.5%	50.0%
継母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
継父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
養母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
養父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
母方祖母	1(0)	12.5%	14.3%	0(0)	0.0%	0.0%
母方祖父	2(0)	25.0%	28.6%	0(0)	0.0%	0.0%
父方祖母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
父方祖父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
母の交際相手	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	12.5%	16.7%
父の交際相手	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
不明	1(0)	12.5%		2(1)	25.0%	
計	8(0)	100.0%	—	8(3)	100.0%	—

0日児・0か月児事例における世帯収入の状況は、「不明」が9人と最も多く、次いで「市区町村民税課税世帯（年収500万円未満）」が3人、「市区町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」が2人、「生活保護世帯」と「年収500万円以上」がそれぞれ1人であった。

表1-9-3-6 世帯収入の状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	1(0)	12.5%	25.0%	0(0)	0.0%	0.0%
市区町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	1(0)	12.5%	25.0%	1(0)	12.5%	33.3%
市区町村民税課税世帯(所得割のみ非課税)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
市区町村民税課税世帯(年収500万円未満)	2(0)	25.0%	50.0%	1(1)	12.5%	33.3%
年収500万円以上	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	12.5%	33.3%
不明	4(0)	50.0%		5(2)	62.5%	
計	8(0)	100.0%	—	8(3)	100.0%	—

0日児・0か月児事例における実母の就業状況は、0日児事例では「パート」が3人、0か月児事例では「無職」が5人であった。

表1-9-3-7 実母の就業状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
無職	1(0)	12.5%	20.0%	5(2)	62.5%	71.4%
フルタイム	1(0)	12.5%	20.0%	1(1)	12.5%	14.3%
パート	3(0)	37.5%	60.0%	1(0)	12.5%	14.3%
不明	3(0)	37.5%		1(0)	12.5%	
計	8(0)	100.0%	—	8(3)	100.0%	—

エ 実母の妊娠期・周産期における問題について

0日・0か月児事例における実母の妊娠期の問題については、0日児事例では、「遺棄」が7人（87.5%）と最も多く、次いで「妊娠届の未提出（母子健康手帳の未交付）」が6人（75.0%）であった。0か月児事例では、「妊娠届の未提出（母子健康手帳の未交付）」と「妊婦健康診査未受診」がそれぞれ4人（50.0%）であった。

表1-9-3-8 0日・0か月児事例における実母の妊娠期・周産期の問題

区分	0日児(8人)		0か月児(8人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
妊娠高血圧症候群	0(0)	0.0%	1(0)	12.5%
喫煙の常習	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
アルコールの常習	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
マタニティブルーズ	0(0)	0.0%	1(1)	12.5%
予期しない妊娠／計画していない妊娠	4(0)	50.0%	3(1)	37.5%
若年(10代)妊娠	2(0)	25.0%	0(0)	0.0%
お腹をたたく等の墮胎行為	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
妊娠届の未提出(母子健康手帳の未交付)	6(0)	75.0%	4(2)	50.0%
妊婦健康診査未受診	5(0)	62.5%	4(2)	50.0%
その他(妊娠期の母体側の問題)	0(0)	0.0%	2(0)	25.0%
遺棄	7(0)	87.5%	3(1)	37.5%
墜落分娩	4(0)	50.0%	1(1)	12.5%
飛び込み出産	0(0)	0.0%	1(1)	12.5%
帝王切開	0(0)	0.0%	1(0)	12.5%
医療機関からの連絡	0(0)	0.0%	1(1)	12.5%
その他(周産期の母体側の問題)	0(0)	0.0%	1(0)	12.5%
本児を妊娠時の特定妊婦としての支援	0(0)	0.0%	1(1)	12.5%

オ 実父の状況について

0日・0か月児事例における実父の状況について、0日児事例では、実父は「いる（別居）」が4人、「いない」が3人であった。0か月児事例では、実父は「いる（同居）」が3人、「いる（別居）」が1人であった。

第1次報告から第18次報告までの累計で見ると、0日・0か月児事例では実父の年齢が「不明」が102人と約6割を占めていた。

表1-9-3-9 0日・0か月児事例の実父の状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
いる(同居)	0	0.0%	0.0%	3(1)	37.5%	75.0%
いる(別居)	4	50.0%	57.1%	1(0)	12.5%	25.0%
いない	3	37.5%	42.9%	0(0)	0.0%	0.0%
不明	1	12.5%		4(2)	50.0%	
計	8(0)	100.0%	—	8(3)	100.0%	—

表1-9-3-10 0日・0か月児事例の実父の年齢（第1次報告から第18次報告までの累計）

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
19歳以下	12	8.6%	28.6%	1	3.7%	4.5%	13	7.8%	20.3%
20～24歳	7	5.0%	16.7%	3	11.1%	13.6%	10	6.0%	15.6%
25～29歳	3	2.2%	7.1%	2	7.4%	9.1%	5	3.0%	7.8%
30～34歳	4	2.9%	9.5%	3	11.1%	13.6%	7	4.2%	10.9%
35～39歳	3	2.2%	7.1%	6	22.2%	27.3%	9	5.4%	14.1%
40歳以上	13	9.4%	31.0%	7	25.9%	31.8%	20	12.0%	31.3%
不明	97	69.8%		5	18.5%		102	61.4%	
計	139	100.0%	—	27	100.0%	—	166	100.0%	—

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

④ 0日・0か月児事例における関係機関の関与状況

0日・0か月児事例における関係機関の関与状況について、0日児事例では「養育機関・教育機関」の関与があった事例が2人（25.0%）であった。0か月児事例では、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」の関与があった事例が6人（75.0%）と最も多く、次いで「医療機関」の関与があった事例が5人（62.5%）であった。

表1-9-4 0日・0か月児事例の関係機関の関与あり

区分	0日児(8人)		0か月児(8人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所	0(0)	0.0%	2(2)	25.0%
市区町村(虐待対応担当部署)	0(0)	0.0%	2(2)	25.0%
福祉事務所	0(0)	0.0%	2(2)	25.0%
家庭児童相談室	0(0)	0.0%	1(1)	12.5%
民生児童委員	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保健所	0(0)	0.0%	1(0)	12.5%
市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	0(0)	0.0%	6(3)	75.0%
養育機関・教育機関	2(0)	25.0%	0(0)	0.0%
医療機関	1(0)	12.5%	5(2)	62.5%
助産師	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
警察	0(0)	0.0%	1(1)	12.5%
婦人相談所	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

(10) 精神疾患のある養育者における事例について

① 精神疾患のある実母における事例の発生状況

本報告書において、「精神疾患のある養育者」とは、医師による診断のある者とする（以下「精神疾患あり」という）。一方、精神疾患に関する診断名がついていない養育者（その疑いや可能性のある場合を含む。）については、「精神疾患のない養育者」（以下「精神疾患なし」という。）とし、それ以外の者は「不明」とする。

精神疾患のある養育者の中で実母が加害者であった（以下「精神疾患のある実母」という。）事例について、第5次報告から第18次報告までの累計では140例（159人）であった。そのうち、心中以外の虐待死事例は61例（62人）、心中による虐待死事例は79例（97人）であった。

一方、精神疾患のない養育者の中で実母が加害者であった（以下「精神疾患のない実母」という。）事例数と死亡した子どもの人数は、第5次報告から第18次報告までの累計では307例（343人）であり、そのうち、心中以外の虐待死事例は230例（236人）、心中による虐待死事例は77例（107人）であった。

表1-10-1 虐待の加害者が実母であった事例数とその子どもの死亡人数の推移

（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)						総数	
	精神疾患あり		精神疾患なし		不明		精神疾患あり		精神疾患なし		不明			
	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数
第5次	7	7	10	10	29	33	5	5	6	9	22	35	79	99
第6次	2	2	18	19	25	25	7	7	8	10	16	23	76	86
第7次	2	2	16	16	15	17	2	3	5	6	10	12	50	56
第8次	7	7	7	7	17	20	13	14	6	9	8	10	58	67
第9次	6	6	24	26	9	9	8	9	7	10	11	17	65	77
第10次	7	8	15	15	19	19	7	9	4	4	12	16	64	71
第11次	4	4	14	14	6	6	5	5	7	8	5	7	41	44
第12次	5	5	16	16	12	13	7	9	6	8	5	6	51	57
第13次	5(2)	5(2)	18(4)	19(4)	10(1)	10(1)	10(0)	17(0)	9(0)	10(0)	2(0)	2(0)	54(7)	63(7)
第14次	6(1)	6(1)	28(10)	28(10)	8(4)	8(4)	4(1)	5(1)	5(1)	11(2)	6(0)	7(0)	57(17)	65(18)
第15次	1(0)	1(0)	17(8)	17(8)	17(10)	17(10)	1(0)	1(0)	2(0)	3(0)	2(0)	2(0)	40(18)	41(18)
第16次	2(0)	2(0)	12(5)	12(5)	17(7)	18(7)	1(0)	2(0)	4(1)	7(2)	6(0)	8(0)	42(13)	49(14)
第17次	3(1)	3(1)	18(9)	19(9)	14(7)	14(7)	4(0)	5(0)	5(0)	5(0)	3(0)	4(0)	47(17)	50(17)
第18次	4(0)	4(0)	17(5)	18(5)	10(1)	10(1)	5(0)	6(0)	3(0)	7(0)	6(0)	8(0)	45(6)	53(6)
計	61	62	230	236	208	219	79	97	77	107	114	157	769	878

② 実母の状況

ア 診断名（疾病、傷害及び死因分類）

精神疾患のある実母の診断名（疾病、傷害及び死因分類）について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例では、うつ病や双極性感情障害といった「気分[感情]障害」が31例と最も多く、心中による虐待死事例についても、「気分[感情]障害」が50例と最も多かった。

なお、「詳細不明の精神障害」は、精神科の受診歴はあるが、地方公共団体が正確な診断名を把握していないもの、検査中などの理由で確定診断がつけられる前に虐待死事例が発生したものであった。

表1-10-2-1 精神疾患のある実母の診断名（疾病、傷害及び死因分類）（複数回答）^{注9)}
（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死 (61例)	心中による虐待死 (未遂含む)(79例)
症状性を含む器質性精神障害	0(0)	0(0)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0(0)	0(0)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	23(0)	15(1)
気分[感情]障害	31(2)	50(1)
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	11(2)	19(0)
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	4(0)	5(0)
成人の人格及び行動の障害	3(0)	2(0)
知的障害<精神発達遅滞>	3(0)	0(0)
心理的発達の障害	0(0)	1(0)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0(0)	0(0)
詳細不明の精神障害	5(0)	7(0)

^{注9)} 回答のあった診断名について、世界保健機関（WHO）により定められた「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂」（ICD-10）に基づいて我が国で使用する「疾病、傷害及び死因分類」をもとに分類した。

イ 子どもの死亡時における実母の年齢

子どもの死亡時における実母の年齢について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「35歳～39歳」が19例（31.1%）と最も多く、次いで「30歳～34歳」が16例（26.2%）であった。また、心中による虐待死事例は、「40歳以上」が30例（38.0%）と最も多く、次いで「35歳～39歳」が26例（32.9%）であった。心中以外の虐待死の事例、心中による虐待死の事例ともに、30歳以上が全体の約7割以上を占めた。

表1-10-2-2 子どもの死亡時における実母の年齢 (精神疾患あり)

(第5次報告から第18次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	1(0)	1.6%	0(0)	0.0%	1(0)	0.7%
20歳～24歳	5(2)	8.2%	3(0)	3.8%	8(2)	5.7%
25歳～29歳	9(0)	14.8%	10(0)	12.7%	19(0)	13.6%
30歳～34歳	16(0)	26.2%	10(0)	12.7%	26(0)	18.6%
35歳～39歳	19(0)	31.1%	26(0)	32.9%	45(0)	32.1%
40歳以上	11(2)	18.0%	30(1)	38.0%	41(3)	29.3%
計	61(4)	100.0%	79(1)	100.0%	140(5)	100.0%

表1-10-2-3 子どもの死亡時における実母の年齢 (精神疾患なし)

(第5次報告から第18次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	28(8)	12.2%	2(0)	2.6%	30(8)	9.8%
20歳～24歳	62(9)	27.0%	3(0)	3.9%	65(9)	21.2%
25歳～29歳	43(4)	18.7%	6(0)	7.8%	49(4)	16.0%
30歳～34歳	38(8)	16.5%	25(1)	32.5%	63(9)	20.5%
35歳～39歳	40(6)	17.4%	23(1)	29.9%	63(7)	20.5%
40歳以上	19(6)	8.3%	18(0)	23.4%	37(6)	12.1%
計	230(41)	100.0%	77(2)	100.0%	307(43)	100.0%

ウ 実母の妊娠期・周産期の問題

実母の妊娠期・周産期の問題について、第5次報告から第18次報告までの累計で見ると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が17人（27.4%）と最も多く、次いで「妊婦健康診査未受診」が12人（19.4%）であった。

また、心中による虐待死事例は、「喫煙の常習」、「マタニティブルーズ」がそれぞれ8人（8.2%）と最も多かった。

表1-10-2-4 妊娠期・周産期の問題（精神疾患あり）（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死 (62人)		心中による虐待死(未遂含む) (97人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	6(2)	9.7%	6(0)	6.2%
妊娠高血圧症候群	7(0)	11.3%	4(0)	4.1%
喫煙の常習	9(2)	14.5%	8(0)	8.2%
アルコールの常習	2(0)	3.2%	4(0)	4.1%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0(0)	0.0%	3(0)	3.1%
マタニティブルーズ	7(1)	11.3%	8(0)	8.2%
予期しない妊娠／計画していない妊娠	17(3)	27.4%	5(0)	5.2%
若年(10代)妊娠	4(1)	6.5%	3(0)	3.1%
お腹をたたく等の墮胎行為	0(0)	0.0%	1(0)	1.0%
母子健康手帳の未交付	3(0)	4.8%	1(0)	1.0%
妊婦健康診査未受診	12(1)	19.4%	4(0)	4.1%
胎児虐待 ※1	2(0)	3.4%	0(0)	0.0%
その他 ※1	3(1)	5.2%	6(0)	6.6%
その他(妊娠期の母体側の問題) ※2	2(0)	50.0%	2(0)	33.3%
その他(周産期の母体側の問題) ※2	1(0)	25.0%	2(0)	33.3%
本児を妊娠時の特定妊婦としての支援 ※2	1(0)	25.0%	2(0)	33.3%

※1 第5次報告から第17次報告までの累計(分母は、心中以外は58人 心中は91人)

※2 第18次報告のみ(分母は、心中以外は4人 心中は6人)

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が106人（44.9%）と最も多く、次いで「妊婦健康診査未受診」が94人（39.8%）であった。

表1-10-2-5 妊娠期・周産期の問題（精神疾患なし）（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死 (236人)		心中による虐待死(未遂含む) (107人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	26 (5)	11.0%	10 (0)	9.3%
妊娠高血圧症候群	5 (1)	2.1%	3 (0)	2.8%
喫煙の常習	32 (2)	13.6%	4 (0)	3.7%
アルコールの常習	13 (0)	5.5%	0 (0)	0.0%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	1 (1)	0.4%	0 (0)	0.0%
マタニティブルー	14 (3)	5.9%	4 (0)	3.7%
予期しない妊娠／計画していない妊娠	106 (20)	44.9%	9 (0)	8.4%
若年(10代)妊娠	59 (11)	25.0%	4 (0)	3.7%
お腹をたたく等の墮胎行為	3 (0)	1.3%	2 (0)	1.9%
母子健康手帳の未交付	65 (10)	27.5%	1 (0)	0.9%
妊婦健康診査未受診	94 (18)	39.8%	6 (0)	5.6%
胎児虐待 ※1	11 (0)	5.0%	0 (0)	0.0%
その他 ※1	15 (6)	6.9%	1 (0)	1.0%
その他(妊娠期の母体側の問題) ※2	3 (1)	16.7%	0 (0)	0.0%
その他(周産期の母体側の問題) ※2	1 (0)	5.6%	0 (0)	0.0%
本児を妊娠時の特定妊婦としての支援 ※2	4 (2)	22.2%	0 (0)	0.0%

※1 第5次報告から第17次報告までの累計(分母は、心中以外は218人 心中は100人)

※2 第18次報告のみ(分母は、心中以外は18人 心中は7人)

③ 精神疾患のある実母における事例の概要

ア 死亡につながった虐待の種類

死亡につながった虐待の種類について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」が49人（有効割合86.0%）、「ネグレクト」が8人（同14.0%）であった。心中による虐待死事例では、「身体的虐待」が94人（同100.0%）であった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」が118人（同54.1%）、次いで「ネグレクト」が99人（同45.4%）であり、心中による虐待死事例は、「身体的虐待」が106人（同100.0%）であった。

精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例は、精神疾患のない実母における事例と比較して、直接の死因として身体的虐待が全体に占める割合が高い傾向にある。

表 1-10-3-1 実母による虐待の種類（精神疾患あり）（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	49 (2)	79.0%	86.0%	94 (1)	96.9%	100.0%	143 (3)	89.9%	94.7%
ネグレクト	8 (1)	12.9%	14.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	8 (1)	5.0%	5.3%
心理的虐待	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
性的虐待	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	5 (1)	8.1%		3 (0)	3.1%		8 (1)	5.0%	
計	62 (4)	100.0%	—	97(1)	100.0%	—	159 (5)	100.0%	—

表 1-10-3-2 実母による虐待の種類（精神疾患なし）（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	118 (9)	50.0%	54.1%	106 (4)	99.1%	100.0%	224(13)	65.3%	69.1%
ネグレクト	99 (22)	41.9%	45.4%	0 (0)	0.0%	0.0%	99 (22)	28.9%	30.6%
心理的虐待	1 (1)	0.4%	0.5%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (1)	0.3%	0.3%
性的虐待	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	18 (9)	7.6%		1 (0)	0.9%		19 (9)	5.5%	
計	236(41)	100.0%	—	107(4)	100.0%	—	343(45)	100.0%	—

イ 直接の死因

直接の死因について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、死因が判明したもののうち、「頸部絞扼による窒息」が15人（有効割合26.3%）と最も多く、次いで「頭部外傷」が7人（同12.3%）であった。また、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が35人（同37.2%）で最も多く、次いで「中毒（火災によるものを除く）」が14人（同14.9%）であった。

表1-10-3-3 直接の死因（精神疾患あり）（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	7 (1)	11.3%	12.3%	1 (0)	1.0%	1.1%	8 (1)	5.0%	5.3%
胸部外傷	4 (0)	6.5%	7.0%	1 (0)	1.0%	1.1%	5 (0)	3.1%	3.3%
腹部外傷	2 (1)	3.2%	3.5%	3 (0)	3.1%	3.2%	5 (1)	3.1%	3.3%
外傷性ショック	4 (0)	6.5%	7.0%	3 (0)	3.1%	3.2%	7 (0)	4.4%	4.6%
頸部絞扼による窒息	15 (0)	24.2%	26.3%	35 (1)	36.1%	37.2%	50 (1)	31.4%	33.1%
頸部絞扼以外による窒息	4 (0)	6.5%	7.0%	2 (0)	2.1%	2.1%	6 (0)	3.8%	4.0%
溺水	6 (0)	9.7%	10.5%	10 (0)	10.3%	10.6%	16 (0)	10.1%	10.6%
熱傷	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	2 (0)	3.2%	3.5%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	1.3%	1.3%
中毒(火災によるものを除く)	1 (0)	1.6%	1.8%	14 (0)	14.4%	14.9%	15 (0)	9.4%	9.9%
出血性ショック	1 (0)	1.6%	1.8%	8 (0)	8.2%	8.5%	9 (0)	5.7%	6.0%
低栄養による衰弱	2 (1)	3.2%	3.5%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (1)	1.3%	1.3%
脱水	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
凍死	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	1 (0)	1.6%	1.8%	8 (0)	8.2%	8.5%	9 (0)	5.7%	6.0%
病死	2 (1)	3.2%	3.5%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (1)	1.3%	1.3%
その他	6 (0)	9.7%	10.5%	9 (0)	9.3%	9.6%	15 (0)	9.4%	9.9%
不明	5 (0)	8.1%	—	3 (0)	3.1%	—	8 (0)	5.0%	—
計	62 (4)	100.0%	—	97(1)	100.0%	—	159 (5)	100.0%	—

一方、精神疾患のない実母による心中以外の虐待死事例では、不明を除くと「頭部外傷」が46人（同24.2%）と最も多く、次いで「頸部絞扼以外による窒息」が34人（同17.9%）であった。

また、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が30人（同30.3%）と最も多く、次いで「中毒（火災によるものを除く）」が17人（同17.2%）であった。

表1-10-3-4 直接の死因（精神疾患なし）（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	46 (7)	19.5%	24.2%	6 (0)	5.6%	6.1%	52 (7)	15.2%	18.0%
胸部外傷	0 (0)	0.0%	0.0%	3 (0)	2.8%	3.0%	3 (0)	0.9%	1.0%
腹部外傷	6 (0)	2.5%	3.2%	3 (0)	2.8%	3.0%	9 (0)	2.6%	3.1%
外傷性ショック	1 (0)	0.4%	0.5%	2 (0)	1.9%	2.0%	3 (0)	0.9%	1.0%
頸部絞扼による窒息	16 (0)	6.8%	8.4%	30 (0)	28.0%	30.3%	46 (0)	13.4%	15.9%
頸部絞扼以外による窒息	34 (3)	14.4%	17.9%	1 (0)	0.9%	1.0%	35 (3)	10.2%	12.1%
溺水	19 (2)	8.1%	10.0%	15 (2)	14.0%	15.2%	34 (4)	9.9%	11.8%
熱傷	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	7 (0)	3.0%	3.7%	0 (0)	0.0%	0.0%	7 (0)	2.0%	2.4%
中毒(火災によるものを除く)	0 (0)	0.0%	0.0%	17 (0)	15.9%	17.2%	17 (0)	5.0%	5.9%
出血性ショック	2 (0)	0.8%	1.1%	6 (0)	5.6%	6.1%	8 (0)	2.3%	2.8%
低栄養による衰弱	10 (0)	4.2%	5.3%	0 (0)	0.0%	0.0%	10 (0)	2.9%	3.5%
脱水	2 (0)	0.8%	1.1%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	0.6%	0.7%
凍死	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	15 (1)	6.4%	7.9%	11 (0)	10.3%	11.1%	26 (1)	7.6%	9.0%
病死	5 (2)	2.1%	2.6%	0 (0)	0.0%	0.0%	5 (2)	1.5%	1.7%
その他	27 (9)	11.4%	14.2%	5 (0)	4.7%	5.1%	32 (9)	9.3%	11.1%
不明	46 (17)	19.5%	/	8(2)	7.5%	/	54 (19)	15.7%	/
計	236 (41)	100.0%	—	107 (4)	100.0%	—	343 (45)	100.0%	—

年齢別の直接死因についてみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例の中では、第5次報告から第18次報告の総数が15人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「0歳」と「1歳」がそれぞれ4人と最も多く、次いで「11歳」が2人であった。心中による虐待死事例においては、第5次報告から第18次報告の総数が35人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「4歳」と「9歳」が4人と最も多く、次いで「2歳」、「5歳」、「6歳」、「8歳」がそれぞれ3人であった。

表1-10-3-5 年齢別の直接死因 (精神疾患あり) (第5次報告から第18次報告までの累計)

(心中以外の虐待死)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	5(1)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(1)
胸部外傷	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
腹部外傷	1(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
外傷性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
頸部絞扼による窒息	4(0)	4(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15(0)
頸部絞扼以外による窒息	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
溺水	5(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
中毒(火災によるものを除く)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
出血性ショック	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
低栄養による衰弱	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(1)
脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
病死	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
その他	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
不明	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	5(0)
計	30(3)	8(1)	3(0)	5(0)	2(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	3(0)	1(0)	2(0)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	62(4)

表 1-10-3-6 年齢別の直接死因 (精神疾患あり) (第5次報告から第18次報告までの累計)

(心中による虐待死)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	総数
頭部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
胸部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
腹部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
外傷性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3(0)
頸部絞扼による窒息	1(0)	2(0)	3(0)	2(0)	4(0)	3(0)	3(0)	1(0)	3(0)	4(1)	2(0)	2(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	35(1)
頸部絞扼以外による窒息	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
溺水	4(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	10(0)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中毒(火災によるものを除く)	1(0)	1(0)	0(0)	3(0)	1(0)	0(0)	3(0)	1(0)	1(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	14(0)
出血性ショック	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8(0)
低栄養による衰弱	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	8(0)
病死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	9(0)
不明	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
計	10(0)	7(0)	4(0)	12(0)	6(0)	9(0)	7(0)	4(0)	6(0)	8(1)	5(0)	5(0)	6(0)	2(0)	2(0)	2(0)	1(0)	1(0)	97(1)

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、第5次報告から第18次報告の総数が46人と最も多い「頭部外傷」において、「0歳」が22人と最も多く、次いで「1歳」が10人であった。心中による虐待死事例は、第5次報告から第18次報告の総数が30人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「4歳」と「11歳」が4人と最も多く、次いで「0歳」、「1歳」、「3歳」、「8歳」がそれぞれ3人であった。

表1-10-3-7 年齢別の直接死因(精神疾患なし)(第5次報告から第18次報告までの累計)

(心中以外の虐待死)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	22(3)	10(2)	3(1)	4(1)	3(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	46(7)
胸部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
腹部外傷	1(0)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
外傷性ショック	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
頸部絞扼による窒息	7(0)	1(0)	3(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	16(0)
頸部絞扼以外による窒息	27(3)	4(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	34(3)
溺水	14(0)	2(1)	0(0)	2(1)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	19(2)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	3(0)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(0)
中毒(火災によるものを除く)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
出血性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
低栄養による衰弱	2(0)	0(0)	3(0)	2(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	10(0)
脱水	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	1(1)	4(0)	4(0)	3(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15(1)
病死	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(2)
その他	15(4)	1(0)	1(0)	5(2)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	27(9)
不明	37(12)	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(2)	46(17)
計	130(22)	28(5)	16(2)	23(5)	10(0)	8(0)	3(0)	2(0)	0(0)	1(1)	2(0)	2(0)	0(0)	1(0)	4(3)	0(0)	0(0)	1(1)	5(2)	236(41)

表 1-10-3-8 年齢別の直接死因 (精神疾患なし) (第5次報告から第18次報告までの累計)

(心中による虐待死)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	3(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
胸部外傷	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
腹部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
外傷性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
頸部絞扼による窒息	3(0)	3(0)	1(0)	3(0)	4(0)	2(0)	2(0)	1(0)	3(0)	0(0)	2(0)	4(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	30(0)
頸部絞扼以外による窒息	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
溺水	6(1)	1(0)	1(0)	3(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15(2)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中毒(火災によるものを除く)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	2(0)	2(0)	0(0)	2(0)	2(0)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	17(0)
出血性ショック	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
低栄養による衰弱	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	3(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	11(0)
病死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)
不明	3(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8(2)
計	23(1)	11(1)	5(0)	8(0)	9(0)	6(0)	8(1)	8(0)	8(0)	4(1)	7(0)	5(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	107(4)

ウ 死亡時の子どもの年齢

死亡時の子どもの年齢について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「0歳」が30人（有効割合49.2%）と最も多く、次いで「1歳」が8人（同13.1%）、「3歳」が5人（同8.2%）であった。また、心中による虐待死事例では、「0歳」が際立って多いという特徴は認められず、概ねどの年齢でも発生している。

表1-10-3-9 子どもの死亡時の年齢（精神疾患あり）（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
0歳	30(3)	48.4%	49.2%	10(0)	10.3%	10.3%	40(3)	25.2%	25.3%
1歳	8(1)	12.9%	13.1%	7(0)	7.2%	7.2%	15(1)	9.4%	9.5%
2歳	3(0)	4.8%	4.9%	4(0)	4.1%	4.1%	7(0)	4.4%	4.4%
3歳	5(0)	8.1%	8.2%	12(0)	12.4%	12.4%	17(0)	10.7%	10.8%
4歳	2(0)	3.2%	3.3%	6(0)	6.2%	6.2%	8(0)	5.0%	5.1%
5歳	1(0)	1.6%	1.6%	9(0)	9.3%	9.3%	10(0)	6.3%	6.3%
6歳	1(0)	1.6%	1.6%	7(0)	7.2%	7.2%	8(0)	5.0%	5.1%
7歳	1(0)	1.6%	1.6%	4(0)	4.1%	4.1%	5(0)	3.1%	3.2%
8歳	0(0)	0.0%	0.0%	6(0)	6.2%	6.2%	6(0)	3.8%	3.8%
9歳	3(0)	4.8%	4.9%	8(1)	8.2%	8.2%	11(1)	6.9%	7.0%
10歳	1(0)	1.6%	1.6%	5(0)	5.2%	5.2%	6(0)	3.8%	3.8%
11歳	2(0)	3.2%	3.3%	5(0)	5.2%	5.2%	7(0)	4.4%	4.4%
12歳	2(0)	3.2%	3.3%	6(0)	6.2%	6.2%	8(0)	5.0%	5.1%
13歳	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	2.1%	2.1%	2(0)	1.3%	1.3%
14歳	1(0)	1.6%	1.6%	2(0)	2.1%	2.1%	3(0)	1.9%	1.9%
15歳	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	2.1%	2.1%	2(0)	1.3%	1.3%
16歳	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	1.0%	1.0%	1(0)	0.6%	0.6%
17歳	1(0)	1.6%	1.6%	1(0)	1.0%	1.0%	2(0)	1.3%	1.3%
不明	1(0)	1.6%		0(0)	0.0%		1(0)	0.6%	
計	62(4)	100.0%	—	97(1)	100.0%	—	159(5)	100.0%	—

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「0歳」が130人（同56.3%）と最も多く、次いで「1歳」が28人（同12.1%）であった。心中による虐待死事例では、「0歳」が23人（同21.5%）と最も多く、次いで「1歳」が11人（同10.3%）であった。

表1-10-3-10 子どもの死亡時の年齢（精神疾患なし）

（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死（未遂含む）			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
0歳	130(22)	55.1%	56.3%	23(1)	21.5%	21.5%	153(23)	44.6%	45.3%
1歳	28(5)	11.9%	12.1%	11(1)	10.3%	10.3%	39(6)	11.4%	11.5%
2歳	16(2)	6.8%	6.9%	5(0)	4.7%	4.7%	21(2)	6.1%	6.2%
3歳	23(5)	9.7%	10.0%	8(0)	7.5%	7.5%	31(5)	9.0%	9.2%
4歳	10(0)	4.2%	4.3%	9(0)	8.4%	8.4%	19(0)	5.5%	5.6%
5歳	8(0)	3.4%	3.5%	6(0)	5.6%	5.6%	14(0)	4.1%	4.1%
6歳	3(0)	1.3%	1.3%	8(1)	7.5%	7.5%	11(1)	3.2%	3.3%
7歳	2(0)	0.8%	0.9%	8(0)	7.5%	7.5%	10(0)	2.9%	3.0%
8歳	0(0)	0.0%	0.0%	8(0)	7.5%	7.5%	8(0)	2.3%	2.4%
9歳	1(1)	0.4%	0.4%	4(1)	3.7%	3.7%	5(2)	1.5%	1.5%
10歳	2(0)	0.8%	0.9%	7(0)	6.5%	6.5%	9(0)	2.6%	2.7%
11歳	2(0)	0.8%	0.9%	5(0)	4.7%	4.7%	7(0)	2.0%	2.1%
12歳	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	1.9%	1.9%	2(0)	0.6%	0.6%
13歳	1(0)	0.4%	0.4%	1(0)	0.9%	0.9%	2(0)	0.6%	0.6%
14歳	4(3)	1.7%	1.7%	1(0)	0.9%	0.9%	5(3)	1.5%	1.5%
15歳	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
16歳	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
17歳	1(1)	0.4%	0.4%	1(0)	0.9%	0.9%	2(1)	0.6%	0.6%
不明	5(2)	2.1%		0(0)	0.0%		5(2)	1.5%	
計	236(41)	100.0%	—	107(4)	100.0%	—	343(45)	100.0%	—

エ 虐待を受けた子どもの性別

虐待を受けた子どもの性別について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外及び心中による虐待死事例では、「男」75人（47.2%）、「女」84人（52.8%）とそれぞれ約半数であった。

表1-10-3-11 子どもの性別 (精神疾患あり) (第5次報告から第18次報告までの累計)

区分	人数	構成割合
男	75 (1)	47.2%
女	84 (4)	52.8%
計	159 (5)	100.0%

オ 子どもの情緒・行動上の問題

子どもの情緒・行動上の問題について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が16人（有効割合31.4%）であり、そのうち「夜泣き」が9人と最も多かった。

また、心中による虐待死事例では、「あり」が20人（同29.9%）であり、そのうち「衝動性」「かんしゃく」が、「その他」を除くとそれぞれ8人と最も多かった。

表1-10-3-12 子どもの情緒・行動上の問題（精神疾患あり）

（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (62人)			心中による虐待死(未遂含む) (97人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		35(3)	56.5%	68.6%	47(1)	48.5%	70.1%
あり		16(1)	25.8%	31.4%	20(0)	20.6%	29.9%
内訳 (複数回答)	ミルクの飲みムラ	2(1)			1(0)		
	激しい泣き	7(0)			2(0)		
	夜泣き	9(1)			2(0)		
	食事の拒否	1(0)			0(0)		
	夜尿	2(1)			2(0)		
	多動	4(0)			7(0)		
	衝動性	2(0)			8(0)		
	かんしゃく	5(0)			8(0)		
	自傷行為	1(0)			2(0)		
	性器いじり	1(0)			1(0)		
	指示に従わない	5(0)			6(0)		
	なつかない	2(1)			1(0)		
	無表情、表情が乏しい	1(0)			2(0)		
	固まってしまう	1(0)			1(0)		
	盗癖	0(0)			1(0)		
	虚言癖	1(0)			1(0)		
	不登校	2(0)			1(0)		
その他	4(0)			9(0)			
不明		11(0)	17.7%		30(0)	30.9%	

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が46人（同26.0%）であり、そのうち「激しい泣き」が15人と最も多かった。心中による虐待死事例では、「あり」が13人（同15.1%）であり、そのうち「ミルクの飲みムラ」、「多動」、「指示に従わない」、「その他」がそれぞれ4人と最も多かった。

表1-10-3-13 子どもの情緒・行動上の問題（精神疾患なし）

（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (236人)			心中による虐待死(未遂含む) (107人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		131(27)	55.5%	74.0%	73(4)	68.2%	84.9%
あり		46(5)	19.5%	26.0%	13(0)	12.1%	15.1%
内訳 (複数回答)	ミルクの飲みムラ	10(0)			4(0)		
	激しい泣き	15(1)			2(0)		
	夜泣き	10(2)			2(0)		
	食事の拒否	7(0)			2(0)		
	夜尿	8(0)			3(0)		
	多動	9(0)			4(0)		
	衝動性	4(1)			3(0)		
	かんしゃく	3(0)			2(0)		
	自傷行為	1(1)			0(0)		
	性器いじり	0(0)			0(0)		
	指示に従わない	12(2)			4(0)		
	なつかない	10(1)			0(0)		
	無表情、表情が乏しい	9(2)			0(0)		
	固まってしまう	4(2)			0(0)		
	盗癖	2(0)			0(0)		
	虚言癖	0(0)			1(0)		
	不登校	3(1)			0(0)		
その他	9(0)			4(0)			
不明		59(9)	25.0%		21(0)	19.6%	

カ 支援者の有無

支援者の有無について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、支援者「あり」が54例（有効割合93.1%）であり、そのうち「配偶者」が36例と最も多く、次いで「行政の相談担当課」が29例、「親」が28例であった。

また、心中による虐待死事例では、支援者「あり」が58例（同96.7%）であり、そのうち「親」が29例と最も多く、次いで「配偶者」が25例、「行政の相談担当課」が24例であった。

表1-10-3-14 支援者の有無（精神疾患あり）（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (61例)			心中による虐待死(未遂含む) (79例)		
		例数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		4(1)	6.6%	6.9%	2(0)	2.5%	3.3%
あり		54(3)	88.5%	93.1%	58(1)	73.4%	96.7%
内訳 (複数回答) ※1	配偶者	36(3)			25(0)		
	親	28(2)			29(0)		
	配偶者の親	21(1)			6(0)		
	虐待者のきょうだい	10(2)			15(0)		
	配偶者のきょうだい	5(1)			1(0)		
	近所の人	2(0)			4(0)		
	職場の友人・知人	0(0)			1(0)		
	保育所などの職員	12(1)			22(0)		
	ベビーシッター	1(0)			0(0)		
	行政の相談担当課	29(3)			24(0)		
	職場以外の友人	1(0)			6(0)		
	子育てサークル	1(0)			0(0)		
	親類	3(1)			4(0)		
	その他	4(0)			10(1)		
不明		3(0)	4.9%		19(0)	24.1%	

※1 内訳は第6次報告から第18次報告までの累計

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、支援者「あり」が 167 例（同 77.7%）であり、そのうち「配偶者」が 103 例と最も多く、次いで「親」が 95 例であった。心中による虐待死事例では、支援者「あり」が 56 例（同 96.6%）であり、そのうち「親」が 34 例と最も多かった。

表 1-10-3-15 支援者の有無（精神疾患なし）（第 5 次報告から第 18 次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (230 例)			心中による虐待死(未遂含む) (77 例)		
		例数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		48(8)	20.9%	22.3%	2(0)	2.6%	3.4%
あり		167(31)	72.6%	77.7%	56(1)	72.7%	96.6%
内訳 (複数回答) ※1	配偶者	103(22)			30(1)		
	親	95(16)			34(1)		
	配偶者の親	44(9)			13(0)		
	虐待者のきょうだい	29(6)			15(0)		
	配偶者のきょうだい	8(2)			1(0)		
	近所の人	5(1)			2(0)		
	職場の友人・知人	6(0)			4(0)		
	保育所などの職員	40(8)			23(0)		
	ベビーシッター	0(0)			0(0)		
	行政の相談担当課	80(14)			23(1)		
	職場以外の友人	16(1)			3(0)		
	子育てサークル	1(0)			0(0)		
	親類	16(5)			7(0)		
	その他	18(4)			4(0)		
不明		15(2)	6.5%		19(1)	24.7%	

※1 内訳は第 6 次報告から第 18 次報告までの累計

④ 関係機関の関与状況

関係機関の関与状況について、第5次報告から第18次報告までの累計でみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「児童相談所」の関与が27例（44.3%）、「市区町村（虐待対応担当部署）」の関与が32例（52.5%）であり、「その他の機関」のうち、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が52例（85.2%）、「医療機関」が46例（75.4%）であった。

心中による虐待死事例は、「児童相談所」の関与が26例（32.9%）、「市区町村（虐待対応担当部署）」が28例（35.4%）であり、「その他の機関」のうち、「養育機関・教育機関」が52例（65.8%）、「医療機関」が50例（63.3%）であった。

表1-10-4-1 関係機関の関与（精神疾患あり）（第5次報告から第18次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (61例)		心中による虐待 (未遂含む)(79例)		総数 (140例)	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所		27(2)	44.3%	26(1)	32.9%	53(3)	37.9%
市区町村(虐待対応担当部署)		32(4)	52.5%	28(0)	35.4%	60(4)	42.9%
その他の機関 ※1		56(4)	91.8%	75(1)	94.9%	131(5)	93.6%
内訳 (複数回答)	福祉事務所	16(1)	26.2%	31(1)	39.2%	47(2)	33.6%
	家庭児童相談室	10(2)	16.4%	21(0)	26.6%	31(2)	22.1%
	民生児童委員	8(0)	13.1%	6(0)	7.6%	14(0)	10.0%
	保健所	14(0)	23.0%	15(0)	19.0%	29(0)	20.7%
	市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	52(4)	85.2%	43(0)	54.4%	95(4)	67.9%
	養育機関・教育機関	23(1)	37.7%	52(1)	65.8%	75(2)	53.6%
	医療機関	46(3)	75.4%	50(1)	63.3%	96(4)	68.6%
	助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	6(0)	9.8%	5(0)	6.3%	11(0)	7.9%
	警察	15(1)	24.6%	12(0)	15.2%	27(1)	19.3%
	婦人相談所	0(0)	0.0%	1(0)	1.3%	1(0)	0.7%
配偶者暴力相談支援センター	1(0)	1.6%	0(0)	0.0%	1(0)	0.7%	

※1 「その他の機関」は、内訳の中で関与あり（「関与はあったが虐待の認識なし」または「関与あり虐待の認識もあり」）と回答した例数を計上

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例は、「児童相談所」の関与が 56 例 (24.3%)、「市区町村 (虐待対応担当部署)」の関与が 68 例 (29.6%) であり、「その他の機関」のうち、「市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)」が 140 例 (60.9%)、「医療機関」が 111 例 (48.3%) であった。

心中による虐待死事例は、「児童相談所」の関与が 11 例 (14.3%)、「市区町村 (虐待対応担当部署)」の関与が 12 例 (15.6%) であり、「その他の機関」のうち、「市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)」が 51 例 (66.2%)、「養育機関・教育機関」が 35 例 (45.5%) 「医療機関」が 33 例 (42.9%) であった。

表 1-10-4-2 関係機関の関与 (精神疾患なし) (第 5 次報告から第 18 次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死 (230 例)		心中による虐待 (未遂含む)(77 例)		総数 (307 例)	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所		56(10)	24.3%	11(0)	14.3%	67(10)	21.8%
市区町村(虐待対応担当部署)		68(16)	29.6%	12(0)	15.6%	80(16)	26.1%
その他の機関 ※1		191(39)	83.0%	71(1)	92.2%	262(40)	85.3%
内訳 (複数回答)	福祉事務所	53(13)	23.0%	19(0)	24.7%	72(13)	23.5%
	家庭児童相談室	39(6)	17.0%	9(0)	11.7%	48(6)	15.6%
	民生児童委員	15(1)	6.5%	5(0)	6.5%	20(1)	6.5%
	保健所	22(3)	9.6%	7(0)	9.1%	29(3)	9.4%
	市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	140(28)	60.9%	51(1)	66.2%	191(29)	62.2%
	養育機関・教育機関	68(13)	29.6%	35(1)	45.5%	103(14)	33.6%
	医療機関	111(21)	48.3%	33(0)	42.9%	144(21)	46.9%
	助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	11(1)	4.8%	7(0)	9.1%	18(1)	5.9%
	警察	28(4)	12.2%	4(0)	5.2%	32(4)	10.4%
	婦人相談所	6(2)	2.6%	0(0)	0.0%	6(2)	2.0%
配偶者暴力相談支援センター	1(1)	0.4%	0(0)	0.0%	1(1)	0.3%	

※1 「その他の機関」は、内訳の中で関与あり(「関与はあったが虐待の認識なし」または「関与あり虐待の認識もあり」と回答した例数を計上

また、市区町村関与の状況と虐待の認識について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」32例（52.5%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が13例、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が9例、「虐待の認識はなかった」が10例であった。心中による虐待死事例では、「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」28例（35.4%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が11例、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が7例、「虐待の認識はなかった」が10例であった。

表1-10-4-3 市区町村関与の状況と虐待の認識 (精神疾患あり)

(第5次報告から第18次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
市区町村(虐待対応担当部署)の関与なし		29(0)	47.5%	51(1)	64.6%	80(1)	57.1%
市区町村(虐待対応担当部署)の関与あり		32(4)	52.5%	28(0)	35.4%	60(4)	42.9%
内訳	虐待の認識があり対応していた	13(2)	/	11(0)	/	24(2)	/
	虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	9(1)		7(0)		16(1)	
	虐待の認識はなかった	10(1)		10(0)		20(1)	
計		61(4)	100.0%	79(1)	100.0%	140(5)	100.0%

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」68例（29.6%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が27例であった。「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」は21例、「虐待の認識はなかった」は20例であった。心中による虐待死事例では、「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」12例（15.6%）のうち、「虐待の認識があり対応していた」は2例、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が3例、「虐待の認識はなかった」が7例であった。

表1-10-4-4 市区町村関与の状況と虐待の認識 (精神疾患なし)

(第5次報告から第18次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
市区町村(虐待対応担当部署)の関与なし		162(25)	70.4%	65(2)	84.4%	227(27)	73.9%
市区町村(虐待対応担当部署)の関与あり		68(16)	29.6%	12(0)	15.6%	80(16)	26.1%
内訳	虐待の認識があり対応していた	27(7)	/	2(0)	/	29(7)	/
	虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	21(4)		3(0)		24(4)	
	虐待の認識はなかった	20(5)		7(0)		27(5)	
計		230(41)	100.0%	77(2)	100.0%	307(43)	100.0%

6 地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な子ども虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により詳細を示している。

今回、令和 3 年 9 月 1 日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」、「地方公共団体が行う検証の実施状況」及び「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。（調査対象：地方公共団体（各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）数 72 か所）

(1) 地方公共団体における検証組織の設置状況

① 検証組織の設置の有無

地方公共団体における検証組織の設置状況については、68 地方公共団体に検証組織が「設置」されていた。「未設置」の 4 か所は、「次年度に設置予定」（1 か所）、「設置予定なし」（2 か所）、「不明・未記入」（1 か所）となっていた。

そのうち、検証組織が「常設」である地方公共団体は 51 か所、「事例毎に随時設置」される地方公共団体は 17 か所であった。

検証組織を設置していない理由については、「対象となる事例がない」（2 か所）、「死亡事例が発生した際に設置することになっている」（2 か所）であった。

表 2-1-1-1 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置率
設置		68	94.4%
内訳	常設	51	
	事例毎に随時設置	17	
未設置		4	5.6%
内訳	今年度内に設置予定	0	
	次年度に設置予定	1	
	時期未定だが設置予定	0	
	設置予定なし	2	
	不明・未記入	1	
計		72	

表 2-1-1-2 検証組織を設置していない理由

区分	地方公共団体数	構成割合
対象となる事例がない	2	50.0%
委員がない	0	0.0%
事務局の運営	0	0.0%
死亡事例が発生した際に設置することとなっている	2	50.0%
その他	0	0.0%
計	4	100.0%

② 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、「都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が 28 か所（41.2%）、「地方社会福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が 30 か所（44.1%）、「独立して設置」をしている地方公共団体が 6 か所（8.8%）であった。

表 2-1-2 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置	28	41.2%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	30	44.1%
独立して設置	6	8.8%
その他	4	5.9%
計	68	100.0%

③ 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は、61 か所（89.7%）であった。

表 2-1-3 検証組織の設置要綱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
あり	61	89.7%
なし	7	10.3%
計	68	100.0%

④ 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を「定めている」地方公共団体は43か所（63.2%）であった。

また、検証組織が定めている検証対象の範囲の内容は、「重大事例（死亡事例を含む。）を対象」が31か所（72.1%）で最も多く、次いで「『死亡事例のみ』または『重大事例（死亡事例を含む。）を対象』のうち、関係機関の関与状況により判断」が9か所（20.9%）であった。

表2-1-4-1 検証対象の範囲の定め

区分	地方公共団体数	構成割合
定めている	43	63.2%
定めていない	25	36.8%
計	68	100.0%

表2-1-4-2 検証対象の範囲の内容

区分	地方公共団体数	構成割合
1. 死亡事例のみ	2	4.7%
2. 重大事例(死亡事例を含む。)を対象	31	72.1%
3. 1または2のうち、関係機関の関与の状況により判断	9	20.9%
4. その他	1	2.3%
計	43	100.0%

⑤ 事務局の設置場所

事務局の設置場所について、「都道府県等（児童福祉担当部署）」は60か所（88.2%）であった。

また、検証委員の委嘱について、「委嘱している」地方公共団体は64か所（94.1%）であった。

表2-1-5-1 事務局の設置場所

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県等(児童福祉担当部署)	60	88.2%
児童相談所	2	2.9%
その他	1	1.5%
未記入	5	7.4%
計	68	100.0%

表2-1-5-2 検証委員の委嘱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
調査時点で委嘱していない	2	2.9%
委嘱している	64	94.1%
未記入	2	2.9%
計	68	100.0%

⑥ 検証組織の構成員

調査時点に検証組織の構成員を委嘱している地方公共団体 64 か所において、構成員の数は「5人」が 26 か所（40.6%）と最も多く、次に「6人」が 14 か所（21.9%）となっていた。なお、構成員の人数の平均は約 6.1 人であった。

検証組織の構成員の職種、所属等については、「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注 10)}」「医師^{注 11)}」「弁護士」が 9 割以上の地方公共団体で委嘱されており、次いで「児童福祉施設関係（協議会等を含む。）」（50.0%）、「民生児童委員・児童委員（協議会等を含む。）」（35.9%）であった。「その他」については、臨床心理士・公認心理師等や社会福祉士、教育関係者、社会的養護経験者、カウンセラー等であった。

委嘱されている「大学等の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が 31 か所（51.7%）と最も多く、次いで「心理部門（児童心理、臨床心理を含む。）」が 30 か所（50.0%）、「社会福祉分野」24 か所（40.0%）であった。

また、「医師」の専門については、「小児科医」が 50 か所（79.4%）と最も多く、次いで「児童精神科医」が 20 か所（31.7%）、「精神科医」が 19 か所（30.2%）、であった。

表 2-1-6-1 検証委員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
4人	3	4.7%
5人	26	40.6%
6人	14	21.9%
7人	9	14.1%
8人	8	12.5%
9人	2	3.1%
10人	2	3.1%
計	64	100.0%

平均 6.1 人

注 10) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。以下同じ。

注 11) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。以下同じ。

表 2-1-6-2 検証委員の内訳（複数回答）

区分	地方公共団体数(64 か所)	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者	60	93.8%
医師	63	98.4%
弁護士	63	98.4%
児童福祉施設関係(協議会等を含む。)	32	50.0%
民生児童委員・児童委員(協議会等を含む。)	23	35.9%
保健・公衆衛生関係	13	20.3%
児童相談所関係	3	4.7%
保育所関係(保育協議会等を含む。)	8	12.5%
社会福祉協議会	3	4.7%
小学校・中学校の校長会	6	9.4%
家庭裁判所関係(調査官等)	1	1.6%
里親会	5	7.8%
警察	1	1.6%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
母子寡婦福祉連合会	2	3.1%
その他	24	37.5%

表 2-1-6-3 教員・研究者の専門分野（複数回答）

教員・研究者の専門分野	地方公共団体数(60 か所)	構成割合
児童福祉分野	31	51.7%
社会福祉分野	24	40.0%
心理部門(児童心理、臨床心理を含む)	30	50.0%
教育部門	9	15.0%
保育部門	4	6.7%
看護・保健分野	12	20.0%
その他	3	5.0%

表 2-1-6-4 「医師」の専門分野（複数回答）

区分	地方公共団体数(63か所)	構成割合
小児科医	50	79.4%
児童精神科医	20	31.7%
産婦人科医	3	4.8%
精神科医	19	30.2%
法医学(監察医、解剖医含む)	1	1.6%
保健・公衆衛生関係	1	1.6%
その他	3	4.8%

(2) 地方公共団体が行う検証の実施状況

① 令和元年度に地方公共団体が把握した子ども虐待による死亡事例

令和元年度に子ども虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、25 か所（34.7%）であり、5 例以上を把握した地方公共団体は 2 か所（8.0%）であった。把握した事例数が最も多い地方公共団体では、17 事例を把握していた。

表 2-2-1-1 令和元年度の子ども虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	25	34.7%
事例はない	47	65.3%
計	72	100.0%

表 2-2-1-2 地方公共団体当たりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	15	60.0%
2例	6	24.0%
3例	2	8.0%
4例	0	0.0%
5例以上	2	8.0%
計	25	100.0%

② 地方公共団体による検証の実施状況

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例の検証の実施状況は、「検証していない」地方公共団体は10か所（40.0%）、「検証した」地方公共団体は9か所（36.0%）、「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」事例がある地方公共団体は4か所（16.0%）、「検証中」の事例がある地方公共団体は1か所（4.0%）であった。

「検証していない」理由（複数回答）としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が約4割を占めており、「その他」の中には、「検閲中」「虐待対応担当部署との関わりがない」等があった。

また、心中以外の虐待死の事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村（虐待対応担当部署）の関与事例」は3例であった。一方、心中による虐待死事例（未遂含む）のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村（虐待対応担当部署）の関与事例」は1例であった。

また、検証の際の関係者へのヒアリングについて、「ヒアリングした」は15例（51.7%）、「ヒアリングしていない」は14例（48.3%）であった。

ヒアリングをしていない理由としては、「その他」が14例（100%）であり、「いずれの機関の関与もなかったためや裁判傍聴により情報を入手」といったことがあげられた。

その他、現地視察の実施については、「実施していない」は25例（86.2%）であった。

表2-2-2-1 地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	10	40.0%
複数事例のうち一部検証した／一部検証中である	4	16.0%
検証した	9	36.0%
検証中である	1	4.0%
検証予定	1	4.0%
計	25	100.0%

表 2-2-2-2 検証していない理由（複数回答）

区分	検証していない事例数(24例)	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	10	41.7%
裁判中のため	1	4.2%
その他	12	50.0%
不明・未記入	1	4.2%
計	24	100.0%

表 2-2-2-3 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
検証していない事例	15	9	24
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	3	1	4
検証した事例	27	2	29
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	10	2	12
検証中の事例	1	1	2
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	1	1	2
計	43	12	55

表 2-2-2-4 検証の際、関係者のヒアリングの有無

区分	検証事例数	構成割合
ヒアリングしていない	14	48.3%
ヒアリングした	15	51.7%
計	29	100.0%

表 2-2-2-5 ヒアリングしていない理由（複数回答）

区分	検証事例数(14例)	構成割合
情報が揃っていたため	1	7.1%
時間的制約のため	0	0.0%
予算がない	0	0.0%
その他	14	100.0%

その他：いずれの機関の関与もなかったため、裁判傍聴により情報を入手した

表 2-2-2-6 現地視察の実施の有無

区分	検証事例数	構成割合
実施していない	25	86.2%
実施した	4	13.8%
計	29	100.0%

③ 地方公共団体における検証報告書数

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、13 か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は 29 報告書であった。第 17 次報告における 14 地方公共団体、27 報告書と比較すると、検証を実施した自治体は 1 か所減少している。

表 2-2-3 地方公共団体による検証報告書数

検証事例数	地方公共団体数	計
1	12	12
17	1	17
計	13	29

④ 地方公共団体による検証にかかった期間

地方公共団体が令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12 か月以上」が 20 事例（69.0%）で最も多く、最短では「3 か月未満」、最長では「16 か月」かかっており、平均では 13.1 か月であった。

表 2-2-4 検証にかかった期間

区分	検証事例数	構成割合
3か月未満	1	3.4%
3か月	0	0.0%
4か月	1	3.4%
5か月	0	0.0%
6か月	1	3.4%
7か月	0	0.0%
8か月	1	3.4%
9か月	1	3.4%
10か月	2	6.9%
11か月	2	6.9%
12か月以上	20	69.0%
計	29	100.0%

平均 13.1 か月

⑤ 地方公共団体による検証における支障の有無

地方公共団体が令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証において、検証における支障が「ない」とした検証報告書は8報告（27.6%）であり、支障が「あり」とした検証報告書は21報告（72.4%）であった。

また、支障が「あり」としたその内容は、「関係機関の関与がなく情報がない」が16報告（76.2%）と最も多く、次いで「警察から情報が得られない」が4報告（19.0%）であった。

表 2-2-5 検証における支障の有無

区分		検証事例数 (29例)	構成割合
支障はない		8	27.6%
支障あり		21	72.4%
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	1	4.8%
	警察から情報が得られない	4	19.0%
	家庭裁判所から情報が得られない	2	9.5%
	保育所等から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	0	0.0%
	関係機関の関与がなく情報がない	16	76.2%
	その他	5	23.8%

⑥ 地方公共団体の検証報告書の周知方法

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書の周知方法は、第17次報告と同様、関係部署や関係機関、要保護児童対策地域協議会といった関係者への配布や研修・会議での使用のほか、ホームページへ掲載し、広く一般向けに周知を行っていた。

また、「関係者への研修・会議で使用」の際の関係者は児童相談所、市区町村、児童委員・民生児童委員、保健所、教育委員会が多くあげられていた。

表2-2-6-1 検証報告書の周知方法（複数回答）

区分	検証事例数(29例)	構成割合
関係部署へ配布	28	96.6%
関係機関へ配布	28	96.6%
要保護児童対策地域協議会にて配布	24	82.8%
記者発表	7	24.1%
ホームページへ掲載	26	89.7%
広報誌へ掲載	2	6.9%
関係者への研修・会議で使用	25	86.2%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	2	6.9%

表2-2-6-2 検証報告書の周知方法「関係者への研修・会議で使用」における関係者
(複数回答)

区分	検証事例数(25例)	構成割合
児童相談所	25	100.0%
市区町村	24	96.0%
福祉事務所	4	16.0%
家庭児童相談室	6	24.0%
児童委員・民生児童委員	21	84.0%
保健所	21	84.0%
保育所・認定こども園・幼稚園	4	16.0%
学校	3	12.0%
教育委員会	20	80.0%
医療機関	2	8.0%
警察	3	12.0%
配偶者暴力相談支援センター	2	8.0%
その他	2	8.0%

⑦ 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言については、「対応していない」自治体が1か所（3.4%）あった。また、今後の予定は、「対応の予定はない」となっている。

表2-2-7 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	検証事例数	構成割合
対応していない	1	3.4%
今年度対応予定	0	/
次年度対応予定	0	
時期は未定だが対応予定	0	
対応の予定はない	1	
一部対応している	3	10.3%
全て対応している	25	86.2%
計	29	100.0%

⑧ 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、検証報告の提言を「一部対応している」および「全て対応している」地方公共団体28か所のうち、提言の取組状況を「公表した」検証報告書は4例（14.3%）であった。また、「公表した」具体的な方法は、「記者発表」2例、「ホームページへ掲載」1例、「その他」2例となっている。

表2-2-8 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	検証事例数	構成割合
公表していない	24	85.7%
公表した	4	14.3%
内訳 （複数回答）		/
記者発表	2	
ホームページへ掲載	1	
その他	2	
計	28	100.0%

⑨ 検証していない事例について

令和元年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が検証を行っていない事例について、「心中以外の虐待死」は15例、「心中による虐待死（未遂を含む）」は8例であった。

また、関係機関の関与については、「いずれの機関も関与なし」13例、「その他」7例となっている。

検証していない理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」10例であった。「その他」として、「検討中」、「虐待事例と判断していなかった」等があった。

表 2-2-9-1 検証をしていない事例について、心中（未遂を含む）・心中以外の虐待死の別

区分	事例数(24例)	構成割合
心中による虐待死(未遂を含む)	8	33.3%
心中以外の虐待死	15	62.5%
未記入	1	4.2%
計	24	100.0%

表 2-2-9-2 関係機関の関与（複数回答）

区分	事例数(24例)	構成割合
児童相談所	4	16.7%
市区町村(虐待対応担当部署)	3	12.5%
その他	7	29.2%
いずれの機関も関与なし	13	54.2%
未記入	1	4.2%

表 2-2-9-3 検証していない理由（複数回答）

区分	事例数(24例)	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	10	41.7%
裁判中のため	1	4.2%
その他	12	50.0%
未記入	1	4.2%

(3) 国の検証報告の活用状況

国の検証報告である第16次報告について、公表から1年を経過した後の活用状況について調査を行った。

① 第16次報告の周知

4か所を除く68か所(94.4%)で「関係部署へ配布」されており、次いで「関係機関への配布」が64か所(88.9%)で行われていた。

また、配布している関係機関先については、「福祉事務所」、「家庭児童相談室」、「保健所」が多く挙げられていた。

表2-3-1-1 第16次報告の周知先(複数回答)

区分	地方公共団体数(72か所)	構成割合
関係部署へ配布	68	94.4%
関係機関へ配布	64	88.9%
要保護児童対策地域協議会にて配布	18	25.0%
ホームページへ掲載	1	1.4%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	23	31.9%
その他	7	9.7%

表2-3-1-2 「関係機関へ配布」の関係機関(複数回答)

区分	地方公共団体数(64か所)	構成割合
福祉事務所	50	78.1%
家庭児童相談室	43	67.2%
児童委員・民生児童委員	7	10.9%
保健所	35	54.7%
保育所・認定こども園・幼稚園	7	10.9%
学校	7	10.9%
教育委員会	25	39.1%
医療機関	15	23.4%
配偶者暴力相談支援センター	12	18.8%
警察	13	20.3%
その他	26	40.6%

② 第 16 次報告の提言を踏まえての取組状況

第 16 次報告の提言を踏まえての取組状況については、地方公共団体の約 7 割以上が提言について、「既に対応済み」又は「取り組んだ」と回答した状況であった。特に提言「A4. 特定妊婦に関する、母子保健担当部署と虐待担当部署等が連携した支援」、「B1. 不適切な養育や発達段階を考慮した子育てについての保護者への周知」「C1. 関係機関間で見守る場合の見守り内容の明確化」、「D1. 一時保護解除・施設退所等に向けた、入所中からの要対協登録等と継続支援」、「E1. 弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークの実施」、「F1. DV と虐待に密接な関係があること等、対応に留意すべき点を念頭に置いた情報収集の実施」、「F2. 対応すべき基本的な事項の点検」については、9 割以上の地方公共団体が「既に対応済み」もしくは「第 16 次報告公表後に取り組んだ」と回答していた。

一方で、提言に取り組んでいない共通の理由として、「A1. 若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報発信」や「A3. 予期しない妊娠や子育てに関する SNS 等を活用した相談など相談体制の整備の検討」では「取り組んでいない」地方公共団体の約半数で「予算がない」が挙げられている。また、取り組んでいない「その他」の理由としては、「A2. 妊婦健康診査未受診者への対応の徹底」では「正確な把握が困難、未受診を把握する方法がない」、「A3. 予期しない妊娠や子育てに関する SNS 等を活用した相談など相談体制の整備の検討」では「専門職員を配置する体制整備ができていない、実施可能な委託先施設がない」等が挙げられている。その他多くの提言で「人員、委託先、社会資源の問題」も挙げられていたが、「検討中」との回答も多くあった。

「第 16 次報告公表後に取り組んだ」の構成割合に着目すると、「A3. 予期しない妊娠や子育てに関する SNS 等を活用した相談など相談体制の整備の検討」が 15.3%と最も高くなっている。

表 2-3-2-1 第 16 次報告の提言に対する取組

(A. 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない組織の合意が	その他
A1.「若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報発信」	72	55	76.4%	6	8.3%	11	15.3%	6	0	5
A2.「妊婦健康診査未受診者への対応の徹底」	72	63	87.5%	1	1.4%	8	11.1%	1	0	7
A3.「予期しない妊娠や子育てに関する SNS 等を活用した相談など相談体制の整備の検討」	72	39	54.2%	11	15.3%	22	30.6%	10	3	14
A4.「特定妊婦に関する、母子保健担当部署と虐待担当部署等が連携した支援」	72	66	91.7%	1	1.4%	5	6.9%	1	0	4
A5.「妊娠 SOS 等を含むアウトリーチ型支援の検討」	72	49	68.1%	5	6.9%	18	25.0%	5	1	14

その他の理由：

- A1 市町村により状況が異なる、令和4年度から取り組む予定、等
- A2 正確な把握が困難、未受診を把握する方法がない、等
- A3 専門職員を配置する体制整備ができていない、実施可能な委託先施設がない、等
- A4 今後検討予定、等
- A5 社会資源がない、委託できる NPO 等が無い、等

表 2-3-2-2 第 16 次報告の提言に対する取組

(B. 保護者及び関係者を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない組織の合意が	その他
B1.「不適切な養育や発達段階を考慮した子育てについての保護者への周知」	72	67	93.1%	2	2.8%	3	4.2%	1	0	2

その他の理由：市町村が実施主体のため、等

表 2-3-2-3 第 16 次報告の提言に対する取組
(C. 関係機関間で見守る場合の見守り内容の明確化)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない組織の合意が	その他
C1.「関係機関間で見守る場合の見守り内容の明確化」	72	63	87.5%	5	6.9%	4	5.6%	0	0	4
C2.「民間のサポート事業等も活用した支援」	72	54	75.0%	5	6.9%	13	18.1%	3	1	8

その他の理由：

- C1 市町村ごとの取組であり県として特に明確化していない、ケースごとに対応が異なる、等
- C2 市町村で対応しており、県事業はない、社会資源がない、等

表 2-3-2-4 第 16 次報告の提言に対する取組
(D. 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントと確実な継続支援の実施)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない組織の合意が	その他
D1.「一時保護解除・施設退所等に向けた、入所中からの要対協登録等と継続支援」	72	66	91.7%	1	1.4%	5	6.9%	0	0	5

その他の理由：各地区や家庭復帰時の状況によるため、等

表 2-3-2-5 第 16 次報告の提言に対する取組
(E. 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない	組織の合意が
E1.「弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークの実施」	72	71	98.6%	0	0.0%	1	1.4%	0	0	1

その他の理由：検討中

表 2-3-2-6 第 16 次報告の提言に対する取組
(F. 適切な対応につなげるための相談技術の向上)

区分	地方公共団体総数	2020年9月30日以前に既に対応済み		第16次報告公表後(2020年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
								予算がない	得られない	組織の合意が
F1.「DVと虐待に密接な関係があること等、対応に留意すべき点を念頭に置いた情報収集の実施」	72	70	97.2%	1	1.4%	1	1.4%	0	0	1
F2.「対応すべき基本的な事項の点検」	72	66	91.7%	3	4.2%	3	4.2%	0	0	3

その他の理由：

F1 検討中

F2 児童相談所・市町村研修について今後検討予定、等

7 これまでの課題と提言（第3～第18次報告）

	地方公共団体への提言	国への提言
第3次	<p>1. 発生予防に関するもの</p> <p>①関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> →要支援家庭や虐待疑いのある家庭を早期に把握し支援するために、地域の実情に応じ、医療機関から市町村保健センター等保健機関や児童相談所への情報提供や相互の連携を強化するための地域保健医療連携システムの構築を図る。 →現行制度では、子どもの出生前の段階で要保護児童としての支援の必要が見込まれるケースについて、児童福祉法や児童虐待防止法上の取扱が不明確であるがこのようなケースについても、市町村及び児童相談所における記録票の作成などの取扱を明確にすべきである。 →出生前後を問わず、ハイリスクであっても特に支援が必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会の場等において、個別ケース検討会議を開催し、対応を検討することとする。 →対象ケースが生活保護世帯等であっても必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の調整機関においてケース検討会議等の場を活用し、福祉事務所と児童福祉の関係機関等との間の密接な情報交換・共有を行うこととする。 <p>②妊娠・出産期の相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> →妊娠・出産について悩みを抱える女性に対する相談支援の取組（「女性健康支援センター」「妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業」「思春期相談クリニック事業」等）の周知、また、育児に関する深刻な悩みを抱える保護者に対する養護相談を実施している児童相談所、市町村の児童家庭相談窓口について広く周知を行う。 →相談にあたっては、本人の悩みを受け止め、どのような支援ができるのか、また、適切なのかをともに考え、個々の状況に応じて訪問、一時預かり等の養育サポートから、乳児院への入所、里親委託等まで適切な選択肢を検討する。 →また、出産後においては、平成19年度からスタートした「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、ハイリスクケースを早期に把握するとともに、必要に応じ、「育児支援家庭訪問事業」に結びつけ、適切な支援を行う。 <p>③精神障害・産後うつへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> →産後うつ等のハイリスクの者を早期に把握するため、平成19年度からスタートした「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」がすべての市町村で実施されるよう普及を図る。また、その後のフォローを適切に実施するため、育児支援家庭訪問事業との一本化を図り、ハイリスクのケースを継続支援につなげるシステムを構築する。 →出産後の母親の育児ストレスや産後うつ等の可能性に関するアセスメント能力を向上するため、スクリーニング方法やその後の対応等について先進的な取組例の普及を図る。 →精神疾患のある保護者等への対応を適切に実施するため、地域の実情に応じ、児童相談所に保健師を配置したり、保健所等における児童虐待対応に向けた体制強化を図る。 →「①関係機関の連携」の「地域保健医療連携システム」においては、精神的問題を抱えるケースも対応できる体制となるよう検討する。 <p>2. 早期発見・早期対応に関するもの</p> <p>①安全確認・リスクアセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →児童相談所等の虐待対応において、直接目視による安全確認を行うこととするとともに、安全確認を行う時間ルールを設定し、虐待通告を受けてから48時間以内が望ましい旨を徹底すべき。 →虐待対応に当たっては、家庭訪問により居室内での養育環境の調査の実施を基本とするとともに、自治体ごとにアセスメントの標準的な様式や手順を定めることとする。 →児童相談所等がリスクアセスメントを行うに当たっては、他機関が独自に実施した調査結果を鵜呑みにするのではなく、自ら調査を行い判断するように周知徹底する。 <p>②心中事例への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> →子どもを巻き込んだ形で行われる心中を児童虐待の特殊な形として位置づけ、未遂事例を含めて把握を行うとともに、事例分析を行い、子どもの安全確保の観点から講じられるべき対策を中心に、対応のあり方を検討する。 →特に、過去に心中未遂があった事例についてハイリスク・ケースとしての対応が必要であることを周知徹底する観点から、「子ども虐待対応の手引き」の見直しを行う。 	

	地方公共団体への提言	国への提言
	<p>3. 保護・支援に関するもの</p> <p>①親子分離の対応</p> <p>→一時帰宅を含め施設入所等(虐待以外の養護相談ケースを含む。)の措置解除の基準が不明確であるため、家庭復帰後のフォローアップのあり方を含めて当該基準を明確化するとともに、措置解除の際のチェックリストを作成すべき。</p> <p>→その前提として、アセスメントと具体的な援助指針作成の励行及びその内容の向上を図るとともに、入所中の保護者指導の効果の判定方法を検討する。</p> <p>→要保護児童対策地域協議会は、在宅ケースのみを対象とするのではなく、施設入所中のケースもフォローの対象とし、その際、保健機関も積極的に関与するよう周知徹底する。</p> <p>②転居ケースへの対応</p> <p>→児童相談所が関与しているケースにおいて、保護者及びその子どもが転居する場合、転居先の地域を所管する児童相談所にケース移管することとし、その際のルール of 徹底を明確化する。</p> <p>4. その他</p> <p>①残されたきょうだいへの対応</p> <p>→きょうだい虐待により死亡した子どもについて、児童相談所は、きょうだいの死亡後、まずは安全の確保を第一とする対応を行うこととし、一定期間定期的に安全確認を実施すべき。</p>	

	地方公共団体への提言	国への提言
第4次	<p>1. 発生予防に関するもの</p> <p>①関係機関の連携</p> <p>→母親が妊娠・出産・育児について問題を抱えている場合や精神障害がある場合、又は、子どもに障害がある場合、関係機関は子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、他の関係機関と情報共有を図り、連携した対応を検討することを徹底すべきである。</p> <p>→精神障害のある保護者について適切な対応を図るため、児童相談所は医療機関等関係機関に必要な情報提供を求めることを徹底すべきである。</p> <p>→婦人相談所は、子どもが乳幼児であって母親に精神障害があるようなハイリスクのケースについて、その一時保護所から対処する際、それらの者が居住する市町村に情報提供すべきことを明確にすべきである。</p> <p>→障害児通所施設についても子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の構成機関として積極的に参加するよう周知すべきである。</p> <p>→市町村は、家庭が転居した場合の対応を含め、乳幼児健診未受診者を把握し、乳幼児とその家庭に必要な母子保健サービスが確実に提供されるよう徹底するべきである。</p> <p>2. 早期発見・早期対応に関するもの</p> <p>①通告・相談体制に関する課題</p> <p>→児童相談所における夜間・休日の相談体制について、対応者、通告内容の記録方法、通告内容の緊急性の判断等の全国的な状況を早急に調査把握した上で、適切に事例に対応することのできる体制を構築する必要がある。</p> <p>②アセスメントに関する課題</p> <p>→児童相談所が相談対応している事例について、下記のような状況がある場合には、子どもの生命のリスクが極めて高いことを認識しアセスメントを行った上で対応することを徹底するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者自ら「子どもを預かってほしい」などの訴えがある場合 ・「子どもの首を絞めてしまった」などの内容が含まれる場合 ・それまで支援を求めていた保護者が一転して支援を拒否するなどの変化が見られた場合 <p>→児童相談所は、相談事例の対応を検討するに当たって、家族全体のアセスメントを実施することを徹底すべきである。</p> <p>→児童相談所は、虐待が疑われるケースについてきょうだいの安全確認を行うことを徹底するべきである。</p> <p>③虐待者への対応に関する課題</p> <p>→児童相談所は、虐待対応において虐待者本人への介入及び支援なしに状況の改善はあり得ないことを十分認識し、虐待通告・相談があった場合、必ず虐待者本人との面接を行った上で指導及び援助を実施するよう周知徹底するべきである。</p>	

	地方公共団体への提言	国への提言
第4次	<p>3. 保護・支援に関するもの</p> <p>①施設入所措置解除後の対応に関する課題</p> <p>→例えば、生後すぐから長期間施設に入所している子どもを措置解除するに当たっては、下記を行うことを条件とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の養育能力についてアセスメントを行うこと ・親子の愛着形成のための長期的支援を検討すること ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童地域対策協議会)の対象ケースとすること ・措置解除の前に支援体制を整えた上で一時帰宅を実施すること <p>②残されたきょうだいへの対応に関する課題</p> <p>→虐待により子どもが死亡し、その家庭に死亡した子どもの他に残されたきょうだいがいる場合には、児童相談所及び市町村はそのきょうだいについて児童記録表を作成し、定期的に安全確認及びアセスメントを行うべきである。</p> <p>4. その他</p> <p>①地方公共団体における検証に関する課題</p> <p>→改正児童虐待防止法の施行により、地方公共団体における重大事例の検証の責務が規定されることから、本専門委員会が第3次報告で示した「地方公共団体における子ども虐待による死亡事例等の検証について」を参考に、地方公共団体は第三者による客観的かつ詳細な検証が実施できる体制を早急に整えることとすべきである。</p>	

	地方公共団体への提言	国への提言
第5次	<p>1. 発生予防に関するもの</p> <p>→妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立</p> <p>→望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実</p> <p>2. 早期発見・早期対応に関するもの</p> <p>→関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底</p> <p>3. 初期介入に関するもの</p> <p>→安全確認の徹底</p> <p>→迅速かつ的確な情報収集とアセスメント</p> <p>→介入的アプローチの積極的活用</p> <p>4. 保護・支援に関するもの</p> <p>→再アセスメントの重要性の再認識</p> <p>→虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底</p> <p>→保護者への虐待告知</p> <p>5. 児童相談体制に関するもの</p> <p>→児童相談体制の充実</p> <p>6. 関係機関の連携に関するもの</p> <p>→児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携</p> <p>→子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の有効的な活用</p> <p>7. 地方公共団体における検証に関するもの</p> <p>→検証の実施等について</p>	<p>1. 発生予防に関するもの</p> <p>→妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立</p> <p>→望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実</p> <p>2. 早期発見・早期対応に関するもの</p> <p>→関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底</p> <p>3. 初期介入に関するもの</p> <p>→安全確認の徹底</p> <p>→迅速かつ的確な情報収集とアセスメント</p> <p>→介入的アプローチの積極的活用</p> <p>4. 保護・支援に関するもの</p> <p>→再アセスメントの重要性の再認識</p> <p>→虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底</p> <p>→保護者への虐待告知</p> <p>5. 児童相談体制に関するもの</p> <p>→児童相談体制の充実</p> <p>6. 関係機関の連携に関するもの</p> <p>→児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携</p> <p>→子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の有効的な活用</p> <p>7. 地方公共団体における検証に関するもの</p> <p>→検証の実施等について</p> <p>8. 将来に向けた課題</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第6次	<p>1. 発生予防に関するもの →望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制の更なる充実</p> <p>2. 通告についての広報・啓発 →子どもの虐待に気付いた時の通告について、住民に対して広報・啓発</p> <p>3. 虐待の気付き・発見 →家庭状況に関する情報の記録と、記録者以外を加えた対応検討の実施 →乳幼児健康診査未受診者への対応 →医療機関から虐待の通告があった場合の対応</p> <p>4. 通告・相談があった場合の対応(情報収集の方法) →子どもが得た情報を、そのまま保護者に確認することの厳禁</p> <p>5. 情報収集とアセスメント →アセスメント実施のために、きょうだい、家族の成育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状態を確認できる情報の収集</p> <p>6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント →保護の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に保護者指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施 →家庭復帰に向けた援助の過程で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施</p> <p>7. 転居に伴う要支援ケースの移管、引き継ぎ →要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引継ぎ、連絡等の徹底</p> <p>8. 乳幼児健診が医療機関委託となっている場合の連携 →健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化</p> <p>9. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用 →子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の効果的な活用</p> <p>10. 子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施 →子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施 →都道府県職員と市町村職員等に対する研修の合同実施</p> <p>11. 地方公共団体における検証 →検証の方法 →提言された事項の履行、進捗状況の確認</p>	<p>1. 発生予防に関するもの →望まない妊娠を予防するための方策と望まない妊娠について悩む者への相談体制の更なる充実</p> <p>2. 通告についての広報・啓発 →子どもの虐待に気付いた時の通告について、国民に対して広報・啓発</p> <p>3. 虐待の気付き・発見 →家庭の状況に関する情報の記録と、記録者以外の職員等を加えた対応検討の実施 →医療機関から虐待の通告があった場合の重大性の認識 →子どもから得た虐待についての情報を、保護者に対してそのまま確認をしてはならないこと →アセスメント実施のために、きょうだい、家族の成育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状態を確認できる情報の収集 →保護者の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施 →家庭復帰に向けた援助の家庭で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施 →健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化 →子どもに対する健康診査の未受診者への健康審査の受診勧奨等の対応</p> <p>4. 要支援ケースの移管、引継ぎ →要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引継ぎ、連絡等の徹底</p> <p>5. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用 →子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の効果的な活用</p> <p>6. 地方公共団体における検証 →検証方法や検証内容の確認 →提言された事項の履行、進捗状況の確認</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第7次	<p>1. 虐待の発生・深刻化予防</p> <p>1) 妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制 →望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体制の整備 →妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制の整備の促進</p> <p>2) 発生及び虐待の深刻化を予防するための子育て支援体制の充実 →養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関(母子保健担当部署等)の質の向上と体制整備 →養育支援訪問事業等の活用による妊娠・出産早期からの支援体制の整備</p> <p>2. 虐待の早期発見とその後の対応</p> <p>1) 児童相談所の体制の充実 →児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備</p> <p>2) 早期発見につなげる体制づくり →養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と相談や支援につながる体制の整備 →通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実</p> <p>3) 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係機関の連携の確保 →児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した関係機関の連携の推進 →要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化</p> <p>4. 地方公共団体における検証の在り方 →虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施</p>	<p>1. 虐待の発生・深刻化予防</p> <p>→望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関の連携体制の整備 →養育支援を必要とする家庭に対する妊娠期・出産後早期からの支援体制及び関係機関の連携体制の整備</p> <p>2. 虐待の早期発見とその後の対応</p> <p>→児童相談所や市町村(児童福祉担当部署及び母子保健担当部署)の体制の整備 →通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実 →養育者への効果的な指導法についての知見の収集、技法の開発及び普及</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した関係機関の連携の推進 →要保護児童対策地域協議会の活用促進及びマネジメント機能の強化</p> <p>4. 地方公共団体における検証の在り方 →地方公共団体による検証内容の分析及び検証の提言に係る取組に対する評価の確認</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第8次	<p>1. 虐待の発生及び深刻化予防</p> <p>1) 養育支援を必要とする家庭への早期からの支援 →望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化 →妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実 →児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備 →乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応</p> <p>2) 若年者などへの虐待予防のための広報・啓発 →近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応機関の体制の充実 →児童相談所と市町村における体制整備 →児童相談所と市町村における専門性の確保 →民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用</p> <p>3. 虐待の早期発見と早期対応</p> <p>1) 通告に関する広報・啓発 →通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実</p> <p>2) 居住実態が把握できない子どもの安全確認の実施 →通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施</p> <p>4. 地域での連携した支援</p> <p>1) 市町村と児童相談所の役割分担 →地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との適切な役割分担と連携・協働の強化</p> <p>2) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活性化 →要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化</p> <p>3) 転居の場合の市町村間の連携 →養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ</p> <p>4) 医療機関との積極的な連携 →要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働</p> <p>5. 転居事例等の検証における地方公共団体間の協力 →地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化予防</p> <p>1) 養育支援を必要とする家庭への早期からの支援 →望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関との連携の強化の促進 →妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭に関し、効果的な支援についての知見の収集及び普及並びに医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の促進</p> <p>2) 若年者などへの虐待予防のための広報・啓発 →近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応窓口の体制整備の充実 →児童相談所と市町村(児童福祉担当部署及び母子保健担当部署)の体制整備と専門性の確保 →民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用</p> <p>3. 虐待の早期発見と早期対応</p> <p>1) 通告に関する広報・啓発 →通告義務・通告先等についての広報・啓発</p> <p>2) 居住実態が把握できない子どもの安全確認の実施 →通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施</p> <p>4. 地域での連携した支援</p> <p>1) 市町村と児童相談所の役割分担 →地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の促進</p> <p>2) 要保護児童対策地域協議会の活性化 →要保護児童対策地域協議会の活用の促進</p> <p>3) 転居の場合の市町村間の連携 →養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎの周知</p> <p>4) 医療機関との連携 →要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との連携・協働</p> <p>5. 検証における関係機関の協力 →地方公共団体が行う検証における関係機関間の協力の促進</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第9次	<p>1. 虐待の発生及び深刻化予防</p> <p>1) 養育支援に関する妊娠期からの相談及び支援体制の充実</p> <p>→望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化</p> <p>→妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実</p> <p>→養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関(母子保健担当部署)の質の向上と体制整備</p> <p>→乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応</p> <p>2) 養育支援のための子育て支援事業の活用</p> <p>→養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進</p> <p>3) 虐待予防のための広報・啓発</p> <p>→通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実</p> <p>→若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発</p> <p>→家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進</p> <p>2. 虐待の早期の適切な対応と支援の充実</p> <p>1) 虐待対応機関の体制の充実</p> <p>→児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備</p> <p>2) 虐待対応における関係機関の連携体制の強化</p> <p>① 児童相談所と市町村との役割分担と協働</p> <p>→地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化</p> <p>② 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働</p> <p>→管轄が違う地域の関係機関の連携・協働</p> <p>→通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに対する安全確認の確実な実施</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した連携の促進</p> <p>→措置解除時に関係機関による支援体制の確保</p> <p>→要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化</p> <p>3. 検証の実施と活用による再発防止</p> <p>1) 地方公共団体による検証の確実な実施</p> <p>→地方公共団体における検証の対象範囲の拡大</p> <p>→児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に対する検証の実施</p> <p>2) 地域をまたがる(転居)事例における検証の地方公共団体間の協力</p> <p>→地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力</p> <p>3) 検証報告の積極的な活用</p> <p>→検証報告の積極的な活用</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化予防</p> <p>1) 養育支援に関する妊娠期からの相談及び支援体制の充実</p> <p>→望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化</p> <p>→妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への保健機関(母子保健担当部署)と医療機関等の関係機関との連携・協働した支援の充実</p> <p>→乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応</p> <p>2) 養育支援のための子育て支援事業の活用</p> <p>→養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進</p> <p>3) 虐待予防のための広報・啓発</p> <p>→通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実</p> <p>→若年者に向けた養育や虐待に関する広報・啓発</p> <p>2. 虐待の早期の適切な対応と支援の充実</p> <p>1) 虐待対応機関の体制の充実</p> <p>→児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備</p> <p>2) 虐待対応における関係機関の連携体制の強化</p> <p>① 児童相談所と市町村との役割分担と協働</p> <p>→地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化</p> <p>② 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働</p> <p>→管轄が違う地域の関係機関の連携・協働</p> <p>→通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した連携の促進</p> <p>→措置解除時に関係機関による支援体制の確保</p> <p>3. 検証の実施と活用による再発防止</p> <p>→地方公共団体における検証の確実な実施及び地方公共団体間の協力の促進</p> <p>→検証報告の積極的な活用の促進</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第10次	<p>1. 虐待の発生及び深刻化の予防</p> <p>1) 養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実</p> <p>①望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知</p> <p>②妊婦健康診査の受診に係る啓発の強化</p> <p>③妊娠期からの保健、医療、福祉分野の役割におけるそれぞれの確実な対応と連携の強化</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の発生予防のための広報・啓発</p> <p>①虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等に関する広報・情報提供の着実な実施</p> <p>②児童虐待に係る通告義務・通告先・相談窓口等に関する広報及び啓発のより一層の強化</p> <p>2. 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実</p> <p>1) 乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応</p> <p>2) 居住実態が把握できない児童・家庭に対する要保護児童対策地域協議会を活用したフォロー体制の整備</p> <p>3. 職員の専門性の確保と資質の向上</p> <p>1) 市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上</p> <p>2) 市町村における虐待対応担当部署のコーディネート機能の強化</p> <p>3) 児童相談所における虐待対応の専門性及び中核的機関としての役割機能の強化</p> <p>4) 丁寧かつ迅速な相談体制の強化に向けた児童相談所及び市町村(虐待対応担当部署、母子保健担当部署)における人員体制の充実</p> <p>4. 虐待対応における関係機関の効果的な連携</p> <p>1) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活用の徹底</p> <p>①要保護児童対策地域協議会の特性を活かした関係機関における連携の強化</p> <p>②要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の積極的な活用と効果的な実務者会議のあり方</p> <p>③要保護児童対策地域協議会における入所措置解除時の支援体制整備</p> <p>2) 児童相談所と市町村における専門性を活かした役割分担と連携・協働の徹底</p> <p>3) 地域をまたがる転居事例に関する地方公共団体間での情報共有の徹底と支援を要する家庭への切れ目のない継続支援の実施</p> <p>5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 地方公共団体による検証の確実な実施</p> <p>2) 検証を実施するための効果的な手法</p> <p>3) 地域をまたがる転居事例における検証の地方公共団体間における協力</p> <p>4) 検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化の予防</p> <p>1) 養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の発生予防のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待の早期発見・早期対応と支援の充実</p> <p>1) 虐待発生のリスクが高い家庭の早期発見・早期対応</p> <p>2) 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備</p> <p>3. 職員の専門性の確保と資質・能力の向上</p> <p>4. 虐待対応における関係機関の効果的な連携</p> <p>1) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活用の徹底と関係機関の機能強化</p> <p>2) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関と各関係機関における連携体制の強化</p> <p>5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 地方公共団体による検証の確実な実施に向けた方策の検討</p> <p>2) 検証報告書の積極的な活用に向けた検討と周知</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第11次	<p>1. 虐待の発生及び重篤化の予防</p> <p>1) 特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化</p> <p>2) 乳幼児揺さぶられ症候群の予防に係る周知啓発の着実な実施</p> <p>3) 体重増加不良や低栄養状態等、身体的に重篤な症状を呈するネグレクト事例への対応</p> <p>4) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援</p> <p>5) 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施</p> <p>2. 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上</p> <p>1) 虐待のリスク要因等に関するスクリーニングの適切な実施と結果を踏まえた迅速な支援の実施</p> <p>2) 虐待事例に対するリスクアセスメントの着実な実施</p> <p>3) 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上</p> <p>3. 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用</p> <p>1) 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方</p> <p>2) 入所措置解除時の支援体制の整備</p> <p>3) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営</p> <p>4. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化</p> <p>5. 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化の予防</p> <p>1) 特定妊婦等の早期把握に係る妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の整備</p> <p>2) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発の着実な実施</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係る体制整備</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と同協議会設置の促進</p> <p>5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 虐待死事例等の再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第12次	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化</p> <p>2) 養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援</p> <p>3) 医療機関からの情報提供の促進と支援・連携のための体制づくり</p> <p>4) 学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携</p> <p>2. 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用</p> <p>1) 入所措置解除時の支援体制の整備</p> <p>2) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営</p> <p>3) 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施</p> <p>4. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化</p> <p>5. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から切れ目ない支援体制の整備</p> <p>2) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係る体制整備</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第13次	1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化 2) 保護者の養育能力が低いと判断される事例への対応 3) 精神科医との連携 4) 虐待者の配偶者及びパートナーへの対応 2. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の有効活用 3. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価 4. 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の充実 1) 入所措置解除時の支援体制の整備 2) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 5. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化及び援助技術の向上	1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 1) 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備 2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化 3) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発 2. 虐待対応における児童相談所と市町村の連携強化に係わる体制整備 3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上 4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備 5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備 6. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

	地方公共団体への提言	国への提言
第14次	1. 虐待の発生予防及び早期発見 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化 2) 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と対応 3) 精神疾患、身体疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応 4) 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備 5) 事故予防をはじめとした育児に関する知識の啓発 2. 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援 1) 複数の関係機関が関与していた事例における対応 2) 転居事例に関する地方公共団体間での情報共有と継続支援の実施 3) 施設入所中及び退所後の対応 3. 児童相談所及び市町村職員による丁寧なリスクアセスメントの実施と評価 1) 適切なアセスメントの実施と効果の共有 2) 定期的な再評価と組織的なケース管理の実施 4. 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上 1) 体制の充実と強化 2) 相談援助技術の向上 5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の有効活用 3) 転居事例における検証の地方公共団体間の協力	1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 1) 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備 2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化 3) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発 2. 虐待対応における児童相談所と市町村の連携強化に関わる体制整備 3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上 4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備 5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備 6. 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働及び検証 7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

	地方公共団体への提言	国への提言
第15次	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整</p> <p>3) 居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制の整備</p> <p>4) 精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育者への対応</p> <p>5) 虐待の予防に視点をおいた保護者及び関係機関への知識の啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3. 転居情報を把握できる仕組みづくりと地方公共団体での確実な継続支援の実施</p> <p>1) 転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組みづくりの検討</p> <p>4. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価</p> <p>1) 多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>5. 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>6. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等への相談・支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化に関わる体制整備</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働及び検証</p> <p>7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p> <p>8. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第16次	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施</p> <p>3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援</p> <p>4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応</p> <p>5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3) 不適切な養育につながる可能性がある事例に対する医療機関退院後の切れ目のない支援の実施</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施</p> <p>4. 母子生活支援入所中の対応と支援</p> <p>5. 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <p>1) 多角的・客観的なアセスメントの実施</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>6. 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>7. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等への相談・支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の早期発見及び早期対応のための周知・啓発の推進</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進</p> <p>3. 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び解除後、母子生活支援施設入所中の支援体制の整備</p> <p>6. 医療機関退院後の継続支援の促進</p> <p>7. 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進</p> <p>8. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p> <p>9. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第17次	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施</p> <p>3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援</p> <p>4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応</p> <p>5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施</p> <p>4. 母子生活支援施設入所中のリスクアセスメントと評価・支援</p> <p>5. 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <p>1) 多角的・客観的なアセスメントの実施</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>6. 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>7. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備</p> <p>2) 精神疾患等のある養育者等への相談・支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進</p> <p>3. 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び解除後、母子生活支援施設等に入所中の支援体制の整備</p> <p>6. 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進</p> <p>7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p> <p>8. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第18次	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施</p> <p>3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援</p> <p>4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応</p> <p>5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護開始・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施</p> <p>4. 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <p>1) 多角的・客観的なアセスメントの実施</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>5. 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>6. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備</p> <p>2) 精神疾患等のある保護者等への相談・支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進</p> <p>3. 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備</p> <p>5. 一時保護解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進</p> <p>7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p> <p>8. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討</p>

おわりに

本委員会においては、これまで平成15年7月から令和3年3月までに確認された1,317例（1,534人）の死亡事例について、18次にわたって検証を行い、報告書として取りまとめ公表してきた。

この間には、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、児童虐待の定義の見直しと通告義務の範囲の拡大、市町村の役割の明確化や要保護児童対策地域協議会の法定化、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の法定化、さらには民法等の一部を改正する法律の施行によって、親権の停止制度が創設され、児童相談所長の親権代行規定や児童福祉施設の長による入所中の児童等に対する監護措置の規定の整備等が行われてきた。

平成28年度の児童福祉法等の改正では、児童虐待の発生予防から発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援等の今後の方向性を示すとともに、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した。平成29年度には、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与等が定められた。

そして、令和元年度の児童福祉法等の改正では、児童の権利擁護に関し、親権者等による体罰の禁止を法定化するとともに、児童相談所における医師、弁護士等の配置を促進することとした。また、児童相談所の設置促進に関し、児童相談所の設置に向けた中核市及び特別区への施設整備及び人材確保・育成を支援すること、DV対策と連携する等の措置が講じられた。

さらに、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律では、虐待の発生を未然に予防するため、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置等による子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図ることとしている。また、児童の意見聴取等の仕組みの整備や、一時保護開始時の判断に関する司法審査を導入すること等も定められたところである。

加えて、同年9月、児童虐待防止対策として、今後、特に重点的に実施する取組を示した「児童虐待防止対策の更なる推進について」が児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定され、その中で、本年内に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に代わる次期プランを策定し、児童相談所や市町村の更なる体制強化を図ることとされている。

これらは、子ども虐待の防止等を図り、子どもの権利利益を養護する観点から整備及び充実に取り組まれてきたものであるが、依然として児童虐待による死亡事例が後を絶たない現状は、極めて残念である。

一方で、実際の現場では、毎年度虐待相談対応件数が増加する中であっても、多くの関係者が虐待を受けた子どもたちの安全確保を第一に関わり、虐待に至らないように養育者を支援するために、日々懸命な努力されていることを忘れてはならない。

だからこそ、虐待対応に関係する方々には、本報告の内容に鑑み、他の機関や関係者との連携の在り方等、改めて自らの対応及び自らの組織としての対応について積極的に振り返る機会としていただくことを願う。

最後に、日々、児童虐待防止対策に当たる現場の関係者の方々に心から敬意を表するとともに、本報告が一人でも多くの子どもを児童虐待から守ることに資することを望んでやまない。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

○委員名簿（第18次報告）

相澤 仁	大分大学福祉健康科学部教授
秋山 千枝子	医療法人社団千実会理事長
大木 幸子	杏林大学保健学部教授
川並 利治	金沢星稜大学人間科学部教授
鈴木 浩之	立正大学社会福祉学部准教授
高橋 温	新横浜法律事務所弁護士
納米 恵美子	特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
野口 まゆみ	医療法人西口クリニック婦人科院長
星野 崇啓	さいたま子どものこころクリニック院長
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部教授

◎ 委員長

(50音順)

(令和4年8月1日時点)

○委員会開催経過

- ・第97回 令和3年10月15日
- ・第98回 令和3年11月19日
- ・第99回 令和4年2月10日
- ・第100回 令和4年3月17日
- ・第101回 令和4年3月28日
- ・第102回 令和4年6月3日
- ・第103回 令和4年7月1日

○現地調査経過

- ・令和3年12月21日
- ・平成4年1月7日
- ・平成4年1月20日
- ・平成4年1月31日

集計表一覧

	頁	第17次報告における表番号
5 個別調査票による死亡事例の調査結果		
表1-1-1 死亡事例数及び人数(心中以外の虐待死)	122	表1-1-1
表1-1-2 死亡事例数及び人数(心中による虐待死)	123	表1-1-2
表1-2-1-1 死亡時点の子どもの年齢(心中以外の虐待死)	124	表1-2-2-1
表1-2-1-2 死亡時点の子どもの年齢(心中による虐待死)	125	表1-2-2-2
表1-2-1-3 死亡した0歳児の月齢	126	表1-2-2-4
表1-3-1 死因となった主な虐待の種類(心中以外の虐待死)	127	表1-3-1-1
表1-3-2-1 直接の死因	128	表1-3-2-1
表1-3-2-2 直接の死因「頭部外傷」のうち乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)(疑い含む)の有無	129	表1-3-2-3
表1-3-2-3 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)(疑い含む)の具体的事例	129	表1-3-2-4
表1-3-2-4 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)(疑い含む)の具体的事例(年齢順)(第11次～第17次)	130	表1-3-2-4
表1-3-3-1 主たる加害者(心中以外の虐待死)	131	表1-3-5-1
表1-3-3-2 主たる加害者(心中による虐待死)	132	表1-3-5-3
表1-3-3-3 主たる加害者と死亡した子どもの年齢(心中以外の虐待死)	133	表1-3-5-4
表1-3-3-4 主たる加害者と死亡した子どもの年齢(心中による虐待死)	134	表1-3-5-5
表1-3-3-5 死因となった主な虐待の種類と主たる加害者(心中以外の虐待死)	135	表1-3-5-6
表1-3-4-1 加害の動機(心中以外の虐待死)(複数回答)	136	表1-3-6-1
表1-3-4-2 加害の動機(心中による虐待死)(複数回答)	137	表1-3-6-3
表1-4-1-1 妊娠期・周産期の問題	139	表1-4-1-1
表1-4-1-2 妊娠期・周産期の問題	140	表1-4-1-2
表1-4-2-1 乳幼児健診の受診の有無	142	表1-4-2-1
表1-4-2-2 予防接種の有無	142	表1-4-2-1
表1-4-2-3 乳幼児健診の未受診者への対応(複数回答)	143	表1-4-2-2
表1-4-3-1 子どもの疾患・障害等の有無等(複数回答)	144	表1-4-3-1
表1-4-3-2 障害ありの場合の手帳の有無	144	表1-4-3-1
表1-4-3-3 疾患・障害等があった子どもと関係機関の関与状況(複数回答)	146	表1-4-3-2
表1-4-4 子どもの情緒・行動上の問題等(複数回答)	147	表1-4-4
表1-4-5 子どもの養育機関・教育機関等の所属	148	表1-4-5
表1-5-1-1 養育者(実母)の心理的・精神的問題等(心中以外の虐待死)(複数回答)	150	表1-5-6-1
表1-5-1-2 養育者(実母)の心理的・精神的問題等(心中による虐待死)(複数回答)	151	表1-5-6-2
表1-5-1-3 養育者(実父)の心理的・精神的問題等(心中以外の虐待死)	153	表1-5-6-3
表1-5-1-4 養育者(実父)の心理的・精神的問題等(心中による虐待死)(複数回答)	154	表1-5-6-4
表1-6-1-1 虐待通告の有無と通告先(心中以外の虐待死)	155	表1-7-1-1
表1-6-1-2 虐待通告の有無と通告先(心中による虐待死)	156	表1-7-1-2
表1-6-2-1 児童相談所の関与の有無(心中以外の虐待死)	157	表1-7-2-1
表1-6-2-2 児童相談所の関与の有無(心中による虐待死)	157	表1-7-2-3
表1-6-2-3 児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の関与状況	158	表1-7-2-4
表1-6-2-4 児童相談所における相談種別(複数回答)	158	表1-7-2-5

	頁	第 17 次報告に おける表番号
表 1-6-2-5 児童相談所における虐待についての認識(心中以外の虐待死)	159	表 1-7-2-7
表 1-6-2-6 児童相談所における虐待についての認識(心中による虐待死)	159	表 1-7-2-8
表 1-6-2-7 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況	160	表 1-7-2-9
表 1-6-2-8 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況	160	表 1-7-2-10
表 1-6-2-9 児童相談所による最終安全確認の時期	161	表 1-7-2-12
表 1-6-2-10 児童相談所による安全確認方法	161	表 1-7-2-13
表 1-6-3-1 市区町村(虐待対応担当部署)の関与の有無(心中以外の虐待死)	162	表 1-7-3-1
表 1-6-3-2 市区町村(虐待対応担当部署)の関与の有無(心中による虐待死)	162	表 1-7-3-3
表 1-6-3-3 市区町村(虐待対応担当部署)における相談種別(複数回答)	163	表 1-7-3-4
表 1-6-3-4 市区町村の相談受付経路(複数回答)	164	表 1-7-3-5
表 1-6-4 児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の関与の状況	165	表 1-7-4
表 1-6-5-1 その他の関係機関の関与状況(心中以外の虐待死)(不明を除く)	166	表 1-7-5-1
表 1-6-5-2 その他の関係機関の関与状況(心中による虐待死)(不明を除く)	168	表 1-7-5-2
表 1-6-6-1 児童相談所及び関係機関の関与状況(心中以外の虐待死)	170	表 1-7-6-1
表 1-6-6-2 児童相談所及び関係機関の関与状況(心中による虐待死)	171	表 1-7-6-2
表 1-6-7 関係機関間の連携状況	172	表 1-7-7
表 1-6-8-1 関係機関から児童相談所への情報提供(通告を除く)	173	表 1-7-8-1
表 1-6-8-2 関係機関から市区町村(虐待対応担当部署)への情報提供 (通告を除く)	174	表 1-7-8-2
表 1-6-8-3 関係機関から市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)への 情報提供(通告を除く)	174	表 1-7-8-3
表 1-7-1-1 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況	175	表 1-8-4-1
表 1-7-1-2 要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機 関の連携状況	176	表 1-8-4-2
表 1-7-1-3 要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機 関の連携状況	176	表 1-8-4-3
表 1-7-2-1 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討会議 状況	177	表 1-8-5-1
表 1-7-2-2 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討取扱い 状況	177	表 1-8-5-2
表 1-8-1 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況	178	表 1-9-2
表 1-8-2 第三者による本事例についての検証の実施状況	178	表 1-9-4
表 1-9-1-1 0歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移(心中以外の 虐待死)	179	表 4-1-1-1
表 1-9-1-2 0日・0か月児事例の死亡人数の推移と0歳児の心中以外の虐待死 事例における割合	180	表 4-1-1-2
表 1-9-1-3 0日・0か月児事例の日齢別死亡人数	180	表 4-1-1-3
表 1-9-2-1 0日・0か月児事例の加害者	181	表 4-1-2-1
表 1-9-2-2 0日・0か月児事例の加害者(第1次報告から第18次報告までの 累計)	181	表 4-1-2-2
表 1-9-2-3 0日・0か月児事例の虐待の種類	182	表 4-1-2-3
表 1-9-2-4 妊娠期・周産期の問題と虐待の種類(遺棄)について	183	表 4-1-2-4
表 1-9-2-5 0日・0か月児事例における妊娠期・周産期の問題(遺棄)の有無と 遺棄された場所	183	表 4-1-2-5
表 1-9-2-6 0日・0か月児事例における妊娠期・周産期の問題(遺棄)の有無と 遺棄された場所	183	表 4-1-2-6

	頁	第 17 次報告に おける表番号
表 1-9-2-7 0日・0か月児事例における死因(第1次報告から第 18 次報告までの 累計)	184	表 4-1-2-7
表 1-9-2-8 0日・0か月児事例が発覚した経緯	184	表 4-1-2-8
表 1-9-2-9 0日・0か月児事例における出産場所(第1次報告から第 18 次報告 までの累計)	185	表 4-1-2-9
表 1-9-2-10 0日・0か月児事例における自宅内での出産場所	185	表 4-1-2-10
表 1-9-3-1 0日・0か月児事例における実母の年齢	186	表 4-1-3-1
表 1-9-3-2 0日・0か月児事例の実母の年齢(第1次報告から第 18 次報告までの 累計)	186	表 4-1-3-2
表 1-9-3-3 0日・0か月児事例における同居の養育者の状況	187	表 4-1-3-3
表 1-9-3-4 0日・0か月児事例における祖父母との同居状況	187	表 4-1-3-5
表 1-9-3-5 家計を支えている主たる者	188	表 4-1-3-6
表 1-9-3-6 世帯収入の状況	189	表 4-1-3-7
表 1-9-3-7 実母の就業状況	189	表 4-1-3-8
表 1-9-3-8 0日・0か月児事例における実母の妊娠期・周産期の問題	190	表 4-1-3-9
表 1-9-3-9 0日・0か月児事例の実父の状況	191	表 4-1-3-11
表 1-9-3-10 0日・0か月児事例の実父の年齢(第1次報告から第 18 次報告まで の累計)	191	表 4-1-3-12
表 1-9-4 0日・0か月児事例の関係機関の関与あり	192	表 4-1-4
表 1-10-1 虐待の加害者が実母であった事例数とその子どもの死亡人数の推移	193	表 4-2-1
表 1-10-2-1 精神疾患のある実母の診断名(疾病、傷害及び死因分類) (複数回答)(第5次報告から第 18 次報告までの累計)	194	表 4-2-2-1
表 1-10-2-2 子どもの死亡時における実母の年齢(精神疾患あり)	195	表 4-2-2-2
表 1-10-2-3 子どもの死亡時における実母の年齢(精神疾患なし)	195	表 4-2-2-3
表 1-10-2-4 妊娠期・周産期の問題(精神疾患あり)(第5次報告から第 18 次 報告までの累計)	196	表 4-2-2-4
表 1-10-2-5 妊娠期・周産期の問題(精神疾患なし)(第5次報告から第 18 次 報告までの累計)	197	表 4-2-2-5
表 1-10-3-1 実母による虐待の類型(精神疾患あり)(第5次報告から第 18 次 報告までの累計)	198	表 4-2-3-1
表 1-10-3-2 実母による虐待の類型(精神疾患なし)(第5次報告から第 18 次 報告までの累計)	198	表 4-2-3-2
表 1-10-3-3 直接の死因(精神疾患あり)(第5次報告から第 18 次報告までの 累計)	199	表 4-2-3-3
表 1-10-3-4 直接の死因(精神疾患なし)	200	表 4-2-3-4
表 1-10-3-5 年齢別の直接死因(精神疾患あり)(第5次報告から第 18 次報告 までの累計)	201	表 4-2-3-5
表 1-10-3-6 年齢別の直接死因(精神疾患あり)(第5次報告から第 18 次報告 までの累計)	202	表 4-2-3-6
表 1-10-3-7 年齢別の直接死因(精神疾患なし)(第5次報告から第 18 次報告 までの累計)	203	表 4-2-3-7
表 1-10-3-8 年齢別の直接死因(精神疾患なし)(第5次報告から第 18 次報告 までの累計)	204	表 4-2-3-8
表 1-10-3-9 子どもの死亡時の年齢(精神疾患あり)(第5次報告から第 18 次 報告までの累計)	205	表 4-2-3-9
表 1-10-3-10 子どもの死亡時の年齢(精神疾患なし)	206	表 4-2-3-10
表 1-10-3-11 子どもの性別(精神疾患あり)(第5次報告から第 18 次報告までの 累計)	207	表 4-2-3-11
表 1-10-3-12 子どもの情緒・行動上の問題(精神疾患あり)	208	表 4-2-3-12

	頁	第17次報告における表番号
表1-10-3-13 子どもの情緒・行動上の問題(精神疾患なし)	209	表4-2-3-13
表1-10-3-14 支援者の有無(精神疾患あり)(第5次報告から第18次報告までの累計)	210	表4-2-3-14
表1-10-3-15 支援者の有無(精神疾患なし)(第5次報告から第18次報告までの累計)	211	表4-2-3-15
表1-10-4-1 関係機関の関与(精神疾患あり)(第5次報告から第18次報告までの累計)	212	表4-2-4-1
表1-10-4-2 関係機関の関与(精神疾患なし)(第5次報告から第18次報告までの累計)	213	表4-2-4-2
表1-10-4-3 市区町村関与の状況と虐待の認識(精神疾患あり)	214	表4-2-4-3
表1-10-4-4 市区町村関与の状況と虐待の認識(精神疾患なし)	215	表4-2-4-4
6 地方公共団体における検証等に関する調査結果		
表2-1-1-1 検証組織の設置状況	216	表3-1-1
表2-1-1-2 検証組織を設置していない理由	217	
表2-1-2 検証組織の設置形態	217	表3-1-2
表2-1-3 検証組織の設置要綱の有無	217	表3-1-3
表2-1-4-1 検証対象の範囲の定め	218	表3-1-4-1
表2-1-4-2 検証対象の範囲の内容	218	表3-1-4-2
表2-1-5-1 事務局の設置場所	218	
表2-1-5-2 検証委員の委嘱の有無	218	
表2-1-6-1 検証委員の人数	219	表3-1-5-1
表2-1-6-2 検証委員の内訳(複数回答)	220	表3-1-5-2
表2-1-6-3 教員・研究者の専門分野	220	表3-1-5-3
表2-1-6-4 「医師」の専門分野(複数回答)	221	表3-1-5-4
表2-2-1-1 令和元年度の子ども虐待による死亡事例の有無	221	表3-2-1-1
表2-2-1-2 地方公共団体当たりの事例数	221	表3-2-1-2
表2-2-2-1 地方公共団体による検証状況	222	表3-2-2-1
表2-2-2-2 検証していない理由(複数回答)	223	表3-2-2-2
表2-2-2-3 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況	223	表3-2-2-3
表2-2-2-4 検証の際、関係者のヒアリングの有無	223	
表2-2-2-5 ヒアリングしていない理由(複数回答)	223	
表2-2-2-6 現地視察の実施の有無	223	
表2-2-3 地方公共団体による検証報告書数	224	表3-2-3
表2-2-4 検証にかかった期間	224	表3-2-4
表2-2-5 検証における支障の有無	225	表3-2-5
表2-2-6-1 検証報告書の周知方法(複数回答)	226	表3-2-6
表2-2-6-2 検証報告書の周知方法「7. 関係者への研修・会議で使用」における関係者(複数回答)	226	
表2-2-7 検証報告の提言に対する対応の有無	227	表3-2-7
表2-2-8 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無	227	表3-2-8
表2-2-9-1 心中(未遂を含む)・心中以外の虐待死の別	228	
表2-2-9-2 関係機関の関与(複数回答)	228	
表2-2-9-3 検証していない理由(複数回答)	228	
表2-3-1-1 第16次報告の周知先(複数回答)	229	表3-3-1

	頁	第 17 次報告に おける表番号
表2-3-1-2 「関係機関へ配布」の関係機関(複数回答)	229	
表2-3-2-1 第 16 次報告の提言に対する取組	231	
表2-3-2-2 第 16 次報告の提言に対する取組	231	
表2-3-2-3 第 16 次報告の提言に対する取組	232	
表2-3-2-4 第 16 次報告の提言に対する取組	232	
表2-3-2-5 第 16 次報告の提言に対する取組	233	
表2-3-2-6 第 16 次報告の提言に対する取組	233	

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第18次報告

< 資料編 >

令和4年9月

集計表一覧

	頁	第 17 次報告に おける表番号
1. 個別調査票による死亡事例の調査結果		
表 1 死亡した子どもの性別(心中以外の虐待死)	1	表 1-2-1-1
表 2 死亡した子どもの性別(心中による虐待死)	2	表 1-2-1-2
表 3 死亡時点の子どもの年齢(3歳以下)(心中以外の虐待死)	3	表 1-2-2-3
表 4 死因となった主な虐待の種類(3歳未満と3歳以上)(心中以外の虐待死)	4	表 1-3-1-2
表 5 ネグレクトの内容(心中以外の虐待死)(複数回答)	4	表 1-3-1-3
表 6 虐待の頻度	5	
表 7 直接の死因(3歳未満と3歳以上)(心中以外の虐待死)	5	表 1-3-2-2
表 8 確認された虐待の期間	6	表 1-3-3
表 9 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無(心中以外の虐待死)	6	表 1-3-4-1
表 10 死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容(心中以外の虐待死)(複数回答)	7	表 1-3-4-2
表 11 主たる加害者(3歳未満と3歳以上)(心中以外の虐待死)	8	表 1-3-5-2
表 12 死因となった主な虐待の種類と主たる加害者(心中による虐待死)	9	
表 13 加害の動機(3歳未満と3歳以上)(心中以外の虐待死)	10	表 1-3-6-2
表 14 加害の動機(心中による虐待死)(3歳未満と3歳以上)(複数回答)	11	
表 15 「予期しない妊娠/計画していない妊娠」と関連する妊娠期・周産期の問題 (心中以外の虐待死)	12	表 1-4-1-3
表 16 連続した欠席(休業日を除き連続して7日以上)の有無(死亡の1年程度前から死亡までの 期間にみられたものと、その対応)	13	
表 17 連続した欠席(休業日を除き連続して7日以上)をどの機関が把握していたのか、その情報 をどの機関と共有していたのか	13	
表 18 子どもの施設等への入所経験(複数回答)(心中以外の虐待死)	14	表 1-4-6-1
表 19 子どもの施設等への入所経験(複数回答)(心中による虐待死)	15	表 1-4-6-2
表 20 養育者の世帯の状況(心中以外の虐待死)	16	表 1-5-1-1
表 21 養育者の世帯の状況(心中による虐待死)	17	表 1-5-1-2
表 22 祖父母との同居の状況	18	表 1-5-2
表 23 実父母及び祖父母以外の者との同居の状況	18	表 1-5-3
表 24 子どもの死亡時における実父母の年齢	19	表 1-5-4
表 25 (実母の生育歴)成人前に両親死亡(心中以外の虐待死)	20	
表 26 (実母の生育歴)成人前に両親死亡(心中による虐待死(未遂含む))	20	
表 27 (実母の生育歴)ひとり親家庭(心中以外の虐待死)	20	
表 28 (実母の生育歴)ひとり親家庭(心中による虐待死(未遂含む))	21	
表 29 (実母の生育歴)継親子関係(心中以外の虐待死)	21	
表 30 (実母の生育歴)継親子関係(心中による虐待死(未遂含む))	21	
表 31 (実母の生育歴)養子・里子体験(心中以外の虐待死)	22	
表 32 (実母の生育歴)養子・里子体験(心中による虐待死(未遂含む))	22	
表 33 (実母の生育歴)施設入所体験(心中以外の虐待死)	22	
表 34 (実母の生育歴)施設入所体験(心中による虐待死(未遂含む))	23	
表 35 (実母の生育歴)両親間にDVがあった(心中以外の虐待死)	23	
表 36 (実母の生育歴)両親間にDVがあった(心中による虐待死(未遂含む))	23	
表 37 (実母の生育歴)非行歴(心中以外の虐待死)	24	
表 38 (実母の生育歴)非行歴(心中による虐待死(未遂含む))	24	
表 39 (実母の生育歴)犯罪歴(心中以外の虐待死)	24	
表 40 (実母の生育歴)犯罪歴(心中による虐待死(未遂含む))	25	
表 41 (実母の生育歴)その他(心中以外の虐待死)	25	
表 42 (実母の生育歴)その他(心中による虐待死(未遂含む))	25	
表 43 (実母の生育歴)最終学歴(心中以外の虐待死)	26	
表 44 (実母の生育歴)最終学歴(心中による虐待死(未遂含む))	26	
表 45 (実母の生育歴)虐待を受けた体験(心中以外の虐待死)	27	

	頁	第 17 次報告に おける表番号
表 46 (実母の生育歴)虐待を受けた体験(心中による虐待死(未遂含む))	28	
表 47 (実父の生育歴)成人前に両親死亡(心中以外の虐待死)	29	
表 48 (実父の生育歴)成人前に両親死亡(心中による虐待死(未遂含む))	29	
表 49 (実父の生育歴)ひとり親家庭(心中以外の虐待死)	29	
表 50 (実父の生育歴)ひとり親家庭(心中による虐待死(未遂含む))	30	
表 51 (実父の生育歴)継親子関係(心中以外の虐待死)	30	
表 52 (実父の生育歴)継親子関係(心中による虐待死(未遂含む))	30	
表 53 (実父の生育歴)養子・里子体験(心中以外の虐待死)	31	
表 54 (実父の生育歴)養子・里子体験(心中による虐待死(未遂含む))	31	
表 55 (実父の生育歴)施設入所体験(心中以外の虐待死)	31	
表 56 (実父の生育歴)施設入所体験(心中による虐待死(未遂含む))	32	
表 57 (実父の生育歴)両親間に DV があった(心中以外の虐待死)	32	
表 58 (実父の生育歴)両親間に DV があった(心中による虐待死(未遂含む))	32	
表 59 (実父の生育歴)非行歴(心中以外の虐待死)	33	
表 60 (実父の生育歴)非行歴(心中による虐待死(未遂含む))	33	
表 61 (実父の生育歴)犯罪歴(心中以外の虐待死)	33	
表 62 (実父の生育歴)犯罪歴(心中による虐待死(未遂含む))	34	
表 63 (実父の生育歴)その他(心中以外の虐待死)	34	
表 64 (実父の生育歴)その他(心中による虐待死(未遂含む))	34	
表 65 (実父の生育歴)最終学歴(心中以外の虐待死)	35	
表 66 (実父の生育歴)最終学歴(心中による虐待死(未遂含む))	35	
表 67 (実父の生育歴)虐待を受けた体験(心中以外の虐待死)	36	
表 68 (実父の生育歴)虐待を受けた体験(心中による虐待死(未遂含む))	37	
表 69 子どもの死亡時における加害者の年齢	38	表 1-5-5
表 70 (実父母以外加害者の生育歴)成人前に両親死亡(心中以外の虐待死)	39	
表 71 (実父母以外加害者の生育歴)ひとり親家庭(心中以外の虐待死)	39	
表 72 (実父母以外加害者の生育歴)継親子関係(心中以外の虐待死)	39	
表 73 (実父母以外加害者の生育歴)養子・里子体験(心中以外の虐待死)	40	
表 74 (実父母以外加害者の生育歴)施設入所体験(心中以外の虐待死)	40	
表 75 (実父母以外加害者の生育歴)両親間に DV があった(心中以外の虐待死)	40	
表 76 (実父母以外加害者の生育歴)非行歴(心中以外の虐待死)	41	
表 77 (実父母以外加害者の生育歴)犯罪歴(心中以外の虐待死)	41	
表 78 (実父母以外加害者の生育歴)その他(心中以外の虐待死)	41	
表 79 (実父母以外加害者の生育歴)虐待を受けた体験(心中以外の虐待死)	42	
表 80 実父母以外加害者の心身の状況(子どもの死亡時)	43	
表 81 家計を支えている主たる者	44	表 1-5-7
表 82 子どもの住居の状況	45	表 1-5-8
表 83 家庭の経済状況	46	表 1-5-9
表 84 家庭の経済状況(家計を支えている主たる者別)	46	
表 85 子どもの死亡時における実父母の就業状況	47	表 1-5-10
表 86 子どもの死亡時における実父母の就業状況(家計を支えている主たる者別)	47	
表 87 死亡した子どもが出生してからの転居回数	48	表 1-5-11
表 88 家庭の地域社会との接触状況(心中以外の虐待死)	49	表 1-5-12-1
表 89 家庭の地域社会との接触状況(心中による虐待死)	50	表 1-5-12-2
表 90 家庭の親族との接触状況(心中以外の虐待死)	51	
表 91 家庭の親族との接触状況(心中による虐待死)	52	
表 92 養育の支援の状況(複数回答)	53	表 1-5-13
表 93 行政機関等による子育て支援事業の利用状況(複数回答)	54	表 1-5-14
表 94 各種届出、制度等の利用状況	55	表 1-5-15
表 95 きょうだいの状況	56	表 1-6-1-1

	頁	第17次報告に おける表番号
表 96 出生順位	56	表 1-6-1-2
表 97 きょうだいの死亡時期(心中以外の虐待死)	57	
表 98 きょうだいの死亡時期(心中による虐待死(未遂含む))	57	
表 99 生存しているきょうだいの性別	58	表 1-6-2-1
表 100 生存しているきょうだいの年齢	58	表 1-6-2-2
表 101 生存しているきょうだいの同居の状況(死亡事案発生時)	59	表 1-6-3
表 102 生存しているきょうだいの養育機関・教育機関の所属	59	表 1-6-4
表 103 生存しているきょうだいが虐待を受けた経験	60	表 1-6-5
表 104 生存しているきょうだいが虐待を受けた時期(心中以外の虐待死)	60	
表 105 生存しているきょうだいが虐待を受けた時期(心中による虐待死(未遂含む))	61	
表 106 生存しているきょうだいに対する児童相談所の関与	62	表 1-6-6
表 107 生存しているきょうだいに対する市区町村の関与	62	表 1-6-7
表 108 子どもの死亡時におけるきょうだいへの対応	62	表 1-6-8
表 109 子どもの死亡後の生存しているきょうだいの居所	63	表 1-6-9
表 110 通告回数	64	表 1-7-1-3
表 111 児童相談所への通告者	65	
表 112 市区町村への通告者	66	
表 113 通告理由(心中以外の虐待死)	67	表 1-7-1-6
表 114 通告理由(心中による虐待死)	68	表 1-7-1-7
表 115 目視による子どもの安全確認	69	
表 116 通告後 48 時間以内の対応の有無	69	
表 117 48時間を超えた理由(複数回答)	70	
表 118 通告後48時間以内の対応の結果	70	
表 119 警察への情報提供	71	
表 120 児童相談所の関与の有無(3歳未満と3歳以上)(心中以外の虐待死)	71	表 1-7-2-2
表 121 児童相談所の相談受付経路(複数回答)	72	表 1-7-2-6
表 122 児童相談所による子どもとの接触状況	73	表 1-7-2-11
表 123 市区町村(虐待対応担当部署)の関与の有無(3歳未満と3歳以上)(心中以外の虐待死)	73	表 1-7-3-2
表 124 児童相談所を含む関係機関の関与(3歳未満と3歳以上)(心中以外の虐待死)	74	表 1-7-5-3
表 125 児童相談所を含む関係機関の関与(3歳未満と3歳以上)(心中による虐待死(未遂含む))	74	
表 126 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関(複数回答)	75	表 1-8-1
表 127 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況(年間開催回数)	76	表 1-8-2
表 128 実務者会議における1回当たりの検討事例数(心中以外の虐待死)	77	表 1-8-3-1
表 129 実務者会議における1回当たりの時間(心中以外の虐待死)	77	表 1-8-3-2
表 130 要保護児童対策地域協議会における「要保護児童」の区分	78	表 1-8-5-3
表 131 児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の関与と要保護児童対策地域協議会での検討の状況	78	表 1-8-5-4
表 132 本事例に関する死亡情報の入手先(複数回答)	79	表 1-9-1
表 133 行政機関内部における検証組織の構成	79	表 1-9-3
表 134 児童相談所の組織体制(心中以外の虐待死)	80	表 1-10-1
表 135 担当職員の受持ち事例数(心中以外の虐待死)	81	表 1-10-2-1
表 136 担当職員の受持ち事例数のうち虐待相談の数(心中以外の虐待死)	81	表 1-10-2-2
表 137 虐待相談事例の重症度別件数(心中以外の虐待死)	82	表 1-10-2-3
表 138 1か月間の相談対応件数(訪問、来所相談)(心中以外の虐待死)	82	表 1-10-2-4
表 139 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者(複数回答)	83	表 1-11-1-1
表 140 養育支援訪問事業で専門的相談支援を行う訪問者(複数回答)	83	表 1-11-1-2
表 141 子育て支援事業の実施状況(心中以外の虐待死)	84	表 1-11-2-1
表 142 子育て支援事業の実施状況(心中による虐待死)	84	表 1-11-2-2

	頁	第17次報告における表番号
2. 個別調査票による重症事例の調査結果		
表 143 重症事例数及び人数	85	表 2-1
表 144 虐待による重症かどうかの疑義	85	
表 145 受傷した子どもの性別	85	表 2-2-1
表 146 受傷時点の子どもの年齢	86	表 2-2-2-1
表 147 受傷した0歳児の月齢	86	表 2-2-2-2
表 148 重症となった主な虐待の種類	87	表 2-3-1-1
表 149 主な虐待の種類(3歳未満と3歳以上)	87	表 2-3-1-2
表 150 重症となったネグレクトの種類(複数回答)	87	表 2-3-1-3
表 151 直接の受傷の要因	88	表 2-3-2-1
表 152 直接の受傷の要因(3歳未満と3歳以上)	89	表 2-3-2-2
表 153 確認された虐待の期間	90	表 2-3-3
表 154 重症の受傷時の虐待以前に確認された虐待の有無(複数回答)	90	表 2-3-4
表 155 主たる加害者	91	表 2-3-5-1
表 156 主たる加害者(3歳未満と3歳以上)	92	表 2-3-5-2
表 157 加害の動機	93	表 2-3-6
表 158 重症となった虐待の発生場所	93	表 2-3-7
表 159 重症となった虐待の発覚の経緯	94	表 2-3-8
表 160 妊娠期・周産期の問題(複数回答)	95	表 2-4-1
表 161 乳幼児健診の受診の有無	96	表 2-4-2
表 162 予防接種の有無	96	表 2-4-2
表 163 子どもの疾患・障害等の有無等(複数回答)	97	表 2-4-3
表 164 子どもの情緒・行動上の問題等(複数回答)	98	表 2-4-4
表 165 子どもの養育機関・教育機関等の所属	99	表 2-4-5-1
表 166 養育機関・教育機関の所属ありの場合の連続した欠席(休業日を除き連続して7日以上)の有無	99	表 2-4-5-2
表 167 子どもの施設等への入所経験(複数回答)	100	表 2-4-6
表 168 養育者の世帯の状況	101	表 2-5-1
表 169 祖父母との同居状況	102	表 2-5-2
表 170 実父母、祖父母以外の者との同居の状況	102	表 2-5-3
表 171 子どもの受傷時における実父母の年齢	103	表 2-5-4
表 172 子どもの受傷時における加害者の年齢	103	表 2-5-5
表 173 養育者(実父母)の心理的・精神的問題等(複数回答)	104	表 2-5-6
表 174 家計を支えている主たる者	105	表 2-5-7
表 175 子どもの住居の状況	106	表 2-5-8
表 176 家庭の経済状況	106	表 2-5-9
表 177 子どもの受傷時における実父母の就業状況	107	表 2-5-10
表 178 子どもが出生してからの転居回数	107	表 2-5-11
表 179 家庭の地域社会との接触状況	108	表 2-5-12
表 180 養育の支援の状況(複数回答)	108	表 2-5-13
表 181 行政機関等による子育て支援事業の利用状況(複数回答)	109	表 2-5-14
表 182 きょうだいの状況	110	表 2-6-1
表 183 きょうだいの性別	110	表 2-6-2-1
表 184 きょうだいの年齢	111	表 2-6-2-2
表 185 子どもの受傷時におけるきょうだいの同居の状況	112	表 2-6-3
表 186 きょうだいの養育機関・教育機関の所属	112	表 2-6-4
表 187 きょうだい虐待を受けた経験	113	表 2-6-5
表 188 きょうだいに対する児童相談所の関与	113	表 2-6-6
表 189 きょうだいに対する市区町村の関与	113	表 2-6-7
表 190 子どもの受傷直後におけるきょうだいへの対応	114	表 2-6-8

	頁	第17次報告における表番号
表 191 子どもの受傷後のきょうだいの居所	114	表 2-6-9
表 192 虐待通告の有無と通告回数	115	表 2-7-1
表 193 児童相談所の関与の有無	115	表 2-7-2
表 194 市区町村(虐待対応担当部署)の関与の有無	116	表 2-7-3-1
表 195 市区町村(虐待対応担当部署)の関与の有無(3歳未満と3歳以上)	116	表 2-7-3-2
表 196 市区町村(虐待対応担当部署)における相談種別(複数回答)	116	表 2-7-3-3
表 197 その他の関係機関の関与状況(複数回答)	117	表 2-7-4
表 198 関係機関間の連携状況	118	表 2-7-5
表 199 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関(複数回答)	119	表 2-8-1
表 200 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況	120	表 2-8-2
表 201 進行管理会議における1回当たりの検討事例数	120	表 2-8-3-1
表 202 進行管理会議1回当たりの時間	120	表 2-8-3-2
表 203 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況	121	表 2-8-4
表 204 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討状況(受傷前)	121	表 2-8-5
表 205 本事例に関する受傷の情報の入手先(複数回答)	122	表 2-9-1
表 206 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況	122	表 2-9-2
表 207 本事例に関する第三者による検証の実施状況	122	表 2-9-3
表 208 医療機関への入院の有無	123	表 2-9-5-1
表 209 対応した診療科(複数回答)	123	表 2-9-5-2
表 210 医療機関における一時保護委託の有無	123	表 2-9-5-3
表 211 児童相談所における本事例受理後当初の援助方針の内容	124	表 2-9-6-1
表 212 ケース終結の有無	124	表 2-9-6-2
表 213 親権喪失の申立ての実施状況	125	表 2-9-6-3
表 214 親権停止の申立ての実施状況	125	表 2-9-6-4
表 215 要保護児童対策地域協議会への登録状況	125	表 2-9-7-1
表 216 要保護児童対策地域協議会に登録後の主担当機関	125	表 2-9-7-2
表 217 受傷後半年時点での関係機関の関与の有無	126	表 2-9-8-1
表 218 受傷後半年時点での関与があった関係機関(複数回答)	126	表 2-9-8-2
表 219 受傷後1年時点での関係機関の関与の有無	127	表 2-9-8-3
表 220 受傷後1年時点での関与があった関係機関(複数回答)	127	表 2-9-8-4
表 221 同居の有無	128	表 2-9-9-1
表 222 同居していない場合の加害者と子どもの交流の有無	128	表 2-9-9-2
表 223 同居していない場合の自立の方針	128	表 2-9-9-3
表 224 家族再統合を前提としたプログラムの有無	128	表 2-9-9-4

1. 個別調査票による死亡事例の調査結果

(1) 死亡した子どもの特性

① 子どもの性別

表 1 死亡した子どもの性別（心中以外の虐待死）

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
男	人数	9	23	20	34	50	33	28	28	30	27
	構成割合	36.0%	46.0%	35.7%	55.7%	64.1%	49.3%	57.1%	54.9%	51.7%	52.9%
女	人数	16	27	31	27	28	29	18	23	27	23
	構成割合	64.0%	54.0%	55.4%	44.3%	35.9%	43.3%	36.7%	45.1%	46.6%	45.1%
不明	人数	0	0	5	0	0	5	3	0	1	1
	構成割合	0.0%	0.0%	8.9%	0.0%	0.0%	7.5%	6.1%	0.0%	1.7%	2.0%
計	人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

区分		第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
男	人数	23	20	26(3)	26(11)	23(8)	30(15)	26(14)	26(6)	482
	構成割合	63.9%	45.5%	50.0%	53.1%	44.2%	55.6%	45.6%	53.1%	51.3%
女	人数	13	22	26(5)	22(6)	23(10)	15(4)	26(17)	22(9)	418
	構成割合	36.1%	50.0%	50.0%	44.9%	44.2%	27.8%	45.6%	44.9%	44.5%
不明	人数	0	2	0(0)	1(1)	6(5)	9(3)	5(4)	1(0)	39
	構成割合	0.0%	4.5%	0.0%	2.0%	11.5%	16.7%	8.8%	2.0%	4.2%
計	人数	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49	939
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2 死亡した子どもの性別（心中による虐待死）

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
男	人数	-	3	21	32	32	25	25	22	23	22
	構成割合	-	37.5%	70.0%	49.2%	50.0%	41.0%	64.1%	46.8%	56.1%	56.4%
女	人数	-	5	9	33	32	35	14	25	18	17
	構成割合	-	62.5%	30.0%	50.8%	50.0%	57.4%	35.9%	53.2%	43.9%	43.6%
不明	人数	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	人数	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39
	構成割合	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

区分		第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
男	人数	19	16	11(0)	19(2)	6(0)	10(1)	9(5)	13(0)	308
	構成割合	57.6%	59.3%	34.4%	67.9%	46.2%	52.6%	42.9%	46.4%	51.8%
女	人数	14	11	21(0)	9(1)	7(0)	9(2)	12(1)	15(0)	286
	構成割合	42.4%	40.7%	65.6%	32.1%	53.8%	47.4%	57.1%	53.6%	48.1%
不明	人数	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
計	人数	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	595
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

② 子どもの年齢

表 3 死亡時点の子どもの年齢（3歳以下）（心中以外の虐待死）

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
0歳	人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22
	構成割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	43.1%
1歳	人数	3	6	6	7	11	4	8	9	8	7
	構成割合	12.0%	12.0%	10.7%	11.5%	14.1%	6.0%	16.3%	17.6%	13.8%	13.7%
2歳	人数	5	7	1	5	6	4	3	7	6	3
	構成割合	20.0%	14.0%	1.8%	8.2%	7.7%	6.0%	6.1%	13.7%	10.3%	5.9%
3歳	人数	1	4	9	13	9	3	7	4	3	2
	構成割合	4.0%	8.0%	16.1%	21.3%	11.5%	4.5%	14.3%	7.8%	5.2%	3.9%
計	人数	20	40	36	45	63	50	38	43	42	34
	構成割合	80.0%	80.0%	64.3%	73.8%	80.8%	74.6%	77.6%	84.3%	72.4%	66.7%

区分		第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
0歳	人数	16	27	30(4)	32(11)	28(14)	22(10)	28(14)	32(10)	455
	構成割合	44.4%	61.4%	57.7%	65.3%	53.8%	40.7%	49.1%	65.3%	48.5%
1歳	人数	3	4	4(2)	6(3)	7(2)	6(3)	3(3)	1(0)	103
	構成割合	8.3%	9.1%	7.7%	12.2%	13.5%	11.1%	5.3%	2.0%	11.0%
2歳	人数	5	1	3(1)	2(0)	2(1)	3(2)	3(1)	2(1)	68
	構成割合	13.9%	2.3%	5.8%	4.1%	3.8%	5.6%	5.3%	4.1%	7.2%
3歳	人数	2	7	5(0)	2(1)	4(1)	3(1)	7(5)	4(0)	89
	構成割合	5.6%	15.9%	9.6%	4.1%	7.7%	5.6%	12.3%	8.2%	9.5%
計	人数	26	39	42(7)	42(15)	41(18)	34(16)	41(23)	39(11)	715
	構成割合	72.2%	88.6%	80.8%	85.7%	78.8%	63.0%	71.9%	79.6%	76.1%

(2) 虐待の種類と加害の状況

① 死因となった主な虐待の種類

ア 死因となった主な虐待の種類

表 4 死因となった主な虐待の種類（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満		3歳以上		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	17(2)	48.6%	4(0)	33.3%	0(0)	0.0%
ネグレクト	13(5)	37.1%	8(4)	66.7%	1(0)	50.0%
心理的虐待	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
性的虐待	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	5(4)	14.3%	0(0)	0.0%	1(0)	50.0%
計	35(11)	100.0%	12(4)	100.0%	2(0)	100.0%

イ ネグレクトによる死亡事例における内容

表 5 ネグレクトの内容（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	第 5 次から第 17 次までの累計		第 18 次	
	心中以外の虐待死 (212 人)		心中以外の虐待死 (22 人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなど 子どもの健康・安全への配慮を怠る	107(17)	50.5%	8(2)	36.4%
食事を与えないなどの養育放棄	39(3)	18.4%	2(0)	9.1%
遺棄	79(13)	37.3%	8(1)	36.4%
祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による 虐待を見過ごす	9(3)	4.2%	0(0)	0.0%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	39(6)	18.4%	0(0)	0.0%

② 虐待の頻度

表 6 虐待の頻度

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
今回初めて	22(2)	44.9%	15(0)	53.6%
2回目以上(断続的・継続的)	6(1)	12.2%	4(0)	14.3%
不明	20(11)	40.8%	8(0)	28.6%
計	49(15)	100.0%	28(0)	100.0%

③ 直接の死因

表 7 直接の死因(3歳未満と3歳以上)(心中以外の虐待死)

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	5(1)	14.3%	22.7%	2(0)	16.7%	16.7%	0(0)	0.0%	0.0%
胸部外傷	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
腹部外傷	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
外傷性ショック	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	8.3%	8.3%	0(0)	0.0%	0.0%
頸部絞扼による窒息	1(0)	2.9%	4.5%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
頸部絞扼以外による窒息	7(2)	20.0%	31.8%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
溺水	3(0)	8.6%	13.6%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
熱傷	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	16.7%	16.7%	0(0)	0.0%	0.0%
中毒(火災によるものを除く)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
出血性ショック	1(0)	2.9%	4.5%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
低栄養による衰弱	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	16.7%	16.7%	0(0)	0.0%	0.0%
脱水	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
凍死	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
病死	0(0)	0.0%	0.0%	1(1)	8.3%	8.3%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	5(2)	14.3%	22.7%	4(3)	33.3%	33.3%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	22(5)	62.9%	100.0%	12(4)	100.0%	100.0%	0(0)	0.0%	0.0%
不明	13(6)	37.1%		0(0)	0.0%		2(0)	100.0%	
計	35(11)	100.0%	—	12(4)	100.0%	—	2(0)	100.0%	—

④ 確認された虐待の期間

表 8 確認された虐待の期間

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
～1か月未満	21(2)	44.7%	11(0)	57.9%
1か月～6か月未満	1(0)	2.1%	0(0)	0.0%
6か月以上	4(1)	8.5%	1(0)	5.3%
不明	21(12)	44.7%	7(0)	36.8%
計	47(15)	100.0%	19(0)	100.0%

⑤ 死亡時の虐待以前に確認された虐待

ア 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無

表 9 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無(心中以外の虐待死)

区分		人数	構成割合	有効割合
なし		35(11)	71.4%	83.3%
あり		7(2)	14.3%	16.7%
内訳 (再掲) (複数回答)	身体的虐待	2(0)	/	/
	ネグレクト	5(2)		
	心理的虐待	1(0)		
	性的虐待	0(0)		
	不明	0(0)		
不明		7(2)	14.3%	
計		49(15)	100.0%	—

イ 死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容

表 10 死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	心中以外・ネグレクト(5人)	
	人数	構成割合
家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなど子どもの健康・安全への配慮を怠る	4(1)	80.0%
食事を与えないなどの養育放棄	1(0)	20.0%
遺棄	0(0)	0.0%
祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による虐待を見過ごす	0(0)	0.0%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	1(1)	20.0%

⑥ 主たる加害者

ア 心中以外の虐待死における主たる加害者

表 11 主たる加害者（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上			不明			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
実母	22(4)	62.9%	81.5%	5(0)	41.7%	55.6%	2(0)	100.0%	100.0%	
実父	4(0)	11.4%	14.8%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
養母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
養父	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	8.3%	11.1%	0(0)	0.0%	0.0%	
継母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
継父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
母の交際相手	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
父の交際相手	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
母方祖母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
母方祖父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
父方祖母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
父方祖父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
その他	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	8.3%	11.1%	0(0)	0.0%	0.0%	
実母と	実父	1(1)	2.9%	3.7%	1(1)	8.3%	11.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	養父	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	8.3%	11.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	継父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	母の交際相手	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	母方祖父母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	母の交際相手とその他	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	27(5)	77.1%	100.0%	9(1)	75.0%	100.0%	2(0)	100.0%	100.0%	
不明	7(5)	20.0%		3(3)	25.0%		0(0)	0.0%		
未記入	1(1)	2.9%		0(0)	0.0%		0(0)	0.0%		
計	35(11)	100.0%	—	12(4)	100.0%	—	2(0)	100.0%	—	

イ 心中による虐待死事例における死因となった主な虐待の種類別にみた主たる加害者

表 12 死因となった主な虐待の種類と主たる加害者（心中による虐待死）

区分	身体的虐待		ネグレクト		心理的虐待		その他		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	18(0)	64.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
実父	7(0)	25.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
養母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
継母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
父の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
母方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
父方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
実母と	実父	3(0)	10.7%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
	養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
	継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
	母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
	母方祖父母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
	母の交際相手とその他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
小計	28(0)	100.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
未記入	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	
計	28(0)	100.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—	

⑦ 加害の動機

ア 心中以外の虐待死における加害の動機

表 13 加害の動機（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
しつけのつもり	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	8.3%	20.0%	0(0)	0.0%	—
子どもがなつかない	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
パートナーへの愛情を独占されたなど、子どもに対する嫉妬心	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
パートナーへの怒りを子どもに向ける	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
慢性の疾患や障害の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
子どもの暴力などから身を守るため	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
MSBP(代理ミュンヒハウゼン氏	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
子どもの世話・養育方法がわからない	2(0)	5.7%	11.8%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
子どもの世話・養育をする余裕がない	3(0)	8.6%	17.6%	2(1)	16.7%	40.0%	0(0)	0.0%	—
子どもの存在の拒否・否定	2(0)	5.7%	11.8%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
泣きやまないことにいらだったため	4(0)	11.4%	23.5%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想などによる)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	—
その他	6(2)	17.1%	35.3%	2(0)	16.7%	40.0%	0(0)	0.0%	—
小計	17(2)	48.6%	100.0%	5(1)	41.7%	100.0%	0(0)	0.0%	—
不明	18(9)	51.4%	/	7(3)	58.3%	/	2(0)	100.0%	/
計	35(11)	100.0%	—	12(4)	100.0%	—	2(0)	100.0%	—

イ 心中による虐待死事例における加害の動機

表 14 加害の動機（心中による虐待死）（3歳未満と3歳以上）（複数回答）

区分	3歳未満(6人)		3歳以上(22人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
子どもの病気・障害(診断)	0(0)	0.0%	3(0)	13.6%
保護者自身の精神疾患、精神不安	3(0)	50.0%	8(0)	36.4%
保護者自身の病気(精神疾患を除く)・障害等	0(0)	0.0%	1(0)	4.5%
経済的困窮(多額の借金など)	1(0)	16.7%	2(0)	9.1%
育児不安や育児負担感	2(0)	33.3%	7(0)	31.8%
夫婦間のトラブルなどの家庭の不和	1(0)	16.7%	5(0)	22.7%
その他	0(0)	0.0%	2(0)	9.1%
不明	2(0)	33.3%	0(0)	0.0%

(3) 死亡した子どもの生育歴

① 妊娠期・周産期における問題

ア 「予期しない妊娠／計画していない妊娠」に関連する妊娠期・周産期の問題

表 15 「予期しない妊娠／計画していない妊娠」と関連する妊娠期・周産期の問題（心中以外の虐待死）

区分	「予期しない妊娠／計画していない妊娠」の内訳(14人)									
	死亡時点の子どもの年齢(心中以外の虐待死)									
	0日(4人)		1日～1か月未満(3人)		1か月～1歳未満(6人)		1歳以上(1人)		不明(0人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
母子健康手帳の未発行・妊婦健診未受診	3(0)	75.0%	2(1)	66.7%	1(0)	16.7%	0(0)	0.0%	0(0)	—
母子健康手帳の未発行・妊婦健診受診	1(0)	25.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
母子健康手帳の発行・妊婦健診未受診	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	3(1)	50.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
母子健康手帳の発行・妊婦健診受診	0(0)	0.0%	1(0)	33.3%	2(2)	33.3%	0(0)	0.0%	0(0)	—
母子健康手帳の未発行・妊婦健診受診不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
母子健康手帳の発行不明・妊婦健診受診不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	100.0%	0(0)	—

② 死亡時点での養育機関等の所属

表 16 連続した欠席（休業日を除き連続して7日以上）の有無（死亡の1年程度前から死亡までの期間にみられたものと、その対応）

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		5(2)	45.5%	55.6%	11(0)	55.0%	73.3%
あり		4(1)	36.4%	44.4%	4(0)	20.0%	26.7%
連続した欠席の 対応 (再掲) (複数回答)	電話	4(1)	36.4%	44.4%	4(0)	20.0%	26.7%
	面接	1(1)	9.1%	11.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	家庭訪問	1(0)	9.1%	11.1%	3(0)	15.0%	20.0%
	その他	1(1)	9.1%	11.1%	1(0)	5.0%	6.7%
小計		9(3)	81.8%	—	15(0)	75.0%	—
不明		2(1)	18.2%		5(0)	25.0%	
計		11(4)	100.0%	100.0%	20(0)	100.0%	100.0%

表 17 連続した欠席（休業日を除き連続して7日以上）をどの機関が把握していたのか、その情報をどの機関と共有していたのか

心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの連絡により幼稚園は欠席理由を把握していたが、その情報を関係機関とは共有していない。 ・児相、自治体、小学校で共有。それぞれの機関から電話や家庭訪問を実施。 ・学校が登校状況を児童相談所や自治体と共有。3か月に1回程度個別ケース検討会議を実施し、各関係機関と情報を共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児相、自治体、小学校で共有。それぞれの機関から電話や家庭訪問を実施。

③ 子どもの施設等への入所経験

表 18 子どもの施設等への入所経験（複数回答）（心中以外の虐待死）

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
なし	人数	56	60	39	43	47	40	32	35	42(5)	45(17)	48(22)	41(19)	51(30)	39(13)	618	
	構成割合	71.8%	89.6%	79.6%	84.3%	84.3%	78.4%	88.9%	79.5%	80.8%	91.8%	92.3%	75.9%	89.5%	79.6%	82.7%	
	有効割合	93.3%	98.4%	90.7%	97.7%	82.5%	85.1%	97.0%	85.4%	82.4%	93.8%	92.3%	89.1%	92.7%	90.7%	90.7%	
あり	人数	4	1	4	1	10	7	1	6	9(3)	3(1)	4(1)	5(1)	4(3)	4(1)	63	
	構成割合	5.1%	1.5%	8.2%	2.0%	17.2%	13.7%	2.8%	13.6%	17.3%	6.1%	7.7%	9.3%	7.0%	8.2%	8.4%	
	有効割合	6.7%	1.6%	9.3%	2.3%	17.5%	14.9%	3.0%	14.6%	17.6%	6.3%	7.7%	10.9%	7.3%	9.3%	8.4%	
内訳 (再掲) (複数回答)	一時保護所 ※1	人数	—	0	1	0	3	2	1	3	1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	1(0)	1(0)	16
		構成割合	—	0.0%	2.0%	0.0%	5.2%	3.9%	2.8%	6.8%	1.9%	0.0%	3.8%	1.9%	1.8%	2.0%	2.4%
		有効割合	—	0.0%	2.3%	0.0%	5.3%	4.3%	3.0%	7.3%	2.0%	0.0%	3.8%	2.2%	1.8%	2.3%	2.6%
	児童養護施設 (一時保護委託を含む) ※1	人数	—	1	0	0	2	1	0	0	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	1(0)	8
		構成割合	—	1.5%	0.0%	0.0%	3.4%	2.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	1.9%	0.0%	1.8%	2.0%	1.2%
		有効割合	—	1.6%	0.0%	0.0%	3.5%	2.1%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.9%	0.0%	1.8%	2.3%	1.3%
	乳児院 (一時保護委託を含む) ※1	人数	—	1	2	1	3	4	1	4	5(2)	1(0)	1(0)	3(0)	0(0)	0(0)	26
		構成割合	—	1.5%	4.1%	2.0%	5.2%	7.8%	2.8%	9.1%	9.6%	2.0%	1.9%	5.6%	0.0%	0.0%	3.9%
		有効割合	—	1.6%	4.7%	2.3%	5.3%	8.5%	3.0%	9.8%	9.8%	2.1%	1.9%	6.5%	0.0%	0.0%	4.2%
	病院、診療所 (一時保護委託を含む) ※2	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	3(0)	1(1)	0(0)	2(1)	0(0)	1(1)	7
		構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	5.8%	2.0%	0.0%	3.7%	0.0%	2.0%	2.2%
		有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	5.9%	2.1%	0.0%	4.3%	0.0%	2.3%	2.4%
	児童自立支援施設 ※1	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
		構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	障害児入所施設 (短期入所利用を含む) ※1	人数	—	0	0	0	0	2	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
		構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
		有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
	児童心理治療施設 ※1	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
		構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	母子生活支援施設 ※1	人数	—	0	0	0	3	0	0	0	0(0)	1(0)	0(0)	2(0)	2(2)	0(0)	8
		構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	3.7%	3.5%	0.0%	1.2%
		有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	4.3%	3.6%	0.0%	1.3%
	婦人相談所 ※3	人数	—	—	0	0	0	1	0	1	1(0)	1(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	6
		構成割合	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.3%	1.9%	2.0%	1.9%	0.0%	1.8%	0.0%	1.0%
		有効割合	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	2.4%	2.0%	2.1%	1.9%	0.0%	1.8%	0.0%	1.1%
自立援助ホーム ※1	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
少年院 ※1	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
民間シェルター ※1	人数	—	0	0	0	2	0	0	0	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	3	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
里親 ※1	人数	—	0	0	0	1	0	0	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
ファミリーホーム ※3	人数	—	—	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	
	構成割合	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
その他 ※1	人数	—	0	1	0	1	0	0	0	1(1)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	6	
	構成割合	—	0.0%	2.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	0.9%	
	有効割合	—	0.0%	2.3%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	1.0%	
小計	人数	60	61	43	44	57	47	33	41	51(8)	48(18)	52(23)	46(20)	55(33)	43(12)	681	
	構成割合	76.9%	91.0%	87.8%	86.3%	98.3%	92.2%	91.7%	93.2%	98.1%	98.0%	100.0%	85.2%	96.5%	87.8%	91.2%	
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
不明	人数	18	5	6	7	1	4	3	3	1(0)	1(0)	0(0)	8(2)	2(2)	6(1)	65	
	構成割合	23.1%	7.5%	12.2%	13.7%	1.7%	7.8%	8.3%	6.8%	1.9%	2.0%	0.0%	14.8%	3.5%	12.2%	8.7%	
	有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
未記入	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1	
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	
	有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	人数	78	67	49	51	58	51	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	747	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※1 第6次報告から第18次報告までの累計母数は、構成割合 669人 有効割合 621人
 ※2 第13次報告から第18次報告までの累計母数は、構成割合 313人 有効割合 295人
 ※3 第7次報告から第18次報告までの累計母数は、構成割合 602人 有効割合 560人

表 19 子どもの施設等への入所経験（複数回答）（心中による虐待死）

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数	
なし	人数	36	43	26	32	34	33	29	25	22(0)	22(2)	13(0)	17(3)	15(6)	23(0)	370	
	構成割合	56.3%	70.5%	66.7%	68.1%	82.9%	84.6%	87.9%	92.6%	68.8%	78.6%	100.0%	89.5%	71.4%	82.1%	75.2%	
	有効割合	100.0%	100.0%	92.9%	91.4%	85.0%	91.7%	93.5%	100.0%	68.8%	84.6%	100.0%	100.0%	75.0%	95.8%	91.1%	
あり	人数	0	0	2	3	6	3	2	0	10(0)	4(1)	0(0)	0(0)	5(0)	1(0)	36	
	構成割合	0.0%	0.0%	5.1%	6.4%	14.6%	7.7%	6.1%	0.0%	31.3%	14.3%	0.0%	0.0%	23.8%	3.6%	7.3%	
	有効割合	0.0%	0.0%	7.1%	8.6%	15.0%	8.3%	6.5%	0.0%	31.3%	15.4%	0.0%	0.0%	25.0%	4.2%	8.9%	
内訳 (再掲) (複数回答)	一時保護所 ※1	人数	—	0	1	3	3	2	1	0	8(0)	3(1)	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)	24
	構成割合	—	0.0%	2.6%	6.4%	7.3%	5.1%	3.0%	0.0%	25.0%	10.7%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	5.6%	
児童養護施設 (一時保護委託を含む) ※1	人数	—	0	0	1	0	0	0	0	2(0)	2(1)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	7	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	7.1%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	1.6%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	7.7%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	1.9%	
乳児院 (一時保護委託を含む) ※1	人数	—	0	2	0	2	1	0	0	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	8	
	構成割合	—	0.0%	5.1%	0.0%	4.9%	2.6%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	1.9%	
	有効割合	—	0.0%	7.1%	0.0%	5.0%	2.8%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	2.2%	
病院、診療所 (一時保護委託を含む) ※2	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1	
	構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	
	有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	
児童自立支援施設 ※1	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
障害児入所施設 (短期入所利用を含む) ※1	人数	—	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
児童心理治療施設 ※1	人数	—	0	0	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
母子生活支援施設 ※1	人数	—	0	0	0	1	0	0	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(2)	0(0)	2	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
婦人相談所 ※3	人数	—	—	0	0	1	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	2	
	構成割合	—	—	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.5%	
	有効割合	—	—	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.6%	
自立援助ホーム ※1	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
少年院 ※1	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
民間シェルター ※1	人数	—	0	0	0	2	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	4.8%	0.0%	0.7%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	5.0%	0.0%	0.8%	
里親 ※1	人数	—	0	0	1	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1	
	構成割合	—	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
	有効割合	—	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
ファミリーホーム ※3	人数	—	—	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	
	構成割合	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
その他 ※1	人数	—	0	1	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	3	
	構成割合	—	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.7%	
	有効割合	—	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.8%	
小計	人数	36	43	28	35	40	36	31	25	32(0)	26(3)	13(0)	17(3)	20(6)	24(0)	406	
	構成割合	56.3%	70.5%	71.8%	74.5%	97.6%	92.3%	93.9%	92.6%	100.0%	92.9%	100.0%	89.5%	95.2%	85.7%	82.5%	
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
不明	人数	28	18	11	12	1	3	2	2	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)	4(0)	86	
	構成割合	43.8%	29.5%	28.2%	25.5%	2.4%	7.7%	6.1%	7.4%	0.0%	7.1%	0.0%	10.5%	4.8%	14.3%	17.5%	
	有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	人数	64	61	39	47	41	39	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	492	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※1 第6次報告から第18次報告までの累計母数は、構成割合428人 有効割合370人

※2 第13次報告から第18次報告までの累計母数は、構成割合141人 有効割合132人

※3 第7次報告から第18次報告までの累計母数は、構成割合367人 有効割合327人

(4) 養育環境

① 養育者の世帯の状況

表 20 養育者の世帯の状況（心中以外の虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
実父母	例数	19	24	37	26	26	17	26	20	19	19	25(5)	29(11)	24(9)	30(14)	24(17)	23(12)	388
	構成割合	37.3%	46.2%	50.7%	40.6%	55.3%	37.8%	46.4%	40.8%	52.8%	44.2%	52.1%	59.2%	48.0%	58.8%	42.9%	48.9%	47.5%
ひとり親 (離婚)	例数	3	9	9	5	1	7	8	8	3	2	2(2)	5(3)	5(1)	1(1)	4(3)	3(0)	75
	構成割合	5.9%	17.3%	12.3%	7.8%	2.1%	15.6%	14.3%	16.3%	8.3%	4.7%	4.2%	10.2%	10.0%	2.0%	7.1%	6.4%	9.2%
ひとり親 (未婚)	例数	7	4	9	11	3	4	8	10	7	13	9(0)	5(2)	9(5)	7(2)	13(8)	9(1)	128
	構成割合	13.7%	7.7%	12.3%	17.2%	6.4%	8.9%	14.3%	20.4%	19.4%	30.2%	18.8%	10.2%	18.0%	13.7%	23.2%	19.1%	15.7%
ひとり親 (死別)	例数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
ひとり親 (別居) ※1	例数	-	-	-	-	-	1	3	2	1	2	1(0)	3(1)	1(1)	1(0)	3(1)	1(1)	19
	構成割合	-	-	-	-	-	2.2%	5.4%	4.1%	2.8%	4.7%	2.1%	6.1%	2.0%	2.0%	5.4%	2.1%	3.6%
実父母の いずれかと その再婚者	例数	4	2	4	2	5	3	2	1	0	3	2(0)	1(0)	1(0)	3(1)	1(0)	1(0)	35
	構成割合	7.8%	3.8%	5.5%	3.1%	10.6%	6.7%	3.6%	2.0%	0.0%	7.0%	4.2%	2.0%	2.0%	5.9%	1.8%	2.1%	4.3%
内縁関係 (交際相手を含む)	例数	7	7	5	9	7	6	2	3	3	2	3(1)	1(0)	3(2)	0(0)	4(1)	4(0)	66
	構成割合	13.7%	13.5%	6.8%	14.1%	14.9%	13.3%	3.6%	6.1%	8.3%	4.7%	6.3%	2.0%	6.0%	0.0%	7.1%	8.5%	8.1%
養父母	例数	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	1.9%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
その他	例数	0	0	0	3	1	2	6	0	0	1	2(0)	5(1)	1(1)	1(1)	2(2)	3(0)	27
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	2.1%	4.4%	10.7%	0.0%	0.0%	2.3%	4.2%	10.2%	2.0%	2.0%	3.6%	6.4%	3.3%
不明	例数	11	5	9	6	4	5	1	5	3	1	4(0)	0(0)	6(4)	8(3)	5(3)	3(1)	76
	構成割合	21.6%	9.6%	12.3%	9.4%	8.5%	11.1%	1.8%	10.2%	8.3%	2.3%	8.3%	0.0%	12.0%	15.7%	8.9%	6.4%	9.3%
計	例数	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	48(8)	49(18)	50(23)	51(22)	56(35)	47(15)	817
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 第8次報告から第18次報告までの累計母数は、530例

表 21 養育者の世帯の状況（心中による虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
実父母	例数	15	29	29	22	22	18	13	9	17	18	13(0)	11(0)	4(0)	9(1)	12(1)	14(0)	255
	構成割合	78.9%	60.4%	69.0%	51.2%	73.3%	48.6%	44.8%	31.0%	63.0%	85.7%	54.2%	61.1%	50.0%	69.2%	75.0%	73.7%	60.3%
ひとり親 (離婚)	例数	0	8	4	13	4	7	11	12	3	2	4(0)	3(1)	2(0)	0(0)	1(1)	2(0)	76
	構成割合	0.0%	16.7%	9.5%	30.2%	13.3%	18.9%	37.9%	41.4%	11.1%	9.5%	16.7%	16.7%	25.0%	0.0%	6.3%	10.5%	18.0%
ひとり親 (未婚)	例数	0	0	0	3	1	0	1	2	1	0	4(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	13
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	3.3%	0.0%	3.4%	6.9%	3.7%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	3.1%
ひとり親 (死別)	例数	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
ひとり親 (別居) ※1	例数	-	-	-	-	-	4	1	2	2	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	13
	構成割合	-	-	-	-	-	10.8%	3.4%	6.9%	7.4%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.8%	5.4%
実父母の いずれかと その再婚者	例数	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	6
	構成割合	0.0%	4.2%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	7.7%	0.0%	0.0%	1.4%
内縁関係 (交際相手を含む)	例数	0	0	0	0	1	0	1	1	2	0	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	9
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	3.4%	3.4%	7.4%	0.0%	8.3%	5.6%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	2.1%
養父母	例数	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
その他	例数	0	0	2	1	1	2	2	1	1	0	0(0)	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	13
	構成割合	0.0%	0.0%	4.8%	2.3%	3.3%	5.4%	6.9%	3.4%	3.7%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%
不明	例数	4	8	6	4	1	3	0	0	1	1	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	2(1)	0(0)	32
	構成割合	21.1%	16.7%	14.3%	9.3%	3.3%	8.1%	0.0%	0.0%	3.7%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	12.5%	0.0%	7.6%
計	例数	19	48	42	43	30	37	29	29	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	13(2)	16(3)	19(0)	423
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 第8次報告から第18次報告までの累計母数は、241例

② 祖父母との同居の状況

表 22 祖父母との同居の状況

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		38(12)	80.9%	82.6%	15(0)	78.9%	78.9%
あり		8(3)	17.0%	17.4%	4(0)	21.1%	21.1%
内訳 (再掲)	母方祖母同居	2(1)	4.3%	4.3%	0(0)	0.0%	0.0%
	母方祖父同居	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	母方祖父母同居	4(0)	8.5%	8.7%	0(0)	0.0%	0.0%
	父方祖母同居	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	5.3%	5.3%
	父方祖父同居	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	父方祖父母同居	2(2)	4.3%	4.3%	3(0)	15.8%	15.8%
小計		46(15)	97.9%	100.0%	19(0)	100.0%	100.0%
不明		1(0)	2.1%		0(0)	0.0%	
計		47(15)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—

③ 実父母及び祖父母以外の者との同居の状況

表 23 実父母及び祖父母以外の者との同居の状況

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		36(12)	76.6%	80.0%	17(0)	89.5%	94.4%
あり		9(2)	19.1%	20.0%	1(0)	5.3%	5.6%
内訳 (再掲)	母の交際相手	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	父の交際相手	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	母の友人	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	父の友人	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	その他	9(2)	19.1%	20.0%	1(0)	5.3%	5.6%
小計		45(14)	95.7%	100.0%	18(0)	94.7%	100.0%
不明		2(1)	4.3%		1(0)	5.3%	
計		47(15)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—

④ 子どもの死亡時における実父母の年齢

表 24 子どもの死亡時における実父母の年齢

区分		心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
		実母			実父			実母			実父		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
いない		0(0)	0.0%	0.0%	5(0)	10.6%	12.5%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
いる		47(15)	100.0%	100.0%	35(13)	74.5%	87.5%	19(0)	100.0%	100.0%	19(0)	100.0%	100.0%
内訳 (再掲)	19歳以下	3(1)	6.4%	6.4%	3(1)	6.4%	7.5%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	20歳～24歳	11(3)	23.4%	23.4%	3(1)	6.4%	7.5%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	25歳～29歳	12(4)	25.5%	25.5%	7(3)	14.9%	17.5%	1(0)	5.3%	5.3%	2(0)	10.5%	10.5%
	30歳～34歳	14(4)	29.8%	29.8%	5(3)	10.6%	12.5%	8(0)	42.1%	42.1%	3(0)	15.8%	15.8%
	35歳～39歳	5(1)	10.6%	10.6%	9(4)	19.1%	22.5%	3(0)	15.8%	15.8%	5(0)	26.3%	26.3%
	40歳以上	2(2)	4.3%	4.3%	3(1)	6.4%	7.5%	7(0)	36.8%	36.8%	8(0)	42.1%	42.1%
	年齢不明	0(0)	0.0%	0.0%	5(0)	10.6%	12.5%	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	5.3%	5.3%
小計		47(15)	100.0%	100.0%	40(13)	85.1%	100.0%	19(0)	100.0%	100.0%	19(0)	100.0%	100.0%
不明		0(0)	0.0%	/	7(2)	14.9%	/	0(0)	0.0%	/	0(0)	0.0%	/
計		47(15)	100.0%	—	47(15)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—

⑤ 実母の生育歴

表 25 (実母の生育歴) 成人前に両親死亡(心中以外の虐待死)

区分		第5次 (73例)	第6次 (63例)	第7次 (44例)	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (706例)
なし	例数	40	43	30	28	44	38	30	38	35(7)	39(10)	33(13)	35(16)	38(26)	36(12)	507
	構成割合	54.8%	68.3%	68.2%	63.6%	78.6%	79.2%	83.3%	90.5%	72.9%	79.6%	66.0%	70.0%	67.9%	76.6%	71.8%
あり	例数	0	1	2	0	0	0	1	0	0(0)	3(2)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	8
	構成割合	0.0%	1.6%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	1.1%
小計	例数	40	44	32	28	44	38	31	38	35(7)	42(12)	33(13)	35(16)	39(27)	36(12)	515
	構成割合	54.8%	69.8%	72.7%	63.6%	78.6%	79.2%	86.1%	90.5%	72.9%	85.7%	66.0%	70.0%	69.6%	76.6%	72.9%
不明	例数	33	19	12	16	12	10	5	4	13(1)	7(6)	17(10)	15(6)	17(8)	11(3)	191
	構成割合	45.2%	30.2%	27.3%	36.4%	21.4%	20.8%	13.9%	9.5%	27.1%	14.3%	34.0%	30.0%	30.4%	23.4%	27.1%
計	例数	73	63	44	44	56	48	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(22)	56(35)	47(15)	706
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 26 (実母の生育歴) 成人前に両親死亡(心中による虐待死(未遂含む))

区分		第5次 (42例)	第6次 (42例)	第7次 (30例)	第8次 (34例)	第9次 (27例)	第10次 (27例)	第11次 (27例)	第12次 (21例)	第13次 (24例)	第14次 (18例)	第15次 (8例)	第16次 (12例)	第17次 (16例)	第18次 (19例)	総数 (347例)
なし	例数	17	23	12	19	17	16	17	12	20(0)	9(2)	7(0)	8(2)	12(1)	9(0)	198
	構成割合	40.5%	54.8%	40.0%	55.9%	63.0%	59.3%	63.0%	57.1%	83.3%	50.0%	87.5%	66.7%	75.0%	47.4%	57.1%
あり	例数	0	1	0	0	2	0	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
小計	例数	17	24	12	19	19	16	17	12	21(0)	9(2)	7(0)	8(2)	12(1)	9(0)	202
	構成割合	40.5%	57.1%	40.0%	55.9%	70.4%	59.3%	63.0%	57.1%	87.5%	50.0%	87.5%	66.7%	75.0%	47.4%	58.2%
不明	例数	25	18	18	15	8	11	10	9	3(0)	9(0)	1(0)	4(0)	4(2)	10(0)	145
	構成割合	59.5%	42.9%	60.0%	44.1%	29.6%	40.7%	37.0%	42.9%	12.5%	50.0%	12.5%	33.3%	25.0%	52.6%	41.8%
計	例数	42	42	30	34	27	27	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	347
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 27 (実母の生育歴) ひとり親家庭(心中以外の虐待死)

区分		第5次 (73例)	第6次 (63例)	第7次 (44例)	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (706例)
なし	例数	26	34	18	22	26	22	21	25	24(5)	31(6)	20(8)	25(13)	18(12)	20(7)	332
	構成割合	35.6%	54.0%	40.9%	50.0%	46.4%	45.8%	58.3%	59.5%	50.0%	63.3%	40.0%	50.0%	32.1%	42.6%	47.0%
あり	例数	13	9	12	6	18	11	9	13	13(2)	8(4)	10(4)	8(2)	17(12)	15(5)	162
	構成割合	17.8%	14.3%	27.3%	13.6%	32.1%	22.9%	25.0%	31.0%	27.1%	16.3%	20.0%	16.0%	30.4%	31.9%	22.9%
小計	例数	39	43	30	28	44	33	30	38	37(7)	39(10)	30(12)	33(15)	35(24)	35(12)	494
	構成割合	53.4%	68.3%	68.2%	63.6%	78.6%	68.8%	83.3%	90.5%	77.1%	79.6%	60.0%	66.0%	62.5%	74.5%	70.0%
不明	例数	34	20	14	16	12	15	6	4	11(1)	10(8)	20(11)	17(7)	21(11)	12(3)	212
	構成割合	46.6%	31.7%	31.8%	36.4%	21.4%	31.3%	16.7%	9.5%	22.9%	20.4%	40.0%	34.0%	37.5%	25.5%	30.0%
計	例数	73	63	44	44	56	48	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(22)	56(35)	47(15)	706
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 28 (実母の生育歴) ひとり親家庭 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次 (42例)	第6次 (42例)	第7次 (30例)	第8次 (34例)	第9次 (27例)	第10次 (27例)	第11次 (27例)	第12次 (21例)	第13次 (24例)	第14次 (18例)	第15次 (8例)	第16次 (12例)	第17次 (16例)	第18次 (19例)	総数 (347例)	
なし	例数	12	20	8	13	12	11	13	9	14(0)	7(2)	6(0)	6(2)	5(0)	8(0)	144
	構成割合	28.6%	47.6%	26.7%	38.2%	44.4%	40.7%	48.1%	42.9%	58.3%	38.9%	75.0%	50.0%	31.3%	42.1%	41.5%
あり	例数	2	1	2	2	4	4	2	0	4(0)	0(0)	0(0)	1(0)	5(1)	0(0)	27
	構成割合	4.8%	2.4%	6.7%	5.9%	14.8%	14.8%	7.4%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	8.3%	31.3%	0.0%	7.8%
小計	例数	14	21	10	15	16	15	15	9	18(0)	7(2)	6(0)	7(2)	10(1)	8(0)	171
	構成割合	33.3%	50.0%	33.3%	44.1%	59.3%	55.6%	55.6%	42.9%	75.0%	38.9%	75.0%	58.3%	62.5%	42.1%	49.3%
不明	例数	28	21	20	19	11	12	12	12	6(0)	11(0)	2(0)	5(0)	6(2)	11(0)	176
	構成割合	66.7%	50.0%	66.7%	55.9%	40.7%	44.4%	44.4%	57.1%	25.0%	61.1%	25.0%	41.7%	37.5%	57.9%	50.7%
計	例数	42	42	30	34	27	27	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	347
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 29 (実母の生育歴) 継親子関係 (心中以外の虐待死)

区分	第5次 (73例)	第6次 (63例)	第7次 (44例)	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (706例)	
なし	例数	33	39	27	16	37	25	26	30	24(5)	33(8)	26(13)	23(10)	27(18)	29(11)	395
	構成割合	45.2%	61.9%	61.4%	36.4%	66.1%	52.1%	72.2%	71.4%	50.0%	67.3%	52.0%	46.0%	48.2%	61.7%	55.9%
あり	例数	2	1	3	4	4	2	3	3	6(2)	2(1)	4(1)	4(3)	7(6)	3(2)	48
	構成割合	2.7%	1.6%	6.8%	9.1%	7.1%	4.2%	8.3%	7.1%	12.5%	4.1%	8.0%	8.0%	12.5%	6.4%	6.8%
小計	例数	35	40	30	20	41	27	29	33	30(7)	35(9)	30(14)	27(13)	34(24)	32(13)	443
	構成割合	47.9%	63.5%	68.2%	45.5%	73.2%	56.3%	80.6%	78.6%	62.5%	71.4%	60.0%	54.0%	60.7%	68.1%	62.7%
不明	例数	38	23	14	24	15	21	7	9	18(1)	14(9)	20(9)	23(9)	22(11)	15(2)	263
	構成割合	52.1%	36.5%	31.8%	54.5%	26.8%	43.8%	19.4%	21.4%	37.5%	28.6%	40.0%	46.0%	39.3%	31.9%	37.3%
計	例数	73	63	44	44	56	48	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(22)	56(35)	47(15)	706
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 30 (実母の生育歴) 継親子関係 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次 (42例)	第6次 (42例)	第7次 (30例)	第8次 (34例)	第9次 (27例)	第10次 (27例)	第11次 (27例)	第12次 (21例)	第13次 (24例)	第14次 (18例)	第15次 (8例)	第16次 (12例)	第17次 (16例)	第18次 (19例)	総数 (347例)	
なし	例数	12	16	9	11	11	14	13	9	15(0)	6(2)	5(0)	4(0)	7(1)	6(0)	138
	構成割合	28.6%	38.1%	30.0%	32.4%	40.7%	51.9%	48.1%	42.9%	62.5%	33.3%	62.5%	33.3%	43.8%	31.6%	39.8%
あり	例数	0	0	1	1	1	0	0	0	1(0)	1(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	6
	構成割合	0.0%	0.0%	3.3%	2.9%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	5.6%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	1.7%
小計	例数	12	16	10	12	12	14	13	9	16(0)	7(2)	5(0)	5(1)	7(1)	6(0)	144
	構成割合	28.6%	38.1%	33.3%	35.3%	44.4%	51.9%	48.1%	42.9%	66.7%	38.9%	62.5%	41.7%	43.8%	31.6%	41.5%
不明	例数	30	26	20	22	15	13	14	12	8(0)	11(0)	3(0)	7(1)	9(2)	13(0)	203
	構成割合	71.4%	61.9%	66.7%	64.7%	55.6%	48.1%	51.9%	57.1%	33.3%	61.1%	37.5%	58.3%	56.3%	68.4%	58.5%
計	例数	42	42	30	34	27	27	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	347
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 31 (実母の生育歴) 養子・里子体験 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (73例)	第6次 (63例)	第7次 (44例)	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (706例)
なし	例数	31	35	27	15	38	25	25	29	28(6)	36(10)	29(13)	27(12)	32(22)	33(13)	410
	構成割合	42.5%	55.6%	61.4%	34.1%	67.9%	52.1%	69.4%	69.0%	58.3%	73.5%	58.0%	54.0%	57.1%	70.2%	58.1%
あり	例数	2	0	0	3	1	1	1	1	1(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	11
	構成割合	2.7%	0.0%	0.0%	6.8%	1.8%	2.1%	2.8%	2.4%	2.1%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
小計	例数	33	35	27	18	39	26	26	30	29(7)	36(10)	30(13)	27(12)	32(22)	33(13)	421
	構成割合	45.2%	55.6%	61.4%	40.9%	69.6%	54.2%	72.2%	71.4%	60.4%	73.5%	60.0%	54.0%	57.1%	70.2%	59.6%
不明	例数	40	28	17	26	17	22	10	12	19(1)	13(8)	20(10)	23(10)	24(13)	14(2)	285
	構成割合	54.8%	44.4%	38.6%	59.1%	30.4%	45.8%	27.8%	28.6%	39.6%	26.5%	40.0%	46.0%	42.9%	29.8%	40.4%
計	例数	73	63	44	44	56	48	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(22)	56(35)	47(15)	706
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 32 (実母の生育歴) 養子・里子体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (42例)	第6次 (42例)	第7次 (30例)	第8次 (34例)	第9次 (27例)	第10次 (27例)	第11次 (27例)	第12次 (21例)	第13次 (24例)	第14次 (18例)	第15次 (8例)	第16次 (12例)	第17次 (16例)	第18次 (19例)	総数 (347例)
なし	例数	6	12	8	10	8	10	8	8	15(0)	7(2)	4(0)	3(1)	7(1)	6(0)	112
	構成割合	14.3%	28.6%	26.7%	29.4%	29.6%	37.0%	29.6%	38.1%	62.5%	38.9%	50.0%	25.0%	43.8%	31.6%	32.3%
あり	例数	0	0	0	0	1	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
小計	例数	6	12	8	10	9	11	8	8	15(0)	7(2)	4(0)	3(1)	7(1)	6(0)	114
	構成割合	14.3%	28.6%	26.7%	29.4%	33.3%	40.7%	29.6%	38.1%	62.5%	38.9%	50.0%	25.0%	43.8%	31.6%	32.9%
不明	例数	36	30	22	24	18	16	19	13	9(0)	11(0)	4(0)	9(1)	9(2)	13(0)	233
	構成割合	85.7%	71.4%	73.3%	70.6%	66.7%	59.3%	70.4%	61.9%	37.5%	61.1%	50.0%	75.0%	56.3%	68.4%	67.1%
計	例数	42	42	30	34	27	27	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	347
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 33 (実母の生育歴) 施設入所体験 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (73例)	第6次 (63例)	第7次 (44例)	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (706例)
なし	例数	28	33	20	15	31	24	22	27	25(4)	34(7)	29(14)	21(8)	26(17)	29(12)	364
	構成割合	38.4%	52.4%	45.5%	34.1%	55.4%	50.0%	61.1%	64.3%	52.1%	69.4%	58.0%	42.0%	46.4%	61.7%	51.6%
あり	例数	2	3	2	2	4	3	3	1	2(2)	1(1)	1(0)	3(2)	5(3)	1(0)	33
	構成割合	2.7%	4.8%	4.5%	4.5%	7.1%	6.3%	8.3%	2.4%	4.2%	2.0%	2.0%	6.0%	8.9%	2.1%	4.7%
小計	例数	30	36	22	17	35	27	25	28	27(6)	35(8)	30(14)	24(10)	31(20)	30(12)	397
	構成割合	41.1%	57.1%	50.0%	38.6%	62.5%	56.3%	69.4%	66.7%	56.3%	71.4%	60.0%	48.0%	55.4%	63.8%	56.2%
不明	例数	43	27	22	27	21	21	11	14	21(2)	14(10)	20(9)	26(12)	25(15)	17(3)	309
	構成割合	58.9%	42.9%	50.0%	61.4%	37.5%	43.8%	30.6%	33.3%	43.8%	28.6%	40.0%	52.0%	44.6%	36.2%	43.8%
計	例数	73	63	44	44	56	48	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(22)	56(35)	47(15)	706
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 34 (実母の生育歴) 施設入所体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (42例)	第6次 (42例)	第7次 (30例)	第8次 (34例)	第9次 (27例)	第10次 (27例)	第11次 (27例)	第12次 (21例)	第13次 (24例)	第14次 (18例)	第15次 (8例)	第16次 (12例)	第17次 (16例)	第18次 (19例)	総数 (347例)
なし	例数	5	13	5	10	6	9	7	6	10(0)	6(2)	3(0)	3(1)	5(1)	6(0)	94
	構成割合	11.9%	31.0%	16.7%	29.4%	22.2%	33.3%	25.9%	28.6%	41.7%	33.3%	37.5%	25.0%	31.3%	31.6%	27.1%
あり	例数	0	0	0	0	0	1	0	0	4(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	7
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	16.7%	5.6%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	2.0%
小計	例数	5	13	5	10	6	10	7	6	14(0)	7(2)	3(0)	3(1)	6(1)	6(0)	101
	構成割合	11.9%	31.0%	16.7%	29.4%	22.2%	37.0%	25.9%	28.6%	58.3%	38.9%	37.5%	25.0%	37.5%	31.6%	29.1%
不明	例数	37	29	25	24	21	17	20	15	10(0)	11(0)	5(0)	9(1)	10(2)	13(0)	246
	構成割合	88.1%	69.0%	83.3%	70.6%	77.8%	63.0%	74.1%	71.4%	41.7%	61.1%	62.5%	75.0%	62.5%	68.4%	70.9%
計	例数	42	42	30	34	27	27	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	347
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 35 (実母の生育歴) 両親間にDVがあった (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (73例)	第6次 (63例)	第7次 (44例)	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (706例)
なし	例数	8	12	6	2	11	8	7	9	9(0)	17(2)	11(8)	10(3)	8(6)	10(3)	128
	構成割合	11.0%	19.0%	13.6%	4.5%	19.6%	16.7%	19.4%	21.4%	18.8%	34.7%	22.0%	20.0%	14.3%	21.3%	18.1%
あり	例数	2	1	0	1	5	1	2	2	3(3)	4(2)	0(0)	3(1)	3(2)	3(1)	30
	構成割合	2.7%	1.6%	0.0%	2.3%	8.9%	2.1%	5.6%	4.8%	6.3%	8.2%	0.0%	6.0%	5.4%	6.4%	4.2%
小計	例数	10	13	6	3	16	9	9	11	12(3)	21(4)	11(8)	13(4)	11(8)	13(4)	158
	構成割合	13.7%	20.6%	13.6%	6.8%	28.6%	18.8%	25.0%	26.2%	25.0%	42.9%	22.0%	26.0%	19.6%	27.7%	22.4%
不明	例数	63	50	38	41	40	39	27	31	36(5)	28(14)	39(15)	37(18)	45(27)	34(11)	548
	構成割合	86.3%	79.4%	86.4%	93.2%	71.4%	81.3%	75.0%	73.8%	75.0%	57.1%	78.0%	74.0%	80.4%	72.3%	77.6%
計	例数	73	63	44	44	56	48	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(22)	56(35)	47(15)	706
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 36 (実母の生育歴) 両親間にDVがあった (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (42例)	第6次 (42例)	第7次 (30例)	第8次 (34例)	第9次 (27例)	第10次 (27例)	第11次 (27例)	第12次 (21例)	第13次 (24例)	第14次 (18例)	第15次 (8例)	第16次 (12例)	第17次 (16例)	第18次 (19例)	総数 (347例)
なし	例数	4	6	1	4	1	3	3	3	4(0)	3(1)	2(0)	1(1)	1(0)	5(0)	41
	構成割合	9.5%	14.3%	3.3%	11.8%	3.7%	11.1%	11.1%	14.3%	16.7%	16.7%	25.0%	8.3%	6.3%	26.3%	11.8%
あり	例数	1	1	0	0	1	1	0	0	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6
	構成割合	2.4%	2.4%	0.0%	0.0%	3.7%	3.7%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
小計	例数	5	7	1	4	2	4	3	3	6(0)	3(1)	2(0)	1(1)	1(0)	5(0)	47
	構成割合	11.9%	16.7%	3.3%	11.8%	7.4%	14.8%	11.1%	14.3%	25.0%	16.7%	25.0%	8.3%	6.3%	26.3%	13.5%
不明	例数	37	35	29	30	25	23	24	18	18(0)	15(1)	6(0)	11(1)	15(3)	14(0)	300
	構成割合	88.1%	83.3%	96.7%	88.2%	92.6%	85.2%	88.9%	85.7%	75.0%	83.3%	75.0%	91.7%	93.8%	73.7%	86.5%
計	例数	42	42	30	34	27	27	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	347
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 37 (実母の生育歴) 非行歴 (心中以外の虐待死)

区分	第5次 (73例)	第6次 (63例)	第7次 (44例)	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (706例)	
なし	例数	9	12	10	3	19	11	10	15	11(1)	17(4)	15(9)	12(6)	13(9)	14(7)	171
	構成割合	12.3%	19.0%	22.7%	6.8%	33.9%	22.9%	27.8%	35.7%	22.9%	34.7%	30.0%	24.0%	23.2%	29.8%	24.2%
あり	例数	6	7	5	4	6	3	4	4	6(2)	3(1)	4(1)	3(1)	4(3)	3(1)	62
	構成割合	8.2%	11.1%	11.4%	9.1%	10.7%	6.3%	11.1%	9.5%	12.5%	6.1%	8.0%	6.0%	7.1%	6.4%	8.8%
小計	例数	15	19	15	7	25	14	14	19	17(3)	20(5)	19(10)	15(7)	17(12)	17(8)	233
	構成割合	20.5%	30.2%	34.1%	15.9%	44.6%	29.2%	38.9%	45.2%	35.4%	40.8%	38.0%	30.0%	30.4%	36.2%	33.0%
不明	例数	58	44	29	37	31	34	22	23	31(5)	29(13)	31(13)	35(15)	39(23)	30(7)	473
	構成割合	79.5%	69.8%	65.9%	84.1%	55.4%	70.8%	61.1%	54.8%	64.6%	59.2%	62.0%	70.0%	69.6%	63.8%	67.0%
計	例数	73	63	44	44	56	48	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(22)	56(35)	47(15)	706
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 38 (実母の生育歴) 非行歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次 (42例)	第6次 (42例)	第7次 (30例)	第8次 (34例)	第9次 (27例)	第10次 (27例)	第11次 (27例)	第12次 (21例)	第13次 (24例)	第14次 (18例)	第15次 (8例)	第16次 (12例)	第17次 (16例)	第18次 (19例)	総数 (347例)	
なし	例数	5	5	1	4	2	6	1	3	5(0)	4(1)	1(0)	2(1)	1(0)	5(0)	45
	構成割合	11.9%	11.9%	3.3%	11.8%	7.4%	22.2%	3.7%	14.3%	20.8%	22.2%	12.5%	16.7%	6.3%	26.3%	13.0%
あり	例数	0	1	1	2	0	1	1	1	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8
	構成割合	0.0%	2.4%	3.3%	5.9%	0.0%	3.7%	3.7%	4.8%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%
小計	例数	5	6	2	6	2	7	2	4	6(0)	4(1)	1(0)	2(1)	1(0)	5(0)	53
	構成割合	11.9%	14.3%	6.7%	17.6%	7.4%	25.9%	7.4%	19.0%	25.0%	22.2%	12.5%	16.7%	6.3%	26.3%	15.3%
不明	例数	37	36	28	28	25	20	25	17	18(0)	14(1)	7(0)	10(1)	15(3)	14(0)	294
	構成割合	88.1%	85.7%	93.3%	82.4%	92.6%	74.1%	92.6%	81.0%	75.0%	77.8%	87.5%	83.3%	93.8%	73.7%	84.7%
計	例数	42	42	30	34	27	27	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	347
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 39 (実母の生育歴) 犯罪歴 (心中以外の虐待死)

区分	第5次 (73例)	第6次 (63例)	第7次 (44例)	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (706例)	
なし	例数	16	17	15	6	25	12	16	19	15(2)	25(8)	19(9)	17(6)	17(12)	20(10)	239
	構成割合	21.9%	27.0%	34.1%	13.6%	44.6%	25.0%	44.4%	45.2%	31.3%	51.0%	38.0%	34.0%	30.4%	42.6%	33.9%
あり	例数	2	4	0	2	5	0	1	2	3(1)	1(0)	2(1)	1(1)	2(2)	1(0)	26
	構成割合	2.7%	6.3%	0.0%	4.5%	8.9%	0.0%	2.8%	4.8%	6.3%	2.0%	4.0%	2.0%	3.6%	2.1%	3.7%
小計	例数	18	21	15	8	30	12	17	21	18(3)	26(8)	21(10)	18(7)	19(14)	21(10)	265
	構成割合	24.7%	33.3%	34.1%	18.2%	53.6%	25.0%	47.2%	50.0%	37.5%	53.1%	42.0%	36.0%	33.9%	44.7%	37.5%
不明	例数	55	42	29	36	26	36	19	21	30(5)	23(10)	29(13)	32(15)	37(21)	26(5)	441
	構成割合	75.3%	66.7%	65.9%	81.8%	46.4%	75.0%	52.8%	50.0%	62.5%	46.9%	58.0%	64.0%	66.1%	55.3%	62.5%
計	例数	73	63	44	44	56	48	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(22)	56(35)	47(15)	706
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 40 (実母の生育歴) 犯罪歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (42例)	第6次 (42例)	第7次 (30例)	第8次 (34例)	第9次 (27例)	第10次 (27例)	第11次 (27例)	第12次 (21例)	第13次 (24例)	第14次 (18例)	第15次 (8例)	第16次 (12例)	第17次 (16例)	第18次 (19例)	総数 (347例)
なし	例数	6	9	3	6	5	9	1	3	7(0)	4(1)	1(0)	2(1)	3(1)	6(0)	65
	構成割合	14.3%	21.4%	10.0%	17.6%	18.5%	33.3%	3.7%	14.3%	29.2%	22.2%	12.5%	16.7%	18.8%	31.6%	18.7%
あり	例数	0	0	0	0	0	0	1	2	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	6
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	9.5%	4.2%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	1.7%
小計	例数	6	9	3	6	5	9	2	5	8(0)	5(1)	1(0)	2(1)	3(1)	7(0)	71
	構成割合	14.3%	21.4%	10.0%	17.6%	18.5%	33.3%	7.4%	23.8%	33.3%	27.8%	12.5%	16.7%	18.8%	36.8%	20.5%
不明	例数	36	33	27	28	22	18	25	16	16(0)	13(1)	7(0)	10(1)	13(2)	12(0)	276
	構成割合	85.7%	78.6%	90.0%	82.4%	81.5%	66.7%	92.6%	76.2%	66.7%	72.2%	87.5%	83.3%	81.3%	63.2%	79.5%
計	例数	42	42	30	34	27	27	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	347
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 41 (実母の生育歴) その他 (心中以外の虐待死)

区分		第5次	第6次	第7次	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (526例)
なし	例数	—	—	—	12	33	17	20	21	30(8)	34(11)	21(9)	25(11)	26(18)	24(9)	263
	構成割合	—	—	—	27.3%	58.9%	35.4%	55.6%	50.0%	62.5%	69.4%	42.0%	50.0%	46.4%	51.1%	50.0%
あり	例数	—	—	—	2	3	5	1	5	4(0)	2(1)	4(0)	1(0)	4(1)	6(3)	37
	構成割合	—	—	—	4.5%	5.4%	10.4%	2.8%	11.9%	8.3%	4.1%	8.0%	2.0%	7.1%	12.8%	7.0%
小計	例数	—	—	—	14	36	22	21	26	34(8)	36(12)	25(9)	26(11)	30(19)	30(12)	300
	構成割合	—	—	—	31.8%	64.3%	45.8%	58.3%	61.9%	70.8%	73.5%	50.0%	52.0%	53.6%	63.8%	57.0%
不明・未記入	例数	—	—	—	30	20	26	15	16	14(0)	13(6)	25(14)	24(0)	26(16)	17(3)	226
	構成割合	—	—	—	68.2%	35.7%	54.2%	41.7%	38.1%	29.2%	26.5%	50.0%	48.0%	46.4%	36.2%	43.0%
計	例数	—	—	—	44	56	48	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(11)	56(35)	47(15)	526
	構成割合	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 42 (実母の生育歴) その他 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次	第6次	第7次	第8次 (34例)	第9次 (27例)	第10次 (27例)	第11次 (27例)	第12次 (21例)	第13次 (24例)	第14次 (18例)	第15次 (8例)	第16次 (12例)	第17次 (16例)	第18次 (19例)	総数 (233例)
なし	例数	—	—	—	5	14	12	12	8	14(0)	10(2)	6(0)	4(1)	5(1)	9(0)	99
	構成割合	—	—	—	14.7%	51.9%	44.4%	44.4%	38.1%	58.3%	55.6%	75.0%	33.3%	31.3%	47.4%	42.5%
あり	例数	—	—	—	3	2	0	0	2	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	9
	構成割合	—	—	—	8.8%	7.4%	0.0%	0.0%	9.5%	4.2%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	3.9%
小計	例数	—	—	—	8	16	12	12	10	15(0)	10(2)	6(0)	5(1)	5(1)	9(0)	108
	構成割合	—	—	—	23.5%	59.3%	44.4%	44.4%	47.6%	62.5%	55.6%	75.0%	41.7%	31.3%	47.4%	46.4%
不明	例数	—	—	—	26	11	15	15	11	9(0)	8(0)	2(0)	7(1)	11(2)	10(0)	125
	構成割合	—	—	—	76.5%	40.7%	55.6%	55.6%	52.4%	37.5%	44.4%	25.0%	58.3%	68.8%	52.6%	53.6%
計	例数	—	—	—	34	27	27	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	233
	構成割合	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 43 (実母の生育歴) 最終学歴 (心中以外の虐待死)

区分		第 11 次 (36 例)	第 12 次 (42 例)	第 13 次 (48 例)	第 14 次 (49 例)	第 15 次 (50 例)	第 16 次 (50 例)	第 17 次 (56 例)	第 18 次 (47 例)	総数 (378 例)
中学卒	例数	6	4	14(4)	6(2)	5(1)	6(3)	7(4)	13(6)	61
	構成割合	16.7%	9.5%	29.2%	12.2%	10.0%	12.0%	12.5%	27.7%	16.1%
高校卒	例数	12	10	4(1)	9(4)	11(3)	4(1)	8(5)	8(1)	66
	構成割合	33.3%	23.8%	8.3%	18.4%	22.0%	8.0%	14.3%	17.0%	17.5%
短大・ 専門学校卒	例数	4	2	3(0)	5(2)	4(2)	5(2)	5(2)	3(2)	31
	構成割合	11.1%	4.8%	6.3%	10.2%	8.0%	10.0%	8.9%	6.4%	8.2%
大学卒	例数	1	3	3(0)	3(0)	0(0)	1(1)	3(2)	2(1)	16
	構成割合	2.8%	7.1%	6.3%	6.1%	0.0%	2.0%	5.4%	4.3%	4.2%
大学院卒	例数	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	例数	3	7	4(0)	6(1)	5(4)	2(0)	3(2)	3(1)	33
	構成割合	8.3%	16.7%	8.3%	12.2%	10.0%	4.0%	5.4%	6.4%	8.7%
小計	例数	26	26	28(5)	29(9)	25(10)	18(7)	26(15)	29(11)	207
	構成割合	72.2%	61.9%	58.3%	59.2%	50.0%	36.0%	46.4%	61.7%	54.8%
不明	例数	10	16	20(3)	20(9)	25(13)	32(15)	30(20)	18(4)	171
	構成割合	27.8%	38.1%	41.7%	40.8%	50.0%	64.0%	53.6%	38.3%	45.2%
計	例数	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(22)	56(35)	47(15)	378
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 44 (実母の生育歴) 最終学歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第 11 次 (27 例)	第 12 次 (21 例)	第 13 次 (24 例)	第 14 次 (18 例)	第 15 次 (8 例)	第 16 次 (12 例)	第 17 次 (16 例)	第 18 次 (19 例)	総数 (145 例)
中学卒	例数	1	1	2(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(1)	0(0)	8
	構成割合	3.7%	4.8%	8.3%	0.0%	12.5%	8.3%	12.5%	0.0%	5.5%
高校卒	例数	1	1	3(0)	3(1)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)	11
	構成割合	3.7%	4.8%	12.5%	16.7%	0.0%	0.0%	12.5%	5.3%	7.6%
短大・ 専門学校卒	例数	3	4	2(0)	3(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	16
	構成割合	11.1%	19.0%	8.3%	16.7%	12.5%	8.3%	6.3%	5.3%	11.0%
大学卒	例数	1	1	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	6
	構成割合	3.7%	4.8%	8.3%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	5.3%	4.1%
大学院卒	例数	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	例数	1	0	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	3.7%	0.0%	4.2%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
小計	例数	7	7	10(0)	6(1)	4(0)	2(0)	5(1)	3(0)	44
	構成割合	25.9%	33.3%	41.7%	33.3%	50.0%	16.7%	31.3%	15.8%	30.3%
不明	例数	20	14	14(0)	12(1)	4(0)	10(2)	11(2)	16(0)	101
	構成割合	74.1%	66.7%	58.3%	66.7%	50.0%	83.3%	68.8%	84.2%	69.7%
計	例数	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	145
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 45 (実母の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (73例)	第6次 (63例)	第7次 (44例)	第8次 (44例)	第9次 (56例)	第10次 (48例)	第11次 (36例)	第12次 (42例)	第13次 (48例)	第14次 (49例)	第15次 (50例)	第16次 (50例)	第17次 (56例)	第18次 (47例)	総数 (706例)	
なし	例数	7	13	6	1	14	7	5	5	9(0)	13(3)	13(7)	9(3)	10(5)	11(7)	123	
	構成割合	9.6%	20.6%	13.6%	2.3%	25.0%	14.6%	13.9%	11.9%	18.8%	26.5%	26.0%	18.0%	17.9%	23.4%	17.4%	
	有効割合	46.7%	76.5%	85.7%	20.0%	73.7%	63.6%	38.5%	45.5%	64.3%	65.0%	81.3%	60.0%	62.5%	68.8%	63.1%	
あり	例数	8	4	1	4	5	4	8	6	5(3)	7(3)	3(1)	6(2)	6(4)	5(2)	72	
	構成割合	11.0%	6.3%	2.3%	9.1%	8.9%	8.3%	22.2%	14.3%	10.4%	14.3%	6.0%	12.0%	10.7%	10.6%	10.2%	
	有効割合	53.3%	23.5%	14.3%	80.0%	26.3%	36.4%	61.5%	54.5%	35.7%	35.0%	18.8%	40.0%	37.5%	31.3%	36.9%	
内訳 (再掲) (複数回答)	身体的虐待	例数	3	3	0	3	4	0	5	5	4(2)	2(1)	2(2)	4(1)	5(3)	2(1)	42
		構成割合	4.1%	4.8%	0.0%	6.8%	7.1%	0.0%	13.9%	11.9%	8.3%	4.1%	4.0%	8.0%	8.9%	4.3%	5.9%
		有効割合	20.0%	17.6%	0.0%	60.0%	21.1%	0.0%	38.5%	45.5%	28.6%	10.0%	12.5%	26.7%	31.3%	12.5%	21.5%
	ネグレクト	例数	3	0	1	1	0	3	1	1	3(1)	2(1)	1(1)	1(1)	0(0)	2(1)	19
		構成割合	4.1%	0.0%	2.3%	2.3%	0.0%	6.3%	2.8%	2.4%	6.3%	4.1%	2.0%	2.0%	0.0%	4.3%	2.7%
		有効割合	20.0%	0.0%	14.3%	20.0%	0.0%	27.3%	7.7%	9.1%	21.4%	10.0%	6.3%	6.7%	0.0%	12.5%	9.7%
	心理的虐待	例数	2	1	0	0	0	1	4	2	3(2)	2(1)	1(1)	2(0)	1(1)	2(1)	21
		構成割合	2.7%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	11.1%	4.8%	6.3%	4.1%	2.0%	4.0%	1.8%	4.3%	3.0%
		有効割合	13.3%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	30.8%	18.2%	21.4%	10.0%	6.3%	13.3%	6.3%	12.5%	10.8%
	性的虐待	例数	0	0	0	0	1	0	2	1	0(0)	2(1)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	8
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	5.6%	2.4%	0.0%	4.1%	0.0%	2.0%	1.8%	0.0%	1.1%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	15.4%	9.1%	0.0%	10.0%	0.0%	6.7%	6.3%	0.0%	4.1%
	不明	例数	0	0	0	0	0	0	1	0	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	3
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.4%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	1.5%
	小計	例数	15	17	7	5	19	11	13	11	14(3)	20(6)	16(8)	15(5)	16(9)	16(9)	195
		構成割合	20.5%	27.0%	15.9%	11.4%	33.9%	22.9%	36.1%	26.2%	29.2%	40.8%	32.0%	30.0%	28.6%	34.0%	27.6%
		有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	不明・未記入	例数	58	46	37	39	37	37	23	31	34(5)	29(12)	34(15)	35(17)	40(26)	31(6)	511
		構成割合	79.5%	73.0%	84.1%	88.6%	66.1%	77.1%	63.9%	73.8%	70.8%	59.2%	68.0%	70.0%	71.4%	66.0%	72.4%
		有効割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	計	例数	73	63	44	44	56	48	36	42	48(8)	49(18)	50(23)	50(22)	56(35)	47(15)	706
		構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		有効割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 46 (実母の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (42例)	第6次 (42例)	第7次 (30例)	第8次 (34例)	第9次 (27例)	第10次 (27例)	第11次 (27例)	第12次 (21例)	第13次 (24例)	第14次 (18例)	第15次 (8例)	第16次 (12例)	第17次 (16例)	第18次 (19例)	総数 (347例)	
なし	例数	2	3	0	4	1	4	1	2	4(0)	2(1)	2(0)	1(1)	0(0)	3(0)	29	
	構成割合	4.8%	7.1%	0.0%	11.8%	3.7%	14.8%	3.7%	9.5%	16.7%	11.1%	25.0%	8.3%	0.0%	15.8%	8.4%	
	有効割合	100.0%	100.0%	0.0%	66.7%	33.3%	57.1%	50.0%	100.0%	57.1%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	75.0%	64.4%	
あり	例数	0	0	1	2	2	3	1	0	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	1(0)	16	
	構成割合	0.0%	0.0%	3.3%	5.9%	7.4%	11.1%	3.7%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%	5.3%	4.6%	
	有効割合	0.0%	0.0%	100.0%	33.3%	66.7%	42.9%	50.0%	0.0%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	25.0%	35.6%	
内訳 (再掲) (複数回答)	身体的虐待	例数	0	0	0	0	1	2	1	0	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	8
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	7.4%	3.7%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	2.3%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	28.6%	50.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	17.8%
	ネグレクト	例数	0	0	0	0	1	1	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	3.7%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%
	心理的虐待	例数	0	0	1	2	1	1	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6
		構成割合	0.0%	0.0%	3.3%	5.9%	3.7%	3.7%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
		有効割合	0.0%	0.0%	100.0%	33.3%	33.3%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%
	性的虐待	例数	0	0	0	0	1	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%
	不明	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	5.3%	0.6%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	25.0%	4.4%
	小計	例数	2	3	1	6	3	7	2	2	7(0)	2(1)	2(0)	1(1)	3(0)	4(0)	45
		構成割合	4.8%	7.1%	3.3%	17.6%	11.1%	25.9%	7.4%	9.5%	29.2%	11.1%	25.0%	8.3%	18.8%	21.1%	13.0%
		有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明	例数	40	39	29	28	24	20	25	19	17(0)	16(1)	6(0)	11(1)	13(3)	15(0)	302	
	構成割合	95.2%	92.9%	96.7%	82.4%	88.9%	74.1%	92.6%	90.5%	70.8%	88.9%	75.0%	91.7%	81.3%	78.9%	87.0%	
	有効割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
計	例数	42	42	30	34	27	27	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	12(2)	16(3)	19(0)	347	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	有効割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

⑥ 実父の生育歴

表 47 (実父の生育歴) 成人前に両親死亡 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (55例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (41例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (497例)
なし	例数	21	19	18	14	22	16	19	21	19(4)	25(8)	20(8)	23(13)	21(13)	19(8)	277
	構成割合	38.2%	55.9%	58.1%	43.8%	56.4%	48.5%	73.1%	65.6%	57.6%	61.0%	64.5%	62.2%	55.3%	54.3%	55.7%
あり	例数	1	0	0	1	0	0	3	0	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8
	構成割合	1.8%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	11.5%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
小計	例数	22	19	18	15	22	16	22	21	22(5)	25(8)	20(8)	23(13)	21(13)	19(8)	285
	構成割合	40.0%	55.9%	58.1%	46.9%	56.4%	48.5%	84.6%	65.6%	66.7%	61.0%	64.5%	62.2%	55.3%	54.3%	57.3%
不明	例数	33	15	13	17	17	17	4	11	11(1)	16(7)	11(6)	14(4)	17(11)	16(5)	212
	構成割合	60.0%	44.1%	41.9%	53.1%	43.6%	51.5%	15.4%	34.4%	33.3%	39.0%	35.5%	37.8%	44.7%	45.7%	42.7%
計	例数	55	34	31	32	39	33	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	497
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 48 (実父の生育歴) 成人前に両親死亡 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (35例)	第6次 (34例)	第7次 (26例)	第8次 (31例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (15例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (290例)
なし	例数	13	17	8	15	7	7	8	10	9(0)	6(1)	2(0)	4(0)	6(0)	11(0)	123
	構成割合	37.1%	50.0%	30.8%	48.4%	33.3%	36.8%	36.4%	47.6%	56.3%	40.0%	40.0%	36.4%	40.0%	57.9%	42.4%
あり	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小計	例数	13	17	8	15	7	7	8	10	9(0)	6(1)	2(0)	4(0)	6(0)	11(0)	123
	構成割合	37.1%	50.0%	30.8%	48.4%	33.3%	36.8%	36.4%	47.6%	56.3%	40.0%	40.0%	36.4%	40.0%	57.9%	42.4%
不明	例数	22	17	18	16	14	12	14	11	7(0)	9(0)	3(0)	7(2)	9(3)	8(0)	167
	構成割合	62.9%	50.0%	69.2%	51.6%	66.7%	63.2%	63.6%	52.4%	43.8%	60.0%	60.0%	63.6%	60.0%	42.1%	57.6%
計	例数	35	34	26	31	21	19	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	290
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 49 (実父の生育歴) ひとり親家庭 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (55例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (41例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (497例)
なし	例数	20	16	12	14	12	8	17	15	16(3)	17(5)	11(6)	17(10)	18(11)	14(6)	207
	構成割合	36.4%	47.1%	38.7%	43.8%	30.8%	24.2%	65.4%	46.9%	48.5%	41.5%	35.5%	45.9%	47.4%	40.0%	41.6%
あり	例数	6	2	5	2	13	6	3	5	3(1)	3(1)	10(3)	4(2)	5(4)	5(3)	72
	構成割合	10.9%	5.9%	16.1%	6.3%	33.3%	18.2%	11.5%	15.6%	9.1%	7.3%	32.3%	10.8%	13.2%	14.3%	14.5%
小計	例数	26	18	17	16	25	14	20	20	19(4)	20(6)	21(9)	21(12)	23(15)	19(9)	279
	構成割合	47.3%	52.9%	54.8%	50.0%	64.1%	42.4%	76.9%	62.5%	57.6%	48.8%	67.7%	56.8%	60.5%	54.3%	56.1%
不明	例数	29	16	14	16	14	19	6	12	14(2)	21(9)	10(5)	16(5)	15(9)	16(4)	218
	構成割合	52.7%	47.1%	45.2%	50.0%	35.9%	57.6%	23.1%	37.5%	42.4%	51.2%	32.3%	43.2%	39.5%	45.7%	43.9%
計	例数	55	34	31	32	39	33	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	497
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 50 (実父の生育歴) ひとり親家庭 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次 (35例)	第6次 (34例)	第7次 (26例)	第8次 (31例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (15例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (290例)	
なし	例数	12	14	9	12	6	4	7	9	8(0)	4(1)	2(0)	4(0)	4(0)	10(0)	105
	構成割合	34.3%	41.2%	34.6%	38.7%	28.6%	21.1%	31.8%	42.9%	50.0%	26.7%	40.0%	36.4%	26.7%	52.6%	36.2%
あり	例数	0	2	0	0	1	2	2	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	9
	構成割合	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	4.8%	10.5%	9.1%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	3.1%
小計	例数	12	16	9	12	7	6	9	9	8(0)	5(1)	2(0)	4(0)	4(0)	11(0)	114
	構成割合	34.3%	47.1%	34.6%	38.7%	33.3%	31.6%	40.9%	42.9%	50.0%	33.3%	40.0%	36.4%	26.7%	57.9%	39.3%
不明	例数	23	18	17	19	14	13	13	12	8(0)	10(0)	3(0)	7(2)	11(3)	8(0)	176
	構成割合	65.7%	52.9%	65.4%	61.3%	66.7%	68.4%	59.1%	57.1%	50.0%	66.7%	60.0%	63.6%	73.3%	42.1%	60.7%
計	例数	35	34	26	31	21	19	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	290
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 51 (実父の生育歴) 継親子関係 (心中以外の虐待死)

区分	第5次 (55例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (41例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (497例)	
なし	例数	20	17	16	10	20	9	15	17	17(4)	16(5)	18(8)	19(9)	16(11)	15(7)	225
	構成割合	36.4%	50.0%	51.6%	31.3%	51.3%	27.3%	57.7%	53.1%	51.5%	39.0%	58.1%	51.4%	42.1%	42.9%	45.3%
あり	例数	1	1	1	1	2	1	3	0	1(0)	2(1)	1(0)	0(0)	5(2)	2(1)	21
	構成割合	1.8%	2.9%	3.2%	3.1%	5.1%	3.0%	11.5%	0.0%	3.0%	4.9%	3.2%	0.0%	13.2%	5.7%	4.2%
小計	例数	21	18	17	11	22	10	18	17	18(4)	18(6)	19(8)	19(9)	21(13)	17(8)	246
	構成割合	38.2%	52.9%	54.8%	34.4%	56.4%	30.3%	69.2%	53.1%	54.5%	43.9%	61.3%	51.4%	55.3%	48.6%	49.5%
不明	例数	34	16	14	21	17	23	8	15	15(2)	23(9)	12(6)	18(8)	17(11)	18(5)	251
	構成割合	61.8%	47.1%	45.2%	65.6%	43.6%	69.7%	30.8%	46.9%	45.5%	56.1%	38.7%	48.6%	44.7%	51.4%	50.5%
計	例数	55	34	31	32	39	33	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	497
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 52 (実父の生育歴) 継親子関係 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次 (35例)	第6次 (34例)	第7次 (26例)	第8次 (31例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (15例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (290例)	
なし	例数	9	12	6	9	5	4	6	5	7(0)	6(1)	2(0)	4(1)	2(0)	9(0)	86
	構成割合	25.7%	35.3%	23.1%	29.0%	23.8%	21.1%	27.3%	23.8%	43.8%	40.0%	40.0%	36.4%	13.3%	47.4%	29.7%
あり	例数	0	0	1	0	1	1	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	4.8%	5.3%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
小計	例数	9	12	7	9	6	5	7	5	7(0)	6(1)	2(0)	4(1)	2(0)	9(0)	90
	構成割合	25.7%	35.3%	26.9%	29.0%	28.6%	26.3%	31.8%	23.8%	43.8%	40.0%	40.0%	36.4%	13.3%	47.4%	31.0%
不明	例数	26	22	19	22	15	14	15	16	9(0)	9(0)	3(0)	7(1)	13(3)	10(0)	200
	構成割合	74.3%	64.7%	73.1%	71.0%	71.4%	73.7%	68.2%	76.2%	56.3%	60.0%	60.0%	63.6%	86.7%	52.6%	69.0%
計	例数	35	34	26	31	21	19	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	290
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 53 (実父の生育歴) 養子・里子体験 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (55例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (41例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (497例)
なし	例数	15	16	15	10	20	12	12	16	16(4)	18(5)	19(8)	17(9)	16(9)	17(8)	219
	構成割合	27.3%	47.1%	48.4%	31.3%	51.3%	36.4%	46.2%	50.0%	48.5%	43.9%	61.3%	45.9%	42.1%	48.6%	44.1%
あり	例数	1	0	0	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	3
	構成割合	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.6%
小計	例数	16	16	15	10	20	12	13	16	16(4)	18(5)	19(8)	17(9)	17(10)	17(8)	222
	構成割合	29.1%	47.1%	48.4%	31.3%	51.3%	36.4%	50.0%	50.0%	48.5%	43.9%	61.3%	45.9%	44.7%	48.6%	44.7%
不明	例数	39	18	16	22	19	21	13	16	17(2)	23(10)	12(6)	20(8)	21(14)	18(5)	275
	構成割合	70.9%	52.9%	51.6%	68.8%	48.7%	63.6%	50.0%	50.0%	51.5%	56.1%	38.7%	54.1%	55.3%	51.4%	55.3%
計	例数	55	34	31	32	39	33	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	497
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 54 (実父の生育歴) 養子・里子体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (35例)	第6次 (34例)	第7次 (26例)	第8次 (31例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (15例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (290例)
なし	例数	5	7	4	8	2	3	5	5	5(0)	6(1)	2(0)	3(1)	2(0)	5(0)	62
	構成割合	14.3%	20.6%	15.4%	25.8%	9.5%	15.8%	22.7%	23.8%	31.3%	40.0%	40.0%	27.3%	13.3%	26.3%	21.4%
あり	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小計	例数	5	7	4	8	2	3	5	5	5(0)	6(1)	2(0)	3(1)	2(0)	5(0)	62
	構成割合	14.3%	20.6%	15.4%	25.8%	9.5%	15.8%	22.7%	23.8%	31.3%	40.0%	40.0%	27.3%	13.3%	26.3%	21.4%
不明	例数	30	27	22	23	19	16	17	16	11(0)	9(0)	3(0)	8(1)	13(3)	14(0)	228
	構成割合	85.7%	79.4%	84.6%	74.2%	90.5%	84.2%	77.3%	76.2%	68.8%	60.0%	60.0%	72.7%	86.7%	73.7%	78.6%
計	例数	35	34	26	31	21	19	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	290
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 55 (実父の生育歴) 施設入所体験 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (55例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (41例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (497例)
なし	例数	14	15	15	8	18	11	10	15	16(4)	16(4)	16(8)	14(8)	17(11)	15(8)	200
	構成割合	25.5%	44.1%	48.4%	25.0%	46.2%	33.3%	38.5%	46.9%	48.5%	39.0%	51.6%	37.8%	44.7%	42.9%	40.2%
あり	例数	1	1	0	1	2	1	2	1	0(0)	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	2(0)	14
	構成割合	1.8%	2.9%	0.0%	3.1%	5.1%	3.0%	7.7%	3.1%	0.0%	2.4%	6.5%	0.0%	0.0%	5.7%	2.8%
小計	例数	15	16	15	9	20	12	12	16	16(4)	17(4)	18(8)	14(8)	17(11)	17(8)	214
	構成割合	27.3%	47.1%	48.4%	28.1%	51.3%	36.4%	46.2%	50.0%	48.5%	41.5%	58.1%	37.8%	44.7%	48.6%	43.1%
不明	例数	40	18	16	23	19	21	14	16	17(2)	24(11)	13(6)	23(9)	21(13)	18(5)	283
	構成割合	72.7%	52.9%	51.6%	71.9%	48.7%	63.6%	53.8%	50.0%	51.5%	58.5%	41.9%	62.2%	55.3%	51.4%	56.9%
計	例数	55	34	31	32	39	33	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	497
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 56 (実父の生育歴) 施設入所体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (35例)	第6次 (34例)	第7次 (26例)	第8次 (31例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (15例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (290例)
なし	例数	4	6	3	8	2	1	3	5	4(0)	6(1)	2(0)	3(1)	2(0)	5(0)	54
	構成割合	11.4%	17.6%	11.5%	25.8%	9.5%	5.3%	13.6%	23.8%	25.0%	40.0%	40.0%	27.3%	13.3%	26.3%	18.6%
あり	例数	1	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
小計	例数	5	6	3	8	2	1	3	5	4(0)	6(1)	2(0)	3(1)	2(0)	5(0)	55
	構成割合	14.3%	17.6%	11.5%	25.8%	9.5%	5.3%	13.6%	23.8%	25.0%	40.0%	40.0%	27.3%	13.3%	26.3%	19.0%
不明	例数	30	28	23	23	19	18	19	16	12(0)	9(0)	3(0)	8(1)	13(3)	14(0)	235
	構成割合	85.7%	82.4%	88.5%	74.2%	90.5%	94.7%	86.4%	76.2%	75.0%	60.0%	60.0%	72.7%	86.7%	73.7%	81.0%
計	例数	35	34	26	31	21	19	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	290
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 57 (実父の生育歴) 両親間にDVがあった (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (55例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (41例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (497例)
なし	例数	3	7	6	1	9	2	2	8	8(2)	8(2)	8(6)	5(2)	6(3)	10(6)	83
	構成割合	5.5%	20.6%	19.4%	3.1%	23.1%	6.1%	7.7%	25.0%	24.2%	19.5%	25.8%	13.5%	15.8%	28.6%	16.7%
あり	例数	1	2	1	1	3	1	1	1	1(0)	0(0)	2(0)	1(1)	1(1)	1(0)	17
	構成割合	1.8%	5.9%	3.2%	3.1%	7.7%	3.0%	3.8%	3.1%	3.0%	0.0%	6.5%	2.7%	2.6%	2.9%	3.4%
小計	例数	4	9	7	2	12	3	3	9	9(2)	8(2)	10(6)	6(3)	7(4)	11(6)	100
	構成割合	7.3%	26.5%	22.6%	6.3%	30.8%	9.1%	11.5%	28.1%	27.3%	19.5%	32.3%	16.2%	18.4%	31.4%	20.1%
不明	例数	51	25	24	30	27	30	23	23	24(4)	33(13)	21(8)	31(14)	31(20)	24(7)	397
	構成割合	92.7%	73.5%	77.4%	93.8%	69.2%	90.9%	88.5%	71.9%	72.7%	80.5%	67.7%	83.8%	81.6%	68.6%	79.9%
計	例数	55	34	31	32	39	33	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	497
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 58 (実父の生育歴) 両親間にDVがあった (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (35例)	第6次 (34例)	第7次 (26例)	第8次 (31例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (15例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (290例)
なし	例数	3	4	0	3	0	1	2	4	3(0)	2(0)	0(0)	1(1)	0(0)	2(0)	25
	構成割合	8.6%	11.8%	0.0%	9.7%	0.0%	5.3%	9.1%	19.0%	18.8%	13.3%	0.0%	9.1%	0.0%	10.5%	8.6%
あり	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小計	例数	3	4	0	3	0	1	2	4	3(0)	2(0)	0(0)	1(1)	0(0)	2(0)	25
	構成割合	8.6%	11.8%	0.0%	9.7%	0.0%	5.3%	9.1%	19.0%	18.8%	13.3%	0.0%	9.1%	0.0%	10.5%	8.6%
不明	例数	32	30	26	28	21	18	20	17	13(0)	13(1)	5(0)	10(1)	15(3)	17(0)	265
	構成割合	91.4%	88.2%	100.0%	90.3%	100.0%	94.7%	90.9%	81.0%	81.3%	86.7%	100.0%	90.9%	100.0%	89.5%	91.4%
計	例数	35	34	26	31	21	19	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	290
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 59 (実父の生育歴) 非行歴 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (55例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (41例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (497例)
なし	例数	8	9	6	1	10	2	5	9	5(1)	8(1)	11(6)	8(4)	5(3)	10(6)	97
	構成割合	14.5%	26.5%	19.4%	3.1%	25.6%	6.1%	19.2%	28.1%	15.2%	19.5%	35.5%	21.6%	13.2%	28.6%	19.5%
あり	例数	2	5	3	2	4	2	3	3	5(1)	2(0)	1(1)	1(1)	1(1)	2(0)	36
	構成割合	3.6%	14.7%	9.7%	6.3%	10.3%	6.1%	11.5%	9.4%	15.2%	4.9%	3.2%	2.7%	2.6%	5.7%	7.2%
小計	例数	10	14	9	3	14	4	8	12	10(2)	10(1)	12(7)	9(5)	6(4)	12(6)	133
	構成割合	18.2%	41.2%	29.0%	9.4%	35.9%	12.1%	30.8%	37.5%	30.3%	24.4%	38.7%	24.3%	15.8%	34.3%	26.8%
不明	例数	45	20	22	29	25	29	18	20	23(4)	31(14)	19(7)	28(12)	32(20)	23(7)	364
	構成割合	81.8%	58.8%	71.0%	90.6%	64.1%	87.9%	69.2%	62.5%	69.7%	75.6%	61.3%	75.7%	84.2%	65.7%	73.2%
計	例数	55	34	31	32	39	33	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	497
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 60 (実父の生育歴) 非行歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (35例)	第6次 (34例)	第7次 (26例)	第8次 (31例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (15例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (290例)
なし	例数	5	5	0	5	0	1	0	1	2(0)	3(0)	0(0)	2(1)	0(0)	4(0)	28
	構成割合	14.3%	14.7%	0.0%	16.1%	0.0%	5.3%	0.0%	4.8%	12.5%	20.0%	0.0%	18.2%	0.0%	21.1%	9.7%
あり	例数	1	0	0	0	1	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
小計	例数	6	5	0	5	1	1	0	1	2(0)	3(0)	0(0)	2(1)	0(0)	4(0)	30
	構成割合	17.1%	14.7%	0.0%	16.1%	4.8%	5.3%	0.0%	4.8%	12.5%	20.0%	0.0%	18.2%	0.0%	21.1%	10.3%
不明	例数	29	29	26	26	20	18	22	20	14(0)	12(1)	5(0)	9(1)	15(3)	15(0)	260
	構成割合	82.9%	85.3%	100.0%	83.9%	95.2%	94.7%	100.0%	95.2%	87.5%	80.0%	100.0%	81.8%	100.0%	78.9%	89.7%
計	例数	35	34	26	31	21	19	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	290
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 61 (実父の生育歴) 犯罪歴 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (55例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (41例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (497例)
なし	例数	9	12	9	3	15	2	4	10	7(2)	15(5)	12(6)	9(5)	6(3)	9(5)	122
	構成割合	16.4%	35.3%	29.0%	9.4%	38.5%	6.1%	15.4%	31.3%	21.2%	36.6%	38.7%	24.3%	15.8%	25.7%	24.5%
あり	例数	0	3	2	2	2	2	3	2	3(1)	2(0)	2(1)	3(2)	1(1)	5(2)	32
	構成割合	0.0%	8.8%	6.5%	6.3%	5.1%	6.1%	11.5%	6.3%	9.1%	4.9%	6.5%	8.1%	2.6%	14.3%	6.4%
小計	例数	9	15	11	5	17	4	7	12	10(3)	17(5)	14(7)	12(7)	7(4)	14(7)	154
	構成割合	16.4%	44.1%	35.5%	15.6%	43.6%	12.1%	26.9%	37.5%	30.3%	41.5%	45.2%	32.4%	18.4%	40.0%	31.0%
不明	例数	46	19	20	27	22	29	19	20	23(3)	24(10)	17(7)	25(10)	31(20)	21(6)	343
	構成割合	83.6%	55.9%	64.5%	84.4%	56.4%	87.9%	73.1%	62.5%	69.7%	58.5%	54.8%	67.6%	81.6%	60.0%	69.0%
計	例数	55	34	31	32	39	33	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	497
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 62 (実父の生育歴) 犯罪歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (35例)	第6次 (34例)	第7次 (26例)	第8次 (31例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (15例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (290例)
なし	例数	5	6	2	4	3	2	1	1	2(0)	2(0)	0(0)	2(1)	0(0)	5(0)	35
	構成割合	14.3%	17.6%	7.7%	12.9%	14.3%	10.5%	4.5%	4.8%	12.5%	13.3%	0.0%	18.2%	0.0%	26.3%	12.1%
あり	例数	0	0	0	0	1	0	2	2	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	6
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	9.1%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	2.1%
小計	例数	5	6	2	4	4	2	3	3	2(0)	2(0)	0(0)	2(1)	0(0)	6(0)	41
	構成割合	14.3%	17.6%	7.7%	12.9%	19.0%	10.5%	13.6%	14.3%	12.5%	13.3%	0.0%	18.2%	0.0%	31.6%	14.1%
不明	例数	30	28	24	27	17	17	19	18	14(0)	13(1)	5(0)	9(1)	15(3)	13(0)	249
	構成割合	85.7%	82.4%	92.3%	87.1%	81.0%	89.5%	86.4%	85.7%	87.5%	86.7%	100.0%	81.8%	100.0%	68.4%	85.9%
計	例数	35	34	26	31	21	19	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	290
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 63 (実父の生育歴) その他 (心中以外の虐待死)

区分		第5次	第6次	第7次	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (41例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (377例)
なし	例数	—	—	—	13	20	10	10	19	16(4)	24(8)	16(7)	18(10)	17(11)	16(7)	179
	構成割合	—	—	—	40.6%	51.3%	30.3%	38.5%	59.4%	48.5%	58.5%	51.6%	48.6%	44.7%	45.7%	47.5%
あり	例数	—	—	—	0	3	2	0	1	3(0)	1(1)	3(0)	0(0)	0(0)	3(2)	16
	構成割合	—	—	—	0.0%	7.7%	6.1%	0.0%	3.1%	9.1%	2.4%	9.7%	0.0%	0.0%	8.6%	4.2%
小計	例数	—	—	—	13	23	12	10	20	19(4)	25(9)	19(7)	18(10)	17(11)	19(9)	195
	構成割合	—	—	—	40.6%	59.0%	36.4%	38.5%	62.5%	57.6%	61.0%	61.3%	48.6%	44.7%	54.3%	51.7%
不明・未記入	例数	—	—	—	19	16	21	16	12	14(2)	16(6)	12(7)	19(7)	21(13)	16(4)	182
	構成割合	—	—	—	59.4%	41.0%	63.6%	61.5%	37.5%	42.4%	39.0%	38.7%	51.4%	55.3%	45.7%	48.3%
計	例数	—	—	—	32	39	33	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	377
	構成割合	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 64 (実父の生育歴) その他 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次	第6次	第7次	第8次 (31例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (15例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (195例)
なし	例数	—	—	—	5	7	6	6	10	8(0)	11(1)	1(0)	4(1)	6(0)	8(0)	72
	構成割合	—	—	—	16.1%	33.3%	31.6%	27.3%	47.6%	50.0%	73.3%	20.0%	36.4%	40.0%	42.1%	36.9%
あり	例数	—	—	—	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小計	例数	—	—	—	5	7	6	6	10	8(0)	11(1)	1(0)	4(1)	6(0)	8(0)	72
	構成割合	—	—	—	16.1%	33.3%	31.6%	27.3%	47.6%	50.0%	73.3%	20.0%	36.4%	40.0%	42.1%	36.9%
不明	例数	—	—	—	26	14	13	16	11	8(0)	4(0)	4(0)	7(1)	9(3)	11(0)	123
	構成割合	—	—	—	83.9%	66.7%	68.4%	72.7%	52.4%	50.0%	26.7%	80.0%	63.6%	60.0%	57.9%	63.1%
計	例数	—	—	—	31	21	19	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	195
	構成割合	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 65 (実父の生育歴) 最終学歴 (心中以外の虐待死)

区分		第 11 次 (26 例)	第 12 次 (32 例)	第 13 次 (33 例)	第 14 次 (41 例)	第 15 次 (31 例)	第 16 次 (37 例)	第 17 次 (38 例)	第 18 次 (35 例)	総数 (273 例)
中学卒	例数	4	3	6(2)	2(0)	2(1)	2(1)	6(4)	6(3)	31
	構成割合	15.4%	9.4%	18.2%	4.9%	6.5%	5.4%	15.8%	17.1%	11.4%
高校卒	例数	3	7	4(0)	1(1)	7(2)	4(3)	1(0)	5(0)	32
	構成割合	11.5%	21.9%	12.1%	2.4%	22.6%	10.8%	2.6%	14.3%	11.7%
短大・ 専門学校卒	例数	7	3	5(1)	6(2)	2(1)	7(2)	5(4)	1(0)	36
	構成割合	26.9%	9.4%	15.2%	14.6%	6.5%	18.9%	13.2%	2.9%	13.2%
大学卒	例数	1	1	1(0)	4(0)	2(1)	1(1)	3(1)	3(2)	16
	構成割合	3.8%	3.1%	3.0%	9.8%	6.5%	2.7%	7.9%	8.6%	5.9%
大学院卒	例数	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	例数	0	0	2(0)	1(0)	3(3)	1(0)	2(2)	1(1)	10
	構成割合	0.0%	0.0%	6.1%	2.4%	9.7%	2.7%	5.3%	2.9%	3.7%
小計	例数	15	14	18(3)	14(3)	16(8)	15(7)	17(11)	16(6)	125
	構成割合	57.7%	43.8%	54.5%	34.1%	51.6%	40.5%	44.7%	45.7%	45.8%
不明	例数	11	18	15(3)	27(12)	15(6)	22(10)	21(13)	19(7)	148
	構成割合	42.3%	56.3%	45.5%	65.9%	48.4%	59.5%	55.3%	54.3%	54.2%
計	例数	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	273
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 66 (実父の生育歴) 最終学歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第 11 次 (22 例)	第 12 次 (21 例)	第 13 次 (16 例)	第 14 次 (15 例)	第 15 次 (5 例)	第 16 次 (11 例)	第 17 次 (15 例)	第 18 次 (19 例)	総数 (124 例)
中学卒	例数	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高校卒	例数	0	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	1.6%
短大・ 専門学校卒	例数	4	0	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)	2(0)	7(0)	18
	構成割合	18.2%	0.0%	6.3%	6.7%	20.0%	18.2%	13.3%	36.8%	14.5%
大学卒	例数	1	2	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	7
	構成割合	4.5%	9.5%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	5.6%
大学院卒	例数	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	例数	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小計	例数	5	2	4(0)	2(0)	1(0)	2(0)	2(0)	9(0)	27
	構成割合	22.7%	9.5%	25.0%	13.3%	20.0%	18.2%	13.3%	47.4%	21.8%
不明	例数	17	19	12(0)	13(1)	4(0)	9(2)	13(3)	10(0)	97
	構成割合	77.3%	90.5%	75.0%	86.7%	80.0%	81.8%	86.7%	52.6%	78.2%
計	例数	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	124
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 67 (実父の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (55例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	第13次 (33例)	第14次 (41例)	第15次 (31例)	第16次 (37例)	第17次 (38例)	第18次 (35例)	総数 (497例)	
なし	例数	5	7	8	1	9	3	2	6	8(2)	8(2)	6(3)	5(3)	5(3)	10(7)	83	
	構成割合	9.1%	20.6%	25.8%	3.1%	23.1%	9.1%	7.7%	18.8%	24.2%	19.5%	19.4%	13.5%	13.2%	28.6%	16.7%	
	有効割合	71.4%	87.5%	100.0%	100.0%	75.0%	75.0%	66.7%	66.7%	88.9%	72.7%	50.0%	71.4%	71.4%	76.9%	74.8%	
あり	例数	2	1	0	0	3	1	1	3	1(0)	3(1)	6(2)	2(1)	2(1)	3(0)	28	
	構成割合	3.6%	2.9%	0.0%	0.0%	7.7%	3.0%	3.8%	9.4%	3.0%	7.3%	19.4%	5.4%	5.3%	8.6%	5.6%	
	有効割合	28.6%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	33.3%	33.3%	11.1%	27.3%	50.0%	28.6%	28.6%	23.1%	25.2%	
内訳 (再掲) (複数回答)	身体的虐待	例数	1	0	0	0	3	1	0	1	0(0)	2(1)	5(2)	2(1)	2(1)	2(0)	19
		構成割合	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	3.0%	0.0%	3.1%	0.0%	4.9%	16.1%	5.4%	5.3%	5.7%	3.8%
		有効割合	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	11.1%	0.0%	18.2%	41.7%	28.6%	28.6%	15.4%	17.1%
	ネグレクト	例数	1	1	0	0	0	1	0	1	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	1(1)	2(0)	9
		構成割合	1.8%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	2.6%	5.7%	1.8%
		有効割合	14.3%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	14.3%	15.4%	8.1%
	心理的虐待	例数	0	0	0	0	1	1	1	1	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	3(0)	10
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	3.0%	3.8%	3.1%	3.0%	0.0%	3.2%	0.0%	2.6%	8.6%	2.0%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	25.0%	33.3%	11.1%	11.1%	0.0%	8.3%	0.0%	14.3%	23.1%	9.0%
	性的虐待	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	不明	例数	0	0	0	0	0	0	1	0	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	3
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.6%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	2.7%
	小計	例数	7	8	8	1	12	4	3	9	9(2)	11(3)	12(5)	7(4)	7(4)	13(7)	111
		構成割合	12.7%	23.5%	25.8%	3.1%	30.8%	12.1%	11.5%	28.1%	27.3%	26.8%	38.7%	18.9%	18.4%	37.1%	22.3%
		有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明	例数	48	26	23	31	27	29	23	23	24(4)	30(12)	19(9)	30(13)	31(20)	22(6)	386	
	構成割合	87.3%	76.5%	74.2%	96.9%	69.2%	87.9%	88.5%	71.9%	72.7%	73.2%	61.3%	81.1%	81.6%	62.9%	77.7%	
	有効割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
計	例数	55	34	31	32	39	33	26	32	33(6)	41(15)	31(14)	37(17)	38(24)	35(13)	497	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	有効割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 68 (実父の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分		第5次 (35例)	第6次 (34例)	第7次 (26例)	第8次 (31例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (22例)	第12次 (21例)	第13次 (16例)	第14次 (15例)	第15次 (5例)	第16次 (11例)	第17次 (15例)	第18次 (19例)	総数 (290例)	
なし	例数	2	3	1	3	0	1	1	1	2(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	2(0)	17	
	構成割合	5.7%	8.8%	3.8%	9.7%	0.0%	5.3%	4.5%	4.8%	12.5%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	10.5%	5.9%	
	有効割合	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	50.0%	0.0%	100.0%	85.0%	
あり	例数	1	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	3	
	構成割合	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	6.7%	0.0%	1.0%	
	有効割合	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	50.0%	100.0%	0.0%	15.0%	
内訳 (再掲) (複数回答)	身体的虐待	例数	1	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	3
		構成割合	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	6.7%	0.0%	1.0%
		有効割合	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	50.0%	100.0%	0.0%	15.0%
	ネグレクト	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	心理的虐待	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.3%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	50.0%	0.0%	0.0%	5.0%
	性的虐待	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	不明	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小計	例数	3	3	1	3	0	1	1	1	2(0)	0(0)	0(0)	2(1)	1(0)	2(0)	20
		構成割合	8.6%	8.8%	3.8%	9.7%	0.0%	5.3%	4.5%	4.8%	12.5%	0.0%	0.0%	18.2%	6.7%	10.5%	6.9%
		有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明	例数	32	31	25	28	21	18	21	20	14(0)	15(1)	5(0)	9(1)	14(3)	17(0)	270	
	構成割合	91.4%	91.2%	96.2%	90.3%	100.0%	94.7%	95.5%	95.2%	87.5%	100.0%	100.0%	81.8%	93.3%	89.5%	93.1%	
	有効割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
計	例数	35	34	26	31	21	19	22	21	16(0)	15(1)	5(0)	11(2)	15(3)	19(0)	290	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

⑦ 子どもの死亡時における加害者の年齢

表 69 子どもの死亡時における加害者の年齢

区分	心中以外の虐待死(47例)						心中による虐待死(未遂含む)(19例)					
	実母		実父		実父母以外加害者		実母		実父		実父母以外加害者	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	3(1)	9.7%	1(0)	16.7%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-
20歳～24歳	5(2)	16.1%	0(0)	0.0%	1(0)	25.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-
25歳～29歳	8(1)	25.8%	3(1)	50.0%	1(0)	25.0%	1(0)	7.1%	0(0)	0.0%	0(0)	-
30歳～34歳	10(1)	32.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	4(0)	28.6%	2(0)	28.6%	0(0)	-
35歳～39歳	4(0)	12.9%	1(0)	16.7%	0(0)	0.0%	4(0)	28.6%	2(0)	28.6%	0(0)	-
40歳以上	1(1)	3.2%	1(1)	16.7%	2(0)	50.0%	5(0)	35.7%	3(0)	42.9%	0(0)	-
年齢不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-
計	31(6)	100.0%	6(2)	100.0%	4(0)	100.0%	14(0)	100.0%	7(0)	100.0%	0(0)	-

⑧ 実父母以外の加害者の生育歴

表 70 (実父母以外加害者の生育歴) 成人前に両親死亡(心中以外の虐待死)

区分		第5次 (14例)	第6次 (11例)	第7次 (13例)	第8次 (11例)	第9次 (11例)	第10次 (5例)	第11次 (6例)	第12次 (8例)	第13次 (9例)	第14次 (6例)	第15次 (3例)	第16次 (3例)	第17次 (8例)	第18次 (4例)	総数 (112例)
なし	例数	3	5	6	4	4	1	4	3	5(1)	3(1)	1(0)	1(0)	4(2)	0(0)	44
	構成割合	21.4%	45.5%	46.2%	36.4%	36.4%	20.0%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	33.3%	33.3%	50.0%	0.0%	39.3%
あり	例数	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2
	構成割合	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	1.8%
小計	例数	3	6	6	4	4	1	4	3	5(1)	3(1)	1(0)	1(0)	4(2)	1(0)	46
	構成割合	21.4%	54.5%	46.2%	36.4%	36.4%	20.0%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	33.3%	33.3%	50.0%	25.0%	41.1%
不明・未記入	例数	11	5	7	7	7	4	2	5	4(0)	3(1)	2(1)	2(1)	4(3)	3(0)	66
	構成割合	78.6%	45.5%	53.8%	63.6%	63.6%	80.0%	33.3%	62.5%	44.4%	50.0%	66.7%	66.7%	50.0%	75.0%	58.9%
計	例数	14	11	13	11	11	5	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	112
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 71 (実父母以外加害者の生育歴) ひとり親家庭(心中以外の虐待死)

区分		第5次 (14例)	第6次 (11例)	第7次 (13例)	第8次 (11例)	第9次 (11例)	第10次 (5例)	第11次 (6例)	第12次 (8例)	第13次 (9例)	第14次 (6例)	第15次 (3例)	第16次 (3例)	第17次 (8例)	第18次 (4例)	総数 (112例)
なし	例数	3	3	1	3	1	1	3	1	4(1)	2(0)	0(0)	0(0)	3(1)	0(0)	25
	構成割合	21.4%	27.3%	7.7%	27.3%	9.1%	20.0%	50.0%	12.5%	44.4%	33.3%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	22.3%
あり	例数	1	3	5	2	3	0	1	2	1(0)	1(1)	0(0)	1(0)	1(1)	1(0)	22
	構成割合	7.1%	27.3%	38.5%	18.2%	27.3%	0.0%	16.7%	25.0%	11.1%	16.7%	0.0%	33.3%	12.5%	25.0%	19.6%
小計	例数	4	6	6	5	4	1	4	3	5(1)	3(1)	0(0)	1(0)	4(2)	1(0)	47
	構成割合	28.6%	54.5%	46.2%	45.5%	36.4%	20.0%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	0.0%	33.3%	50.0%	25.0%	42.0%
不明・未記入	例数	10	5	7	6	7	4	2	5	4(0)	3(1)	3(1)	2(1)	4(3)	3(0)	65
	構成割合	71.4%	45.5%	53.8%	54.5%	63.6%	80.0%	33.3%	62.5%	44.4%	50.0%	100.0%	66.7%	50.0%	75.0%	58.0%
計	例数	14	11	13	11	11	5	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	112
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 72 (実父母以外加害者の生育歴) 継親子関係(心中以外の虐待死)

区分		第5次 (14例)	第6次 (11例)	第7次 (13例)	第8次 (11例)	第9次 (11例)	第10次 (5例)	第11次 (6例)	第12次 (8例)	第13次 (9例)	第14次 (6例)	第15次 (3例)	第16次 (3例)	第17次 (8例)	第18次 (4例)	総数 (112例)
なし	例数	2	4	5	1	2	1	3	3	4(1)	3(1)	0(0)	0(0)	4(2)	0(0)	32
	構成割合	14.3%	36.4%	38.5%	9.1%	18.2%	20.0%	50.0%	37.5%	44.4%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	28.6%
あり	例数	1	2	1	1	1	0	1	0	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	10
	構成割合	7.1%	18.2%	7.7%	9.1%	9.1%	0.0%	16.7%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	25.0%	8.9%
小計	例数	3	6	6	2	3	1	4	3	5(1)	3(1)	0(0)	1(0)	4(2)	1(0)	42
	構成割合	21.4%	54.5%	46.2%	18.2%	27.3%	20.0%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	0.0%	33.3%	50.0%	25.0%	37.5%
不明・未記入	例数	11	5	7	9	8	4	2	5	4(0)	3(1)	3(1)	2(1)	4(3)	3(0)	70
	構成割合	78.6%	45.5%	53.8%	81.8%	72.7%	80.0%	33.3%	62.5%	44.4%	50.0%	100.0%	66.7%	50.0%	75.0%	62.5%
計	例数	14	11	13	11	11	5	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	112
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 73 (実父母以外加害者の生育歴) 養子・里子体験 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (14例)	第6次 (11例)	第7次 (13例)	第8次 (11例)	第9次 (11例)	第10次 (5例)	第11次 (6例)	第12次 (8例)	第13次 (9例)	第14次 (6例)	第15次 (3例)	第16次 (3例)	第17次 (8例)	第18次 (4例)	総数 (112例)
なし	例数	4	7	5	3	3	1	4	3	5(1)	3(1)	0(0)	1(0)	4(2)	1(0)	44
	構成割合	28.6%	63.6%	38.5%	27.3%	27.3%	20.0%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	0.0%	33.3%	50.0%	25.0%	39.3%
あり	例数	0	0	1	1	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	0.0%	7.7%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
小計	例数	4	7	6	4	3	1	4	3	5(1)	3(1)	0(0)	1(0)	4(2)	1(0)	46
	構成割合	28.6%	63.6%	46.2%	36.4%	27.3%	20.0%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	0.0%	33.3%	50.0%	25.0%	41.1%
不明・未記入	例数	10	4	7	7	8	4	2	5	4(0)	3(1)	3(1)	2(1)	4(3)	3(0)	66
	構成割合	71.4%	36.4%	53.8%	63.6%	72.7%	80.0%	33.3%	62.5%	44.4%	50.0%	100.0%	66.7%	50.0%	75.0%	58.9%
計	例数	14	11	13	11	11	5	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	112
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 74 (実父母以外加害者の生育歴) 施設入所体験 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (14例)	第6次 (11例)	第7次 (13例)	第8次 (11例)	第9次 (11例)	第10次 (5例)	第11次 (6例)	第12次 (8例)	第13次 (9例)	第14次 (6例)	第15次 (3例)	第16次 (3例)	第17次 (8例)	第18次 (4例)	総数 (112例)
なし	例数	2	7	6	2	2	1	4	3	4(0)	3(1)	0(0)	1(0)	3(2)	1(0)	39
	構成割合	14.3%	63.6%	46.2%	18.2%	18.2%	20.0%	66.7%	37.5%	44.4%	50.0%	0.0%	33.3%	37.5%	25.0%	34.8%
あり	例数	1	0	0	1	1	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	4
	構成割合	7.1%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	3.6%
小計	例数	3	7	6	3	3	1	4	3	4(0)	3(1)	0(0)	1(0)	4(2)	1(0)	43
	構成割合	21.4%	63.6%	46.2%	27.3%	27.3%	20.0%	66.7%	37.5%	44.4%	50.0%	0.0%	33.3%	50.0%	25.0%	38.4%
不明・未記入	例数	11	4	7	8	8	4	2	5	5(1)	3(1)	3(1)	2(1)	4(3)	3(0)	69
	構成割合	78.6%	36.4%	53.8%	72.7%	72.7%	80.0%	33.3%	62.5%	55.6%	50.0%	100.0%	66.7%	50.0%	75.0%	61.6%
計	例数	14	11	13	11	11	5	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	112
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 75 (実父母以外加害者の生育歴) 両親間にDVがあった (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (14例)	第6次 (11例)	第7次 (13例)	第8次 (11例)	第9次 (11例)	第10次 (5例)	第11次 (6例)	第12次 (8例)	第13次 (9例)	第14次 (6例)	第15次 (3例)	第16次 (3例)	第17次 (8例)	第18次 (4例)	総数 (112例)
なし	例数	0	0	3	0	1	0	1	1	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(1)	1(0)	10
	構成割合	0.0%	0.0%	23.1%	0.0%	9.1%	0.0%	16.7%	12.5%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	12.5%	25.0%	8.9%
あり	例数	1	2	2	2	1	1	0	1	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	12
	構成割合	7.1%	18.2%	15.4%	18.2%	9.1%	20.0%	0.0%	12.5%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	10.7%
小計	例数	1	2	5	2	2	1	1	2	1(0)	1(1)	0(0)	1(0)	2(1)	1(0)	22
	構成割合	7.1%	18.2%	38.5%	18.2%	18.2%	20.0%	16.7%	25.0%	11.1%	16.7%	0.0%	33.3%	25.0%	25.0%	19.6%
不明・未記入	例数	13	9	8	9	9	4	5	6	8(1)	5(1)	3(1)	2(1)	6(4)	3(0)	90
	構成割合	92.9%	81.8%	61.5%	81.8%	81.8%	80.0%	83.3%	75.0%	88.9%	83.3%	100.0%	66.7%	75.0%	75.0%	80.4%
計	例数	14	11	13	11	11	5	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	112
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 76 (実父母以外加害者の生育歴) 非行歴 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (14例)	第6次 (11例)	第7次 (13例)	第8次 (11例)	第9次 (11例)	第10次 (5例)	第11次 (6例)	第12次 (8例)	第13次 (9例)	第14次 (6例)	第15次 (3例)	第16次 (3例)	第17次 (8例)	第18次 (4例)	総数 (112例)
なし	例数	0	3	4	0	2	0	1	1	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	3(2)	0(0)	16
	構成割合	0.0%	27.3%	30.8%	0.0%	18.2%	0.0%	16.7%	12.5%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	37.5%	0.0%	14.3%
あり	例数	2	2	1	2	1	1	1	1	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	12
	構成割合	14.3%	18.2%	7.7%	18.2%	9.1%	20.0%	16.7%	12.5%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.7%
小計	例数	2	5	5	2	3	1	2	2	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	3(2)	0(0)	28
	構成割合	14.3%	45.5%	38.5%	18.2%	27.3%	20.0%	33.3%	25.0%	22.2%	0.0%	0.0%	33.3%	37.5%	0.0%	25.0%
不明・未記入	例数	12	6	8	9	8	4	4	6	7(1)	6(2)	3(1)	2(1)	5(3)	4(0)	84
	構成割合	85.7%	54.5%	61.5%	81.8%	72.7%	80.0%	66.7%	75.0%	77.8%	100.0%	100.0%	66.7%	62.5%	100.0%	75.0%
計	例数	14	11	13	11	11	5	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	112
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 77 (実父母以外加害者の生育歴) 犯罪歴 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (14例)	第6次 (11例)	第7次 (13例)	第8次 (11例)	第9次 (11例)	第10次 (5例)	第11次 (6例)	第12次 (8例)	第13次 (9例)	第14次 (6例)	第15次 (3例)	第16次 (3例)	第17次 (8例)	第18次 (4例)	総数 (112例)
なし	例数	0	3	2	0	3	0	1	4	2(0)	1(1)	0(0)	1(0)	3(2)	0(0)	20
	構成割合	0.0%	27.3%	15.4%	0.0%	27.3%	0.0%	16.7%	50.0%	22.2%	16.7%	0.0%	33.3%	37.5%	0.0%	17.9%
あり	例数	2	2	4	4	1	1	1	1	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	18
	構成割合	14.3%	18.2%	30.8%	36.4%	9.1%	20.0%	16.7%	12.5%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	16.1%
小計	例数	2	5	6	4	4	1	2	5	2(0)	2(1)	1(0)	1(0)	3(2)	0(0)	38
	構成割合	14.3%	45.5%	46.2%	36.4%	36.4%	20.0%	33.3%	62.5%	22.2%	33.3%	33.3%	33.3%	37.5%	0.0%	33.9%
不明・未記入	例数	12	6	7	7	7	4	4	3	7(1)	4(1)	2(1)	2(1)	5(3)	4(0)	74
	構成割合	85.7%	54.5%	53.8%	63.6%	63.6%	80.0%	66.7%	37.5%	77.8%	66.7%	66.7%	66.7%	62.5%	100.0%	66.1%
計	例数	14	11	13	11	11	5	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	112
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 78 (実父母以外加害者の生育歴) その他 (心中以外の虐待死)

区分		第5次	第6次	第7次	第8次 (11例)	第9次 (11例)	第10次 (5例)	第11次 (6例)	第12次 (8例)	第13次 (9例)	第14次 (6例)	第15次 (3例)	第16次 (3例)	第17次 (8例)	第18次 (4例)	総数 (74例)
なし	例数	—	—	—	2	2	2	3	7	6(0)	3(1)	1(1)	1(0)	3(2)	2(0)	32
	構成割合	—	—	—	18.2%	18.2%	40.0%	50.0%	87.5%	66.7%	50.0%	33.3%	33.3%	37.5%	50.0%	43.2%
あり	例数	—	—	—	1	0	0	0	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	—	—	—	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%
小計	例数	—	—	—	3	2	2	3	7	6(0)	4(1)	1(1)	1(0)	3(2)	2(0)	34
	構成割合	—	—	—	27.3%	18.2%	40.0%	50.0%	87.5%	66.7%	66.7%	33.3%	33.3%	37.5%	50.0%	45.9%
不明・未記入	例数	—	—	—	8	9	3	3	1	3(1)	2(1)	2(0)	2(1)	5(3)	2(0)	40
	構成割合	—	—	—	72.7%	81.8%	60.0%	50.0%	12.5%	33.3%	33.3%	66.7%	66.7%	62.5%	50.0%	54.1%
計	例数	—	—	—	11	11	5	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	74
	構成割合	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 79 (実父母以外加害者の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中以外の虐待死)

区分		第5次 (14例)	第6次 (11例)	第7次 (13例)	第8次 (11例)	第9次 (11例)	第10次 (5例)	第11次 (6例)	第12次 (8例)	第13次 (9例)	第14次 (6例)	第15次 (3例)	第16次 (3例)	第17次 (8例)	第18次 (4例)	総数 (112例)	
なし	例数	0	1	3	1	2	0	1	1	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(2)	0(0)	13	
	構成割合	0.0%	9.1%	23.1%	9.1%	18.2%	0.0%	16.7%	12.5%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	25.0%	0.0%	11.6%	
	有効割合	0.0%	33.3%	60.0%	50.0%	66.7%	0.0%	50.0%	25.0%	50.0%	0.0%	-	100.0%	66.7%	-	46.4%	
あり	例数	1	2	2	1	1	1	1	3	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	15	
	構成割合	7.1%	18.2%	15.4%	9.1%	9.1%	20.0%	16.7%	37.5%	11.1%	16.7%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	13.4%	
	有効割合	100.0%	66.7%	40.0%	50.0%	33.3%	100.0%	50.0%	75.0%	50.0%	100.0%	-	0.0%	33.3%	-	53.6%	
内訳 (再掲) (複数回答)	身体的虐待	例数	1	2	2	1	1	1	1	3	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	15
		構成割合	7.1%	18.2%	15.4%	9.1%	9.1%	20.0%	16.7%	37.5%	11.1%	16.7%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	13.4%
		有効割合	100.0%	66.7%	40.0%	50.0%	33.3%	100.0%	50.0%	75.0%	50.0%	100.0%	-	0.0%	33.3%	-	53.6%
	ネグレクト	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	2.7%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%	-	0.0%	33.3%	-	10.7%
	心理的虐待	例数	0	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	2.7%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	-	0.0%	33.3%	-	10.7%
	性的虐待	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	-	0.0%
	不明	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	-	0.0%
	小計	例数	1	3	5	2	3	1	2	4	2(0)	1(1)	0(0)	1(0)	3(2)	0(0)	28
		構成割合	7.1%	27.3%	38.5%	18.2%	27.3%	20.0%	33.3%	50.0%	22.2%	16.7%	0.0%	33.3%	37.5%	0.0%	25.0%
		有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	-	100.0%
不明・未記入	例数	13	8	8	9	8	4	4	4	7(1)	5(1)	3(1)	2(1)	5(3)	4(0)	84	
	構成割合	92.9%	72.7%	61.5%	81.8%	72.7%	80.0%	66.7%	50.0%	77.8%	83.3%	100.0%	66.7%	62.5%	100.0%	75.0%	
	有効割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
計	例数	14	11	13	11	11	5	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	112	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	有効割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

⑨ 実父母以外の加害者の心身の状況（子どもの死亡時）

表 80 実父母以外の加害者の心身の状況（子どもの死亡時）

区分	心中以外の虐待死(4例)	
	例数	構成割合
育児不安	1(0)	25.0%
マタニティーブルー	0(0)	0.0%
産後うつ	0(0)	0.0%
知的障害	0(0)	0.0%
精神疾患(医師の診断によるもの)	0(0)	0.0%
身体障害	0(0)	0.0%
その他の障害	0(0)	0.0%
アルコール依存	0(0)	0.0%
薬物依存	0(0)	0.0%
ギャンブル依存	0(0)	0.0%
衝動性	1(0)	25.0%
攻撃性	2(0)	50.0%
怒りのコントロール不全	1(0)	25.0%
うつ状態	1(0)	25.0%
躁状態	0(0)	0.0%
感情の起伏が激しい	1(0)	25.0%
高い依存性	0(0)	0.0%
幻視、幻聴	0(0)	0.0%
妄想	0(0)	0.0%
DVを受けている	1(0)	25.0%
DVを行っている	1(0)	25.0%
自殺未遂の既往	(0)	0.0%
養育能力の低さ	1(0)	25.0%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	0(0)	0.0%

⑩ 世帯の家計を支えている主たる者

表 81 家計を支えている主たる者

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
実母	10(1)	21.3%	25.0%	1(0)	5.3%	5.9%
実父	22(11)	46.8%	55.0%	16(0)	84.2%	94.1%
継母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
継父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
養母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
養父	1(0)	2.1%	2.5%	0(0)	0.0%	0.0%
母方祖母	1(0)	2.1%	2.5%	0(0)	0.0%	0.0%
母方祖父	3(0)	6.4%	7.5%	0(0)	0.0%	0.0%
父方祖母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
父方祖父	1(1)	2.1%	2.5%	0(0)	0.0%	0.0%
母の交際相手	2(0)	4.3%	5.0%	0(0)	0.0%	0.0%
父の交際相手	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	40(13)	85.1%	100.0%	17(0)	89.5%	100.0%
不明	7(2)	14.9%		2(0)	10.5%	
計	47(15)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—

⑪ 子どもの住居の状況

表 82 子どもの住居の状況

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
一戸建て住宅(所有)	8(4)	17.0%	19.5%	10(0)	52.6%	66.7%
一戸建て住宅(賃貸)	5(1)	10.6%	12.2%	0(0)	0.0%	0.0%
集合住宅(所有)	1(0)	2.1%	2.4%	1(0)	5.3%	6.7%
集合住宅(賃貸)	24(8)	51.1%	58.5%	3(0)	15.8%	20.0%
公営住宅	3(1)	6.4%	7.3%	1(0)	5.3%	6.7%
他人の家に同居	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
母子生活支援施設	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
民間シェルター	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
定住地なし	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	41(14)	87.2%	100.0%	15(0)	78.9%	100.0%
不明	5(1)	10.6%		4(0)	21.1%	
未記入	1(0)	2.1%		0(0)	0.0%	
計	47(15)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—

⑫ 家庭の経済状況

表 83 家庭の経済状況

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	5(2)	10.6%	18.5%	2(0)	10.5%	16.7%
市区町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	6(2)	12.8%	22.2%	0(0)	0.0%	0.0%
市区町村民税課税世帯 (所得割のみ非課税)	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	5.3%	8.3%
市区町村民税課税世帯 (年収500万円未満)	10(4)	21.3%	37.0%	5(0)	26.3%	41.7%
年収500万円以上	6(3)	12.8%	22.2%	4(0)	21.1%	33.3%
小計	27(11)	57.4%	100.0%	12(0)	63.2%	100.0%
不明	20(4)	42.6%		7(0)	36.8%	
計	47(15)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—

表 84 家庭の経済状況(家計を支えている主たる者別)

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
	家計を支えている 主たる者<実母>			家計を支えている 主たる者<実父>			家計を支えている 主たる者<実母>			家計を支えている 主たる者<実父>		
	例数	構成割合	有効割合									
生活保護世帯	2(0)	20.0%	40.0%	2(2)	9.1%	12.5%	1(0)	100.0%	100.0%	1(0)	6.3%	9.1%
市町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	3(0)	30.0%	60.0%	2(2)	9.1%	12.5%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
市町村民税課税世帯 (所得割のみ非課税)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	6.3%	9.1%
市町村民税課税世帯 (年収500万円未満)	0(0)	0.0%	0.0%	8(4)	36.4%	50.0%	0(0)	0.0%	0.0%	5(0)	31.3%	45.5%
年収500万円以上	0(0)	0.0%	0.0%	4(1)	18.2%	25.0%	0(0)	0.0%	0.0%	4(0)	25.0%	36.4%
小計	5(0)	50.0%	100.0%	16(9)	72.7%	100.0%	1(0)	100.0%	100.0%	11(0)	68.8%	100.0%
不明	5(1)	50.0%		6(2)	27.3%		0(0)	0.0%		5(0)	31.3%	
計	10(1)	100.0%	—	22(11)	100.0%	—	1(0)	100.0%	—	16(0)	100.0%	—

⑬ 子どもの死亡時における実父母の就業状況

表 85 子どもの死亡時における実父母の就業状況

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
	実母			実父			実母			実父		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
無職	24(12)	51.1%	66.7%	3(2)	8.6%	10.7%	8(0)	42.1%	61.5%	0(0)	0.0%	0.0%
フルタイム	5(3)	10.6%	13.9%	23(10)	65.7%	82.1%	4(0)	21.1%	30.8%	13(0)	68.4%	100.0%
パート	7(0)	14.9%	19.4%	2(1)	5.7%	7.1%	1(0)	5.3%	7.7%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	36(15)	76.6%	100.0%	28(13)	80.0%	100.0%	13(0)	68.4%	100.0%	13(0)	68.4%	100.0%
不明	11(0)	23.4%	/	7(0)	20.0%	/	6(0)	31.6%	/	6(0)	31.6%	/
計	47(15)	100.0%	—	35(13)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—

※1 実父母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 86 子どもの死亡時における実父母の就業状況 (家計を支えている主たる者別)

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
	家計を支えている主たる者<実母>			家計を支えている主たる者<実父>			家計を支えている主たる者<実母>			家計を支えている主たる者<実父>		
	例数	構成割合	有効割合									
無職	1(0)	10.0%	14.3%	2(2)	9.1%	9.1%	1(0)	100.0%	100.0%	0(0)	0.0%	0.0%
フルタイム	3(1)	30.0%	42.9%	19(8)	86.4%	86.4%	0(0)	0.0%	0.0%	13(0)	81.3%	100.0%
パート	3(0)	30.0%	42.9%	1(1)	4.5%	4.5%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	7(1)	70.0%	100.0%	22(11)	100.0%	100.0%	1(0)	100.0%	100.0%	13(0)	81.3%	100.0%
不明	3(0)	30.0%	/	0(0)	0.0%	/	0(0)	0.0%	/	3(0)	18.8%	/
計	10(1)	100.0%	—	22(11)	100.0%	—	1(0)	100.0%	—	16(0)	100.0%	—

⑭ 子どもが出生してからの転居回数

表 87 死亡した子どもが出生してからの転居回数

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし	29(12)	61.7%	70.7%	5(0)	26.3%	35.7%
1回	11(2)	23.4%	26.8%	6(0)	31.6%	42.9%
2回	1(1)	2.1%	2.4%	1(0)	5.3%	7.1%
3回	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	5.3%	7.1%
4回	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	5.3%	7.1%
5回以上	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	41(15)	87.2%	100.0%	14(0)	73.7%	100.0%
不明	6(0)	12.8%		5(0)	26.3%	
計	47(15)	100.0%	-	19(0)	100.0%	-

⑮ 家庭の地域社会との接触状況

表 88 家庭の地域社会との接触状況（心中以外の虐待死）

区分		第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
ほとんど 無い	例数	14	9	11	9	19	14	11	19	7	11	11	11(3)	10(2)	11(3)	12(5)	10(5)	14(8)	203
	構成 割合	29.2%	17.6%	21.2%	12.3%	29.7%	29.8%	24.4%	33.9%	14.3%	30.6%	25.6%	22.9%	20.4%	22.0%	23.5%	17.9%	29.8%	23.5%
	有効 割合	45.2%	39.1%	42.3%	31.0%	48.7%	56.0%	45.8%	48.7%	25.0%	40.7%	37.9%	28.9%	27.0%	34.4%	41.4%	33.3%	48.3%	39.4%
乏しい	例数	9	7	8	12	7	5	4	6	13	11	10	6(1)	13(6)	9(4)	3(2)	8(5)	7(3)	138
	構成 割合	18.8%	13.7%	15.4%	16.4%	10.9%	10.6%	8.9%	10.7%	26.5%	30.6%	23.3%	12.5%	26.5%	18.0%	5.9%	14.3%	14.9%	16.0%
	有効 割合	29.0%	30.4%	30.8%	41.4%	17.9%	20.0%	16.7%	15.4%	46.4%	40.7%	34.5%	15.8%	35.1%	28.1%	10.3%	26.7%	24.1%	26.8%
ふつう	例数	8	7	7	7	13	6	9	13	8	3	7	19(4)	13(1)	12(7)	11(4)	10(7)	8(3)	161
	構成 割合	16.7%	13.7%	13.5%	9.6%	20.3%	12.8%	20.0%	23.2%	16.3%	8.3%	16.3%	39.6%	26.5%	24.0%	21.6%	17.9%	17.0%	18.6%
	有効 割合	25.8%	30.4%	26.9%	24.1%	33.3%	24.0%	37.5%	33.3%	28.6%	11.1%	24.1%	50.0%	35.1%	37.5%	37.9%	33.3%	27.6%	31.3%
活発	例数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	2(0)	1(0)	0(0)	3(1)	2(1)	0(0)	13
	構成 割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	5.6%	2.3%	4.2%	2.0%	0.0%	5.9%	3.6%	0.0%	1.5%
	有効 割合	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	7.4%	3.4%	5.3%	2.7%	0.0%	10.3%	6.7%	0.0%	2.5%
小計	例数	31	23	26	29	39	25	24	39	28	27	29	38(8)	37(9)	32(14)	29(12)	30(18)	29(14)	515
	構成 割合	64.6%	45.1%	50.0%	39.7%	60.9%	53.2%	53.3%	69.6%	57.1%	75.0%	67.4%	79.2%	75.5%	64.0%	56.9%	53.6%	61.7%	59.5%
	有効 割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明・ 未記入	例数	17	28	26	44	25	22	21	17	21	9	14	10(0)	12(9)	18(9)	22(10)	26(17)	18(1)	350
	構成 割合	35.4%	54.9%	50.0%	60.3%	39.1%	46.8%	46.7%	30.4%	42.9%	25.0%	32.6%	20.8%	24.5%	36.0%	43.1%	46.4%	38.3%	40.5%
	有効 割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	例数	48	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	48(8)	49(18)	50(23)	51(22)	56(35)	47(15)	865
	構成 割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	有効 割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 89 家庭の地域社会との接触状況（心中による虐待死）

区分		第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
ほとんど 無い	例数	0	1	2	0	3	4	5	3	3	1	0	3(0)	2(1)	1(0)	0(0)	3(1)	3(0)	34
	構成 割合	0.0%	5.3%	4.2%	0.0%	7.0%	13.3%	13.5%	10.3%	10.3%	3.7%	0.0%	12.5%	11.1%	12.5%	0.0%	18.8%	15.8%	7.9%
	有効 割合	0.0%	12.5%	11.8%	0.0%	15.8%	36.4%	25.0%	25.0%	17.6%	7.7%	0.0%	16.7%	18.2%	25.0%	0.0%	33.3%	25.0%	16.8%
乏しい	例数	0	2	4	2	2	0	2	2	2	4	1	6(0)	0(0)	0(0)	3(0)	2(0)	1(0)	33
	構成 割合	0.0%	10.5%	8.3%	4.8%	4.7%	0.0%	5.4%	6.9%	6.9%	14.8%	4.8%	25.0%	0.0%	0.0%	23.1%	12.5%	5.3%	7.7%
	有効 割合	0.0%	25.0%	23.5%	16.7%	10.5%	0.0%	10.0%	16.7%	11.8%	30.8%	12.5%	33.3%	0.0%	0.0%	37.5%	22.2%	8.3%	16.3%
ふつう	例数	2	3	9	9	13	6	12	7	11	7	7	9(0)	9(1)	3(0)	5(1)	4(1)	8(0)	124
	構成 割合	40.0%	15.8%	18.8%	21.4%	30.2%	20.0%	32.4%	24.1%	37.9%	25.9%	33.3%	37.5%	50.0%	37.5%	38.5%	25.0%	42.1%	29.0%
	有効 割合	66.7%	37.5%	52.9%	75.0%	68.4%	54.5%	60.0%	58.3%	64.7%	53.8%	87.5%	50.0%	81.8%	75.0%	62.5%	44.4%	66.7%	61.4%
活発	例数	1	2	2	1	1	1	1	0	1	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	11
	構成 割合	20.0%	10.5%	4.2%	2.4%	2.3%	3.3%	2.7%	0.0%	3.4%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
	有効 割合	33.3%	25.0%	11.8%	8.3%	5.3%	9.1%	5.0%	0.0%	5.9%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%
小計	例数	3	8	17	12	19	11	20	12	17	13	8	18(0)	11(2)	4(0)	8(1)	9(2)	12(0)	202
	構成 割合	60.0%	42.1%	35.4%	28.6%	44.2%	36.7%	54.1%	41.4%	58.6%	48.1%	38.1%	75.0%	61.1%	50.0%	61.5%	56.3%	63.2%	47.2%
	有効 割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明・ 未記入	例数	2	11	31	30	24	19	17	17	12	14	13	6(0)	7(0)	4(0)	5(1)	7(1)	7(0)	226
	構成 割合	40.0%	57.9%	64.6%	71.4%	55.8%	63.3%	45.9%	58.6%	41.4%	51.9%	61.9%	25.0%	38.9%	50.0%	38.5%	43.8%	36.8%	52.8%
	有効 割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	例数	5	19	48	42	43	30	37	29	29	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	13(2)	16(3)	19(0)	428
	構成 割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	有効 割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 90 家庭の親族との接触状況（心中以外の虐待死）

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
ほとんど 無い	例数	5	5	9	4	4	6	7	2	3(1)	5(2)	4(1)	3(1)	6(3)	6(2)	69
	構成 割合	6.8%	7.8%	19.1%	8.9%	7.1%	12.2%	19.4%	4.7%	6.3%	10.2%	8.0%	5.9%	10.7%	12.8%	9.7%
	有効 割合	14.3%	14.7%	36.0%	18.2%	10.0%	20.0%	25.9%	6.3%	8.3%	13.2%	11.4%	9.1%	20.0%	19.4%	15.4%
乏しい	例数	10	9	7	3	12	6	10	9	5(3)	5(1)	8(2)	6(2)	9(6)	10(5)	109
	構成 割合	13.7%	14.1%	14.9%	6.7%	21.4%	12.2%	27.8%	20.9%	10.4%	10.2%	16.0%	11.8%	16.1%	21.3%	15.3%
	有効 割合	28.6%	26.5%	28.0%	13.6%	30.0%	20.0%	37.0%	28.1%	13.9%	13.2%	22.9%	18.2%	30.0%	32.3%	24.3%
ふつう	例数	12	18	7	12	19	14	8	17	22(3)	23(6)	15(9)	18(8)	10(6)	11(4)	206
	構成 割合	16.4%	28.1%	14.9%	26.7%	33.9%	28.6%	22.2%	39.5%	45.8%	46.9%	30.0%	35.3%	17.9%	23.4%	28.9%
	有効 割合	34.3%	52.9%	28.0%	54.5%	47.5%	46.7%	29.6%	53.1%	61.1%	60.5%	42.9%	54.5%	33.3%	35.5%	46.0%
活発	例数	8	2	2	3	5	4	2	4	6(1)	5(1)	8(3)	6(3)	5(3)	4(2)	64
	構成 割合	11.0%	3.1%	4.3%	6.7%	8.9%	8.2%	5.6%	9.3%	12.5%	10.2%	16.0%	11.8%	8.9%	8.5%	9.0%
	有効 割合	22.9%	5.9%	8.0%	13.6%	12.5%	13.3%	7.4%	12.5%	16.7%	13.2%	22.9%	18.2%	16.7%	12.9%	14.3%
小計	例数	35	34	25	22	40	30	27	32	36(8)	38(10)	35(15)	33(14)	30(18)	31(13)	448
	構成 割合	47.9%	53.1%	53.2%	48.9%	71.4%	61.2%	75.0%	74.4%	75.0%	77.6%	70.0%	64.7%	53.6%	66.0%	62.7%
	有効 割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明・ 未記入	例数	38	30	22	23	16	19	9	11	12(0)	11(8)	15(8)	18(8)	26(17)	16(2)	266
	構成 割合	52.1%	46.9%	46.8%	51.1%	28.6%	38.8%	25.0%	25.6%	25.0%	22.4%	30.0%	35.3%	46.4%	34.0%	37.3%
	有効 割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	例数	73	64	47	45	56	49	36	43	48(8)	49(18)	50(23)	51(22)	56(35)	47(15)	714
	構成 割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	有効 割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 91 家庭の親族との接触状況（心中による虐待死）

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
ほとんど 無い	例数	0	0	2	1	1	2	1	1	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	1(0)	11
	構成 割合	0.0%	0.0%	6.7%	2.7%	3.4%	6.9%	3.7%	4.8%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	6.3%	5.3%	3.1%
	有効 割合	0.0%	0.0%	28.6%	5.9%	6.7%	13.3%	6.7%	8.3%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	14.3%	8.3%	6.4%
乏しい	例数	2	3	1	2	3	2	2	1	6(0)	2(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	26
	構成 割合	4.8%	7.0%	3.3%	5.4%	10.3%	6.9%	7.4%	4.8%	25.0%	11.1%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	7.3%
	有効 割合	15.4%	16.7%	14.3%	11.8%	20.0%	13.3%	13.3%	8.3%	37.5%	22.2%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	15.1%
ふつう	例数	8	13	1	12	10	6	10	6	6(0)	6(0)	3(0)	8(2)	6(0)	6(0)	101
	構成 割合	19.0%	30.2%	3.3%	32.4%	34.5%	20.7%	37.0%	28.6%	25.0%	33.3%	37.5%	61.5%	37.5%	31.6%	28.4%
	有効 割合	61.5%	72.2%	14.3%	70.6%	66.7%	40.0%	66.7%	50.0%	37.5%	66.7%	60.0%	72.7%	85.7%	50.0%	58.7%
活発	例数	3	2	3	2	1	5	2	4	4(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	5(0)	34
	構成 割合	7.1%	4.7%	10.0%	5.4%	3.4%	17.2%	7.4%	19.0%	16.7%	0.0%	25.0%	7.7%	0.0%	26.3%	9.6%
	有効 割合	23.1%	11.1%	42.9%	11.8%	6.7%	33.3%	13.3%	33.3%	25.0%	0.0%	40.0%	9.1%	0.0%	41.7%	19.8%
小計	例数	13	18	7	17	15	15	15	12	16(0)	9(1)	5(0)	11(2)	7(1)	12(0)	172
	構成 割合	31.0%	41.9%	23.3%	45.9%	51.7%	51.7%	55.6%	57.1%	66.7%	50.0%	62.5%	84.6%	43.8%	63.2%	48.3%
	有効 割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明・ 未記入	例数	29	25	23	20	14	14	12	9	8(0)	9(1)	3(0)	2(0)	9(2)	7(0)	184
	構成 割合	69.0%	58.1%	76.7%	54.1%	48.3%	48.3%	44.4%	42.9%	33.3%	50.0%	37.5%	15.4%	56.3%	36.8%	51.7%
	有効 割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	例数	42	43	30	37	29	29	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	13(2)	16(3)	19(0)	356
	構成 割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	有効 割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑩ 養育の支援の状況

表 92 養育の支援の状況（複数回答）

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)				
	主な養育者 実母		主な養育者 実父		主な養育者 実母		主な養育者 実父		
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	
なし	4(1)	8.5%	2(0)	5.7%	0	0.0%	0(0)	0.0%	
あり	32(12)	68.1%	22(12)	62.9%	9(0)	47.4%	9(0)	47.4%	
内訳 (再掲)	配偶者(パートナー)	25(12)	53.2%	20(12)	57.1%	5(0)	26.3%	6(0)	31.6%
	親	16(7)	34.0%	9(5)	25.7%	7(0)	36.8%	6(0)	31.6%
	配偶者(パートナー)の親	8(4)	17.0%	12(7)	34.3%	4(0)	21.1%	6(0)	31.6%
	きょうだい	4(1)	8.5%	1(1)	2.9%	3(0)	15.8%	5(0)	26.3%
	配偶者(パートナー)のきょうだい	0(0)	0.0%	1(0)	2.9%	1(0)	5.3%	2(0)	10.5%
	近所の人	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	職場の友人・知人	0(0)	0.0%	2(1)	5.7%	0(0)	0.0%	3(0)	15.8%
	保育所・学校などの職員	11(4)	23.4%	7(3)	20.0%	4(0)	21.1%	5(0)	26.3%
	ベビーシッター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	行政の相談担当課	19(10)	40.4%	14(10)	40.0%	4(0)	21.1%	4(0)	21.1%
	職場以外の友人	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
	子育てサークル	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	親類	1(1)	2.1%	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%	2(0)	10.5%
	その他	6(1)	12.8%	2(1)	5.7%	1(0)	5.3%	1(0)	5.3%
小計	36(13)	76.6%	24(12)	68.6%	9(0)	47.4%	9(0)	47.4%	
不明	11(2)	23.4%	11(1)	31.4%	10(0)	52.6%	10(0)	52.6%	
計	47(15)	100.0%	35(13)	100.0%	19(0)	100.0%	19(0)	100.0%	

※1 実父母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑰ 行政機関等による子育て支援事業の利用状況

表 93 行政機関等による子育て支援事業の利用状況（複数回答）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		22(5)	46.8%	6(0)	31.6%
あり		22(10)	46.8%	9(0)	47.4%
内訳 (再掲) (複数回答)	利用者支援事業	3(1)	6.4%	2(0)	10.5%
	地域子育て支援拠点事業	1(0)	2.1%	2(0)	10.5%
	乳児家庭全戸訪問事業	18(10)	38.3%	9(0)	47.4%
	訪問時期 1か月未満の間	7(4)	14.9%	2(0)	10.5%
	1～2か月未満の間	7(4)	14.9%	4(0)	21.1%
	2～3か月未満の間	2(1)	4.3%	3(0)	15.8%
	3～4か月未満の間	1(1)	2.1%	0(0)	0.0%
	4か月以降	1(0)	2.1%	0(0)	0.0%
	養育支援訪問事業	5(3)	10.6%	2(0)	10.5%
	子育て短期支援事業	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
	ファミリー・サポートセンター事業	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
	一時預かり事業	2(0)	4.3%	1(0)	5.3%
	延長保育事業	1(1)	2.1%	2(0)	10.5%
	病児保育事業	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
	放課後児童健全育成事業	1(0)	2.1%	2(0)	10.5%
	保育所入所	6(4)	12.8%	5(0)	26.3%
	小計		44(15)	93.6%	15(0)
不明		3(0)	6.4%	4(0)	21.1%
計		47(15)	100.0%	19(0)	100.0%

⑱ 各種届出、制度等の利用状況

表 94 各種届出、制度等の利用状況

区分	心中以外の虐待死(49人)						心中による虐待死(未遂含む)(28人)					
	なし		あり		不明	非該当	なし		あり		不明	非該当
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	人数	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	人数
転出届	18(5)	36.7%	9(2)	18.4%	8(1)	14(7)	13(0)	46.4%	6(0)	21.4%	3(0)	6(0)
転入届	13(3)	26.5%	14(4)	28.6%	8(1)	14(7)	7(0)	25.0%	14(0)	50.0%	3(0)	4(0)
児童手当	11(1)	22.4%	27(12)	55.1%	7(1)	4(1)	1(0)	3.6%	20(0)	71.4%	5(0)	2(0)
児童扶養手当	25(8)	51.0%	5(0)	10.2%	8(1)	11(6)	13(0)	46.4%	3(0)	10.7%	3(0)	9(0)
特別児童扶養手当	26(7)	53.1%	2(2)	4.1%	9(1)	12(5)	13(0)	46.4%	3(0)	10.7%	3(0)	9(0)
子ども医療費助成	14(2)	28.6%	21(11)	42.9%	8(1)	6(1)	6(0)	21.4%	12(0)	42.9%	5(0)	5(0)
その他	48(14)	98.0%	1(1)	2.0%	0(0)	0(0)	25(0)	89.3%	2(0)	7.1%	1(0)	0(0)

(5) きょうだい

① きょうだいの状況

表 95 きょうだいの状況

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし(ひとりっ子)	18(2)	38.3%	39.1%	6(0)	31.6%	33.3%
1人(2人きょうだい)	16(8)	34.0%	34.8%	8(0)	42.1%	44.4%
2人(3人きょうだい)	7(2)	14.9%	15.2%	4(0)	21.1%	22.2%
3人(4人きょうだい)	4(3)	8.5%	8.7%	0(0)	0.0%	0.0%
4人(5人きょうだい)	1(0)	2.1%	2.2%	0(0)	0.0%	0.0%
5人(6人きょうだい)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
6人(7人きょうだい)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	46(15)	97.9%	100.0%	18(0)	94.7%	100.0%
不明	1(0)	2.1%		1(0)	5.3%	
計	47(15)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—

表 96 出生順位

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
第1子	25(5)	51.0%	55.6%	17(0)	60.7%	63.0%
第2子	11(5)	22.4%	24.4%	7(0)	25.0%	25.9%
第3子	5(3)	10.2%	11.1%	3(0)	10.7%	11.1%
第4子	3(2)	6.1%	6.7%	0(0)	0.0%	0.0%
第5子	1(0)	2.0%	2.2%	0(0)	0.0%	0.0%
第6子以降	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	45(15)	91.8%	100.0%	27(0)	96.4%	100.0%
不明	4(0)	8.2%		1(0)	3.6%	
計	49(15)	100.0%	—	28(0)	100.0%	—

② きょうだいの死亡時期

表 97 きょうだいの死亡時期（心中以外の虐待死）

区分		第5次 (5例)	第6次 (8例)	第7次 (3例)	第8次 (6例)	第9次 (6例)	第10次 (6例)	第11次 (2例)	第12次 (7例)	第13次 (5例)	第14次 (2例)	第15次 (8例)	第16次 (3例)	第17次 (5例)	第18次 (7例)	総数 (73例)
死亡した子ども と同時	人数	4	3	2	6	4	4	0	2	4(0)	0(0)	4(0)	2(0)	2(0)	4(0)	41
	構成割合	80.0%	37.5%	66.7%	100.0%	66.7%	66.7%	0.0%	28.6%	80.0%	0.0%	50.0%	66.7%	40.0%	57.1%	56.2%
～6か月前	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	1.4%
～1年前	人数	0	0	0	0	0	0	0	1	1(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	20.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	14.3%	5.5%
～1年半前	人数	0	0	0	0	0	1	1	1	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	14.3%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%
2年前	人数	0	0	1	0	0	0	0	2	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%
2年以上前	人数	0	3	0	0	2	1	1	1	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	3(2)	1(1)	13
	構成割合	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	33.3%	16.7%	50.0%	14.3%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	60.0%	14.3%	17.8%
不明	人数	1	2	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	4(3)	0(0)	0(0)	0(0)	7
	構成割合	20.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.6%
計	人数	5	8	3	6	6	6	2	7	5(0)	2(1)	8(3)	3(1)	5(2)	7(2)	73
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 98 きょうだいの死亡時期（心中による虐待死（未遂含む））

区分		第5次 (29例)	第6次 (18例)	第7次 (10例)	第8次 (10例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (13例)	第12次 (14例)	第13次 (19例)	第14次 (10例)	第15次 (22例)	第16次 (16例)	第17次 (12例)	第18次 (23例)	総数 (236例)
死亡した子ども と同時	人数	27	18	10	10	19	19	12	14	19(0)	10(0)	22(0)	16(2)	12(8)	21(0)	229
	構成割合	93.1%	100.0%	100.0%	100.0%	90.5%	100.0%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.3%	97.0%
～6か月前	人数	1	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	3
	構成割合	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.7%	1.3%
～1年前	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
～1年半前	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2年前	人数	1	0	0	0	1	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
2年以上前	人数	0	0	0	0	1	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
不明	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	人数	29	18	10	10	21	19	13	14	19(0)	10(0)	22(0)	16(2)	12(8)	23(0)	236
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③ 生存しているきょうだいの特性

ア 生存しているきょうだいの性別

表 99 生存しているきょうだいの性別

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
男	23(9)	57.5%	3(0)	50.0%
女	17(10)	42.5%	3(0)	50.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	40(19)	100.0%	6(0)	100.0%

イ 生存しているきょうだいの年齢

表 100 生存しているきょうだいの年齢

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
0歳	3(2)	7.5%	0(0)	0.0%
1歳	7(5)	17.5%	0(0)	0.0%
2歳	3(2)	7.5%	0(0)	0.0%
3歳	5(2)	12.5%	0(0)	0.0%
4歳	1(0)	2.5%	0(0)	0.0%
5歳	6(3)	15.0%	1(0)	16.7%
6歳	1(1)	2.5%	0(0)	0.0%
7歳	1(1)	2.5%	2(0)	33.3%
8歳	4(0)	10.0%	1(0)	16.7%
9歳	1(0)	2.5%	0(0)	0.0%
10歳	3(1)	7.5%	0(0)	0.0%
11歳	0(0)	0.0%	2(0)	33.3%
12歳	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
13歳	3(1)	7.5%	0(0)	0.0%
14歳	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
15歳	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
16歳	1(1)	2.5%	0(0)	0.0%
17歳	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
18歳	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
19歳	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
20歳以上	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
小計	39(18)	97.5%	6(0)	100.0%
不明	1(0)	2.5%	0(0)	0.0%
計	40(19)	100.0%	6(0)	100.0%

④ 生存しているきょうだいの同居の状況（死亡事案発生時）

表 101 生存しているきょうだいの同居の状況（死亡事案発生時）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	9(4)	22.5%	22.5%	1(0)	16.7%	16.7%
なし	31(15)	77.5%	77.5%	5(0)	83.3%	83.3%
小計	40(19)	100.0%	100.0%	6(0)	100.0%	100.0%
不明	0(0)	0.0%		0(0)	0.0%	
計	40(19)	100.0%	—	6(0)	100.0%	—

⑤ 生存しているきょうだいの養育機関・教育機関の所属

表 102 生存しているきょうだいの養育機関・教育機関の所属

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	13(10)	32.5%	32.5%	1(0)	16.7%	16.7%
保育所	6(3)	15.0%	15.0%	0(0)	0.0%	0.0%
認定こども園	6(1)	15.0%	15.0%	1(0)	16.7%	16.7%
幼稚園	1(1)	2.5%	2.5%	0(0)	0.0%	0.0%
小学校	9(2)	22.5%	22.5%	4(0)	66.7%	66.7%
中学校	3(1)	7.5%	7.5%	0(0)	0.0%	0.0%
高等学校	1(1)	2.5%	2.5%	0(0)	0.0%	0.0%
大学	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
特別支援学校	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	1(0)	2.5%	2.5%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	40(19)	100.0%	100.0%	6(0)	100.0%	100.0%
不明	0(0)	0.0%		0(0)	0.0%	
計	40(19)	100.0%	—	6(0)	100.0%	—

⑥ 生存しているきょうだいが虐待を受けた経験

表 103 生存しているきょうだいが虐待を受けた経験

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり		17(7)	42.5%	53.1%	1(0)	16.7%	25.0%
内訳 (再掲)	身体的虐待	8(5)	20.0%	25.0%	1(0)	16.7%	25.0%
	ネグレクト	7(2)	17.5%	21.9%	0(0)	0.0%	0.0%
	心理的虐待	2(0)	5.0%	6.3%	0(0)	0.0%	0.0%
	性的虐待	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
なし		15(6)	37.5%	46.9%	3(0)	50.0%	75.0%
小計		32(13)	80.0%	100.0%	4(0)	66.7%	100.0%
不明		8(6)	20.0%		2(0)	33.3%	
計		40(19)	100.0%	—	6(0)	100.0%	—

⑦ 生存しているきょうだいが虐待を受けた時期

表 104 生存しているきょうだいが虐待を受けた時期(心中以外の虐待死)

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
死亡した子どもと 同時期	人数	9	7	3	1	7	7	8	7	6(3)	6(4)	5(2)	3(1)	7(1)	3(0)	79
	構成割合	42.9%	46.7%	37.5%	33.3%	41.2%	87.5%	38.1%	58.3%	40.0%	46.2%	71.4%	15.8%	30.4%	17.6%	39.7%
	有効割合	47.4%	50.0%	37.5%	33.3%	41.2%	87.5%	44.4%	63.6%	42.9%	46.2%	71.4%	23.1%	30.4%	17.6%	42.7%
死亡した子どもと 別の時期	人数	10	7	5	2	10	1	10	4	8(0)	7(2)	2(2)	10(5)	16(14)	11(7)	103
	構成割合	47.6%	46.7%	62.5%	66.7%	58.8%	12.5%	47.6%	33.3%	53.3%	53.8%	28.6%	52.6%	69.6%	64.7%	51.8%
	有効割合	52.6%	50.0%	62.5%	66.7%	58.8%	12.5%	55.6%	36.4%	57.1%	53.8%	28.6%	76.9%	69.6%	64.7%	55.7%
死亡した子どもと 同時期及び別の 時期	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	1.5%
	有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	1.6%
小計	人数	19	14	8	3	17	8	18	11	14(3)	13(6)	7(4)	13(6)	23(15)	17(7)	185
	構成割合	90.5%	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.7%	91.7%	93.3%	100.0%	100.0%	68.4%	100.0%	100.0%	93.0%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明	人数	2	1	0	0	0	0	3	1	1(1)	0(0)	0(0)	6(5)	0(0)	0(0)	14
	構成割合	9.5%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	8.3%	6.7%	0.0%	0.0%	31.6%	0.0%	0.0%	7.0%
	有効割合															
計	人数	21	15	8	3	17	8	21	12	15(4)	13(6)	7(4)	19(11)	23(15)	17(7)	199
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表 105 生存しているきょうだいが虐待を受けた時期（心中による虐待死（未遂含む））

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
死亡した子どもと同時期	人数	1	0	0	2	0	3	0	0	4(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	1(0)	15
	構成割合	100.0%	—	—	100.0%	0.0%	100.0%	—	—	57.1%	—	—	100.0%	—	100.0%	75.0%
	有効割合	100.0%	—	—	100.0%	0.0%	100.0%	—	—	80.0%	—	—	100.0%	—	100.0%	83.3%
死亡した子どもと別の時期	人数	0	0	0	0	2	0	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	—	—	0.0%	100.0%	0.0%	—	—	14.3%	—	—	0.0%	—	0.0%	15.0%
	有効割合	0.0%	—	—	0.0%	100.0%	0.0%	—	—	20.0%	—	—	0.0%	—	0.0%	16.7%
死亡した子どもと同時期及び別の時期	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%	—	—	0.0%	—	0.0%	0.0%
	有効割合	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%	—	—	0.0%	—	0.0%	0.0%
小計	人数	1	0	0	2	2	3	0	0	5(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	1(0)	18
	構成割合	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	71.4%	—	—	100.0%	—	100.0%	90.0%
	有効割合	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%
不明	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	28.6%	—	—	0.0%	—	0.0%	10.0%
	有効割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	人数	1	0	0	2	2	3	0	0	7(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	1(0)	20
	構成割合	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%
	有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑧ 生存しているきょうだいに対する児童相談所の関与

表 106 生存しているきょうだいに対する児童相談所の関与

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	17(7)	42.5%	42.5%	2(0)	33.3%	33.3%	19(7)	41.3%	41.3%
なし	23(12)	57.5%	57.5%	4(0)	66.7%	66.7%	27(12)	58.7%	58.7%
小計	40(19)	100.0%	100.0%	6(0)	100.0%	100.0%	46(19)	100.0%	100.0%
不明	0(0)	0.0%		0(0)	0.0%		0(0)	0.0%	
計	40(19)	100.0%	—	6(0)	100.0%	—	46(19)	100.0%	—

⑨ 生存しているきょうだいに対する市町村の関与

表 107 生存しているきょうだいに対する市区町村の関与

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	22(10)	55.0%	55.0%	0(0)	0.0%	0.0%	22(10)	47.8%	47.8%
なし	18(9)	45.0%	45.0%	6(0)	100.0%	100.0%	24(9)	52.2%	52.2%
小計	40(19)	100.0%	100.0%	6(0)	100.0%	100.0%	46(19)	100.0%	100.0%
不明	0(0)	0.0%		0(0)	0.0%		0(0)	0.0%	
計	40(19)	100.0%	—	6(0)	100.0%	—	46(19)	100.0%	—

⑩ 子どもの死亡時におけるきょうだいへの対応

表 108 子どもの死亡時におけるきょうだいへの対応

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		29(6)	61.7%	16(0)	84.2%
あり		17(9)	36.2%	3(0)	15.8%
内訳 (再掲) (複数回答)	安全確認	8(3)	17.0%	1(0)	5.3%
	面接	8(3)	17.0%	0(0)	0.0%
	親からの分離	7(4)	14.9%	0(0)	0.0%
	心理的ケア	6(2)	12.8%	1(0)	5.3%
	その他	5(3)	10.6%	2(0)	10.5%
	不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
小計		46(15)	97.9%	19(0)	100.0%
不明		1(0)	2.1%	0(0)	0.0%
計		47(15)	100.0%	19(0)	100.0%

⑪ 生存しているきょうだいの居所（子どもの死亡後）

表 109 子どもの死亡後の生存しているきょうだいの居所

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	12(7)	30.0%	31.6%	2(0)	33.3%	40.0%
祖父母宅	4(3)	10.0%	10.5%	2(0)	33.3%	40.0%
乳児院	1(1)	2.5%	2.6%	0(0)	0.0%	0.0%
児童養護施設	9(4)	22.5%	23.7%	0(0)	0.0%	0.0%
母子生活支援施設	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
民間シェルター	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
すでに死亡	2(0)	5.0%	5.3%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	10(3)	25.0%	26.3%	1(0)	16.7%	20.0%
小計	38(18)	95.0%	100.0%	5(0)	83.3%	100.0%
不明	2(1)	5.0%		1(0)	16.7%	
計	40(19)	100.0%	—	6(0)	100.0%	—

(6) 関係機関の関与・対応状況

① 虐待通告の状況

ア 通告回数

表 110 通告回数

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		40(12)	85.1%	85.1%	17(0)	89.5%	89.5%
あり		7(3)	14.9%	14.9%	2(0)	10.5%	10.5%
内訳 (再掲)	1回	4(3)	8.5%	8.5%	1(0)	5.3%	5.3%
	2回	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	3回	1(0)	2.1%	2.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	4回	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	5回	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	6回	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	7回	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	8回	2(0)	4.3%	4.3%	1(0)	5.3%	5.3%
小計		47(15)	100.0%	100.0%	19(0)	100.0%	100.0%
不明		0(0)	0.0%		0(0)	0.0%	
計		47(15)	100.0%	—	19(0)	100.0%	—

イ 通告者

表 111 児童相談所への通告者

区分		心中以外の虐待死(5例)		心中による虐待死(未遂含む) (2例)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
家族		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
親戚		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
近隣住民		1(0)	20.0%	0(0)	0.0%
子ども本人		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
福祉事務所		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
民生委員・児童委員		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保健所または保健センター		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
医療機関		1(1)	20.0%	0(0)	0.0%
内訳 (再掲)	産婦人科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	小児科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	内科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	精神科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	整形外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	脳神経外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	救急外来	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	歯科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	不明	1(1)	20.0%	0(0)	0.0%
保育所・認定こども園・幼稚園		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
警察		2(1)	40.0%	2(0)	100.0%
学校等		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
市区町村		1(0)	20.0%	0(0)	0.0%
配偶者暴力相談支援センター		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

表 112 市区町村への通告者

区分		心中以外の虐待死(5例)		心中による虐待死(未遂含む)(1例)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
家族		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
親戚		1(0)	20.0%	0(0)	0.0%
近隣住民		2(0)	40.0%	1(0)	100.0%
子ども本人		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
福祉事務所		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
民生委員・児童委員		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保健所または保健センター		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
医療機関		1(1)	20.0%	0(0)	0.0%
内訳 (再掲)	産婦人科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	小児科	1(1)	20.0%	0(0)	0.0%
	内科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	精神科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	整形外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	脳神経外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	救急外来	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	歯科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保育所・認定こども園・幼稚園		1(0)	20.0%	0(0)	0.0%
警察		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
学校等		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
市区町村		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
配偶者暴力相談支援センター		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

ウ 通告理由

表 113 通告理由(心中以外の虐待死)

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
外傷	例数	4	3	4	3	6	2	2	4	8(2)	5(4)	2(1)	7(3)	0(0)	2(1)	52
	構成割合	26.7%	42.9%	44.4%	42.9%	33.3%	20.0%	16.7%	57.1%	53.3%	41.7%	22.2%	50.0%	0.0%	28.6%	34.4%
泣き声、あらしう声が聞こえる	例数	2	0	1	2	3	2	1	0	1(1)	1(0)	2(1)	1(0)	1(1)	3(1)	20
	構成割合	13.3%	0.0%	11.1%	28.6%	16.7%	20.0%	8.3%	0.0%	6.7%	8.3%	22.2%	7.1%	11.1%	42.9%	13.2%
ネグレクトを疑わせる外見	例数	3	2	2	0	1	3	2	1	0(0)	1(1)	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	17
	構成割合	20.0%	28.6%	22.2%	0.0%	5.6%	30.0%	16.7%	14.3%	0.0%	8.3%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	11.3%
不登園・不登校	例数	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
居所不明 (家族全体で所在不明) ※1	例数	-	-	-	-	-	-	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	-	-	-	-	-	-	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
本人の姿が確認できない(家 族の居住は確認できている) ※1	例数	-	-	-	-	-	-	2	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	-	-	-	-	-	-	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
徘徊などの問題行動	例数	0	0	1	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	2.0%
性的虐待の疑い	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.7%
その他	例数	6	1	1	2	8	3	4	2	6(3)	5(2)	5(2)	4(2)	5(4)	2(1)	54
	構成割合	40.0%	14.3%	11.1%	28.6%	44.4%	30.0%	33.3%	28.6%	40.0%	41.7%	55.6%	28.6%	55.6%	28.6%	35.8%
計	例数	15	7	9	7	18	10	12	7	15(6)	12(7)	9(4)	14(6)	9(8)	7(3)	151
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 第11次報告から第18次報告までの累計母数は、85例

表 114 通告理由(心中による虐待死)

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	総数
外傷	例数	0	0	0	2	1	0	0	0	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	6
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	100.0%	0.0%	20.0%	0.0%	14.6%
泣き声、あらそう声が聞こえる	例数	0	0	1	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
ネグレクトを疑わせる外見	例数	0	0	1	1	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%
不登園・不登校	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
居所不明 (家族全体で所在不明) ※1	例数	-	-	-	-	-	-	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1
	構成割合	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	4.5%
本人の姿が確認できない (家族の居住は確認できている) ※1	例数	-	-	-	-	-	-	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
徘徊などの問題行動	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
性的虐待の疑い	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	例数	0	2	2	1	3	4	1	3	7(0)	1(0)	0(0)	1(0)	3(0)	2(0)	30
	構成割合	0.0%	100.0%	50.0%	25.0%	75.0%	80.0%	100.0%	100.0%	87.5%	100.0%	0.0%	100.0%	60.0%	100.0%	73.2%
計	例数	0	2	4	4	4	5	1	3	8(0)	1(0)	1(0)	1(0)	5(1)	2(0)	41
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 第11次報告から第18次報告までの累計母数は、22例

エ 目視による子どもの安全確認

表 115 目視による子どもの安全確認

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	児童相談所への 通告		市区町村への 通告		児童相談所への 通告		市区町村への 通告	
	例数	構成 割合	例数	構成 割合	例数	構成 割合	例数	構成 割合
全ての通告について、目視による 子どもの安全確認を行った	4(2)	80.0%	5(1)	100.0%	2(0)	100.0%	1(0)	100.0%
一部の通告について、目視による 子どもの安全確認は行っていない	1(0)	20.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
全ての通告について、目視による 子どもの安全確認は行っていない	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	5(2)	100.0%	5(1)	100.0%	2(0)	100.0%	1(0)	100.0%

オ 通告後 48 時間以内の対応

表 116 通告後 48 時間以内の対応の有無

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	児童相談所への 通告		市区町村への 通告		児童相談所への 通告		市区町村への 通告	
	例数	構成 割合	例数	構成 割合	例数	構成 割合	例数	構成 割合
全て実施	4(2)	80.0%	4(1)	80.0%	2(0)	100.0%	1(0)	100.0%
一部実施(48時間を 超えた場合がある)	1(0)	20.0%	1(0)	20.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	5(2)	100.0%	5(1)	100.0%	2(0)	100.0%	1(0)	100.0%

表 117 48時間を超えた理由(複数回答)

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	児童相談所への 通告		市区町村への 通告		児童相談所への 通告		市区町村への 通告	
	例数	構成 割合	例数	構成 割合	例数	割合	例数	構成 割合
対応可能な職員がいない等マン パワーが不足していたため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-	0(0)	-
対応可能な職員の調整に時間を 要したため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-	0(0)	-
対応方針の検討に時間を要した ため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-	0(0)	-
緊急性が低い事例と判断したため	1(0)	100.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-	0(0)	-
他に優先すべき事例があったため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-	0(0)	-
調査等の対応はしたが、児の所在 確認まではできなかったため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-	0(0)	-
その他	0(0)	0.0%	1(0)	100.0%	0(0)	-	0(0)	-
計	1(0)	100.0%	1(0)	100.0%	0(0)	-	0(0)	-

表 118 通告後48時間以内の対応の結果

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	児童相談所への 通告		市区町村への 通告		児童相談所への 通告		市区町村への 通告	
	例数	構成 割合	例数	構成 割合	例数	構成 割合	例数	構成 割合
虐待を確認し、在宅で関与を開始 した	2(0)	40.0%	4(1)	80.0%	2(0)	100.0%	1(0)	100.0%
虐待を確認し、緊急時一時保護を した	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
虐待は確認されなかったが、養護 相談等で関与を開始した	1(0)	20.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
全ての通告について、虐待はない ことを判断した(対応を終結)	2(2)	40.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
虐待であること及び入院中である ことを確認した	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	0(0)	0.0%	1(0)	20.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	5(2)	100.0%	5(1)	100.0%	2(0)	100.0%	1(0)	100.0%

カ 警察への情報提供

表 119 警察への情報提供

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	児童相談所への 通告		市区町村への 通告		児童相談所への 通告		市区町村への 通告	
	例数	構成 割合	例数	構成 割合	例数	割合	例数	構成 割合
全ての通告について、警察への情報提供を行った	1(0)	20.0%	1(0)	20.0%	2(0)	100.0%	1(0)	100.0%
一部の通告について、警察への情報提供は行っていない	0(0)	0.0%	1(1)	20.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
全ての通告について、警察への情報提供を行っていない	4(2)	80.0%	3(0)	60.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	5(2)	100.0%	5(1)	100.0%	2(0)	100.0%	1(0)	100.0%

② 児童相談所の関与

ア 児童相談所の関与の状況

表 120 児童相談所の関与の有無（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	第5次から第17次まで									第18次								
	3歳未満			3歳以上			不明			3歳未満			3歳以上			不明		
	例数	構成 割合	有効 割合	例数	構成 割合	有効 割合	例数	構成 割合	有効 割合	例数	構成 割合	有効 割合	例数	構成 割合	有効 割合	例数	構成 割合	有効 割合
あり	85(21)	18.8%	19.0%	66(8)	39.5%	39.5%	3(0)	6.1%	6.4%	8(4)	23.5%	23.5%	3(1)	27.3%	27.3%	0(0)	0.0%	0.0%
なし	363(50)	80.5%	81.0%	101(10)	60.5%	60.5%	44(16)	89.8%	93.6%	26(7)	76.5%	76.5%	8(3)	72.7%	72.7%	2(0)	100.0%	100.0%
小計	448(71)	99.3%	100.0%	167(18)	100.0%	100.0%	47(16)	95.9%	100.0%	34(11)	100.0%	100.0%	11(4)	100.0%	100.0%	2(0)	100.0%	100.0%
不明	3(0)	0.7%	/	0(0)	0.0%	/	2(1)	4.1%	/	0(0)	0.0%	/	0(0)	0.0%	/	0(0)	0.0%	/
計	451(71)	100.0%	—	167(18)	100.0%	—	49(17)	100.0%	—	34(11)	100.0%	—	11(4)	100.0%	100.0%	2(0)	100.0%	—

イ 児童相談所の相談受付経路

表 121 児童相談所の相談受付経路（複数回答）

区分	心中以外の虐待死 (11例)		心中による虐待死 (未遂含む) (6例)		
	例数	構成割合	例数	構成割合	
児童家庭支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母子生活支援施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
保育所・学校等	1(0)	9.1%	1(0)	16.7%	
上記以外の児童福祉施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
福祉事務所	2(1)	18.2%	0(0)	0.0%	
保健所・保健センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
子育て世代包括支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1(0)	9.1%	0(0)	0.0%	
上記以外の都道府県の部署・機関	0(0)	0.0%	1(0)	16.7%	
上記以外の市区町村の部署・機関	4(1)	36.4%	1(0)	16.7%	
警察	3(0)	27.3%	2(0)	33.3%	
家庭裁判所	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
医療機関	1(1)	9.1%	0(0)	0.0%	
内訳 (再掲)	産婦人科	1(1)	9.1%	0(0)	0.0%
	小児科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	内科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	精神科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	整形外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	脳神経外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	救急外来	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	歯科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
民生委員・児童委員	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
里親	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
民間団体	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
近隣住民・知人	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
家族・親戚	3(2)	27.3%	4(0)	66.7%	
子ども本人	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	

ウ 児童相談所による子どもとの接触状況

表 122 児童相談所による子どもとの接触状況

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		6(3)	54.5%	54.5%	3(0)	50.0%	50.0%
あり		5(2)	45.5%	45.5%	3(0)	50.0%	50.0%
内訳 (再掲)	初回面接(訪問)時のみ	1(0)	9.1%	9.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	週1回程度	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	2週間に1回程度	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	3週間に1回程度	1(1)	9.1%	9.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	1か月に1回程度	2(0)	18.2%	18.2%	1(0)	16.7%	16.7%
	2か月に1回程度	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	3か月に1回程度	1(1)	9.1%	9.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	33.3%	33.3%
小計		11(5)	100.0%	100.0%	6(0)	100.0%	100.0%
不明		0(0)	0.0%		0(0)	0.0%	
計		11(5)	100.0%	—	6(0)	100.0%	—

③ 市区町村(虐待対応担当部署)の関与

表 123 市区町村(虐待対応担当部署)の関与の有無(3歳未満と3歳以上)(心中以外の虐待死)

区分	第5次から第17次まで									第18次								
	3歳未満			3歳以上			不明			3歳未満			3歳以上			不明		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
あり	105(29)	23.3%	23.7%	113(12)	67.7%	67.7%	3(0)	6.1%	6.5%	12(7)	35.3%	35.3%	4(1)	36.4%	36.4%	0(0)	0.0%	0.0%
なし	338(41)	74.9%	76.3%	54(6)	32.3%	32.3%	43(16)	87.8%	93.5%	22(4)	64.7%	64.7%	7(3)	63.6%	63.6%	2(0)	100.0%	100.0%
小計	443(70)	98.2%	100.0%	167(18)	100.0%	100.0%	46(16)	93.9%	100.0%	34(11)	100.0%	100.0%	11(4)	100.0%	100.0%	2(0)	100.0%	100.0%
不明	8(1)	1.8%		0(0)	0.0%		3(1)	6.1%		0(0)	0.0%		0(0)	0.0%		0(0)	0.0%	
計	451(71)	100.0%	—	167(18)	100.0%	—	49(17)	100.0%	—	34(11)	100.0%	—	11(4)	100.0%	100.0%	2(0)	100.0%	—

④ その他の関係機関の関与の状況

表 124 児童相談所を含む関係機関の関与（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
いずれかの関与あり	25(10)	73.5%	80.6%	10(5)	90.9%	100.0%	1(0)	50.0%	100.0%
全く関与なし	6(0)	17.6%	19.4%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
不明	3(0)	8.8%		1(0)	9.1%		1(0)	50.0%	
計	34(10)	100.0%	—	11(5)	100.0%	—	2(0)	100.0%	—

表 125 児童相談所を含む関係機関の関与（3歳未満と3歳以上）（心中による虐待死（未遂含む））

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
いずれかの関与あり	1(0)	50.0%	100.0%	16(0)	94.1%	100.0%	0(0)	0.0%	0.0%
全く関与なし	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
不明	1(0)	50.0%		1(0)	5.9%		0(0)	0.0%	
計	2(0)	100.0%	—	17(0)	100.0%	—	0(0)	0.0%	—

(8) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

① 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関

表 126 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関（複数回答）

区分	心中以外の虐待死 (47例)		心中による虐待死(未遂含む) (18例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所	47(15)	100.0%	18(0)	100.0%
市区町村担当課	46(15)	97.9%	18(0)	100.0%
福祉事務所	35(10)	74.5%	14(0)	77.8%
児童家庭支援センター	14(6)	29.8%	4(0)	22.2%
保健所	30(10)	63.8%	14(0)	77.8%
保健センター	32(11)	68.1%	14(0)	77.8%
医療機関	39(11)	83.0%	16(0)	88.9%
保育所	38(13)	80.9%	15(0)	83.3%
認定こども園	24(7)	51.1%	9(0)	50.0%
認可外保育施設	6(1)	12.8%	3(0)	16.7%
幼稚園	35(12)	74.5%	12(0)	66.7%
小学校	40(14)	85.1%	16(0)	88.9%
中学校	40(14)	85.1%	16(0)	88.9%
高等学校	10(3)	21.3%	3(0)	16.7%
民生委員・児童委員	43(15)	91.5%	17(0)	94.4%
警察	43(14)	91.5%	17(0)	94.4%
消防	9(4)	19.1%	3(0)	16.7%
裁判所	4(2)	8.5%	1(0)	5.6%
弁護士	22(9)	46.8%	8(0)	44.4%
法務局	24(7)	51.1%	10(0)	55.6%
人権擁護委員会	26(9)	55.3%	11(0)	61.1%
保護司	2(1)	4.3%	2(0)	11.1%
里親	4(0)	8.5%	0(0)	0.0%
民間団体	11(3)	23.4%	4(0)	22.2%
教育委員会	45(15)	95.7%	17(0)	94.4%
児童館	9(3)	19.1%	3(0)	16.7%
児童養護施設などの児童福祉施設	30(10)	63.8%	7(0)	38.9%
社会福祉協議会	20(7)	42.6%	11(0)	61.1%
婦人相談所	8(3)	17.0%	5(0)	27.8%
配偶者暴力支援センター	17(6)	36.2%	10(0)	55.6%
婦人保護施設	7(4)	14.9%	1(0)	5.6%
その他	14(4)	29.8%	4(0)	22.2%

※1 要保護児童対策地域協議会未設置自治体が1つあるため、心中による虐待死(未遂含む)の例数は18

② 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況

表 127 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況（年間開催回数）

区分		心中以外の虐待死(47例)				心中による虐待死(未遂含む)(18例)			
		実施した		実施していない		実施した		実施していない	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
代表者会議		41(13)	87.2%	5(2)	10.6%	14(0)	77.8%	4(0)	22.2%
実施した場 合の回数	1回	28(8)	59.6%	/		9(0)	50.0%	/	
	2～3回	10(4)	21.3%			5(0)	27.8%		
	4～5回	0(0)	0.0%			0(0)	0.0%		
	6～10回	3(1)	6.4%			0(0)	0.0%		
	11～15回	0(0)	0.0%			0(0)	0.0%		
	16回以上	0(0)	0.0%			0(0)	0.0%		
	不明	0(0)	0.0%			0(0)	0.0%		
実務者会議		43(15)	91.5%	3(0)	6.4%	18(0)	100.0%	0(0)	0.0%
実施した場 合の回数	1回	2(1)	4.3%	/		2(0)	11.1%	/	
	2～3回	11(7)	23.4%			6(0)	33.3%		
	4～5回	6(0)	12.8%			5(0)	27.8%		
	6～10回	4(1)	8.5%			0(0)	0.0%		
	11～15回	12(2)	25.5%			3(0)	16.7%		
	16～20回	0(0)	0.0%			0(0)	0.0%		
	21回以上	8(4)	17.0%			2(0)	11.1%		
	不明	0(0)	0.0%			0(0)	0.0%		
個別ケース検討会議		46(15)	97.9%	0(0)	0.0%	17(0)	94.4%	1(0)	5.6%
実施した場 合の回数	5回以下	6(3)	12.8%	/		0(0)	0.0%	/	
	6～10回	0(0)	0.0%			0(0)	0.0%		
	11～20回	3(0)	6.4%			4(0)	22.2%		
	21～30回	7(2)	14.9%			5(0)	27.8%		
	31～40回	2(0)	4.3%			2(0)	11.1%		
	41～99回	14(3)	29.8%			1(0)	5.6%		
	100回以上	14(7)	29.8%			4(0)	22.2%		
	不明	0(0)	0.0%			1(0)	5.6%		

※1 要保護児童対策地域協議会未設置自治体が1つあるため、心中による虐待死(未遂含む)の例数は18

③ 死亡事例発生地域における進行管理会議の実施状況

表 128 実務者会議における1回当たりの検討事例数(心中以外の虐待死)

区分	例数	構成割合
10件以下	2(1)	4.7%
11～30件	9(6)	20.9%
31～50件	7(1)	16.3%
51～70件	4(3)	9.3%
71件～90件	3(0)	7.0%
91～110件	3(0)	7.0%
111～130件	2(1)	4.7%
131～150件	3(0)	7.0%
151件以上	5(1)	11.6%
不明	5(2)	11.6%
計	43(15)	100.0%

平均 85 例（0 件を除く）
中央値 58 例（0 件を除く）

表 129 実務者会議における1回当たりの時間(心中以外の虐待死)

区分	例数	構成割合
0.5 時間未満	0(0)	0.0%
0.5～1 時間未満	0(0)	0.0%
1～2 時間未満	4(3)	9.3%
2～3 時間未満	26(7)	60.5%
3～4 時間未満	5(2)	11.6%
4 時間以上	3(1)	7.0%
不明	5(2)	11.6%
計	43(15)	100.0%

平均 2.4 時間（0 件を除く）
中央値 2.0 時間（0 件を除く）

④ 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

表 130 要保護児童対策地域協議会における「要保護児童」の区分

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待	8(3)	88.9%	2(0)	100.0%
その他	1(1)	11.1%	0(0)	0.0%

表 131 児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の関与と要保護児童対策地域協議会での検討の状況

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	関与状況		(再掲)検討あり		関与状況		(再掲)検討あり	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所のみ	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	4(0)	57.1%	0(0)	0.0%
市区町村(虐待対応担当部署)のみ	5(3)	31.3%	1(1)	10.0%	1(0)	14.3%	1(0)	33.3%
児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方	11(5)	68.8%	9(4)	90.0%	2(0)	28.6%	2(0)	66.7%
計	16(8)	100.0%	10(5)	100.0%	7(0)	100.0%	3(0)	100.0%

(9) 子どもの死亡後の対応状況

① 本事例に関する死亡情報の入手先

表 132 本事例に関する死亡情報の入手先（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(47例)		心中による虐待死(未遂含む)(19例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
医療機関	9(4)	19.1%	2(0)	10.5%
警察	32(11)	68.1%	10(0)	52.6%
報道	14(1)	29.8%	11(0)	57.9%
家族	3(2)	6.4%	1(0)	5.3%
その他	8(3)	17.0%	2(0)	10.5%

② 行政機関内部における検証組織の構成

表 133 行政機関内部における検証組織の構成

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所のみ	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
市町村のみ	0(0)	0.0%	1(0)	20.0%
都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)のみ	6(3)	25.0%	1(0)	20.0%
児童相談所と市町村	5(1)	20.8%	0(0)	0.0%
児童相談所と市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)	3(2)	12.5%	0(0)	0.0%
児童相談所と市町村とその他機関	2(1)	8.3%	0(0)	0.0%
都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)とその他機関	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
児童相談所と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)	1(0)	4.2%	0(0)	0.0%
児童相談所と市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)とその他機関	2(0)	8.3%	2(0)	40.0%
児童相談所と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)とその他機関	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)	1(0)	4.2%	0(0)	0.0%
市町村とその他機関	1(1)	4.2%	0(0)	0.0%
児童相談所とその他機関	3(0)	12.5%	0(0)	0.0%
その他機関	0(0)	0.0%	1(0)	20.0%
計	24(8)	100.0%	5(0)	100.0%

(10) 児童相談所の組織体制等

① 児童相談所の組織体制

表 134 児童相談所の組織体制(心中以外の虐待死)

区分		心中以外の虐待死(47例)						計 例数
		あり		なし		不明		
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	
スーパーバイザーの配置		45(14)	95.7%	2(1)	4.3%	0(0)	0.0%	47(15)
医療職配置		45(14)	95.7%	2(1)	4.3%	0(0)	0.0%	47(15)
内訳 (複数回答)	医師(常勤)	13(3)	27.7%	/	/	/	/	/
	医師(非常勤)	38(11)	80.9%					
	保健師(常勤)	27(7)	57.4%					
	保健師(非常勤)	7(3)	14.9%					
	看護師(常勤)	14(5)	29.8%					
	看護師(非常勤)	5(2)	10.6%					
	その他	1(1)	2.1%					
警察官配置		40(14)	85.1%	7(1)	14.9%	0(0)	0.0%	47(15)
内訳	現職警察官	9(3)	19.1%	/	/	/	/	/
	OBの警察官	21(8)	44.7%					
	現職及びOBの警察官	10(3)	21.3%					
弁護士配置		43(15)	91.5%	4(0)	8.5%	(0)	0.0%	47(15)
内訳	常勤	4(1)	8.5%	/	/	/	/	/
	非常勤	39(14)	83.0%					

② 児童相談所における当該事例の担当職員の受持ち事例数

ア 担当職員の受持ち事例数

表 135 担当職員の受持ち事例数(心中以外の虐待死)

区分	例数	構成割合
50件以下	10(4)	21.3%
51～100件	9(2)	19.1%
101～150件	12(2)	25.5%
151～200件	8(3)	17.0%
201件以上	6(3)	12.8%
未記入	2(1)	4.3%
計	47(15)	100.0%

平均 125 件 (0 件を除く)
中央値 108 件 (0 件を除く)

イ 受持ち事例数の内訳 (虐待相談件数)

表 136 担当職員の受持ち事例数のうち虐待相談の数(心中以外の虐待死)

区分	例数	構成割合
0件	0(0)	0.0%
1～50件	19(5)	40.4%
51～100件	6(4)	12.8%
101～150件	3(0)	6.4%
151～200件	5(1)	10.6%
201件以上	4(2)	8.5%
未記入	10(3)	21.3%
計	47(15)	100.0%

平均 83 件 (0 件を除く)
中央値 50 件 (0 件を除く)

ウ 重症度別件数の内訳

表 137 虐待相談事例の重症度別件数 (心中以外の虐待死)

区分	心中以外の虐待死(47例)				
	生命の危機あり	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧あり
0件	28(6)	6(0)	2(0)	2(1)	12(2)
1～10件	9(6)	26(10)	16(8)	7(2)	17(5)
11～20件	0(0)	3(2)	11(2)	10(3)	1(0)
21～30件	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	3(3)
31～40件	0(0)	1(0)	1(1)	4(0)	1(1)
41件～50件	0(0)	0(0)	1(0)	2(1)	2(1)
51件以上	0(0)	0(0)	6(1)	12(5)	1(0)
未記入	10(3)	10(3)	10(3)	10(3)	10(3)
計	47(15)	47(15)	47(15)	47(15)	47(15)
平均件数(0件除く)	2.8	6.3	25.0	45.9	15.3
中央値(0件除く)	1.0	3.0	12.0	33.0	6.0

エ 当該事例発生地域の担当職員の相談対応件数

表 138 1か月間の相談対応件数(訪問、来所相談)(心中以外の虐待死)

区分	心中以外の虐待死(47例)			
	訪問	訪問	来所相談	来所相談
	(勤務時間内)	(勤務時間外)	(勤務時間内)	(勤務時間外)
0件	0(0)	7(1)	3(0)	9(0)
1～10件	17(6)	29(12)	23(8)	28(13)
11～20件	15(4)	4(0)	11(3)	3(0)
21～30件	6(2)	0(0)	3(2)	0(0)
31～40件	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
41件～50件	1(0)	0(0)	0(0)	1(1)
51件以上	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)
未記入	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)
計	47(15)	47(15)	47(15)	47(15)
平均件数(0件除く)	22.4	9.3	13.3	6.7
中央値(0件除く)	13.0	5.0	9.0	5.0

(11) 市町村における事業実施状況等

① 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施状況

表 139 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(47例)		心中による虐待死 (未遂含む)(19例)		計(66例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
保健師	43(13)	91.5%	15(0)	78.9%	58(13)	87.9%
助産師	33(11)	70.2%	9(0)	47.4%	42(11)	63.6%
看護師	13(4)	27.7%	6(0)	31.6%	19(4)	28.8%
母子保健推進員	3(0)	6.4%	2(0)	10.5%	5(0)	7.6%
保育士	6(3)	12.8%	3(0)	15.8%	9(3)	13.6%
児童委員・民生委員	5(2)	10.6%	3(0)	15.8%	8(2)	12.1%
子育て経験者	2(2)	4.3%	2(0)	10.5%	4(2)	6.1%
愛育班員	1(0)	2.1%	0(0)	0.0%	1(0)	1.5%
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	2(2)	4.3%	1(0)	5.3%	3(2)	4.5%
その他	4(1)	8.5%	4(0)	21.1%	8(1)	12.1%

表 140 養育支援訪問事業で専門的相談支援を行う訪問者（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(47例)		心中による虐待死 (未遂含む)(19例)		計(66例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
保健師	37(10)	78.7%	13(0)	68.4%	50(10)	75.8%
助産師	19(5)	40.4%	6(0)	31.6%	25(5)	37.9%
看護師	9(4)	19.1%	4(0)	21.1%	13(4)	19.7%
保育士	16(6)	34.0%	7(0)	36.8%	23(6)	34.8%
児童指導員	7(3)	14.9%	0(0)	0.0%	7(3)	10.6%
その他	23(6)	48.9%	10(0)	52.6%	33(6)	50.0%

② 市町村の子育て支援事業の実施状況

表 141 子育て支援事業の実施状況（心中以外の虐待死）

区分	心中以外の虐待死(47例)							
	実施なし		実施あり		今後実施予定		未記入	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
利用者支援事業	11(2)	23.4%	32(13)	68.1%	3(0)	6.4%	1(0)	2.1%
地域子育て支援拠点事業	10(1)	21.3%	34(14)	72.3%	2(0)	4.3%	1(0)	2.1%
乳児家庭全戸訪問事業	8(0)	17.0%	37(15)	78.7%	0(0)	0.0%	2(0)	4.3%
養育支援訪問事業	9(0)	19.1%	36(15)	76.6%	0(0)	0.0%	2(0)	4.3%
子育て短期支援事業	14(3)	29.8%	31(12)	66.0%	0(0)	0.0%	2(0)	4.3%
ファミリー・サポートセンター事業	13(1)	27.7%	33(14)	70.2%	0(0)	0.0%	1(0)	2.1%
一時預かり事業	10(2)	21.3%	35(13)	74.5%	0(0)	0.0%	2(0)	4.3%
延長保育事業	10(1)	21.3%	35(14)	74.5%	0(0)	0.0%	2(0)	4.3%
病児保育事業	11(2)	23.4%	33(13)	70.2%	1(0)	2.1%	2(0)	4.3%
放課後児童健全育成事業	10(1)	21.3%	35(14)	74.5%	0(0)	0.0%	2(0)	4.3%
保育所入所	8(0)	17.0%	38(15)	80.9%	0(0)	0.0%	1(0)	2.1%

表 142 子育て支援事業の実施状況（心中による虐待死）

区分	心中による虐待死(未遂含む)(19例)							
	実施なし		実施あり		今後実施予定		未記入	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
利用者支援事業	4(0)	21.1%	14(0)	73.7%	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
地域子育て支援拠点事業	3(0)	15.8%	15(0)	78.9%	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
乳児家庭全戸訪問事業	3(0)	15.8%	16(0)	84.2%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
養育支援訪問事業	4(0)	21.1%	15(0)	78.9%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
子育て短期支援事業	6(0)	31.6%	13(0)	68.4%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
ファミリー・サポートセンター事業	4(0)	21.1%	14(0)	73.7%	1(0)	5.3%	0(0)	0.0%
一時預かり事業	3(0)	15.8%	16(0)	84.2%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
延長保育事業	3(0)	15.8%	16(0)	84.2%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
病児保育事業	4(0)	21.1%	15(0)	78.9%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
放課後児童健全育成事業	3(0)	15.8%	16(0)	84.2%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保育所入所	3(0)	15.8%	16(0)	84.2%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

2. 個別調査票による重症事例の調査結果

(1) 虐待による重症事例の回答状況

表 143 重症事例数及び人数

区分	心中未遂以外の重症の虐待
事例数	14
人数	14

表 144 虐待による重症かどうかの疑義

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
なし	5
あり	9

(2) 重症となった子どもの特性

① 子どもの性別

表 145 受傷した子どもの性別

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
男	6
女	8
計	14

② 子どもの年齢

表 146 受傷時点の子どもの年齢

区分	心中未遂以外の重症の虐待(14人)
	人数
0歳	13
1歳	0
2歳	0
3歳	0
4歳	0
5歳	0
6歳	1
7歳	0
8歳	0
9歳	0
10歳	0
11歳	0
12歳	0
13歳	0
14歳	0
15歳	0
16歳	0
17歳	0
計	14

表 147 受傷した0歳児の月齢

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
0か月	3
1か月	2
2か月	2
3か月	2
4か月	0
5か月	1
6か月	1
7か月	1
8か月	0
9か月	0
10か月	0
11か月	1
計	13

(3) 虐待の種類と加害の状況

① 重症の原因となった虐待の種類

ア 主な虐待の種類

表 148 重症となった主な虐待の種類

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
身体的虐待	11
ネグレクト	3
心理的虐待	0
性的虐待	0
不明	0
計	14

表 149 主な虐待の種類（3歳未満と3歳以上）

区分	3歳未満	3歳以上
	人数	人数
身体的虐待	10	1
ネグレクト	3	0
心理的虐待	0	0
性的虐待	0	0
不明	0	0
計	13	1

イ ネグレクトによる重症事例の内容

表 150 重症となったネグレクトの種類（複数回答）

区分	ネグレクトによる重症事例(3人)
	人数
家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなど子どもの健康・安全への配慮を怠る	0
食事を与えないなどの養育放棄	0
遺棄	1
祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による虐待を見過ごす	0
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	0
不明	2

② 直接の受傷の要因

表 151 直接の受傷の要因

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
頭部外傷	10
胸部外傷	0
腹部外傷	0
外傷性ショック	0
頸部絞扼による窒息	0
頸部絞扼以外による窒息	0
溺水	0
熱傷	0
車中放置による熱中症・脱水	0
中毒(火災によるものを除く)	0
出血性ショック	0
低栄養による衰弱	0
脱水	0
凍傷	0
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0
病気	0
その他	4
小計	14
不明	0
計	14

表 152 直接の受傷の要因（3歳未満と3歳以上）

区分	3歳未満	3歳以上
	人数	人数
頭部外傷	9	1
胸部外傷	0	0
腹部外傷	0	0
外傷性ショック	0	0
頸部絞扼による窒息	0	0
頸部絞扼以外による窒息	0	0
溺水	0	0
熱傷	0	0
車中放置による熱中症・脱水	0	0
中毒(火災によるものを除く)	0	0
出血性ショック	0	0
低栄養による衰弱	0	0
脱水	0	0
凍傷	0	0
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0
病気	0	0
その他	4	0
小計	13	1
不明	0	0
計	13	1

③ 確認された虐待の期間

表 153 確認された虐待の期間

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
～1か月未満	6
1か月～6か月未満	2
6か月以上	1
不明・未記入	5
計	14

④ 重症の受傷時の虐待以前に確認された虐待

表 154 重症の受傷時の虐待以前に確認された虐待の有無（複数回答）

区分		人数
なし		11
あり		2
内訳 (再掲) (複数回答)	身体的虐待	1
	ネグレクト	2
	心理的虐待	0
	性的虐待	0
	不明	0
不明		1
計		14

⑤ 主たる加害者

表 155 主たる加害者

区分		心中未遂以外の重症の虐待
		人数
実母		7
実父		3
養母		0
養父		0
継母		1
継父		0
母の交際相手		0
父の交際相手		0
母方祖母		0
父方祖母		0
母方祖父		0
父方祖父		0
その他		1
実母と	実父	2
	養父	0
	継父	0
	母の交際相手	0
	その他	0
小計		14
不明		0
計		14

表 156 主たる加害者（3歳未満と3歳以上）

区分		3歳未満	3歳以上
		人数	人数
実母		7	0
実父		3	0
養母		0	0
養父		0	0
継母		0	1
継父		0	0
母の交際相手		0	0
父の交際相手		0	0
母方祖母		0	0
父方祖母		0	0
母方祖父		0	0
父方祖父		0	0
その他		1	0
実母と	実父	2	0
	養父	0	0
	継父	0	0
	母の交際相手	0	0
	その他	0	0
小計		13	1
不明		0	0
計		13	1

⑥ 加害の動機

表 157 加害の動機

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
しつけのつもり	2
子どもがなつかない	0
パートナーへの愛情を独占されたなど、子どもに対する嫉妬心	1
パートナーへの怒りを子どもに向ける	0
慢性の疾患等の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	0
子どもの暴力などから身を守るため	0
MSBP(代理ミュンヒハウゼン症候群)	0
子どもの世話・養育方法がわからない	0
子どもの世話・養育をする余裕がない	1
子どもの存在の拒否・否定	0
泣きやまないことにいらだったため	2
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0
依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想など)	1
その他	4
小計	11
不明	3
計	14

⑦ 発生場所

表 158 重症となった虐待の発生場所

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
自宅	10
自宅以外	3
不明	1
計	14

⑧ 発覚の経緯

表 159 重症となった虐待の発覚の経緯

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
虐待者が自ら救急車を要請または病院に連れて行ったこと	8
虐待者でない親や家族その他の同居者が救急車を要請または病院に連れて行ったこと	3
近隣住民・知人が救急車を要請または病院に連れて行ったこと	0
虐待者自らが警察に通報あるいは出頭したこと	0
虐待者でない家族その他の同居者が警察に通報したこと	0
近隣住民・知人が警察に通報したこと	2
虐待者が自ら児童相談所に相談又は通告したこと	0
虐待者でない親や家族その他の同居者が児童相談所に相談又は通告したこと	0
近隣住民・知人が児童相談所に相談又は通告したこと	0
その他	1
不明	0
計	14

(4) 子どもの生育歴

① 妊娠期・周産期における問題

表 160 妊娠期・周産期の問題（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(14人)		
	あり	なし	不明
	人数	人数	人数
切迫流産・切迫早産	2	9	3
妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)	0	10	4
喫煙の常習	2	9	3
アルコールの常習	0	11	3
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0	10	4
マタニティブルーズ	2	8	4
予期しない妊娠／計画していない妊娠	5	6	3
若年(10代)妊娠	2	11	1
お腹をたたく等の墮胎行為	0	11	3
母子健康手帳の未発行	4	10	0
妊婦健診未受診	6	8	0
その他(妊娠期の母体側の問題)	0	11	3
遺棄	1	13	0
墜落分娩	3	10	1
飛び込み出産	0	14	0
帝王切開	3	11	0
医療機関から連絡	3	11	0
その他(出産時の母体側の問題)	0	12	2
本児を妊娠時の特定妊婦としての支援の有無	2	12	0
低体重(2500g)	3	9	2
多胎	1	13	0
新生児仮死	2	11	1
その他の疾患・障害	1	10	3
出生時の退院の遅れによる母子分離	6	7	1
NICU入院	4	10	0

② 乳幼児健診及び予防接種

表 161 乳幼児健診の受診の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待(14人)			
	受診済み	未受診	年齢的に非該当	不明
	人数	人数	人数	人数
3～4か月児健診	4	1	8	1
1歳6か月児健診	1	0	13	0
3歳児健診	1	0	13	0

表 162 予防接種の有無

区分		心中以外の虐待死(14人)
		人数
3 、 4 か 月 児 健 診 時 点	必要な予防接種は終了している(遅滞のある場合も含む)	3
	一部、必要な予防接種が未接種である	2
	年齢的に非該当	8
	不明	1
1 歳 6 か 月 児 健 診 時 点	必要な予防接種は終了している(遅滞のある場合も含む)	1
	一部、必要な予防接種が未接種である	0
	年齢的に非該当	13
	不明	0
3 歳 児 健 診 時 点	必要な予防接種は終了している(遅滞のある場合も含む)	1
	一部、必要な予防接種が未接種である	0
	年齢的に非該当	13
	不明	0

③ 子どもの疾患・障害等

表 163 子どもの疾患・障害等の有無等（複数回答）

区分		心中未遂以外の重症の虐待(14人)				
		あり	なし	不明	疑い	
		人数	人数	人数	人数	
身体疾患		2	12	0	—	
障害		2	12	0	—	
障害ありの内訳 (再掲)	身体障害		2	0	—	—
	手帳の有無	あり	1	—	—	—
		なし	1	—	—	—
		不明	0	—	—	—
	知的障害		2	0	0	—
	手帳の有無	あり	1	—	—	—
なし		1	—	—	—	
不明		0	—	—	—	
発達の問題 (発達障害、自閉症など)		1	9	3	1	
身体発育の問題 (極端な痩せ、身長が低いなど)		1	12	1	—	

④ 子どもの情緒・行動上の問題等

表 164 子どもの情緒・行動上の問題等（複数回答）

区分		心中未遂以外の重症の虐待(14人)
		人数
なし		6
あり		4
内訳 (再掲) (複数回答)	ミルクの飲みムラ	3
	激しい泣き	3
	夜泣き	2
	食事の拒否	0
	夜尿	2
	多動	0
	衝動性	0
	かんしゃく	0
	自傷行為	0
	性器いじり	0
	指示に従わない	0
	なつかない	0
	無表情、表情が乏しい	0
	固まってしまう	0
	盗癖	0
	虚言癖	0
	不登校	0
	その他	0
小計		10
不明		4
計		14

⑤ 養育機関・教育機関の所属

表 165 子どもの養育機関・教育機関等の所属

区分		心中未遂以外の重症の虐待(14人)
		人数
なし		11
あり		3
内訳 (再掲)	認可保育所	2
	認可外保育所	0
	認定こども園	0
	幼稚園	0
	小学校	1
	中学校	0
	高等学校	0
	特別支援学校	0
	その他	0
小計		14
不明		0
計		14

表 166 養育機関・教育機関の所属ありの場合の連続した欠席（休業日を除き連続して7日以上）の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待(3人)
	人数
連続した欠席(休業日を除き連続して7日以上)なし	3
連続した欠席(休業日を除き連続して7日以上)あり	0
小計	3
不明	0
計	3

⑥ 子どもの施設等への入所経験

表 167 子どもの施設等への入所経験（複数回答）

区分		心中未遂以外の重症の虐待(14人)
		人数
なし		12
あり		2
内訳 (再掲) (複数回答)	一時保護所	0
	児童養護施設(一時保護委託を含む)	0
	乳児院(一時保護委託を含む)	2
	病院、診療所(一時保護委託を含む)	0
	児童自立支援施設	0
	障害児入所施設	0
	児童心理治療施設	0
	母子生活支援施設	0
	婦人相談所	0
	自立援助ホーム	0
	少年院	0
	民間シェルター	0
	里親	0
	ファミリーホーム	0
その他	0	
小計		14
不明		0
計		14

(5) 養育環境

① 養育者の世帯の状況

表 168 養育者の世帯の状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
実父母	10
ひとり親(離婚)	0
ひとり親(未婚)	2
ひとり親(死別)	0
ひとり親(別居)	0
内縁関係(交際相手を含む)	0
実父母のいずれかとその再婚者	1
養父母	0
その他	1
不明	0
計	14

② 祖父母との同居の状況

表 169 祖父母との同居状況

区分		心中未遂以外の重症の虐待	
		例数	
なし		10	
あり		4	
内訳 (再掲)	母方祖母同居	1	
	母方祖父同居	1	
	母方祖父母同居	2	
	父方祖母同居	0	
	父方祖父同居	0	
	父方祖父母同居	0	
小計		14	
不明		0	
計		14	

③ 実父母、祖父母以外の者との同居の状況

表 170 実父母、祖父母以外の者との同居の状況

区分		心中未遂以外の重症の虐待	
		例数	
なし		9	
あり		5	
内訳 (再掲)	母の交際相手	0	
	父の交際相手	0	
	母の友人	0	
	父の友人	0	
	その他	5	
小計		14	
不明		0	
計		14	

④ 子どもの受傷時における実父母の年齢

表 171 子どもの受傷時における実父母の年齢

区分		心中未遂以外の重症の虐待	
		実母	実父
		例数	例数
いない		0	1
いる		14	12
内訳 (再掲)	19歳以下	1	0
	20歳～24歳	3	1
	25歳～29歳	5	6
	30歳～34歳	4	2
	35歳～39歳	1	2
	40歳以上	0	1
	年齢不明	0	0
小計		14	13
不明		0	1
計		14	14

⑤ 子どもの受傷時における加害者の年齢

表 172 子どもの受傷時における加害者の年齢

区分	実母	実父	実父母以外加害者
	例数	例数	例数
19歳以下	1	0	0
20歳～24歳	1	1	0
25歳～29歳	3	1	0
30歳～34歳	3	1	1
35歳～39歳	1	1	0
40歳以上	0	1	0
年齢不明	0	0	1
計	9	5	2

⑥ 養育者（実父母）の心理的・精神的問題等

表 173 養育者（実父母）の心理的・精神的問題等（複数回答）

区分	実母(14例)			実父(12例)		
	あり	なし	不明	あり	なし	不明
	例数	例数	例数	例数	例数	例数
育児不安	2	9	3	0	10	2
マタニティーブルーズ	1	9	4	—	—	—
産後うつ	1	10	3	—	—	—
知的障害	1	11	2	1	10	1
精神障害(医師の診断によるもの)	1	11	2	0	11	1
身体障害	0	11	3	0	11	1
その他の障害	0	10	4	0	11	1
アルコール依存	0	11	3	0	11	1
薬物依存	0	11	3	0	11	1
ギャンブル依存	0	11	3	0	11	1
衝動性	2	7	5	3	6	3
攻撃性	3	8	3	1	9	2
怒りのコントロール不全	3	8	3	2	9	1
うつ状態	1	9	4	1	10	1
躁状態	0	10	4	0	11	1
感情の起伏が激しい	2	9	3	1	10	1
高い依存性	1	10	3	1	10	1
幻視、幻聴	1	10	3	0	11	1
妄想	1	10	3	0	11	1
DVを受けている	1	11	2	1	10	1
DVを行っている	0	11	3	1	10	1
自殺未遂の既往	0	11	3	0	10	2
養育能力の低さ	5	6	3	1	10	1
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	0	14	0	0	12	0

⑦ 世帯の家計を支えている主たる者

表 174 家計を支えている主たる者

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
実母	2
実父	11
継母	0
継父	0
養母	0
養父	0
母方祖母	0
母方祖父	1
父方祖母	0
父方祖父	0
母の交際相手	0
父の交際相手	0
その他	0
小計	14
不明	0
計	14

⑧ 子どもの住居の状況

表 175 子どもの住居の状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
一戸建て住宅(所有)	5
一戸建て住宅(賃貸)	0
集合住宅(所有)	1
集合住宅(賃貸)	6
公営住宅	1
他人の家に同居	0
母子生活支援施設	0
民間シェルター	0
定住地なし	0
小計	13
不明	1
計	14

⑨ 家庭の経済状況

表 176 家庭の経済状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
生活保護世帯	1
市区町村民税非課税世帯(所得割、均等割ともに非課税)	3
市区町村民税課税世帯(所得割のみ非課税)	1
市区町村民税課税世帯(年収500万円未満)	5
年収500万円以上	1
小計	11
不明	3
計	14

⑩ 子どもの受傷時における実父母の就業状況

表 177 子どもの受傷時における実父母の就業状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	実母	実父
	例数	例数
無職	9	1
フルタイム	2	11
パート	2	0
小計	13	12
不明	1	0
計	14	12

⑪ 子どもが出生してからの転居回数

表 178 子どもが出生してからの転居回数

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
なし	11
1回	3
2回	0
3回	0
4回	0
5回以上	0
小計	14
不明	0
計	14

⑫ 家庭の地域社会との接触状況

表 179 家庭の地域社会との接触状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	
ほとんど無い	3	
乏しい	1	
ふつう	8	
活発	0	
小計	12	
不明	2	
計	14	

⑬ 養育の支援の状況

表 180 養育の支援の状況（複数回答）

区分		心中未遂以外の重症の虐待	
		実母	実父
		例数	例数
なし		0	1
あり		13	11
内訳 (再掲) (複数回答)	配偶者(パートナー)	9	10
	親	8	5
	配偶者の親	5	6
	虐待者のきょうだい	4	1
	配偶者のきょうだい	2	4
	近所の人	0	0
	職場の友人・知人	0	0
	保育所などの職員	3	2
	ベビーシッター	0	0
	行政の相談担当課	3	3
	職場以外の友人	0	0
	子育てサークル	0	0
	親類	1	1
	その他	0	0
小計		13	12
不明		1	0
計		14	12

⑭ 行政機関等による子育て支援事業の利用状況

表 181 行政機関等による子育て支援事業の利用状況（複数回答）

区分		心中未遂以外の重症の虐待
		例数
なし		9
あり		5
内訳 (再掲) (複数回答)	利用者支援事業	0
	地域子育て支援拠点事業	0
	乳児家庭全戸訪問事業	3
	訪問時期 生後1か月未満	1
	生後1～2か月未満の間	0
	生後2～3か月未満の間	2
	生後3～4か月未満の間	0
	生後4か月以降	0
	養育支援訪問事業	0
	子育て短期支援事業	0
	ファミリー・サポートセンター事業	0
	一時預かり事業	0
	延長保育事業	1
	病児保育事業	0
	放課後児童健全育成事業	0
	保育所入所	2
小計		14
不明		0
計		14

(6) きょうだい

① きょうだいの状況

表 182 きょうだいの状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待(14例)
	例数
なし(ひとりっ子)	2
1人(2人きょうだい)	10
2人(3人きょうだい)	1
3人(4人きょうだい)	0
4人(5人きょうだい)	1
5人(6人きょうだい)	0
小計	14
不明	0
計	14

② きょうだいの特性

表 183 きょうだいの性別

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
男	5
女	11
不明	0
計	16

表 184 きょうだいの年齢

区分	心中未遂以外の重症の虐待(16人)
	人数
0歳	1
1歳	4
2歳	4
3歳	2
4歳	2
5歳	0
6歳	1
7歳	0
8歳	2
9歳	0
10歳	0
11歳	0
12歳	0
13歳	0
14歳	0
15歳	0
16歳	0
17歳	0
18歳	0
19歳	0
20歳以上	0
計	16

③ 子どもの受傷時におけるきょうだいの同居の状況

表 185 子どもの受傷時におけるきょうだいの同居の状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待(16人)
	人数
あり	15
なし	1
小計	16
不明	0
計	16

④ きょうだいの養育機関・教育機関の所属

表 186 きょうだいの養育機関・教育機関の所属

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
なし	8
保育所	4
認定こども園	2
幼稚園	0
小学校	2
中学校	0
高等学校	0
大学	0
特別支援学校	0
その他	0
小計	16
不明	0
計	16

⑤ きょうだいが虐待を受けた経験

表 187 きょうだいが虐待を受けた経験

区分		心中未遂以外の重症の虐待
		人数
あり		8
内訳 (再掲)	身体的虐待	2
	ネグレクト	4
	心理的虐待	2
	性的虐待	0
なし		8
小計		16
不明		0
計		16

⑥ きょうだいに対する児童相談所の関与

表 188 きょうだいに対する児童相談所の関与

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
あり	5
なし	9
小計	14
不明	2
計	16

⑦ きょうだいに対する市区町村の関与

表 189 きょうだいに対する市区町村の関与

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
あり	9
なし	7
小計	0
不明	0
計	16

⑧ 子どもの受傷直後におけるきょうだいへの対応

表 190 子どもの受傷直後におけるきょうだいへの対応

区分		心中未遂以外の重症の虐待
		例数
なし		3
あり		11
内訳 (再掲) (複数回答)	安全確認	6
	面接	3
	親からの分離	6
	心理的ケア	2
	その他	2
	不明	0
小計		14
不明		0
計		14

⑨ 子どもの受傷後のきょうだいの居所（調査票記入時点）

表 191 子どもの受傷後のきょうだいの居所

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
自宅	12
祖父母宅	1
乳児院	1
児童養護施設	0
母子生活支援施設	0
民間シェルター	0
すでに死亡	0
その他	2
小計	16
不明	0
計	16

(7) 関係機関の関与・対応状況

① 虐待通告の状況（重症に至った本事例の発覚に伴う通告を含む）

表 192 虐待通告の有無と通告回数

区分		心中未遂以外の重症の虐待	
		例数	
なし		3	
あり (重症となった受傷に関する通告を含む)		11	
内訳 通告回数	1回	9	
	2回	1	
	3回	0	
	4回	0	
	5回	1	
小計		14	
不明		0	
計		14	

② 児童相談所の関与（重症に至った本事例の発覚前に限る）

表 193 児童相談所の関与の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	
あり	10	
なし	4	
不明	0	
計	14	

③ 市区町村（虐待対応担当部署）の関与（重傷に至った本事例の発覚前に限る）

ア 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況

表 194 市区町村（虐待対応担当部署）の関与の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
あり	4
なし	10
小計	14
不明	0
計	14

表 195 市区町村（虐待対応担当部署）の関与の有無（3歳未満と3歳以上）

区分	3歳未満	3歳以上
	例数	例数
あり	3	1
なし	10	0
小計	13	1
不明	0	0
計	13	1

イ 市区町村（虐待対応担当部署）における相談種別

表 196 市区町村（虐待対応担当部署）における相談種別（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(4例)
	例数
虐待相談	2
虐待相談以外の養護相談	0
障害相談	2
非行相談	0
育成相談	0
保健相談	0
その他	0

④ その他の関係機関の関与の状況（重症に至った本事例の発覚前に限る）

表 197 その他の関係機関の関与状況（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(14例)			
	関与なし	関与あり		不明・未記入
		虐待の認識なし	虐待の認識あり	
	例数	例数	例数	例数
福祉事務所	14	0	0	0
家庭児童相談室	12	1	1	0
民生委員・児童委員	13	0	0	1
保健所	14	0	0	0
市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	7	6	1	0
養育機関・教育機関	9	3	2	0
医療機関	8	3	2	1
助産師(医療機関に勤務する者を除く)	13	0	0	1
警察	12	0	1	1
婦人相談所	13	0	0	1
配偶者暴力相談支援センター	13	0	0	1

⑤ 関係機関間の連携状況（重症に至った本事例の発覚前に限る）

表 198 関係機関間の連携状況

区分		心中未遂以外の重症の虐待
		例数
なし		8
あり		6
内訳 (再掲)	よく取れていた	2
	まあまあ取れていた	4
	あまり取れていなかった	0
	ほとんど取れていなかった	0
小計		14
不明		0
計		14

(8) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

① 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関

表 199 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(14人)
	例数
児童相談所	14
市区町村担当課	14
福祉事務所	8
児童家庭支援センター	3
保健所	8
保健センター	9
医療機関	9
保育所	8
認定こども園	5
認可外保育施設	5
幼稚園	7
小学校	8
中学校	7
高等学校	1
民生委員・児童委員	7
警察	12
消防	4
裁判所	1
弁護士	3
法務局	5
人権擁護委員会	5
保護司	0
里親	1
民間団体	3
教育委員会	10
児童館	1
児童養護施設などの児童福祉施設	4
社会福祉協議会	4
婦人相談所	1
配偶者暴力支援センター	4
婦人保護施設	2
その他	4

② 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況

表 200 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況

(2020年4月1日～2021年3月31日の状況)

区分	心中未遂以外の重症の虐待(14人)	
	実施した	実施していない
	例数	例数
代表者会議	0	14
実務者会議	5	9
個別ケース検討会議	3	11
その他	1	13

③ 重症事例発生地域における進行管理会議の実施状況

表 201 進行管理会議における1回当たりの検討事例数

区分	例数
10件以下	2
11～30件	5
31～50件	1
51～70件	1
71件～90件	0
91～110件	1
111～130件	0
131～150件	0
151件以上	4
計	14

平均 130例
中央値 33例

表 202 進行管理会議1回当たりの時間

区分	例数	構成割合
0.5時間未満	0	0.0%
0.5～1時間未満	0	0.0%
1～2時間未満	1	7.1%
2～3時間未満	6	42.9%
3～4時間未満	4	28.6%
4時間以上	3	21.4%
計	14	100.0%

平均 2.7時間
中央値 2.8時間

④ 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況

表 203 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
よく活用している	5
ある程度活用している	9
あまり活用していない	0
ほとんど活用していない	0
計	14

⑤ 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況（重症に至った本事例の発覚前に限る）

表 204 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討状況（受傷前）

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
あり	7
なし	7
計	14

(9) 重症となった受傷後の対応状況

① 本事例に関する受傷の情報の入手先

表 205 本事例に関する受傷の情報の入手先（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(14例)
	例数
医療機関	13
警察	1
報道	1
家族	5
その他	1

② 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況

表 206 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
実施した	5
実施していない	8
実施中	1
計	14

③ 本事例に関する第三者による検証の実施状況

表 207 本事例に関する第三者による検証の実施状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
実施した	2
実施していない	3
裁判中または捜査中等のため、今後実施予定	0
実施中	1
計	6

④ 医療機関への入院の有無及び一時保護委託の有無

表 208 医療機関への入院の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
入院あり	14
入院なし	0
計	14

表 209 対応した診療科（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
小児科	9
NICU	3
脳神経外科	2
脳外科	1
小児脳神経内科	1
小児眼科	1

表 210 医療機関における一時保護委託の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	人数
あり	11
なし	3
計	14

⑤ 児童相談所の対応
ア 援助方針の内容

表 211 児童相談所における本事例受理後当初の援助方針の内容

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
継続指導	1
児童福祉司指導	3
施設入所措置	7
里親委託	0
未定	0
その他	3
計	14

イ ケース終結の有無

表 212 ケース終結の有無

区分		心中未遂以外の重症の虐待
		例数
終結		5
内訳 (再掲)	養育状況が改善し安全が確認されたから	4
	支援体制が整ったから	0
	転居したから	1
	その他	0
終結していない		9
計		14

ウ 親権喪失・停止の申立て

表 213 親権喪失の申立ての実施状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
申立てを行った	0
申立てを行っていない	14
計	14

表 214 親権停止の申立ての実施状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
申立てを行った	0
申立てを行っていない	14
計	14

⑥ 要保護児童対策地域協議会への登録状況

表 215 要保護児童対策地域協議会への登録状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
登録した (受傷前から登録している場合も含む)	13
登録していない	1
計	14

表 216 要保護児童対策地域協議会に登録後の主担当機関

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
児童相談所	12
市区町村担当課	1
福祉事務所	0
保健所	0
保健センター	0
その他	0
計	13

⑦ 関係機関の関与の状況

ア 受傷後半年時点における関与

表 217 受傷後半年時点での関係機関の関与の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
関与がある	14
関与がない	0
不明	0
計	14

表 218 受傷後半年時点での関与があった関係機関（複数回答）

	区分	心中未遂以外の重症の虐待(14例)
		例数
関与機関 (受傷後半年)	児童家庭支援センター	0
	母子生活支援施設	0
	保育所・学校等	6
	上記以外の児童福祉施設	9
	児童相談所	12
	配偶者暴力相談支援センター	0
	市区町村(虐待対応担当部署)	7
	保健所・保健センター	6
	子育て世代包括支援センター	1
	市区町村子ども家庭総合支援拠点	3
	警察	6
	家庭裁判所	1
	医療機関	11
	里親	1
	民間団体	0
	その他	0

イ 受傷後1年時点での関係機関の関与

表 219 受傷後1年時点での関係機関の関与の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
関与がある	13
関与がない	0
不明	1
計	14

表 220 受傷後1年時点での関与があった関係機関（複数回答）

	区分	心中未遂以外の重症の虐待(13例)
		例数
関与機関 (受傷後1年)	児童家庭支援センター	1
	母子生活支援施設	0
	保育所・学校等	5
	上記以外の児童福祉施設	8
	児童相談所	10
	配偶者暴力相談支援センター	0
	市区町村(虐待対応担当部署)	6
	保健所・保健センター	4
	子育て世代包括支援センター	1
	市区町村子ども家庭総合支援拠点	1
	警察	3
	家庭裁判所	0
	医療機関	8
	里親	0
	民間団体	0
その他	1	

⑧ 加害者と子どもの交流状況、自立の方針（調査票記入時点）

表 221 同居の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
同居している	4
同居していない	10
計	14

表 222 同居していない場合の加害者と子どもの交流の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
交流している	6
交流していない	3
未記入	1
計	10

表 223 同居していない場合の自立の方針

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
家族再統合	4
分離	5
その他	1
計	10

表 224 家族再統合を前提としたプログラムの有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待
	例数
行っている	1
行っていない	3
計	4

2022年（令和4年）7月1日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
特別区
中核市

一般財団法人あかしこども財団
西日本こども研修センターあかし
センター長 藤林 武史

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援する
アドバイザーの派遣について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2018年（平成30年）12月に決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下、「拠点」といいます。）の整備を進め、市区町村の体制強化を図ることとされております。そのため、厚生労働省では、2019年度（令和元年度）より、希望する都道府県及び市町村（特別区を含む。）に対し、拠点の立ち上げを支援するアドバイザー派遣する取組を開始されました。

西日本こども研修センターあかしは、2020年度（令和2年度）より、この取り組みを引き継ぎ、国の虐待・思春期問題情報研修センター事業の取組の一つとして、拠点の立ち上げ等を支援するアドバイザーの派遣について、連絡調整等の業務を担ってまいりました。

2021年度（令和3年度）は、この取り組みを継続するとともに、説明会や相談会を開催しました。2022年度（令和4年度）も昨年度に引き続き、本事業を実施してまいります。説明会や相談会等の開催にあたっては改めてご案内いたしますので、ご活用いただきますよう、お願いします。

併せて、市区町村子ども家庭ソーシャルワークに関する研究や知見、拠点における先進的な実践や連携を行っている自治体の情報を収集し、当センターホームページのアドバイザー派遣事業ページ（<https://akashi-nkkc.jp/advisor/>）を通じて情報発信してまいります。

なお、都道府県におかれましては、本件について、管内市町村（指定都市・中核市を除く）に周知していただきますよう、お願いいたします。

連絡先：西日本こども研修センターあかし アドバイザー派遣担当

※アドバイザー派遣事業専用メールアドレスをご活用ください。

kyoten@akashi-nkkc.jp

〒674-0068 兵庫県明石市ゆりのき通 1-4-7

TEL：078-920-9675

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣事業

2016年の児童福祉法の改正より、市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされました。その後、2017年には、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「拠点」という。）の運営要綱が定められました。さらに、2018年12月に決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、2022年度には全市町村に拠点が設置されていることを目標にされました。

そのため、厚生労働省では、2019年度より、希望する自治体に対し、拠点の立ち上げを支援するアドバイザーを派遣する取組を開始しました。当センターでは2020年度から国の取り組みを引き継ぎ、本事業を実施しています。

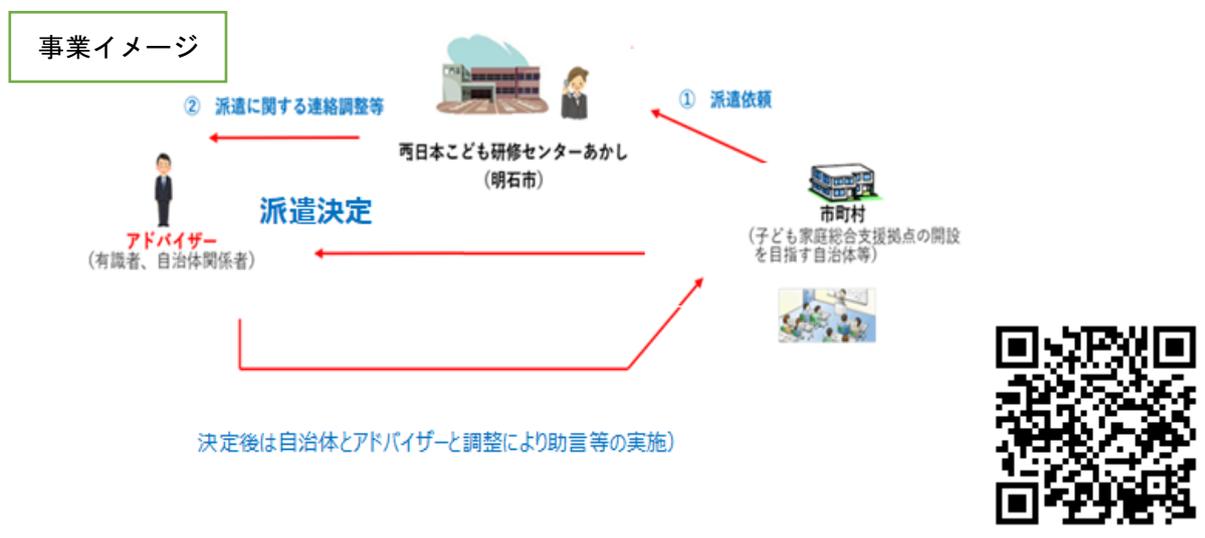
● 事業の目的

子ども虐待の予防・防止や子どもと家族の福祉に関する支援を担う市区町村において、ソーシャルワークを担う支援機関として、子どもの生涯を視野に入れた支援を、関係機関の連携・協働によるプランニングに基づき提供できるよう、拠点の設置・運営を支援します。

● 事業内容

自治体からの依頼によるアドバイザー派遣調整

市区町村におけるソーシャルワークの実務に精通した者や、拠点の立ち上げに知見を有する方をアドバイザーにご就任いただき、各自治体からの依頼によって派遣を調整します。現在、アドバイザーは、有識者、自治体職員から構成されています。アドバイザーは、自治体の依頼内容により、拠点立ち上げにかかる課題解消に向けた助言や、実践状況の報告など、依頼元自治体の拠点設置等を支援します。



アドバイザー派遣の依頼方法等について

- ① 派遣を希望する市町村（※）が依頼内容を都道府県に連絡

（※）指定都市、中核市を除き、特別区を含む。
- ② 都道府県（※）がセンターに対してメールで派遣を依頼

（※）指定都市及び中核市は、都道府県と同様の取扱いとする。都道府県、指定都市及び中核市が派遣を希望する場合、⑤及び⑧は省略され、⑥の「市町村」は「都道府県」となる。
- ③ 依頼内容を踏まえ、センターが候補となるアドバイザーと対応の可否を調整
- ④ センターから②で依頼を行った都道府県に対して調整結果を連絡
（対応可能である場合、センターから、アドバイザーの連絡先も含めて連絡）
- ⑤ 都道府県は、派遣を希望する市町村に対して④で連絡を受けた内容を連絡
- ⑥ 派遣を希望する市町村は、アドバイザーに連絡し、派遣内容の詳細を決定

（※）アドバイザーの旅費など、必要な費用は派遣を依頼した市町村が負担するものとする。
- ⑦ 派遣実施
- ⑧ 派遣が行われた市町村は、その内容等について、都道府県に報告
- ⑨ 都道府県は、⑧による派遣実施状況報告をセンターに対してメールで報告

【「西日本こども研修センターあかし」のアドバイザー派遣事業関係連絡先】

電 話 番 号：078-920-9675

メールアドレス：kyoten@akashi-nkkc.jp

	氏名	所属・役職
有識者	井上 登生	医療法人井上小児科医院・理事
	上野 昌江	関西医科大学看護学部・教授
	加藤 曜子	流通科学大学・名誉教授
	小稲 文	大東文化大学スポーツ・健康科学看護学科・特任助手 (元 千葉県鎌ヶ谷市こども発達センター主幹保健師)
	小橋 孝介	鴨川市立国保病院・医療参事
	佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部こども学科・教授
	鈴木 智	子ども家庭支援センター「オレンジ」・相談員 (元 千葉県南房総市教育委員会子ども教育課教育相談センター長)
	鈴木 秀洋	日本大学危機管理学部・准教授
	中板 育美	武蔵野大学看護学部看護学科・教授
	橋本 達昌	児童家庭支援センター・子育て支援センター・児童養護施設 一陽・総括 所長
	畠山 由佳子	神戸女子短期大学幼児教育学科・教授
	八木 安理子	同志社大学心理学部・客員教授
	山川 玲子	カウンセリングルーム家族育ちあい応援室 川越市児童発達支援センター・心理相談員
自治体 職員	佐藤 薫	北海道千歳市こども福祉部・専門官
	渡辺 好恵	埼玉県さいたま市浦和区健康福祉部保健センター・主幹
	柴山 陽子	神奈川県川崎市中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健 所支所）地域支援課
	黒岩 大輔	長野県池田町多世代相談センター・センター長
	島岡 佐喜子	長野県阿智村教育委員会子育て支援室・室長
	鈴木 淳	静岡県健康福祉部西部健康福祉センター（西部児童相談所）育成課・課長
	増田 沙季	静岡県吉原林間学園児童診療課・主任
	海津 正和	三重県児童相談センター児童相談強化支援室・課長代理
	牧戸 貞	三重県桑名市子ども未来局子ども総合センター・センター長
	白木 敏弘	三重県鈴鹿市子ども家庭支援課・課長
	中村 幸司	三重県明和町健康あゆみ課まると相談支援係・係長（社会福祉士）
	中原 伸浩	大阪府堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課・課長
	多田 基哉	山口県福祉総合相談支援センター児童相談部・主幹
	土居 和博	愛媛県伊予市子ども総合センター・センター長
	内田 奈巳	大分県中津市生活保健部地域医療対策課市民健康推進係・主幹（総括） （保健師）
村上 徳子	大分県中津市福祉部子育て支援課相談支援係・主幹（保健師）	

(敬称略)

注1：アドバイザー派遣に係る費用（旅費、謝金等）については、派遣先の各自治体の負担となります。

注2：平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた「スタートアップマニュアル」を作成し、以下のURLに掲載していますので、ご参照下さい。

http://www.nihon-u.ac.jp/risk_management/news/detail/281

子 発 0221 第 6 号
障 発 0221 第 1 号
令和 2 年 2 月 21 日

各〔 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 〕 殿

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について

児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いている。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもある。こうしたことを踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）において、体罰が許されないものであることが法定化され、本年 4 月から施行される。

このため、昨年 9 月に子ども家庭局長の下で「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を開催し、議論を行ってきた。本年 2 月 18 日には、本検討会において、改正法により新たに規定される「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等によらない子育ての推進策等を、国民に分かりやすく説明するため、「体罰等によらない子育てのために」をとりまとめた（とりまとめの内容は別添参照）。

このとりまとめは、保護者を罰したり、追い込んだりすることが目的ではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進していくことを目的としており、妊娠期から子育て期の保護者を中心に、保護者以外の親族、地域住民、保護者に対して支援を行う者等に読んでいただくことを想定している。各地方自治体においては、内容を御了知いただくとともに、本とりまとめの内容について、具体的な相談窓口や支援内容も併せて広く周知・啓発いただくようお願いする。加えて、都道府県におかれては、管内市区町村に対する周知をお願いする。

また、児童相談所長、児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親

に対しても、研修等の機会を利用して周知・啓発するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対しては、養親候補者研修等において養親候補者等に周知・啓発いただけるよう、周知をお願いする。

なお、現在、本とりまとめの内容について、国民に分かりやすく周知・啓発をするためのポスター、リーフレット等を作成しているところであり、これらは完成し次第、別途送付する予定である。

(参照条文)

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）（抄）【令和 2 年 4 月 1 日時点】

(親権の行使に関する配慮等)

第 14 条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 (略)

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）【令和 2 年 4 月 1 日時点】

第 33 条の 2 (略)

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

③・④ (略)

第 47 条 (略)

② (略)

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

④・⑤ (略)

体罰等によらない子育てのために

～ みんなで育児を支える社会に ～

令和2年2月

厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」

目次

I	はじめに	3
1	子どもの権利が守られる体罰のない社会へ	3
2	体罰は「やむを得ない」のか	4
3	体罰等によらない子育てを社会で応援.....	4
II	しつけと体罰は何が違うのか.....	5
1	しつけと体罰の関係	5
2	体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為.....	6
III	なぜ体罰等をしてはいけないのか	9
1	体罰等が子どもに与える悪影響.....	9
2	子どもが持っている権利.....	10
3	体罰等による悪循環	10
IV	体罰等によらない子育てのために	11
1	体罰等をしてしまう背景.....	11
2	具体的な工夫のポイント.....	12
3	子育てはいろいろな人の力と共に.....	15
V	おわりに.....	17
	体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 構成員名簿	18
	<文末脚注>	19

I はじめに

1 子どもの権利が守られる体罰のない社会へ

- 児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもあります。
- 我が国においては、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在します¹。そうしたしつけの名の下に行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられます。
- 国際的な動きを見ると、1979年に世界で初めてスウェーデンが体罰を禁止して以降、1990年に発効した児童の権利に関する条約に基づき、58か国(2019年10月末現在)が子どもに対する体罰を法律で禁止しています。我が国も、1994年に児童の権利に関する条約を批准し、条約に基づき設置された国連児童の権利委員会から、1998年から数回にわたり、体罰禁止の法制化とともに啓発キャンペーン等を行うべきとの見解が示されてきました。
- こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法¹において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されます。
- 法律の施行を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

¹ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施した調査結果によると、全国の20歳以上の男女2万人の回答者のうち、しつけのために、子どもに体罰をすることにに対して、「積極的にすべきである」が1.2%、「必要に応じてすべきである」が16.3%、「他に手段がないと思った時にすべきである」が36.3%、「決してすべきではない」が43.3%であった。(子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書「子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」2018)

2 体罰は「やむを得ない」のか

- 子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに、「子どもものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていませんか。本当に体罰をしなくてはいけないのか、もう一度考える必要があります。
- 「何度言っても言うことを聞かない」、「痛みを伴う方が理解をする」、「自分もそうして育てられた」など、体罰を容認する意見は未だに存在します。
- しかし、体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心等によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達等に悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。
- また、全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

3 体罰等によらない子育てを社会で応援

- 今回の法改正による体罰禁止は、親が、痛みや苦しみを利用して子どもの言動を統制するのではなく、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体に啓発していくための取組の一環です。
- このとりまとめでは、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。子育て中の方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方に読んでいただくことを想定しています。
- また、各地方自治体等においては、このとりまとめを基に、全ての人に、分かりやすく周知・広報いただきたいと考えています。体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めていきましょう。

Ⅱ しつけと体罰は何が違うのか

1 しつけと体罰の関係

- 親には、子どもの利益のために監護・教育をする権利・義務がありますⁱⁱ。このため、親は、子どもを養育し、教育するためのしつけをしますが、「理想の子どもに育てよう」、「将来困らないようにしっかりとしつけなくては」、「他人に迷惑をかけない子どもに育てなくては」等といった思いから、時には、しつけとして子どもに罰を与えようとすることもあるかもしれません。
- しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されますⁱⁱⁱ。これは親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。
- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です^{iv}。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります（具体的な工夫のポイントは、P12以降で記載）。

◎ こんなことしていませんか

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・ 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

→ これらは全て体罰です。

- ただし、罰を与えることを目的としない、子どもを保護するための行為（道に飛び出しそうな子どもの手をつかむ等）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子どもに暴力を振るうのを制止する等）等は、体罰には該当しません。
- なお、体罰は許されない行為であり、親以外の監護・教育をする権利を持たない者を含む全ての人について、体罰は許されません。

2 体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為

- 体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があります。その他の著しく監護を怠ること（ネグレクト）や、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること（心理的虐待）等についても虐待として禁止されています^v。
- 加えて、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健全な成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

- ◎ こんなことしていませんか
 - ・ 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
 - ・ やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした
→ 子どもの心を傷つける行為です。

参考：虐待の定義

●身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など

●性的虐待

- ・ 子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもに性器や性交を見せる。
- ・ 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

●ネグレクト

- ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
- ・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない（子どもが学校にいけない正当な理由がある場合を除く）。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
- ・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待などの行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

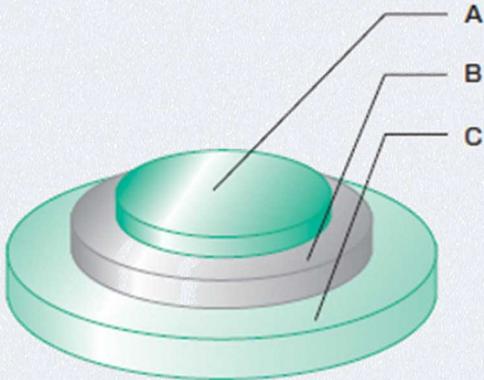
●心理的虐待

- ・ ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・ 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- ・ 子どものきょうだいに、児童虐待を行う。 など

出典・参考：厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」

【コラム】：マルトリートメント (Maltreatment)

「マルトリートメント」とは、「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念です。



【A（要保護）】レッドゾーン

子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子どもの保護を要するレベル

【B（要支援）】イエローゾーン

軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベル

【C（要観察）】グレーゾーン

児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関等（児童相談所、福祉事務所、市区町村、学校等）が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル

例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子どものみを乗せておき、買い物をする」や「高層マンションのベランダに踏み台となるような物が置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子どもの手の届くところに置く」等の行為も含まれます。

A（要保護）、B（要支援）のレベルだけでなく、C（要観察）のレベルまで含めたものがマルトリートメントの概念です。

出典：文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」

Ⅲ なぜ体罰等をしてはいけないのか

1 体罰等が子どもに与える悪影響

- 体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。
- 例えば、親から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「一つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほど、そのリスクはさらに高まると指摘する調査研究もあります²。
- また、手の平で身体を叩く等の体罰は、親子関係の悪さ、周りの人を傷つける等の反社会的な行動、攻撃性の強さ等との関連が示されており、また、それらの有害さは、虐待に至らない程度の軽い体罰であっても、深刻な身体的虐待と類似しているとする研究結果も見られます³。
- はじめは軽く叩く程度でも、子どもが痛みを受けることに順応する可能性があり、同じ効果を得るために暴力がエスカレートしていき、気付いたときには虐待に発展することも考えられます。虐待事例において、加害者が「しつけのためだった」と言う事例も存在します。
- このような虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマ（心的外傷）となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子ども達の成長・発達に悪影響を与えます。
- 一方で、その後の適切な関わりや周囲の人々の支援により、悪影響を回復し、あるいは課題を乗り越えて成長することも報告されています⁴。社会全体で子どもが安心できる環境を整え、早期に必要なケアを行うことが重要といえます。

² 藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動問題：日本におけるプロペンシティブ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017

³ ガーショフ他「手で叩く体罰と子どもの結果：これまでの議論と新しいメタアナリシス」2016

⁴ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「シンポジウム子どもに対する体罰等の禁止に向けて」2017

2 子どもが持っている権利

- 大人に対する叩く、殴る、暴言を言う等の行為が人権侵害として許されないのと同様に、子どももまた、尊厳を有する人権の主体であり、叩く等の行為は人権侵害として許されません。
- 全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、2016年の児童福祉法の改正によって明確化され、保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています^{vi}。
- また、全ての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています^{viiiviii}。
- 1990年に発効し、1994年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」では、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力や不当な取扱い等を防ぐための措置を講ずることとされています^{ix}。子どもへの暴力は子どもの持つ様々な権利を侵害することから、日本でも法律で児童虐待等を禁止しています。
- これらの法律や児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが心身ともに健やかに成長・発達するためには、体罰等によらない子育てを推進していくことが必要です^x。

3 体罰等による悪循環

- 子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラして、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることがあるかもしれません。叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心等から一時的に言うことを聞くかもしれませんが、これは、どうしたらよいのかを自分で考えたり、学んでいるわけではありません。
- このようなやりとりは、根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すこととなります。つまり、自分も周りの人に対して同じように振る舞ってよい、と子どもが学ぶきっかけにもなり得ます。
- 子どもが保護者に恐怖心等を抱くと、信頼関係を築きにくくなるため、必要なときに悩みを相談したり、心配事を打ち明けたりすることが難しく

なります。子どもが安心できる場であるはずの家庭が、自分の居場所であると感じられなくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など、別の大きな問題に発展してしまう可能性があります。

IV 体罰等によらない子育てのために

1 体罰等をしてしまう背景

- 子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラしたりすることは、子育て中の保護者の多くが経験するものです。体罰等をしてしまう保護者も様々な思いや悩みを抱えています。例えば、以下のようなことがあるかもしれません。

【子どもの年齢や特性等に関わること】

- ・ 一生懸命子どもに向き合っているのにいつまでも泣き止まない
- ・ 言葉で何度言っても言うことを聞かない、動いてくれない
- ・ 年齢に応じた発達・行動が見られない など

【保護者の心配事や負担感、孤独感等に関わること】

- ・ 自分の仕事や介護、家族関係等でストレスが溜まっている
- ・ 周囲に相談したり頼りにできる人がいない
- ・ 小さい子どもが複数いるが周囲からのサポートが得られない など

【保護者のこれまでの体験や周囲の言動等に関わること】

- ・ 自分自身もそうやって育ってきた
- ・ 大人としてなめられてはいけなさと感じている
- ・ 痛みを伴わないと他人の痛みが理解できないと信じている
- ・ 愛情があれば叩いても理解してくれると言われてきた
- ・ 子どもが言うことを聞かないのは、親が甘いからだと言われた など

- こうした様々なことを背景に、日常生活で、子どもが思ったとおりに行動してくれなかったときに、一時的に言うことを聞かせるための手段の一つとして、しばしば体罰が用いられています⁵。

⁵ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの実施した調査結果によると、しつけ

2 具体的な工夫のポイント

- 体罰はよくないと分かっているにもかかわらずいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。ここでは、体罰等によらない子育てに向けた具体的な工夫について、(1) 子どもとの関わりの工夫、(2) 保護者自身の工夫、の2つの点から考えてみましょう。

(1) 子どもとの関わりの工夫

①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。これは、子どもも大人と同じです。

異なる考えや意見を持っていたとしても、あなたの考えはそうなのね、とまずは耳を傾けて、その上で、自分は違う考えを持っていることを伝えてみるのも一つです。意見は異なっても、お互いの気持ちや、その後のコミュニケーションに何か変化が生じるかもしれません。子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。

②「言うことを聞かない」にもいろいろあります

子どもの「言うことを聞かない」にもいろいろな理由が考えられます。保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、様々です。「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。それに対して、保護者の対応もいろいろな方法が考えられます。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない、というのも一つの方法かもしれません。

のために子どもを叩くことを容認する回答者 12,008 人（全回答者 2 万人）のうち、子どもを叩く理由として、「口で言うだけでは子どもが理解しないから」が 42.8%、「その場ですぐに問題行動をやめさせるため」が 23.6%、「痛みを伴う方が、子どもが理解すると思うから」が 20.6%であった。（子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書「子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」2018）

③子どもの成長・発達によっても異なることがあります

子どもが身の回りのことをできるように、保護者がサポートしたり応援したりすることも大切です。一方で、子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できず、結果として「言うことを聞かない子」と見えることもあります。それぞれの子どもによって成長・発達の状況にも差があることを理解することも大切であり、そのばらつきによって子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアが必要なこともあります。

④子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、「触っちゃダメ!」と叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。子どもに触られたくないものは、見えないところや届かないところにしまうなど、環境を変えることで、イライラすることが減ることもあります。

また、子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。例えば片付けをしない場合、何をどこに置いたらよいか分かったら、自分で片付けがしやすくなるかもしれません。

⑤注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら、待つことで子どもの気持ちや行動が変化するかもしれません。難しければ、場面を切り替えること（家から出て散歩をする等）で注意の方向を変えてみてもよいでしょう。

課題に取り組むことが難しい等の場合は、子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。

⑥肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

子どもに伝えるときは、大声で怒鳴るよりも、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、より近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

また、子どもは、大人の姿からいろいろなことを学びます。「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行うことで、やり方を示したり教えたりすることもできます。静かにしていなくてはならない場所に行くときは、小さな

声で話す練習をしてみる等も一つの方法です。「こんにちは」、「ありがとう」といった挨拶も大人が日頃から意識することで、子どもも自然に覚えていきやすくなります。

⑦ 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。日常生活の中でも、「靴をそろえて脱いでいるね」など、肯定的な注目を向けることで、その態度や行動が増えることにもつながります。結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切でしょう。

さらに、子どもの態度や行動を褒めるときは、何が良いのかを具体的に褒めると、子どもにより伝わりやすくなります。また、すぐに褒めるのが一番効果的ですが、寝る前等の落ち着いたタイミングでも大丈夫です。

(2) 保護者自身の工夫

- これまで見てきたように、子育てはストレスが溜まることもあり、また、子育て以外でもストレスは溜まるものです。否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。そして、それは子どものことが原因なのか、自分の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみると、気持ちが少し落ち着くことがあるかもしれません。
- もし、子どものことより、自分の状況（時間や心に余裕がない等）が関わっているときは、深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけられるとよいでしょう。時には保護者自身が休むことも、大切です。
- 子どもと関わる中でいろいろな工夫をしても、上手くいかないこともあります。そのようなときは、周囲の力を借りると解決することもあります。例えば、市区町村の子育て相談窓口や保健センター、NPO、企業等の様々な支援（ファミリーサポート、家事代行サービス等）を検討するのも一つです。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気付いていない支援やサービスに出会えたり、それによって疲れやイライラが軽減したりするかもしれません。

3 子育てはいろいろな人の力と共に

- 子育てを頑張るのは、とても大変なことです。子どもを育てる上では、支援を受けることも必要であり、市区町村等が提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センター等にご連絡下さい。
- 例えば、市区町村の実施している乳幼児健診等の健診時や、乳幼児全戸訪問等の機会にも相談することができます。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いち・はや・く）」や児童相談所相談専用ダイヤル「0570-783-189（なやみ・いち・はや・く）」等も利用が可能です。
- また、子育てには、気力・体力をととても使います。そのため、困ってから相談に行こうと思っても、その気力が湧かなくなってしまうこともあります。落ち着いているときに、地域子育て支援拠点⁶など、子どもを連れて出かけられる場所に出かけてみることも一つの方法です。子育ての不安等を話すことで気分転換になり、気になること等を気軽に相談できる関係ができるかもしれません。
- 周囲の親族や地域住民、NPO、保育等の子育ての支援者、保健・医療・福祉・教育現場等で子育て中の保護者に接する方は、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所等とも連携をして、社会全体で支えていく必要があります。

⁶ 児童福祉法に基づき、市区町村等が、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で実施している事業。子育てひろばや子育て支援センター等とも呼ばれ、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として提供している。

【コラム】：こんなときどうする ～具体的な工夫の例～

○ 出かける時間になっても支度をしない

声かけ
の例

「出かける時間だね。そろそろこの服に着替えよう」
(着替えられたら)「自分でちゃんと着替えられたね。じゃあ、次はカバンを持ってきてね」

「支度」とひとくくりに声かけしてしまうと、何からやってよいか分からないことがあります。やることを区切って、やりやすいことから具体的に伝えましょう。また、できたことに注目してそれを伝える(できれば、「自分で頑張って着替えられたね」と具体的に褒める)ことも有効です。

○ 座ってほしいときに座ってくれない

声かけ
の例

「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

子どもにも意思があるので、指示されてばかりだと、反発したくなることもあります。特に、自分でやりたい、という自我が芽生える幼児期は、子どもが選べるように複数の選択肢を提示して、子どもの意思を尊重するのも一つの方法です。

○ よく忘れ物をしてしまう

声かけ
の例

「忘れ物を減らす方法を一緒に考えよう」

望ましくない行動があるときに、それを批判するのではなく、その行動に関係しそうなことを変えてみることもできます。例えば、忘れないように、大事な持ち物は、「玄関の真ん中に目立つように置いておく」、「持ち物リストを作って見える化する」等の工夫があります。

V おわりに

- 2020年4月に児童福祉法等の改正法が施行され、体罰が許されないものとして法定化されます。しかし、法律で体罰が禁止されたからといって、すぐに体罰のない社会が実現できるわけではありません。
- 世界で最初に体罰禁止を法定化したスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進していきました。法律が変わったことはゴールではなく、これから、一人ひとりが意識して社会全体で取り組んでいく必要があります^{xixii}。
- 子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなくてはなりません。同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります。このとりまとめが、体罰等のない社会の実現の一助となることを願っています。

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

- 大日向 雅美 恵泉女学園大学 学長
- 高祖 常子 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
- 立花 良之 成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
- 福丸 由佳 白梅学園大学 子ども学部 教授
CARE-Japan 代表
- 松田 妙子 NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事
- 森 保道 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会委員・幹事
- 山田 和子 四天王寺大学 看護学部 教授

○：座長

<文末脚注>

-
- i 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
（傍線部分が改正部分）
（親権の行使に関する配慮等）
- 第 14 条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。
- ii 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- 第 820 条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 第 822 条 親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- ※ 監護・教育は子どもが一人前の社会人に育成されるためのものであり、監護は主として肉体的育成を図ることを意味するのに対し、教育とは精神的発達を図ることを意味する、と説明されることがある。（参照：松川正毅・窪田充見 編「新基本法コンメンタール 親族」2019）
- iii 国連児童の権利委員会の一般的意見においては、「どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」（8 号 11 項）と定義されており、具体例として「手または道具——鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等——で子どもを叩く、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりする、引っかく、つねる、かむ、髪を引っ張ったり耳を打ったりする、子どもを不快な姿勢のままにさせる、薬物等で倦怠感をもよおさせる、やけどさせる、または強制的に口に物を入れる（たとえば子どもの口を石鹼で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）など」（同項）が示されている。
- iv 児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）
- 第 5 条 締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第 29 条 (抄)

- 1 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。
 - (a) 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
 - (b) 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること。
 - (d) すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること。

v 児童虐待の防止等に関する法律

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第 16 条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

vi 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されることが、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 2 条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

vii 児童の権利に関する条約

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

viii 国連児童の権利委員会の一般的意見において、「子どもがもっとも若い年齢から自由に意見を表明でき、かつそれを真剣に受けとめてもらえる家庭は重要なモデルであり、かつ、より幅広い社会において子どもが意見を聴かれる権利を行使するための準備の場である。子育てに対するこのようなアプローチは、個人の発達を促進し、家族関係を強化し、かつ子どもの社会化を支援するうえで役に立つとともに、家庭におけるあらゆる形態の暴力に対して予防的役割を果たす」(12号90項)とされている。

ix 児童の権利に関する条約

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

x 国連児童の権利委員会の一般的意見において、「家庭内の子どもの体罰を禁止するために法改正を行なう第一の目的は、予防にある。すなわち、態度と慣行を変え、平等な保護に対する子どもの権利を強調するとともに、子どもを保護し、かつ積極的な、非暴力的なおよび参加型の形態の子育てを促進するための、曖昧さの残る余地のない基盤を整え

ることによって、子どもに対する暴力を防止することである」(8号38項)とされており、第4回・第5回の総括所見において、「意識啓発キャンペーンの強化、並びに肯定的、非暴力的かつ参加型の形態の子育て及びしつけの推進によるものを含め、あらゆる環境において実質的な体罰を無くすための措置を強化すること」(26(b))が要請されている。

xi 国連児童の権利委員会の一般的意見において、「体罰が伝統的に広く受け入れられてきたことにかんがみ、それを禁止するだけでは、態度および慣行の必要な変化を達成することはできないであろう。保護に対する子どもの権利およびこの権利を反映する法律についての、包括的な意識啓発が必要である」(8号45項)とされている。

xii 児童の権利に関する条約

第42条 締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

2020年4月から
法律が
変わります!

体罰等によらない 子育てを広げよう!

やめよう!
たたく

やめよう!
どなる

子どもへの体罰は法律で禁止されます。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。



みんなで育児を支える社会に

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>



ご相談は

〇〇市〇〇課 TEL. 000-000-0000
2383

虐待かもと思ったら

いち はや く

189

※一部のIP電話からはつながりません。

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



なぜ 体罰等はいけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。

しつけと 体罰は どう違うの？

- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です。

※道に飛び出しそうな子どもを手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

子育ては いろいろな 人の力と共に



- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんと、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所などとも連携して社会全体で支えていくことが必要です。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。



詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>



ご相談は

〇〇市〇〇課 TEL. 000-000-0000

虐待かもと
思ったら

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

いち はや く
189

※一部のIP電話からは
つながりません。

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に連絡・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うことができ、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

体罰等によらない 子育てを 広げよう！

2020年
4月から
法律が
変わります！



みんなで育児を支える社会に

子どもへの体罰は法律で禁止されます。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。

体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等はよくないと分かっているいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。

一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。

子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。



POINT 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう



- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分のできるような環境づくりを工夫してみましょう。



保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみましょう。

POINT 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみるのもよいでしょう。



- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



- 深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけましょう。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（報告書）について

番号	事業名	実施主体	報告書URL
1	市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究	株式会社リベルタス・コンサルティング	https://www.libertas.co.jp/mhlw/2021index.html
2	一時保護の手続における児童福祉審議会等の活用に関する調査研究	PwC コンサルティング合同会社	https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/childcare-support2022.html
3	多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html
4	要保護児童等に関する関係機関との情報共有のためのシステム構築等に関する調査研究事業	株式会社野村総合研究所	https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2022/mcs/social_security/0331_5
5	虐待事例等の困難場面における保護者対応についての調査研究	PwC コンサルティング合同会社	https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/childcare-support2022.html
6	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究	PwC コンサルティング合同会社	https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/childcare-support2022.html
7	児童相談所における児童福祉司等の勤務実態等についての調査	PwC コンサルティング合同会社	https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/childcare-support2022.html

8	地方自治体における子ども家庭福祉分野の人材養成・キャリアパス等に関する調査研究	みずほリサーチ&テクノロジー株式会社	https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/r03kosodate2021.html
9	警察向け「「児童福祉」がわかるハンドブック(仮称)」作成に係る調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-police-handbook.html
10	一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究	株式会社日本総合研究所	https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=102568
11	通告の一元的運用に関する実証的調査研究	PwC コンサルティング合同会社	https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/childcare-support2022.html
12	児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究	国立研究開発法人産業技術総合研究所	https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/research/mhlw_riskAssessment.html
13	日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査	PwC コンサルティング合同会社	https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/childcare-support2022.html
14	ヤングケアラーの実態に関する調査研究	株式会社日本総合研究所	https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=102439

令和2年6月26日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right]$ 児童福祉主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

DV対応と児童虐待対応の連携強化について

児童福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

DV対応と児童虐待対応との連携強化については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとするところとされたところです。

今般、「DV対応と児童虐待対応等の連携強化に関する調査研究」（委託機関 エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社）を行い、児童相談所と配偶者暴力相談支援センター等との連携のためのアセスメントツール及びガイドラインを別添1及び別添2のとおり作成いたしました。

その内容について御了知の上、児童相談所と配偶者暴力相談支援センター等との連携強化に活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

別添1 連携を判断するためのアセスメントツール

別添2 連携におけるガイドライン

参 考 DV対応と児童虐待対応等の連携強化に関する調査研究（報告書全体版）

4.1.4 連携を判断するためのアセスメントツール

児童相談所は、児童虐待事案においては、保護者への DV が絡んでいるケースが多いことを念頭に、表 4-3 の項目を中心にアセスメントする必要がある。本チェックリストは、あくまでも確認事項のリストであり、チェックした個数によって深刻度を測るものではない。これまで記載しているように、DV の形態は多様であり、児童虐待対応担当においては、その具体的な被害状況を確認したうえで、速やかに DV 対応担当と認識を共有することが重要である。

多忙な児童虐待対応担当においては、DV 対応担当と連携を検討するに当たって、具体的な確認事項を挙げた本リストを活用し、このシートを DV 対応担当と共有することで認識共有を図ることも一案とされたい。また、その際、チェックについては、「保護者の話で確認済」と「その様子がみられる」で印を分けるという方法も効果的である。

アセスメントは、子どもの面接における聞き取りの場に限らず、保護者と接する際には適宜行う必要がある。なお、DV 被害者は、女性（母親等）のケースが多いが、男性（父親等）の場合やセクシャルマイノリティ同士の間で起こることもあることに留意する必要がある（リストにおける「保護者」とは、DV 被害者を指す）。また、DV における被害者と加害者の関係は、必ずしも夫婦間とは限らず、交際相手から DV を受けている被害者もいるため、特に一人親の場合等は留意することが必要である。

配偶者暴力相談支援センターはもとより、児童相談所においても、DV と児童虐待が併存している事案については、保護者双方に虐待の事実があれば、保護者の意図や故意が存在しなくても、その行為は児童虐待と捉えられることを念頭に置くことが必要である。ただし、虐待者が DV 被害者である場合には、虐待行為を行った原因が DV の影響による可能性があることをアセスメントすることは必要であり、虐待の再発防止のためには、DV 関係を改善又は取り除く必要があることに配慮し、チェックリストの項目を確認する必要がある。

表 4-3 虐待被害児童の保護者への DV チェックリスト

DV 加害者的な面がある保護者の様子や状況例	☑
<p>配偶者に対して一方的に自分の考え方を押しつける、支配的な態度や行動をしていることや、そうした支配的な関係性の問題を正当化する考え方を持っている。</p> <p>以下はその具体的な行動的な特徴の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 配偶者に威嚇する行動がある • 配偶者を貶め、ダメな人間だと思わせる • 配偶者を友人や親せきを会わせないようにして孤立させる • 配偶者の社会的活動を制限する • 配偶者に対して極端な嫉妬心をもって、その行動を制限する • 暴力や暴言を配偶者がやめてほしいと頼んでも、些細なこととして取り合わない • 配偶者を家来や召使いのように扱う • 被害者の養育者のことを子どもの前で侮辱する • 配偶者が嫌がっても性的行動を強制する • 家計についてお金がなくても妻にやりくりを強要する <p>DV と重複して、子どもに対しても同様の行為による虐待を行っている場合もあるが、子どもに対してはこうした虐待行為が目立たないが、DV を行うことで子どもに衝撃を与えたり、母親による子どもの養育を困難にしたり家族全体を不安定な状況にしたりしていることについては、無視している場合がある。</p> <p>子どもに対しても、お土産を買う等の関心を引く行為はある一方で、必要な養育については「子育ての責任は自分にはない」等とネグレクト状況である場合がある。また、体罰を用いたしつけを肯定する考えを持っている場合がある。</p>	
DV 被害を受けているとみられる保護者の心身の状況例（事実、またはその様子がある場合）	☑
保護者（夫婦等）間の口論、言い争い、絶え間ない喧嘩がある	
身体にけがや痣、やけどの痕等がある	
パートナーから、怒鳴られたり、「誰のおかげで生活できるんだ」等となじられたりしている	
パートナーから、実家や友人と付き合うのを制限されている	
パートナーから、電話や手紙を細かくチェックされている	
携帯電話をパートナーに取り上げられたり壊されたりしている	
パートナーに話しかけても無視されている	
パートナーから、バカにされたり、命令口調で話されたりしている	
パートナーの機嫌を常に伺っている	
児童虐待の疑いが濃厚な事案で、パートナーを過度にかばう	
パートナーから、大切にしているものを壊されたり、捨てたりされている	
パートナーから、「育児ができていない」「児童虐待している」等と非難されている	
パートナーが機嫌を悪くすると、殴る素振りや、物を投げつけるふりをされ、脅かされている	
きょうだいには虐待の形跡がなく、片方の保護者が配偶者やパートナーに同調する（又は従う）様子がある	
子どもに安心感を提供できなくなっており、親としての自信を失っている	
子どもたち全員の、あるいは一部の子どもの尊敬を失う	
虐待者が自分の行動を正当化するための言い逃れやこじつけを正しいと信じる	
虐待者のやり方に子育ての仕方を合わせ、自分の方針を変える	
ものごとの処理能力が極端に落ちるか、ほとんど処理できなくなっている	
虐待者には、アルコールや薬物乱用等の可能性がある	
子どもたちのきずなが弱まっている	
トラウマや鬱の症状がある	
「何をやっても無駄だ」というような無力感がみられる	
自尊心の低下がみられる	
異性への恐怖心を持っている	
暴力を肯定するような考え方をしている	

DV 被害を受けているとみられる保護者の経済状況・生活環境例	<input checked="" type="checkbox"/>
生活費を渡されていない（またはその様子がある）	
仕事を辞めさせられる等、仕事や外出を制限されている（またはその様子がある）	
パートナーが勝手に借金を作り、返済を強要されている（またはその様子がある）	
外国籍の保護者が、別れたら日本にいられなくなるとパートナーから言われている（またはその様子がある）	
児童相談所や行政の介入を恐れている、あるいは拒絶する（またはその様子がある）	
一人親の保護者の様子・状況例	<input checked="" type="checkbox"/>
同居状態や頻りに会う関係のパートナーがいる（またはその様子がある）	
パートナーのことを過度に気にしている（またはその様子がある）	
子どもの様子・状況例	<input checked="" type="checkbox"/>
保護者を安心できる存在と感じておらず、保護者の前では過度に緊張したり、顔色を伺ったりしている	
保護者に会いたがらない、または恐怖心や不安を持っている	
自分が悪い子であるため、保護者から暴力や暴言、ネグレクトを受けたのだと思っている	
慢性的な恐怖と家族員間の情緒的交流の剥奪に曝されている	
役割の逆転(子どもの親化、母親の幼児化等)が生じており、子どもが親の面倒をみたり、虐待されている親を馬鹿にしたりする	
再体験・侵入(出来事の記憶が急にその場面に蘇ってくる。悪夢や遊びの中に表現される場合もある)	
回避・麻痺(つらい出来事に関係しそうなことを避けたり、感覚が麻痺したりする)	
過覚醒(不安や怒りやいらいらが強く、夜も眠れなくなり、疲労が蓄積する)	
トラウマの再演や、わざと危険な行動を取る	
暴力場面を遊びや日常で再現する(男子の場合、暴力をふるう側に同一化して、破壊的な行動をとる場合が多い。女子の場合、わざと被害にあうような形での再現をする場合がある)	
他者に対しても否定的に考えて信頼できないと感じる	
暴力や夫婦関係に対する考え方への影響があり、「暴力は、被害者が悪いからだ。」「自分の意思を示すために暴力をふるってもよい。」「男は支配権を握り、女は服従すべき」等の考えが子にも伝わっている	
家族が分裂したように感じて、父側につくか、母側につくかを意識する	
家族に起きた問題を一人の子どものせいにしてスケープゴートにする	
両保護者のDVと児童虐待に対する理解の様子や状況例	<input checked="" type="checkbox"/>
DVとは、パートナーの行動を一方的にコントロールする関係の持ち方であることを理解している	
心理的な暴力や経済的な暴力でも、暴力であることを理解している	
暴力や暴言を行うのは、される側ではなく、行う側の責任であることを理解している	
体罰を肯定する考え方をしている	
DVが子どもに与える影響を理解している	
男尊女卑の考え方がある	
子どもは親に従うべきであるという考え方をしている	

(1) アセスメントするうえでの留意点

1) 支配的な関係性が生じているか否かを見ようとする

DVと児童虐待という家族間の暴力を評価するうえで特に重要なのは、DVや児童虐待の本質は、相手に対する一方的な力の行使や支配にあるということであり、一つ一つの行為や言葉を見るのみではなく、加害者と被害者の間にそうした一方的な関係が生じているか否かを注意深く評価することが重要である。これを見抜くためには、被害者や子どもが、加害者に対して恐怖や不安を感じており、逆らうことができないと思っていたり、暴言や暴力に

対してかえって被害者が自分にも責任があると感じていたりすること、あるいは自分の意思決定を行うことが制限され、加害者の言うことに従わされている場合がある（学習性無力感という）ことを評価しようとするのが重要になる。加害者は、「女性は男性に従うべき」「子どもは親に従うべき」「しつけのためなら体罰もゆるされる」等の誤った意識をもち、自分の思うように動いてくれず、相手が自分を怒らせたならそれに対して暴言や暴力をふるっていいと思っている場合が多く、暴力を否認したり被害者に責任転嫁したりしている場合がある。被害者もその考えに巻き込まれ、自責的になっていることも多い。その中で、子どもも自責の念を感じたり、加害者の考えに巻き込まれて被害者である親に対して否定的になったり、暴力肯定的な考えを持ったりしている場合もある。

2) 支配的な関係が生じている時には家族内の情報を知るうえでの構造的な壁があることを念頭に評価や介入の方法を工夫すること

DV や児童虐待が起きている状況では、加害者は自分の問題を否認し、また被害者もそれに巻き込まれているために暴力や虐待の有無を聞くだけではその様子を教えてくれない場合が多いことから、事実や状況を知るための工夫が必要になる。

暴力の結果生じた被害女性や子どものダメージが表面化した時に、加害者の説明をそのまま信じるのではなく、そこに不自然さがないか、被害者側は加害者の顔色を窺って困っていることを言っていないのではないかとといった点に気を付けてみていく必要がある。被害のダメージを推し量ることが重要であり、被害者が虐待や DV を受けたかどうかについて答えられなくても、受けた体験や、そのこととの関連が疑われる症状や問題行動について、具体的に尋ねることが有用である。精神医学や心理の専門家でなくても、暴力を受けたかどうか、またそれに伴う被害体験の想起や夢、恐怖・不安・不眠等（過覚醒症状）、怖くて外に出られない等の回避、自分や他人について否定的に考えるようになる、鬱等の落ち込みや死にたい、消えたいと思う（希死念慮）等は、たとえ精密でなくても、把握しようとするべきである。

心理的ダメージは聞かないと分からない場合が多いうえ、被害体験とのつながりは本人が意識していない場合も多いため、尋ねる必要がある。スクリーニングテストも有用であり、必ずやるべきということではないものの、DV・児童虐待の対応をする者は知っておいた方がよい。本格的な評価は、専門の医師や心理等につなぐことでよいと思われる。

【スクリーニングテストの例】

- DV 行為の被害体験
多くの諸外国で用いられている CTS という尺度の日本語版である DVSI³
- トラウマ症状
IES-R⁴
- うつ症状
CESD⁵、K6、K10、エジンバラ産後うつ病スクリーニングテスト

³ CTS は Conflict Tactics Scales、DVSI はドメスティックバイオレンス簡易スクリーニング尺度の略。

⁴ Impact of Event Scale-Revised の略で、PTSD 評価尺度と訳される。

⁵ The Center for Epidemiologic Studies Depression Scale の略で、うつ病自己評価尺度と訳される。

3) 被害者が援助者に困ったことを訴えられるようにする状況を作り出すこと

DV や児童虐待への対応の難しさは、被害者にとって、被害を受けたことを訴えることができにくいという点にある。DV 被害者や虐待被害を受けた子どもの心理を知り、その苦しさを理解することで、被害者側が援助希求をできるようにしていくことが重要である。

● 加害者のいない場所での聞き取りが重要

暴力により被害者や子どもが心身にダメージを生じて、病院や学校等で相談・治療を受けるとき等が一つのチャンスであるが、加害者がぴったりとくっついてきて話させないようにしている場合も多い。そういう場合は、何とか DV 被害者や虐待被害を受けた子どものみと話せる機会を作る工夫をする。ただし、加害者のいない場面でも、加害者は被害者に口止めをしていたり、後でそのことを問いただしたりする可能性もあるため、一気に聞き出すとすると、かえって被害者が恐れて援助者との関係が切れてしまう場合もある。そのため、ある程度時間をかけて被害者との信頼関係を作る、様々な機関や職種、場面からの情報を統合していく等の工夫が必要になる。

● 被害者は困りごとや支援を求めていることができるという考え方を伝えること

DV 被害について、被害者は「虐待」や「暴力」が激しい頻回の身体的暴力でないと訴えられないものであると思っている場合があるため、支配的な関係で心理的なダメージを受けたり、経済的に縛られたり、夫婦であっても望まない性的な関係を強いられたりする等も暴力に含まれることを伝える。そういうことを考えないようにしており、聞かれることについても避けようとする被害者もいるため、「一般的にこういうものが暴力とされ、それから抜け出すサポートのようなものがある」といった説明をしたうえで、「あなたの場合に当てはまることも当てはまらないこともあるかもしれないが、当てはまるのであれば手助けします」という押し付けない言い方を工夫する。

● 被害者の心理的な葛藤や学習性無力感を知り、援助者が被害者に否定的な感情や態度をもたないこと

被害者が暴力を受けていても加害者と離れる決断ができず、特にそうした状況下で子どもにとって虐待的な状況を生じているような場合に、援助者がそれに対して否定的な感情を持つことがある。DV 加害者から離れる決断をしない背景には、「経済的見通しがたたない」、「ひとり親として子を養育していくことの困難が見えている」、「被害を受けている側がなぜ不利益を覚悟で何もかも捨てて住み慣れた家を離れなければならないのか」という不当感といった、心理社会的な背景を援助者が理解して対応していくことが重要である。具体的には、逃げるように伝えても、自分の受けている行為が DV なのか確証を持ってない（DV という概念の理解が十分でない場合や、加害者の考えに巻き込まれている場合が多い）、長期に渡って受けてきた被支配的な体験での学習性無力感や心理的な拘束、女性は男性に従うべきだという価値観、被害体験が DV のみでなく自身の児童虐待やいじめ等の被害体験が重なっている場合、DV 加害者と離れても生活していけるかどうかの不安、暴力的な男性でも好きな気持ちをまだ持っていること、子どもから父親を奪ってはいけないという思い、以前逃げようとしてかえって危ない状況になった体験等、重複したさまざまな問題がある。そうした心理的な葛藤についても、相談に乗れる関係を目指していく必要がある。

被害者の心理を知って、信頼感やエンパワメントを粘り強く行いながら、状況を聴取していくことが重要である。こうした心理を知らないと、被害者の方にかえって問題があると考えてしまったり、家を出ようとしないう被害者を責めてしまったりすることも起きる。被害者が心を開いて、援助者に信頼感を持てるようにすること、DV への正しい認識を持てるような知識の提供、被害を申し出た後の具体的な見通しが立てられるように助けることが必要になる。

4) 子どもという被害者と DV 被害親という 2 つの被害の評価と対応について調整すること

DV 状況で子どもがいる場合には、被害児童と被害女性（被害男性）という 2 つの立場の被害者がいることになる。児童虐待の場合には、子どもの意思確認もするものの、状況的に虐待被害を受けていることが明らかな場合は援助側が評価して介入を行っていくが、DV 被害女性の場合は、被害女性自身の意志を重視して対応を決めていくことになる。

被害女性は前述の通り、様々な背景によって自分の判断や意思決定の力が縛られているため、援助者側から見たときに、被害者として、または養育者としての対応が十分でないと感じられる場面も生じることがある。例えば、DV と児童虐待が両方続いていて、援助者としては子どものダメージを考えると早く家から出て安全な場所に逃げてほしいと考えても、母親がそうした決断ができなかったり、一旦離れてもまた戻ってしまったりする場合がある。その場合には子どもの保護を優先する方がいいときもあるが、そうした場合でも DV 被害者の支援を継続する必要がある。

児童を中心に見る立場と、被害女性を中心に見る立場の援助者は、連動して、継続的に対応をしていくことが非常に重要である。児童相談所は子どもを中心に見る機関だから DV 被害の回復にはタッチしない、というような考え方は適切ではない。母親である女性が DV の影響から離れられることは、子どもにとっての養育者として立ち直ることと当然つながっており、子どものみ、あるいは母子での保護を行う場合でも、児童相談所と女性支援機関あるいは市区町村等の関係機関が評価・介入計画を共有して進めていく必要がある。女性支援機関側は、被害者が来所あるいは電話等で相談してきた場合の対応が中心となるため、援助者側から出向いての対応は児童相談所が中心になる場合が多い。そのため、母子が家を出る等、表面的には子どもと加害者の距離を取れた場合には、DV 被害者としての母親や DV 加害者としての父親に、積極的・継続的に支援・介入する機関がなくなってしまうがちである。

法的に婚姻関係を解消しても、面会交流等の場面で、DV 被害女性や子どもがダメージを受けたり、男性側がストーキング行動を取ったりすることで、被害者が暴力被害状況から抜け出せない場合も多いことから、児童福祉や女性支援といった市区町村等の関連機関が支援計画を必要に応じて改定しながら、継続的な支援を行う必要がある。引っ越し等が生じた場合は特に支援状況があいまいになり、深刻な事件に発展する場合があるため、関係機関間で事案についてのアフターフォローや引継ぎを行うことも重要である。

5) 援助者の 2 次被害を避けること

被害者にとっては、援助者もある意味では権力を持つ怖い相手と感じる面がある。援助者が被害者に 2 次被害を与えないようにすることが重要である。男性の援助者に対して脅威

を感じて話せないこともあるが、逆に女性の援助者の態度がかえって怖く感じさせる場合もあるため、被害者が自分の気持ちを話せているかどうかには注意を払う必要がある。援助者自身も、自然といろいろな社会的価値観に染まりがちであり、語り掛ける言葉の中に男性中心主義的な考え等が入ってしまうこともあり得るため、セルフチェックも重要なほか、被害者が嫌な思いをしたらできるだけ話してもらえるように伝えることも有用である。

表 4-4 は、2 次被害を与える可能性のある言葉と、望ましい言葉とを示したものである。個人的な注意のみでは難しい面もあるため、難しいと感じる場面においては、複数の援助者で対応に当たることも必要である。

表 4-4 DV 被害者への言葉かけの例

DV 被害者を傷つける言葉	DV 被害者を助ける言葉
<ul style="list-style-type: none"> • それくらいのことは、よくあることです。 • なぜそんなにご主人を怒らせるんですか？ • もっとうまく操縦すればいいのに。 • あなたのどんな行為が暴力に結びついたのでですか？ • いつまでこんな状況に我慢しているつもりですか？ • あなたが、今の状況を変えようとしなければなら、これ以上、わたしにできることはありません。 • わたしなら、そんな関係はさっさと精算してしまうでしょう。 • なぜいつまでもそんな人と一緒に暮らしているのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> • よく打ち明けてくれましたね。 • あなたの言うことを信じています。 • あなたは一人ぼっちではありません。 • 暴力を受けているのは、あなたのせいではありません。 • 暴力を受けていい人なんか存在しません。 • あなたは暴力を受けても仕方がないような人ではありません。 • あなたがおかしいではありません。 • あなたの安全と健康が心配です。 • いろいろなサポートを得ることができますよ。 • ゆっくり考えて、自分で決めていいですよ。 • 状況が変化したら、わたし（または関連機関）が情報を提供したり、力になります。

出所) 宮地尚子編 (2008) 「医療現場における DV 被害者への対応ハンドブック」明石書店 P27 に基づき作成

4.2 連携におけるガイドライン

4.2.1 連携のための体制作りと連携の流れ

DV と児童虐待が併存する事案への対応において、児童虐待対応担当と DV 対応担当が連携するためには、当該事案について各機関が保有する情報の共有が欠かせない。一方で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV 防止法」という。）」においては、情報共有に関する根拠規定が明確にされていないことから、児童相談所が対応する事案で DV を把握した場合や、DV 対応担当側の対応事案で DV 被害者から情報共有の同意を得られなかった場合に、機関間での情報共有が困難と感じている現場担当者が多いのが現状である。

この点については、DV 被害者である虐待被害児童の保護者への対応を、児童虐待対応のための情報共有と援助を検討するものとして要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において協議・検討することで、個人情報を含めた情報共有が可能になり、DV 被害者と虐待被害児童双方に対する包括的な支援をすることができる。

そのため、配偶者暴力相談支援センター及び DV 対応担当においては、まずは要保護児童対策地域協議会に参画し、代表者会議や実務者会議、更には個別ケース検討会議等に出席することが推奨される。会議は一度だけでなく、必要に応じて繰り返し開催し（対面でなく、インターネットや書類を介したものでもよい）、その間の評価や介入の有効性を確認しながら進める。

また、個別ケース検討会議で協議するには至らない併存事案の情報共有についても、各市町村の子ども家庭所管部署を情報の拠点とすることで、事案への直接的な対応・支援だけでなく、母子保護後に必要になると考えられる自治体の様々な支援（生活保護、住居の確保、就労支援、心身の健康に関する相談等）にスムーズにつなげることができる（図 4-5）。この図は、基本的に市区町村の要保護児童対策地域協議会を想定した図であるが、特に都道府県の配偶者暴力相談支援センターにおいては、市区町村の要保護児童対策地域協議会に常に参加することが難しい場合もあるが、そのような場合、個別ケースが起きた時には、必ず都道府県の配偶者暴力相談支援センターにも参加要請をもらうようにする必要がある。また、都道府県と区市町村それぞれに配偶者暴力相談支援センターがある場合、それぞれの役割分担をどのように位置付けるかも検討しておく必要がある。

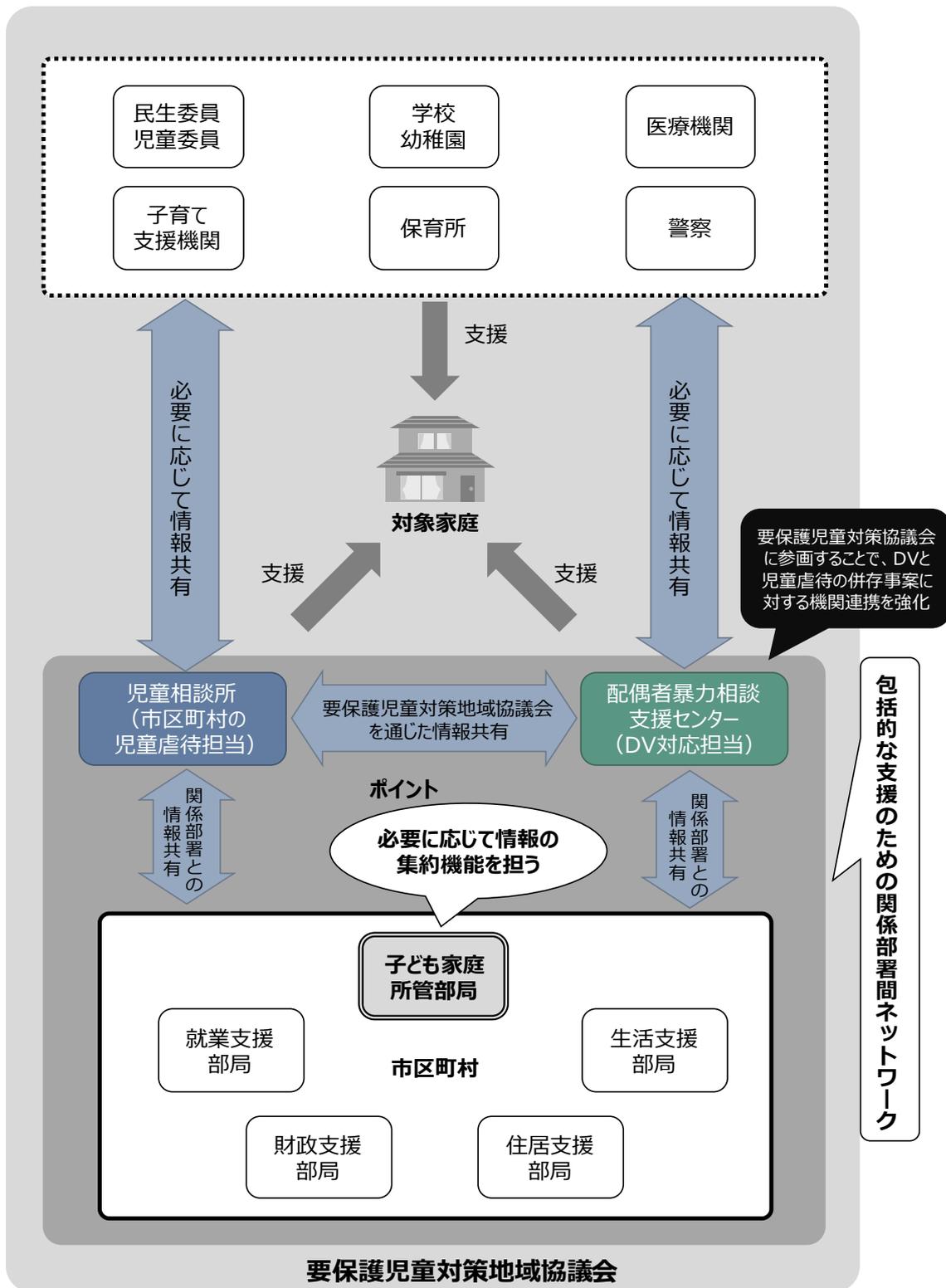


図 4-5 児童虐待・DV が併存する事案への対応体制図

DV 対応担当側から見た、DV・児童虐待が併存する事案への対応における、要保護児童対策地域協議会を活用した DV 被害者支援の体制図は図 4-6 のとおりである。

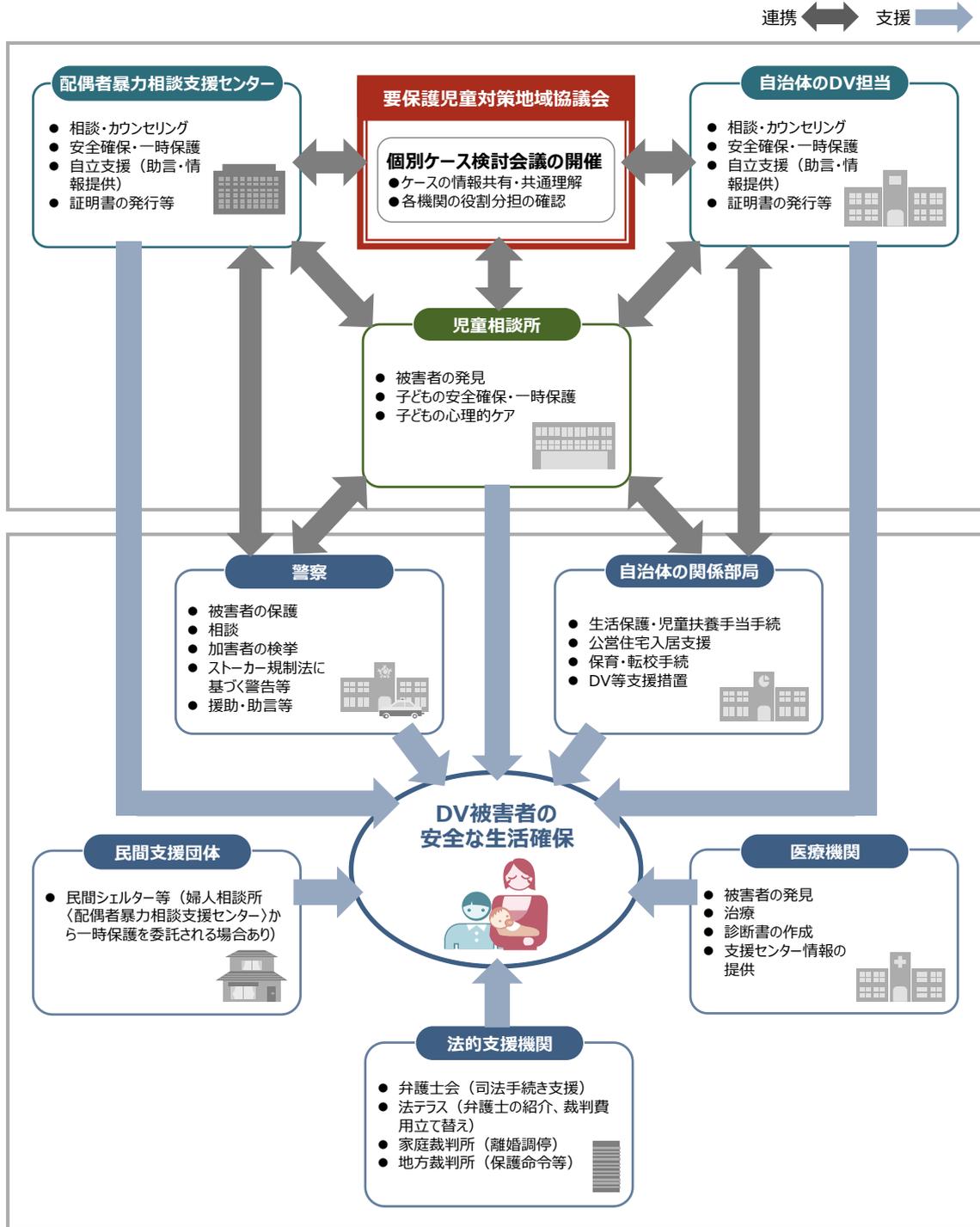


図 4-6 要保護児童対策地域協議会を活用した DV 被害者支援の体制図

要保護児童対策地域協議会の枠組を中心とした、児童相談所（児童虐待対応担当）と配偶者暴力相談支援センター（DV 対応担当）の連携の流れは、以下の図 4-7 のとおりである。

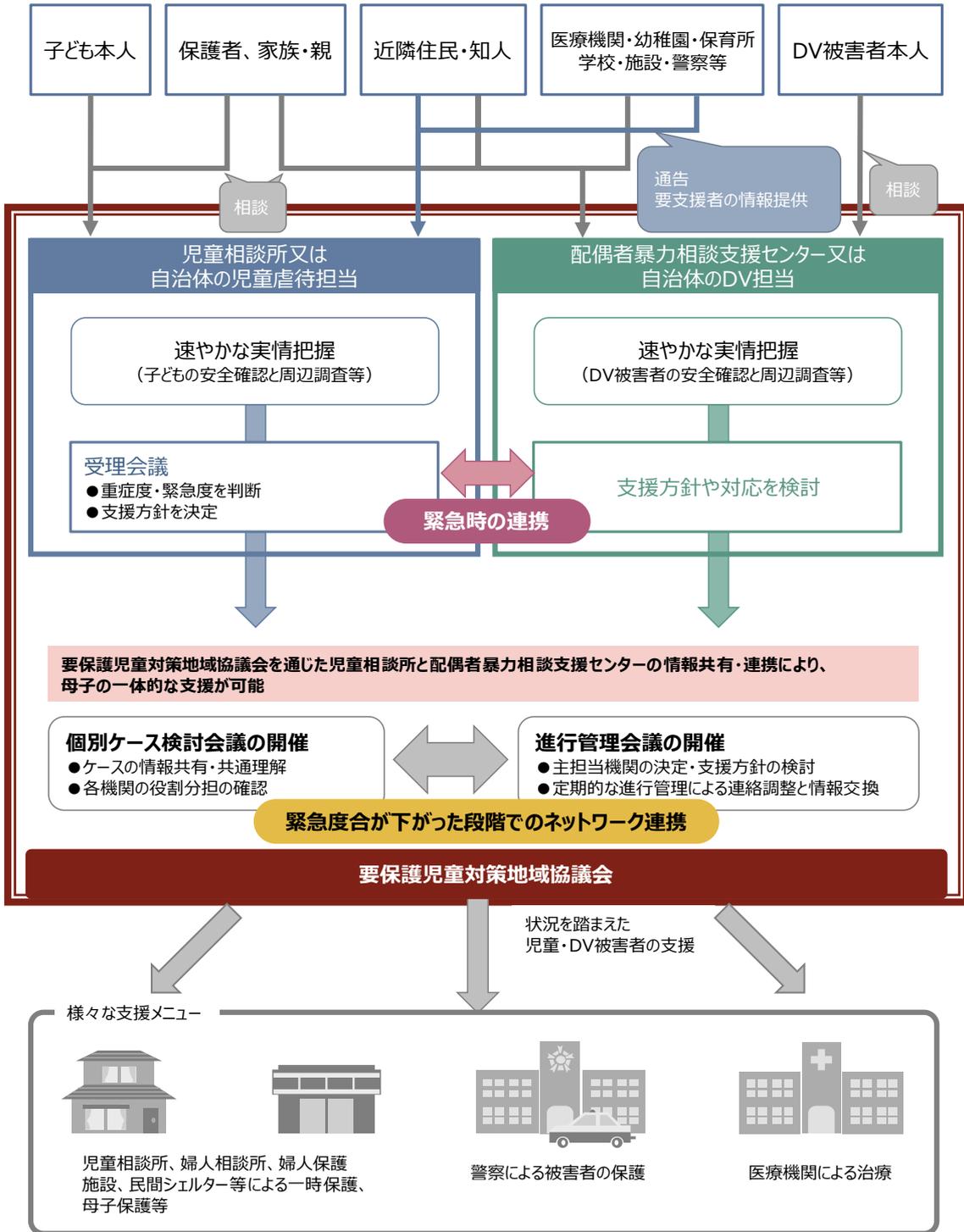


図 4-7 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携フロー

また、要保護児童対策地域協議会を介した連携体制のみならず、本調査で明らかになった好事例における具体的な連携手法も推奨される。

具体的な方法は以下のとおりである、

① 事案発生時に備えた平時の連携

- 月例で DV 対応担当と児童虐待対応担当が定期会合を開催し、事例や参考情報の共有を行う
- 相互に人事交流を行い、お互いの立場での職務を理解する
- お互いの研修に参加または合同で研修を行うことで、お互いの立場での職務を理解する
- 対応フロー図や情報共有のための様式を作成して共有している

② 事案発生時の対応における連携

- 一時保護した子どもの親に DV 被害が疑われる場合、児童虐待対応担当と保護者（特に DV 被害者）との面接に、DV 対応担当者も同席する
- 匿名相談の段階から情報共有していたことで緊急時のスムーズな対応につながった
- DV と児童虐待が併存する場合、DV 被害者との連絡は DV 対応担当者が担当することで DV 被害者の心情をくみ取ることができスムーズな支援につながった
- 児童虐待対応担当は児童虐待対応の観点、DV 対応担当者は DV 被害者支援の観点から役割分担を行うことで、スムーズに指導と支援を行うことができた
- DV 被害者が避難を迷っている場合、DV 被害者同意のうえで児童虐待対応担当と連携し先に子どもを一時保護することで、DV 被害者に今後の生活を検討する時間を与え、母子での生活環境を整えることができた
- 一時保護施設に入所中の子どもに児童虐待や DV の影響がある場合は、児童心理司が心理的支援を行う
- 一時保護中の DV 被害者に不適切な養育の疑いがあった場合は、児童虐待対応担当に情報提供し、子どもの一時保護を含めた対応を行う

③ 事案対応後の連携

- DV で一時保護中の母子に対して、児童虐待対応担当が加害者である夫との間に入ることで家族再統合の条件を整え、再統合後も継続して見守りしている
- 児童虐待と DV の重複があったケースで警察、児童虐待対応担当、DV 対応担当者が連携して母子の保護を実施。保護施設退所後も関係機関と情報共有・役割分担しながら、定期的に家庭訪問し母子と面接している
- 児童相談所が子どもの不登校の原因は夫婦間の DV にあると DV 被害者に DV 対応窓口を紹介し相談につながった結果、母子で他県の母親の実家に転居したが、転居先の児童相談所、警察、スクールカウンセラーと連携して案件を引き継いだ

4.2.2 機関間での相互理解

児童虐待対応担当と DV 対応担当が連携するうえで、情報共有と同じく重要なのは、それ

ぞれの機関における対応の手順とその目的、具体的な支援内容に関する相互の理解である。

DV 被害者対応は DV 被害者からの申告に基づく被害者とその子どもへの支援の提供、児童虐待対応は虐待を受けた子どもの安全確保、及びその子どもにとって最善の方法での親子再統合であり、各機関の支援方針には異なる面がある。しかし、DV と児童虐待が併存する事案の対応に当たっては、DV 被害者とその子どもを切り離して対応するのではなく、関係機関が連携し、被害親子に包括的な支援を行うことが不可欠となる。また、図 4-6 に示すとおり、包括的支援においては、NPO 法人や各種相談機関等の民間団体の役割も大きい。両機関から相対的に独立している位置取りによって、両機関をつなぎ加害者対応も可能になるといった役割が、今後増大すると考えられる。

本調査の結果から、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターは、それぞれの役割や可能な対応・支援の大枠は理解しているものの、実際にどのような対応が可能であるのかについては、理解されていない傾向があることが明らかになった。両機関(児童虐待対応担当と DV 対応担当)が一体となって事案に対応するためには、お互いの役割や具体的な支援方針等を理解することが重要である。

都道府県や政令指定都市及び東京特別区・中核市等、地方公共団体によって組織体系は異なるが、児童虐待対応担当と DV 対応担当において取り得る具体的な対応内容は、以下のとおりである。

なお、DV と児童虐待が併存する事案に対する各機関の一般的な流れを示したものであり、事案の特性に合わせて、柔軟に対応を変えることが重要である。

(1) 児童虐待対応担当が、DV・児童虐待が併存する事案を把握した場合

- ① 警察、DV 対応担当、近隣住民や医療関係者、本人、家族等から、DV による心理的虐待の通告・情報提供があったとき

表 4-5 各担当における具体的な対応内容

	児童虐待対応担当	DV 対応担当
対応	<ul style="list-style-type: none"> 心理的虐待 (DV によるもの) としての通告・情報提供があった場合、<u>保護者が DV 被害者である可能性を考慮し、DV 対応担当にも連絡、連携した対応を検討する</u> 児童虐待対応担当は、<u>チェックシートを用いて DV の可能性の有無について判断し、適宜 DV 対応担当と共有する</u> 	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害の危険度をできるだけ迅速かつ適確に把握し、<u>児童虐待対応担当に、DV 被害者支援との足並みを揃えた対応が必要である旨を伝え、連携を図る</u> 被害者面接等を活用し、<u>子どもの安全確認に協力する</u> 被害者に子どもがいる場合、DV のみならず、<u>子どもへの直接的な虐待がないかを考慮する</u>
注意点	<ul style="list-style-type: none"> DV の有無について、<u>児童虐待対応担当のみでの判断が難しい場合は、躊躇せず DV 対応担当に連絡し、判断を仰ぐことも必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害の危険度や緊急性を迅速に判断し、<u>DV 被害者への支援対応策を速やかに検討し、関係機関と共有する</u>

② 虐待事案の対応中に、子どもの保護者に DV 被害の可能性を把握したとき

表 4-6 各担当における具体的な対応内容

	児童虐待対応担当	DV 対応担当
対応	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害を受けている保護者に、DV 対応担当や支援について紹介、相談に行くよう促す 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待対応担当から連絡を受けたら、<u>要保護児童対策地域協議会の枠組において、虐待対応の一環として、DV 被害者の対応方法についても協議し、児童虐待対応担当と足並みを揃えた支援</u>を行う
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 単に機関や部署名を伝えるだけではなく、<u>該当部署に直接連絡を入れたり、自治体や DV 対応担当等を介して該当部署につないだり、DV 担当との面接に同行する等</u>、被害者が<u>必要とする支援にスムーズにつながれるようにする</u> DV 被害者は、<u>自身が DV 被害を受けているとの認識を持っていないことも考慮し、早い段階で DV 対応担当に連絡し、連携を図る</u> 	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害者の状況に切迫性がある場合、児童虐待対応側からの連絡を待つだけでなく、<u>DV 対応担当側からも積極的に連携のためのアプローチを行うことが必要</u> 経済的支援・生活・就業・住居といった、<u>DV 被害者が必要とする自治体における各種支援や、一時保護施設・民間シェルター等につなぐ</u>。要保護児童対策地域協議会の枠組で連携することで、<u>親子の分離保護以外に、多様なネットワーク連携のもとで、より強固な包括的支援の提供が可能</u>

③ 児童虐待対応担当が保護者への DV 被害の可能性を把握したものの、DV 被害者が行政からの支援を拒む、情報共有の同意が得られない等、児童虐待対応担当から DV 対応担当に DV 被害者をつなぐことができないとき

表 4-7 各担当における具体的な対応内容

	児童虐待対応担当	DV 対応担当
対応	<ul style="list-style-type: none"> <u>要保護児童対策地域協議会の仕組みを使い、DV 対応担当の参画を求めたうえで情報共有</u>する 	<ul style="list-style-type: none"> DV 対応担当として可能な支援方法やその内容、当該 DV 被害の危険度の見極め等の認識を<u>児童虐待対応担当と共有</u>する
注意点	<ul style="list-style-type: none"> DV 対応担当が支援に入れない間は、<u>児童虐待対応担当において DV 被害の状況も慎重に確認し、状況を適宜 DV 対応担当と共有</u>する 	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害者が支援を求めた際に、すぐに対応できるよう準備をしておく 可能であれば、<u>児童虐待対応担当と DV 被害者との面接に同行</u>する

(2) DV 対応担当が、DV・児童虐待が併存する事案を把握した場合

表 4-8 各担当における具体的な対応内容

	児童虐待対応担当	DV 対応担当
対応	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全確認（保護）や虐待のアセスメント、必要な支援等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害者に児童相談所へ相談に行くことを勧め、<u>必要に応じ同行支援</u>を行う、又は児童虐待対応への通告
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの保護者に DV 被害の可能性がある、既に DV 対応担当からの支援を受けている等の事情がある場合は、子ども<u>の安全確認（保護）と DV 被害者の安全確保のタイミングを合わせる、DV 加害者に分からない方法で子どもの安全確認を行う等、事案の切迫性や状況に合わせて連携した対応を行う</u> 特に、<u>DV 被害者への対応がないまま DV 加害者にコンタクトを取ると、DV 被害者に危険をもたらす場合がある</u>ことに留意する 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者に子どもがいる場合、<u>一時保護等の介入があることを考慮し、早い段階で児童虐待対応担当に連絡し、DV 被害者への支援方針を伝えたいうえで連携方策を検討</u>する等のアプローチが必要 DV 被害者に適切な支援を行うためには、<u>DV 対応担当と DV 被害者との信頼関係が重要</u>であるため、<u>DV 被害者とそのパートナーへの指導には、児童虐待対応担当と対応方針を検討</u>する
	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待はあくまで子どもの立場で判断することから、虐待者が DV 被害者で、その DV の影響により虐待を行っている場合であったとしても、虐待であると判断される。ただし、<u>援助過程で虐待の原因が DV にあることが明らかになれば、DV 環境の改善又は排除を行うことを指導することが必要になり、そこで虐待のない養育環境の実現という児童虐待対応の目的と、DV 被害者支援の目的が一致することになる。</u> DV 被害者対応担当においても、<u>DV 被害の影響であるということをもって、虐待行為の免責理由になるわけではない</u>ということを理解する必要がある。 DV 被害者には、DV 被害の影響から児童虐待に及んでしまうケースもあることをはじめ、<u>DV による被害者への影響を理解することが必要。</u> 	

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

DV 対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究

報告書

令和2年3月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

目次

1. 調査概要	1
1.1 調査の背景と目的	1
1.2 有識者検討会の設置・運営.....	1
1.3 調査の構成	2
2. 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携実態調査	3
2.1 実施内容.....	3
2.1.1 アンケート調査	3
(1) 調査方法	3
(2) 調査項目	3
2.1.2 ヒアリング調査	9
(1) 調査方法	9
(2) 調査項目	10
2.2 調査結果.....	12
2.2.1 アンケート調査	12
(1) 関係機関との組織体制	12
(2) 関係機関の場所	14
(3) 関係機関との連携対応のために工夫している事項.....	16
(4) 児童虐待相談対応件数又は DV 事案相談件数と連携対応した事案の件数	32
(5) 連携方法と頻度	35
(6) 連携対応した事例.....	37
(7) 他機関との連携状況	46
(8) 連携上の課題.....	51
(9) 連携対応のために必要な事項と実行可能性	57
(10) 連携対応のために有効と考える制度・仕組み.....	67
(11) 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携に関する意見.....	69
2.2.2 ヒアリング調査	71
(1) 児童相談所.....	71
(2) 配偶者暴力相談支援センター	78
3. 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携における課題の分析	89
3.1 児童相談所・児童虐待対応担当	89
3.1.1 連携における課題.....	89
3.1.2 対応に関する示唆.....	89
3.2 配偶者暴力相談支援センター・DV 対応担当.....	90
3.2.1 連携における課題.....	90
3.2.2 対応に関する示唆.....	91
4. 関係機関の連携のためのアセスメントツール・ガイドライン	92

4.1 DV・児童虐待併存事案のアセスメント	92
4.1.1 DV の概念と暴力の特徴	92
(1) DV の概念	92
(2) DV に該当する暴力	93
4.1.2 児童虐待の概念と暴力の特徴	94
(1) 児童虐待の概念	94
(2) 児童虐待に該当する暴力	95
4.1.3 DV と児童虐待が併存する事案の特徴	95
4.1.4 連携を判断するためのアセスメントツール	98
(1) アセスメントするうえでの留意点	100
4.2 連携におけるガイドライン	105
4.2.1 連携のための体制作りと連携の流れ	105
4.2.2 機関間での相互理解	109
(1) 児童虐待対応担当が、DV・児童虐待が併存する事案を把握した場合	110
(2) DV 対応担当が、DV・児童虐待が併存する事案を把握した場合	112
5. 総括	113
付録	114

目次

図 1-1	調査フロー	2
図 2-1	関係機関との組織体制（児童相談所）	12
図 2-2	関係機関との組織体制（配偶者暴力相談支援センター）	13
図 2-3	関係機関の場所（児童相談所）	14
図 2-4	関係機関の場所（配偶者暴力相談支援センター）	15
図 2-5	婦人相談所と連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）	16
図 2-6	婦人相談所と連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）	17
図 2-7	配偶者暴力相談支援センターと連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）	18
図 2-8	児童相談所と連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）	19
図 2-9	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）	20
図 2-10	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）	21
図 2-11	男女共同参画センターと連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）	22
図 2-12	男女共同参画センターと連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）	23
図 2-13	市区町村の母子保健主幹部局と連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）	24
図 2-14	市区町村の母子保健主幹部局と連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）	25
図 2-15	母子生活支援施設と連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）	26
図 2-16	母子生活支援施設と連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）	27
図 2-17	基礎自治体が開設している子育て支援関係施設と連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）	28
図 2-18	基礎自治体が開設している子育て支援関係施設と連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）	29
図 2-19	子ども食堂と連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）	30
図 2-20	学校や教育委員会と連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）	31
図 2-21	児童虐待相談対応件数（児童相談所）	32
図 2-22	DV 事案相談件数（配偶者暴力相談支援センター）	33
図 2-23	配偶者暴力相談支援センターとの連携件数	33
図 2-24	児童相談所との連携件数	34
図 2-25	配偶者暴力相談支援センターとの連携方法及びその頻度	35
図 2-26	児童相談所との連携方法及びその頻度	36

図 2-27	配偶者暴力相談支援センター以外の連携機関	46
図 2-28	児童相談所以外の連携機関	47
図 2-29	連携上の課題（児童相談所）	51
図 2-30	連携上の課題（配偶者暴力相談支援センター）	52
図 2-31	連携対応のための取り組みの必要性（児童相談所）	58
図 2-32	連携対応のための取り組みの必要性（配偶者暴力相談支援センター）	59
図 2-33	連携対応のための取り組みの実行可能性（児童相談所）	60
図 2-34	連携対応のための取り組みの実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）	61
図 2-35	連携対応のための取り組みの必要性・実行可能性（児童相談所）	65
図 2-36	連携対応のための取り組みの必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）	66
図 2-37	連携対応のために有効と考えられる制度・仕組み（児童相談所）	67
図 2-38	連携対応のために有効と考えられる制度・仕組み（配偶者暴力相談支援センター）	68
図 4-1	心理的虐待のケースの相関図	97
図 4-2	DV 加害者から子どもへの身体的虐待のケースの相関図	97
図 4-3	両親から子どもへの虐待があるケースの相関図	97
図 4-4	DV 被害者から子どもへの虐待があるケースの相関図	97
図 4-5	児童虐待・DV が併存する事案への対応体制図	106
図 4-6	要保護児童対策地域協議会を活用した DV 被害者支援の体制図	107
図 4-7	児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携フロー	108

表目次

表 2-1	児童相談所へのアンケート調査票概要	4
表 2-2	配偶者暴力相談支援センターへのアンケート調査票概要	7
表 2-3	調査項目と主な調査内容	10
表 2-4	児童虐待相談対応件数と配偶者暴力相談支援センターとの連携件数	34
表 2-5	DV 事案相談件数と児童相談所との連携件数	34
表 2-6	連携した理由・連携方法（児童相談所）	48
表 2-7	連携した理由・連携方法（配偶者暴力相談支援センター）	49
表 2-8	リスク評価・初期介入についての話し合いの必要性・実行可能性（児童相談所）	61
表 2-9	リスク評価・初期介入についての話し合いの必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）	62
表 2-10	アセスメントや初期介入に関する書類の必要性・実行可能性（児童相談所）	62
表 2-11	アセスメントや初期介入に関する書類の必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）	62
表 2-12	DV 被害支援機関との連携の必要性・実行可能性（児童相談所）	62
表 2-13	児童相談所との連携の必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）	62
表 2-14	DVSI 等の評価尺度やトラウマ・うつ病検査を用いた子どもの状態評価と他機関での情報共有の必要性・実行可能性（児童相談所）	63
表 2-15	DVSI 等の評価尺度やトラウマ・うつ病検査を用いた子どもの状態評価と他機関での情報共有の必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）	63
表 2-16	警察等機関と協力したリスク評価の必要性・実行可能性（児童相談所）	63
表 2-17	警察との連携の必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）	63
表 2-18	精神科クリニック等との連携による評価・治療の必要性・実行可能性（児童相談所）	63
表 2-19	精神科クリニック等との連携による評価・治療の必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）	64
表 2-20	児童虐待加害者を加害者更生・児童虐待加害者に対するプログラムにつなげることの必要性・実行可能性（児童相談所）	64
表 2-21	DV 加害者を加害者更生・児童虐待加害者に対するプログラムにつなげることの必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）	64
表 2-22	児童相談所によるアフターフォローの必要性・実行可能性（児童相談所）	64
表 2-23	配偶者暴力相談支援センターによるアフターフォローの必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）	64
表 4-1	DV に該当する行為の例	94
表 4-2	虐待に該当する行為の例	95
表 4-3	虐待被害児童の保護者への DV チェックリスト	99
表 4-4	DV 被害者への言葉かけの例	104
表 4-5	各担当における具体的な対応内容	110

表 4-6	各担当における具体的な対応内容	111
表 4-7	各担当における具体的な対応内容	111
表 4-8	各担当における具体的な対応内容	112

1. 調査概要

1.1 調査の背景と目的

配偶者等からの暴力（以下、「DV」という。）を受けた者に対しては、婦人相談所等の配偶者暴力相談支援センターが支援を行っているが、DVは、子どものいる家庭で行われた場合には子どもに対する心理的虐待となり、その件数は年々増加している。一方で、DV被害者に子どもがいる場合、その子どももまた身体的虐待を受けている可能性があり、そのようなケースではDV被害を確知した際に速やかに関係機関が情報共有することが重要であることから、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの相互連携は欠かせないものとなっている。

令和元年6月に可決・成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、児童虐待防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され、児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターは相互に連携を行うことが明確化された。

DVと児童虐待との間には、その家庭が貧困、家庭破綻、障害等の様々な困難を抱え、多様な分野にまたがる専門的ニーズを複合的に有していることや、幅広い年代に起こりうる等、非常に近接した問題背景を有している。

DV被害者や虐待を受けた子どもに対する支援を考えていくうえでは、これまで以上に配偶者暴力相談支援センターや児童相談所が相互に連携し、施策横断的な支援を展開していく必要があり、そのためには、DVや児童虐待を確知した機関が適切な連携を図るための基準となる事案のアセスメントを行うことが必要である。

以上から、本調査研究においては、各機関の連携方法についての事例収集、分析等を通じて、各機関がDV・児童虐待を包括的にアセスメントするためのツールやガイドラインを作成することにより、各機関相互の連携体制の強化を図り、支援の充実に資することを目的とする。

1.2 有識者検討会の設置・運営

本調査研究に係る企画・実施・検討に当たり、専門的立場から意見を聴取するため、委員4名からなる有識者検討会を設置した。

座長	森田 展 彰	筑波大学大学院社会精神保健学分野 准教授
委員	影山 孝	東京都児童相談センター 児童福祉相談担当課長
	納米 恵美子	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 理事・事業本部長
	信田 さよ子	原宿カウンセリングセンター 所長

1.3 調査の構成

本調査研究の構成は以下のとおりで、調査の流れは図 1-1 のとおりである。

- ① 児童相談所・配偶者暴力相談支援センターにおける連携事例の収集及び課題分析
- ② 児童相談所・配偶者暴力相談支援センターの機関連携のためのガイドライン及びアセスメントツールの作成

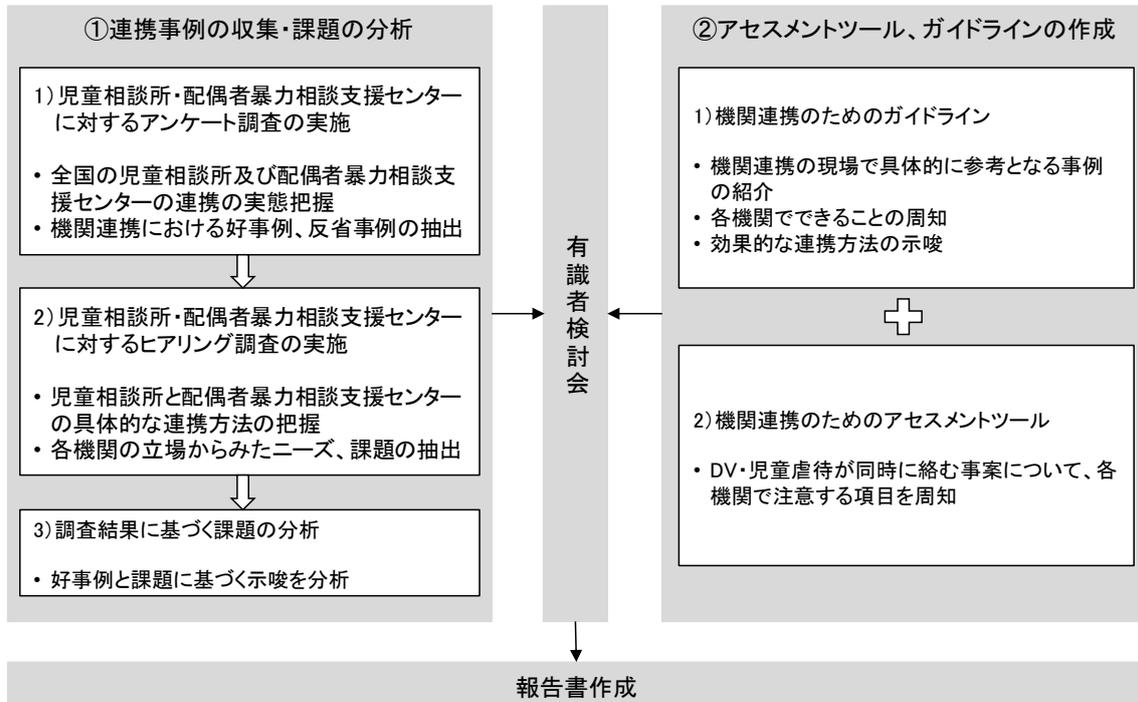


図 1-1 調査フロー

2. 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携実態調査

2.1 実施内容

2.1.1 アンケート調査

(1) 調査方法

1) 調査対象

全国の児童相談所（215 か所）及び配偶者暴力相談支援センター（287 か所）に対して行った。児童相談所・配偶者暴力相談支援センターの統合型機関（以下、「統合型機関」とする）については、各機能別に1機関とした。

2) 調査期間

令和2年2月

3) 調査実施方法

インターネットでのアンケート質問回答を基本とし、当該機関のセキュリティ上アクセスできない機関にはエクセルファイルで作成した質問票への回答とした。

(2) 調査項目

アンケート調査の質問票の概要は、表 2-1、表 2-2 のとおりである（詳細は別添資料参照）。

表 2-1 児童相談所へのアンケート調査票概要

問	質問	選択肢
1	基礎情報	機関名、所管自治体、連絡先等
2	各関係機関との組織体制 2-1 婦人相談所 2-2 配偶者暴力相談支援センター 2-3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 2-4 男女共同参画センター 2-5 その他同一組織の機関の有無	① 同一の組織 ② 別の組織 ③ 所管する地方自治体には設置されていない
3	関係機関の場所 3-1 婦人相談所 3-2 配偶者暴力相談支援センター 3-3 男女共同参画センター 3-4 その他同一建物・敷地内に併設されている関係機関の有無	① 同一建物・同一敷地内 ② 貴所の管轄地域内の別の場所にある ③ 貴所の管轄地域内にはない（貴所の管轄地域内に設置されていない場合を含む） ④ 婦人相談所の場所を秘匿しているため回答できない
4	児童虐待事案の対応において、子どもの保護者にDV被害の可能性を把握した場合に、貴所と各機関について、連携して対応しやすくなるために工夫していることとその内容 4-1 婦人相談所 4-2 配偶者暴力相談支援センター 4-3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 4-4 男女共同参画センター 4-5 市区町村の母子保健主管部局（保健センター等） 4-6 母子生活支援施設 4-7 基礎自治体が開設している子育て支援関係施設（地域子育て支援拠点等） 4-8 子ども食堂	① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式なものに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む） ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有 ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催 ④ 要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催し、支援方針の検討を実施 ⑤ 相互に人事交流を実施 ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施 ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等） ⑧ その他の取組（自由記述） ⑨ 特に取り組んでいない ⑩ 今後連携していく予定 ⑪ 貴所と管内の婦人相談所は同じ機関である
5	平成30年度の児童虐待事案の対応における児童虐待相談対応件数（福祉行政報告例報告数）と、そのうち配偶者暴力相談支援センターと連携した事案の件数 ※ 連携した事案には「両機関で打ち合わせや会議を行う」、「定期的な連絡会議・ケース会議を行う」、「被害者対応を両機関の担当者共同で検討・実施する」といった、具体的に情報共有や検討をした場合だけでなく、通告を受けた場合や、電話・FAX・メール等で連絡・情報提供したのみの場合も幅広く含む	5-1 平成30年度の対応件数（福祉行政報告例報告数） ① 0～100件 ② 101～200件 ③ 201～300件 ④ 301～400件 ⑤ 401～500件 ⑥ 501～1,000件 ⑦ 1,001～5,000件 ⑧ 5,001件以上 5-2 配偶者暴力相談支援センターと連携した事案件数 ① 0件 ② 1～5件 ③ 6～10件 ④ 11～25件 ⑤ 26～50件 ⑥ 51～100件 ⑦ 101～200件 ⑧ 201件以上

6	<p>児童虐待事案の対応において、子どもの保護者にDV被害の可能性があることを把握した場合に、配偶者暴力相談支援センターと具体的にどのような方法で連携しているか。また、平成30年度において、DVと児童虐待の重複が疑われる事案に対して、連携や対応はどの程度の割合（DV被害の可能性がある事案数に対する各連携を行った事案数の割合）で行ったか</p> <p>【回答はマトリックスで選択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51%以上 ・26～50% ・11～25% ・0～10% ・実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 電話・FAX・メール等で配偶者暴力相談支援センターに連絡する ② 都道府県・市区町村のDV担当部署に電話・FAX・メール等で連絡する ③ 要保護児童対策地域協議会の個別ケースの検討会議に配偶者暴力相談支援センターも出席している ④ 事案の対応について、配偶者暴力相談支援センターの担当者と対面で会い、対応方針について確認や検討をしている ⑤ 子どもの保護等の対応の際は、事前に配偶者暴力相談支援センターに連絡をしている ⑥ 配偶者暴力相談支援センターに連絡後、一定期間を経過した後も、配偶者暴力相談支援センターに状況の確認や情報提供等の連絡をしている ⑦ 子どもの保護者に配偶者暴力相談支援センターを紹介している ⑧ その他（自由記述）
7	<p>児童虐待事案の対応において、子どもの保護者にDV被害の可能性があるとして把握した場合に、貴所が配偶者暴力相談支援センターと連携した対応事例</p>	<p>7-1 好事例（自由記述）</p> <p>7-2 反省事例（自由記述）</p>
8	<p>児童虐待事案の対応において、子どもの保護者にDV被害の可能性があるとして把握した場合に、配偶者暴力相談支援センター以外の他機関等と連携したことがあるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 警察 ② 自治体（福祉事務所、市区町村の保健センター等） ③ 民間の被害者支援団体 ④ 学校（保育園、幼稚園を含む） ⑤ 子どもの保護者の勤務先 ⑥ 親族 ⑦ その他（自由記述） ⑧ 他機関と連携したことはない
9	<p>8で回答した機関と連携した理由</p>	<p>自由記述</p>
10	<p>児童虐待とDVの重複が疑われる事案への対応に関して、DV被害者（子どもの保護者）のサポートをどうするか、被害状況の調査や、事案への介入をどうするか等について、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携するうえでの課題や、困っている点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① どのタイミングで連携したらよいか分からない（子どもの安全確保とDV被害者保護に関する介入のタイミングが異なる等） ② 連携先の部署・担当者が分からない（県外に転居してしまった場合等） ③ 配偶者暴力相談支援センターの機能がよく分からない（どのような対応ができるのか等） ④ DV被害の可能性があるのかどうかの判断が難しい ⑤ 連携すべき事案かどうかの判断が難しい ⑥ 情報共有をしてよいかどうかの判断が難しい ⑦ 情報共有ができないため、連携が難しい ⑧ 配偶者暴力相談支援センターとは保護する対象や、介入・対応に関する考え方が異なる（保護の優先順位が異なるという懸念等） ⑨ DV被害者がDV加害者から離れ、安全を確保された後の対応が異なる（配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者の保護をした後はDV加害者への関与をしない等） ⑩ 児童虐待加害者の可能性がある人に直接会えないことが続く場合に、電話等の間接的な方法のみではDVのリスク評価が十分できないと感じる ⑪ 児童虐待加害者の可能性がある人に直接会えないことが続く場合に、子どもを含めたDV被害者の保護が検討される懸念がある ⑫ その他（自由記述） ⑬ 連携に関して課題や困っていることは特になし

11	10で課題と考える事項についての理由	自由記述
12	<p>DV被害者の子どもが、保護者であるDV加害者から暴言や暴力を受けている場合に、DV被害者がDVや子どもへの虐待が行われたことを明確に述べず、また児童相談所がDV加害者に直接接触できないといったケース等、児童虐待とDVが同時に絡んでいる可能性がある事案について、包括的な評価を行い、連携して対応するために、以下の項目の必要性はどの程度だと考えるか</p> <p>【回答はマトリックスで選択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶対必要だと思う ・できるなら必要だと思う ・あまり必要だと思わない ・まったく必要だと思わない 	<p>① 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が集まって、情報交換してリスク評価や初期介入について話し合う</p> <p>② 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が同じアセスメントや初期介入に関する書類（または電話やメール等）を用いる</p> <p>③ DV被害者がDV被害について支援を受けられるよう、配偶者暴力相談支援センターの支援等DV被害支援機関につなぐ</p> <p>④ DV被害者やその子どもの心身のダメージの評価の指標として、DVTI等のDVの程度の評価尺度、トラウマやうつ病の検査を用いる等、子どもの状態の評価を行い、多くの機関で共有する</p> <p>⑤ 虐待加害者の可能性がある人に会えず、電話等のみで評価することが難しい場合、警察等の協力のもとにリスク評価を行う</p> <p>⑥ DV被害者を精神科クリニック等につなぐことにより、評価や治療を行う</p>
13	<p>12の各項目の実現可能性はどの程度か</p> <p>【回答はマトリックスで選択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に実行している ・おそらく実行できると思う ・実行は難しいと思う ・実行できないと思う 	<p>⑦ 児童虐待加害者(DV加害者)を、加害者更生あるいは児童虐待加害者に対するプログラムにつなぐ</p> <p>⑧ DV被害者とその子どもがDV加害者と分離された後にも、DV被害者にトラウマ症状等が生じた場合、児童相談所としてのアフターフォローを行う</p>
14	<p>児童虐待とDVが同時に絡んでいる可能性がある事案への対応において、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携するために、どのような制度や仕組みが有効と考えるか</p>	<p>① 連携に必要な情報を共有するための法制度整備</p> <p>② 連携の流れを示したガイドライン</p> <p>③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議の開催</p> <p>④ 連携の必要性を判断するためのアセスメントツール</p> <p>⑤ 連携の必要性を判断するための基準</p> <p>⑥ DV被害者(子ども含む)が支援を求めたとき、タイミングを逃さず相談できる体制整備</p> <p>⑦ その他(自由記述)</p> <p>⑧ 特に必要な制度や仕組みはない</p>
15	<p>児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携に関する意見</p>	自由記述

表 2-2 配偶者暴力相談支援センターへのアンケート調査票概要

問	質問	選択肢
1	基礎情報	機関名、所管自治体、連絡先等
2	各関係機関との組織体制 2-1 婦人相談所 2-2 児童相談所 2-3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 2-4 男女共同参画センター 2-5 その他同一組織の機関の有無	① 同一の組織 ② 別の組織 ③ 所管する地方自治体には設置されていない
3	関係機関の場所 3-1 婦人相談所 3-2 児童相談所 3-3 男女共同参画センター 3-4 その他同一建物・敷地内に併設されている関係機関の有無	① 同一建物・同一敷地内 ② 貴所の管轄地域内の別の場所にある ③ 貴所の管轄地域内にはない（貴所の管轄地域内に設置されていない場合を含む） ④ 婦人相談所の場所を秘匿しているため回答できない
4	DV 事案の対応において、DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性がある場合に、貴センターと次に示す他の機関について、連携しやすくなるために工夫していることとその内容 4-1 婦人相談所 4-2 児童相談所 4-3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 4-4 男女共同参画センター 4-5 市区町村の母子保健主管部局（保健センター等） 4-6 母子生活支援施設 4-7 基礎自治体が開設している子育て支援関係施設（地域子育て支援拠点等） 4-8 学校や教育委員会（保育園、幼稚園を含む）	① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式なものに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む） ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有 ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催 ④ 要保護児童対策地域協議会を活用しての連携（情報共有及び役割分担） ⑤ 相互に人事交流を実施 ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施 ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等） ⑧ その他の取組（自由記述） ⑨ 特に取り組んでいない ⑩ 今後連携していく予定
5	平成 30 年度の全 DV 事案の相談件数と、そのうち児童相談所と連携した事案の件数（対象は児童相談所のみとし、福祉事務所と連携した事案件数は含まない） ※ 連携した事案には「両機関で打ち合わせや会議を行う」、「定期的な連絡会議・ケース会議を行う」、「被害者対応を両機関の担当者共同で検討・実施する」といった、具体的に情報共有や検討をした場合だけでなく、通告を受けた場合や、電話・FAX・メール等で連絡・情報提供したのみの場合も幅広く含む	5-1 平成 30 年度の全相談件数 ① 0～50 件 ② 51～100 件 ③ 101～200 件 ④ 201～300 件 ⑤ 301～400 件 ⑥ 401～500 件 ⑦ 501～1,000 件 ⑧ 1,001 件以上 5-2 児童相談所と連携した事案件数 ⑨ 0 件 ⑩ 1～5 件 ⑪ 6～10 件 ⑫ 11～25 件 ⑬ 26～50 件 ⑭ 51～100 件 ⑮ 101～200 件 ⑯ 201 件以上

6	<p>DV 事案の対応において、DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性があることを把握した場合に、児童相談所と具体的にどのような方法で連携しているか。また、平成 30 年度において、DV と児童虐待の重複が疑われる事案に対して、連携や対応はどの程度の割合で行ったか</p> <p>【回答はマトリックスで選択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 51%以上 ・ 26～50% ・ 11～25% ・ 0～10% ・ 実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 電話・FAX・メール等で児童相談所に連絡する ② 市区町村の児童虐待担当部署に電話・FAX・メール等で連絡する ③ 要保護児童対策地域協議会の個別ケースの検討会議に配偶者暴力相談支援センターも出席している ④ 事案の対応について、児童相談所の担当者と対面で会い、対応方針について確認や検討をしている ⑤ DV 被害者とその子どもの保護等の対応の際は、事前に児童相談所に連絡をしている ⑥ 児童相談所に連絡後も、一定期間を経過した後も、児童相談所に状況の確認や情報提供等の連絡をしている ⑦ DV 被害者に児童相談所を紹介している ⑧ その他（自由記述）
7	<p>DV 事案の対応において、DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性があることを把握した場合に、児童相談所と連携した対応事例</p>	<p>7-1 好事例（自由記述）</p> <p>7-2 反省事例（自由記述）</p>
8	<p>DV 事案の対応において、DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性があることを把握した場合に、児童相談所以外の他機関等と連携したことがあるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 警察 ② 自治体（福祉事務所、市区町村の保健センター等） ③ 民間の被害者支援団体 ④ 学校（保育園、幼稚園を含む） ⑤ 子どもの保護者の勤務先 ⑥ 親族 ⑦ その他（自由記述） ⑧ 他機関と連携したことはない
9	<p>8 で回答した機関と連携した理由</p>	<p>自由記述</p>
10	<p>児童虐待と DV の重複が疑われる事案への対応に関して、虐待被害者である子どものサポートをどうするか、被害状況の調査や、事案への介入をどうするか等について、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が連携するうえでの課題や、困っている点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① どのタイミングで連携したらよいか分からない（子どもの安全確保と DV 被害者保護に関する介入のタイミングが異なる等） ② 連携先の部署・担当者が分からない（県外に転居してしまった場合等） ③ 児童相談所の機能がよく分からない（どのような対応ができるのか等） ④ 児童虐待の可能性があるのかどうかの判断が難しい ⑤ 連携するべき事案かどうかの判断が難しい ⑥ 情報共有をしてよいかどうかの判断が難しい ⑦ 情報共有ができないため、連携が難しい ⑧ 児童相談所とは保護する対象や、介入・対応に関する考え方が異なる（保護の優先順位が異なるという懸念等） ⑨ DV 被害者が DV 加害者から離れ安全を確保された後の対応が異なる（児童相談所は、児童虐待加害者指導のために、子どもを保護した後も DV 加害者に接触を持つ等） ⑩ DV 被害者からの電話等の間接的な方法のみでは児童虐待のリスク評価が十分できないと感じる ⑪ DV 被害者を含めた対応を検討している間に、児童相談所による子どもの強制的な保護が検討・実施されてしまう懸念がある ⑫ その他（自由記述） ⑬ 連携に関して課題や困っていることは特にない
11	<p>10 で課題と考える事項についての理由</p>	<p>自由記述</p>

12	<p>DV 被害者が DV の被害を訴えない（訴えられない）場合に、DV 被害者の子どもへの虐待被害についても明確に述べず、また児童相談所が DV 加害者に直接接しできないといったケース等、児童虐待と DV が同時に絡んでいる可能性がある事案について、包括的な評価を行い、連携して対応するために、以下の項目の必要性はどの程度だと考えるか</p> <p>【回答はマトリックスで選択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶対必要だと思う ・できるなら必要だと思う ・あまり必要だと思わない ・まったく必要だと思わない 	<ol style="list-style-type: none"> ① 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が集まって、情報交換してリスク評価や初期介入について話し合う ② 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が同じアセスメントや初期介入に関する書類（または電話やメール等）を用いる ③ 子どもが虐待被害について支援・保護を受けられるよう、児童相談所につなぐ ④ DV 被害者やその子どもの心身のダメージの評価の指標として、DVSI 等の DV の程度の評価尺度、トラウマやうつ病の検査を用いる等、子どもの状態の評価を行い、多くの機関で共有する ⑤ DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性はあるか、電話等のみで評価することは難しい場合があり、その場合は、児童相談所や警察等に連絡して、確認を行ってもらう ⑥ 虐待被害児童を精神科クリニック等につなぐことにより、評価や治療を行う ⑦ DV 加害者（児童虐待の加害者）を加害者更生あるいは児童虐待加害者に対するプログラムにつなぐ ⑧ DV 被害者とその子どもが DV 加害者（子どもの保護者）と分離された後にも、攻撃性、不登校等が生じた場合、配偶者暴力相談支援センターとしてアフターフォローを行う
13	<p>12 の各項目の実現可能性はどの程度か</p> <p>【回答はマトリックスで選択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に実行している ・おそらく実行できると思う ・実行は難しいと思う ・実行できないと思う 	
14	<p>児童虐待と DV が同時に絡んでいる可能性がある事案への対応において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が連携するために、どのような制度や仕組みが有効と考えるか</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 連携に必要な情報を共有するための法制度整備 ② 連携の流れを示したガイドライン ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議の開催 ④ 連携の必要性を判断するためのアセスメントツール ⑤ 連携の必要性を判断するための基準 ⑥ DV 被害者（子ども含む）が支援を求めたとき、タイミングを逃さず相談できる体制整備 ⑦ その他（自由記述） ⑧ 特に必要な制度や仕組みはない
15	<p>児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携に関する意見</p>	<p>自由記述</p>

2.1.2 ヒアリング調査

(1) 調査方法

以下の方法で調査を実施した。

1) 調査対象

全国の児童相談所、配偶者暴力相談支援センター及び統合型機関のうち、連携において積極的な取組をしていると考えられる機関、及びアンケート調査の結果に基づき参考になる事例がある機関について、委員及び厚生労働省と協議のうえ、児童相談所 5 か所、配偶者暴

力相談支援センター6か所の計11機関を抽出した。

具体的な調査対象は以下の通りである。

【児童相談所】

- 児童相談所 A（都道府県所管）
- 児童相談所 B（政令指定都市所管）
- 児童相談所 C（都道府県所管）
- 児童相談所 D（都道府県所管）
- 児童相談所 E（都道府県所管）

【配偶者暴力相談支援センター】

- 配偶者暴力相談支援センターA（都道府県所管）
- 配偶者暴力相談支援センターB（都道府県所管）
- 配偶者暴力相談支援センターC（政令指定都市所管）
- 配偶者暴力相談支援センターD（都道府県所管）
- 配偶者暴力相談支援センターE（都道府県所管）
- 配偶者暴力相談支援センターF（都道府県所管）

2) 調査期間

令和2年2月～3月

3) 調査実施方法

調査対象者への訪問または電話による聞き取り調査とした。

(2) 調査項目

以下のとおり、調査項目ごとに調査内容を設定した。なお、連携とは、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの間における連携を指す。

表 2-3 調査項目と主な調査内容

調査項目	主な調査内容
連携体制	• 確知後の具体的な連携方法 • 連携のためのツールの有無 • 具体的な連携内容 • その他（連携のタイミングをどう判断しているか／発見・介入・支援のどのタイミングでどのように機関連携しているか）等
連携対応事例	• 好事例の詳細 • 反省事例の詳細
連携に関する課題	• 多機関連携で事案対応するに当たって、困難と感じている点 • 連携を進めていくために必要と思う制度や仕組み、及びその理由
その他	• 男性のDV被害者の対応・支援状況 等

また、各機関へのヒアリングにおいて、ほかに考慮した点は、以下のとおりである。

◆ 児童相談所

- 配偶者暴力相談支援センターに連絡を行った際に「被害者が支援を望んでいなければ、相談支援に応じられない」と断られた事案がどの程度あるか
- DV被害を受けていると思われるが、DV被害の認識がない保護者の場合に、配偶者暴力支援センターにつなぐことがあるか
- 子どものいる家庭でのDV＝心理的虐待で、被害者が加害者と離れる以外で、配偶者暴力支援センターに期待することは何か
- 子どものいる家庭でのDV＝心理的虐待で、子どもに対する心理教育・心理治療を行っているか

◆ 配偶者暴力相談支援センター

- 被害者の支援の申し出が配偶者暴力相談支援センターの支援原則だが、行政等の介入・支援を望まないDV被害者の事案について児童相談所から連携を求められたときに、どのような関わり方が可能なのか
- DV被害を受けていると思われるが、DV被害の認識がない、子どもがいる被害者に対して、配偶者暴力支援センターとして、どのような支援ができるか
- DV加害者に対する更生プログラムの有無及び効果
- 子どものいる家庭でのDV＝心理的虐待を、児童相談所に通告する場合に、児童相談所に何を期待しているか

2.2 調査結果

2.2.1 アンケート調査

各機関へのアンケート調査の結果は、以下のとおりである。

(1) 関係機関との組織体制

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおける、関係機関との組織体制についての回答を、図 2-1 及び図 2-2 に示す。

児童相談所と「同一の組織」であるとの回答は、約 2 割で婦人相談所と配偶者暴力相談支援センターが最も多かった。配偶者暴力相談支援センターと「同一の組織」であるとの回答は、約 3 割で男女共同参画センターが最も多く、次いで婦人相談所であった。

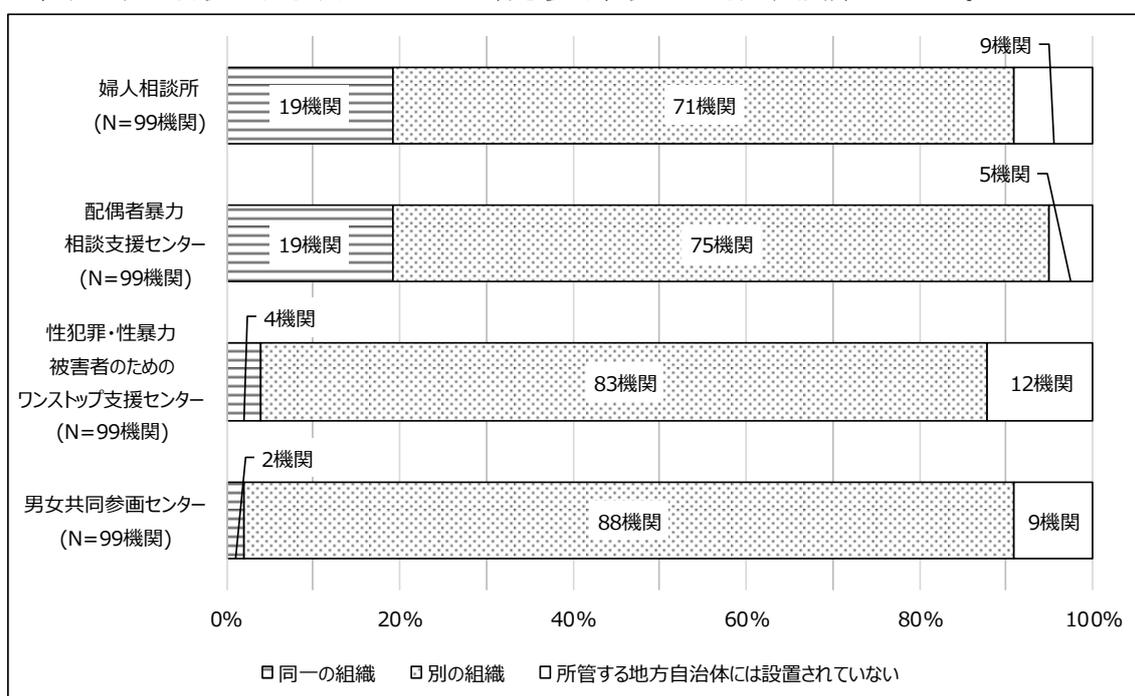


図 2-1 関係機関との組織体制（児童相談所）

〔その他同一機関として体制を組んでいる機関（児童相談所）〕

- 障害者支援施設(知的障害更生相談所、身体障害更生相談所、精神保健福祉センター、リハビリセンター等) ※併設、兼務も 1 件と集計 (18 件)
- 福祉事務所 (3 件)
- 所管自治体の児童相談所を統括する児童相談センター
- 児童相談所一時保護所
- 少年補導センター (適応指導教室を併設)
- 要保護児童対策地域協議会の事務局
- 婦人保護施設
- 婦人相談所と一部職員が兼務
- ひきこもり地域支援センター

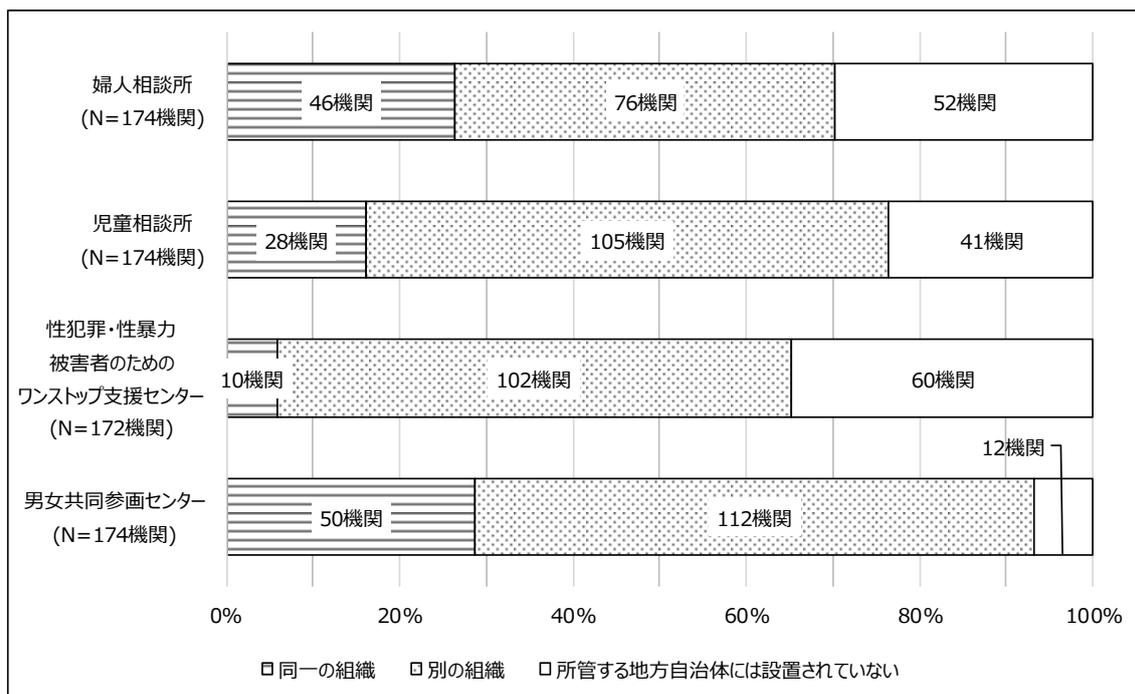


図 2-2 関係機関との組織体制（配偶者暴力相談支援センター）

〔その他同一機関として体制を組んでいる機関（配偶者暴力相談支援センター）〕

- 障害者支援施設(知的障害更生相談所、身体障害更生相談所、精神保健福祉センター、リハビリセンター等) ※併設、兼務も1件と集計(16件)
- 福祉事務所(家庭児童相談室) (11件)
- 福祉部(4件)
- 婦人保護施設、一時保護施設(3件)
- 保健センター(3件)
- 保健所(2件)
- 男女共同参画課
- 総合カウンセリングセンター
- 子育て世代包括支援センター
- 子ども家庭支援センター
- 児童福祉主管課、母子保健主管課
- 女性支援機関
- 介護実習普及センター
- ひきこもり地域支援センター
- 同一の課で様々な業務を担当

(2) 関係機関の場所

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおける、関係機関の場所についての回答を、図 2-3 及び図 2-4 に示す。

児童相談所と「同一建物・同一敷地内」であるとの回答は、約 2 割で配偶者暴力相談支援センターが最も多く、次いで婦人相談所であった。配偶者暴力相談支援センターと「同一建物・同一敷地内」であるとの回答は、約 2 割で婦人相談所が最も多く、次いで児童相談所であった。

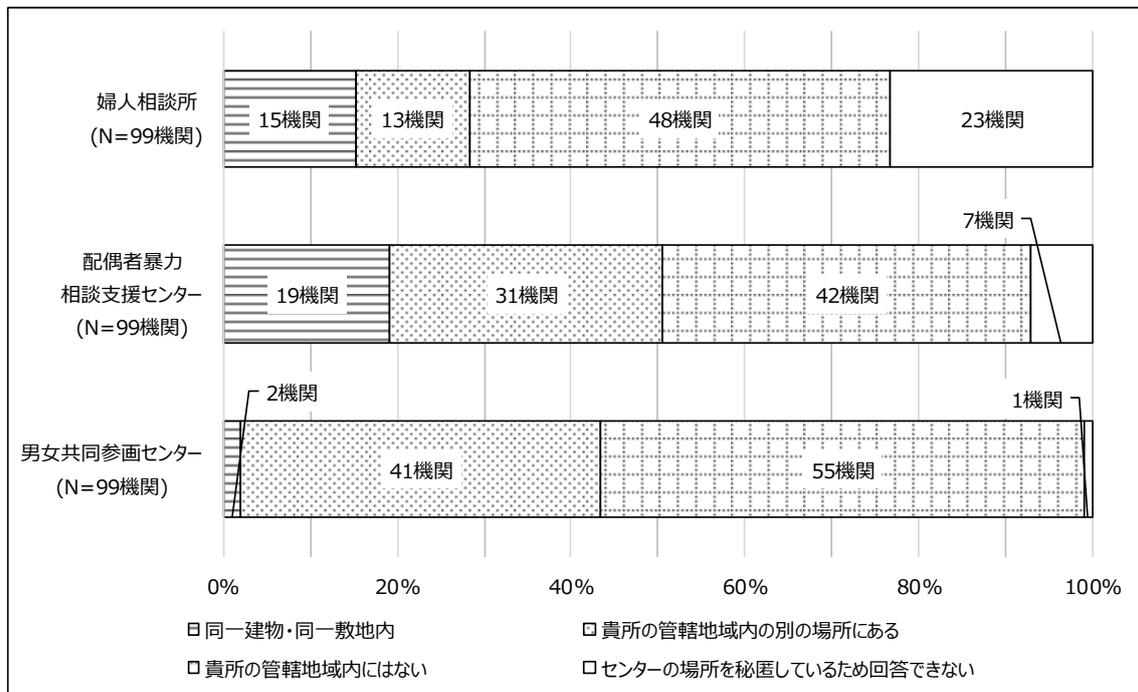


図 2-3 関係機関の場所（児童相談所）

〔その他同一建物・同一敷地内に併設される機関（児童相談所）〕

- 障害者支援施設（知的障害更生相談所、身体障害更生相談所、精神保健福祉センター等）※併設 1 件と集計（8 件）
- 子ども・若者支援機関（特別支援教育センター、少年サポートセンター、青少年総合相談センター、児童心理療育施設、適応指導教室、教育相談室）（6 件）
- 保健所（5 件）
- 福祉事務所（4 件）
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設

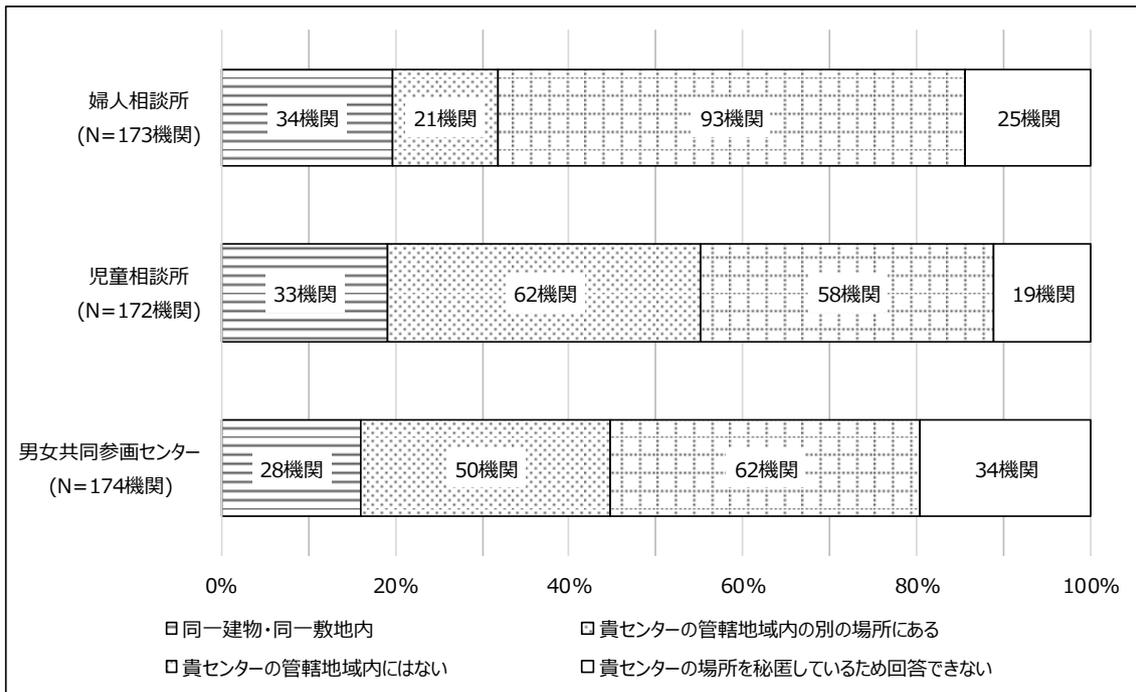


図 2-4 関係機関の場所（配偶者暴力相談支援センター）

〔その他同一建物・同一敷地内に併設される機関（配偶者暴力相談支援センター）〕

- 障害者支援施設（知的障害更生相談所、身体障害更生相談所、精神保健福祉センター等）※併設は1件と集計（13件）
- 保健所（6件）
- 福祉事務所（5件）
- 婦人保護施設、母子生活支援施設（3件）
- 子ども家庭支援センター（3件）
- 福祉部（2件）
- 子ども・若者支援機関（少年サポートセンター、教育相談室）（2件）
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
- 子育て世代包括支援センター
- 男女共同参画課
- 児童福祉主管課、母子保健主管課
- 女性支援機関
- 母子・父子福祉センター
- 社会福祉協議会
- 介護実習・普及センター
- ひきこもり地域支援センター
- 消防署
- コミュニティセンター
- 場所を秘匿しているため回答できない

(3) 関係機関との連携対応のために工夫している事項

1) 婦人相談所

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターが婦人相談所との連携対応のために工夫している事項について、図 2-5 及び図 2-6 に示す（太枠は最も多かった項目。以下、同様）。

児童相談所では、「関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施」が最も多く約 4 割であった。取り組みの主な内容としては、「児童相談所と婦人相談所で定期的な研修会を実施している」という回答が最も多く挙げられており、その他には「要保護児童対策地域協議会代表者会議における情報共有」等が挙げられていた。

配偶者暴力相談支援センターでは、「連絡先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催」が最も多く約 5 割であった。取り組みの主な内容としては、「配偶者暴力相談支援センターと婦人相談所との連絡会議を実施している」という回答が最も多く挙げられていた。

また、児童相談所では「要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催」は約 3 割が実施していると回答しているが、配偶者暴力相談支援センターでは、1 割に満たなかった（ただし、配偶者暴力相談支援センターは婦人相談所と同一組織の場合もあり、要保護児童対策地域協議会には、婦人相談所として参加している場合もあるということに留意する必要がある）。

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	9機関	9.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携に関する協定や申し合わせがある。(6件) ●連携のために必要な情報共有の内容を協議し、決定している。(2件)
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	5機関	5.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談マニュアルやDVマニュアル、通告フロー等が整備されており、それらに基づいて対応している。(4件) ●現在、マニュアル等を策定中(改訂中)である。
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	35機関	35.4%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所・婦人相談所で、定例で意見交換会や連絡会議を開催している。(31件) ●児童相談所と婦人相談所で情報共有を図っている。(2件)
要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催	27機関	27.3%	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて婦人相談所の職員が会議に参加し情報を共有する等の連携を図っている。(12件) ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(4件)
相互に人事交流を実施	21機関	21.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●同一の組織であるため、相互に定期的な人事異動がある。(5件) ●機関相互の人事交流を行っている。(14件) ●一部の職員が兼務している。
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	40機関	40.4%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所と婦人相談所で定期的に研修会を実施している。(21件) ●県などが主催する研修会に参加している。(3件) ●新規採用者及び新任者を対象とした児童相談・DV相談を中心とした研修を実施している。 ●要保護児童対策地域協議会代表者会議において情報共有を行っている。
周知啓発での協力	4機関	4.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的に児童虐待及びDV被害の講演会等の一般向けの周知啓発活動を共同で実施している。(2件) ●児童相談所と婦人相談所で同時に研修を行うこともある。
その他の取り組み	17機関	17.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●事案に応じて必要な連携を図っている。(15件) ●児童相談所に女性相談員を配置している。 ●同一機関内に配偶者暴力相談支援センターを設置している。
特に取り組んでいない	16機関	16.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体の担当部署等を介して連携しているため。(5件) ●近隣に機関が設置されていないため。(3件) ●既に連携は取れているため。(2件) ●今後の検討課題である。
今後連携していく予定	1機関	1.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●代表者・実務者レベルの会議の実施を予定している。
管内の婦人相談所は同じ機関	6機関	6.1%	

回答機関数：99機関

図 2-5 婦人相談所と連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	15機関	8.6%	●連携のための取り決めやマニュアル、アセスメントシート等がある。(14件)
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	50機関	28.7%	●一時保護のガイドラインやDV相談対応マニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(45件)
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	83機関	47.7%	●配偶者暴力相談支援センター・婦人相談所で、連絡会議を開催している。(75件) ●県が作成したハンドブックに基づいて対応している。 ●業務に生かすための事例研究や新任職員研修等を実施している。(2件) ●メールや電話等を利用して連絡し合い、方向性が決まった段階で関係機関とのケア会議を開催している。
要保護児童対策地域協議会を活用しての連携	13機関	7.5%	●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(4件) ●個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている。(3件) ●必要に応じて婦人相談所の職員が会議に参加し情報を共有する等の連携を図っている。(4件) ●県が作成した配偶者暴力被害者支援関係機関連携マニュアルに基づいて対応している。
相互に人事交流を実施	5機関	2.9%	●同一の組織であるため、相互に定期的な人事異動がある。 ●機関相互の人事交流を行っている。(4件)
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	82機関	47.1%	●配偶者暴力相談支援センターと婦人相談所で定期的に研修会を実施している。(34件) ●県などが主催する研修会に参加している。(42件)
周知啓発での協力	6機関	3.4%	●セミナーやキャンペーン会、チラシ・ポスター・カードの設置・配布等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(5件)
その他の取り組み	15機関	8.6%	●事案に応じて必要な連携を図っている。(7件) ●DV対応等に関する研修・会議へ参加している。(4件) ●DV被害者及び子の一時保護や一時保護中のケース会議等を実施している。(3件) ●婦人相談所と共同で啓発活動を実施している。
特に取り組んでいない	16機関	9.2%	●自治体の担当部署等を介して連携しているため。(2件) ●同一組織又は婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターの役割を担っているため。(3件) ●既に連携は取れているため。(3件) ●連携する事案がない又は連携に関する具体的な検討を行ったことがないため。(2件)
今後連携していく予定	1機関	0.6%	●配偶者暴力相談支援センター連絡会議にて情報交流を図る予定である。
管内の婦人相談所は同じ機関	36機関	20.7%	

回答機関数：174機関

図 2-6 婦人相談所と連携して対応しやすくするための工夫
(配偶者暴力相談支援センター)

2) 児童相談所又は配偶者暴力相談支援センター

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターがそれぞれの機関との連携対応のために工夫している事項について、図 2-7 及び図 2-8 に示す。

児童相談所では、配偶者暴力相談支援センターとの連携対応のために工夫している事項として、「特に取り組んでいない」という回答が最も多く、2割を超える。主な内容としては、「自治体の担当部署等が連携しているため直接の連携はない」という回答が最も挙げられていた。次いで、「既に連携が取れている」と「連携する事案がない」という回答が多かった。

配偶者暴力相談支援センターでは、児童相談所との連携対応のために工夫している事項として、「要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催」が最も多く5割を超えた。主な内容としては、「必要に応じて他機関が主催する会議等に参加し情報共有する等の連携を図っている」という回答が最も多く、次いで「要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている」であった。

また、児童相談所では「要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催」をしていると回答したのが約2割であるのに対し、配偶者暴力相談支援センターでは、5割を超えるという差異も見られた。

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	7機関	7.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携に関する協定や申し合わせがある。(4件) ●現在、具体的な取り決めを作成している。 ●面前DV等の虐待の調査のための相談歴を照会している。
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	8機関	8.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談マニュアルやDVマニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(5件) ●現在、マニュアル等を策定中(改訂中)である。(2件)
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	19機関	19.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所・配偶者暴力相談支援センターで、定例の意見交換会や連絡会議を開催している。(11件) ●必要に応じて会議を開催したり、互いの定例会議に参加したりしている。(7件) ●顔の見える関係づくりを行っている。
要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催	15機関	15.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(2件) ●必要に応じて会議に参加し情報共有等の連携を図っている。(8件) ●守秘義務が課せられるため情報共有がしやすい。 ●事例検討を通じて連携の在り方について理解を深めている。
相互に人事交流を実施	14機関	14.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●同一組織であるため、相互に定期的な人事異動がある。(3件) ●機関相互の人事交流を行っている。(10件)
互いの機関において児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	20機関	20.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所・配偶者暴力相談支援センターが主催する研修会に参加している。(9件) ●県などが主催する研修会に参加している。(5件) ●要保護児童対策地域協議会代表者会議において情報共有を行っている。 ●新規採用者及び新任者を対象とした児童相談・DV相談を中心とした研修を実施している。(2件)
周知啓発での協力	21機関	21.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待及びDV被害のパネル展示や講演会、チラシ・ポスター・カードの設置・配布等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(19件)
その他の取り組み	18機関	18.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会実務者会議において情報を共有している。 ●配偶者暴力相談支援センターの相談の中で把握した児童虐待に関する情報の提供と取り扱いについて文書で整理している。 ●事案に応じて必要な連携を図っている。(13件)
特に取り組んでいない	24機関	24.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体の担当部署等を介して連携しているため。(3件) ●既に連携は取れているため。(2件) ●連携する事案がないため。(2件) ●何が連携できるかが不明なため。
今後連携していく予定	3機関	3.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会の構成機関に加えることを検討している。 ●保健師の配置を始める予定である。 ●必要に応じて連携を進めていく予定である。

回答機関数：99機関

図 2-7 配偶者暴力相談支援センターと連携して対応しやすくするための工夫 (児童相談所)

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	23機関	13.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携のための取り決めやマニュアル、アセスメントシート等がある。(6件) ●連携に関する協定や申し合わせがある。(14件) ●面前DV等の虐待の調査のための相談歴を照会している。 ●電話や来所相談で把握した場合に通告する。(2件)
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	24機関	13.8%	<ul style="list-style-type: none"> ●一時保護のガイドラインやDV相談対応マニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(23件)
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	57機関	32.8%	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター・児童相談所で、定例で意見交換会や連絡会議を開催している。(50件) ●児童虐待担当課と合同でケース会議を開催している。 ●必要に応じて会議を開催したり、互いの定例会議に出席したりしている。(12件) ●今後、実施を予定している。
要保護児童対策地域協議会を活用した連携	94機関	54.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(25件) ●必要に応じて他機関が主催する会議等に参加し情報を共有する等の連携を図っている。(61件) ●配偶者暴力相談支援センターが家庭児童相談室の機能を有しており、児童相談所との連携に問題はない。 ●業務に生かすための事例研究や新任職員研修等を実施している。
相互に人事交流を実施	21機関	12.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●同一の組織であるため、相互に定期的な人事異動がある。 ●機関相互の人事交流を行っている。(18件) ●同一建物内にあるため情報共有を含めた交流を行っている。
互いの機関において児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	61機関	35.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター・児童相談所が主催する研修会に参加している。(37件) ●必要に応じて他機関が主催する研修会に参加している。(18件) ●事例研修を実施している。
周知啓発での協力	14機関	8.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーやキャンペーン会、チラシ・ポスター・カードの設置・配布等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(11件)
その他の取り組み	34機関	19.5%	<ul style="list-style-type: none"> ●同一組織であるため相互に連携を図っている。(7件) ●虐待嫌疑ケースの通告や情報共有、3者面談等により連携している。(12件) ●県などが主催する研修会に参加している。(4件) ●セミナーやキャンペーン会等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(2件)
特に取り組んでいない	16機関	9.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体の担当部署等を介して連携しているため。(9件) ●連携する事案がないため。 ●連携方法等についての検討がまだ進んでいないため。
今後連携していく予定	14機関	8.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会に参加し連携していく予定である。(3件) ●連携強化に向けた取り組み・協議を行う予定である。(8件) ●相互に研修等を実施する予定である。(2件)

回答機関数：174機関

図 2-8 児童相談所と連携して対応しやすくするための工夫
(配偶者暴力相談支援センター)

3) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターが性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携対応のために工夫している事項について、図 2-9 及び図 2-10 に示す。

児童相談所と配偶者暴力相談支援センターにおいて、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携対応のために工夫している事項として、いずれも「特に取り組んでいない」という回答が最も多く、それぞれ4割を超えた。主な内容としても、「連携する事案がないため」という回答がいずれの機関においても最も多かった。

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	3機関	3.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携に関する協定や申し合わせがある。 ●連携のために必要な情報共有の内容を協議し、決定している。
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	6機関	6.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談マニュアルやDVマニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(4件)
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	14機関	14.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所で、定期的又は必要に応じて連絡会議を開催している。(4件) ●警察が主催する性犯罪・性暴力被害者の支援会議等各機関が開催する会議に出席している。(6件)
要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催	4機関	4.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。 ●必要に応じて会議に参加し情報を共有する等の連携を図っている。(3件)
相互に人事交流を実施	4機関	4.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●同一の組織であるため、相互に定期の人事異動がある。(3件) ●機関相互の人事交流を行っている。(2件)
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	10機関	10.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所と性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで定期的に研修会を実施している。(6件) ●県などが主催する研修会に参加している。(2件) ●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの職員を研修講師として招待している。
周知啓発での協力	5機関	5.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発に係るチラシやポスター、カード等の設置・配布を行っている。(3件) ●定期的に児童虐待及びDV被害のパネル展示や講演会等の一般向けの周知啓発活動を共同で実施している。
その他の取り組み	16機関	16.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●事案に応じて必要な連携を図っている。(9件) ●児童相談所に女性相談員を配置している。 ●県レベルの協議会(犯罪被害者等支援協議会、DV問題対策連絡協議会)の構成員として、課題等の情報共有、連携を図っている。
特に取り組んでいない	46機関	46.5%	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体の担当部署等を介して連携しているため。(4件) ●既に連携は取れているため。(2件) ●連携する事案がないため。(7件) ●何が連携できるかが不明なため。(2件)
今後連携していく予定	0機関	0.0%	自由記述なし

回答機関数：99機関

図 2-9 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと連携して対応しやすくするための工夫(児童相談所)

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	7機関	4.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携のための取り決めやマニュアル、アセスメントシート等がある。(6件) ●同一組織である。
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	9機関	5.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●支援・連携のマニュアルや依頼方法の取り決め等が整備されており、それらに基づいて対応している。(8件)
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	27機関	15.5%	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで、定例で意見交換会や連絡会議を開催している。(23件)
要保護児童対策地域協議会を活用しての連携	2機関	1.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて会議に参加し情報を共有する等の連携を図っている。 ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。
相互に人事交流を実施	2機関	1.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●同一の組織であるため、相互に定期的な人事異動がある。 ●配偶者暴力相談支援センター主催の研修等を通じて交流している。
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	34機関	19.5%	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで研修会を実施している。(15件) ●県などが主催する研修会に参加している。(17件)
周知啓発での協力	22機関	12.6%	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーやキャンペーン会、チラシ・ポスター・カードの設置・配布等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(20件)
その他の取り組み	36機関	20.7%	<ul style="list-style-type: none"> ●県などが主催する研修会に参加している。(7件) ●普及啓発に係るチラシやポスター、カード等の設置・配布を行っている。(8件) ●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに派遣されたカウンセラーが配偶者暴力相談支援センターでもカンファレンスを行っている。
特に取り組んでいない	71機関	40.8%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携する事案がないため。(16件) ●何が連携できるかが不明なため。(3件) ●連携方法等についての検討がまだ進んでいないため。(5件) ●性被害、性暴力の聞き取りは繊細な問題であり難しいため。
今後連携していく予定	5機関	2.9%	<ul style="list-style-type: none"> ●相互理解のために性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについての講義を実施してもらう予定である。 ●該当事案があれば個別に対応する予定である。(3件) ●今後、連絡会を開催する予定である。

回答機関数：174機関

図 2-10 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）

4) 男女共同参画センター

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターが男女共同参画センターとの連携対応のために工夫している事項について、図 2-11 及び図 2-12 に示す。

児童相談所では、男女共同参画センターとの連携対応のために工夫している事項として、「特に取り組んでいない」という回答が最も多く、4 割を超える。主な内容としては、「連携する事案がないため」という回答が多かった。

配偶者暴力相談支援センターでは、男女共同参画センターとの連携対応のために工夫している事項として、「関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施」という回答が最も多く、約 3 割であった。主な内容としては、「県等が主催する研修会に参加している」という回答が多かった。

また、児童相談所では「連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催」をしていると回答したのが 1 割に満たないのに対し、配偶者暴力相談支援センターでは、約 3 割であるという差異も見られた。

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	3機関	3.0%	●連携に関する協定や申し合わせがある。 ●連携のために必要な情報共有の内容を協議し、決定している。
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	1機関	1.0%	●現在、マニュアル等を策定中（改訂中）である。
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	9機関	9.1%	●児童相談所・男女共同参画センターで、定例で意見交換会や連絡会議を開催している。（3件） ●婦人相談所主催の連絡会議等、各機関が開催する会議に出席している。（6件）
要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催	4機関	4.0%	●必要に応じて婦人相談所の職員が会議に参加し情報を共有する等の連携を図っている。（2件） ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。
相互に人事交流を実施	1機関	1.0%	●機関相互の人事交流を行っている。 ●人事異動での交流あり。
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	13機関	13.1%	●児童相談所と男女共同参画センターのそれぞれが主催する研修会に相互に参加している。（8件） ●県などが主催する研修会に参加している。（2件） ●研修会開催の通知等を徹底している。
周知啓発での協力	17機関	17.2%	●普及啓発に係るチラシやポスター、カード等の設置・配布を行っている。（13件） ●一般向けの講演会活動を実施している。（2件）
その他の取り組み	10機関	10.1%	●事案に応じて必要な連携を図っている。（6件） ●管内の警察署主催の会議等の場で情報共有を図っている。（2件） ●児童相談所と同一組織である婦人相談所を通して連携している。 ●男女共同参画センター主催の研修案内を用いて、保護者に対して無料相談の案内を行っている。
特に取り組んでいない	45機関	45.5%	●自治体の担当部署等を介して連携しているため。（4件） ●既に連携は取れているため。（2件） ●連携する事案がないため。（13件） ●何が連携できるかが不明なため。（3件）
今後連携していく予定	3機関	3.0%	●必要に応じて連携を進めていく予定である。（3件）
管内の男女共同参画センターは配偶者暴力相談支援センターの機能を担う	2機関	2.0%	

回答機関数：99機関

図 2-11 男女共同参画センターと連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	8機関	4.6%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携に関する協定や申し合わせがある。(6件) ●相談内容に応じて情報提供を行っている。
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	8機関	4.6%	<ul style="list-style-type: none"> ●DVマニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(7件)
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	47機関	27.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター・男女共同参画センターで、定例で意見交換会や連絡会議を開催している。(47件) ●男女共同参画センターが主催する会議に参加している。 ●県などが主催する会議に参加している。(7件)
要保護児童対策地域協議会を活用した連携	5機関	2.9%	<ul style="list-style-type: none"> ●個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている。(2件) ●必要に応じて婦人相談所の職員が会議に参加し情報を共有する等の連携を図っている。(2件) ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。
相互に人事交流を実施	2機関	1.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●機関相互の人事交流を行っている。 ●相談対応した事案が管内在住者であった場合、相互に情報共有等の連携を図っている。
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	53機関	30.5%	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センターと男女共同参画センターで研修会を実施している。(23件) ●県などが主催する研修会に参加している。(27件)
周知啓発での協力	34機関	19.5%	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーやキャンペーン会、チラシ・ポスター・カードの設置・配布等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(31件)
その他の取り組み	23機関	13.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●県などが主催する研修会等に参加している。(5件) ●同一組織であるため連携は図れている。(2件) ●相談者に男女共同参画センター主催の講座への参加を促している。(2件) ●相談者に対して各種相談窓口等の情報提供を行っている。(2件)
特に取り組んでいない	29機関	16.7%	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体の担当部署等を介して連携しているため。 ●連携する事案がないため。(6件) ●何が連携できるのかが不明なため。 ●具体的に連携について検討したことがないため。
今後連携していく予定	2機関	1.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●事案に応じて必要な連携を図っていく予定である。(2件)
管内の男女共同参画センターは配偶者暴力相談センターの機能を担う	38機関	21.8%	

回答機関数：174機関

図 2-12 男女共同参画センターと連携して対応しやすくするための工夫
(配偶者暴力相談支援センター)

5) 市区町村の母子保健主幹部局

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターが市区町村の母子保健主幹部局との連携対応のために工夫している事項について、図 2-13 及び図 2-14 に示す。

児童相談所と配偶者暴力相談支援センターにおいて、市区町村の母子保健主幹部局との連携対応のために工夫している事項として、いずれも「要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催」しているという回答が最も多く、児童相談所で約9割、配偶者暴力相談支援センターで約5割であった。主な内容としても、「個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている」という回答がいずれの機関においても最も多かった。児童相談所、配偶者暴力相談支援センターともに、市区町村の母子保健主幹部局とは個別ケースの支援についての連携が行われていることが分かった。

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	6機関	6.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携に関する協定や申し合わせがある。(2件) ●連携のために必要な情報共有の内容を協議し、決定している。(2件)
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	6機関	6.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待対応マニュアルや市町村と児童相談所の連携対応方針、面談DV通告市町送致のマニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(5件)
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	24機関	24.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催している。(4件) ●児童相談所・市区町村の母子保健主幹部局で、定例で意見交換会や連絡会議を開催している。(7件) ●母子保健連絡協議会に参加している。(2件) ●各機関が開催する会議に出席している。(2件)
要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催	87機関	87.9%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(11件) ●個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている。(23件) ●必要に応じて会議に参加し情報を共有する等の連携を図っている。(21件) ●守秘義務が課せられるため情報共有がしやすい。
相互に人事交流を実施	4機関	4.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●機関相互の人事交流を行っている。(3件)
関係機関間で児童虐待・DV事業等に関する研修の実施	42機関	42.4%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所・市区町村の母子保健主幹部局で開催する研修会への参加を働きかけている。(17件) ●県などが主催する研修会に参加している。(7件) ●要保護児童対策地域協議会代表者会議において情報共有を行っている。(2件)
周知啓発での協力	14機関	14.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●講演会やチラシ・ポスター・カードの設置・配布等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(13件)
その他の取り組み	9機関	9.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●事案に応じて必要な連携を図っている。(8件) ●母子保健本庁主管課及び福祉保健所が行うヒアリングに児童相談所も加わっている。
特に取り組んでいない	1機関	1.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●事案ごとに対応を検討する必要があるため。
今後連携していく予定	2機関	2.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所を含めた関係機関間で情報共有を行っている。 ●必要に応じて連携を進めていく予定である。

回答機関数：99機関

図 2-13 市区町村の母子保健主幹部局と連携して対応しやすくするための工夫 (児童相談所)

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	11機関	6.3%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携に関する協定や申し合わせがある。(8件) ●協定等は整備されていない。
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	17機関	9.8%	<ul style="list-style-type: none"> ●DVマニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(15件) ●マニュアルは整備されているが、子どもの虐待被害への対応に関する記載はない。
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	62機関	35.6%	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター・市区町村の母子保健主幹部局、県等で、定例で意見交換会や連絡会議を開催している。(56件) ●DV支援対応マニュアルにおいて、母子保健主管部局の役割や対応を示している。 ●メールや電話等を利用して連絡し合い、方向性が決まった段階で関係機関とのケア会議を開催している。
要保護児童対策地域協議会を活用しての連携	82機関	47.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(17件) ●個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている。(41件) ●他機関が主催する会議等に参加し情報共有を図っている。(6件) ●DV事案のため、どこまで情報共有するかを検討中である。
相互に人事交流を実施	2機関	1.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●事案に応じて密に情報共有等の連携を図っている。(2件)
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	47機関	27.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター・母子保健主管部局で定期的に研修会を実施している。(34件) ●県などが主催する研修会に参加している。(7件) ●事例研修を実施している。
周知啓発での協力	10機関	5.7%	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーやキャンペーン会等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(4件) ●配偶者暴力相談支援センター啓発グッズの配布や母子手帳への啓発カードの封入等により普及啓発を行っている。(3件) ●各市区町村のDV防止ネットワーク会議への参加を通じて情報共有を図っている。
その他の取り組み	41機関	23.6%	<ul style="list-style-type: none"> ●同一組織であるため相互に連携を図っている。(4件) ●県などが主催する研修会等に参加している。(3件) ●相談者及びDV被害者の同伴児について情報を共有している。(10件) ●一時保護中の乳幼児の予防接種や妊婦教室等へ参加している。
特に取り組んでいない	15機関	8.6%	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体の担当部署等を介して連携しているため。(3件) ●連携する事案がないため。(3件) ●配偶者暴力相談支援センターと市町村母子保健主管部局の連携強化に向けた動きがないため。 ●県内全福祉事務所に婦人相談員が配置されているため。
今後連携していく予定	5機関	2.9%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会へ参画していく予定である。 ●DV法改正に伴い基本計画の見直しを検討している。 ●虐待・DV防止連携推進員による連携を検討している。 ●情報共有等の仕組みについてさらに検討を進める予定である。

回答機関数：174機関

図 2-14 市区町村の母子保健主幹部局と連携して対応しやすくするための工夫
(配偶者暴力相談支援センター)

6) 母子生活支援施設

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターが母子生活支援施設との連携対応のために工夫している事項について、図 2-15 及び図 2-16 に示す。

児童相談所では、母子生活支援施設との連携対応のために工夫している事項として、「要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催」という回答が最も多く、約 5 割であった。主な内容としては、「必要に応じて母子生活支援施設の職員が会議に参加し、情報を共有する等の連携を図っている」という回答が最も上げられていた。

配偶者暴力相談支援センターでは、母子生活支援施設との連携対応のために工夫している事項として、「特に取り組んでいない」という回答が最も多く、約 3 割であった。主な内容としては、「自治体の担当部署等が連携しているため直接の連携はない」という回答が最も多く挙げられていた。母子生活支援施設に入所後は、配偶者暴力相談支援センターではなく、区市町村等の担当部署が支援の中心を担っているものと思われる。

また、児童相談所では「要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催」しているという回答が約 5 割であったのに対し、配偶者暴力相談支援センターでは約 1 割であるという差異も見られた。

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	3機関	3.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的な会議を実施し情報共有をしている。 ●連携のために必要な情報共有の内容を協議し、決定している。
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	0機関	0.0%	自由記述なし
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	5機関	5.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所・母子生活支援施設で、定例で意見交換会や連絡会議を開催している。(3件) ●必要に応じて会議を開催したり、互いの定例会議に出席したりしている。(2件)
要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催	49機関	49.5%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(6件) ●個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている。(5件) ●必要に応じて母子生活支援施設の職員が会議に参加し情報を共有する等の連携を図っている。(25件) ●守秘義務が課せられるため情報共有がしやすい。
相互に人事交流を実施	0機関	0.0%	自由記述なし
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	26機関	26.3%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所・母子生活支援施設が主催する研修会に参加している。(7件) ●県などが主催する研修会に参加している。(3件) ●要保護児童対策地域協議会代表者会議において情報共有を行っている。 ●市区町村職員向けの研修において、ひとり親制度や母子生活支援施設について説明を行っている。(11件)
周知啓発での協力	4機関	4.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●講演会やチラシ・ポスター・カードの設置・配布等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(3件)
その他の取り組み	12機関	12.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●事案に応じて必要な連携を図っている。(9件) ●母子生活支援施設長経験者が児童福祉司の仕事に従事している。 ●支援している児童の一時保護を委託している。
特に取り組んでいない	28機関	28.3%	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体の担当部署等を介して連携しているため。(5件) ●連携する事案がないため。(4件) ●何が連携できるかが不明なため。 ●在宅のケースにおいて母子生活支援施設を含めてケース会議を行うことがないため。
今後連携していく予定	0機関	0.0%	自由記述なし

回答機関数：99機関

図 2-15 母子生活支援施設と連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	9機関	5.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携に関する協定やマニュアルがある。(8件) ●ショートステイのための委託契約を締結している。
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	9機関	5.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●DV相談対応マニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(8件) ●マニュアルは整備されているが、子どもの虐待被害への対応に関する記載はない。
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	42機関	24.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター・母子保健主幹部局で、定例の意見交換会や連絡会議を開催している。(36件) ●県などが主催する会議に参加している。(4件) ●民間シユルターも含めた連絡会を実施している。
要保護児童対策地域協議会を活用した連携	22機関	12.6%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(2件) ●個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている。(12件) ●必要に応じて情報を共有する等の連携を図っている。(6件)
相互に人事交流を実施	1機関	0.6%	<ul style="list-style-type: none"> ●事案に応じて密に情報共有等の連携を図っている。
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	42機関	24.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター・母子保健主管部局で、定期的に研修会を実施している。(30件) ●県などが主催する研修会に参加している。(12件)
周知啓発での協力	6機関	3.4%	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーやキャンペーン会等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(4件) ●配偶者暴力相談支援センター啓発グッズの配布を行っている。
その他の取り組み	48機関	27.6%	<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者が入所した際に連携している。(3件) ●一時保護委託について委託先と連携している。(6件) ●ケース会議等により引継ぎを実施している。(2件) ●対象者への支援として、措置元として関わることはあるが、施設と連携していることはない。(2件)
特に取り組んでいない	50機関	28.7%	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体の担当部署等を介して連携しているため。(14件) ●連携する事案がないため。(9件) ●何が連携できるかが不明なため。(2件) ●相談が中心で情報提供のみであるため。
今後連携していく予定	5機関	2.9%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会を実施していく予定である。 ●DV法改正に伴う基本計画の見直しを検討している。 ●中学生以上の男児を同伴するDV被害者等を一時保護する場合、母子生活支援施設に委託することを検討しており、現在試行中である。

回答機関数：174機関

図 2-16 母子生活支援施設と連携して対応しやすくするための工夫
(配偶者暴力相談支援センター)

7) 基礎自治体が開設している子育て支援関係施設

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターが、基礎自治体が開設している子育て支援関係施設との連携対応のために工夫している事項について、図 2-17 及び図 2-18 に示す。

児童相談所では、「要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催」が最も多く、約 6 割であった。主な内容としては、「個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている」という回答が最も多く挙げられていた。

配偶者暴力相談支援センターでは、「特に取り組んでいない」という回答が最も多く、約 4 割であった。主な内容としては、「自治体の担当部署等が連携しているため直接の連携はない」という回答が最も多く挙げられていた。

また、児童相談所では「要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催」しているという回答が約 6 割であったのに対し、配偶者暴力相談支援センターでは 3 割に満たないという差異も見られた。

在宅支援を実施している場合に、児童相談所は市区町村との連携を図っているが、配偶者暴力相談支援センターでは個別の在宅支援は市区町村が中心の支援となっていることが分かった。

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	6機関	6.1%	<ul style="list-style-type: none"> ●連携に関する協定や申し合わせがある。(4件) ●頻りに連絡を取り合っている。
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	15機関	15.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待対応マニュアルや児童相談所との連携に関するマニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(3件)
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	23機関	23.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会代表者会議において情報共有を行っている。(2件) ●個別ケース会議を実施している。 ●児童相談所で、定例の連絡会議を開催している。(7件) ●必要に応じて会議を開催したり、互いの定例会議に出席したりしている。
要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催	60機関	60.6%	<ul style="list-style-type: none"> ●個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている。(15件) ●必要に応じて会議に参加し情報を共有する等の連携を図っている。(14件) ●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(4件) ●守秘義務が課せられるため情報共有がしやすい。
相互に人事交流を実施	1機関	1.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●機関相互の人事交流を行っている。
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	31機関	31.3%	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所で開催する研修会への参加を働きかけている。(13件) ●児童相談所と市区町村の子育て支援関係施設のそれぞれが主催する研修会に相互に参加している。 ●県などが主催する研修会に参加している。(2件) ●要保護児童対策地域協議会代表者会議において情報共有を行っている。
周知啓発での協力	18機関	18.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●講演会やチラシ・ポスター・カードの設置・配布等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(3件)
その他の取り組み	4機関	4.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●事案に応じて必要な連携を図っている。(4件)
特に取り組んでいない	17機関	17.2%	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体の担当部署等を介して連携しているため。 ●事案に応じて必要な連携を図っている。(4件) ●連携する事案がないため。(3件) ●今後の検討課題である。(3件)
今後連携していく予定	0機関	0.0%	自由記述なし

回答機関数：99機関

図 2-17 基礎自治体が開設している子育て支援関係施設と連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	2機関	1.1%	●連携に関する要綱や取り決め等がある。(2件)
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	6機関	3.4%	●DVマニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(4件) ●マニュアルは整備されているが、子どもの虐待被害への対応に関する記載はない。
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	26機関	14.9%	●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。 ●配偶者暴力相談支援センター・子育て支援関係施設で、定例で意見交換会や連絡会議を開催している。(23件) ●県などが主催する会議に参加している。(2件)
要保護児童対策地域協議会を活用した連携	50機関	28.7%	●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(12件) ●個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている。(19件) ●県などが主催する会議等に参加している。(14件)
相互に人事交流を実施	1機関	0.6%	●機関相互の人事交流を行っている。
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	25機関	14.4%	●定期的に研修会等を実施している。(17件) ●県などが主催する研修会に参加している。(4件) ●事例研修を実施している。
周知啓発での協力	9機関	5.2%	●セミナーやキャンペーン会、チラシ・ポスター・カードの設置・配布等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(8件)
その他の取り組み	30機関	17.2%	●同一組織であるため相互に連携を図っている。(2件) ●虐待嫌疑ケースの通告や情報共有、3者面談等により連携している。 ●女性相談員による出前相談会を実施している。 ●市区町村の福祉事務所と日ごろから連携を図っている。
特に取り組んでいない	68機関	39.1%	●自治体の担当部署等を介して連携しているため。(22件) ●連携する事案がないため。(13件) ●場所を秘匿しているため直接の連携例はない。(2件) ●何が連携できるかが不明なため。(2件)
今後連携していく予定	9機関	5.2%	●要保護児童対策地域協議会へ参画していく予定である。 ●DV法改正に伴い基本計画の見直しを検討している。 ●虐待・DV防止連携推進員による連携を検討している。 ●情報共有等の仕組みについてさらに検討を進める予定である。

回答機関数：174機関

図 2-18 基礎自治体が開設している子育て支援関係施設と連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）

8) 子ども食堂

児童相談所が子ども食堂との連携対応のために工夫している事項について、図 2-19 に示す。

子ども食堂との連携対応のために工夫している事項としては、「特に取り組んでいない」という回答が最も多く、約 6 割であった。主な内容としては、「何が連携できるのかが不明なため」という回答が最も多く、次いで「子ども食堂を関係機関として位置付けておらず、連携する事案がないため」という回答が挙げられていた。

	回答数	構成比	主な内容
子ども食堂に対し児童相談所や市区町村の相談窓口を周知	7機関	7.1%	●相談先案内やチラシ等の配布を行っている。(2件)
子ども食堂への訪問	3機関	3.0%	●子どもの様子を見るために訪問している。(2件)
支援が必要な家庭・子どもに、子ども食堂を紹介	17機関	17.2%	●生活保護担当部署や市町村担当部署等と連携して子ども食堂の情報を提供している。(8件) ●市区町村の窓口等についても併せて情報提供している。 ●子どもの見守りの一環として行っている。
その他の取り組み	18機関	18.2%	●市区町村を通して子ども食堂の取り組みを支援する「子供食堂推進事業」が実施されており、当該事業において虐待が疑われる場合等、子供家庭支援センター等に対して通告を行うことが義務付けられている。(11件) ●児童養護施設が開設しているため連携はしやすい。 ●子ども食堂が作成したパンフレットを来所者向けに配架している。
特に取り組んでいない	57機関	57.6%	●自治体の担当部署等を介して連携しているため。(5件) ●子ども食堂を関係機関として位置付けておらず、連携する事案がないため。(8件) ●何が連携できるのかが不明なため。(10件) ●現時点で、要保護児童対策地域協議会に加入していないため。
今後連携していく予定	2機関	2.0%	●必要に応じて連携を進めていく予定である。 ●検討していない。

回答機関数：99機関

図 2-19 子ども食堂と連携して対応しやすくするための工夫（児童相談所）

9) 学校や教育委員会（保育園、幼稚園含む）

配偶者暴力相談支援センターが学校や教育委員会（保育園、幼稚園含む）の連携対応のために工夫している事項について、図 2-20 に示す。

学校や教育委員会（保育園、幼稚園含む）との連携対応のために工夫している事項としては、「要保護児童対策地域協議会を活用しての連携」という回答が最も多く、4割を超えた。主な内容としては、「個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている」という回答が最も多く挙げられていた。

	回答数	構成比	主な内容
連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め	10機関	5.7%	●連携に関する協定やマニュアルがある。(10件)
連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有	20機関	11.5%	●DV相談対応マニュアル等が整備されており、それらに基づいて対応している。(17件) ●マニュアルは整備されているが、子どもの虐待被害への対応に関する記載はない。
連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催	43機関	24.7%	●要保護児童対策地域協議会を実施している。 ●配偶者暴力相談支援センター・学校や教育委員会で、定例で意見交換会や連絡会議を開催している。(23件) ●県などが主催する会議に参加している。(16件)
要保護児童対策地域協議会を活用しての連携	76機関	43.7%	●要保護児童対策地域協議会及びその前後において情報共有を行っている。(23件) ●個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認等を行っている。(37件) ●配偶者暴力相談支援センターと家庭児童相談室の機能を有しているため、教育委員会や学校との連携も密に実施している。
相互に人事交流を実施	1機関	0.6%	●事案に応じて密に情報共有等の連携を図っている。
関係機関間で児童虐待・DV事案等に関する研修の実施	36機関	20.7%	●配偶者暴力相談支援センター・教育委員会や学校で、定期的に研修会を実施している。(22件) ●県などが主催する研修会に参加している。(6件) ●初任者、経験者向けの研修を実施している。 ●デートDVの啓発DVDを上映し、学校関係者並びに学生に対して周知等を行った。(4件)
周知啓発での協力	13機関	7.5%	●セミナーや学校への出前講座等の一般向けの周知啓発活動を実施している。(10件) ●周知啓発のためのチラシやリーフレットの配架、ポスター掲示等を実施している。(2件)
その他の取り組み	29機関	16.7%	●自治体の担当部署等を介して連携している。(4件) ●会議や研修に参加し情報共有を行っている。(5件) ●周知啓発のための出前講座やリーフレットの配架等を実施している。(2件) ●DV被害者の子どもに関する連絡等で協力している。
特に取り組んでいない	30機関	17.2%	●既に連携は取れているため。 ●連携する事案がないため。(3件) ●場所を秘匿しているため直接の連携例はない。(2件) ●何が連携できるかが不明なため。
今後連携していく予定	3機関	1.7%	●県の要保護児童対策地域協議会に参加。(2件) ●相談があった場合に個別に対応。

回答機関数：174機関

図 2-20 学校や教育委員会と連携して対応しやすくするための工夫（配偶者暴力相談支援センター）

(4) 児童虐待相談対応件数又は DV 事案相談件数と連携対応した事案の件数

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいて対応した平成 30 年度の児童虐待相談対応件数又は DV 事案相談件数を図 2-21 及び図 2-22 に、連携対応した事案の件数を図 2-23 及び図 2-24 に、平成 30 年度の児童虐待相談対応件数又は DV 事案相談件数と連携対応した事案の件数の関係を表 2-4 及び表 2-5 に示す。

連携した事案とは「両機関で打ち合わせや会議を行う」、「定期的な連絡会議・ケース会議を行う」、「被害者対応を両機関の担当者共同で検討・実施する」といった、具体的に情報共有や検討をした場合だけでなく、通告を受けた場合や、電話・FAX・メール等で連絡・情報提供したのみの場合も幅広く含む。

1) 児童虐待相談対応件数又は DV 事案相談件数

児童相談所における児童虐待対応件数が 500 件以下の機関は、回答を得た全機関の半数であった。

配偶者暴力相談支援センターにおける DV 事案相談件数が 300 件以下の機関は、回答を得た全機関の約半数であった。

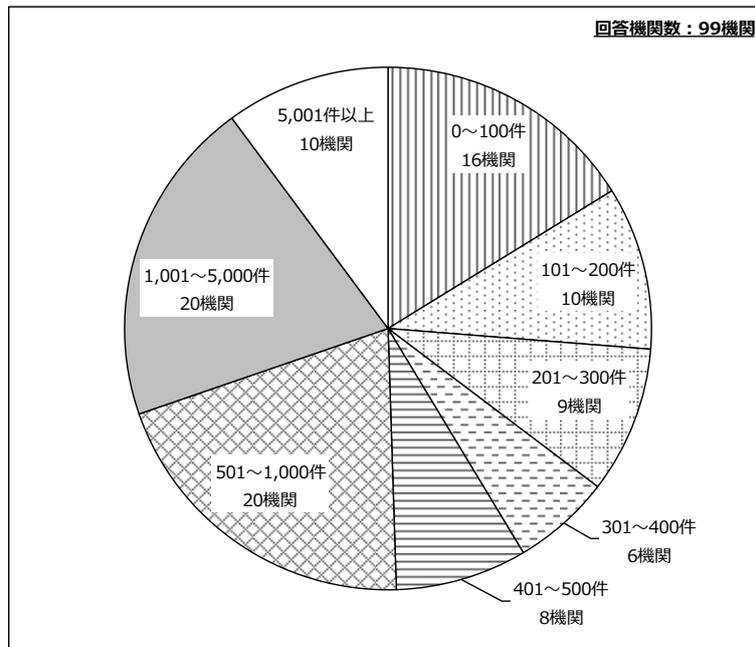


図 2-21 児童虐待相談対応件数（児童相談所）

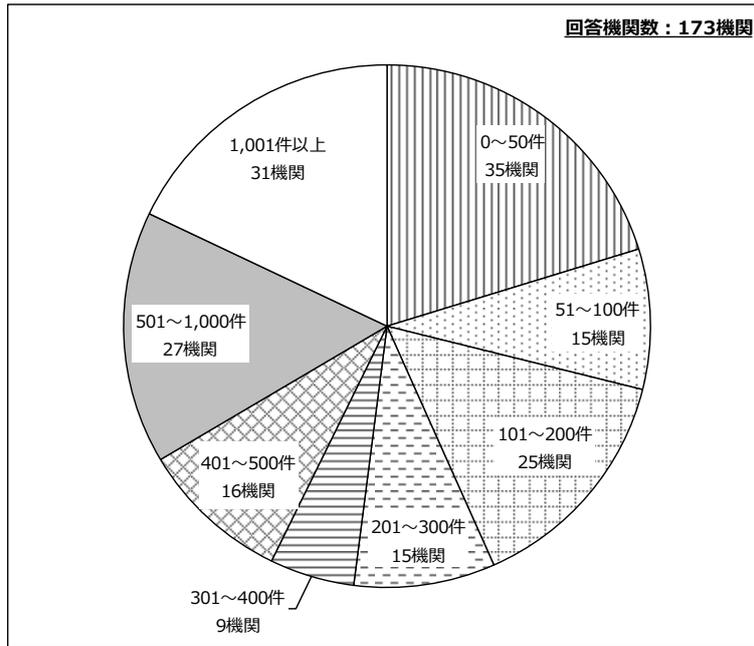


図 2-22 DV 事案相談件数（配偶者暴力相談支援センター）

2) 連携対応した事案の件数

児童相談所における配偶者暴力相談支援センターと連携対応した事案があった機関は回答を得た全機関の 5 割を超えた。

配偶者暴力相談支援センターにおける児童相談所と連携対応した事案があった機関は回答を得た全機関の 6 割を超えた。

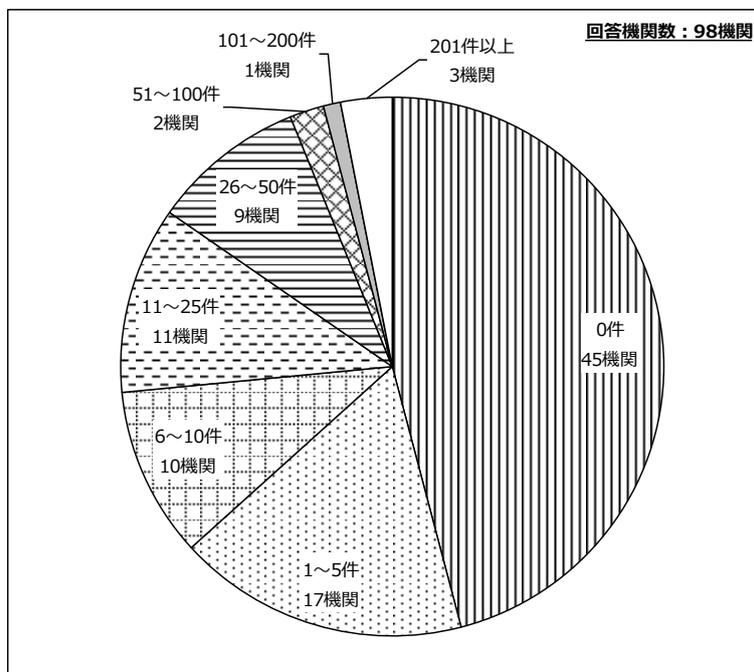


図 2-23 配偶者暴力相談支援センターとの連携件数

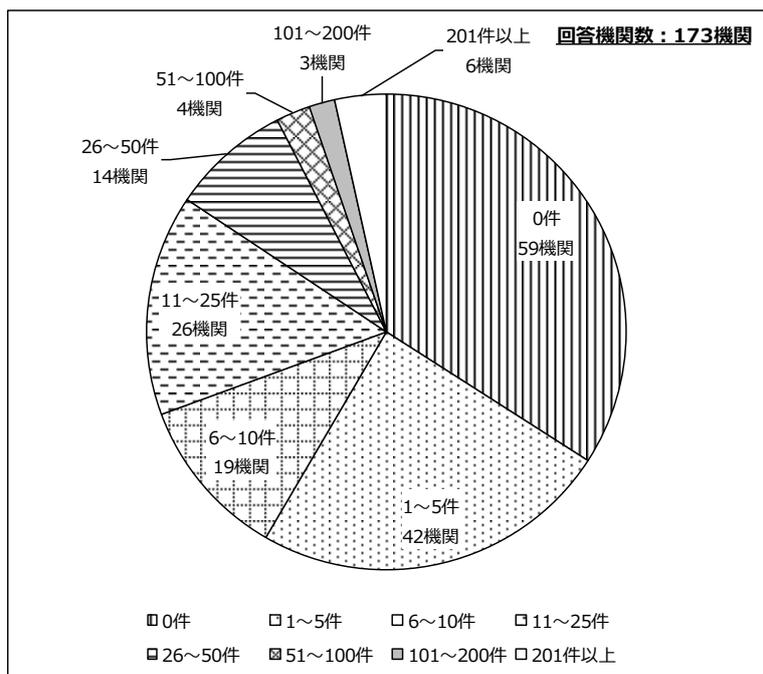


図 2-24 児童相談所との連携件数

3) 児童虐待相談対応件数又は DV 事案相談件数と連携対応した事案の件数

児童相談所の平成 30 年度の対応件数と配偶者暴力相談支援センターとの連携事案件数の関係においては、度数の上位 3 カテゴリーを見るといずれも連携事案件数は「0 件」であった。

配偶者暴力相談支援センターの平成 30 年度の対応件数と児童相談所との連携事案件数の関係において、度数が最も多いカテゴリーの連携事案件数は「0 件」であった、それに次ぐ 2 カテゴリーは「1~5 件」であった。

表 2-4 児童虐待相談対応件数と配偶者暴力相談支援センターとの連携件数

		配偶者暴力相談支援センターと連携した事案の件数							合計	
		0件	1~5件	6~10件	11~25件	26~50件	51~100件	101~200件		201件以上
平成30年度の 対応件数	0~100件	11機関	3機関	1機関	1機関					16機関
	101~200件	8機関			2機関					10機関
	201~300件	5機関	3機関	1機関						9機関
	301~400件	1機関	3機関		2機関					6機関
	401~500件	3機関	3機関			1機関	1機関			8機関
	501~1,000件	4機関	3機関	4機関	3機関	4機関	1機関	1機関		20機関
	1,001~5,000件	9機関	1機関	3機関	2機関	3機関			1機関	19機関
	5,001件以上	4機関	1機関	1機関	1機関	1機関			2機関	10機関
合計		45機関	17機関	10機関	11機関	9機関	2機関	1機関	3機関	98機関

表 2-5 DV 事案相談件数と児童相談所との連携件数

		児童相談所と連携した事案の件数							合計	
		0件	1~5件	6~10件	11~25件	26~50件	51~100件	101~200件		201件以上
平成30年度の 全相談件数	0~50件	24機関	9機関	2機関						35機関
	51~100件	6機関	4機関	3機関	2機関					15機関
	101~200件	6機関	9機関	2機関	4機関	3機関	1機関			25機関
	201~300件	5機関	3機関	2機関	4機関			1機関		15機関
	301~400件	2機関	1機関	1機関	3機関		1機関	1機関		9機関
	401~500件	5機関	6機関	2機関	1機関	1機関			1機関	16機関
	501~1,000件	5機関	5機関	4機関	7機関		4機関	1機関		27機関
	1,001件以上	6機関	5機関	3機関	5機関	6機関	1機関	1機関	4機関	31機関
合計		59機関	42機関	19機関	26機関	14機関	4機関	3機関	6機関	173機関

(5) 連携方法と頻度

児童相談所と配偶者暴力相談支援センターそれぞれの連携方法とその頻度を、図 2-25 及び図 2-26 に示す。

児童相談所と配偶者暴力相談支援センターにおいて、「電話・FAX・メール等によるそれぞれの機関への連絡」、「電話・FAX・メール等による都道府県・市区町村の担当部局への連絡」、「子どもの保護者に配偶者暴力相談支援センター又はDV被害者に児童相談所を紹介」がそれぞれの機関との連携方法として選択されている。

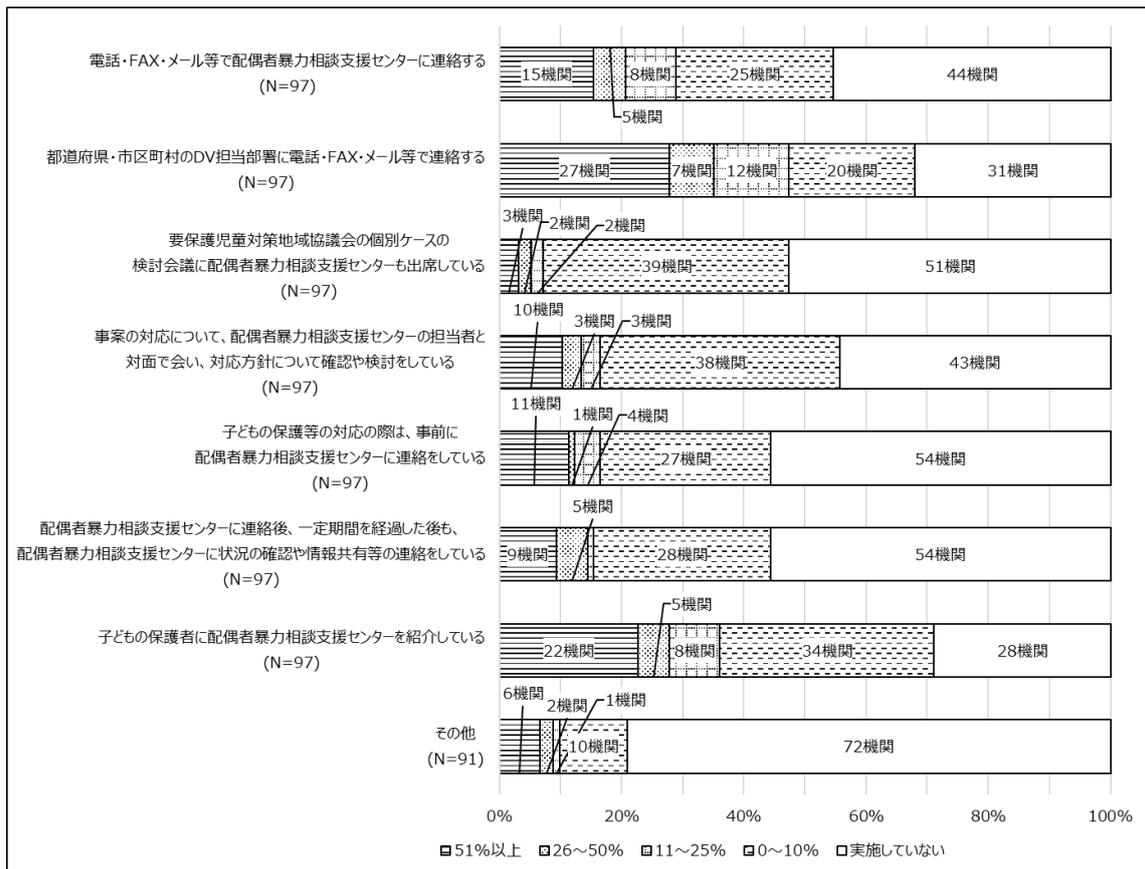


図 2-25 配偶者暴力相談支援センターとの連携方法及びその頻度

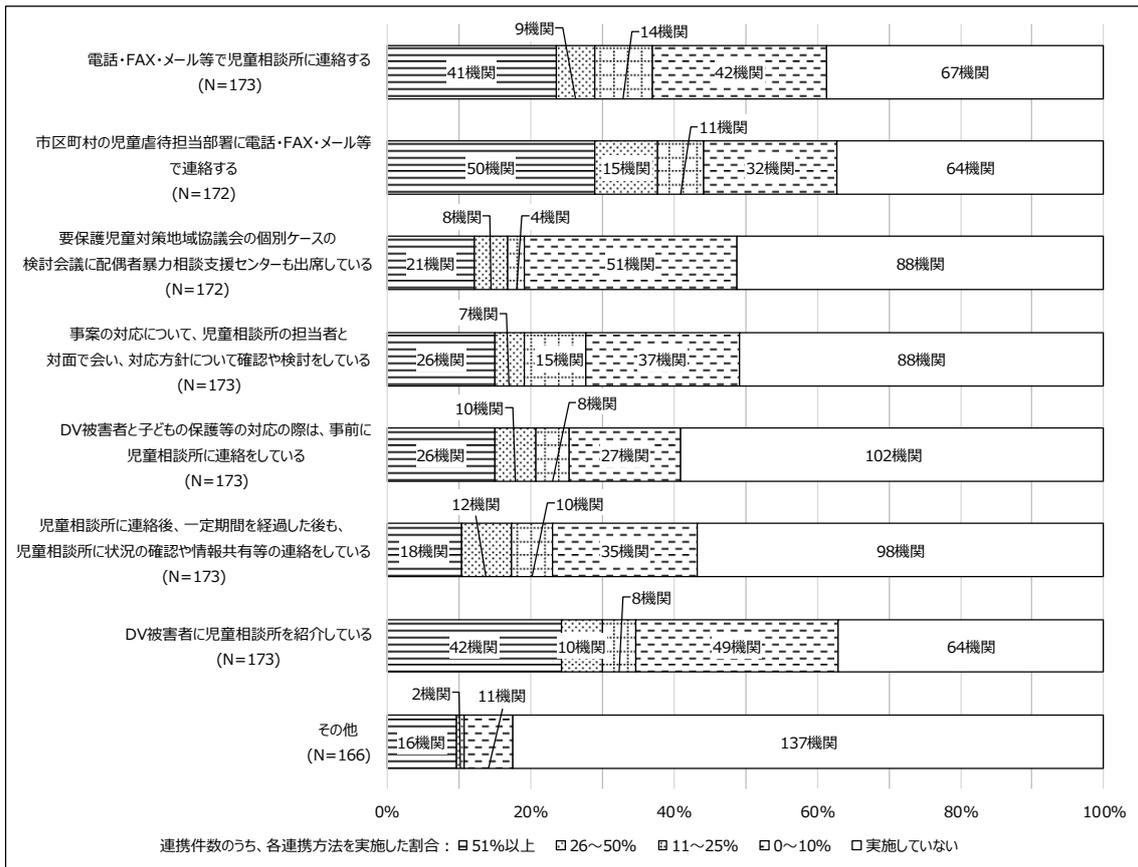


図 2-26 児童相談所との連携方法及びその頻度

〔その他の連携方法（配偶者暴力相談支援センター）〕

- 相談者自身での通告を望んだ際は、面談の場で相談者自身が児童相談所に架電している。
- 配偶者暴力相談センターと児童相談所が DV 被害者との面接に同席する。

(6) 連携対応した事例

1) 主な好事例

〔児童相談所〕

【連携のタイミングが適切だった事例】

- 匿名の電話相談で、夫からの DV と DV による子どもへの心理的虐待についての相談があったが、その場では DV 相談にはつながらなかった。しかし、リスクが高く、緊急性があることを想定し、DV 担当者に匿名の段階で情報共有した。その後母親から DV について相談があり、相談当日のうちに母子を保護し、支援につながった。

【情報共有が図られた事例】

- DV による心理的虐待の通告を受理したが、DV 被害者の母親が関係機関に相談はするが緊急通報や母子での避難には消極的だったことから、意識的に連絡や面接を行い、DV の認識と避難について根気強く伝える努力を行った。また、緊急通報があった場合に備えて自治体の福祉事務所や警察に情報提供し協力を求め、福祉事務所から配偶者暴力相談支援センターに情報提供して体制を整えていたため、母親から 110 番通報があったときに、迅速に一時保護を行うことができた。その後は、配偶者暴力相談支援センターとの連携により、母親は父親の元に戻ることなく、母子生活支援施設へ入所できた。
- 18 歳未満の同伴児童がいる DV 被害者を一時保護した場合等、全てのケースについて配偶者暴力相談支援センターから情報共有があり、継続して支援経過を担当者間で共有している。
- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが同一組織内にあるため、日常的な情報共有を行っている。

【対応・介入方法を調整できた事例】

- DV 被害者の母親が DV 加害者の父親の元に戻ることを繰り返していたため、学校、子ども家庭支援センター、婦人相談員、児童相談所が連携し、父母を確実に別居させるために、母親がシェルターに避難したタイミングで子どもの心理評価を目的に母親の同意を得て子どもを一時保護した。子どもの引き取りに向けて、DV 被害を事件化し、宿所提供施設を経て母親が子どもを引き取った。
- DV と児童虐待が併存する事例で、DV 被害者の母親が警察に相談し、母子で一時保護された。保護中に警察から児童相談所に児童虐待通告があったため、配偶者暴力相談支援センターで母子と面接し、関係機関と情報共有のうえ支援策を検討した。母親が父親と離れる決断をしたことから、母子で生活していくための環境を整え、保護解除後も関係機関と情報共有と役割分担をしながら、定期的に家庭訪問している。
- DV と児童虐待が併存する事例で、背景に DV 被害者の母親に養育力不足があることが

判明した。母子で避難する方針となったが、養育力不足を認識していない母親に対して、配偶者暴力相談支援センターと連携し、入所前に必要な支援体制を組むことができた。

【配偶者暴力相談支援センター】

【連携のタイミングが適切だった事例】

- DV 被害者の母親から面談の予約が入ったが、DV と児童虐待があったため、通話終了後、児童相談所に情報提供した。配偶者暴力相談支援センターは「母子への介入は面談後にしてほしい」と依頼したが、児童相談所は「至急介入が必要」と判断し、アプローチ方法を模索した。配偶者暴力相談支援センターから母親に架電し、「DV の相談は配偶者暴力相談支援センターが対応させていただくが子のケアについても大変心配なので、悩んだ末、児童相談所に相談したところ『非常に心配なので直接話を聴きたい。母子にとって一番よい支援方法を一緒に考えていきたい。』と言っているので、児童相談所から母親に連絡をさせていただきたい。」と伝えたところ、母親が同意し児童相談所と面談ができた。児童相談所は介入にあたり、配偶者暴力相談支援センターから「母とのやり取り」について事前に聞き取り、それを踏まえて対応した。
- DV 被害者の母親から配偶者暴力相談支援センターに相談があり、DV 加害者の父親から子どもへの暴力も確認された。母親は避難の意思があったが、すぐに避難することにはならず、しばらくは同居が継続する見込みであったため、配偶者暴力相談センターから児童相談所に連絡することを伝え同意を得た。児童相談所と母親との電話連絡は、最初は配偶者暴力相談支援センターが間に入った。児童相談所は父親には接触せず、母親から児童虐待の状況について聞き取り、子どもの一時保護はしなかった。その後、母親が避難を希望し、配偶者暴力相談支援センターで母子を一時保護した。一時保護後、児童相談所と母親の面接の中で、子どもの発達や心理について心配していることが分かり児童相談所も支援を行った。

【情報共有が図られた事例】

- 市区町村担当部局主催によるケース検討会議において情報を共有すると共に、機関によって事案の捉え方に認識の違いがあることを知ることができた。後日、市区町村担当部局を通じてケースの動きを把握することができた。
- DV 被害を受けた相談者の子どもが夫から暴力を受け、一時保護されていた。今後の生活を支援していく中で、児童相談所にこれまでの経過の聞き取りを行った。相談者は自費で居宅を設定し、子どもを引き取ることができた。

【対応・介入方法を調整できた事例】

- 児童相談所が親から一部の子どもへの身体的虐待で介入し、子どもを一時保護した。その後、DV が判明した。子どもは施設措置となったが、夫婦と他の子どもは同居を続けた。児童相談所が継続して家庭に関わる中で、DV 加害者から離れたいという話があっ

たが監視が厳しく、DV 被害者が相談機関に出向くことが難しい状況であった。児童相談所からの情報提供を受け、DV 被害者が児童相談所での面接時に配偶者暴力相談支援センターの婦人相談員も同席し、一時保護等の情報提供を行った。DV 被害者はDV 加害者から勘付かれないよう、児童相談所とやり取りをして家を出るタイミングを決め、同居している子どもたちを連れて家を出て、一時保護となる。DV 被害者が県外で住居を探す間、子どもは児童相談所に一時保護となった。住居が決まったところで、児童相談所が新しい居所の管轄の児童相談所や福祉事務所への情報提供等を行い、子どもの受け入れ態勢が整ったことを関係機関が確認したうえで、子どもも同居。その後、DV 加害者との離婚が成立。DV 被害者は施設入所中の子どもとの面会を継続している。

- 父親から子どもへの虐待があり、子どもが通う保育園から児童相談所への通告により虐待が発覚した。児童相談所が母親と面接を繰り返す中で、母親に対するDV 被害もあることを把握した。児童相談所から配偶者暴力相談支援センターに母親との面接をして欲しいとの依頼があったが、子どもが幼い等の事情から来所が困難であったため、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが近隣の役所まで訪問し、3 者での面接により生活状況の聞き取りやDV ガイダンスを実施した。その後も児童相談所は児童虐待の観点から定期的に母親の状況確認を行い、配偶者暴力相談支援センターは生活状況やDV の状況、離婚手続きに係る情報提供、法律相談の調整や同行支援を実施した。児童相談所と連携できたことにより、児童虐待の観点から急ぎ避難することが必要だという指導を円滑に母親に行うことができ、母親が子どもを同伴して一時保護所に避難することに同意した。その後、避難に向けて配偶者暴力相談支援センター相談員同行の下、虐待とDV について一時保護所に相談を行い一時保護所までの送迎を行うことができた。
- 県外から避難してきたDV 被害者家庭のケースで、元の居住地でも虐待により児童相談所が関わっていた。母親へのDV の可能性も推測していた中で夫婦が口論となり、母親が子どもを連れて避難しようとしたが、連れて避難することができなかつたため、やむを得ず母親（DV 被害者）のみが実家に避難し、配偶者暴力相談支援センターへの相談となった。聞き取りの中で、児童相談所事案であることが分かったため、管内の児童相談所につなげた。その後、児童相談所間で情報共有が行われ、居住地児童相談所の連絡窓口を配偶者暴力相談支援センターが担い、DV 被害者の離婚や生活基盤の把握・助言を行った。また、居住地児童相談所では、DV 加害者と子どもの様子を訪問・電話にて把握し、双方で情報共有を行った。現在は離婚が成立し、DV 被害者が親権を持って子どもと同居している。また、定期的に父親との面会交流を行うこととなったことや多子母子家庭となったことから、児童相談所や福祉事務所の母子自立支援員が定期的に訪問し、情報共有や助言を継続的に行っている。
- DV 加害者から暴力を受けた母親が2人の子どもの連れて警察に保護を求めたことにより、配偶者暴力相談支援センターにつながり、母子での一時保護となった。DV 加害者と母子は同居しており、家庭内では母子への身体的暴力や暴君的行為が日常的にあった。2人の子どもの発達障害が見られたが加害者から治療も妨げられていた。DV 行

為の影響により子どもから母親への暴言・暴力や保護所内での問題行動も多く、今後の母子での生活において困難を抱えることが増えてきたため、児童相談所と連携し、母子面接や心理検査を行い、支援検討を行った。保護所退所後も継続して児童相談所と市区町村の福祉事務所が連携して関わりを持ち、母子の生活を支えている。

- 交際相手からの虐待により、子どもを一時保護した。その後、友人宅へ避難していた母親から配偶者暴力相談支援センターへ DV 加害者の追跡を恐れて相談があった。市区町村と配偶者暴力相談支援センターは一体的に動いていたため、児童相談所との連携もスムーズであり、母子を一体的に母子支援施設へ入所させることができた。
- DV 被害者が DV 加害者から離れる決断ができない時に、児童相談所と連携して子どもの一時保護を行うことで、DV 被害者に今後の生活について時間をかけて検討をしてもらい、母親の一時保護も行うことができ、その後は、DV 加害者から離れて母子で生活をしていくことができるようになった。
- DV 被害者と子どもたちが一時保護施設に避難した後、母子生活支援施設にスムーズに入所させるため、年長の子どもの児童相談所が一時保護し、乳幼児から段階的に入所させることができた。また、DV を目撃した影響から母親へ暴力を振るう等の問題を持つ子どもに対しては、児童相談所の児童心理司が心理的支援を行った。
- 夫からの DV、子に対する児童虐待により、母親が精神疾患を抱え、子の一部が不登校になった。配偶者暴力相談支援センターにつながって、数か月後に離婚成立し、元夫からの暴力はなくなったが、一部の子が家で暴れ、母親は対応できずにいた。児童相談所が母親に対して親としての役割を指導する方針だったが、女性支援の立場では、これ以上母親に子どもを養育するのは難しいと判断し、配偶者暴力相談支援センターが児童相談所へ妻の状態と気持ちを代弁して伝え、子は施設に入所した。母子に一定の距離ができたことで母親の精神状態は安定、発達特性のある長男は施設の決められたルールの中で生活することで状態が安定し、不登校も解消された。現在、母親は子どもとの面会や時折の外泊を通して交流を続け、母子の関係は安定している。
- 家庭児童相談の中で父親から母親に対しての精神的・経済的 DV 及び子どもへの心理的虐待を把握した。相談を継続し、母親には避難を進めていたが決心できないでいたところ、身体に危害はないものの、警察が介入する事件が起きたため、母親は避難を決心し、婦人相談所での一時保護となった。子ども一人は年齢的に入所できなかったが、以前より子どもたちを要保護児童対策地域協議会に登録し、児童相談所と情報共有をしていたため、児童相談所でのスムーズな一時保護へとつながった。その後、民間シェルターに移動し、母子で再統合することができた。現在は他県に居所を設定し、調定離婚も成立して母子で生活している。
- DV 被害者が母子でシェルターに保護となったが、「夫が改心するまでは家に戻らない」と主張したため、児童相談所が夫との間に入り家族再統合の条件を整えた。家族再統合後も児童相談所が地域での見守りを継続している。
- 児童相談所で相談が途切れたケースに関して、児童相談所から相談者の現状確認の依頼を受け、相談者に連絡をとった。DV 加害者との再同居を急いでいた相談者に心理教育を行い、再同居は延期となった。

【他機関と連携した事例】

- 児童相談所や病院、女性センター、子ども家庭支援センター等、多機関が関わったケースで、定期的と一緒に面接を実施したり、ケア会議を実施したりして支援することができた。
- DV 被害者が夫と一部の子を残して家出し、警察署に相談する中で保護を希望し、緊急一時保護後、一時保護を経て母子生活支援施設へ入所した。母親は精神的に不安定であり、母子だけの生活になった際に養育力の面で子どもへのネグレクトも心配されることから、自治体主催で児童相談所を含めた関係者のケース検討会議が開催された。会議を経て母親に対する支援のみではなく、子どもへのネグレクト等を防止する見守り等についても連携して進めていく体制を構築することができた。

2) 主な反省事例

【児童相談所】

【連携のタイミングに課題があった事例】

- 精神的 DV を受けている母親が父親の子どもへの虐待を児童相談所に相談したところ、子どもだけ保護されることに同意せず、母子で婦人相談所の一時保護施設に入所した。しかし、子どもが転校に同意せず、母親もリスクに対する助言を受け入れなかったため、母親の説得に時間がかかり、婦人相談所での一時保護施設の入所期間が予定より長引いてしまった。早い段階から児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携し、計画に基づき支援する必要性があった。
- 母親が父子のけんかを 110 番し、父親が子どもへの暴力により逮捕され、子どもは一時保護となった。父親の保釈前に母親が母子での避難を決断したため、子どもの一時保護を解除し秘匿転居した。自治体の女性相談、児童相談所、学校、警察、検察で連携したが、子どもの PTSD 等の対応のため、児童相談所が心理面接を継続し、医療機関へつないだ。父親の暴力的な対応と子どもの反発・非行的な行動が相互に悪影響を及ぼす前に介入できればよかった。

【情報共有に課題があった事例】

- 警察から DV による子どもへの心理的虐待の通告があり、それ以前にも DV 被害者の母親から配偶者暴力相談支援センターに相談していたが、児童相談所への情報共有がなかった。母親は父親の元に戻ったが、児童相談所からも配偶者暴力相談支援センターに状況報告を行っていなかった。結局、半年後に同様の事案が起これ、母子は県外に転居した。転居先の児童相談所へは情報提供を行っている。
- 婦人相談所に母子が保護された際に、児童相談所に情報共有されず、計画が再調整となった。
- DV 被害者の母親の転居地の女性相談窓口への引継ぎがされておらず、母子の再統合が進めにくくなった。

【対応・介入方法の違いによる課題があった事例】

- 母子で避難したが、母親の養育力や経済的な問題から子どもだけ一時保護が継続となった事例があり、片方の親権者の同意だけで対応することで支障が生じる場合もある。
- 婦人相談所の一時保護施設は、年齢制限等で子どもが入所できないこともあり、子どもだけ児童相談所の一時保護施設に入所する場合がある。その結果、母子の面会が制限され、母子ともに精神的に不調となることが多い。

【連携に不足があった事例】

- DV 被害者の母親が他機関へ相談することに消極的だったため、子どもは施設に入所させて加害者と分離することができたが、本人に対しては有効な解決策を提示することができなかった。
- 婦人相談所で母子を保護した後、母親の不安が強まったため、一時的な不調にもかかわらず母親の養育力に問題があると判断され、子どもは児童相談所が保護した。婦人相談所には DV 被害者に寄り添う支援を期待していたが、婦人相談や生活保護の支援が遅れたため、母子の再統合に時間がかかり、母子双方に精神的負担を強いることになった。
- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターは同一建物内にあるが、女性相談員が不在の場合が多く、急な面接依頼に応じてもらえないことがある。母親が夫から子どもへの暴力を心配して母子で児童相談所に相談に来たが、自身が夫からの DV 被害の認識がなかったため、配偶者暴力相談支援センターに同席面接を依頼したかったが、不在でつながらなかった。児童相談所からは必要な説明を行い、母親も避難に同意したため、自治体の配偶者暴力相談支援センターへの相談を促したが、結局相談に出向くことはなく、子どもを残して夫の元に戻ってしまった。DV 被害者に寄り添って支援する人が必要だと思ったが、配偶者暴力相談支援センターにつなげることができなかった。

【配偶者暴力相談支援センター】

【連携のタイミングに課題があった事例】

- DV 被害者の母親のみ一時保護され、子どもが不安定であるという情報は聞いていたものの、児童相談所に DV による心理的虐待の通告は行わなかった。しかし、数か月後、母親が自宅に戻り DV の再発があったということを子どもが学校へ相談し、学校から児童相談所に連絡があった。子どもへの影響を最初に把握した時点で児童相談所に情報提供していれば、子どもの心理ケアや母親の状況把握等早期の対応が可能だったと思われる。
- 子どもの一時保護後、母親も DV 被害者であることが分かり、配偶者暴力相談支援センターにつながった。母子統合を目指し、婦人保護施設への入所から就労まで支援したが、児童相談所は離婚裁判で親権が確定しないと子どもの引き渡しはできない。早い段階で、連携して双方の見立てを共有できていれば、母子で施設入所することも可能だったかもしれない。

- 子どもが父親からの虐待により一時保護となったために、児童相談所が DV 被害者の母親に自宅を離れるように勧めたが、児童相談所から支援機関へのつながりがなく、金銭的に困窮した母親が自治体に相談に行き、配偶者暴力相談支援センターにつながった。児童相談所は一時保護の前から児童虐待を認知していたが、DV を把握した時点で配偶者暴力相談支援センターと対応を協議していれば、再度の虐待を防ぐことができた可能性がある。

【情報共有に課題があった事例】

- DV 被害者の母親が児童相談所に相談し、婦人相談所で一時保護をしたが、児童相談所からの情報提供が十分ではなかったため、過去に母親が子どもに虐待をしていたことや養育力に欠けていることが一時保護後に判明し対応に苦勞した。
- 警察から児童相談所に児童虐待通告する場合や自治体が積極的に関わっている場合に、配偶者暴力相談支援センターからは児童相談所へ児童虐待通告を行わなかったが、配偶者暴力相談支援センターが把握した情報を児童相談所に伝えることで、子どものケアにつながった可能性がある。
- 児童相談所へ児童虐待通告を行った後、児童相談所から情報共有されないため、どのような状況になっているのか分からない。
- DV 被害者の母親が子どもを残したまま他県から避難し、子どもの身を案じて他県の児童相談所に問い合わせたところ 48 時間以内に連絡するという回答があったがその後の連絡がなく、自治体を通じて問い合わせても子どもの安全を確認できなかったため、母親の心配が解消されなかった。
- DV 被害者の母親から配偶者暴力相談支援センターに相談があり、父親から子どもへの虐待を把握したが、母親が避難を望まなかったため、信頼関係が崩れて相談が中断することを危惧し、児童相談所への虐待通告を行わなかった。しかし、後日 DV 被害者が別の機関にも相談したため、虐待通告しなかったことを問われ、結局配偶者暴力相談支援センターへの相談も途切れてしまった。

【対応・介入方法の違いによる課題があった事例】

- 母子保護を行っても婦人相談所には強制力がないため、DV 被害者が加害者の元に戻ることを望むと子どもだけ児童相談所に一時保護され、その結果、DV 被害者との信頼関係が損なわれて、その後の支援が難しくなったケースがあった。
- 自治体から DV と児童虐待が併存するケースとして情報提供があり、DV 被害者の母親と面接をして DV と虐待の子どもへの影響を伝え、児童相談所にも情報提供を行った。後日、母親が自治体の担当窓口で父親から子どもへの虐待があったことを相談したところ、児童相談所が介入し、子どもの一時保護を行った。その結果、母親が精神的に不安定になり、配偶者暴力相談支援センターへの相談も途絶えてしまった。母親への避難についての情報提供も不足しており、事前に児童相談所と情報共有を密にして、母子での保護を検討できればよかった。

- 子どもの危険性に対する見立てが配偶者暴力相談支援センターと児童相談所で異なり、母子で一時保護を行ったが、母子での生活が成り立たず、結局子どもを児童相談所で一時保護することになった。その結果、母子共に疲弊し、生活の立て直しに時間を要することとなった。
- 児童相談所が以前から関わっていた家庭で、母親が保護を求めたため母子を一時保護し、母子での生活を送れるように就労、住居、転校について支援した。子どもの退所については、母親の生活状況を確認してからが望ましいという児童相談所の意見があったが、母子関係が良好なことで母子の希望に従い、協議のうえ、母子同時に退所とした。しかし、数日後、父親のところに戻ってしまった。
- 父親からの虐待で子どもが児童相談所に一時保護されたが、母親へのDVも判明した。婦人相談所は児童相談所にDV支配下での養育の困難さを訴え、母子での生活を提案したが、児童相談所は母親のネグレクトがあったと判断し、母親だけ婦人相談所で一時保護した。児童相談所との連携がうまく出来ていれば、DV被害についての理解を深めてもらうとともに、母親のことをよりよく理解してもらい、母子を一緒に支援する方法も検討できたのではないかと思う。

【連携に不足があった事例】

- DV被害者の母親に孤立感や行政機関への不信感があり、配偶者暴力相談支援センターにつながったが、周囲に知られずに避難したいという母親の意向と支援機関の立場や考え方の違いにより情報共有することができなかった。母親の意思が固かったため、避難先の相談窓口につないだが、相談実績が1回のみで継続支援につながらず、結果的に母親が子どもに虐待をしたため児童相談所に児童虐待通告をされた。子どもは児童相談所に保護され、DVによる心理的虐待のケアを受け、母親も指導を受けることになったが、連携方法や情報共有に課題があった。
- 児童相談所へ相談をつなげる場合は、相談者から児童相談所に情報提供することについて同意を得て、児童相談所の担当者に面接に同席してもらったり、面接の予約を一緒に取ったりする等、つなぎの部分を丁寧に行う必要があった。
- DVと児童虐待が併存するケースで、子どもへの身体的虐待を主要因として母子を一時保護する事例では母親のDVと児童虐待に関する認識が低い傾向がある。そのため、「児童相談所から、子どもを一時保護するかシェルターに母子で保護されるか二者択一を迫られた」と不満を訴えるケースもあり、十分な説明を行って当事者が納得したうえで一時保護する必要があった。
- DV被害で一時保護された母子について、一時保護以前からDVによる心理的虐待で児童相談所に通告があったが、DVについて母子での認識に相違があり、子どもは在籍校への通学を望んだため、母子で意見が分かれた。児童相談所と連携し、子どもの立場で話を聞くことができればよかった。
- DV被害者の母親から相談を受ける中で、父親から子どもへの虐待が疑われたため、本人の同意を得て児童相談所に児童虐待通告を行った。その後児童相談所の介入があり、

子どもは一時保護されたが、母親の意図しない状況だったため、配偶者暴力相談支援センターに苦情があった。一時保護のタイミングや両親との面談等についての情報も共有できていれば、より良い形でアフターフォローができたのではないかと考える。

- 以前から自治体が DV 被害者の母親から相談を受けており、子どもが学校に継父からの虐待を訴えたため、自治体の説得により母子で避難をしたが、母親が父親から子どもへの児童虐待を軽く見ていたため、夫と別れる決心が定まらないまま保護された。避難の端緒を子どもが作ったため、DV 被害と向き合わず、配偶者暴力相談支援センターの支援も希望しなかったため、母親は退所し、子どもは児童相談所に保護された。児童虐待が端緒の場合、母子の関係性や母親のスタンスが不明な場合は、母子別々に保護して、それぞれに必要な見立てとケースワークを行うことが必要ではないかと考えさせられた。また、婦人相談所の一時保護施設と児童相談所の一時保護所は同一建物にあり、父親も面談に来所したため、場所や内容の秘匿についても課題を残した。

(7) 他機関との連携状況

1) 連携先機関

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、それぞれの機関以外に連携している機関を、図 2-27 及び図 2-28 に示す。

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいて連携している機関としては、「自治体」が最も多く、児童相談所で 8 割を超えており、配偶者暴力相談支援センターで 7 割を超えていた。次いで連携している機関としてはいずれも「警察」が挙げられている。

	回答機関数：99機関	構成比
警察	79機関	79.8%
自治体	84機関	84.8%
民間の被害者支援団体	10機関	10.1%
学校（保育園、幼稚園を含む）	53機関	53.5%
子どもの保護者の勤務先	1機関	1.0%
親族	33機関	33.3%
その他	4機関	4.0%
他機関と連携したことはない	6機関	6.1%

図 2-27 配偶者暴力相談支援センター以外の連携機関

〔自治体において連携している部局名（児童相談所）〕

- 福祉事務所（家庭児童相談室）（40 件）
- DV 担当部局（DV 担当、女性相談センター等）（23 件）
- 保健センター（16 件）
- 児童福祉主管課、母子保健主管課（21 件）
- 福祉部（11 件）
- 子ども家庭支援センター（9 件）
- 虐待対応担当部局
- 要保護児童対策地域協議会主管課
- 教育委員会
- 男女共同参画課
- 市民局
- 保健所

〔その他連携している機関（児童相談所）〕

- 医療機関（3 件）
- 女性保護施設

- 法テラス
- かけこみ寺

	回答機関数：174機関	構成比
警察	79機関	45.4%
自治体	131機関	75.3%
民間の被害者支援団体	8機関	4.6%
学校（保育園、幼稚園を含む）	52機関	29.9%
子どもの保護者の勤務先	3機関	1.7%
親族	14機関	8.0%
その他	16機関	9.2%
他機関と連携したことはない	26機関	14.9%

図 2-28 児童相談所以外の連携機関

〔自治体において連携している部局名（配偶者暴力相談支援センター）〕

- 児童福祉主管課、母子保健主管課（43 件）
- 福祉事務所（家庭児童相談室）（47 件）
- 保健センター（34 件）
- 福祉部（21 件）
- DV 担当部局（女性相談担当課、配偶者暴力支援センター）（12 件）
- 子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）（11 件）
- 児童虐待担当部署（10 件）
- 学校、教育委員会（8 件）
- 要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策地域協議会担当課（5 件）
- 障害福祉主管課（3 件）
- 男女共同参画課（3 件）
- 避難先の自治体（2 件）
- 母子生活支援施設（2 件）
- 子育て世代包括支援センター
- 戸籍住民課
- 社会福祉協議会
- 保育認定課
- 保健所

〔その他連携している機関（配偶者暴力相談支援センター）〕

- 母子生活支援施設（3 件）
- 法テラス、弁護士（2 件）

- 他の自治体の女性相談センター等（2件）
- 医療機関
- 宿所提供施設
- 要保護児童対策地域協議会
- 生活困窮者相談窓口
- 友人等 DV 被害者の支援者

2) 連携した理由や連携方法

表 2-6 連携した理由・連携方法（児童相談所）

連携機関名	連携理由	連携手段
警察	<ul style="list-style-type: none"> ● 通告元であるため ● 被害者の安全確保のため（見守り、保護対応、緊急通報登録等） ● 職員の安全確保のため ● 加害者対応のため（警告等） ● 状況把握のため（初期調査、相談履歴の照会等） ● 対応方針の調整のため（情報共有、役割分担、支援方針の調整等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話 ● 対面 ● 会議 ● 同行・同席 ● 書面 ● 要保護児童対策地域協議会
自治体	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の安全確保のため（保護対応、見守り等） ● 状況把握のため（初期調査、相談履歴の照会、検診状況の照会等） ● 対応方針の調整のため（情報共有、役割分担、支援方針の調整等） ● 避難後の支援機関のため（生活保護手続き等） ● DV 相談窓口であるため ● 被害者にとって相談機関として身近であるため 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話 ● 対面 ● 会議 ● 同席 ● 書面 ● 要保護児童対策地域協議会
民間の被害者支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の安全確保のため（保護対応、見守り等） ● 対応方針の調整のため（情報共有等） ● 避難後の生活支援機関のため ● 公的支援を望まない被害者の支援のため 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話 ● 対面 ● 要保護児童対策地域協議会
学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の安全確保のため（見守り等） ● 状況把握のため（初期調査、登校状況の確認、学校内における子どもとの面接等） ● 対応方針の調整のため（情報共有、役割分担、 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話 ● 対面 ● 要保護児童対策地域協議会

連携機関名	連携理由	連携手段
	支援方針の調整等) ● 協力依頼のため（加害者への秘匿依頼、転校時の対応等）	
親族	● 被害者の安全確保のため（見守り等） ● 状況把握のため（家庭環境の確認等） ● 協力要請（避難の受け入れ、経済的・精神的支援等）	● 電話 ● 対面
その他	（医療機関） ● 入院中及び受診中の被害者の状況把握のため、搬送先として協力依頼（法テラス） ● 離婚や裁判の助言を得るため	

表 2-7 連携した理由・連携方法（配偶者暴力相談支援センター）

連携機関名	連携理由	連携手段
警察	● 情報提供元であるため（既に警察が介入していたため等） ● 被害者の安全確保のため（見守り、保護時・荷物の取り出し時の立会い、緊急通報登録等） ● 加害者対応のため（警告等） ● 事務手続きのため（保護命令申立て、捜索願不受理届、被害届等） ● 対応方針の調整のため（情報共有、役割分担、支援方針の調整等）	● 電話 ● 対面 ● 会議 ● 同行・同席 ● 書面 ● 要保護児童対策地域協議会
自治体	● 情報提供元であるため（既に自治体の相談窓口につながっていた等） ● 児童虐待の通告先であるため ● 被害者の安全確保のため（保護対応、見守り等） ● 状況把握のため（相談履歴の照会、検診状況の照会、被害者の状況把握等） ● 対応方針の調整のため（情報共有、役割分担、支援方針の調整等） ● 電話相談・避難後の支援機関のため（各種支援・相談窓口、生活保護等事務手続き等） ● 支援を望まない被害者の状況把握のため ● 被害者にとって相談機関として身近であるため	● 電話 ● 対面 ● 会議 ● 同行・同席 ● 書面 ● 要保護児童対策地域協議会

連携機関名	連携理由	連携手段
民間の被害者支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の安全確保のため ● 対応方針の調整のため（情報共有等） ● 避難後の生活支援機関のため（自立支援、外国人対応等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話 ● 対面 ● 会議
学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の安全確保のため（見守り等） ● 状況把握のため（子どもの状態確認等） ● 保護後の対応のため（状況説明（欠席・転校等）、荷物の受け取り、学習課題の連絡等） ● 対応方針の調整のため（情報共有、支援方針の調整等） ● 協力依頼のため（加害者・転校時の秘匿依頼） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話 ● 対面 ● 要保護児童対策地域協議会
保護者の勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務手続きのため（健康保険の秘匿対応等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話 ● 対面
親族	<ul style="list-style-type: none"> ● DV 被害者親族による相談だったため ● 被害者の安全確保のため（見守り等） ● 状況把握のため（家庭環境の聞き取り等） ● 協力要請（避難の受け入れ、経済的・精神的支援、加害者への秘匿依頼等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話 ● 対面
その他	<p>（医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供元のため 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話

(8) 連携上の課題

1) 連携上の課題

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、それぞれの機関と連携するうえでの課題を、図 2-29 及び図 2-30 に、アンケート項目以外に課題と考えられる事項を示す。

児童相談所では、連携上の課題として「配偶者暴力相談支援センターとは保護する対象や、加入・対応に関する考え方が異なる」という回答が最も多く、約 4 割であった。次いで多かった回答としては、「DV 被害者が DV 加害者から離れ、安全を確保された後の対応が異なる」であった。

配偶者暴力相談支援センターでは、連携上の課題として「児童相談所とは保護する対象や、介入・対応に関する考え方が異なる」という回答が最も多く、4 割を超えた。次いで多かった回答としては、「DV 被害者からの電話等の間接的な方法のみでは児童虐待のリスク評価が十分でないと感じる」であった。

いずれの機関においても、保護対象者や介入・対応方法の考え方に違いがあることが最も大きな連携上の課題として挙げられている。

	回答機関数：99機関	構成比
どのタイミングで連携したらよいか分からない	21機関	21.2%
連携先の部署・担当者が分からない	1機関	1.0%
配偶者暴力相談支援センターの機能がよく分からない	22機関	22.2%
DV被害の可能性があるのかどうかの判断が難しい	7機関	7.1%
連携するべき事案かどうかの判断が難しい	11機関	11.1%
情報共有をしてよいかどうかの判断が難しい	7機関	7.1%
情報共有ができないため、連携が難しい	3機関	3.0%
配偶者暴力相談支援センターとは保護する対象や、介入・対応に関する考え方が異なる	40機関	40.4%
DV被害者がDV加害者から離れ、安全を確保された後の対応が異なる	24機関	24.2%
児童虐待加害者の可能性がある人に直接会えないが続く場合に、電話等の間接的な方法のみではDVのリスク評価が十分できないと感じる	11機関	11.1%
児童虐待加害者の可能性がある人に直接会えないが続く場合に、子どもを含めたDV被害者の保護が検討される懸念がある	4機関	4.0%
その他	16機関	16.2%
連携に関して課題や困っていることは特にない	22機関	22.2%

図 2-29 連携上の課題（児童相談所）

〔配偶者暴力相談支援センターと連携するうえでのその他の課題（児童相談所）〕

【機関相互の役割等の課題】

- 配偶者暴力相談支援センターにつなぐ際のリスクや注意点が分からない。

【情報共有における課題】

- 両機関が匿名性の高い情報を取り扱っているため、必要な情報が共有されない、できないことがある。

【対応方法における課題】

- 児童虐待加害者に知られないように被害者が相談しているケースへの対応が難しい。
- 避難後、DV加害者の元に戻ってしまったケースの支援について連携が難しい。

【介入・対応方法の相違における課題】

- 配偶者暴力相談支援センターには家族や親子という視点が欠けていると感じることがある。
- 婦人相談所で保護中の被害親の養育が不十分な時の対応方法の考え方が異なることがある。

	回答機関数：174機関	構成比
どのタイミングで連携したらよいか分からない	58機関	33.3%
連携先の部署・担当者が分からない	4機関	2.3%
児童相談所の機能がよく分からない	13機関	7.5%
児童虐待の可能性があるのかどうかの判断が難しい	22機関	12.6%
連携すべき事案かどうかの判断が難しい	54機関	31.0%
情報共有をしてよいかどうかの判断が難しい	47機関	27.0%
情報共有ができないため、連携が難しい	11機関	6.3%
児童相談所とは保護する対象や、介入・対応に関する考え方が異なる	76機関	43.7%
DV被害者がDV加害者から離れ、安全を確保された後の対応が異なる	40機関	23.0%
DV被害者からの電話等の間接的な方法のみでは児童虐待のリスク評価が十分できないと感じる	61機関	35.1%
DV被害者を含めた対応を検討している間に、児童相談所による子どもの強制的な保護が検討・実施されてしまう懸念がある	32機関	18.4%
その他	27機関	15.5%
連携に関して課題や困っていることは特にない	24機関	13.8%

図 2-30 連携上の課題（配偶者暴力相談支援センター）

〔児童相談所と連携するうえでのその他の課題（配偶者暴力相談支援センター）〕

【機関相互の役割等の課題】

- 子どもの心理ケアにおける児童相談所との役割分担が分からない。

【情報共有における課題】

- 情報保護の観点から DV と児童虐待は同一部署で対応すべきである。
- 児童相談所に情報提供を行うことがあるが「通告」でなければ連絡をしないほしいという空気を感じることもある。また、通告後の対応等について児童相談所からの情報提供がない。

【対応方法における課題】

- 複数機関が関わっている場合、他の機関と重複して通告してよいのか迷うことがある。
- 連絡する機関の順番が分からない。
- 匿名の電話相談が多く、児童虐待の認識のない相談者から虐待の状況や個人情報を聞き取るのは困難である。

【介入・対応方法の相違における課題】

- 子どもの安全を最優先として対応しているが、DV 被害者のセンターに対する信頼を切らさずに対応することは難しい。
- 相談者には、児童相談所は相談イコール強制的保護というイメージがあり、個人情報の提供を促しても応じてもらえず、児童相談所へつなぎが難しい場合がある。
- DV と虐待が併存するケースで母親を一時保護すると、児童相談所は安全面の配慮から DV 加害者への接触を控えるため、その後は女性支援中心となり、子どもへの直接的な支援が不十分になる傾向がある。

【その他】

- 児童相談所よりも市町村の児童虐待担当部署（福祉事務所等）や子育て支援センターとの連携強化が必要である。（3件）
- 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化ではなく、市町村の DV 対応部門と虐待対応部門との連携が必要であり、避難を要する重篤な事案を一時保護機能のある婦人相談所あるいは児童相談所へと連携できる仕組みを整備すべきではないかと考える。
- DV 被害者への支援を本人の意向によらずとも介入できる仕組みのための法整備の検討が必要である。

2) その理由

〔児童相談所〕

【機関相互の認識不足・連携不足】

- 根拠法令やそれぞれが持つ権限が異なるため、事案によっては連携が難しい場合がある。また、お互いにそのことを十分理解できていないため、相手に期待することと実際の対応のギャップにより軋轢が生じることがある。
- 配偶者暴力相談センターの具体的機能・役割を十分に把握できていないため、何が連携できるのかが分からない。
- 普段から情報共有を行っていないため、どのようなタイミングで情報共有すればよいのかが分からない。

【対応方法の相違】

- 配偶者暴力相談支援センターは、成人が支援対象であるため、本人の意思が尊重される。一方で児童相談所は、子どもが支援対象であるため、虐待により子どもの安全が確保できないと判断すれば意思に関係なく一時保護を検討することになる。このような支援対象と支援の考え方の違いにより十分な連携が図れず、適切な支援につながらないことがある。
- DVで保護者と子どもが保護となった場合、退所後の支援を保護者が望まなければ継続した支援にはつながらず児童相談所が主に支援することになるため、適切な役割分担が難しい。

【組織・体制の課題】

- 所管、所属の違いにより情報共有が困難である。
- DV被害者とその子どもを保護する施設が必要であるが、施設が不足しているため十分な対応ができていない。

【DV被害発見の困難性】

- 被害者がDVを受けているという事実を明らかにしてくれない。

【その他】

- 事案についての情報共有をしていないため判断以前の問題がある。

〔配偶者暴力相談支援センター〕

【機関相互の認識不足・連携不足】

- 児童相談所及び配偶者暴力相談支援センター双方の介入・対応に関する考え方を十分に理解したうえで協議する機会が少ない。
- 通告してもフィードバックがないためその後の状況が把握できず、一方通行の連携

であると感じる。

- DV 被害者から相談を受ける中で児童虐待が疑われる場合、どのタイミングで関係機関との連携を図ればよいのかを判断することが難しい。対応のタイミングを誤ると加害行為を助長してしまう恐れがあることに加えて、職員の安全確保も難しくなる。
- 子どもは避難してきた DV 被害者に同伴する形での一時保護となる。一時保護中の学習や保育以外の生活は、DV 被害者自身が子どもの世話をすることを想定しているため、ネグレクトや子どもに対して暴言を発する場合等において、どの段階で児童相談所と情報提供等の連携を図ればよいか判断に迷う。
- 具体的にどのようなケースを配偶者暴力相談支援センターから児童相談所に連絡すべきかがよく分からない。
- 関係機関の DV に対する理解が不十分であり、DV 被害者が虐待の加害者として捉えられ、子どもとともに支援するということにつながり難い状況がある。

【対応方法の相違】

- 児童相談所とは対応の方向性や法律（48 時間ルール）等の違いにより介入するタイミングが異なるため協働体制は難しいと考える。
- DV 被害者の保護は本人の意思に沿った対応となるため、配偶者暴力相談支援センターでは DV 被害者を中心とした聞き取りとなり、子どもの被害状況を中心とした聞き取りが難しいため。
- 配偶者暴力相談支援センターとして危険性・緊急性の判断は行うが本人の意向が前提であるため、児童相談所のような職権による保護とは異なる。また、児童相談所は介入後の家庭支援や関係機関との調整も同機関で行えるが、配偶者暴力相談支援センターは DV 担当部門が集約するものの、支援方針に沿って関係機関が異なり支援内容が限られてしまう等、児童相談所と同様の対応を取ることができない。
- 子どもの安全確保が最優先であり通告が行われることで、必ずしも DV 被害の相談者に寄り添った形にならず支援が途切れてしまうことが懸念される。加えて、児童虐待の可能性が疑われる場合、通告されてしまうという話が広まることで DV 被害者が相談自体をためらったり、子どもの状況を話さなくなったりする等の影響も考えられる。

【情報共有のあり方】

- 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談内容を他機関に提供する場合には、相談者の同意を得たうえで提供することとしているが、虐待が疑われるケースにおいて、相談者が児童相談所への情報提供を拒否した場合の情報の取り扱いが整理されていない。
- DV のため避難をしているにもかかわらず、児童相談所に情報提供することで DV 加害者に情報が漏れてしまう可能性があるため、情報共有のあり方や個人情報の取り扱いについてルール化する必要がある。
- 相談員は、通告義務があることを意識して支援しているが、通告後の児童相談所による支援が不透明であるため、相談者と相談員の信頼関係が損なわれることを恐れて通告できないケースがある。

【児童虐待の判断の困難性】

- 明確に虐待でない場合やリスク評価ができない場合、児童相談所への情報提供の判断に迷うことがある。
- 女性相談の場合、DV 被害者からの聞き取りのみで判断するしかないため多角的に捉えることが難しい。そのため、本当に虐待が行われているのか、DV 被害者が虐待を行っている可能性があるのではないのか等、判断が難しい。

【その他】

- ケーススタディの機会が少なく、担当者も頻繁に変わってしまうため、専門性が求められる局面への対応が難しい。

(9) 連携対応のために必要な事項と実行可能性

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおける、連携対応のための取り組みの必要性を図 2-31 及び図 2-32 に、連携対応のため取り組みの実行可能性を図 2-33 及び図 2-34 に、連携対応のため取り組みの必要性と実行可能性の関係を表 2-8～表 2-23 及び図 2-35、図 2-36 に示す。

児童相談所において、連携対応のための取り組みとして必要である（「絶対必要だと思う」、「できるなら必要だと思う」の合計）と回答した機関が最も多かった事項は「DV 被害者が DV 被害について支援を受けられるよう、配偶者暴力相談支援センター等 DV 被害支援機関につなぐ」であり、次いで「児童虐待加害者（DV 加害者）を、加害者更生あるいは児童虐待加害者に対するプログラムにつなぐ」であった。また、これら必要があるとの回答が多い事項の実行可能性について、「DV 被害者が DV 被害について支援を受けられるよう、配偶者暴力相談支援センター等 DV 被害支援機関につなぐ」は約 9 割の機関が実行できている（「既に実行している」、「恐らく実行できると思う」の合計）と回答している。一方で、「児童虐待加害者（DV 加害者）を、加害者更生あるいは児童虐待加害者に対するプログラムにつなぐ」については、実行できている（「既に実行している」、「恐らく実行できると思う」の合計）と回答しているのは約 2 割の機関に留まっており、必要性と実行可能性にギャップが生じている。

配偶者暴力相談支援センターにおいて、連携対応のための取り組みとして必要である（「絶対必要だと思う」、「できるなら必要だと思う」の合計）と回答した機関が最も多かった事項は「子どもが虐待被害について支援・保護を受けられるよう、児童相談所につなぐ」であり、次いで「家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が集まって、情報交換してリスク評価や初期介入について話し合う」であった。また、これら必要があるとの回答が多い事項の実行可能性について、「子どもが虐待被害について支援・保護を受けられるよう、児童相談所につなぐ」は約 9 割の機関が実行できている（「既に実行している」、「恐らく実行できると思う」の合計）と回答している。一方で、「DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性はあるか、電話等のみで評価することは難しい場合があり、その場合は、児童相談所や警察等に連絡して、確認を行ってもらう」は実行できている（「既に実行している」、「恐らく実行できると思う」の合計）との回答が 6 割程度であり、必要性を感じている機関が 9 割程度であったことを踏まえると若干のギャップが生じている。

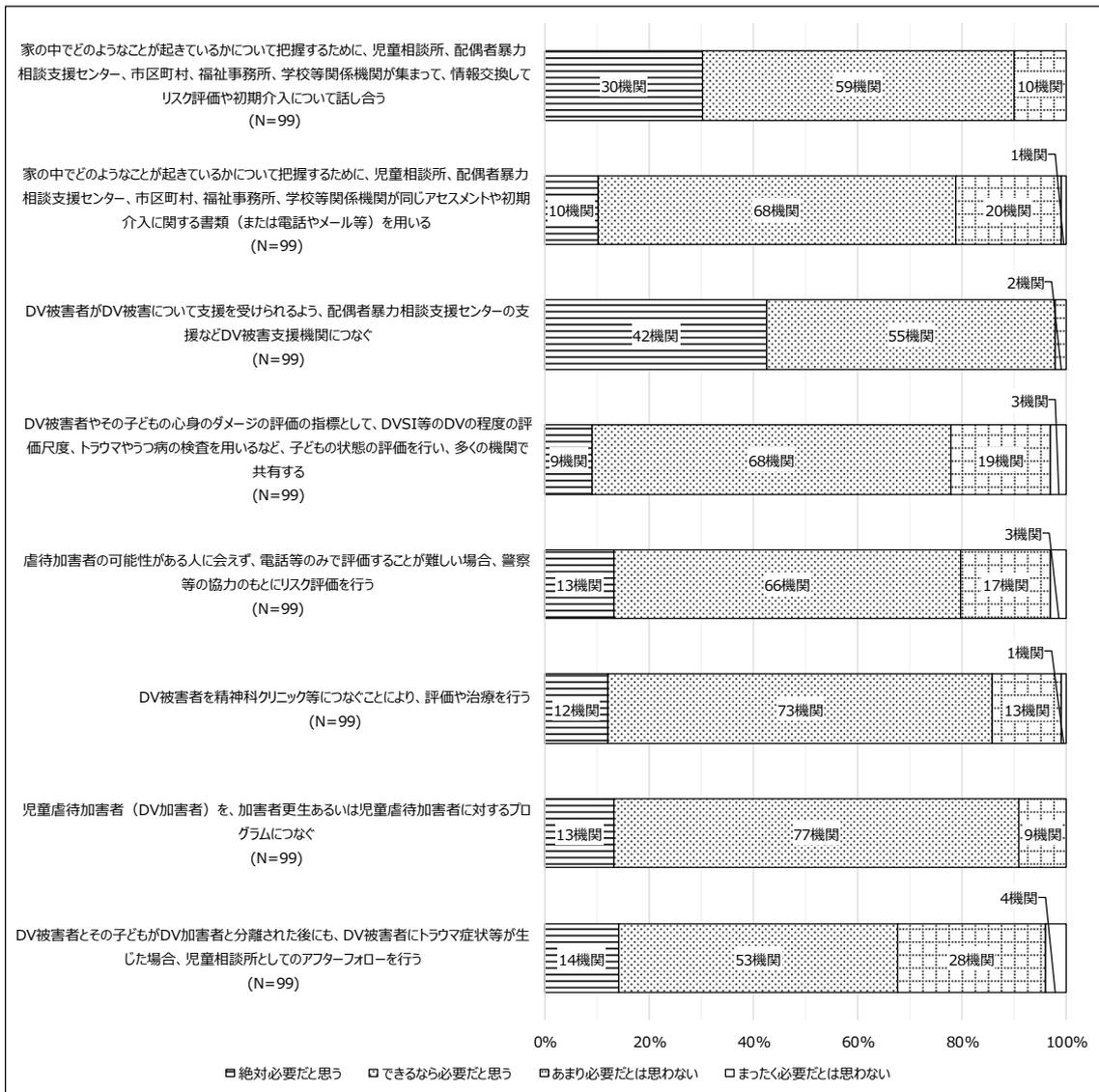


図 2-31 連携対応のための取り組みの必要性（児童相談所）

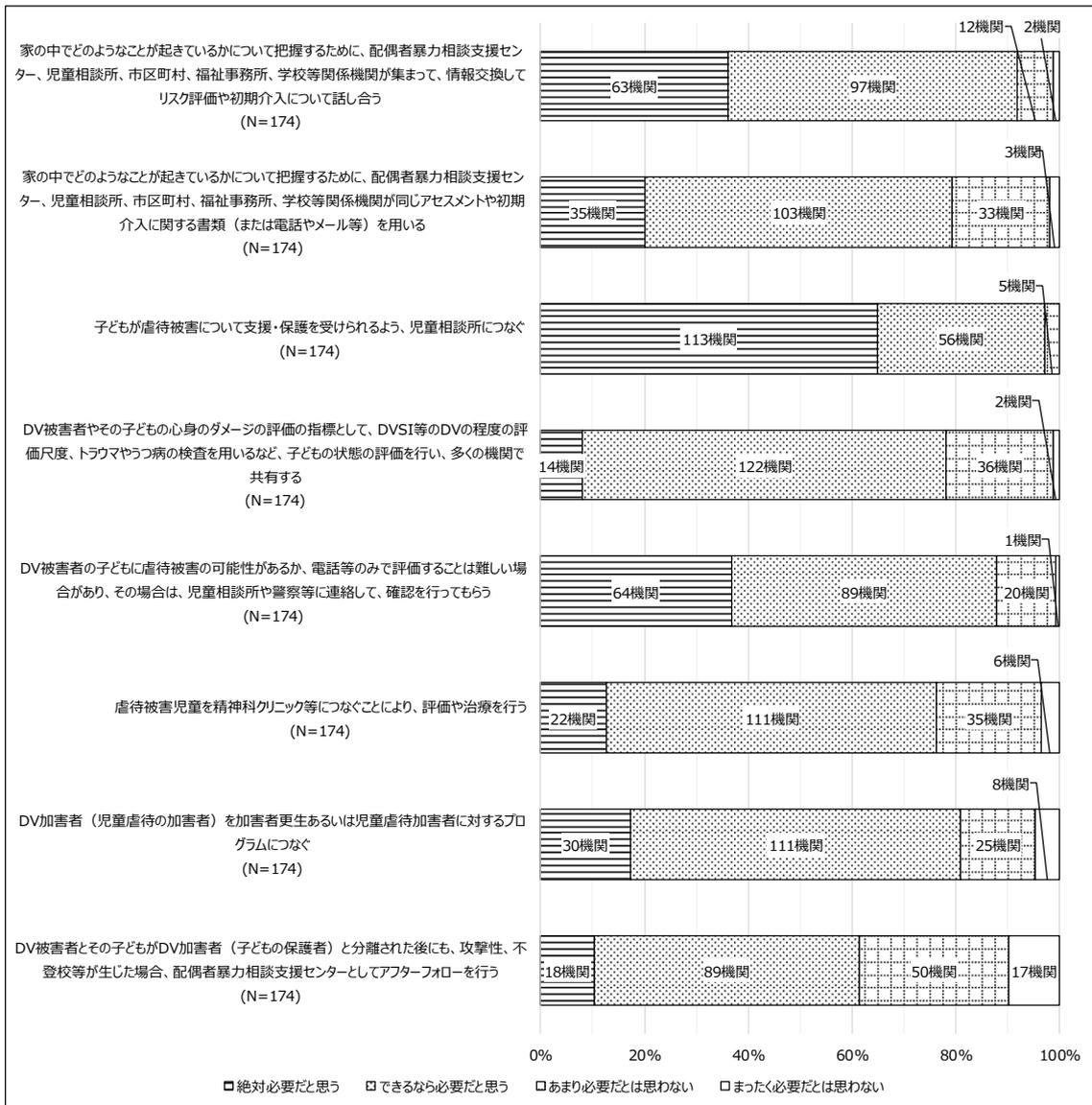


図 2-32 連携対応のための取り組みの必要性（配偶者暴力相談支援センター）

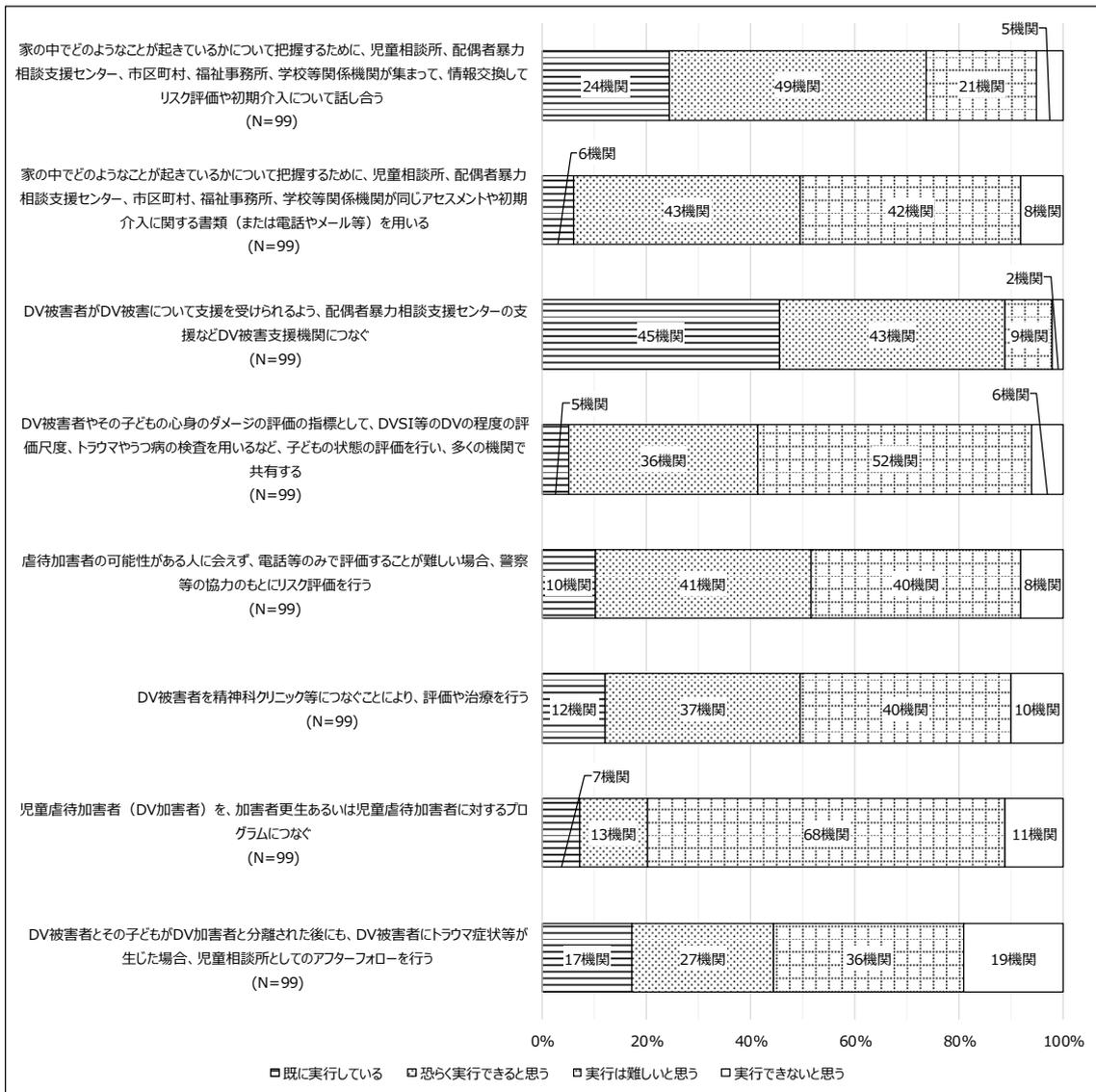


図 2-33 連携対応のための取り組みの実行可能性（児童相談所）

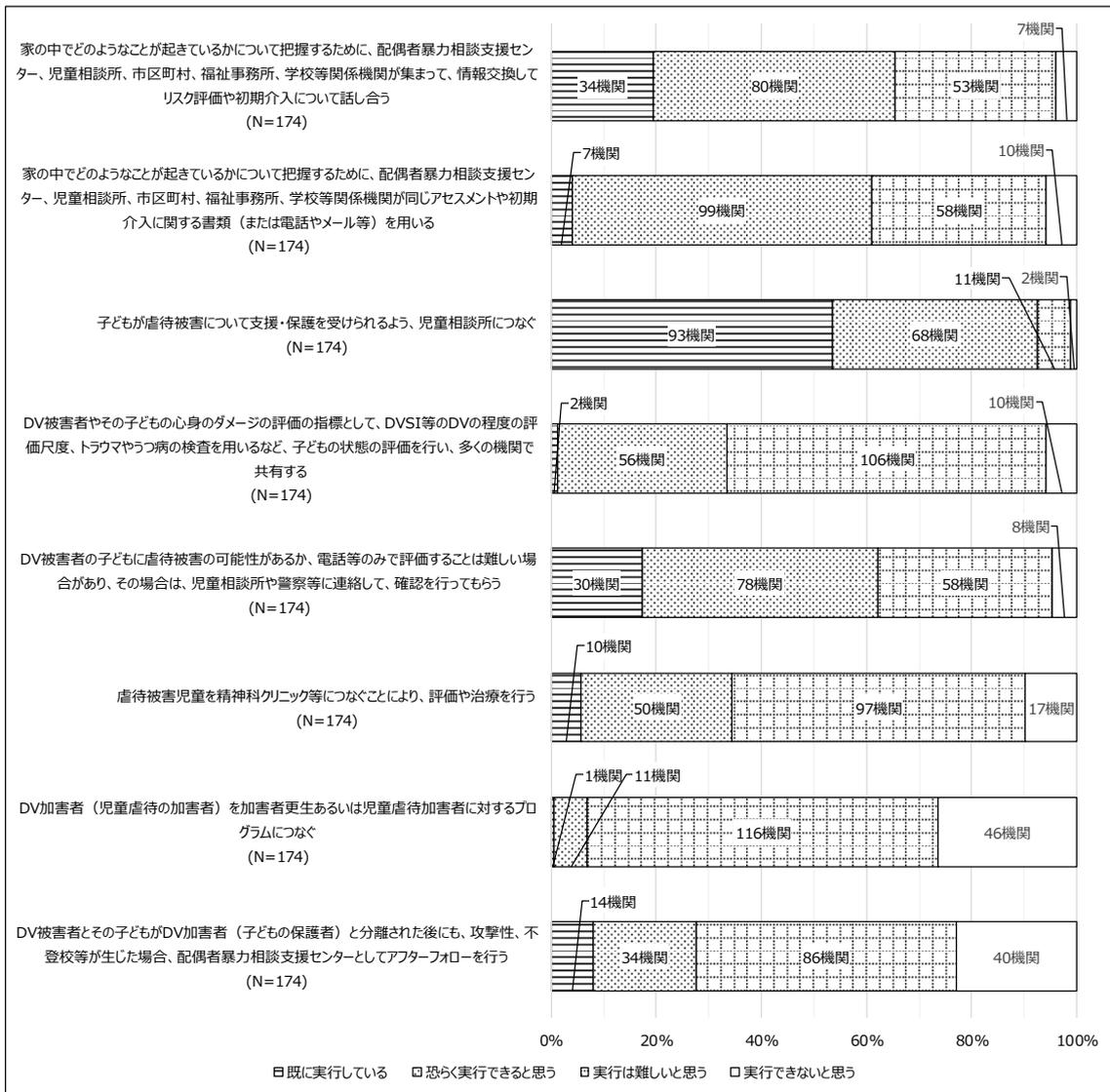


図 2-34 連携対応のための取り組みの実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）

表 2-8 リスク評価・初期介入についての話し合いの必要性・実行可能性（児童相談所）

		実行可能性				合計
		既に行っている	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	14	16			30
	できるなら必要だと思う	10	32	15	2	59
	あまり必要だとは思わない		1	6	3	10
	まったく必要だとは思わない					0
合計		24	49	21	5	99

表 2-9 リスク評価・初期介入についての話し合いの必要性・実行可能性
(配偶者暴力相談支援センター)

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	23機関	38機関	2機関		63機関
	できるなら必要だと思う	11機関	42機関	40機関	4機関	97機関
	あまり必要だとは思わない			11機関	1機関	12機関
	まったく必要だとは思わない				2機関	2機関
合計		34機関	80機関	53機関	7機関	174機関

表 2-10 アセスメントや初期介入に関する書類の必要性・実行可能性 (児童相談所)

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	3機関	7機関			10機関
	できるなら必要だと思う	3機関	34機関	26機関	5機関	68機関
	あまり必要だとは思わない		2機関	15機関	3機関	20機関
	まったく必要だとは思わない			1機関		1機関
合計		6機関	43機関	42機関	8機関	99機関

表 2-11 アセスメントや初期介入に関する書類の必要性・実行可能性
(配偶者暴力相談支援センター)

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	6機関	27機関	2機関		35機関
	できるなら必要だと思う	1機関	65機関	34機関	3機関	103機関
	あまり必要だとは思わない		6機関	22機関	5機関	33機関
	まったく必要だとは思わない		1機関		2機関	3機関
合計		7機関	99機関	58機関	10機関	174機関

表 2-12 DV 被害支援機関との連携の必要性・実行可能性 (児童相談所)

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	29機関	13機関			42機関
	できるなら必要だと思う	16機関	29機関	8機関	2機関	55機関
	あまり必要だとは思わない		1機関	1機関		2機関
	まったく必要だとは思わない					0機関
合計		45機関	43機関	9機関	2機関	99機関

表 2-13 児童相談所との連携の必要性・実行可能性 (配偶者暴力相談支援センター)

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	75機関	35機関	2機関	1機関	113機関
	できるなら必要だと思う	16機関	31機関	9機関		56機関
	あまり必要だとは思わない	2機関	2機関		1機関	5機関
	まったく必要だとは思わない					0機関
合計		93機関	68機関	11機関	2機関	174機関

表 2-14 DVSI 等の評価尺度やトラウマ・うつ病検査を用いた子どもの状態評価と他機関での情報共有の必要性・実行可能性（児童相談所）

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	3機関	5機関	1機関		9機関
	できるなら必要だと思う	1機関	30機関	35機関	2機関	68機関
	あまり必要だとは思わない	1機関	1機関	14機関	3機関	19機関
	まったく必要だとは思わない			2機関	1機関	3機関
合計		5機関	36機関	52機関	6機関	99機関

表 2-15 DVSI 等の評価尺度やトラウマ・うつ病検査を用いた子どもの状態評価と他機関での情報共有の必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	2機関	7機関	5機関		14機関
	できるなら必要だと思う		47機関	72機関	3機関	122機関
	あまり必要だとは思わない		2機関	28機関	6機関	36機関
	まったく必要だとは思わない			1機関	1機関	2機関
合計		2機関	56機関	106機関	10機関	174機関

表 2-16 警察等機関と協力したリスク評価の必要性・実行可能性（児童相談所）

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	6機関	6機関	1機関		13機関
	できるなら必要だと思う	3機関	33機関	27機関	3機関	66機関
	あまり必要だとは思わない	1機関	2機関	10機関	4機関	17機関
	まったく必要だとは思わない			2機関	1機関	3機関
合計		10機関	41機関	40機関	8機関	99機関

表 2-17 警察との連携の必要性・実行可能性（配偶者暴力相談支援センター）

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	23機関	30機関	10機関	1機関	64機関
	できるなら必要だと思う	7機関	44機関	37機関	1機関	89機関
	あまり必要だとは思わない		4機関	11機関	5機関	20機関
	まったく必要だとは思わない				1機関	1機関
合計		30機関	78機関	58機関	8機関	174機関

表 2-18 精神科クリニック等との連携による評価・治療の必要性・実行可能性（児童相談所）

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	6機関	4機関	1機関	1機関	12機関
	できるなら必要だと思う	6機関	32機関	31機関	4機関	73機関
	あまり必要だとは思わない		1機関	8機関	4機関	13機関
	まったく必要だとは思わない				1機関	1機関
合計		12機関	37機関	40機関	10機関	99機関

表 2-19 精神科クリニック等との連携による評価・治療の必要性・実行可能性
(配偶者暴力相談支援センター)

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	3機関	9機関	9機関	1機関	22機関
	できるなら必要だと思う	7機関	36機関	63機関	5機関	111機関
	あまり必要だとは思わない		5機関	23機関	7機関	35機関
	まったく必要だとは思わない			2機関	4機関	6機関
合計		10機関	50機関	97機関	17機関	174機関

表 2-20 児童虐待加害者を加害者更生・児童虐待加害者に対するプログラムにつなげる
ことの必要性・実行可能性 (児童相談所)

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	2機関	2機関	7機関	2機関	13機関
	できるなら必要だと思う	4機関	11機関	55機関	7機関	77機関
	あまり必要だとは思わない	1機関		6機関	2機関	9機関
	まったく必要だとは思わない					0機関
合計		7機関	13機関	68機関	11機関	99機関

表 2-21 DV 加害者を加害者更生・児童虐待加害者に対するプログラムにつなげることの
必要性・実行可能性 (配偶者暴力相談支援センター)

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	1機関	1機関	24機関	4機関	30機関
	できるなら必要だと思う		8機関	74機関	29機関	111機関
	あまり必要だとは思わない		2機関	17機関	6機関	25機関
	まったく必要だとは思わない			1機関	7機関	8機関
合計		1機関	11機関	116機関	46機関	174機関

表 2-22 児童相談所によるアフターフォローの必要性・実行可能性 (児童相談所)

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	11機関	3機関			14機関
	できるなら必要だと思う	6機関	21機関	20機関	6機関	53機関
	あまり必要だとは思わない		3機関	16機関	9機関	28機関
	まったく必要だとは思わない				4機関	4機関
合計		17機関	27機関	36機関	19機関	99機関

表 2-23 配偶者暴力相談支援センターによるアフターフォローの必要性・実行可能性
(配偶者暴力相談支援センター)

		実行可能性				合計
		既に実行している	恐らく実行できると思う	実行は難しいと思う	実行できないと思う	
必要性	絶対必要だと思う	6機関	6機関	5機関	1機関	18機関
	できるなら必要だと思う	7機関	27機関	45機関	10機関	89機関
	あまり必要だとは思わない	1機関	1機関	33機関	15機関	50機関
	まったく必要だとは思わない			3機関	14機関	17機関
合計		14機関	34機関	86機関	40機関	174機関

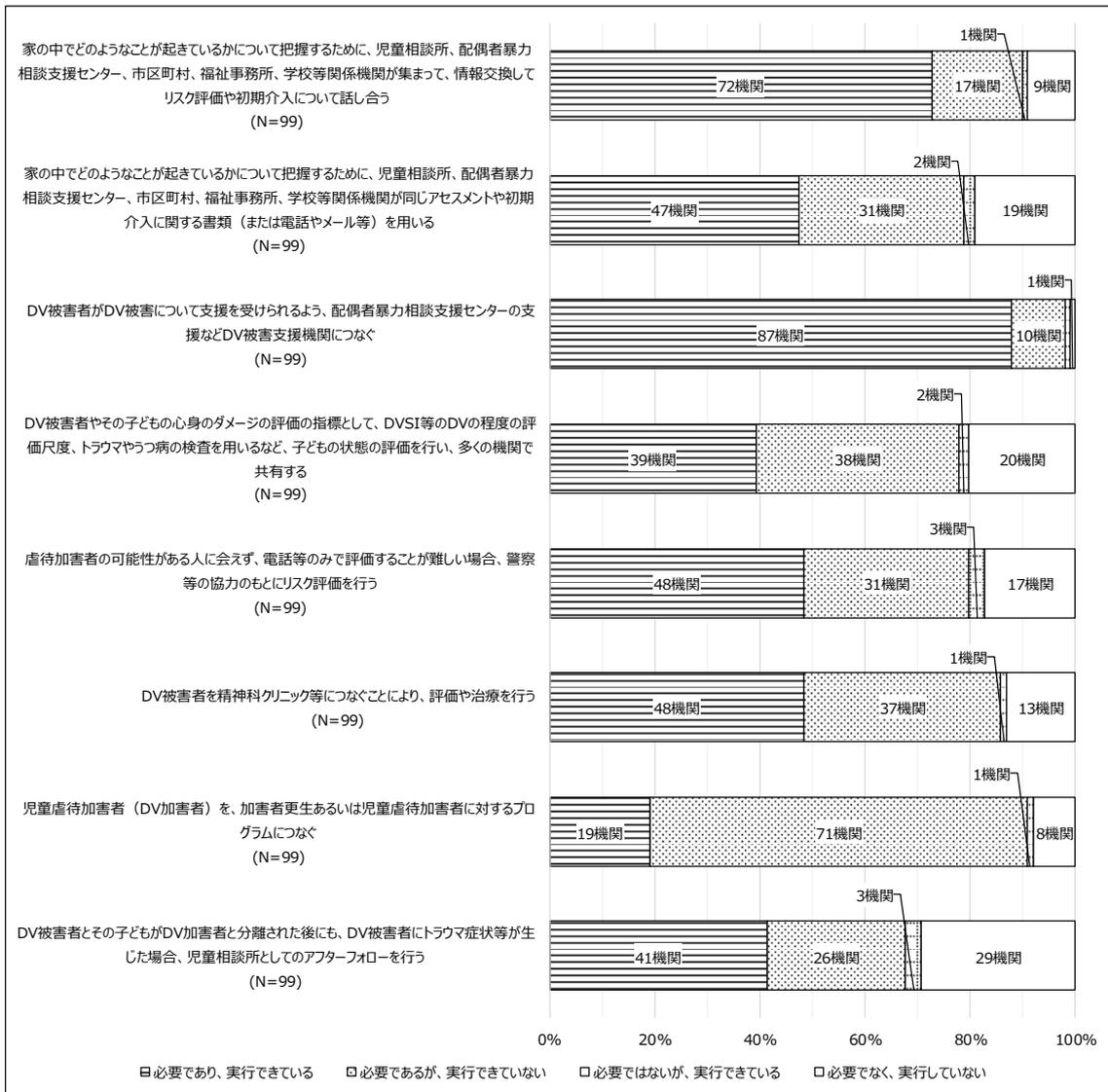


図 2-35 連携対応のための取り組みの必要性・実行可能性
(児童相談所)

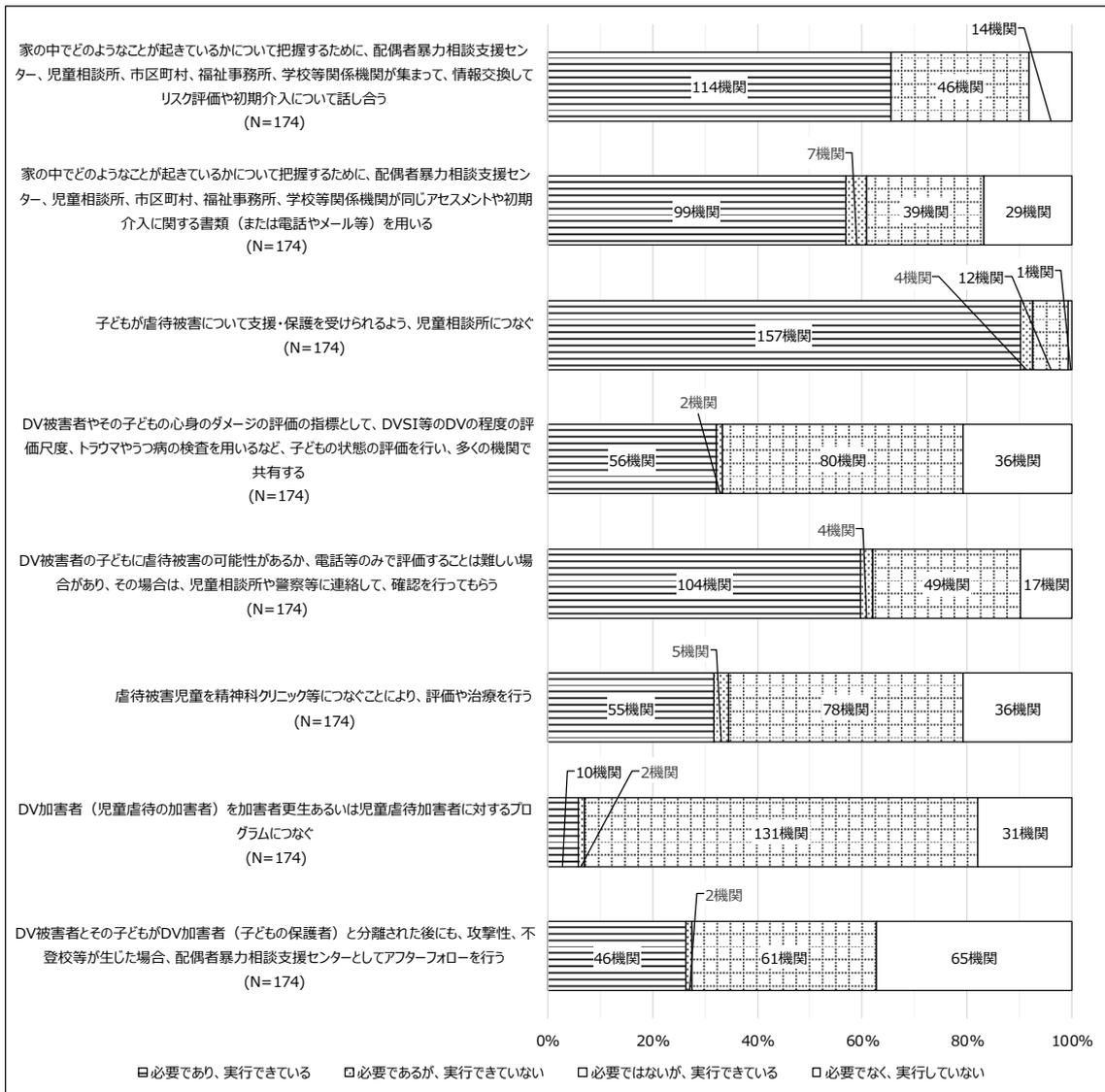


図 2-36 連携対応のための取り組みの必要性・実行可能性
(配偶者暴力相談支援センター)

(10) 連携対応のために有効と考える制度・仕組み

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、連携対応のために有効と考えられる制度・仕組みを、図 2-37 及び図 2-38 に、アンケート項目以外に有効と考えられる制度・仕組みを示す。

児童相談所では、連携対応のために有効と考えられる制度・仕組みとして「DV 被害者（子どもを含む）が支援を求めた時、タイミングを逃さず相談できる体制整備」という回答が最も多く、約 6 割であった。次いで多かった回答としては、「連携の流れを示したガイドライン」であった。

配偶者暴力相談支援センターでは、連携対応のために有効と考えられる制度・仕組みとして「連携の流れを示したガイドライン」であり、約 8 割であった。次いで多かった回答としては「連携の必要性を判断するための基準」であった。

いずれの機関においても、ガイドラインの作成が有効であると捉えられている。また配偶者暴力相談支援センターにおいては、児童相談所の回答に比べて全ての項目において有効であるとの回答が多いことから、配偶者暴力相談支援センターにおいてこれら仕組みの整備がより求められているのではないかと推察される。

	回答機関数：99機関	構成比
連携のために必要な情報を共有するための法制度整備	45機関	45.5%
連携の流れを示したガイドライン	54機関	54.5%
連携際の担当部署や担当者との定期的な会議の開催	24機関	24.2%
連携の必要性を判断するためのアクセスメントツール	34機関	34.3%
連携の必要性を判断するための基準	44機関	44.4%
DV被害者（子どもを含む）が支援を求めたとき、タイミングを逃さず相談できる体制整備	58機関	58.6%
その他	16機関	16.2%
特に必要な制度や仕組みはない	3機関	3.0%

図 2-37 連携対応のために有効と考えられる制度・仕組み（児童相談所）

〔配偶者暴力相談支援センターとの連携に有効と考えられるその他の制度・仕組み（児童相談所）〕

【機関相互の役割等の認識】

- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの相互理解

【体制・制度等の整備】

- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの同一組織化（2件）
- 児童虐待通告対応等、虐待対応の低減化（2件）
- 加害者（疑いを含む）を一定期間排除し、安全を確保する法体制の構築
- 配偶者暴力相談支援センターの充実

- スムーズな個別ケース検討

【施設等の整備】

- DV 被害者の保護機関、施設の整備

	回答機関数：174機関	構成比
連携のために必要な情報を共有するための法制度整備	102機関	58.6%
連携の流れを示したガイドライン	141機関	81.0%
連携際の担当部署や担当者との定期的な会議の開催	96機関	55.2%
連携の必要性を判断するためのアクセスメントツール	107機関	61.5%
連携の必要性を判断するための基準	120機関	69.0%
DV被害者（子どもを含む）が支援を求めたとき、タイミングを逃さず相談できる体制整備	117機関	67.2%
その他	16機関	9.2%
特に必要な制度や仕組みはない	0機関	0.0%

図 2-38 連携対応のために有効と考えられる制度・仕組み
（配偶者暴力相談支援センター）

〔児童相談所との連携に有効と考えられるその他の制度・仕組み（配偶者暴力相談支援センター）〕

【機関相互の役割等の認識】

- 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の相互理解（3件）

【体制・制度等の整備】

- 連携強化のための予算、組織、人員整備（増員）（7件）
- 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の同一組織化、設置場所の同一化（3件）
- 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所間に調整機関が必要（2件）
- 世帯全体あるいは母子に対する包括的、中長期的な支援を行うポジションの機関の設置

(11) 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携に関する意見

〔児童相談所〕

【機関相互の役割等の認識】

- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターで DV と児童虐待は同時に起きている可能性が高いことを相互に理解すると共に、それぞれの機関が有機的に連携することが必要と考える。
- 支援対象に対して積極的に介入する児童相談所と DV 被害者からの相談を待つ配偶者暴力相談支援センターとでは対応に温度差があるため連携した対応は難しいと考える。
- 警察から児童相談所に DV による心理的虐待で通告があり対応しているが、配偶者暴力相談支援センターへつなぐ基準が難しいため連携には至っていない。

【体制・制度等の整備】

- 関係機関が連携できるようにそれぞれの法律の整合を取る等の法整備が必要と考える。
- 法的整備が必要である。DV 被害者が児童虐待においては加害者（ネグレクト等）と捉えられるケースも多いため連携して対応することが難しい場面も多いと考える。
- 法制度において、被害者保護ではなく加害者分離を可能とする仕組みが必要である。

【マニュアル・ガイドライン等の整備】

- 必要に応じて連携を図っているが個別の判断であり、今後、体制づくりやガイドライン等の整備が必要になると考える。

【施設等の整備】

- DV 被害者やその子どもを保護する施設等、相談に応じるために必要な社会的資源が不足しているため、必要な支援ができていないと思われる。DV 被害者について、親子で保護できる施設及び支援システムが必要である。

〔配偶者暴力相談支援センター〕

【機関相互の役割等の認識】

- 保護や支援の考え方が児童相談所と配偶者暴力相談支援センターで異なるため、情報提供も一方通行になる場合がある。
- 児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターが互いの機能・役割についての理解を深めるため、共通の研修等を実施することが重要であると考えられる。

【マニュアル・ガイドライン等の整備】

- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携の必要性を示したマニュアルを作成し、関係者に周知していくことが必要であるとする。
- 配偶者暴力相談支援センターは都道府県によって設置形態が異なるため、ガイドラインの作成に当たっては設置形態も考慮してほしい。
- 児童虐待と DV の併存が疑われる事案について、連携の流れを示したガイドラインを作成してほしい。なお、ガイドラインには情報共有の対象となるケースや情報共有の手法、情報共有の際のルール等を示してほしい。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、DV 被害の把握にとどまっていた。児童虐待も絡んでいるか否かの判断が難しいため、確認項目を明確にして、誰が相談を受けても判断できるシステムになるとよい。また、児童相談所への情報提供についてもシステム化できるとよい。

【その他】

- 児童虐待と DV が併存する事例を蓄積し、その予防と事後のケアについて児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが共同で研究する必要があるとする。
- 他機関との連携だけでなく、他自治体との連携についても強化する必要がある。

2.2.2 ヒアリング調査

(1) 児童相談所

1) 児童相談所 A（都道府県所管）

a. 連携体制

- 市区町村の福祉事務所の支援員を通じて連絡を取る場合が多い。福祉事務所とは電話で連絡を取っている。
- 福祉事務所に情報共有した事案において、その後児童がどこで生活していくか、その場所が本当に安全か、ということは把握している。
- 転居した場合においても、子どもの安全確認はその都度実施する必要があるため電話確認のみで完了とはせず、直接安全確認を実施している。ただし、遠方であれば転居先の児童相談所へ安全確認を依頼する場合もある。転居先等に関する情報は限られた人しか把握していないため、福祉事務所の母子自立支援員を通じて母子本人へも確認のうえ、配慮のもとに実施している。
- 婦人相談所の機能を兼ねた配偶者暴力相談支援センターで保護している母子に対しては、児童相談所が関与するときに配偶者暴力支援センターと直接連絡をとる形をとっている。また、児童虐待事案において児童が妊娠している場合、子どもの一時保護を婦人相談所に委託することもある。基本的には福祉事務所が母子の避難先を決定している。
- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの双方が介入する事案においては連絡を取り合って対応しており、必要があればタイミングを合わせた介入も行っている。また、配偶者暴力相談支援センターから母子の様子について適宜情報共有を受けることもある。
- 児童虐待事案において、子どもの一時保護が必要と思われる場合には母親との面接に配偶者暴力相談支援センターの職員が同席することもある。
- DV 対応が進行している場合には、児童相談所からは基本的に父親には連絡を取らないスタンスを取る。父親への連絡が必要か否か、ケースの状況を確認しつつ進めている。
- 児童虐待事案における面談時に DV を把握した際、母親に DV 被害の認識がない場合もある。その場合、拒否反応を示されることもあり、強制はできないが、DV 被害と思われる旨を説明しつつ配偶者暴力相談支援センターへの相談を促している。福祉事務所への情報共有も必要に応じて実施しており、その場で母親から同意を得たうえで福祉事務所に面接してもらうこともある。配偶者暴力相談支援センターは母親が支援を拒否した場合は介入しないため、児童相談所の立場としては母の状態に応じて判断し、母親本人から配偶者暴力相談支援センターに相談するよう促している。

b. 連携事例

【好事例】

- 他自治体の母子家庭が母親の交際相手の自宅に転入し、転入後すぐに交際相手から母親への DV があったため、配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所機能を兼ねる）に母子が保護された。母親は DV で怪我をしていたことから子どもを乳児院で保護したが、母親が子どもと分離することに不安を感じ、不安定になったときに配偶者暴力相談支援センターと連携して対応できた。母親の怪我が回復した後、母子は他自治体に転居できた。母子への対応は、転居先の児童相談所へ引き継いだ。

【反省事例】

- 父親からの DV を訴えた母親が、配偶者暴力相談支援センターに子どもとともに保護された。その後、母親が精神科に入院したことに伴い、母親の同意を得て子どもを児童相談所で一時保護した。しかし、母親は退院してすぐに自宅に戻り、子どもを取られたと父親に話し、父母で子どもの引き取りを求めてきた。子どもの見守りを行う機関の設定等、子どもの一時保護を解除する条件を整えて保護を解除したが、母親の精神疾患の見立て、支援方針等、子どもの一時保護の前から地域を含め密な連携を取るべきであった。

c. 連携における課題

- 児童相談所は児童が対象であるため介入可能な一方、配偶者暴力相談支援センターは成人が対象で、当事者に相談意欲がない場合は一方的な介入が不可能であると認識している部分がある。一時保護している母子が帰宅を要望しても無策で帰すべきではないと考える。一方、児童については通告があれば、児童相談所が対応すべきと考えている。
- 配偶者暴力相談支援センターと連携する手前の段階で、市区町村の福祉事務所による対応を求めることのハードルが高いと感じる。当事者に避難の意思がある場合にも避難させていないケースが見受けられる。配偶者暴力相談支援センターとは相互に声掛け可能な体制ではあるが、一時保護に関しては「原則、福祉事務所の依頼による」との規定があるため、児童相談所から直接依頼しても一旦福祉事務所へ差し戻されてしまう。

2) 児童相談所 B（政令指定都市所管）

a. 連携体制

- 児童相談所で DV を把握した場合、DV 被害者の保護は区役所につながることが多い。
- 区役所では、児童虐待事案対応部署が窓口になり、区役所内の DV 対応部署と情報共有するので、区役所と連携するうえでの支障はない。
- 児童虐待と DV が併存している事案においては、区役所の児童虐待事案に対応する

部署と相談して介入のタイミングを計る。例えば、翌週避難を考えている DV 被害者の子どもとの接触は急ぐ必要があり、一時保護が必要になるケースもある。

- 児童相談所で DV の真偽を判断することは難しい。子どもから DV の有無が語られれば判断しやすいが、夫婦間の不仲は親権問題が絡みお互いに被害を訴えることが多いためである。

b. 連携事例

- 特になし。

c. 連携における課題

- DV 対応は秘匿にしなければならない情報を取り扱っているため、一時保護施設での様子を知りたいと思っても面会を断られることもある。母子が分離して保護されているときに母親の面会を制限されることもあり、情報整理ができずケースワークが進まない場合も多い。安全性の確保の面からやむを得ないが、包括的な世帯支援という面では支障が生じることもある。

d. その他

- 関係機関がリスク評価や初期介入について話し合うことや共通のアセスメントを用いることについて、必要なケースもあると考えているが、全ケースで対応することは難しいため、現時点ではあまり必要ではないと考えている。児童虐待のリスクアセスメントを押さえたうえで関係機関と連携することが大切であり、統一の指標を用いることにより子どもに対する支援が漏れてしまうことを危惧している。児童相談所は中立の立場で評価する必要があるため、保護者のどちらか一方と関わっている支援者と情報共有することによりアセスメントがぶれてしまう恐れがある。

3) 児童相談所 C（都道府県所管）

a. 連携体制

- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの担当課が、隣同士で座っているため、情報共有がしやすい。児童相談所側は、DV が疑われる事案については DV 対応担当に伝えなければいけないという意識がある。
- 児童虐待事案において、保護者との面談時に家族関係を聞き取る中で DV が疑われる場合や、DV に関して相談したいと思っている等のキーワードが出たら必ず記録し、配偶者暴力相談支援センターに相談するよう促している。また、配偶者暴力相談支援センター側には、本人に相談するよう促したことを口頭もしくはペーパーで共有する。ペーパーは、児童相談所で使用している様式を活用し、家族の情報を含め共有している。
- DV 被害の認識がない DV 被害者には、女性支援の窓口が市町村にもあるということ伝えていく。市町村には知人がいて相談しにくいという場合は、配偶者暴力相談支

援センター等に相談するよう促している。

- 家族全体を支援するためには児童虐待の視点だけではなく、DVに対する理解を深めて両親の関係性も見ていく必要があると考えており、配偶者暴力相談支援センターの職員が講師となって、児童相談所の新任職員に対して研修を実施している。研修では、DVとは何か、配偶者暴力相談支援センターの業務内容について学んでもらう。
- 学校等の教育関係から児童虐待に関する研修の依頼を受けることが多く、研修では、DVによる心理的虐待の通告が多いことや、夫婦間のDVは子どもに影響を及ぼすということを説明しているが、配偶者暴力相談支援センターの役割までは説明できていない。
- DVの問題もある事案において、配偶者暴力相談支援センター側と介入のタイミングを合わせることはしていない。配偶者暴力相談支援センターとは、DVを発見した時点で連携している。

b. 連携事例

【好事例】

- 子どもへの虐待で父親が逮捕され、児童相談所が介入して子どもは乳児院に措置入所させた。父親の実家で子どもたちが育成されることを条件に措置を解除し、管轄地域内に母親を含めて転入し、4世帯同居での生活が始まった。転入前に対応していた児童相談所と、転入先の市の児童虐待対応部署が連携して継続支援を実施していたが、父親から母親への暴力、子どもへの心理的虐待は継続し、子どもたちも父親の存在に怯えるようになった。同居家族の支援も受けられなかったため、市の児童虐待対応部署から当児童相談所に連絡があったため、配偶者暴力相談支援センターに連絡し、一時保護につながった。関係機関が集まり退所先を検討した結果、他の自治体の母子生活支援施設に決定した。一方、入所中に母親から子どもへの虐待が疑われる事象があったことから、引き続き児童相談所と連携する必要があると考え、退所先の児童相談所、転入前の児童相談所、当児童相談所等の関係機関が集まり、今後の対応について協議し、継続支援を実施している。

【反省事例】

- 父親から子どもへの虐待で児童相談所の一時保護所に入所した。母親への暴力はなかったが、母親は父親が子どもを怒っている場面を見ることで精神的にダメージを受けており、離婚すべきかどうか悩んでいた。その後、子どもと家を出て、婦人相談所の一時保護所施設に単身入所した。入所中は、女性支援側と連携しながら支援を進めていたが、父親から口止めされていたため子どもから虐待の事実が聞き出せず、また、母親からも決定的な聞き取りはできず、証拠もなかったことから子どもを父親の元に返さざるを得ない状況になっていた。一方、子どもとともに母子生活支援施設への措置を進める女性支援側とは、意見が分かれた。子どもは母親との面接を重ねる中で、徐々に虐待の事実を話すようになり、母子で母子生活支援施設へ入所することとなったが、援助方針を決定するまでに2ヶ月以上の時間を要した。その後は、対面で

引き継ぎをしたうえで、他の児童相談所に対応してもらっている。

c. 連携における課題

- 児童相談所と学校の連携は難しい部分がある。学校にもよるが、一般的に公立の小中学校は市町村立であり連携しやすい面はある。一方私立は市町村外にあることが多く、市町村にとっては、顔の見える関係が作りにくいいため、連絡しにくい面はある。

d. その他

- 家族の再統合に向け、虐待をした親の更生プログラム、子育て相談会を児童相談所の担当でない部署が年に数回実施している。

4) 児童相談所 D（都道府県所管）

a. 連携体制

- 同一機関内に配偶者暴力相談支援センターがある。
- 配偶者暴力相談支援センターにおいて DV 被害者から相談を受けている中で子どもに DV による心理的虐待が疑われる場合は、本人の同意を得て児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの職員が同席して相談を受けている。児童相談所で DV を把握した場合も同様の対応をしている。児童相談所が通告を受けて開催する受理会議は週に一度で、配偶者暴力相談支援センターの職員が同席することもある。なお、緊急性が高いと判断した事案があれば、適宜臨時で受理会議を開催している。
- 警察から DV による心理的虐待として通告を受けた場合、配偶者暴力相談支援センターの職員が同席して相談を受けることもある。
- 父親からの DV で母子が避難してきた事案で、子どもの状態が不安定のため、心理的アセスメント等のケアを児童相談所に依頼したいという相談が配偶者暴力相談支援センター側からあり、連携して支援することになったケースがある。
- 児童相談所では、配偶者暴力相談支援センターで一時保護している間の母親の養育に対する姿勢や態度を配偶者暴力相談支援センター側から聞きながら、母子で地域社会に戻ったときに母親がきちんと養育できるのか見極めている。子どもには、面談の際に親子関係についても確認しており、DV が疑われるときは、母親・父親で別に面談し夫婦関係を確認している。基本的には、虐待と DV の問題は併存しているという意識を持っている。配偶者暴力相談支援センターに、当該世帯から相談を受けていないか照会することもある。
- 連携後、各機関の支援段階においても双方で情報共有は続け、支援の終結の連絡もしている。特に、母子保護に至った場合は密に情報共有している。
- 児童相談所では、相談受理後の判定会議においてケースの援助方針を検討しており、そこに配偶者暴力相談支援センターの職員にも参加してもらっている。資料の共有に留まらず、共に個別ケースの支援方針について検討していけるよう努力している。
- DV 被害を受けていると思われるが、DV 被害の認識がない保護者には、児童虐待支援の中で配偶者暴力相談支援センターへの相談を促す。本人同意がなくとも、DV 防

止法第6条により、配偶者暴力相談支援センター側には情報提供をしている。児童相談所では地区担当制で、保護者の居住地を担当するケースワーカーが相談を受けている。

- 児童相談所では、初任者研修の際に配偶者暴力相談支援センターの業務内容を説明している。その中で女性相談やDVに関する研修を実施している。
- 父親からの児童虐待を把握した事例で、児童相談所は子どもの保護に向けて準備を進めていたが、母親も保護を求めているという情報を他機関から得たため、その時点で女性相談側と連携し母子保護に至ったケースがある。介入の時点で連携し、タイミングを合わせて介入した。
- DV被害者と子どもが一緒にいる場合、DV被害者の意思が優先される。その中で、児童相談所ができることを模索していかなければならない。児童相談所として職権を発動して子どもを保護するまでの虐待のレベルなのかどうかは慎重に見極めなければならない。
- 配偶者暴力相談支援センターが要保護児童対策地域協議会に参加していなくとも、協議内容を児童相談所と共有・提供している。

b. 連携事例

【反省事例】

- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが同一敷地内にあるため、DV加害者が配偶者暴力相談支援センターの窓口を確認しやすく、所在について問い合わせを受けることがある。守秘義務があるためDV加害者に情報提供することはないが、しつこく来所する、暴力的な言動をする、児童相談所の保護施設に入ろうとする等のケースは過去にあった。近くに警察署があるため、呼べばすぐに来てくれる。

c. 連携における課題

- 児童相談所には児童心理司が少なく、児童相談所で一時保護している子どものケアも担当している中で、配偶者暴力相談支援センターで一時保護している子どもに対しても同様のケアが必要となると、マンパワー的にどこまで対応ができるかが課題である。DVによる心理的虐待で通告を受けた場合、安全確認と子どもの心理的ダメージのアセスメントをし、アセスメントの結果でケアが必要と判断した子どもに対しては児童相談所がケアするのか、できないなら誰がやるのかを決めるまでは必ず実施するよう努めている。配偶者暴力相談支援センターの依頼に児童相談所が応じきれないのが現状である。
- 配偶者暴力相談支援センター側としても子どもの心理的ケアができるように体制を強化する必要があると考えている。ある程度、配偶者暴力相談支援センター側で子どもへのケアを実施したうえで、児童相談所に引き継ぐという体制が必要なのではないか。配偶者暴力相談支援センターで子どもの支援ができるような体制構築を目指した予算の付け方を求めたい。同伴児童という呼び方にも問題があるのではないか。

d. その他

- 子どもや女性に対するワンストップサービスを目的とした総合的な相談・支援機関を目指しており、児童虐待事案で相談を受ける中で母親にDV被害があるときや、保護者に障害があるときに、同一施設内でワンストップ支援ができるようになっていく。連携することを意識とした組織構造となっている。

5) 児童相談所 E（都道府県所管）

a. 連携体制

- 児童相談所と婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）は同一組織である。同一組織かつ同一施設であるため、必要に応じて声掛けし、情報共有している。
- 緊急性が高くすぐに避難させる必要がある等、早急に連携が必要な場合は、婦人相談所（女性支援グループ）の担当者に声掛けをして担当者間で打合せを行い、支援方針を検討する。連携要否の判断は、各事案の担当福祉司や福祉司の上司が行う。
- 朝礼を多機関合同で行っており、その場で婦人相談所、児童相談所の一時保護所の入所状況等について報告している。
- 児童相談所が児童虐待と父親から母親に対するDVがあることを把握しているにも関わらず子どもだけを一時保護して、母親に対する支援は何もしないという対応は望ましくない。そのような場合、子どもを一時保護する前に、婦人相談所と相談し、母子にとって一番望ましい支援方針を検討する。
- 母親（DV被害者）に婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）に相談したいというニーズがある場合は、母親に婦人相談所の窓口の電話番号を伝え、婦人相談所に対して近々当該者から相談がある可能性を伝える。母親に相談する気がない場合は、事案の共有のみ行う。
- 児童相談所において虐待で一時保護した事案では、子どもに心理面接を実施している。一時保護していないDVによる心理的虐待の事案では心理教育や心理的ケアまで対応できていない。婦人相談所で一時保護している子どもへの心理教育や心理的ケアは、婦人相談所から要望があり、心理面接の必要性が高いと判断した子どもに対しては児童相談所の心理司が対応している。婦人相談所からは、婦人相談所で一時保護した子ども全員に児童相談所の心理司により心理面接を実施してほしいという要望はあるが、マンパワーが足りずそこまで対応できないのが現状である。

b. 連携事例

【好事例】

- 母親が父親からの心理的DVに耐えられないと市のDV担当部署に訴え、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）に子どもと避難し、子どもを児童相談所が一時保護した事案である。母親は、父親と離れた場所で子どもと生活したいとの意思があり、児童相談所と婦人相談所、警察、市の生活保護担当部署及びDV担当部署と連携して対応した。母親の生活再建を最優先で行うため、一時保護施設への入所1週間後に、

母親の同意を得て子どもは児童相談所が一時保護した。入所から2週間後、父親と離婚が成立し子どもの親権者は母親となったため、母親は生活保護を申請することとなり退所した。児童相談所が一時保護している子どもは、母の生活が安定し保育所入所等の環境が整うまで、児童福祉施設に措置入所となった。母親が退所した後は、婦人相談所の支援は終了し児童相談所は、措置入所児童の保護者として母親を支援している。子どもの措置入所が解除後も、継続して支援する予定である。

【反省事例】

- 母親が父親からの暴力を警察に相談したことから、警察から児童相談所にDVによる心理的虐待として通告された事案である。母親は、父親と子どもと生活していたが、警察に相談した翌日に別居を決意し、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）に避難した。母親は子どもと一緒に避難したかったが、子どもがインフルエンザに罹患していたため、単身で避難した。児童相談所と婦人相談所は、情報共有のうえ対応方針を検討していたところ、父親が父方祖母への暴力で医療保護入院した。父親が自宅にいなくなったことから母親の一時保護を解除し、自宅に帰った母親は、父親に知られないよう子どもと一緒に転居した。父親が退院したときに子どもの安全確認をする必要があるため、児童相談所では継続的に支援している。医療機関との連携や感染防止のための隔離保護の方策等を検討していく必要がある。

c. 連携における課題

- 婦人相談所は母親の支援方針を検討するが、児童相談所は共同親権者である父親を無視することはできないため、支援方針の検討で足並みを揃えることが難しい場合もある。

d. その他

- 児童相談所と婦人相談所の職員は、児童虐待及びDVに関する外部の研修に参加している。
- 婦人相談所と児童相談所側が同一組織で、所属長も同じであるからこそ、密に連携ができています。別組織だと、互いの立場があるためスムーズに連携できないこともあるだろう。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

1) 配偶者暴力相談支援センターA（都道府県所管）

a. 連携体制

- 情報提供先としては児童相談所が多い。警察とも随時連携している。DV被害者が配偶者暴力相談支援センターと関わりがあることを秘匿にする必要があるため、学校と直接やり取りをすることはほとんどない。児童相談所や福祉事務所を通じて要保

護児童対策地域協議会への情報提供となる。

- 児童相談所が DV 被害の可能性を把握した場合、配偶者暴力相談支援センターと個人情報共有することは少ない。
- 児童相談所への児童虐待通告は、所定のフォーマットもあるが、急を要するケースでは電話で行うことが多い。
- DV による心理的虐待の通告が警察から児童相談所にあり、児童相談所から一時保護中の DV 被害者に面接の申し出があったときは調整を行う。基本的に児童相談所が指導を行う場には同席しないが、保護者や子どもへのフォローが必要な場合は同席することもある。配偶者暴力相談支援センターから通告した場合も、DV 被害者がどのように捉えるかを考慮して、児童相談所の指導の場には極力立ち会わない。
- 電話相談は基本的に匿名であるため、児童虐待が疑われる場合は極力個人情報が特定できるよう聞くが、特定できなかった場合でも、電話相談では緊急性の判断材料が乏しいが、心配な相談の場合は通告するようにしている。DV 被害の自覚がない DV 被害者に子どもがいるケースでは、子どもへの悪影響を伝え、自治体の子育て部門への相談を促す。
- 一時保護中の DV 被害者からの児童虐待が疑われる場合は、助言等を行いながら適切に児童相談所へ通告する。通告する場合には、DV 被害者に児童相談所に通告することを説明する。通告は信頼関係を損なわないように本人同意を得るようにしているが、深刻と思われるケースでは、同意を得られなくても通告を行う。
- DV 被害者が介入を望まない場合に児童相談所から協力を要請されたときは、一時保護中の場合は協力している。

b. 連携事例

【好事例】

- 配偶者暴力相談支援センターにおいて、母子での一時保護に至った DV 被害者が、これまでの DV 被害や子育ての辛さから、子どもを叩いたり怒鳴ったりする様子があった。子どもも DV による心理的虐待の影響で暴力的になっていた。警察から DV による心理的虐待の通告を受理した児童相談所が、母子の面接を実施し、母親に助言と指導を行ったほか、市と連携し、支援のため母子生活支援施設への入所が適切と母親に勧め、母子は母子生活支援施設に入所した。支援が必要だということ児童相談所や地域に理解してもらうことができ、母親が虐待親として子どもと分離されることなく支援施設に入所することができた事案である。一時保護施設からの退所後は配偶者暴力相談支援センターの支援は終了となる。児童相談所から支援の終結の連絡が入ることはない。

【反省事例】

- 配偶者暴力相談支援センターにおいて母子の一時保護中に、母親から子どもへの不適切な行為が判明した。同センターは DV 被害者が相談できる機関として支援関係ができていたが、児童相談所より、同センターが行政として DV 被害者に対する児童

虐待の警告や指導をするべきだという主張があったため、配偶者暴力相談支援センターがDV被害者に対して指導を行った結果、同センターはDV被害者の支援者としての関係構築が困難になった。DV被害者が相談できる社会資源が少なくなり孤立する懸念があるため、配偶者暴力相談支援センターの機能や役割を児童相談所と共有し、互いの機関の支援の特徴を十分に理解して、役割分担を協議することが必要であった。配偶者暴力相談支援センターには、児童相談所での勤務経験がある職員も多い。

c. 連携における課題

- DV被害者自身も子どもを守れない加害者と見なされることが多いが、支配の中でDV加害者に従わざるを得ない状況があることも理解して、一方的に責める対応にならないような配慮が必要である。
- 管轄地域内には児童相談所が複数あるが、各所で市区町村ごとに対応や判断が異なり、窓口は必ずしも児童相談所ではない。多機関が関わることになり、DV相談の特徴を理解してもらうことが難しい。DV被害者対応の視点を知る制度や取り組みが不足していると感じる。

d. その他

- 男性やLGBT等、性別に関わらずDV被害相談を行っている。男性等の場合、一時保護で受け入れできる施設が少ないため24時間受け付けることは難しいが年に数件あり、父子で保護されるケースもある。市町村には性別関係なく相談を受け付けていることを周知しており、相談は増えてきている。

2) 配偶者暴力相談支援センターB（都道府県所管）

a. 連携体制

- DV事案については、基本的に匿名の電話相談で対応している。子どもへの虐待を把握した場合、電話相談の中で、子どもにDVを目撃させることは心理的虐待になるということをDV被害者に伝える。また、身体的虐待が疑われ、子どもへの影響が大きいと想定される場合は、DV被害者に児童相談所への相談を促す。基本的に直接児童相談所に情報提供することはない。
- 緊急性があると考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センター内で検討のうえ、児童相談所に通告することもある。家族構成や住所が特定できない場合でも通告する。過去に児童相談所に通告したケースでは、児童相談所からは「何かあったら連絡する」と言われていたが、その後連絡はなかった。
- DV被害者から相談を受けた市町村や福祉事務所のDV担当部署等が、一時保護から自立までの支援を受け持っている。要保護児童対策地域協議会で協議しているケースや児童相談所と関わりのあるケースは、主に支援の実施機関である市区町村や福祉事務所のDV担当部署等が対応している。関係機関と連携が必要な場合は、婦人相談所から市区町村や福祉事務所のDV担当部署等に連絡し、そこを介して各関係機関と連携している。

- 一時保護ケースについては、必ずケースカンファレンスを実施している。支援の実施機関である市区町村や福祉事務所の DV 担当部署等のほか、生活保護担当課も出席するが、支援の状況によって出席者が異なる。子どもが児童相談所に保護されている等、必要に応じて児童相談所も参加することがある。
- 児童相談所で DV を把握した場合、市区町村や福祉事務所の DV 担当部署等に連絡があることで、必要に応じて婦人相談所につながることも可能である。DV 被害者の住所地に限らず、県内の相談発生地（被害者が安全と判断した地）における市区町村や福祉事務所の DV 担当部署等が支援の実施機関となり、自立に向けて支援する。市区町村が中心となって支援することで、様々な支援につながる。なお、各機関との情報共有の方法については文書化されていない。

b. 連携事例

【好事例】

- 配偶者暴力相談支援センターに男性から DV 被害の電話相談があり、同居の女性が実子に身体的暴力をふるう、男性に子どもを預けたまま帰って来ない等のネグレクトが疑われる等した事案がある。子どもに危険が及ぶ可能性が高いと判断して児童相談所に通告したところ、既に児童相談所が関わっていた事案であることが分かり、児童相談所の次の訪問時期に状況を確認してもらうことになった。氏名や転居前の地域、転居後の地区等、電話相談で分かった情報を伝え、児童相談所で該当者を特定してもらった。その後の DV 被害者の状況や、子どもが保護されたかどうかについては把握していない。

【反省事例】

- DV 被害者が未成年の児童で同棲相手から DV 被害を受けていたケースでは、DV 被害者本人に児童相談所に相談するように伝え、事前に児童相談所にも情報共有をしていたが、本人の相談意思が固まっておらず支援につながらなかった。

c. 連携における課題

- DV 支援側にも、児童虐待や子どもの危険度について見抜く力が必要である。児童相談所への通告が必要であれば、匿名の電話相談であってもキーワードを収集していく必要がある。一方で、児童相談所側にも DV を見抜く視点が必要なのではないかと感じる。児童相談所の職員向けに DV に関する知識を付けてもらうための機会を設ける必要がある。
- 児童相談所に情報提供することで、DV 加害者に情報が漏れてしまう可能性があることを懸念している。情報共有や個人情報の扱いについてルール化が必要である。DV 加害者にはそのような情報を伝えなくてよい、というような法整備があれば安心して児童相談所と連携できる。

d. その他

- 平日の限定した時間で男性の DV 被害者からの電話相談を受け付けている。また、月に 2 回、予約制で面接相談を実施している。女性の DV 被害者の場合と異なり、保護施設はないため対応が難しい部分もある。
- DV 加害者を対象とした電話相談も週 2 回、平日夜に受け付けている。
- DV とは何か、DV がもたらす影響について説明する、DV に気付くための講座を、支援者や家族等、女性限定で年に 4 回様々な地域で開催している。

3) 配偶者暴力相談支援センターC（政令指定都市所管）

a. 連携体制

- 電話相談の中で、児童虐待があり通告が必要と考えられるケースの通告は、原則として本人同意を得るが、身体的虐待や性的虐待が疑われる場合は同意がなくても児童相談所と区役所に通告している。所定のフォーマットはなく、電話で通告している。
- 通告に必要な項目はハンドブックにまとめている。通告まで至らないケースの場合は、DV 被害者本人に区役所や児童相談所への相談を促し、本人同意が得られれば区役所に情報提供を行う。配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が直接連絡を取るのではなく、必要な場合は区役所の判断で児童相談所に情報提供している。区役所は、DV 対応部署と児童虐待対応部署が同じであるため、顔が見える関係である。
- 児童相談所との連携の工夫として、配偶者暴力相談支援センターが児童虐待を把握した場合の通告に関する取り決めを作成し、各機関に周知している。電話相談が匿名のため、以前は通告の基準が曖昧だったが、目安があることで通告しやすくなった。
- 児童相談所から DV 被害者に関する情報開示を求められた場合は、児童相談所から開示目的を聞き目的に当てはまる部分だけを開示する決まりになっている。
- 区役所の児童虐待に対応する部署が要保護児童対策地域協議会の調整機関となっている。児童相談所から区役所に DV の連絡をした場合の DV 被害者の個人情報の取り扱いについては、女性支援を行う職員も児童虐待に対応する部署のメンバーであるため、児童虐待事案の調査の一環として、要保護児童対策地域協議会の構成機関同士の情報共有という位置付けとなる。DV 被害について女性支援担当から児童相談所に情報共有されることもある。配偶者暴力相談支援センターは要保護児童対策地域協議会には入っていないため、女性支援を行う職員から情報共有している。
- DV 被害者が行政からの介入を望まない場合、DV による心理的虐待等子どもを切り口にして区役所に相談に行くように促しているが、介入を望まない DV 被害者は多い。迷っている場合は、他の女性支援機関の講座への受講を促し少しずつ気持ちをほぐしたり、民間団体につなげたりすることもある。匿名の相談で児童虐待の通告が必要な場合は、できる限り個人を特定するための情報を聞き出すようにしている。
- 児童相談所の介入により DV 被害者に危険を及ぼす可能性が考えられるときは、その点も情報共有するようにしており、児童相談所も考慮しているだろう。
- 昨今、児童福祉司の増員により経験年数の若い児童福祉司が増えているため、全員が女性福祉相談員と同じレベルで DV の知識を持つことは難しい。新任者向けの研修

のメニューに DV に関する内容も含まれるが、簡単な説明程度であるため不足していると感じている。次年度は法改正もあるため、研修のメニューを調整中である。

b. 連携事例

【反省事例】

- 夫から身体的 DV を受けている被害者がいると第三者から通報があった事案において、通報者は加害者の暴力が増すことを恐れたため、DV 被害者を特定する個人情報を得られなかった。DV 被害者本人から配偶者暴力相談支援センターに相談するよう提案し通話を終えた後、児童相談所と区役所に情報提供した。区が特定できれば管轄の児童相談所につなぐことができるが、児童相談所は通告書を大量に受け取っているため、情報が少なすぎると個人を特定することは難しい。

c. 連携における課題

- DV 問題では親権問題が絡んでくることが多く、児童相談所が動けばケース記録に残るため、裁判所から児童相談所に情報開示請求があると一時保護施設の情報が漏れてしまう可能性がある。区役所も虐待通告受理機関となり、今後は区役所に対しても情報開示請求が増える可能性があるため、情報が漏洩し母子の安全が確保されなくなる懸念がある。
- DV 被害者は子どもへの影響を過小評価してしまうケースもあり、本人同意が得られずに区役所や児童相談所へつなぐことが難しい場合が多い。また、外の機関に知られることに怯えている DV 被害者も多いため、児童相談所は子どもの保護だけでなく子育て支援も行っているということを周知する必要もある。
- 配偶者暴力相談支援センターから通告をした後の DV 被害者及び子どもの状況が分からない。配偶者暴力相談支援センターは DV 被害者に対して継続的に支援することが少ないため、連携が難しい。
- DV 被害者を逃がすという支援以外に、配偶者暴力支援センターの保護者支援プログラムが充実すれば、児童相談所から配偶者暴力支援センターにつなぎ、受講中の保護者や子どもの様子を情報共有することが可能になるだろう。

d. その他

- 配偶者暴力相談支援センターの電話相談は性別に関係なく受け付けているが、男性を一時保護する機能はない。住民基本台帳の閲覧制限を希望する場合以外の面接相談は、県の配偶者暴力相談支援センターが実施している男性被害者相談を紹介している。

4) 配偶者暴力相談支援センターD（都道府県所管）

a. 連携体制

- 配偶者暴力相談支援センターでは、電話相談等の際に児童虐待が疑われる場合は、児童相談所への相談を促す。相談をためらうDV被害者には、同意を得て配偶者暴力相談支援センターから児童相談所に情報提供する。ケースによっては、配偶者暴力相談支援センターの相談員と児童相談所の児童福祉司が同席して相談を受ける場合もある。なお、DV被害者から同意を得ていない場合でも、緊急度が高い場合は、情報共有している。
- 児童相談所側は要保護児童対策地域協議会に参加しているが、現在配偶者暴力相談支援センター側は参加していない。令和元年度から配偶者暴力相談支援センター側の担当者として児童虐待・DV防止連携推進員が参加していくこととなった。
- DV被害者が他府県に転居した場合、転居先の配偶者暴力相談支援センターや児童虐待対応部署に連絡し、その後の状況についても確認している。
- 一時保護施設から退所後2～3か月は、DV被害者に対して、新しい居住地での人間関係や、子どもの登校状況・保育施設への入所状況等を確認する等アフターフォローしている。一方、母子生活支援施設に入所している場合は、その施設にも支援員がいることから、配偶者暴力相談支援センターが長期に渡って関わることでDV被害者が依存しないよう気をつけている。入所先の施設の担当者とは情報共有している。ただし、居所がないため居宅設定したケースについては、相談先がないこともあるため長期間支援している。
- 行政の支援を望まないDV被害者の事案について、児童相談所から連携を求められた場合は、DV被害者を説得している。緊急性があると判断した場合は、DV被害者の同意がなくとも通告する。基本的にDV相談を来所で受けた場合は、相談に来た人には個人情報使用同意書にサインしてもらっているため、児童相談所側に少なくとも氏名・住所の情報は共有することは可能である。児童相談所に対する拒否反応が強い場合は、要保護児童対策地域協議会において市町村とも全件の情報を共有しているため、市町村に対応を依頼することもある。市町村の支援であれば受けてもよいという人もいるので、基本的に、子ども相談は市町村の家庭児童相談室等へ連携している。
- 児童虐待事案においてDVを把握した場合、配偶者暴力相談支援センターからDV被害者に連絡することはないが、児童相談所とは情報共有は行っている。適宜、該当者から連絡があったか児童相談所側から確認が入ることもある。
- DV被害の認識がなく、困っていないと言われるケースでも、子どもを守るという観点のため、児童相談所に情報共有し、対応してもらっている。
- 児童相談所や配偶者暴力相談支援センターだけでなく、保健センター等の他機関に情報提供して、定期健診等で子どもの状況を確認している。

b. 連携事例

【反省事例】

- 母親から父親及び子どもへの暴力があり、父親が子どもとともに一時保護施設に入所した。市の DV 担当課、福祉事務所、児童相談所及び学校と連携し支援を続けた。しかし、結果的に父親は数か月後に母親の元に子どもと戻ってしまった。入所前は、居住地の児童相談所も関与していたが、一時保護施設入所後は児童相談所の支援が一旦終結となるため、母親の元へ戻った後に当該児童相談所に情報提供したものの、支援にはつながらなかった。退所後の3か月間は、父親と子どもの生活がスムーズにいくよう、地域サポーターをつけて生活状況や子どもの状況を確認していた。

c. 連携における課題

- 市の児童相談所と配偶者暴力相談支援センター間での情報共有は難しい。できる限り情報提供はしているが、連携してもらえないケースもある。
- 配偶者暴力相談支援センターは、一般的には教育委員会とやり取りしているが、一時保護中の同伴児童の学校での様子を聞き取る必要がある場合、学校に連絡を取ることがある。学校にとっては、DV 加害者であっても保護者であるため、DV 被害者のみに加担することはできないという立場である。中には理解を示してくれる学校もあるが、学校としても対応に困るという声がある。

d. その他

- 児童虐待事案で、子どもを保護した後に、父親の暴力の矛先が自らに向いてしまうのではないかという不安から、母親が配偶者暴力相談支援センターに相談に来たケースがあった。最近では、子どもへの虐待の相談を契機に母子で一時保護されるケースが増えてきた。
- 男性や LGBT の DV 被害者の対応も女性の対応と同じように実施しており、来所相談、一時保護も受け入れている。相談を受け付けている時間も女性と同じある。なお、男性の一時保護は委託先に依頼している。
- 配偶者暴力相談支援センターに DV 加害者から自分を変えたい、という相談があれば加害者更生プログラムを紹介している。

5) 配偶者暴力相談支援センターE（都道府県所管）

a. 連携体制

- 同一機関内に児童相談所がある。
- 配偶者暴力相談支援センターで一時保護した場合で18歳未満の子どもがいる家庭は、児童相談所へ全件通告する。通告の必要性は高くないものの情報共有した方がよいと判断した場合は、本人同意を得て相談記録を児童相談所に提供する。緊急性が低い場合は、相談記録回覧の際に児童相談所に情報を提供している。

- 児童相談所の介入を求める事案を三段階に分けている。必要性が高いのは一時保護をした事案で、子どもに対して何らかのアセスメントが必要と判断して通告する。来所相談を受けた事案で、通告の必要はないと判断した場合や DV 被害者が望む場合は、児童相談所に情報提供している。互いに把握しておいた方がいいというレベルの事案では、所属長が配偶者暴力相談支援センターの全相談記録を確認のうえ必要に応じて児童相談所のケースワーカーに相談記録を提供している。児童相談所が配偶者暴力相談支援センターに対応してほしい事案がある場合、相談記録の提供もある。
- 児童虐待については、DV 被害者の同意が得られない場合であっても、配偶者暴力相談支援センターには通告義務があることを丁寧に説明し、支援が途切れないようにしている。DV 被害者には、児童相談所の職員も同席して話を聞くこともできる、ということの説明し、何度も状況を説明しなくていいようにしている。
- DV 被害の認識がない虐待被害児童の保護者には、児童相談所のケースワーカーから配偶者暴力相談支援センターの電話番号を伝えてもらい、相談する気持ちになった時には連絡するように促している。事前に児童相談所から情報共有があるため、連絡がくる可能性が高い人として記録しておき、連絡があったら誰でも対応できるようにしている。ただし、配偶者暴力相談支援センターから DV 被害者にアプローチすることはない。これは、女性本人がどういう状況にいるのかが分からないまま連絡を入れることのリスクがあるためであり、本人が安全な状況で自ら相談の連絡をしてもらうことを基本としている。

b. 連携事例

【反省事例】

- 過去に複数回配偶者暴力相談支援センターでの一時保護歴がある DV 被害者について、実家へ戻れず、出身県の婦人相談所からも前回の当該県での一時保護の経過から受入困難となり、さらに母子生活支援施設も措置機関である市から不適当と判断され受入困難となった。日常生活において、子どもが言うことを聞かないときに、家に帰ると脅して抑えようとする場面が多々あったため、子どもの処遇を児童相談所に依頼し、DV 被害者本人に自立を目指すことを提案したものの拒否され、結局 DV 加害者の元へ帰宅した。女性支援は本人の意思決定を尊重して組み立てていくが、これまでの保護歴から本人の能力の低さは確認されており、もっと早期から積極的に児童相談所の関わりを求め、母子別々の支援策を検討できたのではないかとというのが反省点である。

c. 連携における課題

- DV と児童虐待が併存しているケースにおいて、配偶者暴力相談支援センターで母子を一時保護した場合は児童相談所に情報提供をしているが、児童相談所の対応に物足りなさを感じることもある。母親との面接に児童相談所の職員にも同席してもらいたいものの、全てに応じてもらうことは難しいということや、配偶者暴力相談支援センターは同伴児童のケアまで対応できないことがあるため、児童相談所に依頼し

たい場合があるが、母子は早ければ1週間程度で退所してしまい、子どもへのケアができずに支援が終結してしまう点等が課題である。配偶者暴力相談支援センターで一時保護したケースで5歳以上の子どもがいる場合、子どものケアをするために必ず1週間以内に心理教育をしている。児童相談所で一時保護していてDV問題がある家庭の子どもに対しても、同様に心理教育をしている。

d. その他

- 子どもや女性に対するワンストップサービスを目的とした総合的な相談・支援機関を目指しており、児童虐待事案で相談を受ける中で母親にDV被害があるときや、保護者に障害があるときに、同一施設内でワンストップ支援ができるようになっている。連携することを意識とした組織構造となっている。

6) 配偶者暴力相談支援センターF（都道府県所管）

a. 連携体制

- 児童相談所（児童支援グループ）と配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所、女性支援グループ）は同一組織である。対面で話しやすい状況のため、対面で情報共有することが多く、内線電話で連絡することもある。情報共有の際は特定のフォーマットは用意されておらず、口頭での情報共有が多い。
- 配偶者暴力相談支援センターは要保護児童対策地域協議会には参加していないが、必要な場合は児童相談所を通じて情報提供している。定期的な会議等は設定されておらず、連携事案が発生したときに都度協議している。
- DV被害者が行政の介入を望まない場合、DVによる心理的虐待は児童虐待になることをDV被害者に伝え、児童相談所への相談を促すが、それでも本人が支援を望まない場合は支援できない。匿名での電話相談等で個人情報を得られない場合は、児童相談所に対して情報提供はしていない。
- 警察から婦人相談所と児童相談所双方に連絡が入った場合、適切な対応方法を一緒に検討している。必要に応じて、DV被害者との面談に児童虐待担当者も同席する。
- 婦人相談所で一時保護しているDV被害者が一時保護施設を退所したときは、児童相談所に支援の終結や転居先の情報提供を行っている。退所後は、児童相談所が継続的に支援している場合は状況を確認できるが、基本的に婦人相談所は退所後のDV被害者の状況確認以外のフォローを行うことはない。
- 児童虐待とDVの問題が併存する事案において、母子が一緒に避難をしなければならないケースでは、児童相談所と適切なタイミングを相談している。
- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターは同一施設だが、DV加害者と被害者が鉢合わせしないように配慮しており、これまでにそのようなトラブルはない。

b. 連携事例

児童相談所Eを参照。

c. 連携における課題

- 配偶者暴力支援センターは被害者視点で加害者と接触しないという方針であるが、児童相談所は子ども優先のため DV 加害者であっても親である以上は公平に接するというスタンスのため、支援に対する考え方が異なることもある。
- 母親が一時保護されている場合に、児童虐待担当者が DV 加害者から母親の居場所を聞かれることがあるが、避難先を知らないふりをするのは容易ではなく、避難先を追及される恐れもあるため、面談しにくい場合がある。

3. 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携における課題の分析

アンケート調査及びヒアリング調査の結果から、DV・児童虐待が併存する事案を、児童相談所・配偶者暴力相談支援センターの各機関において把握した場合の課題と、事例収集から得られた事案への対応に関する示唆として、以下が考えられる。

なお、児童相談所や配偶者暴力相談支援センターの設置状況については、都道府県や市区町村等地方自治体によって体制の違いがある。このため、「児童相談所」は児童相談所のほか、子ども家庭部局や福祉事務所等も含む「児童虐待対応担当」、配偶者暴力相談支援センターは配偶者暴力相談支援センターのほか、子ども家庭部局や女性相談員等を含む「DV 対応担当」として、相互の連携のあり方について示したものであり、実際の運用は、地方自治体の実情に合わせて進める必要がある。

3.1 児童相談所・児童虐待対応担当

児童相談所あるいは児童虐待対応担当（以下、「児童虐待対応担当」という。）において、DV・児童虐待が併存する事案を把握し、配偶者暴力相談支援センターあるいは DV 対応担当（以下、「DV 対応担当」という。）へ事案をつなぐ場合の課題と対応に関する示唆は以下の通りである。

3.1.1 連携における課題

- 児童虐待対応担当には、DV による心理的虐待についての警察からの通告ケースが多いが、通告後も子どもの安全確認にとどまっている等、DV 対応の支援が十分に行われていないケースが多い。
- 児童虐待対応担当が児童虐待事案を取り扱っている中で、保護者に DV 被害があると認識した場合であっても、必ずしも事案対応として DV 対応担当につながらず、DV 対応の支援が十分に行われていないことがある。
- 児童虐待対応担当において、DV 被害者が DV 被害について支援を受けられるように DV 被害支援機関につなぐことの必要性は認識されており、アンケートの回答を得た機関のうち、約 9 割の機関において実行したことがあるという認識であった。一方で、約半数の機関において DV 対応担当との連携対応件数は「0 件」であり、認識と実態にギャップが生じている。
- 連携上の課題として、保護対象や介入・対応方法に関する考え方の違いが最も多く挙げられている。また、何が連携できるのか不明であるという意見も挙げられていることから、機関相互の役割分担や連携内容・方法等についての認識共有ができていないとみられる。

3.1.2 対応に関する示唆

- 子どもいる家庭内で DV が疑われる心理的虐待等、児童虐待事案において DV の要素がある場合には、（当事者に伝えたくて）児童虐待対応担当から DV 対応担当への情報共有が必要である。
 - 児童虐待対応担当側が、DV 事案と認識できるための一定の研修等も必要である。

- 警察は、通告対象を、DVによる心理的虐待と認識しているが、法においては子どものいる家庭におけるDVは子どもの面前で行われていることの有無で判断されるのではなく、子どもの面前で行われていなくとも心理的虐待を疑うことに注意が必要である。
- DVの問題が深刻（被害者への支援が必要な場合）で、DVに関する知見を有する職員が対応できない場合等は、必要に応じて、DV対応担当の職員に対し、児童虐待対応担当における保護者指導の際に同席や同行を依頼して対応することも効果的である。
- DV対応担当の職員が、事案の対応において児童虐待対応担当職員と同行できない場合にも、児童虐待対応担当から、DV対応担当の連絡先やDV支援の概要等の情報提供を行うことが必要である。
 - 場合によっては、児童虐待対応担当からDV被害者に対して、連絡先をDV対応担当の職員伝えることについて事前に了承を得たうえで、DV対応担当からDV被害者に対して電話連絡できるようにすることも有効である。さらに、DV被害者の気持ちが不安定な場合には、DV担当職員の面接に同行することを考慮することが有益である。
- 情報共有の枠組としては、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議にDV対応担当にも入ってもらうことで、相互の支援が必要な事案に関する情報共有を行うことが可能となる。

3.2 配偶者暴力相談支援センター・DV対応担当

DV対応担当においてDV・児童虐待が併存する事案を把握し、児童虐待対応担当へ事案をつなぐ場合の課題と対応に関する示唆は以下の通りである。

3.2.1 連携における課題

- 児童虐待対応担当がDV対応担当との連携が取れていない状況で子どもへの対応（安全確認等）を進めてしまうと、児童虐待対応担当がDV加害者に連絡をしたことで、DV被害者への暴力がエスカレートする可能性があるが、DV加害者プログラム実施団体との連携が課題となる。
- DV対応担当から児童虐待対応担当に連絡した後、児童虐待対応担当が迅速に対応し子どもを保護することで母子分離が生じる場合や、児童虐待対応担当の対応状況についてDV対応担当への情報共有がないままDV被害者の家庭環境に（子どもの一時保護等の）変化が生じる場合もあり、DV被害者とDV対応担当との信頼関係に支障が出ることもある。
 - 母親が虐待者として扱われることもあり、母子の統合のために長期間を要する。
- DV被害者保護の観点から、DV対応担当が児童虐待の可能性を把握した場合にも、児童虐待対応担当への連絡を躊躇するケースもある。
 - ただし、DV被害者に子どもがいる場合は、子どもに対する心理的虐待として通告されているケースが多い。
- DV対応担当において、連携対応のために有効と考えられる制度・仕組みとして挙げ

られているすべての項目で児童虐待対応担当より有効であるという回答が多い。また、情報共有を図る機会が増えてはいるが、DV かつ児童虐待があるケースにおける連携方法についての議論は進められていないという意見も挙げられていることから、連携対応のための制度や仕組みが十分に整備されていないことが挙げられる。

3.2.2 対応に関する示唆

- DV 対応担当から情報が提供された事案の場合、児童虐待対応担当は、子どもの安全確保のための緊急対応（介入）時を除き、基本的に、情報の提供元である DV 対応担当と事案への対応方針や対応状況について、相談のうえ協同して対応することが必要である。
 - DV 被害者への対応を考慮し、少なくとも、介入の際は事前に情報を入れることが重要である。
 - ただし、児童虐待については通告後 48 時間以内の安全確認が求められていることから、DV 対応担当において子どもの安全確認を行う等の協力・連携が必要となる。
- 緊急時を含め、児童虐待対応担当が介入した場合には、DV 対応担当にできる限り速やかに状況を連絡することが必要である。
 - 児童虐待対応担当が子どもを一時保護した場合、DV 対応担当が速やかに DV 被害者と連絡を取り、数日間一時退避させ、その間に支援（レスパイト）やリスクアセスメント等を行い、問題がなければ、母子統合を速やかに進めることも可能と考えられる。
- DV 被害者に子どもがいる場合は、基本的に児童虐待対応担当に全件通告することとなっているが、DV 対応担当においても、児童虐待の状況について一定のアセスメント（状況把握）を行うようにし、状況に応じた通告ルール（児童相談所・市区町村の福祉事務所のどちらに、どのような場合に連絡するか）を定める必要がある。
 - DV 対応担当に DV 被害者が子どもと同行した場合、関係機関によって子どもの安全確認ができたとみなせることになっており、その際に確認すべきチェック項目等の検討が必要。

4. 関係機関の連携のためのアセスメントツール・ガイドライン

前述の分析結果から、配偶者暴力相談支援センターにおいては、DV被害者に子ども（児童）がいる場合、配偶者暴力相談支援センターは子どもに身体的虐待被害がある場合はもちろん、そうでない場合においても、DVによる心理的虐待として児童相談所に通告ないしは情報提供を行っていることが分かった。一方で、児童相談所においては、DVの概念が幅広いことから、どのようなものがDVに当たるのかといったDVの見分け方や、どのような機関につながべきかの支援の仕方が分からないといった場合もあることも分かった。

児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携は、発見の段階で行われていることが多く、そこで連携を図ることで、その後の介入や支援での連携がスムーズに行われているケースが多いため、発見時の連携が非常に重要になってくると考えられる。

そこで、ガイドラインにおいては、児童相談所において、経験の浅い職員でも、把握した行為がDVに該当するのかを判断するためのツールとして、DVの定義やパターン等を以下に具体的に例示することとした。

4.1 DV・児童虐待併存事案のアセスメント

4.1.1 DVの概念と暴力の特徴¹

(1) DVの概念

DV被害者は、加害者の強い支配下にあることから、DVと児童虐待相互が絡む事案においては、家族全体において加害者の支配的状況下にある。そのため、被害者は「抵抗したり逃げたりするとどうなるか分からない」といった強い恐怖心を抱き、行政機関の支援・介入を拒んだり、あるいはDVによって感覚が麻痺していて、自身がDV被害者であると認識していなかったりするケースも多い。

また、DV被害者は、暴力によってけがをする等の身体的な影響を受けるだけでなく、PTSD（post-traumatic stress disorder：心的外傷後ストレス障害）に陥る等、精神的な影響を受けることも多く、自身が強いストレス下にあることから、子どもに対して、虐待となる言動を取ることもある。そのようなケースにおいては、より慎重に支援・介入の検討をすることが必要であり、児童相談所だけでなく、配偶者暴力相談支援センターも連携して対応を検討することが重要である。

なお、DV加害者には、家庭の中でのみ暴力を振るう人もいるが、普段から誰に対しても暴力的な人もいるほか、アルコール依存や薬物依存、精神障害等が関連して暴力を振るっていると考えられる人もいるため、児童相談所が子どもの保護者に接触する際は、虐待者又はDV加害者の状況を総合的にアセスメントするための一定程度の知識を有することも重要である。

¹ 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報」http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html（2020年3月5日閲覧）に基づく。

(2) DV に該当する暴力

「暴力」には様々な形態が存在する。様々な形態の暴力は、単独で起きることもあるが、何種類かの暴力が重なって起こる場合が多い。また、一つの行為が複数の形態に該当する場合も存在する。代表的なものとして、身体的暴力、精神的暴力（経済的暴力を含む）、性的暴力等が挙げられる。

身体的暴力とは、殴ったり蹴ったりする等、直接何らかの有形力を行使する行為を指す。刑法第 204 条の傷害や、第 208 条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になる。

精神的暴力とは、心ない言動等により、相手の心を傷つける行為や、恐怖を与えることで生活すべてを支配することを指す。精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至る等、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰される場合もある

経済的暴力とは、生活費を渡さない、もしくは仕事を制限するといった行為を指す。

性的暴力とは、嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったものを指す。夫婦間の性交であっても、暴行・脅迫を用いた性交については、刑法第 177 条の強制性交等罪に当たる場合がある。

各暴力形態の行為の例を、以下に示す²。

² 例示した行為は、相談対象となり得る行為であり、すべてが配偶者暴力防止法第 1 条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限らない。

表 4-1 DVに該当する行為の例

暴力の種類	行為の例
身体的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 平手で打つ、拳で殴る、足でける 身体を傷つける可能性のある物で殴る、ものを投げつける 刃物等の凶器を身体に突きつける 髪を引っ張る 首を締める、腕をねじる 引きずりまわす
精神的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 大声で怒鳴る 「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」等と言う 実家や友人と付き合うのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする 無視して口を聞かない 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする 大切にしているものを壊したり、捨てたりする 子どもに危害を加えると言って脅す 殴る素振りや、物を投げつけるふりをして、脅かす
経済的暴力 ・ 地位を乱用 した暴力	<ul style="list-style-type: none"> 生活費を渡さない 外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりして仕事を制限する 勝手に借金を作り、返済を強要する 外国籍の被害者に、日本にいられなくさせる等と脅す
性的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる 嫌がっているのに性行為を強要する 中絶を強要する 避妊に協力しない

4.1.2 児童虐待の概念と暴力の特徴

(1) 児童虐待の概念

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（18歳未満）に行う行為で、大別して殴る、蹴る等の身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの4種類に分類される。子どものいる家庭でDVが行われることは、子どもへの心理的虐待に該当する。

ただし、継続的にDV被害を受けていると、加害者に対する恐怖心から逆らえず、一緒になって（あるいは単独で）子どもを虐待してしまうケースや、加害者が被害者の悪口を子どもに言い続けることで、子どもが被害者を軽んじるようになり、被害者と子どもの関係が崩れてしまうケースもあるとされる。

加害者の強い支配下にあるDV被害者が保護者の場合において、子どもを無視する（DV加害者に命令されている場合等）、きょうだい間で差別的扱いをする（子どもが2人以上いて、継父が継子に対してのみ虐待している場合等）、ネグレクト（DV加害者の支配下にあり感覚が麻痺して行っている場合等）といったケースでは、児童虐待を行っている者となる

が、児童虐待を行った者を責めたり、罰したりすることを目的に児童虐待対応が行われるのではなく、児童虐待を行わない保護者による養育を目的としているので、児童虐待を行った者の原因を取り除くためにも、DV 対応担当との連携対応が重要である。

(2) 児童虐待に該当する暴力

保護者が DV 被害者や加害者でもある場合、児童虐待かどうかの見極めには、配偶者暴力相談支援センターや DV 対応担当職員等を交えて協議し、児童虐待についての、包括的なアセスメントを行う必要がある。特に、DV 被害者を児童虐待者と扱うことで、DV 被害者の精神的被害が悪化したり、DV 加害者の責任逃れを助長することで、児童保護後の家庭内において DV がエスカレートしたりするケースもあるが、虐待者を責めるのではなく、虐待が子どもの成長発達に悪影響を及ぼしていることを認識させ、虐待を防止することを共通の認識とできるようにする必要がある。

以下に児童虐待に該当する行為の例を示す。

表 4-2 虐待に該当する行為の例

虐待の種類	行為の例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殴る、蹴る、叩く、つねる ・ 投げ落とす ・ 激しく揺さぶる ・ やけどを負わせる ・ 溺れさせる
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉による脅し ・ 無視する ・ きょうだい間での差別的扱い ・ きょうだいに対し虐待行為を行う ・ 子どものいる家庭で、家族に対して暴力を振るう (DV)
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもへの性的行為 ・ 性的行為を見せる ・ ポルノグラフィの被写体にする
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家に閉じ込める ・ 食事を与えない ・ 著しく不潔にする ・ 自動車の中に放置する ・ 病気になっても病院に連れて行かない ・ 子どもに関心を持たず、育児を放棄する

4.1.3 DV と児童虐待が併存する事案の特徴

父と母と子どもを含む家族間の暴力・虐待は相互に関連しあっており、子どもへの影響を検討するうえでは、家族全体の状況を包括的に見る必要がある。特に、父母間の暴力 (DV) がある場合は、子どもに対し直接的な暴言や暴力がなくても、子どもは DV を目撃したこと

の衝撃や、必ずしも直に見ていなくても暴力を受けている親の養育機能が低下すること等によって、子どもにとって安心の基地（アタッチメント対象）がはく奪された状況になり、心理的な虐待を受けている状態になっていることが多い。この場合、父親は、自分は妻に対して暴力をふるっていたが、子どもに対しては虐待していないという認識である場合が少なくない。時にこうした事例への評価と介入を行うためには、家族状況を包括的に評価しなければ、的確な評価や対応ができないといえる。父、母、子ども間の関係はいくつかのパターンがあり、そのパターンのどれにあたるかを検討して虐待と DV への支援をすることが有用である。

以下に、DV と児童虐待が重複する事案の典型的な例を示す。

① 心理的虐待（DVによるもの）のケース

父親は母親へのDVを行っていたが、子どもに対しての直接的な身体的な暴力や暴言は行っていない。しかし、子どもにとっては安心できる家庭環境は失われている。子どもは暴力の目撃による衝撃がある。また、母親はDV被害を受けて、子どもに対してのケアを十分できず、ネグレクトのような状況がある。

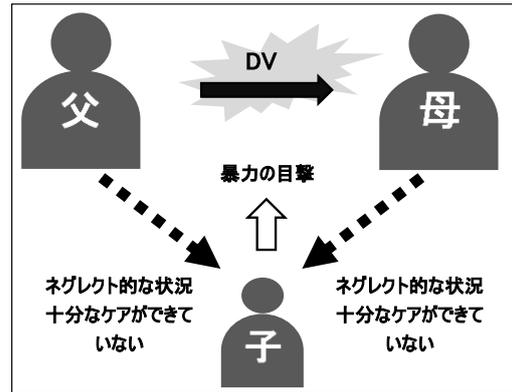


図 4-1 心理的虐待のケースの相関図

② 父親から子どもへの身体的虐待のケース

父親は母親へのDVと、子どもへの身体的虐待の両方を行い、母はDV被害を受けながら子どもに対して明確な虐待行為はないが、夫の暴力を止められないという意味でネグレクトのような状況にある。

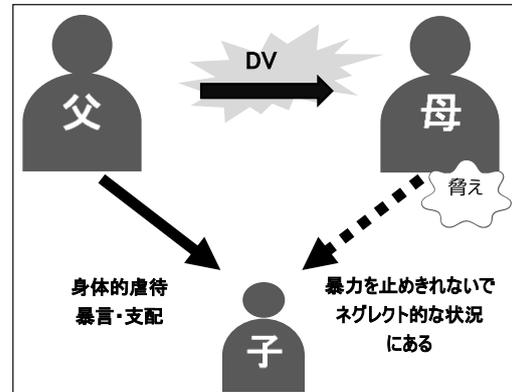


図 4-2 DV加害者から子どもへの身体的虐待のケースの相関図

③ 母親から子どもへの虐待が明確にあるケース

父親は母親へのDVと子どもへの身体的虐待の両方を行っており、DVにより父親の精神的支配下にある母親も子どもへの身体的虐待を行っている状況（図 4-3）。または、父親は母親にDVを行っているが、子どもへの明確な身体的虐待行為はないものの、DV被害を受けた母親が子どもへの身体的虐待を行っている状況（図 4-4）。

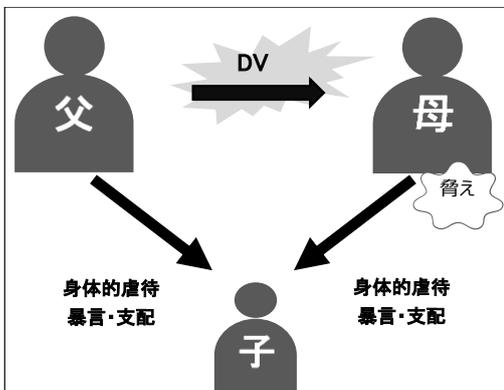


図 4-3 両親から子どもへの虐待があるケースの相関図

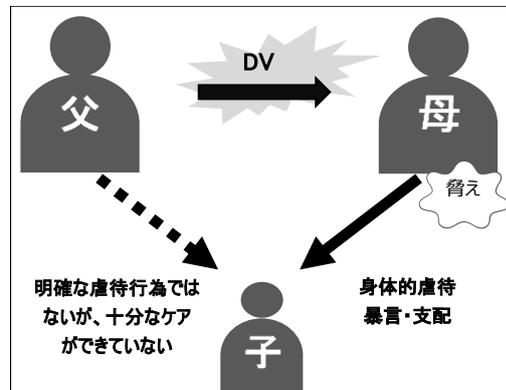


図 4-4 DV被害者から子どもへの虐待があるケースの相関図

4.1.4 連携を判断するためのアセスメントツール

児童相談所は、児童虐待事案においては、保護者へのDVが絡んでいるケースが多いことを念頭に、表 4-3 の項目を中心にアセスメントする必要がある。本チェックリストは、あくまでも確認事項のリストであり、チェックした個数によって深刻度を測るものではない。これまで記載しているように、DVの形態は多様であり、児童虐待対応担当においては、その具体的な被害状況を確認したうえで、速やかにDV対応担当と認識を共有することが重要である。

多忙な児童虐待対応担当においては、DV対応担当と連携を検討するに当たって、具体的な確認事項を挙げた本リストを活用し、このシートをDV対応担当と共有することで認識共有を図ることも一案とされたい。また、その際、チェックについては、「保護者の話で確認済」と「その様子がみられる」で印を分けるという方法も効果的である。

アセスメントは、子どもの面接における聞き取りの場に限らず、保護者と接する際には適宜行う必要がある。なお、DV被害者は、女性（母親等）のケースが多いが、男性（父親等）の場合やセクシャルマイノリティ同士の間で起こることもあることに留意する必要がある（リストにおける「保護者」とは、DV被害者を指す）。また、DVにおける被害者と加害者の関係は、必ずしも夫婦間とは限らず、交際相手からDVを受けている被害者もいるため、特に一人親の場合等は留意することが必要である。

配偶者暴力相談支援センターはもとより、児童相談所においても、DVと児童虐待が併存している事案については、保護者双方に虐待の事実があれば、保護者の意図や故意が存在しなくても、その行為は児童虐待と捉えられることを念頭に置くことが必要である。ただし、虐待者がDV被害者である場合には、虐待行為を行った原因がDVの影響による可能性があることをアセスメントすることは必要であり、虐待の再発防止のためには、DV関係を改善又は取り除く必要があることに配慮し、チェックリストの項目を確認する必要がある。

表 4-3 虐待被害児童の保護者への DV チェックリスト

DV 加害者的な面がある保護者の様子や状況例	☑
<p>配偶者に対して一方的に自分の考え方を押しつける、支配的な態度や行動をしていることや、そうした支配的な関係性の問題を正当化する考え方を持っている。</p> <p>以下はその具体的な行動的な特徴の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 配偶者に威嚇する行動がある • 配偶者を貶め、ダメな人間だと思わせる • 配偶者を友人や親せきを会わせないようにして孤立させる • 配偶者の社会的活動を制限する • 配偶者に対して極端な嫉妬心をもって、その行動を制限する • 暴力や暴言を配偶者がやめてほしいと頼んでも、些細なこととして取り合わない • 配偶者を家来や召使いのように扱う • 被害者の養育者のことを子どもの前で侮辱する • 配偶者が嫌がっても性的行動を強制する • 家計についてお金がなくても妻にやりくりを強要する <p>DV と重複して、子どもに対しても同様の行為による虐待を行っている場合もあるが、子どもに対してはこうした虐待行為が目立たないが、DV を行うことで子どもに衝撃を与えたり、母親による子どもの養育を困難にしたり家族全体を不安定な状況にしたりしていることについては、無視している場合がある。</p> <p>子どもに対しても、お土産を買う等の関心を引く行為はある一方で、必要な養育については「子育ての責任は自分にはない」等とネグレクト状況である場合がある。また、体罰を用いたしつけを肯定する考えを持っている場合がある。</p>	
DV 被害を受けているとみられる保護者の心身の状況例（事実、またはその様子がある場合）	☑
保護者（夫婦等）間の口論、言い争い、絶え間ない喧嘩がある	
身体にけがや痣、やけどの痕等がある	
パートナーから、怒鳴られたり、「誰のおかげで生活できるんだ」等となじられたりしている	
パートナーから、実家や友人と付き合うのを制限されている	
パートナーから、電話や手紙を細かくチェックされている	
携帯電話をパートナーに取り上げられたり壊されたりしている	
パートナーに話しかけても無視されている	
パートナーから、バカにされたり、命令口調で話されたりしている	
パートナーの機嫌を常に伺っている	
児童虐待の疑いが濃厚な事案で、パートナーを過度にかばう	
パートナーから、大切にしているものを壊されたり、捨てたりされている	
パートナーから、「育児ができていない」「児童虐待している」等と非難されている	
パートナーが機嫌を悪くすると、殴る素振りや、物を投げつけるふりをされ、脅かされている	
きょうだいには虐待の形跡がなく、片方の保護者が配偶者やパートナーに同調する（又は従う）様子がある	
子どもに安心感を提供できなくなっており、親としての自信を失っている	
子どもたち全員の、あるいは一部の子どもの尊敬を失う	
虐待者が自分の行動を正当化するための言い逃れやこじつけを正しいと信じる	
虐待者のやり方に子育ての仕方を合わせ、自分の方針を変える	
ものごとの処理能力が極端に落ちるか、ほとんど処理できなくなっている	
虐待者には、アルコールや薬物乱用等の可能性がある	
子どもたちのきずなが弱まっている	
トラウマや鬱の症状がある	
「何をやっても無駄だ」というような無力感がみられる	
自尊心の低下がみられる	
異性への恐怖心を持っている	
暴力を肯定するような考え方をしている	

DV 被害を受けているとみられる保護者の経済状況・生活環境例	<input checked="" type="checkbox"/>
生活費を渡されていない（またはその様子がある）	
仕事を辞めさせられる等、仕事や外出を制限されている（またはその様子がある）	
パートナーが勝手に借金を作り、返済を強要されている（またはその様子がある）	
外国籍の保護者が、別れたら日本にいられなくなるとパートナーから言われている（またはその様子がある）	
児童相談所や行政の介入を恐れている、あるいは拒絶する（またはその様子がある）	
一人親の保護者の様子・状況例	<input checked="" type="checkbox"/>
同居状態や頻りに会う関係のパートナーがいる（またはその様子がある）	
パートナーのことを過度に気にしている（またはその様子がある）	
子どもの様子・状況例	<input checked="" type="checkbox"/>
保護者を安心できる存在と感じておらず、保護者の前では過度に緊張したり、顔色を伺ったりしている	
保護者に会いたがらない、または恐怖心や不安を持っている	
自分が悪い子であるため、保護者から暴力や暴言、ネグレクトを受けたのだと思っている	
慢性的な恐怖と家族員間の情緒的交流の剥奪に曝されている	
役割の逆転(子どもの親化、母親の幼児化等)が生じており、子どもが親の面倒をみたり、虐待されている親を馬鹿にしたりする	
再体験・侵入(出来事の記憶が急にその場面に蘇ってくる。悪夢や遊びの中に表現される場合もある)	
回避・麻痺(つらい出来事に関係しそうなことを避けたり、感覚が麻痺したりする)	
過覚醒(不安や怒りやいらいらが強く、夜も眠れなくなり、疲労が蓄積する)	
トラウマの再演や、わざと危険な行動を取る	
暴力場面を遊びや日常で再現する(男子の場合、暴力をふるう側に同一化して、破壊的な行動をとる場合が多い。女子の場合、わざと被害にあうような形での再現をする場合がある)	
他者に対しても否定的に考えて信頼できないと感じる	
暴力や夫婦関係に対する考え方への影響があり、「暴力は、被害者が悪いからだ。」「自分の意思を示すために暴力をふるってもよい。」「男は支配権を握り、女は服従すべき」等の考えが子にも伝わっている	
家族が分裂したように感じて、父側につくか、母側につくかを意識する	
家族に起きた問題を一人の子どものせいにしてスケープゴートにする	
両保護者のDVと児童虐待に対する理解の様子や状況例	<input checked="" type="checkbox"/>
DVとは、パートナーの行動を一方的にコントロールする関係の持ち方であることを理解している	
心理的な暴力や経済的な暴力でも、暴力であることを理解している	
暴力や暴言を行うのは、される側ではなく、行う側の責任であることを理解している	
体罰を肯定する考え方をしている	
DVが子どもに与える影響を理解している	
男尊女卑の考え方がある	
子どもは親に従うべきであるという考え方をしている	

(1) アセスメントするうえでの留意点

1) 支配的な関係性が生じているか否かを見ようとする

DVと児童虐待という家族間の暴力を評価するうえで特に重要なのは、DVや児童虐待の本質は、相手に対する一方的な力の行使や支配にあるということであり、一つ一つの行為や言葉を見るのみではなく、加害者と被害者の間にそうした一方的な関係が生じているか否かを注意深く評価することが重要である。これを見抜くためには、被害者や子どもが、加害者に対して恐怖や不安を感じており、逆らうことができないと思っていたり、暴言や暴力に

対してかえって被害者が自分にも責任があると感じていたりすること、あるいは自分の意思決定を行うことが制限され、加害者の言うことに従わされている場合がある（学習性無力感という）ことを評価しようとするのが重要になる。加害者は、「女性は男性に従うべき」「子どもは親に従うべき」「しつけのためなら体罰もゆるされる」等の誤った意識をもち、自分の思うように動いてくれず、相手が自分を怒らせたならそれに対して暴言や暴力をふるっていいと思っている場合が多く、暴力を否認したり被害者に責任転嫁したりしている場合がある。被害者もその考えに巻き込まれ、自責的になっていることも多い。その中で、子どもも自責の念を感じたり、加害者の考えに巻き込まれて被害者である親に対して否定的になったり、暴力肯定的な考えを持ったりしている場合もある。

2) 支配的な関係が生じている時には家族内の情報を知るうえでの構造的な壁があることを念頭に評価や介入の方法を工夫すること

DV や児童虐待が起きている状況では、加害者は自分の問題を否認し、また被害者もそれに巻き込まれているために暴力や虐待の有無を聞くだけではその様子を教えてくれない場合が多いことから、事実や状況を知るための工夫が必要になる。

暴力の結果生じた被害女性や子どものダメージが表面化した時に、加害者の説明をそのまま信じるのではなく、そこに不自然さがないか、被害者側は加害者の顔色を窺って困っていることを言えていないのではないかとといった点に気を付けてみていく必要がある。被害のダメージを推し量ることが重要であり、被害者が虐待や DV を受けたかどうかについて答えられなくても、受けた体験や、そのこととの関連が疑われる症状や問題行動について、具体的に尋ねることが有用である。精神医学や心理の専門家でなくても、暴力を受けたかどうか、またそれに伴う被害体験の想起や夢、恐怖・不安・不眠等（過覚醒症状）、怖くて外に出られない等の回避、自分や他人について否定的に考えるようになる、鬱等の落ち込みや死にたい、消えたいと思う（希死念慮）等は、たとえ精密でなくても、把握しようとするべきである。

心理的ダメージは聞かないと分からない場合が多いうえ、被害体験とのつながりは本人が意識していない場合も多いため、尋ねる必要がある。スクリーニングテストも有用であり、必ずやるべきということではないものの、DV・児童虐待の対応をする者は知っておいた方がよい。本格的な評価は、専門の医師や心理等につなぐことでよいと思われる。

【スクリーニングテストの例】

- DV 行為の被害体験
多くの諸外国で用いられている CTS という尺度の日本語版である DVSI³
- トラウマ症状
IES-R⁴
- うつ症状
CESD⁵、K6、K10、エジンバラ産後うつ病スクリーニングテスト

³ CTS は Conflict Tactics Scales、DVSI はドメスティックバイオレンス簡易スクリーニング尺度の略。

⁴ Impact of Event Scale-Revised の略で、PTSD 評価尺度と訳される。

⁵ The Center for Epidemiologic Studies Depression Scale の略で、うつ病自己評価尺度と訳される。

3) 被害者が援助者に困ったことを訴えられるようにする状況を作り出すこと

DV や児童虐待への対応の難しさは、被害者にとって、被害を受けたことを訴えることができにくいという点にある。DV 被害者や虐待被害を受けた子どもの心理を知り、その苦しさを理解することで、被害者側が援助希求をできるようにしていくことが重要である。

● 加害者のいない場所での聞き取りが重要

暴力により被害者や子どもが心身にダメージを生じて、病院や学校等で相談・治療を受けるとき等が一つのチャンスであるが、加害者がぴったりとくっついてきて話させないようにしている場合も多い。そういう場合は、何とか DV 被害者や虐待被害を受けた子どものみと話せる機会を作る工夫をする。ただし、加害者のいない場面でも、加害者は被害者に口止めをしていたり、後でそのことを問いただしたりする可能性もあるため、一気に聞き出すとすると、かえって被害者が恐れて援助者との関係が切れてしまう場合もある。そのため、ある程度時間をかけて被害者との信頼関係を作る、様々な機関や職種、場面からの情報を統合していく等の工夫が必要になる。

● 被害者は困りごとや支援を求めることができるという考え方を伝えること

DV 被害について、被害者は「虐待」や「暴力」が激しい頻回の身体的暴力でないと訴えられないものであると思っている場合があるため、支配的な関係で心理的なダメージを受けたり、経済的に縛られたり、夫婦であっても望まない性的な関係を強いられたりする等も暴力に含まれることを伝える。そういうことを考えないようにしており、聞かれることについても避けようとする被害者もいるため、「一般的にこういうものが暴力とされ、それから抜け出すサポートのようなものがある」といった説明をしたうえで、「あなたの場合に当てはまることも当てはまらないこともあるかもしれないが、当てはまることがあれば手助けします」という押し付けない言い方を工夫する。

● 被害者の心理的な葛藤や学習性無力感を知り、援助者が被害者に否定的な感情や態度をもたないこと

被害者が暴力を受けていても加害者と離れる決断ができず、特にそうした状況下で子どもにとって虐待的な状況を生じているような場合に、援助者がそれに対して否定的な感情を持つことがある。DV 加害者から離れる決断をしない背景には、「経済的見通しがたたない」、「ひとり親として子を養育していくことの困難が見えている」、「被害を受けている側がなぜ不利益を覚悟で何もかも捨てて住み慣れた家を離れなければならないのか」という不当感といった、心理社会的な背景を援助者が理解して対応していくことが重要である。具体的には、逃げるように伝えても、自分の受けている行為が DV なのか確証を持ってない（DV という概念の理解が十分でない場合や、加害者の考えに巻き込まれている場合が多い）、長期に渡って受けてきた被支配的な体験での学習性無力感や心理的な拘束、女性は男性に従うべきだという価値観、被害体験が DV のみでなく自身の児童虐待やいじめ等の被害体験が重なっている場合、DV 加害者と離れても生活していけるかどうかの不安、暴力的な男性でも好きな気持ちをまだ持っていること、子どもから父親を奪ってはいけないという思い、以前逃げようとしてかえって危ない状況になった体験等、重複したさまざまな問題がある。そうした心理的な葛藤についても、相談に乗れる関係を目指していく必要がある。

被害者の心理を知って、信頼感やエンパワメントを粘り強く行いながら、状況を聴取していくことが重要である。こうした心理を知らないと、被害者の方にかえって問題があると考えてしまったり、家を出ようとしないう被害者を責めてしまったりすることも起きる。被害者が心を開いて、援助者に信頼感を持てるようにすること、DV への正しい認識を持てるような知識の提供、被害を申し出た後の具体的な見通しが立てられるように助けることが必要になる。

4) 子どもという被害者と DV 被害親という 2 つの被害の評価と対応について調整すること

DV 状況で子どもがいる場合には、被害児童と被害女性（被害男性）という 2 つの立場の被害者がいることになる。児童虐待の場合には、子どもの意思確認もするものの、状況的に虐待被害を受けていることが明らかな場合は援助側が評価して介入を行っていくが、DV 被害女性の場合は、被害女性自身の意志を重視して対応を決めていくことになる。

被害女性は前述の通り、様々な背景によって自分の判断や意思決定の力が縛られているため、援助者側から見たときに、被害者として、または養育者としての対応が十分でないと感じられる場面も生じることがある。例えば、DV と児童虐待が両方続いていて、援助者としては子どものダメージを考えると早く家から出て安全な場所に逃げてほしいと考えても、母親がそうした決断ができなかったり、一旦離れてもまた戻ってしまったりする場合がある。その場合には子どもの保護を優先する方がいいときもあるが、そうした場合でも DV 被害者の支援を継続する必要がある。

児童を中心に見る立場と、被害女性を中心に見る立場の援助者は、連動して、継続的に対応をしていくことが非常に重要である。児童相談所は子どもを中心に見る機関だから DV 被害の回復にはタッチしない、というような考え方は適切ではない。母親である女性が DV の影響から離れられることは、子どもにとっての養育者として立ち直ることと当然つながっており、子どものみ、あるいは母子での保護を行う場合でも、児童相談所と女性支援機関あるいは市区町村等の関係機関が評価・介入計画を共有して進めていく必要がある。女性支援機関側は、被害者が来所あるいは電話等で相談をしてきた場合の対応が中心となるため、援助者側から出向いての対応は児童相談所が中心になる場合が多い。そのため、母子が家を出る等、表面的には子どもと加害者の距離を取れた場合には、DV 被害者としての母親や DV 加害者としての父親に、積極的・継続的に支援・介入する機関がなくなってしまうがちである。

法的に婚姻関係を解消しても、面会交流等の場面で、DV 被害女性や子どもがダメージを受けたり、男性側がストーキング行動を取ったりすることで、被害者が暴力被害状況から抜け出せない場合も多いことから、児童福祉や女性支援といった市区町村等の関連機関が支援計画を必要に応じて改定しながら、継続的な支援を行う必要がある。引っ越し等が生じた場合は特に支援状況があいまいになり、深刻な事件に発展する場合があるため、関係機関間で事案についてのアフターフォローや引継ぎを行うことも重要である。

5) 援助者の 2 次被害を避けること

被害者にとっては、援助者もある意味では権力を持つ怖い相手と感じる面がある。援助者が被害者に 2 次被害を与えないようにすることが重要である。男性の援助者に対して脅威

を感じて話せないこともあるが、逆に女性の援助者の態度がかえって怖く感じさせる場合もあるため、被害者が自分の気持ちを話せているかどうかには注意を払う必要がある。援助者自身も、自然といろいろな社会的価値観に染まりがちであり、語り掛ける言葉の中に男性中心主義的な考え等が入ってしまうこともあり得るため、セルフチェックも重要なほか、被害者が嫌な思いをしたらできるだけ話してもらえるように伝えることも有用である。

表 4-4 は、2 次被害を与える可能性のある言葉と、望ましい言葉とを示したものである。個人的な注意のみでは難しい面もあるため、難しいと感じる場面においては、複数の援助者で対応に当たることも必要である。

表 4-4 DV 被害者への言葉かけの例

DV 被害者を傷つける言葉	DV 被害者を助ける言葉
<ul style="list-style-type: none"> • それくらいのことは、よくあることです。 • なぜそんなにご主人を怒らせるんですか？ • もっとうまく操縦すればいいのに。 • あなたのどんな行為が暴力に結びついたのでですか？ • いつまでこんな状況に我慢しているつもりですか？ • あなたが、今の状況を変えようとしなければなら、これ以上、わたしにできることはありません。 • わたしなら、そんな関係はさっさと精算してしまうでしょう。 • なぜいつまでもそんな人と一緒に暮らしているのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> • よく打ち明けてくれましたね。 • あなたの言うことを信じています。 • あなたは一人ぼっちではありません。 • 暴力を受けているのは、あなたのせいではありません。 • 暴力を受けていい人なんか存在しません。 • あなたは暴力を受けても仕方がないような人ではありません。 • あなたがおかしいではありません。 • あなたの安全と健康が心配です。 • いろいろなサポートを得ることができますよ。 • ゆっくり考えて、自分で決めていいですよ。 • 状況が変化したら、わたし（または関連機関）が情報を提供したり、力になります。

出所) 宮地尚子編 (2008) 「医療現場における DV 被害者への対応ハンドブック」明石書店 P27 に基づき作成

4.2 連携におけるガイドライン

4.2.1 連携のための体制作りと連携の流れ

DV と児童虐待が併存する事案への対応において、児童虐待対応担当と DV 対応担当が連携するためには、当該事案について各機関が保有する情報の共有が欠かせない。一方で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV 防止法」という。）」においては、情報共有に関する根拠規定が明確にされていないことから、児童相談所が対応する事案で DV を把握した場合や、DV 対応担当側の対応事案で DV 被害者から情報共有の同意を得られなかった場合に、機関間での情報共有が困難と感じている現場担当者が多いのが現状である。

この点については、DV 被害者である虐待被害児童の保護者への対応を、児童虐待対応のための情報共有と援助を検討するものとして要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において協議・検討することで、個人情報を含めた情報共有が可能になり、DV 被害者と虐待被害児童双方に対する包括的な支援をすることができる。

そのため、配偶者暴力相談支援センター及び DV 対応担当においては、まずは要保護児童対策地域協議会に参画し、代表者会議や実務者会議、更には個別ケース検討会議等に出席することが推奨される。会議は一度だけでなく、必要に応じて繰り返し開催し（対面でなく、インターネットや書類を介したものでもよい）、その間の評価や介入の有効性を確認しながら進める。

また、個別ケース検討会議で協議するには至らない併存事案の情報共有についても、各市町村の子ども家庭所管部署を情報の拠点とすることで、事案への直接的な対応・支援だけでなく、母子保護後に必要になると考えられる自治体の様々な支援（生活保護、住居の確保、就労支援、心身の健康に関する相談等）にスムーズにつなげることができる（図 4-5）。この図は、基本的に市区町村の要保護児童対策地域協議会を想定した図であるが、特に都道府県の配偶者暴力相談支援センターにおいては、市区町村の要保護児童対策地域協議会に常に参加することが難しい場合もあるが、そのような場合、個別ケースが起きた時には、必ず都道府県の配偶者暴力相談支援センターにも参加要請をもらうようにする必要がある。また、都道府県と区市町村それぞれに配偶者暴力相談支援センターがある場合、それぞれの役割分担をどのように位置付けるかも検討しておく必要がある。

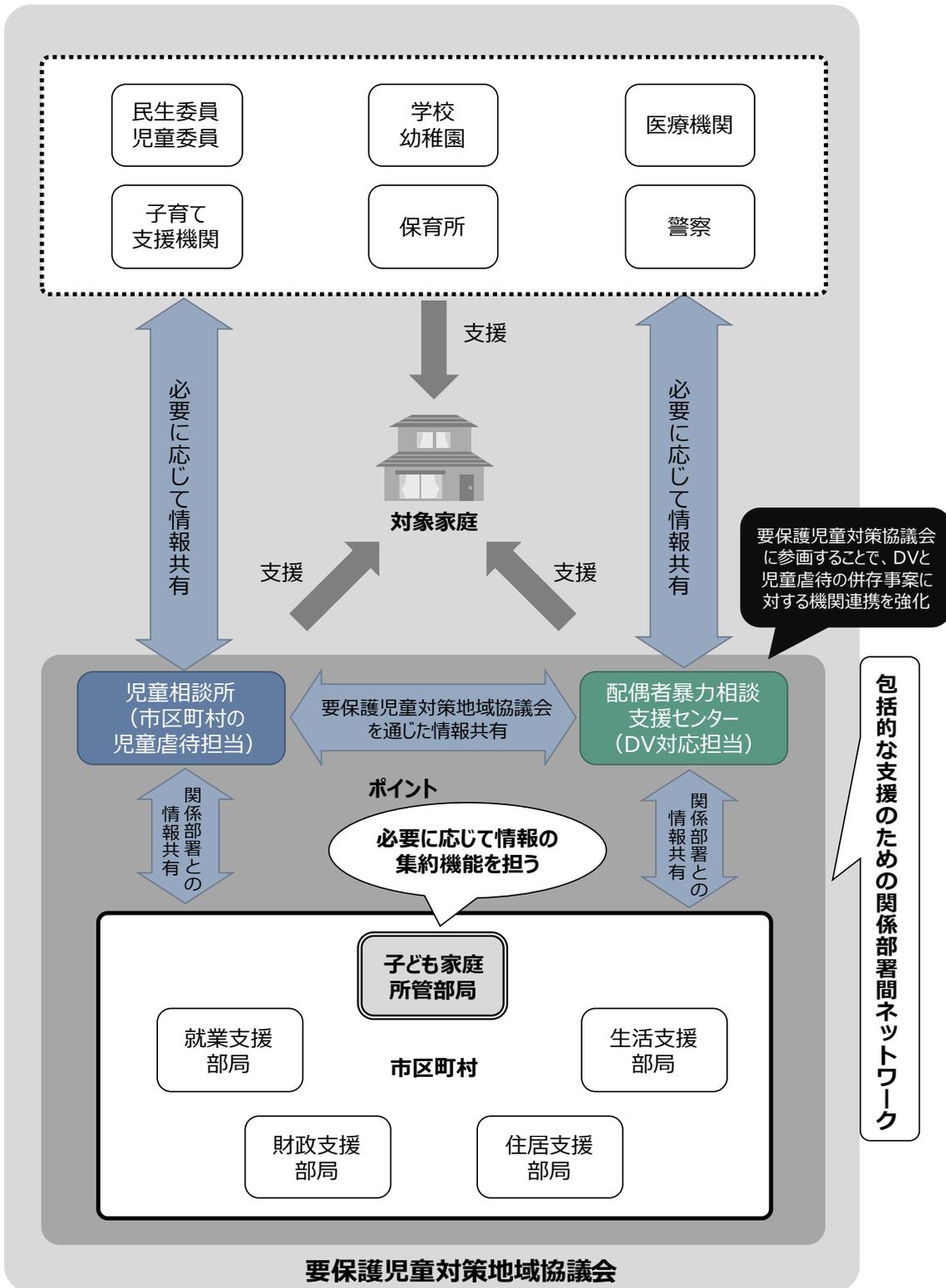


図 4-5 児童虐待・DV が併存する事案への対応体制図

DV 対応担当側から見た、DV・児童虐待が併存する事案への対応における、要保護児童対策地域協議会を活用した DV 被害者支援の体制図は図 4-6 のとおりである。

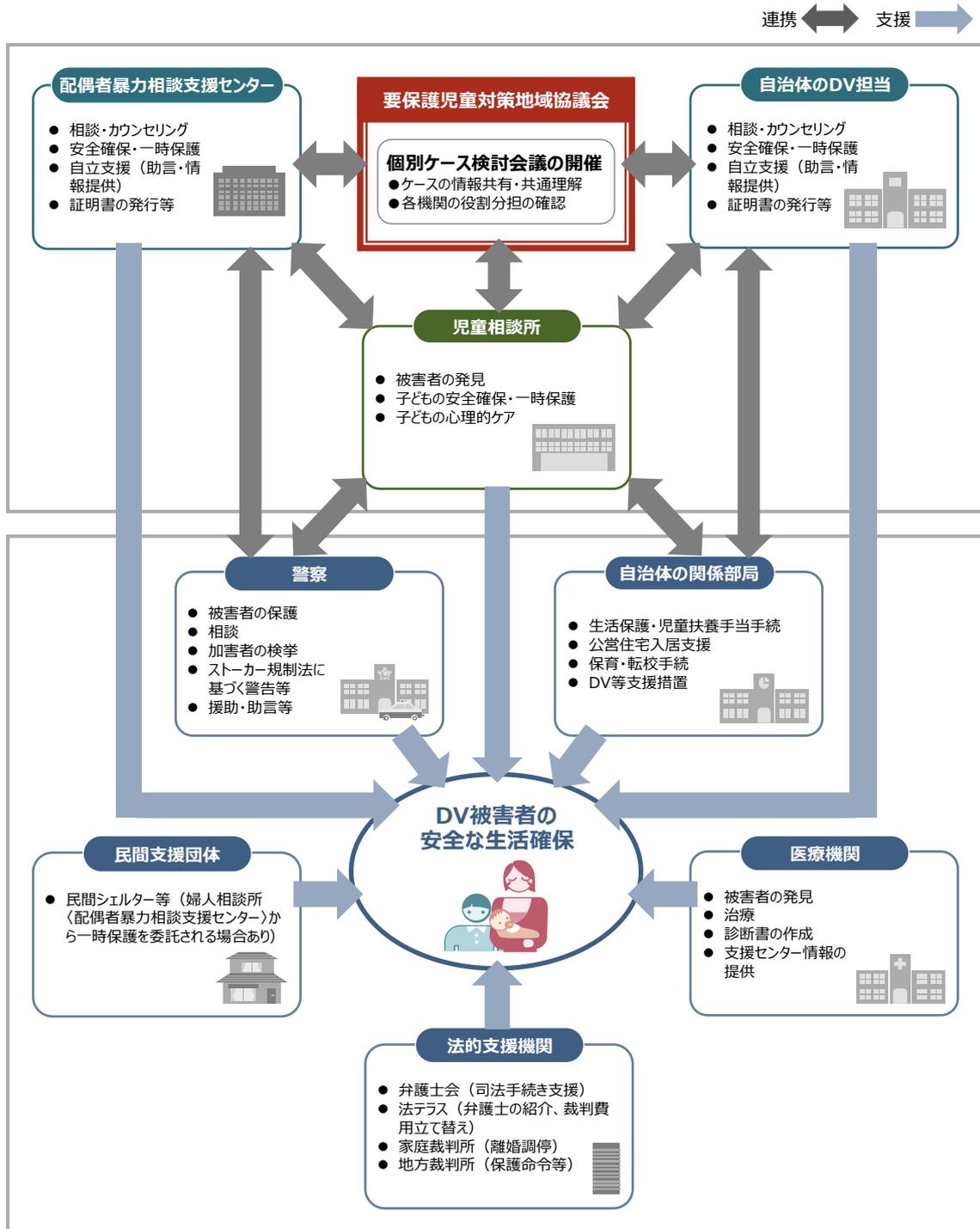


図 4-6 要保護児童対策地域協議会を活用した DV 被害者支援の体制図

要保護児童対策地域協議会の枠組を中心とした、児童相談所（児童虐待対応担当）と配偶者暴力相談支援センター（DV 対応担当）の連携の流れは、以下の図 4-7 のとおりである。

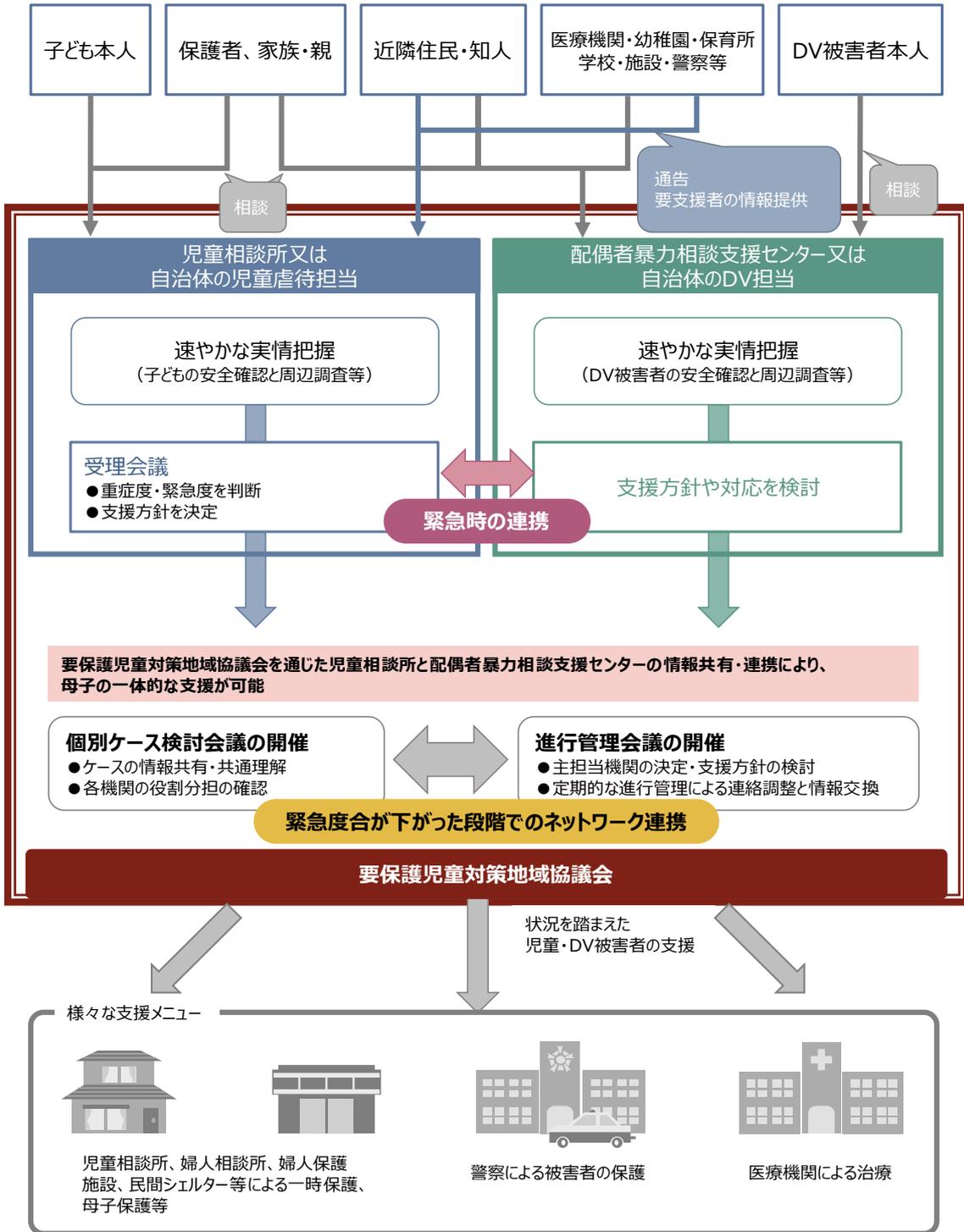


図 4-7 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携フロー

また、要保護児童対策地域協議会を介した連携体制のみならず、本調査で明らかになった好事例における具体的な連携手法も推奨される。

具体的な方法は以下のとおりである、

① 事案発生時に備えた平時の連携

- 月例で DV 対応担当と児童虐待対応担当が定期会合を開催し、事例や参考情報の共有を行う
- 相互に人事交流を行い、お互いの立場での職務を理解する
- お互いの研修に参加または合同で研修を行うことで、お互いの立場での職務を理解する
- 対応フロー図や情報共有のための様式を作成して共有している

② 事案発生時の対応における連携

- 一時保護した子どもの親に DV 被害が疑われる場合、児童虐待対応担当と保護者（特に DV 被害者）との面接に、DV 対応担当者も同席する
- 匿名相談の段階から情報共有していたことで緊急時のスムーズな対応につながった
- DV と児童虐待が併存する場合、DV 被害者との連絡は DV 対応担当者が担当することで DV 被害者の心情をくみ取ることができスムーズな支援につながった
- 児童虐待対応担当は児童虐待対応の観点、DV 対応担当者は DV 被害者支援の観点から役割分担を行うことで、スムーズに指導と支援を行うことができた
- DV 被害者が避難を迷っている場合、DV 被害者同意のうえで児童虐待対応担当と連携し先に子どもを一時保護することで、DV 被害者に今後の生活を検討する時間を与え、母子での生活環境を整えることができた
- 一時保護施設に入所中の子どもに児童虐待や DV の影響がある場合は、児童心理司が心理的支援を行う
- 一時保護中の DV 被害者に不適切な養育の疑いがあった場合は、児童虐待対応担当に情報提供し、子どもの一時保護を含めた対応を行う

③ 事案対応後の連携

- DV で一時保護中の母子に対して、児童虐待対応担当が加害者である夫との間に入ることで家族再統合の条件を整え、再統合後も継続して見守りしている
- 児童虐待と DV の重複があったケースで警察、児童虐待対応担当、DV 対応担当者が連携して母子の保護を実施。保護施設退所後も関係機関と情報共有・役割分担しながら、定期的に家庭訪問し母子と面接している
- 児童相談所が子どもの不登校の原因は夫婦間の DV にあると DV 被害者に DV 対応窓口を紹介し相談につながった結果、母子で他県の母親の実家に転居したが、転居先の児童相談所、警察、スクールカウンセラーと連携して案件を引き継いだ

4.2.2 機関間での相互理解

児童虐待対応担当と DV 対応担当が連携するうえで、情報共有と同じく重要なのは、それ

ぞれの機関における対応の手順とその目的、具体的な支援内容に関する相互の理解である。

DV 被害者対応は DV 被害者からの申告に基づく被害者とその子どもへの支援の提供、児童虐待対応は虐待を受けた子どもの安全確保、及びその子どもにとって最善の方法での親子再統合であり、各機関の支援方針には異なる面がある。しかし、DV と児童虐待が併存する事案の対応に当たっては、DV 被害者とその子どもを切り離して対応するのではなく、関係機関が連携し、被害親子に包括的な支援を行うことが不可欠となる。また、図 4-6 に示すとおり、包括的支援においては、NPO 法人や各種相談機関等の民間団体の役割も大きい。両機関から相対的に独立している位置取りによって、両機関をつなぎ加害者対応も可能になるといった役割が、今後増大すると考えられる。

本調査の結果から、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターは、それぞれの役割や可能な対応・支援の大枠は理解しているものの、実際にどのような対応が可能であるのかについては、理解されていない傾向があることが明らかになった。両機関(児童虐待対応担当と DV 対応担当)が一体となって事案に対応するためには、お互いの役割や具体的な支援方針等を理解することが重要である。

都道府県や政令指定都市及び東京特別区・中核市等、地方公共団体によって組織体系は異なるが、児童虐待対応担当と DV 対応担当において取り得る具体的な対応内容は、以下のとおりである。

なお、DV と児童虐待が併存する事案に対する各機関の一般的な流れを示したものであり、事案の特性に合わせて、柔軟に対応を変えることが重要である。

(1) 児童虐待対応担当が、DV・児童虐待が併存する事案を把握した場合

- ① 警察、DV 対応担当、近隣住民や医療関係者、本人、家族等から、DV による心理的虐待の通告・情報提供があったとき

表 4-5 各担当における具体的な対応内容

	児童虐待対応担当	DV 対応担当
対応	<ul style="list-style-type: none"> 心理的虐待 (DV によるもの) としての通告・情報提供があった場合、<u>保護者が DV 被害者である可能性を考慮し、DV 対応担当にも連絡、連携した対応を検討する</u> 児童虐待対応担当は、<u>チェックシートを用いて DV の可能性の有無について判断し、適宜 DV 対応担当と共有する</u> 	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害の危険度をできるだけ迅速かつ適確に把握し、<u>児童虐待対応担当に、DV 被害者支援との足並みを揃えた対応が必要である旨を伝え、連携を図る</u> 被害者面接等を活用し、<u>子どもの安全確認に協力する</u> 被害者に子どもがいる場合、DV のみならず、<u>子どもへの直接的な虐待がないかを考慮する</u>
注意点	<ul style="list-style-type: none"> DV の有無について、<u>児童虐待対応担当のみでの判断が難しい場合は、躊躇せず DV 対応担当に連絡し、判断を仰ぐことも必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害の危険度や緊急性を迅速に判断し、<u>DV 被害者への支援対応策を速やかに検討し、関係機関と共有する</u>

② 虐待事案の対応中に、子どもの保護者に DV 被害の可能性を把握したとき

表 4-6 各担当における具体的な対応内容

	児童虐待対応担当	DV 対応担当
対応	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害を受けている保護者に、DV 対応担当や支援について紹介、相談に行くよう促す 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待対応担当から連絡を受けたら、<u>要保護児童対策地域協議会の枠組において、虐待対応の一環として、DV 被害者の対応方法についても協議し、児童虐待対応担当と足並みを揃えた支援</u>を行う
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 単に機関や部署名を伝えるだけではなく、<u>該当部署に直接連絡を入れたり、自治体や DV 対応担当等を介して該当部署につないだり、DV 担当との面接に同行する等</u>、被害者が<u>必要とする支援にスムーズにつながれるようにする</u> DV 被害者は、<u>自身が DV 被害を受けているとの認識を持っていないことも考慮し、早い段階で DV 対応担当に連絡し、連携を図る</u> 	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害者の状況に切迫性がある場合、児童虐待対応側からの連絡を待つだけでなく、<u>DV 対応担当側からも積極的に連携のためのアプローチを行うことが必要</u> 経済的支援・生活・就業・住居といった、<u>DV 被害者が必要とする自治体における各種支援や、一時保護施設・民間シェルター等につなぐ</u>。要保護児童対策地域協議会の枠組で連携することで、<u>親子の分離保護以外に、多様なネットワーク連携のもとで、より強固な包括的支援の提供が可能</u>

③ 児童虐待対応担当が保護者への DV 被害の可能性を把握したものの、DV 被害者が行政からの支援を拒む、情報共有の同意が得られない等、児童虐待対応担当から DV 対応担当に DV 被害者をつなぐことができないとき

表 4-7 各担当における具体的な対応内容

	児童虐待対応担当	DV 対応担当
対応	<ul style="list-style-type: none"> <u>要保護児童対策地域協議会の仕組みを使い、DV 対応担当の参画を求めたうえで情報共有</u>する 	<ul style="list-style-type: none"> DV 対応担当として可能な支援方法やその内容、当該 DV 被害の危険度の見極め等の認識を<u>児童虐待対応担当と共有</u>する
注意点	<ul style="list-style-type: none"> DV 対応担当が支援に入れない間は、<u>児童虐待対応担当において DV 被害の状況も慎重に確認し、状況を適宜 DV 対応担当と共有</u>する 	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害者が支援を求めた際に、すぐに対応できるよう準備をしておく 可能であれば、<u>児童虐待対応担当と DV 被害者との面接に同行</u>する

(2) DV 対応担当が、DV・児童虐待が併存する事案を把握した場合

表 4-8 各担当における具体的な対応内容

	児童虐待対応担当	DV 対応担当
対応	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全確認（保護）や虐待のアセスメント、必要な支援等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害者に児童相談所へ相談に行くことを勧め、<u>必要に応じ同行支援</u>を行う、又は児童虐待対応への通告
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの保護者に DV 被害の可能性があり、既に DV 対応担当からの支援を受けている等の事情がある場合は、子ども<u>の安全確認（保護）と DV 被害者の安全確保のタイミングを合わせる、DV 加害者に分からない方法で子どもの安全確認を行う等、事案の切迫性や状況に合わせて連携した対応を行う</u> 特に、<u>DV 被害者への対応がないまま DV 加害者にコンタクトを取ると、DV 被害者に危険をもたらす場合がある</u>ことに留意する 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者に子どもがいる場合、<u>一時保護等の介入があることを考慮し、早い段階で児童虐待対応担当に連絡し、DV 被害者への支援方針を伝えたいうえで連携方策を検討</u>する等のアプローチが必要 DV 被害者に適切な支援を行うためには、<u>DV 対応担当と DV 被害者との信頼関係が重要</u>であるため、<u>DV 被害者とそのパートナーへの指導には、児童虐待対応担当と対応方針を検討</u>する
	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待はあくまで子どもの立場で判断することから、虐待者が DV 被害者で、その DV の影響により虐待を行っている場合であったとしても、虐待であると判断される。ただし、<u>援助過程で虐待の原因が DV にあることが明らかになれば、DV 環境の改善又は排除を行うことを指導することが必要になり、そこで虐待のない養育環境の実現という児童虐待対応の目的と、DV 被害者支援の目的が一致することになる。</u> DV 被害者対応担当においても、<u>DV 被害の影響であるということをもって、虐待行為の免責理由になるわけではない</u>ということを理解する必要がある。 DV 被害者には、DV 被害の影響から児童虐待に及んでしまうケースもあることをはじめ、<u>DV による被害者への影響を理解することが必要。</u> 	

5. 総括

DV と児童虐待が併存する事案への対応においては、事案を把握した時点から児童相談所・配偶者暴力相談支援センター間での連携を開始し、特に子どもの一時保護や、DV 被害者（被害母子）の一時保護等の介入の段階において、情報を共有したうえで足並みを揃えた対応を取ることが、その後の被害母子の安全確保や支援にとって重要となる。

全体を通じての方向性としては、以下の2点が重要である。

① 対応における機関間での情報共有

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターは、家庭への介入の前の段階で、緊密に相談・情報提供等の連携を行い、介入後の情報共有をそれぞれ行う必要がある。また、相互の求めに応じて、支援の提供や介入状況に関する情報の共有を行うことも必要である。

そのためにも、具体的な情報共有のルートや流れといった仕組みを、早急に明確にする必要がある。児童相談所において DV 事案を把握し、DV 被害者が支援を望まない・拒否しているといった場合においても、配偶者暴力相談支援センターと情報共有できるネットワークを築いておくことも重要である。

情報共有の具体的な方法としては、要保護児童対策地域協議会の枠組において行うことが、個人情報保護の観点からも、現在の法制度下では最も効果的・効率的と考えられる。要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に配偶者暴力相談支援センター側も参加して各事案の検討をしたり、児童相談所・配偶者暴力相談支援センターが合同で検討会議を開いて DV や児童虐待事案への協同した対応や支援について協議する等、お互いに顔を合わせて会議を行うことが重要である。

② 機関間での相互理解の醸成

児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、一定程度の深い知見を有する人材を配置するといった人事交流や、定期的な研修等を通じて、各々の担当職員が、DV と児童虐待の相互関連やその複雑さについて理解を深めることが必要である。両機関をつなぐ存在である民間団体を、今後の研修や理解促進のために活用するのも有効であろう。特に、初任研修の場においてだけでなく、定期的な研修や人事交流を行うことで、DV・児童虐待が併存する事案についての認識や、対応に関する判断力を養うことが期待される。

また、有識者検討会委員からは、事案対応における連携を強化するためには、各機関において、DV と児童虐待の重複事例に対する評価を行うほか、介入・支援についてより具体的な進め方とその手順を定めたマニュアルを作ることが求められるとの意見が出された。事案の対応方法や各機関の体制は、地域によって異なる面もあり、その実情に合わせて、実効性のあるものにしていくことが重要である。マニュアルについては、表面的なものとして終わらないようにするため、一度作成して終わりとするのではなく、年に一回程度、各地域の DV 対応機関と児童対応機関が集まり、うまくいった点や困難であった点を洗い出し、PDCA サイクルを用いて修正を続けるシステムを構築することが有効であるとも指摘された。

各機関の担当者においては、児童虐待には DV が関係していることが多いということを強く認識したうえで、本報告書で示した内容を叩き台として、それぞれの体制に合わせた具体的な手順を早急に整備することが重要である。

付録

付録1 アンケート調査票（児童相談所用）

付録2 アンケート調査票（配偶者暴力相談支援センター用）

厚生労働省 委託事業
2019 年度「DV 対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」
アンケート調査

配偶者からの暴力（DV）がある家庭とその家庭における児童虐待については、DV 対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関との間での情報共有・連携強化をより一層推進し、施策横断的な支援を展開していく必要があります。

本アンケート調査は、厚生労働省の委託事業である「2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」の一環で、各機関が DV・児童虐待を包括的にアセスメントするためのツールやガイドラインを作成することなどを目的として、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携方法についての事例収集を行うものです。

全国の児童相談所と配偶者暴力相談支援センターを対象としており、両機関の連携状況について尋ねる内容となっております。ご回答いただいたアンケート結果につきましては、具体的な自治体や個人が特定されることのないよう配慮して情報処理をさせていただきますので、できるだけ具体的に回答いただけますよう、よろしくお願いいたします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

回答の締め切りは、2月21日（金）とさせていただきます。

※ 本調査研究の結果の公表につきましては、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室にオブザーバとして参画していただき、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所の業務に資する内容を取りまとめて、冊子で配布するとともに重要なポイントをまとめ、HP上で公開することとしております。それぞれの資料について、どのような形にして記載するかについては、所管官庁である厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の指導の下、精査を行うとともに、オブザーバとして、参画いただいている内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室にも確認いただきます。

◆ アンケート調査への回答は、以下の URL からご入力をお願いいたします。

<https://questant.jp/q/jidousoudanjo>

- ※ 本調査における「子ども」とは、児童福祉法における「児童」（18歳未満）を指します。
- ※ 本調査は、「戻る」ボタンで戻ることは可能ですが、入力内容は一時保存できません。
- ※ 本調査の集計・回収は、セキュリティに十分配慮した上で行い、終了後は速やかにオンライン上から削除されます。

【調査項目】

----- (改ページ) -----

1. 貴児童相談所の名称および本調査に回答される部署名をご記入ください。

- ① 児童相談所の名称（自由記述）
- ② 所管する自治体名
- ③ 担当部署名（自由記述）
- ④ 連絡先電話番号（自由記述）

----- (改ページ) -----

2. 貴所と関係機関の組織体制についてご記入ください。なお、「同一の組織」とは、一つの組織の中に両方が入っている、又はどちらかの機関の中にもう一つの機関の機能があることを意味します。**2-1 婦人相談所（全都道府県が設置）**

- ① 同一の組織（婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターを兼務している場合を含む）
- ② 別の組織
- ③ 所管する地方自治体には設置されていない

2-2 配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所を除く）

- ① 同一の組織（配偶者暴力相談支援センターが婦人相談所を兼務している場合を含む）
- ② 別の組織
- ③ 所管する地方自治体には設置されていない

2-3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全都道府県が設置）

- ① 同一の組織
- ② 別の組織
- ③ 所管する地方自治体には設置されていない

2-4 男女共同参画センター

- ① 同一の組織
- ② 別の組織
- ③ 所管する地方自治体には設置されていない

2-5 この他に、同一組織として体制を組んでいる機関があれば教えてください（例：障害者相談センター）。なお、組織として同一体制の機関を書いてください。所長の兼務のみの場合等は含みません。

（自由記述）

----- (改ページ) -----

3. 貴所と関係機関（貴所を設置した自治体が所管しているもの）の場所についてご記入ください。なお、貴所と各関係機関が同一組織となっている場合で、組織全体が同じ場所にある場合は①、児童虐待担当とDV担当が別々の場所にある場合は②、設置されていない場合は③、所在地を公表していない場合は④を選択してください。

3-1 婦人相談所（全都道府県が設置）

- ① 同一建物・同一敷地内
- ② 貴所の管轄地域内の別の場所にある
- ③ 貴所の管轄地域内にはない（貴所の管轄地域内に設置されていない場合を含む）
- ④ 婦人相談所の場所を秘匿しているため回答できない

3-2 配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所を除く）

- ① 同一建物・同一敷地内
- ② 貴所の管轄地域内の別の場所にある
- ③ 貴所の管轄地域内にはない（貴所の管轄地域内に設置されていない場合を含む）
- ④ センターの場所を秘匿しているため回答できない

3-3 男女共同参画センター

- ① 同一建物・同一敷地内
- ② 貴所の管轄地域内の別の場所にある
- ③ 貴所の管轄地域内にはない（貴所の管轄地域内に設置されていない場合を含む）
- ④ センターの場所を秘匿しているため回答できない

3-4 この他に、同一建物・同一敷地内に併設されている関係機関があればご記入ください。

（自由記述）

----- (改ページ) -----

4. 児童虐待事案の対応において、子どもの保護者に DV 被害の可能性を把握した場合に、貴所と次に示す他の機関について、連携して対応しやすくなるために工夫していることを以下の選択肢から選び、その内容を記入して下さい。当てはまるものをすべてお選びください。

4-1 婦人相談所（全都道府県が設置）

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催し、支援方針の検討を実施（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑪ 貴所と管内の婦人相談所は同じ機関である

4-2 配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所を除く）

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催し、支援方針の検討を実施（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 互いの機関において（もしくは合同で）児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

4-3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催し、支援方針の検討を実施（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

4-4 男女共同参画センター

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催し、支援方針の検討を実施（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑪ 管内の男女共同参画センターは配偶者暴力相談支援センターの機能を担っている

4-5 市区町村の母子保健主管部局（保健センター等）

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催し、支援方針の検討を実施（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

4-6 母子生活支援施設

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催し、支援方針の検討を実施（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

4-7 基礎自治体が開設している子育て支援関係施設（地域子育て支援拠点等）

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を開催し、支援方針の検討を実施（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

4-8 子ども食堂

- ① 子ども食堂に対し児童相談所や市区町村の相談窓口を周知（自由記述）
- ② 子ども食堂への訪問（自由記述）
- ③ 支援が必要な家庭・子どもに、子ども食堂を紹介（自由記述）
- ④ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑤ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑥ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

----- (改ページ) -----

5. 平成 30 年度の児童虐待事案の対応における貴所の児童虐待相談対応件数（福祉行政報告例報告数）を教えてください。また、そのうち配偶者暴力相談支援センターと連携した事案の件数を教えてください。なお、連携した事案とは「両機関で打ち合わせや会議を行う」、「定期的な連絡会議・ケース会議を行う」、「被害者対応を両機関の担当者共同で検討・実施する」といった、具体的に情報共有や検討をした場合だけでなく、通告を受けた場合や、電話・FAX・メール等で連絡・情報提供したのみの場合も幅広く含めてください。

5-1 平成 30 年度の対応件数（福祉行政報告例報告数）

- ① 0～100 件
- ② 101～200 件
- ③ 201～300 件
- ④ 301～400 件
- ⑤ 401～500 件
- ⑥ 501～1,000 件
- ⑦ 1,001～5,000 件
- ⑧ 5,001 件以上

5-2 配偶者暴力相談支援センターと連携した事案の件数

- ① 0 件
- ② 1～5 件
- ③ 6～10 件
- ④ 11～25 件
- ⑤ 26～50 件
- ⑥ 51～100 件
- ⑦ 101～200 件
- ⑧ 201 件以上

----- (改ページ) -----

6. 児童虐待事案の対応において、子どもの保護者に DV 被害の可能性があることを把握した場合に、貴所は配偶者暴力相談支援センターと具体的にどのような方法で連携していますか。また、平成 30 年度において、連携や対応は DV と児童虐待の重複が疑われる事案に対して、**どの程度の割合で行いましたか**。実施している対応方法や対応の流れについて、**DV 被害の可能性を把握した際に行うおおよその頻度（DV 被害の可能性のある事案数に対する各連携を行った事案数の割合）**を教えてください。

また、平成 30 年度に子どもの保護者に DV 被害を把握した事案がない場合、すべての設問で「実施していない」を選択してください。

例：DV 被害の可能性のある取扱い事案数が 20 件、当該選択肢の方法による連携を実施した数が 8 件の場合→40%（26～50%を選択）

【頻度はマトリックスで選択：51%以上／26～50%／11～25%／0～10%／実施していない】

- ① 電話・FAX・メール等で配偶者暴力相談支援センターに連絡する
- ② 都道府県・市区町村の DV 担当部署に電話・FAX・メール等で連絡する
- ③ 要保護児童対策地域協議会の個別ケースの検討会議に配偶者暴力相談支援センターも出席している
- ④ 事案の対応について、配偶者暴力相談支援センターの担当者と対面で会い、対応方針について確認や検討をしている
- ⑤ 子どもの保護等の対応の際は、事前に配偶者暴力相談支援センターに連絡をしている
- ⑥ 配偶者暴力相談支援センターに連絡後、一定期間を経過した後も、配偶者暴力相談支援センターに状況の確認や情報提供等の連絡をしている
- ⑦ 子どもの保護者に配偶者暴力相談支援センターを紹介している
- ⑧ その他（内容を記入し、その頻度も教えてください）（自由記述）

----- (改ページ) -----

7. 児童虐待事案の対応において、子どもの保護者に DV 被害の可能性があると把握した場合に、貴所が配偶者暴力相談支援センターと連携した対応事例を教えてください。好事例と反省事例と考えられる事例を一つずつ記入してください。事例の端緒、DV 被害者と加害者の同居の有無、介入のタイミング、子どもの一時保護の有無、DV 被害者の保護の有無、経過・現在の状況等、連携の流れや対応内容が分かるよう、できるだけ具体的に記入してください。

7-1 好事例（自由記述）

7-2 反省事例（自由記述）

----- (改ページ) -----

8. 児童虐待事案の対応において、子どもの保護者に DV 被害の可能性があると把握した場合に、貴所は配偶者暴力相談支援センター以外の他の機関等と連携したことがありますか。当てはまるものをすべてお答えください。

- ① 警察
- ② 自治体（例：福祉事務所、市区町村の保健センター等）【部局名を記入してください】（自由記述）
- ③ 民間の被害者支援団体
- ④ 学校（保育園、幼稚園を含む）
- ⑤ 子どもの保護者の勤務先
- ⑥ 親族
- ⑦ その他（自由記述）
- ⑧ 他機関と連携したことはない

9. その機関と連携したのはなぜですか。連携先機関ごとに、具体的に理由と連携方法を教えてください。【Q8=⑧以外に質問】

（自由記述）

----- (改ページ) -----

10. 児童虐待と DV の重複が疑われる事案への対応に関して、DV 被害者（子どもの保護者）のサポートをどうするか、被害状況の調査や、事案への介入をどうするか等について、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携する上での課題や、困っている点はありますか。当てはまるものをすべてお選びください。

- ① どのタイミングで連携したらよいか分からない（子どもの安全確保と DV 被害者保護に関する介入のタイミングが異なる等）
- ② 連携先の部署・担当者が分からない（県外に転居してしまった場合等）
- ③ 配偶者暴力相談支援センターの機能がよく分からない（どのような対応ができるのか等）
- ④ DV 被害の可能性があるのかどうかの判断が難しい
- ⑤ 連携するべき事案かどうかの判断が難しい
- ⑥ 情報共有をしてよいかどうかの判断が難しい
- ⑦ 情報共有ができないため、連携が難しい
- ⑧ 配偶者暴力相談支援センターとは保護する対象や、介入・対応に関する考え方が異なる（保護の優先順位が異なるという懸念等）
- ⑨ DV 被害者が DV 加害者から離れ、安全を確保された後の対応が異なる（配偶者暴力相談支援センターは、DV 被害者の保護をした後は DV 加害者への関与をしない等）
- ⑩ 児童虐待加害者の可能性がある人に直接会えないことが続く場合に、電話等の間接的な方法のみでは DV のリスク評価が十分できないと感じる
- ⑪ 児童虐待加害者の可能性がある人に直接会えないことが続く場合に、子どもを含めた DV 被害者の保護が検討される懸念がある
- ⑫ その他（自由記述）
- ⑬ 連携に関して課題や困っていることは特にない

11. 課題と考える事項について、その理由をできるだけ具体的に教えてください。【Q10=⑬

【以外に質問】

（自由記述）

-----（改ページ）-----

12. DV 被害者の子どもが、保護者である DV 加害者から暴言や暴力を受けている場合に、DV 被害者が DV や子どもへの虐待が行われたことを明確に述べず、また児童相談所が DV 加害者に直接接触できないといったケースが想定されます。そうした児童虐待と DV が同時に絡んでいる可能性がある事案について、包括的な評価を行い、連携して対応するために、以下の項目の**必要性**はどの程度だと考えますか。

【回答はマトリックスで選択：絶対必要だと思う／できるなら必要だと思う／あまり必要だと思わない／まったく必要だと思わない】

- ① 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が集まって、情報交換してリスク評価や初期介入について話し合う
 - ② 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が同じアセスメントや初期介入に関する書類（または電話やメール等）を用いる
 - ③ DV 被害者が DV 被害について支援を受けられるよう、配偶者暴力相談支援センターの支援など DV 被害支援機関につなぐ
 - ④ DV 被害者やその子どもの心身のダメージの評価の指標として、DVSI 等の DV の程度の評価尺度、トラウマやうつ病の検査を用いるなど、子どもの状態の評価を行い、多くの機関で共有する
 - ⑤ 虐待加害者の可能性がある人に会えず、電話等のみで評価することが難しい場合、警察等の協力のもとにリスク評価を行う
 - ⑥ DV 被害者を精神科クリニック等につなぐことにより、評価や治療を行う
 - ⑦ 児童虐待加害者（DV 加害者）を、加害者更生あるいは児童虐待加害者に対するプログラムにつなぐ
 - ⑧ DV 被害者とその子どもが DV 加害者と分離された後にも、DV 被害者にトラウマ症状等が生じた場合、児童相談所としてのアフターフォローを行う
-

13. 前述の各項目の**実行可能性**はどの程度だと考えますか。

【回答はマトリックスで選択：既に実行している／おそらく実行できると思う／実行は難しいと思う／実行できないと思う】

- ① 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が集まって、情報交換してリスク評価や初期介入について話し合う
- ② 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が同じアセスメントや初期介入に関する書類（または電話やメール等）を用いる
- ③ DV 被害者が DV 被害について支援を受けられるよう、配偶者暴力相談支援センターの支援など DV 被害支援機関につなぐ
- ④ DV 被害者やその子どもの心身のダメージの評価の指標として、DVSI 等の DV の程度の評価尺度、トラウマやうつ病の検査を用いるなど、子どもの状態の評価を行い、多くの機関で共有する
- ⑤ 虐待加害者の可能性がある人に会えず、電話等のみで評価することが難しい場合、警察等の協力のもとにリスク評価を行う
- ⑥ DV 被害者を精神科クリニック等につなぐことにより、評価や治療を行う
- ⑦ 児童虐待加害者（DV 加害者）を、加害者更生あるいは児童虐待加害者に対するプログラムにつなぐ
- ⑧ DV 被害者とその子どもが DV 加害者と分離された後にも、DV 被害者にトラウマ症状が生じた場合、児童相談所としてのアフターフォローを行う

----- (改ページ) -----

14. 児童虐待と DV が同時に絡んでいる可能性がある事案への対応において、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携するために、どのような制度や仕組みが有効と考えますか。当てはまるものをすべてお答えください。

- ① 連携のために必要な情報を共有するための法制度整備
- ② 連携の流れを示したガイドライン
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議の開催
- ④ 連携の必要性を判断するためのアセスメントツール
- ⑤ 連携の必要性を判断するための基準
- ⑥ DV 被害者（子ども含む）が支援を求めたとき、タイミングを逃さず相談できる体制整備
- ⑦ その他（自由記述）
- ⑧ 特に必要な制度や仕組みはない

----- (改ページ) -----
15. 児童虐待と DV が同時に絡んでいる可能性がある事案への対応において、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携に関して、何かご意見がありましたら、自由にお答えください。

(自由記述)

----- (改ページ) -----
アンケートは以上で終了です。ご協力いただき、どうもありがとうございました。

(了)

厚生労働省 委託事業
2019 年度「DV 対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」
アンケート調査

配偶者からの暴力（DV）がある家庭とその家庭における児童虐待については、DV 対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関との間での情報共有・連携強化をより一層推進し、施策横断的な支援を展開していく必要があります。

本アンケート調査は、厚生労働省の委託事業である「2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」の一環で、各機関が DV・児童虐待を包括的にアセスメントするためのツールやガイドラインを作成することなどを目的として、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携方法についての事例収集を行うものです。

全国の児童相談所と配偶者暴力相談支援センターを対象としており、両機関の連携状況について尋ねる内容となっております。ご回答いただいたアンケート結果につきましては、具体的な自治体や個人が特定されることのないよう配慮して情報処理をさせていただきますので、できるだけ具体的に回答いただけますよう、よろしくお願いいたします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

回答の締め切りは、2月21日（金）とさせていただきます。

※ 本調査研究の結果の公表につきましては、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室にオブザーバーとして参画していただき、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所の業務に資する内容を取りまとめて、冊子で配布するとともに重要なポイントをまとめ、HP上で公開することとしております。それぞれの資料について、どのような形にして記載するかについては、所管官庁である厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の指導の下、精査を行うとともに、オブザーバーとして、参画いただいている内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室にも確認いただきます。

◆ アンケート調査への回答は、以下の URL からご入力をお願いいたします。

<https://questant.jp/q/dv>

- ※ 本調査における「子ども」とは、児童福祉法における「児童」（18歳未満）を指します。
- ※ 本調査は、「戻る」ボタンで戻ることは可能ですが、入力内容は一時保存できません。
- ※ 本調査の集計・回収は、セキュリティに十分配慮した上で行い、終了後は速やかにオンライン上から削除されます。

【調査項目】

----- (改ページ) -----

1. 貴配偶者暴力相談支援センターについてご記入ください。

- ① 配偶者暴力相談支援センターの名称（自由記述）
- ② 所管する自治体名（自由記述）
- ③ 所管する自治体の部局名（自由記述）
- ④ 連絡先電話番号（自由記述）

----- (改ページ) -----

2. 貴センターと関係機関の**組織体制**についてご記入ください。なお、「同一の組織」とは、一つの組織の中に両方が入っている、又はどちらかの機関の中にもう一つの機関の機能があることを意味します。

2-1 婦人相談所（全都道府県が設置）

- ① 同一の組織（婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターを兼務している場合を含む）
- ② 別の組織
- ③ 所管する地方自治体には設置されていない

2-2 児童相談所

- ① 同一の組織
- ② 別の組織
- ③ 所管する地方自治体には設置されていない

2-3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全都道府県が設置）

- ① 同一の組織
- ② 別の組織
- ③ 所管する地方自治体には設置されていない

2-4 男女共同参画センター

- ① 同一の組織
- ② 別の組織
- ③ 所管する地方自治体には設置されていない

2-5 この他に、同一組織として体制を組んでいる機関があれば教えてください（例：障害者相談センター）。なお、組織として同一体制の機関を書いてください。所長の兼務のみの場合等は含みません。

（自由記述）

----- (改ページ) -----

3. 貴センターと関係機関（貴センターを設置した自治体が所管しているもの）の場所についてご記入ください。なお、貴センターと各関係機関が同一組織となっている場合で、組織全体が同じ場所にある場合は①、児童虐待担当とDV担当が別々の場所にある場合は②、設置されていない場合は③、所在地を公表していない場合は④を選択してください。

3-1 婦人相談所（全都道府県が設置）

- ① 同一建物・同一敷地内
- ② 貴センターの管轄地域内の別の場所にある
- ③ 貴センターの管轄地域内にはない（貴センターの管轄地域内に設置されていない場合を含む）
- ④ 貴センターの場所を秘匿しているため回答できない

3-2 児童相談所

- ① 同一建物・同一敷地内
- ② 貴センターの管轄地域内の別の場所にある
- ③ 貴センターの管轄地域内にはない（貴センターの管轄地域内に設置されていない場合を含む）
- ④ 貴センターの場所を秘匿しているため回答できない

3-3 男女共同参画センター

- ① 同一建物・同一敷地内
- ② 貴センターの管轄地域内の別の場所にある
- ③ 貴センターの管轄地域内にはない（貴センターの管轄地域内に設置されていない場合を含む）
- ④ 貴センターの場所を秘匿しているため回答できない

3-4 この他に、同一建物・同一敷地内に併設されている関係機関があればご記入ください。

なお、貴センターが場所を秘匿しているため回答できない場合は、そのようにご記入ください。

（自由記述）

-----（改ページ）-----

4. DV 事案の対応において、DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性がある場合に、貴センターと次に示す他の機関について、連携しやすくなるために工夫していることを以下の選択肢から選び、その内容を記入して下さい。なお、子どもへの虐待には、身体的暴力だけでなく、家庭内における DV として心理的虐待となっているような場合等も含みます。当てはまるものをすべてお選びください。

4-1 婦人相談所（全都道府県が設置）

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会を活用しての連携（情報共有及び役割分担）（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑪ 貴センターと管内の婦人相談所は同じ機関である

4-2 児童相談所

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会を活用しての連携（情報共有及び役割分担）（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 互いの機関において（もしくは合同で）児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

4-3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会を活用しての連携（情報共有及び役割分担）（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

4-4 男女共同参画センター

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会を活用しての連携（情報共有及び役割分担）（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑪ 管内の男女共同参画センターは配偶者暴力相談支援センターの機能を担っている

4-5 市区町村の母子保健主管部局（保健センター等）

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会を活用しての連携（情報共有及び役割分担）（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

4-6 母子生活支援施設

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会を活用しての連携（情報共有及び役割分担）（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

4-7 基礎自治体が開設している子育て支援関係施設（地域子育て支援拠点等）

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会を活用しての連携（情報共有及び役割分担）（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

4-8 学校や教育委員会（保育園、幼稚園を含む）

- ① 連携のために必要な情報を共有するための協定等の取り決め（公式な取り決めに限らず、担当部署や担当者間での覚書や非公式な取り決め等も幅広く含む）（自由記述）
- ② 連携の流れを示したガイドライン・マニュアル等の作成・共有（自由記述）
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議を開催（自由記述）
- ④ 要保護児童対策地域協議会を活用しての連携（情報共有及び役割分担）（自由記述）
- ⑤ 相互に人事交流を実施（自由記述）
- ⑥ 関係機関間で児童虐待・DV 事案等に関する研修の実施（自由記述）
- ⑦ 周知啓発での協力（市民向けの講演会の共同開催等）（自由記述）
- ⑧ その他の取組（調査協力等）【取組内容を記入してください】（自由記述）
- ⑨ 特に取り組んでいない【その理由を記入してください】（自由記述）
- ⑩ 今後連携していく予定【取組内容を記入してください】（自由記述）

----- (改ページ) -----

5. 平成 30 年度の DV 事案の対応における貴センターの全相談件数と、そのうち児童虐待も関わっているとみられる事案で児童相談所と連携した事案の件数を教えてください。対象は児童相談所のみとし、福祉事務所と連携した事案件数は含まないでください。なお、連携した事案とは「両機関で打ち合わせや会議を行う」、「定期的な連絡会議・ケース会議を行う」、「被害者対応を両機関の担当者共同で検討・実施する」といった、具体的に情報共有や検討をした場合だけでなく、通告をした場合や、電話・FAX・メール等で連絡・情報提供したのみの場合も幅広く含めてください。

5-1 全相談件数

- ① 0～50 件
- ② 51～100 件
- ③ 101～200 件
- ④ 201～300 件
- ⑤ 301～400 件
- ⑥ 401～500 件
- ⑦ 501～1,000 件
- ⑧ 1,001 件以上

5-2 児童相談所と連携した事案の件数

- ① 0 件
- ② 1～5 件
- ③ 6～10 件
- ④ 11～25 件
- ⑤ 26～50 件
- ⑥ 51～100 件
- ⑦ 101～200 件
- ⑧ 201 件以上

----- (改ページ) -----

6. DV 事案の対応において、DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性があることを把握した場合に、貴センターは児童相談所と具体的にどのような方法で連携していますか。また、平成 30 年度において、連携や対応は DV と児童虐待の重複が疑われる事案に対して、どの程度の割合で行いましたか。実施している対応方法や対応の流れについて、虐待被害の可能性を把握した際に行うおおよその頻度（児童虐待の可能性のある事案数に対する各連携を行った事案数の割合）を教えてください。なお、児童相談所との連携事案についてのみご回答ください（福祉事務所は含まない）。

また、平成 30 年度に児童虐待を把握した事案がない場合、すべての設問で「実施していない」を選択してください。

例：児童虐待の可能性のある取扱い事案数が 20 件、当該選択肢の方法による連携を実施した数が 8 件の場合→40%（26～50%を選択）

【頻度はマトリックスで選択：51%以上／26～50%／11～25%／0～10%／実施していない】

- ① 電話・FAX・メール等で児童相談所に連絡する
- ② 市区町村の児童虐待担当部署に電話・FAX・メール等で連絡する
- ③ 要保護児童対策地域協議会の個別ケースの検討会議に配偶者暴力相談支援センターも出席している
- ④ 事案の対応について、児童相談所の担当者と対面で会い、対応方針について確認や検討をしている
- ⑤ DV 被害者とその子どもの保護等の対応の際は、事前に児童相談所に連絡をしている
- ⑥ 児童相談所に連絡後も、一定期間を経過した後も、児童相談所に状況の確認や情報提供等の連絡をしている
- ⑦ DV 被害者に児童相談所を紹介している
- ⑧ その他（内容を記入し、その頻度も教えてください）（自由記述）

----- (改ページ) -----

7. DV 事案の対応において、DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性があるとして把握した場合に、貴センターが児童相談所と連携した対応事例を教えてください。好事例と反省事例と考えられる事例を一つずつ記入してください。なお、児童相談所との連携事案についてのみご回答ください（福祉事務所は含まない）。事例の端緒、DV 被害者と加害者の同居の有無、介入のタイミング、子どもの一時保護の有無、DV 被害者の保護の有無、経過・現在の状況等、連携の流れや対応内容が分かるよう、できるだけ具体的に記入してください。

（自由記述）

7-1 好事例（自由記述）

7-2 反省事例（自由記述）

-----（改ページ）-----

8. DV 事案の対応において、DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性があるとして把握した場合に、貴センターは児童相談所以外の他の機関等と連携したことがありますか。当てはまるものをすべてお答えください。

- ① 警察
- ② 自治体（例：福祉事務所、市区町村の保健センター等）【部局名を記入してください】（自由記述）
- ③ 民間の被害者支援団体
- ④ 学校（保育園、幼稚園を含む）
- ⑤ 子どもの保護者の勤務先
- ⑥ 親族
- ⑦ その他（→自由記述）
- ⑧ 他機関と連携したことはない

9. その機関と連携したのはなぜですか。連携先機関ごとに、具体的に理由と連携方法を教えてください。【Q8=⑧以外に質問】

（自由記述）

-----（改ページ）-----

10. 児童虐待とDVの重複が疑われる事案への対応に関して、虐待被害者である子どものサポートをどうするか、被害状況の調査や、事案への介入をどうするか等について、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が連携する上での課題や、困っている点はありませんか。当てはまるものをすべてお選びください。

- ① どのタイミングで連携したらよいか分からない（子どもの安全確保とDV被害者保護に関する介入のタイミングが異なる等）
- ② 連携先の部署・担当者が分からない（県外に転居してしまった場合等）
- ③ 児童相談所の機能がよく分からない（どのような対応ができるのか等）
- ④ 児童虐待の可能性があるのかどうかの判断が難しい
- ⑤ 連携するべき事案かどうかの判断が難しい
- ⑥ 情報共有をしてよいかどうかの判断が難しい
- ⑦ 情報共有ができないため、連携が難しい
- ⑧ 児童相談所とは保護する対象や、介入・対応に関する考え方が異なる（保護の優先順位が異なるという懸念等）
- ⑨ DV被害者がDV加害者から離れ安全を確保された後の対応が異なる（児童相談所は、児童虐待加害者指導のために、子どもを保護した後もDV加害者に接触を持つ等）
- ⑩ DV被害者からの電話等の間接的な方法のみでは児童虐待のリスク評価が十分できないと感じる
- ⑪ DV被害者を含めた対応を検討している間に、児童相談所による子どもの強制的な保護が検討・実施されてしまう懸念がある
- ⑫ その他（自由記述）
- ⑬ 連携に関して課題や困っていることは特にない

 11. 課題と考える事項について、その理由をできるだけ具体的に教えてください。【Q10=⑬

以外に質問】

（自由記述）

-----（改ページ）-----

12. DV 被害者が DV の被害を訴えない（訴えられない）場合に、DV 被害者の子どもへの虐待被害についても明確に述べず、また児童相談所が DV 加害者に直接接触できないといったケースが想定されます。そうした児童虐待と DV が同時に絡んでいる可能性がある事案について、包括的な評価を行い、連携して対応するために、以下の項目の**必要性**はどの程度だと考えますか。

【回答はマトリックスで選択：絶対必要だと思う／できるなら必要だと思う／あまり必要だと思わない／まったく必要だと思わない】

- ① 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が集まって、情報交換してリスク評価や初期介入について話し合う
 - ② 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が同じアセスメントや初期介入に関する書類（または電話やメール等）を用いる
 - ③ 子どもが虐待被害について支援・保護を受けられるよう、児童相談所につなぐ
 - ④ DV 被害者やその子どもの心身のダメージの評価の指標として、DVSI 等の DV の程度の評価尺度、トラウマやうつ病の検査を用いるなど、子どもの状態の評価を行い、多くの機関で共有する
 - ⑤ DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性があるか、電話等のみで評価することは難しい場合があり、その場合は、児童相談所や警察等に連絡して、確認を行ってもらう
 - ⑥ 虐待被害児童を精神科クリニック等につなぐことにより、評価や治療を行う
 - ⑦ DV 加害者（児童虐待の加害者）を加害者更生あるいは児童虐待加害者に対するプログラムにつなぐ
 - ⑧ DV 被害者とその子どもが DV 加害者（子どもの保護者）と分離された後にも、攻撃性、不登校等が生じた場合、配偶者暴力相談支援センターとしてアフターフォローを行う
-

13. 前述の各項目の**実行可能性**はどの程度だと考えますか。

【回答はマトリックスで選択：既に実行している／おそらく実行できると思う／実行は難しいと思う／実行できないと思う】

- ① 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が集まって、情報交換してリスク評価や初期介入について話し合う
- ② 家の中でどのようなことが起きているかについて把握するために、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市区町村、福祉事務所、学校等関係機関が同じアセスメントや初期介入に関する書類（または電話やメール等）を用いる
- ③ 子どもが虐待被害について支援・保護を受けられるよう、児童相談所につなぐ
- ④ DV 被害者やその子どもの心身のダメージの評価の指標として、DVSI 等の DV の程度の評価尺度、トラウマやうつ病の検査を用いるなど、子どもの状態の評価を行い、多くの機関で共有する
- ⑤ DV 被害者の子どもに虐待被害の可能性があるか、電話等のみで評価することは難しい場合があり、その場合は、児童相談所や警察等に連絡して、確認を行ってもらう
- ⑥ 虐待被害児童を精神科クリニック等につなぐことにより、評価や治療を行う
- ⑦ DV 加害者（児童虐待の加害者）を加害者更生あるいは児童虐待加害者に対するプログラムにつなぐ
- ⑧ DV 被害者とその子どもが DV 加害者（子どもの保護者）と分離された後にも、攻撃性、不登校等が生じた場合、配偶者暴力相談支援センターとしてアフターフォローを行う

----- (改ページ) -----

14. 児童虐待とDVが同時に絡んでいる可能性がある事案への対応において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が連携するために、どのような制度や仕組みが有効と考えますか。当てはまるものをすべてお答えください。

- ① 連携のために必要な情報を共有するための法制度整備
- ② 連携の流れを示したガイドライン
- ③ 連携先の担当部署や担当者との定期的な会議の開催
- ④ 連携の必要性を判断するためのアセスメントツール
- ⑤ 連携の必要性を判断するための基準
- ⑥ DV 被害者（子ども含む）が支援を求めたとき、タイミングを逃さず相談できる体制整備
- ⑦ その他（自由記述）
- ⑧ 特に必要な制度や仕組みはない

----- (改ページ) -----

15. 児童虐待とDVが同時に絡んでいる可能性がある事案への対応において、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携に関して、何かご意見がありましたら、自由にお答えください。

（自由記述）

----- (改ページ) -----

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき、どうもありがとうございました。

（了）

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
DV 対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究
報告書

令和2年3月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社
技術・安全事業部
TEL (03) 6858-3529

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業一覧（虐待関係分）

（1次公募）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp210315_00003.html

調査研究 課題番号	調査研究課題名
20	一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究
21	一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究
22	アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究
23	保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究
24	要保護児童等に関する情報共有システムの効果的な活用方法及びその他のシステムとの効果的な連携のための調査研究
25	児童相談所におけるICTやAIを活用した業務の効率化に関する調査研究
26	SNSを活用した児童虐待等に関する相談の効果的な運用に関する調査研究
27	ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究
28	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案における安全確保策に関する調査研究
29	児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究
30	子ども家庭福祉の新たな資格に関する調査研究
31	養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究

(2次公募)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp210315_00004.html

調査研究 課題番号	調査研究課題名
4	児童相談所における要保護児童等の援助事例の実態に関する調査研究
5	市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究
6	警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の収集・分析に関する調査研究

2021年度に実施された研究等について

(子どもの虹情報研修センター)

子どもの虹情報研修センター（以下、センター）では、センターが実施する研修で得られた情報の分析や児童虐待に関する文献研究、さらには児童福祉現場における臨床研究をはじめとして、今日的に重要と思われる課題について研究を行い、成果をセンター研修に活かすとともに、現場で役立てていただくことを目的として研究活動を実施しています。

センターの研究は、次の4つの枠組みで行っています。

- (1) 人材育成に関する調査研究
- (2) 文献・研究等の収集と分析
- (3) 児童虐待に関する海外の状況の把握と分析
- (4) 課題研究（臨床現場研究）

以上の枠組みの中で、2021年度は計7研究を実施しました。以下に行った研究等の概要を紹介します。

I. 2021年度の研究

(1) 人材育成に関する調査研究

人材育成に関する調査研究 2 :

専門職の養成・育成における実習及び実務訓練

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部）

1. 問題と目的

現在、わが国では児童福祉司等の児童家庭ソーシャルワーカーの専門性の向上と、それに伴う国家資格化が課題となっている。2019年の改正児童福祉法において、児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援者の資格の在り方や資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加えることが規定され、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会に「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」が設置された。その結果、子ども家庭福祉分野で支援を行う者の専門性の向上が必要不可欠とされ、資格・研修・人材育成の在り方、人事制度・キャリアパスについて目指すべき方向性としての「とりまとめ案」が作成された。

本研究の1年目にあたる2020年度は児童福祉以外の専門職、特に古くから国家資格を有している医学・法学・教育における国家資格の在り方（業務独占・名称独占等も含む）、その養成（コアカリキュラムの位置づけ・実習を含む）と任用後の育成研修について等の歴史的経過を概観し、各専門職の現状と今日的な課題を把握した。さらに、医学・法学・教育学間で比較検討する作業を通して、児童福祉領域の専門性の在り方（資格及び養成・研修等）に資する課題を検討した。この研究において明らかとなったことは、専門職の養成や育成にとって現場の実務訓練が重要な意味を持つということである。

続く本研究（2年目）では、任用後の育成計画等のビジョン、インターンシップ（実務経験システム）、スーパーバイズ、人事交流など、特に育成のレベルに合わせた実務訓練（OJT）に焦点を当て、児童相談所の児童福祉司を中心に子ども家庭福祉領域における実態、及び養成校で実施されている実習、スーパーバイズ等についても現状と課題を把握することを目的とした。

2. 研究の内容

以下4つの調査研究を行った。

1. 岡山県・神奈川県・横浜市・港区児相の4か所に対する人事育成についての資料提供、及びOJTに関するヒアリング調査
2. 防衛医科大学（熊谷裕生教授）に対する医学領域における人材育成（特に初期研修）についてのヒアリング調査
3. 日本社会事業大学（宮島清教授）に対する福祉領域における人材育成（特に実習）についてのヒアリング調査
4. 立命館大学（仲真紀子教授）に対して、多職種連携による「司法面接」研修プログラムに関するヒアリング調査

これらの調査結果をもとにして、2020年度に把握した医療、法曹、教育領域におけるOJTの状況との比較検討を踏まえて、子ども家庭福祉領域におけるOJTの体制や方法についての課題を分析・考察した。

（2）文献・研究等の収集と分析

児童虐待重大事例の分析

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

1. 問題と目的

2011年から2020年までに起こった児童虐待による死亡事例をはじめとした重大事件をピックアップし、それらについての文献、資料等を収集、分析を行った。2年計画の1年目である2021年度には2011年から2015年までの事件を対象とした。なおこの研究は、2000年から2010年までの事例を取り上げた「児童虐待重大事例の分析」（平成22年度、平成23年度報告書）に続くものである。繰り返し報道されるなどして、社会が注目し、児童虐待の防止制度や対応の在り方に影響を与えた事件を数十例抽出し、事例の内容、発覚後の経過、検証報告書などによる事例への評価、事件の影響などをまとめ、各事例に共通する事柄や重症化を予防する視点などを分析、考察することを目的とした。

2. 研究の内容

今年度は、以下の15事件を取り上げた。

①杉並区3歳里子虐待死事件、②岡山市16歳娘監禁致死事件、③柏市男児餓死事件、④朝霞市5歳男児暴行死事件、⑤横浜市雑木林6歳女児遺棄事件、⑥府中町小5女児暴行死事件、⑦尼崎市小3男子監禁事件、⑧葛飾区2歳女児虐待死事件、⑨富士見市ベビーシッター2歳男児虐待死事件、⑩厚木市5歳男児虐待事件、⑪足立区4歳次男遺棄事件、⑫川口市17歳少年祖父母殺害事件、⑬糸魚川市性被虐15歳女児嬰兒殺害事件、⑭西東京市中2長男虐待自殺事件、⑮相模原市男子中学生保護見送り自殺事件

以上の事件について、家族の状況、事件の経過、事件へのコメント、事件がもたらした影響、事件の個別性からの気づきや知見等について、当時の新聞記事や検証報告書や文献資料をもとにまとめた。

(3) 児童虐待に関する海外の状況の把握と分析

フランスにおける児童虐待防止の取組みに関する調査研究

研究代表者 川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）

1. 問題と目的

フランスでは、1889年、児童保護のための法律（「虐待され、又は精神的に遺棄された児童の保護に関する法律」）が制定された。親権の剥奪に対する司法判断についても定められたこの法律は、児童虐待防止に関する法律として世界的にみても初期のものである。現在の児童虐待防止・児童保護については、関連法令が多数あるだけでなく、関連する機関・団体も多数存在し、重層的で複雑なしくみとなっている。またフランス

は、出生率が1.87（2019年フランス国立統計経済研究所（INSEE））と先進国のなかでは高水準にあり、少子化対策の成果が出た国として知られている。

そこで本研究では、虐待防止の取り組みについて長い歴史と手厚い家庭支援制度を有するフランスの子どもと家族への包括的支援のしくみ及び児童虐待・児童保護対応について、制度・政策、主要な機関、支援と対応のプロセス、現状（統計）に関する情報を収集・整理し、日本にとって有用な視点を考察した。

2. 研究の内容

資生堂社会福祉事業財団が主催するフランス児童福祉リモート研修に参加し、情報を収集・整理し、分析を行った。研修は、2022年1月から2月にかけて12日間の日程で実施された。研修における視察先は、児童家庭担当行政、児童保護対応機関、通告電話サービス機関、里親支援機関、養子縁組あっせん・支援機関、在宅支援措置提供機関、施設（一時保護を行う養護施設、非行少年保護施設など）、医療機関、警察、教育機関等17ヵ所で、このほか、児童虐待の当事者、児童精神科医、現地在住の日本人研究者へのヒアリングを行った。

海外の児童虐待防止の取り組みに関する調査研究

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

1. 問題と目的

日本における子ども虐待対応体制を検討するために、海外における取り組みの情報は重要な基礎資料となる。現在、海外における相談体制や地域のネットワークによる支援、あるいは家族支援の取り組みに関して、まとまった情報は少ないのが実情である。そこで子ども虐待対応に焦点を当て、統計、法制度、支援機関、サービスの内容等、多角的に情報収集を行い、必要な情報を整理した。

2. 研究の内容

以下の通り、先進諸国の子ども虐待対応の概要、及び欧米の学術誌の情報の収集と整理を行い、情報のデータベースを作成し、主要な情報はセンターのホームページで公開をした。

(1) アジア（韓国）、北米（アメリカ、カナダ）、ヨーロッパ（イギリス、ドイツ）、北欧

(フィンランド)、オセアニア (オーストラリア)、以上7ヵ国の児童福祉所管省庁、統計管理局、児童保護機関、児童福祉研究所等のウェブサイトにおいて児童虐待対応の現状を把握できる情報を調査・収集し、まとめた。情報項目は、児童虐待及び児童保護に関する制度、児童虐待対応機関・職員の体制、児童虐待対応の流れ、支援サービス、社会的養護、及び児童虐待対応に関する統計などについてである。なお、統計情報については、児童虐待の通告、及び調査・アセスメントの件数と対象児童数、虐待の認定件数、代替養育の種類と人数、児童虐待による死亡事例数などについて、国ごとにまとめ、センターのホームページに公開した。

(2) ISPCAN の公式発行物である「Child Abuse & Neglect」と、イギリスの子ども虐待防止学会 (AoCPP ; Association of Child Protection Professionals) の発行物である「Child Abuse Review」に、2020年に掲載された論文のタイトルを翻訳し、執筆者、キーワードなどもあわせて、情報を一覧にまとめ、センターのホームページに公開した。

(4) 課題研究 (臨床現場研究)

児童心理治療施設のアタッチメントを核とした 治療的支援の体制作りの評価に関する研究

研究代表者 遠藤 利彦 (東京大学大学院教育学研究科)

1. 問題と目的

児童心理治療施設は、家庭環境等の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童に対して、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療、及び生活指導を主として行う施設である。90年代後半以降、被虐待児の入所が急増し、この10数年は入所児童の約8割を被虐待児が占めるようになっている。しかし、被虐待経験があり、児童心理治療施設に入所している児童期の子どものアタッチメント行動を、具体的に記述した研究自体がそもそも少ない。そこで本研究では、施設入所児童の具体的なアタッチメント行動の実態について明らかにすることを目指し、児童心理治療施設入所児1名の当直資料の分析を行った。

2. 研究の内容

9歳の入所児童についての当直資料の記述を用いた。アタッチメント理論に照らし、児童のアタッチメント行動と解釈されたエピソードを抽出し、整理した。

その結果、児童心理治療施設の児童1名のアタッチメント行動は、大きく5つのカテゴリ

一（未熟な言語運用・過度な接近・応答せざるを得ない振る舞い・矛盾した発信・ストレートな表出）に分類されると考えられた。例えば、ネガティブな情動が喚起されていると解釈された場面における、児童の具象的な言語表出は、言語運用が比較的流暢になってくる児童期に生じやすい、職員と児童の齟齬を招く例であるとも見受けられた。また、施設職員が応答せざるを得ないような、激しく攻撃的な行動や、職員には児童の意図するところが理解しがたいような、矛盾した発信は、職員から援助を引き出すことを難しくしてしまっている可能性が見出された。一方で、被虐待経験を有する子どもであっても、職員からの応答が得られやすいような、ストレートな表出をしている場面も見られた。

本研究では、児童期かつ、被虐待経験のある子どものアタッチメント行動を分析する目的で、当直資料を活用した。しかし、夜間帯の資料であるため、安全基地から探索行動に向かう記述は得られにくいという限界があった。そのため、今後は施設全体の生活に広げて、アタッチメント行動の抽出を試みていきたい。

**児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究
—要保護児童に対する児童家庭支援センターの在宅支援の現状—**

研究代表者 武田 玲子（明治学院大学社会学部）

1. 問題と目的

児童家庭支援センター（以下児家セン）の地域支援事業の現状と課題を共有し、全国統計から経年変化を分析したうえ、全国児童家庭支援センター協議会の協力のもと、児家センの職員に対してアンケート調査を実施し、児家センの地域の支援状況を明らかにする。本研究では、要保護児童に対する児家センの支援状況を検討するとともに、地域支援ネットワークの中で有用な機能を展開させるための体制や方策を見出すことを目的とする。

2. 研究の内容

まず全国児童家庭支援センター協議会の統計をもとに経年変化、3か所の児童家庭支援センターによる先駆的な実践状況（通常の児家セン事業に加えてショートステイ事業など実施）について報告をまとめた。

また全国の児家センと児家セン職員へのアンケート調査を行なった。全国児童家庭支援センター協議会の協力のもと、153か所の児家センに所属する児家セン職員812名にアンケート調査を送付した。全国の児家セン137か所(87%)、児家セン職員812名中624名(76%)の回答があった。

調査結果から、児家セン職員の携わっている率の高い仕事は「保護者相談、カウンセリ

ング」「関係機関との情報交換」であり、町村を除き「市町村との連絡調整」であった。児家セン職員としてニーズが高いと指摘した事業はすべての自治体規模において「育児不安等の相談」が上位にあがっている。政令市・児童相談所設置市の特徴としては、「ショートステイ・トワイライトステイ」のニーズが高く、一方、その他の地域で高いと考えられているニーズは「不登校支援」「発達相談・療育」などであった。

児家センの課題としては、職員の年代役割を問わず、「専門性」と「人材不足」があげられ、その改善のためには「運営費」の改善が指摘されていた。実践可能な方策としては、行政や関係機関との定期的な協議会などの「連携」、相談員や心理職の専門性に応じたスーパービジョンなどの「専門性の確保」、地域ブロックごとの「児家セン間の交流」等が導き出された。

アンケート調査からは、自治体規模により、職員が考えるニーズに違いがあるという結果であり、地域の社会資源の状況により、異なる傾向がうかがわれた。人口規模が多い地域ではショートステイ等レスパイトのニーズが高く、人口が少ない地域では包括的な支援が児家センに求められる傾向がみられた。

現状では、地域による偏りや専門性や人材についての課題があるが、児家セン職員によるアウトリーチ、食支援、子育て講座、育児不安の相談などから孤立する要保護児童への緩やかな介入が行われていた。そこから心理支援、レスパイト、子どもへの直接的支援につなげていく可能性があることも明らかになった。

地域での早期支援における保育所の役割と課題

研究代表者 久保田まり（東洋英和女学院大学人間科学部）

1. 問題と目的

「児童虐待の防止等に関する法律」や「保育所保育指針」において、保育所保育士は児童虐待を早期に発見する位置にあり、通告の義務、および虐待防止に努めることが明示化されている。しかし、保育現場においては、家族による虐待への明確な確証が持てないことや保護者との関係維持に対する保育士の不安が指摘されている(灰谷, 2017)。保育所は児童虐待ケースの受け皿になることが期待されており、児童虐待の対応や防止、親子支援の役割が求められているが、保育士の不安や苦慮は高く(笠原ら, 2011)、また、ネグレクトや心理的虐待は保育士に認識されにくい実態がある(石清水ら, 2012)。以上を踏まえ本研究では、顕在化しているケースと共に、虐待リスクを持つ潜在化している親子をも保育士が早期に発見し、保育所が組織的に対応する上での課題を検討することを目的とする。

2. 研究の内容

調査対象は、東京都、神奈川県、大阪府、愛知県の公立・私立保育園および子ども園の保育者19名とした。調査の方法としては、一人1時間半前後の半構造化インタビューを実施した(対面およびオンライン)。

調査結果から、要保護/要支援の子どもについて、日中の保育と観察を保育園に依頼し、保育園が受託する過程及びその後の継続的連携は、児童相談所や市・区の行政と連携が来ている地域と、あまりできていない地域とのかなりの差が見られた。また、在園児について、例えば、母親の友人が児相に通報し、身体面の観察を通した虐待の有無を児相が保育園に確認するなどのケースも見られた。

対応ケースとして、増えてきているのが、要保護/要支援までは行かぬものの、親側のメンタルの問題、一人親家庭、内縁関係のパートナーとの不和、経済的な厳しさ、親の性格傾向(他罰傾向など)や子育て観等々に起因して生じている「不適切な養育に近い」子どもへの対応の問題が挙げられた。いずれの場合も、保育者は、親を責めることなく、むしろ、親の聞き役や相談相手の立場をとっていることが多かった。また、両親ともに専門職で、知的にも経済的にも安定している家庭においても、不適切養育のリスクが存在していた。

不適切養育のリスクのある子どもでも(子どもほど)「毎日保育園に通ってさえいれば」食事や睡眠(午睡)、保育者との安定した関係性、遊びの時間など、安心安全な空間と時間が持続的に提供される。そして保育士との一貫した個別的関わりを通した愛着がはぐくまれる。そのため、保育士は、子どもが毎日保育園に通園し、保育園での生活の中で様々な経験をし、習慣を習得し、発達していくことへの支援を最重要視していた。

気になる子どもについて、担任のみならず、保育園全体、保育士全員で定期的ミーティング等の場で共有をしている保育園は、担任や若手保育士が抱え込まないように、園長先生、主任先生が組織作りをしていることが一つの特徴として挙げられる。

保育園、保育士自身に求められる支援としては、(定期的な巡回相談ではなく)いつでも相談できる心理職やソーシャルワーカーからのコンサルテーション、加配の充実、児相・市区の行政・要対協などとの情報共有と緊密な連携と相互支援などが主として挙げられていた。

調査票

都道府県市名
児童相談所名

1. 一時保護期間等について

令和4年4月1日から令和4年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースについて、各ケースごとに、①～⑧にお答えください。（当該期間内に一人の児童につき複数回の一時保護を実施した場合には、別ケースとして扱ってください。）

①所内一時保護、委託一時保護のどちらなのかご選択ください。

なお、一時保護開始から解除までの間に、所内一時保護と委託一時保護の切替が行われた場合は、より期間の長いものを選択してください（2箇所以上に委託している場合も期間は合算）。

②一時保護の理由

各ケースごとの一時保護開始の理由について、次の1～7から選択してください（複数選択可）。

1 児童虐待のおそれがあるため	2 少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたため	3 棄児、迷子その他の事情により現に適当な保護者または宿所がない児童を緊急に保護したため
4 その行動が自己若しくは他者の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼす児童またはそのおそれがある児童であるため	5 短期入所指導のため	6 アセスメントのため
7 その他		

※6のみを選択した場合は、具体的な事案について個人情報を含まない範囲でご記載ください（例：非行相談や性格行動相談による行動観察のため。）。

※7を選択した場合は、具体的な理由について記載ください。

③警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護

各ケースについて、警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護である場合には「○」を、そうでない場合には「-」を選択してください。

④一時保護開始日及びその時間帯

⑤身柄引受から児童相談所長の了解又は決裁等を経て、一時保護を開始するまでに要した時間

各ケースごとの身柄引受から一時保護開始までに要した時間について、次の1～2から選択してください。

1 24時間未満	2 24時間以上
----------	----------

※2を選択した場合は、その期間を利用して行った活動の具体的な内容について記載ください。

⑥一時保護終了日

※ ④と⑥を入力すると、⑥の右列のセルに自動で一時保護日数が表示されますので、経過記録等と整合するか念のためご確認下さい（編集はしないでください）。

⑦親権者等の同意の有無

各ケースごとの親権者等の同意について、回答欄にある時点（開始時、13日経過時）等で同意がなされた場合には「○」を、同意確認後改めて確認していない場合には「-」を、親権者間で同意・不同意が分かれている場合には「△」を、

同意がない場合（親権者等の意思確認ができていない場合、同意が撤回された場合も含む）には「×」を選択し、保護期間外である場合には空欄にしてください。

例えば、保護期間が52日で、共同親権の片方の親権者からの同意を6日目に確認後も引き続き両親権者の同意を確認し続け、30日目に両親権者からの同意を確認、それ以降は改めて同意を確認していない場合には、回答欄の「開始時」から「5日経過時」までは「×」（同意なし）、「6日経過時」から「28日経過時」までは「△」（片方の親権者のみから同意あり）、「35日経過時」は「○」（両親権者から同意あり）、「40日経過時」から「50日経過時」までは「-」（確認せず）、「55日経過時」以降の全ての欄は空欄にしてください。

なお、親権者等の意向が短期間に変わるケースの場合、親権者等が同意していても、不同意として取り扱う場合があると承知しておりますが、⑥については、あくまで各時点での親権者等の意向についてご記入ください

※ ④を入力すると、⑥の各セルの上段（灰色セル）部分に、各経過時点毎の日付が自動入力されます。⑥の入力の際の参考としてご利用ください。

⑧親権者等の同意の確認方法

各ケース毎の同意の取得方法について、次の1～6から当てはまるものを選択してください。

1 書面	2 電子メール又はFAX	3 口頭（録音あり）	4 口頭（録音なし）	5 同意なし	6 その他（具体的に）
------	--------------	------------	------------	--------	-------------

ケースNo	①所内・委託の別	②理由	③身柄付き通告	④一時保護開始日及び時間帯 ※2022年4月1日なら「2022/4/1」と入力	④'一時保護開始時間帯 ※営業時間中の場合は「①」を、営業時間外の場合は「②」を選択	⑤身柄引取から一時保護開始までに要した時間	⑥一時保護終了日	保護日数（自動計算）	⑦同意の有無（上段は④を各経過日数を足した日付【自動計算】）														⑧同意の確認方法	
									一時保護開始前	一時保護開始日	2日経過時	3日経過時	4日経過時	5日経過時	6日経過時	7日経過時	14日経過時	21日経過時	28日経過時	35日経過時	40日経過時	45日経過時		50日経過時
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
(②が「6」のみの場合) 具体的な事案																								
(②が「7」の場合) 具体的な理由																								
(⑤が「2」の場合) 具体的な活動																								

計 0 件

※5ケース以降は非表示にしておりますので、6ケース以上ある場合には適宜再表示してご記入ください（使わない行は非表示にしてください。）

2. 一時保護手続きの現状について

(1) 児童福祉法第33条第5項の申立書類の作成はどのように行うのでしょうか。児童相談所において、主に書面の作成を担う方を下記1～5より選択してください。「5」を選択する場合には、具体的にどのような方が担うか、立場・役職を含め記入してください。

1 担当児童福祉司が作成	2 法務担当事務職員が作成	3 弁護士（常勤）が作成	4 弁護士（非常勤、契約・嘱託、その他）が作成	5 その他（具体的に）
--------------	---------------	--------------	-------------------------	-------------

回答欄	
(5の場合) 誰が担うか	

(2) 児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定について、行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟が提起された件数及びその結果を記載ください（令和2年度〔令和2年4月1日～令和3年3月31日〕及び令和3年度〔令和3年4月1日～令和4年3月31日〕中に、取り下げが行われ、または、決定若しくは判決が確定した事例に限る）。その際、件数・事件数と結果の内訳の合計が必ず一致するようにしてください。

令和2年度分	児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する行政不服審査					児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する訴訟									
						取消訴訟					賠償請求訴訟				
	件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ

令和3年度分	児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する行政不服審査					児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する訴訟									
						取消訴訟					賠償請求訴訟				
	件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ

(3) 児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に係る行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟について、審理手続（申立てがなされてから裁決が出るまで）におおむねどの程度時間がかかるでしょうか。当てはまるものを下記1～10より選択してください。

1 2週間未満	2 2週間以上1ヶ月未満	3 1ヶ月～2ヶ月	4 2ヶ月～3ヶ月	5 3ヶ月～4ヶ月	6 4ヶ月～5ヶ月	7 5ヶ月～6ヶ月	8 6ヶ月～9ヶ月	9 9ヶ月以上	10 不服申立てをされたことがない
---------	--------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-------------------

行政不服審査	取消訴訟	賠償請求訴訟

3. 一時保護（特に司法審査）に関するご意見について

(1) 令和4年の児童福祉法改正により一時保護開始時の司法審査が導入されることになりましたが、ご意見ございましたら、記入してください。

回答欄（自由記載）	
-----------	--

(2) 一時保護開始日から7日間のうちに、照会をかけた関係機関について、次の1～9から選択から選択してください（複数選択可）。「9」を選択する場合には、どのような機関か記入してください。

1 医療機関	2 学校	3 保育園・幼稚園	4 児童養護施設	5 障害児通所支援・障害児入所支援施設	6 子育て短期支援事業実施機関	7 一時預かり事業実施機関	8 警察	9 その他
--------	------	-----------	----------	---------------------	-----------------	---------------	------	-------

回答欄 (8の場合) 具体的な機関名	
--------------------------	--

(3) 一時保護開始日から7日間のうちに、概ね取得している書面について、次の1～8から選択から選択してください（複数選択可）。「8」を選択する場合には、具体的な書面を記入してください。
また、7日間で取得できない書面については、その理由について記入してください。

1 戸籍謄本	2 住民票	3 医師の診断書	4 学校の担任等からの陳述書	5 要保護児童通告書	6 学校照会書	7 警察の捜査関係書類	8 その他（具体的に）
--------	-------	----------	----------------	------------	---------	-------------	-------------

回答欄 (8の場合) 具体的な文書名	
各書面毎に、取得に 時間を要する理由	

(4) 一時保護開始日から概ね8日間以上の時間を取得に要する書面について、次の1～8から選択から選択してください（複数選択可）。「8」を選択する場合には、具体的な書面を記入してください。
また、その具体的な期間について記入してください（一時保護開始から7日間のうちに、概ね取得している書面については空欄にしてください。）。

1 戸籍謄本	2 住民票	3 医師の診断書	4 学校の担任等からの陳述書	5 要保護児童通告書	6 学校照会書	7 警察の捜査関係書類	8 その他（具体的に）
--------	-------	----------	----------------	------------	---------	-------------	-------------

回答欄 (8の場合) 具体的な文書名	
--------------------------	--

戸籍謄本	住民票	医師の診断書	学校の担任等からの陳述書	要保護児童通告書	学校照会書	警察の捜査関係書類	その他

(5) 一時保護開始にあたり情報提供を受けたことのある機関について、次の1～9から選択から選択してください（複数選択可）。「9」を選択する場合には、どのような機関か記入してください。

1 医療機関	2 学校	3 保育園・幼稚園	4 児童養護施設	5 障害児通所支援・障害児入所支援施設	6 子育て短期支援事業実施機関	7 一時預かり事業実施機関	8 警察	9 その他
--------	------	-----------	----------	---------------------	-----------------	---------------	------	-------

回答欄 (8の場合) 具体的な機関名	
--------------------------	--

(6) 一時保護開始にあたり情報提供を求めたが断られた機関について、次の1～9から選択から選択してください（複数選択可）。「9」を選択する場合には、どのような機関か記入してください。

1 医療機関	2 学校	3 保育園・幼稚園	4 児童養護施設	5 障害児通所支援・障害児入所支援施設	6 子育て短期支援事業実施機関	7 一時預かり事業実施機関	8 警察	9 その他
--------	------	-----------	----------	---------------------	-----------------	---------------	------	-------

回答欄 (9の場合) 具体的な機関名	
--------------------------	--

(7) これまでに担当されてきた事案で、1. ②で回答いただいた理由以外で一時保護を開始されたものがございましたら、その理由について具体的に記入してください。

回答欄（自由記載）	
-----------	--

(8) 司法審査の導入に伴い、児童相談所における体制整備が必要と考えますか。次の1～3から選択し、「1」を選択する場合には具体的な内容を、「3」を選択する場合には、具体的な意見を記入してください。

1 必要である（具体的な内容）	2 必要でない	3 その他（具体的な意見）
-----------------	---------	---------------

回答欄 (1の場合) 具体的な内容	
(3の場合) 具体的な意見	

4. 児童福祉法第28条第1項各号に基づく審判手続き等の現状について

(1) 児童福祉法第28条第1項各号の申立書類の作成はどのように行うのでしょうか。児童相談所において、主に書面の作成を担う方を下記1～5より選択してください。「5」を選択する場合には、具体的にどのような方が担うか、立場・役職を含め記入してください。

1 担当児童福祉司が作成	2 法務担当事務職員が作成	3 弁護士（常勤）が作成	4 弁護士（非常勤、契約・嘱託、その他）が作成	5 その他（具体的に）
--------------	---------------	--------------	-------------------------	-------------

回答欄	
(5の場合)誰が担うか	

(2) 児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定について、行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟が提起された件数及びその結果を記入してください（令和2年度及び令和3年度中に、取り下げが行われ、または、決定若しくは判決が確定した事例に限る）。その際、件数・事件数と結果の内訳が必ず一致するようにしてください。

(単位：件)

令和2年度分	児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定に関する行政不服審査					児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定に関する訴訟									
						取消訴訟					賠償請求訴訟				
	件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ

令和3年度分	児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する行政不服審査					児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する訴訟									
						取消訴訟					賠償請求訴訟				
	件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ

(3) 児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定に係る行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟について、審理手続（申立てがなされてから裁決が出るまで）におおむねどの程度時間がかかるでしょうか。当てはまるものを下記1～10より選択してください。

1 2週間未満	2 2週間以上1ヶ月未満	3 1ヶ月～2ヶ月	4 2ヶ月～3ヶ月	5 3ヶ月～4ヶ月
6 4ヶ月～5ヶ月	7 5ヶ月～6ヶ月	8 6ヶ月～9ヶ月	9 9ヶ月以上	10 不服申立てをされたことがない

行政不服審査	取消訴訟	賠償請求訴訟

5. その他

(1) 児童相談所の業務に関し、業務負担に関する課題と、それに対する具体的な改善策（●●●の手続に関するマニュアルの作成や手続の簡素化等）がありましたらお答えください。

課題	
改善策	

※調査事項は以上になります。御協力いただきありがとうございます。

要保護児童等に関する情報共有システムについて

背景・目的

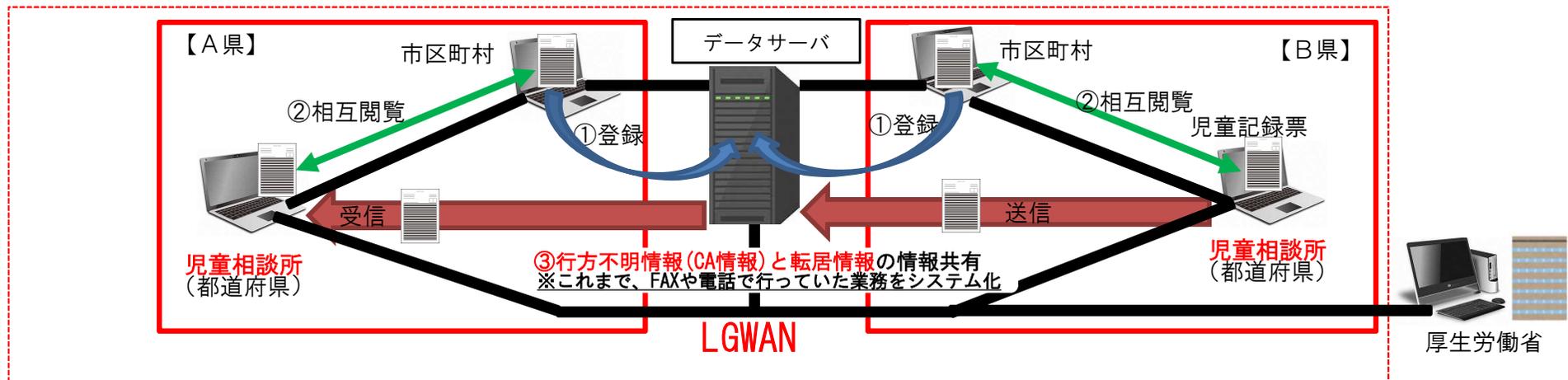
- ・ 近年発生した重篤な児童虐待事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に児童相談所間で迅速かつ的確に情報共有を行い、リスクの共有を図るとともに、児童相談所と市区町村において必要な情報共有を行うことができる仕組みが必要であることから、令和元年に情報共有システムの検討を進め、令和2年度に開発、令和3年4月から運用を開始したところである。(※)
- ・ 令和3年9月1日から、全国の児童相談所において、本システムを活用し、要保護児童等の行方不明情報及び転出転入情報の共有を一斉に開始。

※R3.4～児童相談所及び市区町村において、情報共有システムを利用するための組織の作成及びデータサーバへの児童記録票の登録などを随時行っている。

事業イメージ

情報共有システム

※ LGWAN-ASP (LGWAN (自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク) を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み) を活用



主な機能

- ①児童記録票の登録 … LGWANを通して、児童記録票を登録する。 →児相、市町村毎に登録
- ②相互閲覧 … 児相と所管市町村間で児童記録票の相互閲覧が可能。 →児相と市町村間の情報共有
- ③行方不明情報・転居情報の共有 →事案発生後、迅速に必要な情報の共有が可能